

全國都市問題會議會報特別號
第八回總會文獻（昭和十七年・神戸）

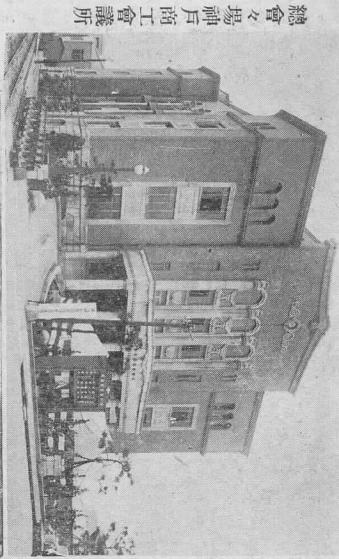
第八回總會要錄

全國都市問題會議

第八回總會要錄

敗局已定
書

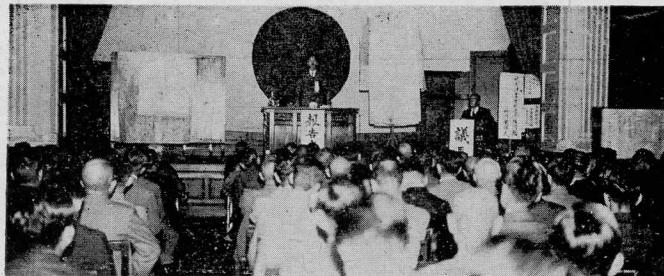
總會狀況



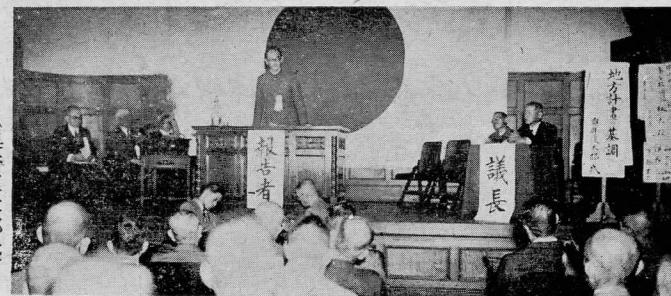
總會各場神后商工會議所



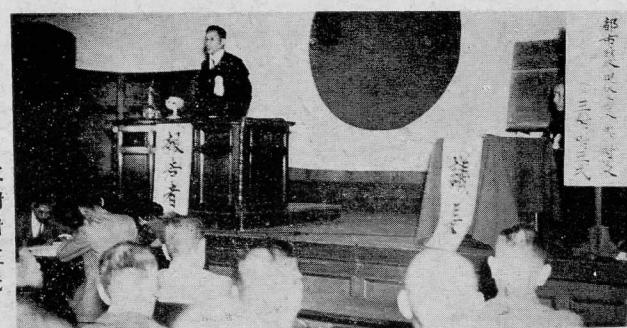
036344



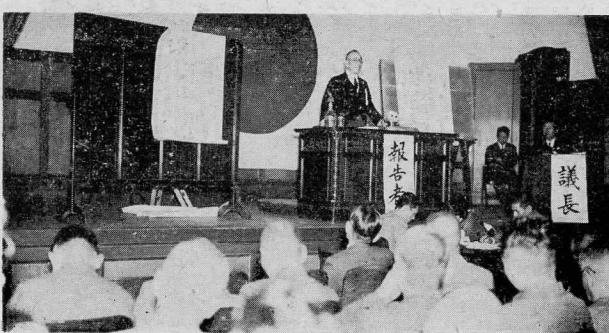
總會・第一議題主
報告者研究報告
(石川耀策氏)



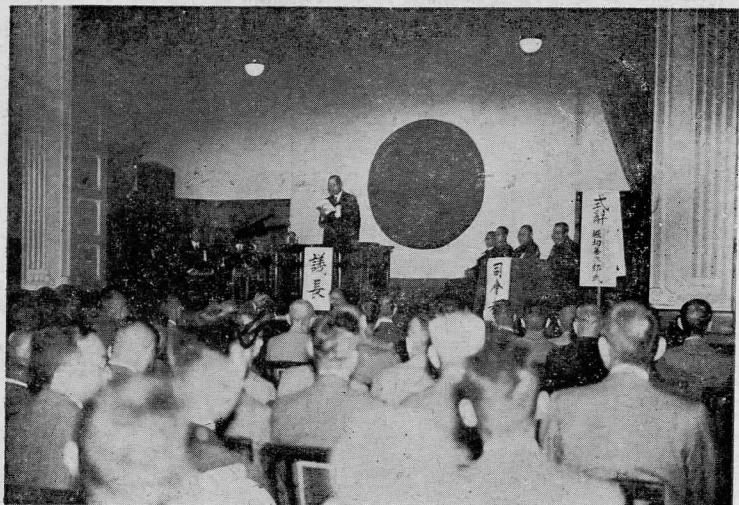
總會・第一議題主
報告者研究報告
(奥井復太郎氏)



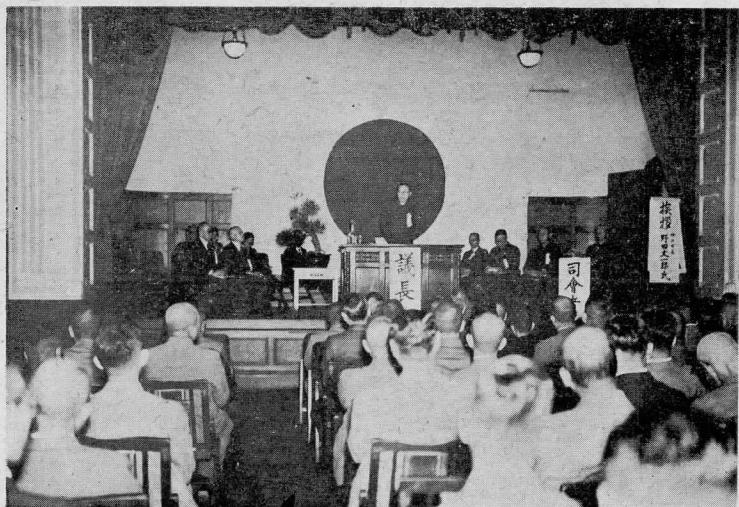
總會・第二議題主
報告者研究報告
(三樹樹三氏)



總會・第二議題主
報告者研究報告
(沙見三郎氏)



開會式・堀切會議理事辭式

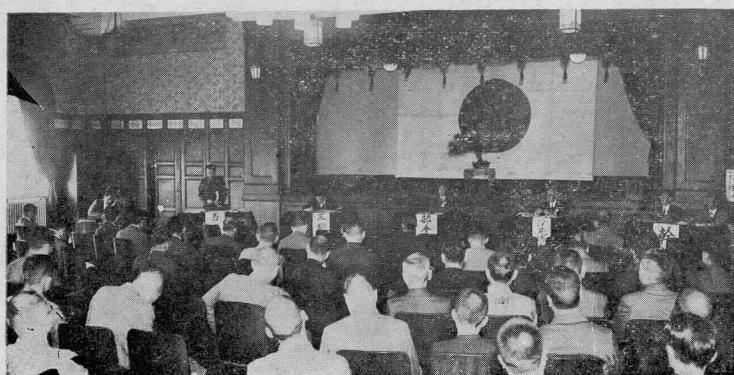


開會式・野田神戸市長挨拶

第一部會・報告及び討議



第二部會・研究圓卓會議



凡例

一本書は昭和十七年十月神戸市に於て開催の第八回全國都市問題會議總會に關する一切の記錄並に總會に於て述べられた報告・討議を輯錄したものである。

一本總會關係文献は本書及總會に先ち主報告の要旨並に總會參加申込會員中より提出せられた第一・第二議題に関する討議報告要旨を輯錄した「主報告・一般討議報告(要旨)」の二篇を以て組成するものである。

一本總會に於てはその運營に新機軸を加へたが、又、時局下印刷資材の關係もあつて別冊研究報告の刊行を爲さず、前項二篇の總會文献に總てを壓縮輯錄した。

一本書各部會に於ける討議報告の配列は概ね問題に従つてこれを一括することを旨としたが、内容の關係上必ずしも一貫するものではない。

一本書の刊行を以て第八回全國都市問題會議事務を終結する。この機會に、總會參加者各位に敬意を表し、又總會の爲め直接間接に寄與せられた官公私各方面、殊に終始格別の盡力を煩はした神戸市、並に近畿府縣市當局、言論機關、關係團體に厚き感謝を捧ぐるものである。

昭和十八年十月

目次

第一 總會準備

- 一 總會開催までの経過
- 二 總會日程細目
- 三 研究報告の蒐集刊行

第二 總會概況

- 一 總會第一日
 - 開會式 (三)
 - 湯澤内務大臣祝辭 (六)
 - 野田神戸市長挨拶 (八)
 - 主報告者研究報告 (三)
- 二 總會第二日
- 三 總會第三日
 - 第一部會 (四)
 - 第二部會 (五)
 - 第三部會 (五)
 - 閉會式 (三)

會議理事堀切東京市
政調査會副會長式辭 (四)

成田兵庫縣知事祝辭 (七)

總會議事 (10)

總會參加者に對する待遇

五 關係方面協力

二八

第三 報告及び討議内容

一 主 報 告

二九

地方計畫の基調	慶應義塾大學 教授 經濟學博士 奥井復太郎	言
地方計畫實現途上の諸問題 —生活圈を中心として—	都市計畫東京地方委員會技師 沢見三郎	堯
都市財政の現狀及將來とその對策	京都帝國大學教授 經濟學博士 沙田實	三
都市財政の現狀及將來とその對策	名古屋市助役 三樹樹	三久

二 特 別 報 告

二〇

近畿地方計畫と神戸の將來	神戸市港都局 工營課長 奥中喜代一	一・二
戰時都市財政制度確立の必要と防空費の問題	神戸市財務局長 山田正男	二三

三 第一部會一般討議報告

二一

我が國に於ける國土計畫並にその單位地方計畫の策定方針

現行計畫體系より國土計畫、地方計畫體系への移行	都市計畫大阪地方委員會技師 山田正男	二二
-------------------------	--------------------	----

地方計畫實施運營對策に就て

靜岡市臨時復興局 移轉課長兼資材課長 本田長次

地方計畫の策定事項と其の實現方策に就て

都市計畫東京地方委員會事務官 高橋登一

地方計畫の實施運營に關する問題

都市計畫北海道地方委員會技師 谷口成之

地方計畫具體化に就て

高崎市都市計畫課長 本多篤行

地方計畫に於ける都市と農村との經濟的交流關係

大阪市經濟研究所所研究員 谷口成之

地方計畫區域の劃定に就て

堺市計畫課長 加藤善吉

地方計畫地域制に就て

都市計畫兵庫地方委員會技師 伊藤鉄太郎

地方計畫地域制と都市計畫地域制との關係及其の運營に就て

都市計畫東京地方委員會技師 吉田安三郎

地方計畫と地域制

神戸市港都局總務課 中田理夫

地方計畫の中心課題たる地域計畫に就て

内務省國土局技師 内務省國土局計畫課 加納治郎

地方計畫と行政區劃の整備

神戸市港都局總務課 宮崎辰雄

思想としての地方計畫

都市計畫山形地方委員會技師 内藤勝一

地方計畫の現段階について

財團法人東京市政調查會研究員 幸島禮吉

都市疎開實施對策に關する一試案

静岡市臨時復興局
移轉課長兼資材課長

小都市を對象とした地方計畫職能人口の分析的考察 委員會 都市計畫兵庫地方

大都市發展の統制問題 一：公六

- 地方計畫との關聯に於ける大都市發展の統制問題
題に就て 本田長夫：八
大都市人口問題と地方計畫 東京市市長室企畫課 神原賴惠：一五

- 集團的住宅地建設の地方計畫的意義 東京市市長室企畫課 部都市計畫課 神原瀨清：一五

- 住宅政策と地方計畫 住宅營團研究部 住宅營團技師 井幸次郎：二〇
人口配分計畫と住居施設の供給方策 調查課長 石原憲治：三一

- 地方計畫より觀たる都市計畫區域 東京市市長室企畫課 技師 住宅營團研究部 龜井幸次郎：二〇
地方計畫と綠地 東京市市長室企畫課 部都市計畫課長 入西山卯三：二六

- 產業立地の動的構想 京都帝國大學教授 後藤曠二：三三

- 地方計畫と綠地 京都帝國大學教授 關口鐵太郎：三〇

- 關東地方に於ける工業配分と地方計畫の實際に就て 東京商工會議所 根岸情治：三三
東京市防衛局計畫課 第二計畫掛技師 平林恒雄：三一

- 東京市の綠地的防空對策 東京市防衛局計畫課 第二計畫掛技師 平林恒雄：三一
地方計畫具體化の一例 —白河庄復興に於ける諸問題— 技師 華中村綱三：三七

地方の開發振興に就て留意すべき問題
—相模原都市建設事業を通じて— 神奈川縣都市計畫課長 野坂相如：三九

- 近畿地方計畫の策定方針 都市計畫大阪 地方委員會技師 同厚生博士 田山田正男：三九

- 近畿地方計畫と健民地 林學博士 田山村剛：三九

地方計畫としての都市蔬菜自給圈の諸問題
—京阪神地域に於ける具體的考察— 東洋大學講師 宮出秀雄：八三

- 大阪地方に於ける國土計畫と其原則的考へ方に就て 大阪地方國土計畫交通委員會委員 柴谷善次郎：三九

- 部品外注關係より見たる中京の交通機工業 都市計畫愛知地方委員會技師 柴谷善次郎：三九

- 「第一部會一般討議報告の後に」 東洋大學講師 宮出秀雄：八三

- 「第一部會一般討議報告に就て」 第一議題主報告者 柴谷善次郎：三九

- 「第一部會に於ける一般討議報告に就て」 慶應義塾大學教授 石川榮耀：三九

四 第二部會一般討議報告 三三

- 都市財政政策の基調 大阪商科大學助教授 藤谷謙二：三三
新稅制下の都市財政力 調查會研究員 藤田武夫：三三

市債發行條件より觀たる地方團體中央金庫制度

の必要性

東京市土木局庶務課計理掛長 稲川増雄・三〇

時局に既應して國費及地方費の負擔區分を根本的に

是正し大都市財政の時局擔當性を強化すること 京都市理財局長 夏秋義太郎・三三

新稅制下に於ける彈力性負擔關係より視たる分與稅

制の改正

東京市市長室企畫部豫算課調査掛長 梶原勝衛・三三
東京市經理局收納課長 齋藤義家・三五

東京市神田區長岡田光藏氏提唱の「國費地方費

負擔區分の再検討」に就て

東京市市長室企畫部豫算課調査掛長 梶原勝衛・三三
東京市經理局收納課長 齋藤義家・三五

獨立稅調髮稅の提唱と市民稅の再検討

第八回總會參加者名簿

東京市市長室企畫部豫算課調査掛長 梶原勝衛・三三
東京市經理局收納課長 齋藤義家・三五

第二部會研究圓卓會議速記錄

改正會議規約

第八回總會掛員事務分擔表

東京市市長室企畫部豫算課調査掛長 梶原勝衛・三三
東京市經理局收納課長 齋藤義家・三五

第八回總會分擔表

東京市市長室企畫部豫算課調査掛長 梶原勝衛・三三
東京市經理局收納課長 齋藤義家・三五

第一總會準備

一 總會開催までの経過

第八回全國都市問題會議總會は、昭和十七年十月二十二日から二十四日まで、三日間に亘つて、神戸商工會議所に開催せられた。時恰かも、大東亞戰爭下、國家は總力を擧げて、必勝不敗の態勢を整へ、一億國民は戰爭目的完遂に向つて邁進しつゝあつたので、本總會も、おのづから戰時色を帶び、緊張の色は極めて濃く、參會者一同、また都市問題の解決、人類都市文化の建設に一大寄與をなし、大東亞共榮圈の確立に貢獻せんとの熱意に溢れたのである。

第八回總會は、かやうに戦時下に開催せられたので、開催に到る準備の過程においても、この大戰爭の影響を免ることを得なかつたのである。即ち、昭和十六年三月十九日の理事會において、第八回總會の開催地を神戸市と決定した（會告第四十七號、會報第二十四號）が、つゞいて本總會における議題を、第一議題「地方計畫具體化に關する諸問題」第二議題「都市財政の現狀及將來とその對策」の二つとなすことを、前記理事會の決議に基いて事務局並に在京理事が協議決定したのである。（會告第四十九號、會報第二十五號）

更に前記昭和十六年三月十九日の理事會において、本總會開催の期日については一應昭和十七年五月末頃の豫定とし、事務局に一任することに決定を見たのである。しかるに、同年十二月八日、わが國は米英擊滅の大戰爭に突入することになり米、英に對する宣戰の大詔を拜したのである。こゝに於てか、この時局の推移を靜觀しつゝも總會開催の準備に努めつゝあつた事務局に於ては、しばらく總會の開催期日を延期する必要に迫られたのである。即ち、昭和十七年三月三十日開催の理事會は、開催期を昭和十七年十月二十二日（木）より三日間と決定すると同時に、第八回

總會開催要項を附議決定したのである。（會告第五十一號、會報第二十六號）

事務局に於ては、以上の總會議題の決定を見たるのち、兩議題の解説（會報第二十五號）を試みる他方、銳意關係資料の蒐集に努め、第一議題關係については會報第二十六號、第二議題關係については會報第二十七號を以つて、それぞれ文献目錄を會員に通告したのであつた。

議事方法については、事務局において研究を重ねた結果、從來の通り、兩議題に關する主報告者の報告に次いで、部門を各議題關係に分ち、部會を開いて、參加會員の報告及び討議を行ふこととした。主報告者の選定も、第一議題關係は都市計畫東京地方委員會技師石川榮耀氏、慶應義塾大學教授經濟學博士奥井復太郎氏、第二議題關係は京都帝國大學教授經濟學博士汐見三郎氏、名古屋市助役三樹樹三氏の四氏を煩はすこととし、何れも昭和十七年三月三十日開催の理事會において決定を見たのである。（會告第五十一號、會報第二十六號）

かくして、昭和十七年九月二十五日東京市政調查會において第一議題に關する準備委員會を開催、參會者は東京市政調查會田中專務理事、都市計畫東京地方委員會石川技師、同高橋事務官、大阪市審議室土井第二部長、名古屋市藤川企畫課長、京都市光明厚生部長、神戶市奧中工營課長、横濱市小野調查課長、東京市政調查會弓家、平野兩參事等で部會の討議、報告要旨に基いて同部會の運營に關し協議したのである。

總會參加の勧誘に關しては、昭和十七年六月十三日より、開催要項を具して、正會員四六九、東京市區會議長、全國市會議長、六大都市各區長、各府縣知事及び各部長、全國大學總長及び各學部々長、新聞社、學界、協會等五三九、會議未加入の市長、大町村長、都市計畫地方委員會、商工會議所等一三五、横濱市局部課長及び市制施行準備中の町村一四二、横濱市を除く大都市各局部長、關係官廳、前總會出席者四〇〇、その他一般三五七、總計二、〇四二の會議參加招請狀を發した。而して、時局の關係上、定員を限定したので、參加申込も八月三十一日を以つて締切ること

としたが、同日までの參加申込者三四九に達し、尙、續々申込が絶えなかつたので、事務局においては開催地神戶市當局と百方接衝の結果、參加者を四〇〇に増員し、これに地元參加者及事務局側を加へて五五〇の參加者を見るに至つたのである。

總會文献に關しては、從來の本會議では、その總會に先だつて膨大なる文献を配布することを例としたが、今回は時局柄、用紙不足の實情に鑑み、總會前には主報告・一般討議報告（要旨）を配付することとし、この外神戶總會彙報第一號（總會日程及參加者注意事項）同第二號（總會日程細目）同第三號（總會參加者名簿）を刊行配付したのである。主報告・一般討議報告（要旨）は、刊行の豫定である總會における主報告者及び一般討議報告者の演述の速記を補正した「第八回總會要錄」と共に本總會に於ける資料の全部をなすものである。

かやうにして、事務局においては準備萬端を整へ、いよいよ神戶市における第八回全國都市問題會議總會の開催に臨んだのである。

二 總會日程細目

第一日 十月二十二日・木

參集時間 午前八時五十分

會場 神戶商工會議所

開會式 午前九時

(一) 宮城遙拜
(二) 默禱

總會準備

總會準備

(三) 式辭
(四) 祝辭
(五) 同
(六) 挨拶

總會

會	議	事務	理	事
財團法人東京市政調查會長				
內務大臣				
湯澤三千男閣下				
永田秀次郎氏				

會	議	事務	理	事
財團法人東京市政調查會長				
內務大臣				
成田一郎閣下				
野田文一郎氏				

(一) 事務報告及び議事方法に就ての報告

第一議題 主報告者研究報告

(二) 地方計畫の基調

(二) 地方計畫實現途上の諸問題

—正午休憩・晝食—

第二議題 主報告者研究報告 自午後一時至午後三時豫定

(一) 都市財政の現状及將來とその對策

(二) 都市財政の現状及將來と其の對策

京都帝國大學教授經濟學博士	慶應義塾大學教授經濟學博士
都市計畫東京地方委員會技師	名古屋市助役
石川榮耀氏	汐見三郎氏
田中廣太郎氏	三樹樹三氏

第二日 十月二十三日・金

參集時間 午前八時二十分

會場 神戶商工會議所

部會 自午前八時三十分至正午

- (一) 第一部會(第一議題關係)に於て會員の討議報告
- (二) 第二部會(第二議題關係)に於て會員の討議報告

神戶市長御招待會 正午

部會 自午後一時三十分至午後五時

- (一) 第一部會(第一議題) 午前に引續き會員の討議報告
- (二) 第二部會(第二議題) 午前に引續き會員の討議報告

第三日 十月二十四日・土

參集時間 午前八時二十分
會場 神戶商工會議所

部會 自午前八時三十分至午前十時五十分豫定

- (一) 第一部會(第一議題關係)に於て前日に引續き會員の討議報告
- (二) 第二部會(第二議題關係)に於て前日に引續き會員の討議報告

總會 自午前十一時至正午豫定

- (一) 會議機構改革
- (二) 會議理事互選

閉會式

- (一) 挨拶
- (二) 總會準備

會議事務局
財團法人東京市政調查會副會長

正午・晝食解散

本會議總會における研究報告は、都市問題に關する最も權威ある資料として一般に注目せられ來つたのである。謂はゞ、研究報告は本總會における精華である。従つて、事務局においても、この研究報告の蒐集、刊行については、最も力を注ぎ、その質量ともに充實、増加を期したのである。

まづ、研究報告の蒐集については、本總會參加勸誘と同時に研究報告要旨の提出方を促すと共に、その外一般都市問題關係者三五七に對し、討議要旨の提出を依頼したのである。特に六大都市々長に對しては、各部局課よりの提出方を求めた。更に第二議題に關しては、本問題に、特に關係の深い各市財務課長、稅務課長等三一に對し研究報告要旨の提出方を促すところがあつた。

かくして第一議題に關しては、主報告二篇、特別報告一篇、一般報告五八篇、第二議題に關しては主報告一篇、特別報告一篇、一般報告二篇が得られたのである。

三 研究報告の蒐集刊行

第一議題 地方計畫具體化に關する諸問題

議題

地方計畫實現途上の諸問題	都市計畫東京地方 委員會技師	石川 荣耀
地方計畫の基調	慶應義塾大學教授 經濟學博士	奥井復太郎
近畿地方計畫三神翁の寄稿		
特 別 報 告		
神戸市港都局長		
奥中喜代一		

一般討議・報告

思想としての地方計畫	委員會技師	内藤勝
現行計畫體系より國土計畫、地方計畫體系への移行	都市計畫大阪地方委員會技師	
我が國に於ける國土計畫並びにその單位地方計畫の策定方針	都市計畫大阪地方委員會技師	
都市計畫と地方計畫	東京市市長室企畫部都市計畫課	山田正男
地方計畫具體化に關する諸問題	東京市大森區長	尾崎巖
地方計畫の實施運營に關する問題	都市計畫北海道地方委員會技師	谷口成之
		天利新次郎

地方計畫の策定事項とその實現方策に就て	都市計畫東京地方委員會事務官	高橋登一
地方計畫具體化に就て	東京府厚生施設課長	本多篤行
地方計畫の基礎問題	都市計畫群馬地方委員會技師	水谷駿一
地方計畫具體化に關する問題	東京市經濟研究所調査會研究員	實
地方計畫に於ける都市と農村の經濟的交流關係	大阪市經濟研究所調査會研究員	幸島禮吉
都市發展の國民經濟的意義に就て	財團法人東京市政研會研究員	清水武夫
地方計畫途上に於ける農村計畫 — 輓近の發展の跡に徵して —	生産擴充研究會	平沼征
地方計畫區域の劃定に就て	堺市計畫課長	倉辻平治
地方計畫と行政區劃の整備	神戶市港都局總務課	田沼加藤善吉
地方計畫に於ける機構と行政區劃に關する若干の考察	神戶市港都局總務課	宮崎辰雄
地方計畫に伴ふ地方行政制度の改廢に關する問題	神戶市港都局總務課	藤野剛三
大都市と隣縣との共榮圈の確立	東京市戰時生活局配給部長	日本建築協會松永義雄
東京都區域決定の新要件	東京市戰時生活局配給部長	磯村英一
地方計畫の中心課題たる地域計畫に就いて	内務省國土計畫課	日本建築協會松永義雄
地方計畫と地域制	内務省國土計畫課	加納治郎
地方計畫地域制に就て	内務省國土計畫課	中田理夫
地域計畫と地域制	内務省國土計畫課	伊藤鉢太郎
地方計畫地域制と都市計畫地域制との關係及其の運營に就て	都市計畫兵庫地方委員會技師	吉田安三郎
地方計畫より觀たる都市計畫區域	東京市市長室企畫部都市計畫課長	小宮賢一
工業の國土計畫的配置と地方計畫	秩父セメント株式會社常務取締役	諸井貫一
產業立地の動的構想	京都帝國大學教授	後藤曠二
地方計畫と綠地	東京市防衛局計畫委員會技師	太田謙吉
地方計畫と綠地問題	東京市土木局道路建設課工事掛長	平林恒雄
地方計畫と厚生地	東京市土木局人口局技師	田村剛
東京市の綠地的防空對策	東京市防衛局計畫委員會技師	太田謙吉
地方計畫と交通に關して	東京市土木局道路建設課工事掛長	坪田正造
地方計畫策定上に於ける交通部面配置計畫の一元的統一と強力なる法制の確立を望むる	東京市港灣局小古間隆藏	三井健太郎
地方生活圈と交通についての一考察	東京市港灣局小古間隆藏	三井健太郎

懇 勉 準 備

地方計画に於ける道路

住宅政策と地方計画

集團的住居地建設の地方計画的意義

人口配分計画と住居施設の供給方策

國民厚生事業の計画配分と其の組織に就いて

地方計画との關聯に於ける大都市發展の統制問題に就て

大都市人口問題と地方計画

過大都市及び過小都市

小都市を對象とした地方計画職能人口の分析的考察

都市疎開實施対策に關する一試案

地方計画としての都市蔬菜自給圈の諸問題

特に京阪神を於ける具體的諸問題

地方計画実施運營対策に就て

地方計画と計畫制限に就て

地方計畫と地方開發の諸施設

大阪市土木部

三浦 行雄

庶務課

石原 憲治

住宅營團研究部

牧 賢一

調査課

石原 憲治

實踐局厚生部

龜井 幸次郎

東京市市長室企畫部

西山 卵三

住宅營團技師

弓家 七郎

財團法人東京市政

弓家 七郎

都市計畫兵庫地方

村瀬 清

静岡市臨時復興局

弓家 七郎

移轉課長兼資材課長

弓家 七郎

東洋大學講師

弓家 七郎

靜岡市臨時復興局

弓家 七郎

本移轉課長兼資材課長

弓家 七郎

東京市市長室企畫部

弓家 七郎

兵庫市計畫課長

弓家 七郎

都市計畫課長

弓家 七郎

野坂相如

弓家 七郎

神奈川縣

弓家 七郎

愛知縣

弓家 七郎

都市計畫課長

弓家 七郎

大阪地方國土計畫委員會委員

弓家 七郎

都市計畫大阪地方委員會技師

弓家 七郎

神戶市港務局

弓家 七郎

東京商工會議所

弓家 七郎

都市計畫愛知地方委員會技師

弓家 七郎

臺灣總督府技師

弓家 七郎

地方の開發振興に就て留意すべき問題
—相模原都市建設事業を通じて—

都市計畫と人事運營の問題

大阪地方に於ける國土計畫と其原則的考へ方に就て

近畿地方計畫の策定方針

京阪神工業地域と工場規制區域の指定に就て
關東地方に於ける工業配分と地方計畫の實際に就て
部品外注關係より見たる中京の交通機工業

東三河地區に於ける豊橋地方計畫の根本的企畫に就て

地方計畫具體化の一例
—白河庄復興に於ける諸問題—

第二議題 都市財政の現狀及將來とその對策

議題

主報告

都市財政の現狀及將來とその對策

都市財政の現狀及將來とその對策

名古屋市助役
京都帝國大學教授
經濟學博士

三樹 沙見 三郎

戰時都市財政制度確立の必要と防空費の問題

神戸市財務局長

山

田

實

一

新財政需要の動向とその財源

時局に即應して國費及地方費の負擔區分を根本的に是正し、大都市財政の時局擔當性を強化すること

大阪市財務課長

土

井

一

德

都市財政々策の基調

京都市財務部長

夏

秋

義

太

郎

國費地方費負擔區分の再検討

東京市神田區長

岡

田

光

藏

都市財政の現状及將來と其の對策

大阪商科大學

助

教

授

新稅制下に於ける彈力性負擔關係より觀たる分與稅制の改正

東京市經理局

藤

谷

謙

二

獨立稅調髮稅の提倡と市民稅の再檢討

大日本興亞同盟

收

納

課

長

齋

藤

義

家

新稅制下の都市財政力

東京市經理局

藤

田

雪

堂

都市財政と公益事業

東京市電氣局

齊

藤

義

家

市債發行條件より觀たる地方團體中央金庫制度の必要性

東京市水道局

西

野

喜

與

作

都市財政の臨戰態勢化に關する問題

東京市土木局

粕

川

增

雄

防空と水道の財政

庶務課計理掛長

金

子

吉

衛

戰時都市財政の運營と改善

財團法人東京市政

水

飼

幸

之

助

第二總會概況

一 總會第一日（十月二十二日）

第八回全國都市問題會議總會は、十月二十二日から三日間、神戸市海岸通り神戸商工會議所を會場として開催せられた。その第一日、十月二十二日、前日來、神戸市當局係員及び事務局派遣員の手によつて準備せられた一階、總會々場は秩序整然として參會者をまつ。表玄關の「第八回全國都市問題會議總會々場」の大看板もこの日特に光彩を放つてゐる。會場に「警戒警報發令の場合は會議はそのまま續行するも、空襲警報發令の場合、會議は中止せらるゝを以つて係員の誘導を俟ち退避せられ度」との注意書が戰時下會議の色を一人明らかにした。參會者は都市問題に熱心なる關心を有する人々、内地はもとより、遠く朝鮮、臺灣等の外地、滿洲國及び蒙疆政府等の友邦の各都市より續々馳せ参じ、午前八時五十分、第一日受付を了したる數は四四七に達した。これら熱心なる參加者を迎へて、第八回全國都市問題會議總會は日程に従つて、開會式を皮切りに豫定の如くすゝめられた。

開會式

開會式は午前九時、振鈴と共に開會、來賓席には、内務大臣代理飯塚理事官、兵庫縣松原總務部長、神戸市野田市長、同福岡助役、同後藤助役、神戸市南市會議長、神戸市勝田前市長等が見え、會議事務局代表側には、東京市政調查會堀切副會長、同田中專務理事等の顔が見えた。又、石川、奥井、汐見、三樹の各主報告者も壇上にその姿を揃へたが、開會式は神戸市川島總務局長の司會の下に、宮城遙拜、皇軍將兵に對する感謝の默禱、つゞいて、東京市政調查會堀切副會長が會議理事事務機關を代表して式辭を述べ、次いで飯塚理事官が内務大臣祝辭を代讀し、次いで兵庫縣松

原總務部長は兵庫縣知事の祝辭を代讀し、つゞいて神戸市長野田文一郎氏の挨拶があり、開會式は滞りなく終了し、來賓はそれく退場した。開會式における式辭祝辭は次の如くである。

○東京市政調査會堀切副會長式辭

本日、こゝに全國都市問題會議第八回總會を開催するにあたり、會議理事機關を代表し、一言所懐を述べて御清聽を煩はすことは私の最も光榮と存ずるところであります。

振古未曾有の大戰爭下國務多端の折柄にもかゝわらず、内務大臣閣下代理、兵庫縣知事閣下並に來賓各位の御賁臨を辱うしまして、全國各地の會員諸君は固より友邦滿洲國並に蒙疆自治政府の諸都市よりも熱心なる參加者を迎へ、茲に本總會を開催することを得ましたことは都市問題の解決、都市政策の確立及び都市關係諸科學の振興に最も深い關心を有する私共の齊しく拘に欣快に堪えぬ次第であります。

本會議は昭和二年五月に、その第一回の會議を大阪市に開催いたしましてより、年を閱すること十五年、會議を開催いたしますこと今回を加へて八回に及ぶであります。第八回總會は今春を以て本市に開催致します豫定でありますたが、偶々昨年十二月八日、米英に對する宣戰の大詔が煥發致されまして、わが國は國家の總力を擧げて米英撃滅の大戰爭に突入致したのであります。私共はこの時局に鑑みまして、本會議の開催を暫く延期するの止むなきに到つたのでございますが、今回この未曾有の大戰爭下こゝに本會議を開催するを得ましたことは、大御稜威の致すところと深く感激に堪えぬ次第であります。わが忠勇無比なる陸海空軍の勇戦によりまして、わが國威は既に西太平洋及び印度洋を壓し、銃後一億國民の奉公の熱誠は凝つて大東亞共榮圈確立の聖業に着々として歩をすゝめつゝあるのであります。今や香港、廣東、上海等の中華民國諸都市、昭南、マニラ、ラングーン等をはじめ馬來、比島、西印度に於ける諸都市及びビルマの諸都市は大東亞共榮圈の領域に包囲せられ、これらの諸都市も亦その指導をわが國に仰がん

としつゝあるのでありまするが大東亞共榮圈の建設は、實にその規模の宏大なる、構想の雄渾なる、大東亞戰爭の戰果と共に、わが國肇國以來未曾有の盛觀であります。現實なる都市問題の解決を期し、高遠なる人類都市文化の確立を理想とする都市問題關係者各位に於かれましては、この時局の未曾有の進展に鑑み、更に理想を高邁にし、構想を雄渾ならしむることを要請せられつゝあるものと信じて疑ひませぬ。

かくの如き記念すべき時期に際會いたしまして第八回全國都市問題會議は、その第一議題として「地方計畫具體化に關する諸問題」を擇んだのであります。惟ふにわが國に於ては地方計畫は國土計畫に先行して工夫せられ、計畫せられつゝあるのであります。惟ふにわが國に於ては地方計畫は國土計畫に先行して工夫せられ、計畫せられつゝあるのであります。寧ろ、大東亞戰爭下時局の進展はその重要性を加重し、こゝに提起せられつゝ減殺するものではないのであります。かくの如き時局を背景として當面の問題を研究することは、この際特もある幾多の諸問題、例へば國土防衛の如き問題に致しましても、空襲危険の分散を目的とする問題、大都市人口の分散疎開の如き問題に致しましても、生産擴充計畫の如き問題に致しましても、地方計畫實施上その解決を緊急とするものが多々あることゝ存する次第であります。かくの如き時局を背景として當面の問題を研究することは、この際特に有意義なるのみならず、また必須缺くべからざるものであると信ずる次第であります。

更に第二議題として「都市財政の現狀及將來とその對策」を選びました。抑々昭和十五年四月に斷行いたされました稅制の劃期的改革は從來の地方財政上の幾多の問題に一應の解決を與へたのでありますが、新稅制の實施は地方財政特に都市財政運營上、新なる問題を提起いたしましたのであります。この問題は、例へば公企業に對する統制強化が、都市の稅外收入の將來について問題を包藏することゝ相成りましたと同時に、又支那事變特に大東亞戰爭の開始と共に國政委任事務の激増いたしましたために國費、地方費の負擔に關して新なる問題を包藏することゝ相成ったのであります。これらは纔かに第二議題の中に於ける問題の一例にすぎないのですが、其他幾多の根本的な吟味と、

解決を急がねばならぬ問題があること、存する次第であります。この際、本議題に關しまして豊富なる経験と高邁なる識見とを有せらるゝ各位の御研究の成果を御發表に相成りますることは之亦大東亞戰爭下時局の要請する一大喫緊事であることを信ずる次第であります。

かくの如き好個の問題を捉へ、経験に富める實務家、熱心なる研究者を多數一堂に會することを得まして本會議は開催せられたのであります。主催者といたしまして、衷心光榮に存する次第であります。會議に於きましては、主報告者の權威ある御研究の貴重なる御成績が發表相成ること、存するのであります。何卒各位の御忌憚なき御意見の御開陳と、その建設的なる御批判とにより充分なる討議を加へられまして、本會議が所期の成果を收め、以つて國家興隆のため充分なる貢献をなし、日本臣民道の實踐をせられるやう切に希望するところであります。このことは取りもなほさず本會議の權威を高める所以であることを信ずる次第であります。

終りに臨みまして、洵に時局下公務御多端の際にも拘らず本總會のために特に御賜臨の榮を賜はりました閣下並に來賓各位、主報告者其他の會員各位に對しまして、茲に深甚なる謝意を表する次第であります。

○湯澤内務大臣祝辭

本日茲に第八回全國都市問題會議の開催せらるゝに當り一言祝辭を述べるの機會を得たるは深く懼びとする所なり。

惟ふに都市は政治、經濟、文化の中樞にして之が施策運營は國力の消長に關する所蓋し甚大なるは疑を容れざる所なり。他面現下の要請は都市と農村と相互に密接なる關聯の下に綜合的進展を圖るに在りと信ず。

財團法人東京市政調査會夙に都市問題に關する諸般の調査研究を遂げ、又、屢々會議を開催して各方面の權威並に關係者を集め、都市重要政策の進展に寄與し、都市行政の振作に貢献せし所蓋し鮮からざるものあり。深く敬意を表

する次第なり。

御稟威の下、皇軍の武威今や中外に揚り、赫々たる戰果は一億國民の赤誠と相俟ち、國運の飛躍的進展を齋さんとしつゝありと雖も、敵戦力を徹底的に破壊し、光輝ある建設の必成を期せんには、各分野に於て、夫々、國家總力の發揮に愈々遺憾なきを期せざるべからず。即ち、都市行政に關するものは力を現下非常の都市政策の確立に致し、都市機能を向上し、以て其の活動を旺盛ならしむべく、其の要今日より大なるはなし。此の秋に方り、第八回總會を開き國土の綜合的利用開發並に都市財政の對策等につき研究討議せらるゝは、誠に時宜を得たるものと謂ふべく、其の成果期して待つべきものあるを信ず。

冀くは出席者各位、深く時局に思を致し、眞摯なる討議を遂げ、所期の目的を達成せられんことを。一言所懐を述べて祝辭とす。

昭和十七年十月二十二日

内務大臣 湯澤三千男

○成田兵庫縣知事祝辭

本日より三日間に亘り第八回全國都市問題會議總會を當神戸市に於て開催せらるゝに方り、多數各位の御來臨を得たるは地元縣として最も欣幸とする所であります。

思ふに帝國が國家の總力を擧げて大東亞戰爭完遂と大東亞共榮圈建設とに邁進しつゝあります秋、國民の約四割を占むる都市は寔に國力培養の根幹をなすものでありまして、諸種の都市問題、就中地方計畫或は財政問題に就きて衆議檢討を加ふることは、高度國防國家體制確立の爲にも、最も緊要なるは今更言を要せざるところであります。

本日、茲に全國から參會せられたる各位は、皆都市問題に付ては常に學理上、或は實際上、各々其の衝に膺られ、

斯界の權威として其の説くところ必ずや都市關係者の採つて以つて其の運営に資すべきもの大なるを信ずるものあります。

幸に各位の識見と蘊蓄とを傾けて、問題を充分検討審議し、其の成果を學理と實際とに併せ用ひ都市をして益々其の振興發展を圖り、國力の充實強化に期せしめられんことを切望してやみません。

一言無辭を述べて祝辭と致します。

昭和十七年十月二十二日

兵庫縣知事從四位勳三等 成田一郎

○野田神戸市長挨拶

開催地の市長と致しまして一言御挨拶を申上げます。

今回第八回全國都市問題會議を開かれるに當りまして、各地殊に隣邦滿洲方面からも御參加になりまして斯く多數の方々がお集り下さいましたことは、開催地と致しまして洵に光榮に存じ且つ感謝を致すものであります。

申迄もございませぬが、今や世界を擧げて混亂の巷と化しまして全世界の建直し、その一環として東亞に於ては東亞の再建が企てられつつあるのであります。而して、東亞共榮圈の確保と云ふことは間違のないことであります。我々は必勝不敗の信念には微動だらけがないであります。この上とも更に緊張致し少しも油斷なく善所致しまして最後の勝利を占めねばならないと存じます。我々の都市は各地方に於きましての中心地でありますから、極めて重要な使命を持ち、大切な役割に任じて居る譯であります。政治に經濟に文化に、あらゆるもののが此の都市を中心として洵に大切な役割はこの都市を中心として生れ出づるのでありますから、都市の自治體がその宜しきを得ると否とは、直ちに國力の消長に關係のあることは必然のことであると存じます。私は常に考へまするが、自治體は自治體の自治體に

非ずして 陛下の自治體である。國家の自治體である。かう云ふことを我々都市の自治政に當つて居るものは考へなければならぬのであります。而して、自由思想の最も盛なりし時代に於きましては、唯自分の都市にだけよければよい、と云ふ様な考へ方で済んだ時代もあつたか存じませぬけれども、今や左様な考へは許さるべきものであります。實に 陛下の自治體である、國家の自治體であつて、自治體の自治體でない。此の根本觀念の上に我々は常に行動致さなければならぬと考へて居ります。今日お集りの方々は皆それゝ權威ある御研究をお積みになつたお方でございます。恐らくは我々の傾聽をし、大いに参考と致して、我々に對しこの指示をお與へ下さることと信じ、且つ期待して居ります。願くば各位の高邁なる御識見を充分に拜聽することを得ますやうお願ひ申上げたいであります。

神戸市に於きましては、大東亞共榮圈と云ふものが日本の掌握する所となりますれば、日本全體の地理的關係に於て、或は地勢の上から申しまして神戸が日本の表玄關、日本の代表的な港であると信じて疑ひませぬ、或人の說に依りますると、此の戰爭の結果ロンドンは滅亡するであらう、ドイツのハンブルグ此の港都は結局殘る、而して日本に於ては我が神戸港が劃期的にその勢力を増大することにならなければならぬ。この二大港都が世界に雄飛すべき時が來ると云ふことを言はれます、私も當に左様であると信じて居ります。差當りどうしてもこの阪神沿岸の一帯を整備を行ひまして現在の神戸の港を劃期的に大擴張を致し、又その後背地區に對してそれゝ港に相應しい大計畫を致しまして、思ひ切つた雄大な計畫をして國家百年と云はんより寧ろ千年の大計を樹立しなければならない、かう云ふ時期が參つて居ると存じまして、實は私かに微力を盡しつつあるのであります。此の點につきましても各位の直接間接の御援助をお願ひ申上げたいであります。願くば各位の忌憚なき御批評御批判を戴きまして、偶々神戸市に於て御開催下さいまするこの會議をして有終の美を濟さしめまするやう懇望して止みませぬ。これを以て私の御挨拶と致します。

開會式に引きつゞき直ちに總會に移り、司會者川島神戸市總務局長は前例に依れば、會議事務局代表者が議長となつてゐるが、如何致すべきかを諮り、滿場異議なく承認、會議理事東京市政調査會堀切副會長席につき、議長就任の挨拶を述べ、事務報告、繼續委員會の經過及議事方法についての報告について東京市政調査會田中專務理事の發言を求める。田中專務理事は別項の如き報告を行ひ、滿場異議なくこれを承認し、つゞいて日程を變更し、本會議規約改正の件を付議、東京市政調査會田中專務理事起つて改正の趣旨を説明、これ亦滿場異議なく改正案を承認し、原案の可決、決定を見たのである。こゝにおいて、本總會の議事を終了したのであるが、規約の改正によつて本會議は面目を一新し、その基礎に革新性を加へることとなつたわけである。尙改正規約は卷尾の如くである。

○東京市政調査會田中專務理事報告

事務關係、繼續研究委員會の經過並に議事方法に關し極めて簡単に御報告申上ます。詳細は、その都度會報をもつて御報告申上げてござりますから會報によつて御承知を願ひます。

先づ第一に事務上の御報告を申上げます。第八回總會は昭和十六年三月十九日の理事會に於きまして神戸市に於て開催致すことに決定いたしましたのであります。最初本年五月の交に開催致す豫定でございましたが、唯今堀切副會長も申上げましたやうに、わが國は總力を擧げて米英擊滅の大戰爭に突入致したのであります。從ひまして、時局に鑑み本年三月三十日の理事會に於きまして、本日即ち十月二十二日を以て、開催致すことに致したのであります。これより曩、昨年六月二十七日の理事會に於きまして、本會議の議題は、第一議題として「地方計畫具體化に關する諸問題」第二議題として「都市財政の現狀及將來とその對策」の二つと致すことに決定いたしたものであります。

かやうに致しまして、事務局に於きましてはその解説、資料の蒐集等に努めますと同時に會員各位に對し研究報

告の御提出方を勧奨いたしたのでありまするが、幸ひ各位の絶大なる御支援をいたさまして、洵に貴重なる御研究の御報告に接しました。御手許に差上げました第八回總會文獻「主報告、一般討議報告の要旨」が即ちそれであります。なほこの際御諒承を願ひたいと存じますことは、從來の本會議の文獻は今回のそれに比較致しますると、實に龐大なものであつたのでありまするが、今回は何分にも用紙の關係上、要旨のみを御寄稿願ひまして、詳細は本會議に於ける御演述に譲つていただきやうな次第であります。しかし、紙數は多少減じて居りますが、かやうな貴重なる文獻、研究資料の得られましたことはわが國都市發展のために洵に御同慶に存ずる次第であります。各位の御努力に對しましてこの機會に深甚なる謝意を表する次第であります。

更にこの機會に御諒解をお願ひ致したいことがあります。即ち、本會議に於きましては時局柄、出席者が限定致されまして居りまする關係上、多數熱心なる出席希望者がありましたが拘らず、今回はこれらの出席者の方には止むを得ずこれを御辭り申しましたものがあります。かやうに、熱心なる都市問題研究者を御辭り致すといふことは、本會議の性質上、洵に不本意ではございましたが、萬止むを得なかつた次第でありますから、督と御諒承下さいまして、これら出席希望者に對しましては、機會がございましたならば、よろしく御傳へを願ひたいのであります。

次に繼續委員會の經過並に結果について、簡単に申上げます。第七回の本會議總會の決議に於きまして、第一議題でありました「本邦都市發達の動向と其の諸問題」及び第二議題「都市の人事行政」について夫々繼續研究委員會を設置いたしました。かやうに致しまして、「本邦都市發達の動向と其の諸問題」に關する第一研究委員會は昭和十五年十二月十九日その第一回研究委員會を東京市政調査會に開催致しまして委員長に東京市政調査會副會長堀切善次郎氏を推薦致しました。以後委員會を開催致しますこと七回、更に特別小委員會を設けまして研究を遂げ、昭和十七年九月二十五日第七回委員會に於きまして報告案を可決致しましたのであります。委員會の經過並に結果の詳細は會報

を以て御承知願ひます。

又、「都市の人事行政」の第二研究委員會は、昭和十五年十二月二十三日第一回委員會をこれ亦東京市政調査會に開催、委員長に金森徳次郎氏を推薦致しました。而して委員會を開催すること前後四回、極めて熱心なる研究協議が重ねられました結果、昭和十六年四月三十日の最終委員會に於きまして「都市人事行政問題研究要綱」なるものを決定いたしましたのであります。委員會の經過並に結果の詳細はこれ亦會報に譲り度いと存じます。

これら兩委員會の委員諸君は時局下極めて多忙を極められましたにも拘らず、終始熱心に研究協議を遂げられたのであります。委員會の機會に諸君と共に感謝の意を表したいと存じます。

最後に本會議に於ける議事方法について申上げたいと存じます。この會議は元來御承知の通り、從來、議題に關しまして何等の決議、採決などは致さぬこと、相成つて居ります。純然たる學術會議の性質を有するのであります。又、先例に依りますると、總會の外に議題に從ひまして第一部會及び第二部會を設け、第二日及び第三日の約二時間をこの部會の會議に充てること、相成つて居ります。部會に於きまする議事方法は、討議方法を採用致したいと存じます。時間が許しますれば、從來通り續いて一般報告を行ふこと、相成りますが、豫て發表してございまする討議主題について各位の論議を集中致することは、會議の効果を一層擧ぐる所以であらうかと存じます。討議及び報告は總て通告に依つて致し、その時間その他は部會議長の指圖に從ひたいと存じます。尙ほ部會に於て時間其他の關係上議題に關する充分なる研究を盡し得ませんために、總會終了後引き続き研究を遂ぐる必要のある場合は、都市問題會議研究委員會設置要綱によりまして議題の全部又は一部につき、繼續研究委員會を設置致しますとともに前回の例に從ひたいと存じます。委員には會員又は會員の所屬員を煩はし、尙必要ある場合には會員外の方をも委嘱致し、その結果は會報を以て御報告致しますか、又は必要に應じまして次回の總會に於きまして發表致すこと、致したいと存じます。

す。部會の議長は先例に従ひまして第一議題は不肖私がこれを擔當さしていただきます。第二議題は神戸市の福田助役にお願ひいたしたいと存じます。何卒満場の御賛成あらんことをお願ひいたします。これを以つて私の報告を終ります。

主報告者研究報告

總會の議事を終了して直ちに、いよいよ本會議の中心である主報告者の研究報告に移り、まづ、第一議題「地方計畫具體化に關する諸問題」の主報告者として、慶應義塾大學教授經濟學博士奥井復太郎氏が、「地方計畫の基調」と題して約五十分に亘り、研究の蘊蓄を傾ければ、さしもの大會場を埋むる參會者は何れも固唾を呑んで傾聽のうちに緊張する。奥井博士の研究報告について、同一議題の主報告者都市計畫東京地方委員會石川榮輝技師が、「地方計畫實現途上の諸問題」と題して豊富なる経験と、卓拔せる識見を、諸譲を交へて平易なる用語をもつて説き去り説き來り約一時間二十分會場は緊張のうちに一抹の和ごやかさが漂ふ。

午前の研究報告はこれをもつて終り、三階大食堂に設けられた午餐のために休憩する。

午後一時再開、第二議題「都市財政の現状及將來との對策」の主報告者として、京都帝國大學教授經濟學博士汐見三郎氏が、「都市財政の現状及將來との對策」と題し、學者らしい重厚さをもつて、その最も得意とする研究を發表、汐見博士に引きつゞいて同一議題の主報告者の一人、名古屋市助役三樹樹三氏が、これ亦同一の題目を掲げて、實務家として、又、學究としてその豊富卓抜なる理論と實際とを吐露し參會者一同に多大の感銘を與へたのである。かくして、總會第一日は午後三時五十分、盛會のうちに終了したのである。

二 總會第二日（十月二十三日）

總會第二日は全部を部會にあてた。即ち、第一議題に關する第一部會は一階會場に、第二議題に關する第二部會は三階會場に、それ／＼午前八時三十分開會したが、部會の所屬は會員の自由選擇にまかせたので、第一部會は問題が問題だけに部會參加者三百名を越え、さしもの大會場も立錐の餘地なく、二階傍聽席に溢れ出る盛況であつた。この日、第二部會には、内務省地方局吉岡恵一事務官が顔を見せ、熱心に傍聽してゐた外、東京市政調査會堀切副會長も終日第一部會及び第二部會を熱心に傍聽してゐたのが、特に人目をひいた。尙、午前の部會終了後、參加者一同は、オリエンタル・ホテル及びニッケ・ビルディングに於ける神戸市長招待會に二班に分れてそれ／＼列席した。

第一部會

東京市政調査會田中專務理事を議長として開會、部會參加申込者三百、討議及び研究報告の要旨提出者が五十九名の多きに達したので、討議及び研究報告時間は十分に制限したが、熱心なる報告者はこの時間内にては頗る窮屈を感じ、殆んど何れも時間を超過し、三十分以上に及ぶものもあつた。要旨提出者中出席しなかつた者もあつたので、部會における實際の報告者はこの日、二十七人を數へたのであるが、午前は十一時休憩したために、午後二時再開後は極めて熱心に研究討議がつゞけられたにもかゝわらず、ついに午後六時半に及び暮色全く鎖し、電燈の下なほもつゞけられ、その勉強振りは、關係者一同のみならず、痛く人々を感動せしめ、翌日の日刊新聞紙は、その勤勉振りに筆を捕へて驚嘆したのであつた。

この日、第一部會における問題の中心は、地方計畫の理論及び概念の展開に努めたものが最も多く、その外、地方計畫區域と行政區域との關係、地方計畫地域制の問題、綠地問題、住居地、住宅政策などの諸問題に集中された。

第二部會

一般討議報告の提出者十三名、部會參加者一五〇名であつたが、討議報告提出者中、この日出席した八名は、全部起つて、神戸市助役福田虎龜氏の議長の下に、發言を了した。發言時間は別段制限はなかつたが、何れも三十分前後に及び、主として、國費地方費負擔區分の問題、市民稅に關する問題、都市の新財政に關する問題、都市財政の戰時態勢化、防空費の問題等が論ぜられ、午前は十一時半休憩、午後、神戸市長招宴ののち再開、午後三時半には全部の發言を終り、散會した。

三 總會第三日（十月二十四日）

總會第三日、この日をもつて總會は終るのである。この日、三日間に亘る會議中はじめて曇天のうすら寒い日であつたが、參會者は殆んど缺席者もなく、又、所用のため前二日は出席出来なかつたが、この日遠く會場に馳せ参じて、討議、報告に加はり、發言を求むる熱心なる會員もあつた。午前八時三十分開會、各部會は前日に引きつゞき、部會を開き、部會散會後再び總會を開いたが、この總會には、會議事務局財團法人東京市政調査會長永田秀次郎氏が、久しい間陸軍最高顧問として駐在せられた南方占領地事情に關する講演がある豫定だつたので、參會者一同、非常な關心をもつて期待してゐたのであるが、同氏は前夜微恙のため、つひに出席不可能になつたために何れも失望と共に、速かかる快癒を祈つたのである。これらの事情のため、兩部會は豫定を變更し、つひに十一時半までこれを繼續した。

第一部會

前日に引きつゞき、東京市政調査會田中專務理事を議長として、討議及び一般研究報告をつゞけたが、この日は、都市人口の疎開に關する具體的方策、大都市に於ける蔬菜の自給問題、具體的地方計畫、特に京都、大阪、神戸を中

心とする區域、名古屋市を中心とする區域、關東地方の地方計畫に關し熱心に研究、討議が加へられた。最後に、奥井、石川兩主報告者の意見の開陳があり、午前十一時半散會

第二部會

第二部會はこの日圓卓會議とし、汐見、三樹兩報告者及び内務省地方局吉岡事務官を中心とする圓卓會議とし、前日、問題の中心となつた國費、地方費負擔區分の問題、市民稅に關する問題、都市の新財源に關する問題に關し、汐見、三樹の兩主報告者及び吉岡事務官から發言があり、これに對し東京市齋藤收納課長、松本市赤羽助役その他から熱心なる意見の開陳があり、午前十一時散會

總會議事

十一時三十分總會を再開、東京市政調查會堀切副會長議長席につき、簡単に兩部會における報告、討議の經過を報告し、更に兩議題につき、それ／＼繼續研究會を設置したいと語れば、滿場異議なくこれに賛成、繼續研究委員會の構成、運營の方法等はあげて會議理事に一任となつた。

次いで、會議理事は規約第四章に依り任期満了となつたので、理事の選舉を上程、出席者の動議によつて選舉を省略、議長の指名一任となつた。議長は理事二十名中左の十五名を指名、残りの五名は次回の總會開催地の都合を考慮して追つて會報を以つて通告する旨を宣した。議長の指名した新理事は次の如し。

内務省地方局長	内務省國土局	東京市長	大阪市長	京都市長
名古屋市長	神戸市長	横濱市長	川崎市長	仙臺市長
佐世保市長	下關市長	清水市長	大阪都市協會	財團法人東京市政調查會

新理事二十名中十五名の推薦指名によつて第八回全國都市問題會議總會の議事は全部終了した。

閉會式

總會の議事終了後直ちに、神戸市川島總務局長司會の下に、閉會式を擧げ、東京市政調查會堀切副會長より閉會の挨拶があり、次いで川崎市助役中村恒三郎氏の動議により、參會者を代表し津市長堀川美哉氏が挨拶を述べ、次いで神戸市長野田一郎氏の發聲により 天皇陛下の萬歳を三唱、和氣藹々裡に三日間に亘つた第八回全國都市問題會議總會は無事圓成した。時に正午。

參會者一同三階大食堂に午餐を共にし、それ／＼その智囊を豊かにし、經綸を胸に畫いて會場を去つたのである。

四 總會參加者に對する待遇

第八回全國都市問題會議參加者に對しては左記文書、神戸市電乗車證、印刷物等を配付（申込者にして缺席者に對しては總會終了後郵送）したほか、總會第二日にはオリエンタル・ホテル及びニッケ・ビルディング食堂にてそれ／＼神戸市長の招宴があり、又、會場には「諸事承り所」を設へ、神戸市當局係員の手により神戸市の紹介その他の註文に應じ、參加者の便に供した。事務局より配付した文書及び神戸市寄贈にかかる配付物は次の如くである。

(1) 事務局配付の分

- (口) 神戸市寄贈の分
- 主報告・一般討議(要旨) 一冊
- 彙報第一、第二、第三號
- 現行規約及規約改正案

會場案内圖

總會概況

昭和十六年度神戸市財政要覧

神戸市勢概要

神戸史蹟めぐり

會場案内圖

「神戸」（グラフ）

「神戸」（繪ハガキ）

「神戸」（電車案内圖）

神戸市電接待乗車券

總會參加申込者は、六百十名、内會員は三二五名、臨時會員一八五名である。而して總會に參加したもの五三一名（招待者、準參加者を含む）その内譯は卷末に掲げた「第八回總會參加者名簿」の如くである。

五、關係方面協力

第八回全國都市問題會議總會の準備の過程においても、又、開催に關しても、諸方面の甚大なる協力を得たことは、既に述べた通りである。特に、戰時下極めて繁忙を加へつゝあつたに拘らず、主報告者の努力、關係官廳たる内務省地方局、國土局その他の官廳、學會、六大都市その他都市當局の感謝に堪えぬ協力、特に開催地神戸市の全市當局をあげての涙ぐましき協力は會員一同の永遠に感謝をもつて記憶すべきものである。更に詳しく述ぶれば、神戸市は市當局の殆んど全機能をあげて協力せられたのみならず、後記の如く多數の吏員諸君を派遣して、總會係員となしたほか、總會第二日には既に記したやうに全參會者を市長が招待し、午餐を供する等、各方面の協力に對し、われらは深甚の感謝の誠を捧げんとするものである。

第二 報告及び討議内容

第一議題 地方計畫具體化に關する諸問題

一、地方計畫の理論に關する問題

地方計畫の理念

地方計畫と國土計畫との關係

地方計畫と都市計畫、農村計畫との關係

二、地方計畫の策定に關する問題

地方計畫區域の劃定に關する問題

地方地域制の問題

地方計畫と人口配分の問題

地方計畫と防空、衛生、交通、文化、厚生、其の他の諸施設の配置に關する問題

大都市膨脹發展の統制に關する問題

地方の開發振興に關する問題

都市の配置に關する問題

三、地方計畫の法制に關する問題

報告及び討議內容

地方計畫法制の體系

地方計畫機關の構成並にその權限

地方計畫機關と地方行政並自治機關との關係

四、地方計畫の實施運營に關する問題

地方計畫の實施機關に關する問題

土地制度に關する問題

人口の移動統制に關する問題

地方計畫に伴ふ地方行政制度の改廢に關する問題

五、地方計畫の財政に關する問題

地方計畫事業費の國及公共團體間の負擔分配に關する問題

地方計畫の財源に關する問題

六、特に京阪神地方に於ける地方計畫の具體的問題

第二議題 都市財政の現狀及將來とその對策

一、都市財政の現狀

經 費

都市人口と經費

都市の特殊性と經費

- 委任事務費と固有事務費
- 事變關係費
- 事業費と行政費
- 收 入
 - 新稅制と稅收入
 - 稅外收入
 - 事業收入
- 市民の負擔關係（市稅以外の公課をも含めて）
- 市 債
 - 市債の發行條件
 - 市債の消化狀態

二、國費地方費負擔區分の問題

固有事務の範圍とその將來

委任事務の増嵩とその將來

國費地方費負擔區分の基準

三、新稅制の適否並にこれが改正に關する具體案

新稅制の彈力性に關する問題

新税制の自治性に關する問題

新税制下に於ける負擔關係に關する問題

三收益税附加税に關する問題

道府縣税附加税に關する問題

獨立税に關する問題

目的税に關する問題

分與税に關する問題

四、税外收入に關する問題

受益者負擔金、分擔金に關する問題

事業收入に關する問題

手數料、使用料に關する問題

五、市債發行に關する問題

市債發行の限度

市債の償還財源

市債消化促進に關する方策

地方團體中央金庫設置の問題

事業債に關する問題

六、都市財政の臨戰態勢化に關する問題

全國民經濟運營に於ける都市財政の地位
経費合理化の問題

豫算編成合理化の問題

財政監督の問題

その他の問題

一 主 報 告

地 方 計 畫 の 基 調

慶應義塾大學教授
經濟學博士 奥井復太郎

今日地方計画について問題となつて居りますることは、只今議長からのお話がありました様に、第一議題として選ばれて居る題目、つまり地方計画具體化の諸問題が實際上の問題として、當面の急を告げて居るものであると存じます。技術關係諸方面の方々が最も苦心して居られます所のものは、地方計画の理念的の問題、又は地方計画全體の傾向的な問題でなくして、如何にして此の計画を具體化すべきかの問題であらうと存ずるのであります。具體化の問題と云ふことになりますと、そこに中央に於きまして特に取上げて問題にする場合と、著しい所の相違が出て参ります。既に中央の企畫と云ふものは、その性質が劃一的であります。國策其の他何れも劃一的な、普遍的な性格に於て企畫が成立して参ります。例へば農家何十萬戸を移住せしめると云ふ場合に於きましても、日本内地農家のつまり普遍的な性格を取つて参りまして之を問題と致します。屢々世間で之が中央の机上のプランとして非難せられる所以であります。中央は机上プラン以外に外の企畫の立方はないであります。假に中央が机上のプランでなくして個々具體的に別々な場合、性格に就て一々踏込んで研究をして行く、或は調査をして行つてやつたとしたならば、中央の

大計画、大企畫と云ふものは決して成立つことがないであります。之に反しまして中央の劃一的な計画、普遍的な性格と云ふものは、地方化する場合になりましては特殊の性格を帶びて参りまして、國策の遂行は中央に於て普遍的な性格を持ち、地方に於て特殊的具體的性格を帶びて來なければならないのであります。地方々々の特殊な事情によつて來るのであります。その爲に場合としては中央の企畫が幾分ゆがめられ、或は融通を付けて解釋せられることが生れて参ります。屢々今日この下部構造又は下部組織が問題となつて居りまする所を見ますと云ふと、地方の特殊的具體的性格を十分に盛込まなければならぬ所に中央的劃一的性格が延長して参ると云ふことが問題になります。地方の行政官廳或は公共團體、屢々地方的な具體的な諸問題に就てお役所の様だと云ふ非難を蒙つて居るのは、その一例であります。地方化しました場合に於きましては、つまり各地方の、或は各都市の特殊の事情、具體的な存在としましての各々が國策遂行の対象となつて來るのであります。従つて個々に於きましては、中央の無色の普遍的な性格のものを、色を持つた特殊の存在として取上げられて來なければならないのであります。これが中央と地方との問題を取上げる上に於ての方法論上の本質的の相違だと思ふのであります。

國土計畫遂行の下に於て當然地方計画と云ふものが含まれて参るのであります。國民組織と云ふことを申しますが、國民組織と云ふものは國民の内部又は下部の組織が完全に成立し、それを以つて全體が能動的に結合する組織であります。内部に何も組織を持たない、つまり下部の或は下位の組織を持たない國民組織と云ふものはないであります。従つて國土計畫に於きましても國土計畫と云ふものだけがあつて、其の中の具體的或は實踐的な下部組織、下部計畫と云ふものを持たない所の國土計畫と云ふものはないのであります。私共今日地方計画の性格をさう云ふ風に考へて居ります。國土計畫を遂行すると云ふことは、その根本の方針は勿論であります。その方針に應じての地方組織地方計畫の整備と云ふことの上に國土計畫が成立するのである。かう云ふ風に見るのであります。恐らく全國

都市問題會議の一議題として取上げられました地方計畫の性格と云ふものは、さう云ふものであると私は考へて居るのであります。何故改めて其の事を申上げましたかと言ひますると、地方計畫につきまして、或は地方主義と云ふものにつきまして、モウ一つの別個の立場が存在するからであります。それは何かと云ふと、地方自治、或は地方の爲の地方と云ふやうな意味であります。それは如何と云ふと、地方自治、或は地方の爲の自治、擧げて國家の爲の自治であると云ふ風に仰いましたですが、これは洵に其の通りの事であります。吾々は地方自治と云ふこと、或は國民組織と云ふ様な事を二つに分けて考へてはゐないのであります。一應地方の自治と云ふと、或は地方の自律、つまり自分自身で律して行く、他の地方或は中央の制約を受けないと云ふ意味の地方主義があるのであります。これは社會思想上に於きまして、一つの大國家主義に對しまして反動として起つて居ります。國家が非常に大きくなつて非常に中央が強權になつて参りますと、各々個人的なものが、自分の所在と云ふことを十分に認識することが出來なくなるので、つまりさう云ふ全體的なるもの、或は中央的強力なるものに對して、自分と云ふものを主張しようとする一つの反抗となつて現れて來るのであります。私は之を自由主義的な地方計畫と云ふ名で呼んで居ります。敵國の例を申上げて相濟みませぬ、アメリカに、リージヨナリズムと云ふことが、はやつて居る、此のリージヨナリズムと云ふものを窺つて見ますと、多分に此の性格を有つて居る。殊にリージヨナリズムの最も代表的な傾向、或は主張と申しますか、これは南部アメリカの主張であります。つまり南米の意味でなくして、アメリカ合衆國の南の方は、北、つまり北東、ニューヨーク方面の中央的支配に對して社會的經濟的文化的に獨立しなければならないの態勢に於て獨立しなければないと云ふ意味の主張です。これはリージヨナリズムと云ふ言葉を地方計畫として譯しますと、屢々吾々の文献に於て、地方計畫の一つの形となつて現れて参ります。此の場合に於きましては最も非

難せられます所の事は中央的編制によつて、地方計畫を立てるに云ふことは、これは獨裁主義である、全體主義であると云つて此の方の立場の人が非難するのであります。此の點は十分思想的理論的な裏付と致しまして區別して考へなければならないのです。さう云ふ意味の地方自律と云ふ意味、外の指導統制計畫に従はない、自分は自分の地方だけの計畫に於て自律的にやるのだと云ふ主張が一方としてあることを一應注意して置かなければならぬのであります。

此の立場に對しまして私共は今日の高度國防經濟の態勢下に於て執られまする所の地方計畫と云ふものは中央の統制的な、從つて國土的編制の態勢としての地方計畫であると云ふことの見方に賛成するものであります。唯其の事が地方の經濟的、社會的な編成を、地方の自主的發展に委せたが良いか悪いかと云ふ事とは別問題であります。地方總力の發展と云ふものは何所まで中央的に微細に亘つて規正するのが宜しいか、或は大綱を中央が定めんとすれば、それ等の總力の完全な發揮は地方の自主的發揮に俟つたら宜いかと云ふ事とは別問題であります。私は此の問題、どの程度地方計畫と云ふものを、地方總力の發揮と云ふものを、地方の所謂自治にやらしめたら宜いかと云ふことは、地方計畫の方法論の問題であると考へる。

これ等の點につきましては後に石川技師からお話があるのでないかと思つて居ります。地方計畫の性格につきましては、さう云ふ風に考へて居りますが、具體的問題が緊急問題として採り上げられる場合に、屢々無意識の中に陥り易い所の誤りと云ふものは具體化の餘り、それ等の具體的な、或は特殊的な地方計畫の問題が生じて来る根本の傾向と申しまするか、根本の動き、斯う云ふものに就ての了解を十分把握することを忘れる、或は把握しないで具體的な諸問題に入つて行くことであります。今日國民組織の下部組織としましては、例へば町内會、部落會と云ふ問題があります。斯くの如きは何れも特殊的な問題でありますので、屢々その特殊化の問題が之等の國民組織の最小組織町内

會、或は部落會と云ふ組織は一體どう云ふ全體的な基調の上に於て成立つて居るかと云ふ事を屢々忘れ、其の爲に不必要な問題を起して居るやうであります。

私が此の第一議題の報告と致しまして取上げました基調と云ふのは、さう云ふ意味に解釋して戴きたいと思ふのであります。國土計畫並に地方計畫、都市計畫と云ふものは一つの計畫體系の中に含まれて参ります。私は此の計畫と云ふものは何れも積極的な性格を帶びて居るものと見たいと思ふのであります。或る場合には、それ等の計畫は一つの傾向に對して抑止的であります。抑へる形で参ります。先般の大都市を中心と致しました工業地帶を規正すると云ふことは、其の抑止的なものゝ代表例であります。或はもう一つの場合にはそれ等の計畫は進行的であります。促進的であります。これは東北振興であるとか、或は地方計畫に基きます所の地方振興と云ふ様な事、工場分散と云ふやうな事は何れも此の例であります。何れにも間はず計畫と云ふものは現狀の姿、又は傾向に對しまして、何れも積極的に活動していかなければなりません。何もしないで其の儘に委せて置くと云ふことも一つの方法ではあります。が、今日吾々始め皆さん要望して居る所の計畫の意味とは違つて來るのであります。本議題について諸賢の研究御報告の要旨は提出せられて居りますが、何れも地方計畫の考へに於て此の積極性を要望して居られる、行政上、或は諸々の運用上に於ての色々の積極性を要望して居られるものが澤山あるやうに伺つて居りますが、大きな計畫なるものは積極性を持たなければ駄目であると云ふことの一つの例とすることが出来ます。唯計畫につきましては自ら一つの特殊な過程と申しますが、プロセスがあるのであります。と云ふのは凡てのものが成長發達していく場合に、その大部分の成長發達と云ふものは決して調和的に發達して參りません。何れも不調和な形に於て成長發達の姿をして來るのであります。かう云ふ社會現象的なものに個人的な、或は生物的な事例を引くことは當らないと思ひますが、例を假に人に取つて見ますと、人は智能並に肉體の發育、精神の發展と云ふことは決して諧調的に行はれませぬ。

或る場合に於ては、精神或は智能が先に伸び、或る場合に於きましては、肉體が先に成長して参ります。一番重要な時期であります所の、例へば青年期といふやうな事になりますと、肉體が寧ろ先に發達して行く、さうしてそれに對して精神智能的な、殊に精神的な發達がそれに續いて行くと云ふやうな形を示して居ります。凡ての發達に於て私はかう云つた一種の生長的畸形と申しますが、形と云ふとをかしいのであります。成長的畸形とも云ふべき過程が行はれると見るのであります。屢々都市の郊外發達について研究せられて居りますやうに、人口が先に郊外に溢れ出てしまつて、其の他の色々の設備、交通機關と云ふやうなものは伴はないで郊外に發達して行くと云ふのも一つの畸形的發展の場合である、或は又計畫的な方法と致しましては、郊外未だ發展せざる内に交通機關が敷設せられる、廣い道路網が完成する、その完成した都市に見ると、何の用もない所に廣い道路があり、無用の交通機關が走つて居るやうに見えます。これ亦其の時の形に於て見ますれば、畸形的な現象と言はなければならぬのであります。これが後の發展の契機となつて行くのであります。此の交通機關が或はこの道路網といふものが數萬の人口をそれに引寄せていました場合に、今度は立派に纏まつた郊外地統制がそこに現出せられて來るのであります。何れも計畫といふものを發展に結びつけて考へますと、常に畸形的な成長と云ふ過程を経て來なければならないと言つて宜いのではないかと思ひます。これがなかつたならば、恐らく積極的な發展的な計畫と云ふものは出來ないのでないかと思ひます。

地方計畫の具體的な諸問題中、地方發展整備と云ふことに當りまして、何をこの發展的な將來に對する契機として見出すか、採り上げるかと云ふことが重要な問題ではないかと思ひます。
大東亜共榮圈についての國土計畫が言はれて居りますやうな場合、これが完成は將來にあるとしますならば、國土計畫及び地方計畫に於て、將來さう云ふ風に伸び得る發展的な計畫を有つたものを吾々今日計畫を立て、實行して行かなければならぬ。其の爲に港灣が早く完成してゐて荷役がないと云ふ状態もありません、或は都市計畫が成り立つ

てゐて十分這入るだけの人口が集らないと云ふ一つの新都市計画と云ふやうなものも生れて参ります。或は工場といふやうなものが先行して、其の他の文化施設が之に伴はないと云ふやうなことが起るであります。何れも其の地方計画に當りまして將來發展と云ふことを明察しての積極性を加味致しまするならば、其の中に今申しましたやうな發展的な契機を持つたものを擱んで、之を設計化すると云ふ方法を執らなければならぬと存じます。

少しく論題を別の方面から見て参りますが、今日の地方計画は大體に於きまして分散的形態をとつて居ると考へることが出来ます。私はこの分散と云ふものは唯單に集まつたから散らばると云ふやうな簡単なものではないと思ふのであります。分散は集中と云ふことに對しまする一つの反対の觀念でありますが、集中と分散との間に一つの國家發展上に於ての自ら定まつた經過があると考へるのであります。分散化と云ふ言葉を用ひて、若し現代考へて居りますやうな計畫的な分散と云ふ風に考へまするならば、恐らく凡ての社會並に國家に於きまして第一の段階に於て成立致しました所の組織の態様は分散的な態様であつたと存じます。全然散らばつてゐて何も中央的に統制を受けない、中央的に編制せられてゐなかつた所の形と考へる、之を私は第一の段階と考へるのであります。或は封建と云ふやうな言葉を用ひますが、さう云ふ風な時代は元の一番初期の形であつたと思ひます。殊に經濟的方面から致しまする限り、それらの地方々々で完成の形を執つて居ります。地理的或は其の他の事情に依つて已むを得ざるものについてのみ地方關係、或は全國内の交易、交換と云ふことが行はれませうが、大部分のものにつきましては、さう云つた地方的の自給自足と云ふことの狀態であります。之を吾々も徳川時代位迄の所で見ますと、各地方にそれゝの其の土地の產物を見、それらの產物が地方の經濟生活に自給的に寄與して居ると云ふことを見出すのであります。

之に反しまして近代的中央國家が強力に成立致しますることになりますと、茲に中央集權と云ふことが起つて參り

ます。此の時には擧げて政治的乃至は經濟的機能が中央に集められるのであります。之を國家又は社會の體制の發展の第二期と私は考へます。これは今日では屢々東京、大阪と云ふやうな大都市の過大集中と云ふことに依つて論難せられて居りますが、その成立の初期にありますては、かくの如き集中は已むを得ざる所の行方であつたと考へるのであります。我國の例を以て申上げますれば、明治政府が東京に確立したことを以てそれに當るのであります。若しあの當時明治政府と云ふものが地方の政治經濟、又は文化上の中心を其の儘各地方に存續せしめ、或は又存續せしめるばかりでなく、又之を非常に助成して行つたとなつたならば、あの通り強力なる中央集權が完成したかどうかと云ふことを疑ふのであります。今日になつて見ますと、地方の經濟、文化と云ふものを枯渴せしめてしまつて、獨り東京のみが太つて居ると云ふことに就て、色々の議論がありますが、あの時の事情を考へて見ますと云ふと、つまり一應地方のさうした有力な中心を抑へて壊して中央に集める、さうしなければならなかつた事情にあつた。

明治初年におきまする内地都市分布を見ますと、當時の大名雄藩の都市、例へば靜岡とか、或は大阪は勿論であります。廣島でありますとか、或は熊本、鹿兒島、或は徳島乃至は仙臺、金澤と云ふやうな所の、つまり雄藩の城下町は何れもその人口數は多かつたのであります。さうして大體當時の、さう云つた人口分布を見ますと、全國的に均分して居ります。若し此の時に當りましてそれを其の儘に差置き、或はそれらの地方の大都市とも稱する所のものを助成して行つたならば、果してあの當時明治政府が中央集權の體制を強力に行ひ得たかどうかと云ふことが問題になります。此の時代に於きましては、中央集權の實を擧げる爲に、さう云つた地方の中心を抑へる或は積極的に壊すと云ふやうな行方は已むを得ざる所の現象であつたのだと私は考へます。經濟的に見てもさう云ふ風に考へられます。地方性の生産、地方の農工的或は工場的な生産と云ふやうな物を擧げて大工場の經營の中に吸收してしまひました。こゝで面白い現象があるのであります、つまり一國經濟の發展と云ふものは國全體の經濟が發展すると申して

も、發展の形體的な成長と云ふものは決して凡ての面に均分的には一緒に行はれないのであります。或る面だけは發展する、或る面だけは成長すると云ふ、先程申しました畸形的な成長の型をとるのであります。

一國經濟の發展についても其の發展が地域的に表現する、或は例へば工場と云ふやうなもの、或は會社と云ふやうなものに依つて地域的に表現せられる場合に、決して全國均分的に發展して行かないのです。或る一部分は發展し、他の部分は遅れて行く、之を先程申しました經濟的方面から見ますと云ふと、地方的な或は家内工業的な農産、工業的な凡ての工業活動、其の他のものを擧げて大都會的な工場、又は大會社の經營の下に吸收されてしまひます。生産方面に於て地方的中心と云ふやうなもの、文化的方面に於ての地方の古い都市と云ふものを擧げて中央に集めそれらの勢力が吸收されて枯れて参りましたのと同じ様に、今迄の傾向を見ますと、地方のさう云つた產業、或は郷土的な工藝と云ふやうなものが擧げて、現代的な工場生産會社經營の下に吸收せられてしまつたのであります。此の一つの經濟的發展が斯くの如く地域的表現を全國的に均分化しないと云ふ點につきましては、これ亦先程政治の場合に於て述べたのと同じ様な條件があるのであります。例へば大企業、或は大經營と云ふやうなものが、或は特殊の産業と云ふやうなものは何所へ持つて行つても何れも妥當すると云ふやうな意味に於て立地しないのであります。

新しい素材を本として成立します新しい産業なり經營なりと云ふものは、それらの新しい素材のある場所でなければ中々簡単に成立して行かないのです。産業革命後の工業都市と云ふものが、現代的勞働者としての資格を備へました所の大都市と云ふものに集つて來ると云ふことにつきましては、必ずしも單にそれだけではなく、色々の條件が作用して居りませうが、國內の成長發展の諸條件が均一でないと云ふ事から致しまして、新しく發展して行く所のものは、成長の早い所の部分に立地するのが普通であります。さうして他の地方はそれだけ遅れることになつて参ります。今日農村方面に工業、工場等が可なり進出して居りますが、之につきましては大都會に於て立地する場合

と、これら農村地方に於て立地する場合に於ては、少くも勞務關係其他について多大の違ひがあると思ひます。これららの違ひは屢々勞務者が質朴である、勞働に對して勤勉であると云ふ意味に於て農村工業の優位を指摘せられます
が、恐らく工業内部に於ての色々の技術的進歩が、現代的工業的生活に慣れない農村から出た所の者を直ぐに使ふことが出來る様に迄發展して來て居らなければ、工業はかう云ふ意味に於て地方へ進出しなかつただらうと思ふのであります。言ひ換へますれば、工業自體なり、或は地方の色々の經濟、文化的な條件なりと云ふものは、工業或は其の他の經營と云ふものが中央から離れて地方へ移ると云ふやうな條件の成熟があるまで地方へ移動しないと私は考へるのであります。

私の研究報告の概要の中に布哇に於ける例を説明してあります、布哇は白人の發見以前に於きましては土着王國として其の土民の經濟社會の生活は一つの安定を得て居ります。これは別に高度の安定ではありませんが、兎に角土着民の經濟社會と致しましては一つの安定を得て居ります。これがキヤプテンクツクによつて發見せられ、更に續いてその太平洋航海者の船着場、補給地となり次いで其時代を過ぎて砂糖委其の他の所謂殖民地栽培の基地と化すると、以前の土着民社會の安定と云ふものは崩れ出しまして、茲に最も不安定な殖民地社會を現出して参りました。つまり其の土地の產業は經濟支配國へ對して隸屬的な形となります。利用する所の勞働は移民と云ふ形になつて現れ、更に此の移民勞働と云ふものを中心とした殖民地特有の勞働組織は強制的勞働、半奴隸的勞働を現出せしめて居ります。布哇移民が我國に於てどれだけの影響を持つて居つたかと云ふことを吾々よりも先輩諸氏はよく御存じだと思ふのであります。凡ゆる殖民地に於て必要なる生活物資の大半は、何れも母國産業に依つて補はれます。つまり殖民地型と云ふ形態を一つの栽培產業だけに専心して、他のものは資本と云ひ、或は經濟、日常生活上の物資と云ひ、或は勞働を云ひ、悉くが母國其の他の土地から供給せられると云ふ形をとつて居ります。併し此の過程を経まして漸く新

しい安定を持った第三期を見出します。殖民勞働と云ふものは定着勞働になります。今迄の様に出稼或は殖民者として入つて來た勞働が其處に定着して、二代三代住むことに依つて土着の新しい勞働力の供給力が殖えて参ります。これと同時に殖民地産業が漸く自給農業と云ふものに向つて多角的變化をとつて参ります。今日の布咲を見ますと、最早砂糖黍の栽培ばかりではなく、島内の居住者に自給する爲の多角的な蔬菜又は園藝農業が起つて來て居ります。併せて輕工業其の他、以前は母國に其の供給を仰いでゐた物を、其の殖民地内に於て、自給するやうになつて参りますと、新興工業の點から、人口構成の點から、或は産業編成の點から申しましても、殖民地現象が一掃せられて來るのであります。そこで不安定な殖民地的な態勢と云ふものは揚棄せられて別個の新しい定期に到達して参ります。つまり移民は禁ぜられ、外國資本の絶對的支配に對して地元資本と云ふものが興隆して來る、逆に地元の資本が外地に對して其の資本の市場を求めるに云ふことになります。人口の性別、年齢別構成と云ふものは正規のピラミット型になつて來る。かう云ふ様に安定化して來るのであります。これ等は殖民地布咲の例でありますが、其の他礦業地帶、林業地帶、さう云ふやうな方面に於きましても、同じ様な地元産業が多角的に綜合的な構成を要望する様な傾向を持つて居るのであります。先程來屢々述べましたが原料生産地は原料生産だけに止まり、そしてそれらの原料品は運搬頗る不便にも拘らず、一層進歩して發展して居る地方、所謂工業地方へ持つて行つて加工せしめて居ります。此の時代にあつては地方的事情も、或は其の他の社會的諸關係と云ふものが、未だ地方の原料生産品が其の土地に於て原料確保並に製造に當るだけ成熟してゐなかつた時代です。此の時代からその成長發展が許されて参りますと、最早原料生産地から原料を各地に送ると云ふことを行はないで、加工地における工場其の他が漸次原料生産地へ移動を起して参ります。再びアメリカの例で恐れ入りますが、今日工場が南方へ移動すると云ふ傾向を示して居ります。之は先程申し上げた南方主義の起る經濟的基底でありますと、此の場合に於きましては南方に於ての原料が、北東の方へ持つて來

られないで、逆に北、東に立地して居りました工場其の他のものが南方へ移つて行くと云ふ形を示して居ります。これが今日吾々の見る所の分散的の形であります。此の分散的傾向が可能であります爲には、其の地方の經濟上或は社會上の條件がそこ迄成熟して來てゐなければならぬと云ふ事であります。丁度國の政治組織の上に於ても、最早明治初年の單純なる中央集權的な形はいらない、政治力、社會力、經濟力と云ふものを地方に分散せしめて、國の中央支配力、中央の統制力と云ふものには微動も來さないのみならず、今日の如く極めて複雜になつて参りますと、中央のみが集中的に機能を全部集めて居ると云ふ形こそ、逆に動脈硬化的なものを惹き起します。此の條件と要求の兩面が今日當面の關係で申しますれば國土計畫となり、地方計畫となつて參つたと思ふのであります。

今日要請せられて居ります地方計畫と云ふ所のものは、かう云つた國全體の經濟社會的な發展過程に於て採り上げられて行く、その具體的な行方としての分散の傾向と云ふものは、さう云つた條件の成熟を待つて始めて可能であると云ふこと、之れが地方計畫の基調として特に強調せられなければならない所と思ふのであります。

更に吾々は東亞國土計畫との關連に於て見ますと、或は地政學的に見まして一つの地域的中心の所在と云ふことを色々考へて見たいと思ふのであります。例へば南方圈の編入せられるに依りまして、我國土の勢力圈と云ふものは非常に西南方に擴がるのみならず、内地の地理的地形と云ふものが東北から西南に對して、ひどく細長く延びて居ります。此の關係に於きまして戰前の對米關係に於て横濱が、或は對支關係に於て大阪、神戸が、その勢力圈の起點をなしてゐたと云ふこと、比べて南方勢力圈が斯くの如く發展して參りますと、自ら日本内地の西、南地方の重要性が増して來るのではないかと思ひます。此の爲に内地國土計畫の上に於きましては、各地方計畫と云ふものが此の東亞國土計畫の大方針の上から制約せられる所極めて多くなつて参ります。例へば臺灣或は九州乃至は中國と云つたやうな地方の位置は煎じ詰めて見ますと、これら共榮圈國土計畫の具體的構成を持つ地方計畫の對象として重要性

を帶びて来るやうに思はれるのであります。又單に地政學的な地理學的な形體ばかりでなく、東亞共榮圈内に於ける産業、工業の問題を見て参りますると、國內に於ける經濟産業的性格と睨合せて、本邦内地の地方計画が此の大局から唯單に自分の地方は斯う云ふ風にするのが一番よいと云ふだけではなく、國內全體、或は東亞國土計畫全體から色々の制約を受けて来ると思ふのであります。此の意味に於て九州地方の産業經濟の交流、或は中國地方の今日見るやうな發展等何れも其の現れと云ふことが出来るのでないかと思ふ。續いて朝鮮殊に北鮮又は南鮮と云ふ地方についての地方計畫上についても、これ等の大東亞的な地勢と云ふものを考慮して立案せられなければならないと思ふのであります。かう云ふ風に考へて参りますると、今日地方計畫と云ふものゝ形を如何に具體化しませう共、素朴なる地方開發、地方振興、又は地方文化の運動を維持すると云ふやうな意味の先程述べました自由主義的な地方主義の課題でないと云ふことは明かに分つて來る譯であります。若し各地方における都市の發展が、其の地方の産業經濟の發展の程度を示す一つの基準となると云ふ前提から、我國各地方における都市發展の狀況を見ると可なり興味ある現象が見えるのであります。で今日迄内地に市制を布いてゐる都市の數は百九十六になつて居ります。此の百九十六の中で以て著しい都市の增加を示しましたのが、昭和十一年から十五年の五ヶ年間で此の時に實に五十市増えて居ります。十六年から十七年の二ヶ年間に十八市増えて居ります。これは内地全部であります。大正九年の年末に於きましては僅か八十三市でしたが、それが今日倍以上になりまして、百九十六市になつて居ります。内地全體の都市の數の増加はさう云ふ風になつて居ります。之を九州又は中國の地方に取つて見ますと、どう云ふ現象を示して居るのでせうか、九州の都市の發達は比較的に早いのであります。明治末期、大正の初めに於て著しく九州都市は膨脹して居ります。之れが歐洲大戰の時期であります。例へば四十一年に九都市でありますものが、大正九年になると、十三都市に増えて居ります。此の都市數の增加は四十四%になつて居ります。此の當時國內の都市はどの位増えたかと

云ひますと、二十五%しか増えて居りませぬ。先程申しましたやうに、一國の經濟產業の發達と云ふものは、かう云ふ風に地域的に見まして、決して各地域均分に作用してゐないと云ふ例なのであります。處が九州は其の後大正九年以後都市の發展を停止して居ります。大正九年から十四年にかけては四都市増えて居り、十五年から昭和五年にかけては新しい都市は發生して居りませぬ。これは都市の數だけで申上げることは甚だ危險であります。一應それで御了承を願ひまして、人口其の他の細かい計算は別の機會に譲りまして、都市の數だけで申上げますと、さうなります。併しながら昭和六年から十五年の十年間にかけますと五十八%の増加率を示して居ります。此の時に九州を除く全地域は内地ではどの位増えたかと云ふと、九州を除いた昭和六年から十五年に四十五%、つまり九州以外の土地に於ては、都市の數は四十五%、九州に於ては五十八%と云ふことになつて居ります。中國地方の狀況を見ますと、中國の狀況は又九州の狀況とは自ら違つて居ります。九州では大正九年を終りとする九ヶ年間に四十四%増えたと申しましたが、中國に於きましては、明治四十一年から大正九年に至る十三年間に僅か十四%であります。其の時に九州を除きます内地では二十七%も都市の數が増えて居ります。つまり其の當時に於ける、新しい都市の發足が、其の地方の産業經濟發展のバローメーターと致すとすれば、大正年間の初めにあつては、此の發展が此の方面に十分及んでゐなかつたと云ふことになると思ふのであります。處が九州はそれ程發展してゐなかつた所の大正十年から昭和五年に至る十年間に、中國は著しき發展を見せて居ります。茲に六十二%の中國都市の増加率があります。その時期を中國を除いた内地の都市の數字で見ますと此の部分では僅か二十八%しか増えてゐない。つまり此の年代、大正末期から昭和の初めにかけましては、中國筋に於て都市の著しい興隆があつたと見ることが出来ます。さうして又中國地方に於きましては、其の傾向を今日持續して居るのであります。つまり昭和六年から昭和十五年の十年間に七十%の都市が増えて居ります。これは中國を除いた殘部の全國で見ますと云ふと、六十%。之れに對し

て其の高率をいつて七十%の増加を示して居ります。かう云ふ風に見て參りまして、日本經濟の興隆と云ふものが決して一様に各地方に於て平等に行はれてゐないのです。又前の都市問題會議の時にも報告だけ提出して置きましたのですが、大體に見て、非常に多くの地方都市の興隆と云ふ事になつて居ります。此の意味に於きましては地方計畫的な分散と云ふものは、内地全面に於て非常に條件の成熟があると言つて差支ないと思ふのです。具體的な諸問題を探り上げるとすれば、これ等の都市・地方計畫の基調に基きまして各々其の地方々々の工夫があると存じます。又先程申しました様に大東亞共榮圈と云ふものと睨合せましての各地方計畫に、それぐの特色が出て来るこゝ思ふのであります。これ等の問題につきましては石川技師から具體例に屬します所の御報告があることゝ存じます。私と致しましては、これ等具體案の基調となるべき諸條件と云ふものを幾分明かにすることが出来れば私の報告の主旨を貫き得たと申すものであります。長い間御清聴を煩しまして有難うございます。

地方計畫實現途上の諸問題

—生活圏を中心として—

都市計畫東京地方
委員會技師 石川榮耀

只今は奥井教授の理論的なお話が御座いまして、啓發される所が多かつたと思ふのであります。

私は技術家でありまして、いはゞ地方計畫の前線に居るものであります。従つて理論的なお話は其任で御座いません。たゞ、未だ國土計畫と云ふものが、完全に形式をとゝのへて居りません。従つて、我々はたへず考へながら仕事をしてゆかなければならぬ。その考へを集めまして一括して申上る。此れも何物かであらうと信じ申上ます。そして皆様の御叱正を得たいと思ふので御座います。

一、技術論の必要

先づ皆様は今日國土計畫が、その實踐途上に於て、何となく多難と云ふ感じを興へてると云ふ感じを有たれやしないでせうか。即一方では、何となく理屈倒れの感じがあり、觀念論的な正確マニアの様な一語一語の正確さを樂しんで居る様な向きがある。所謂國土計畫學者的一群であります。勿論此れも必要で、理論がない所に實踐もあり得ないワケですから一向差し支へありませんが、たゞ問題はそれ丈で足りりとする事は出來ない様に思へます。それ丈では、實體の足が浮いてしまふ様な氣がする。物にふれないでの議論なですから、いさゝか疊の上の水練になり易い。

こうして頭の達者な連中が頭を楽しんでる。然るに一方國土計畫の具體面はどうかと云ふと、此はどうも理論とは

少し縁遠い所をドシく進んでる様に見へる。勿論、その形式上の親近性はあります、本質的にはどうも問題である様な所を平氣で押し切つて進んでしまふ。以上第一第二の流れ方に對し、第三の流れは全然消極的で未だ己の番は來ないと許りに黙々とうごめいて居ると云ふ。いわゆる技術陣の一部でありますが、また此の三つにきめる必要はありませんが國土計畫現狀は大體此の三つに分けられる様であります。

此の中第一の流れは學者達であり、第二の流れは生産技術の實踐者であり、第三は施設技術の擔當者であります。勿論此の三つは、國土計畫の缺く可からざる三要素であり、夫々大いにやつて貰ふ必要のある部門でありますが、然しそれがこんな形でテンデンバラバラな調子では仕方がありません。此れでは動くものも動かない。

我國の國土計畫の行歩難の感じの大きな原因はこんなところにあるのではないかと云ふ様な氣がします。然らばいかにして此を合せて一つの力として動ける様にするか。結局私は我田引水かも知れませんが技術家の陣營の中から、そして一番初めに生産技術、そしてその次に施設技術の陣營の中から幅の廣い本格的な國土計畫理論が出發し、それを學者達の理論と闘はしつゝ合流する。その形が最も望ましい形である様な氣がするのであります。學者がいかに理論をひつさげて技術家にせまつた所で、此れが向ふをむいてたり、木石であつたら交流いたしません。結局に於て下かららの理論、それが上にふれ、それを起縁として理論が交流するのでなかつたらうまく行かないと思ふ。

その意味で、今日最も待ち望まれるのは此の技術陣營の理論醸酵。そこにあると思ひます。そこで此の問題自身を一つの國土計畫實踐上の課題としてあげると同時にその一つの實例として私の技術論を、此は誠に自畫自讚見たいになりますが、そう云ふ意味でなく、一つの試みとしての技術論をおき願ひ度いと思ふのであります。

二、國土計畫理論に於て缺如せるもの

先程私は今日の國土計畫が行歩難の感じを與へるのは、縱に於て理論の交流がないからだと申しました。それは



明にその通りなのですが考へて見ますと今日行はれて居ります理論、今日行はれて居ります実踐そのものが大きな缺陷を有つて居る様に思へます。即ち、先程私は此の理論面、實踐面が技術論の醸酵によつて手を握る様な事になれば初めて國土計畫は強力なものになる。それには技術陣の勉強が必要だと申しましたが、それ丈では實際は言葉を盡して居らない。いはゞそれは、縱の調整を強調したのであります、横についてふれて居りません。重要なのは横であります。何が横であるかは今此れから申しますが、とも角横の交流を條件としての縱の交流。それでなければならない。それが今日此の縱の交流以上に缺けてると思ひます。むしろ、國土計畫の多難性の根本原因はこゝにあるのではないかとさへ思はれます。然らばその横と云ふのは何であるか。こゝで一應國土計畫本質論にふれなくてはならぬ事になります。甚だモウロウ體でありますが一應それについて申上げて見ます。先づ、國土計畫が限られたる國土の最上の用途を決定する方法論であると云ふ事に疑念はありません。

尤も此の言葉も噛みしめて味はないといけないのであります、こゝに重要なのは「國土」の「最上」のと云ふコトバであります。何が最上であるか。工業は工業としての最高能率を發揮する事を最上だと思ふかも知れない。農業は米が一番よく出来る事を最上と思ふかも知れない。電氣は電氣が豊富に廉く供給出来る様になれ、それで最上だと思ふ。そして皆、それで好いぢやないかと思つてます。勿論それも一應それに違ひないが、ソウ云ふ風に國家の一部門丈の爲に都合の好い様になつたからと云つてそれが最上と云へるかどうか。それは解らないと思ひます。第一に國土に限りがある場合皆が勝手に此れを自分の都合の好い様に使用出来ると云ふ事があり得る筈がない。不可能である。現に工業の發展、即ち工業の爲の最上の形は農地に影響を與へる。農地の方で困ると云ひ出せば何とも足の出し様がない。それから例へばその土地の用途の問題は何とかなると假定しても——そんな事は絶対に想像出來ないが——例へば何とかなると假定しても仕事同志で必ず問題が起つて来る、例へば土地について農業と工業の間で妥協がついた

として、農業から工業へ労働力を全然補給しない、米も送らぬ、となれば工業は矢張りやつて行けない。それを頼かぶりして、工業は工業丈で最上の形を考へ得ると云つた所で意味も何にもなしません。出来ない事であるのだから意味をなさない。結局お互の最上と云ふ形は、お互がお互ひの要求をゆずり、その代りゆづつた事により何かを得る。一〇を失つて一〇〇を得る。此の形がお互の最上である。國土計畫一應のねらひは實に此の形の最上でなければなりません。よし解つた。然らばそれでもう云ひ分はないかとなりますと、實は未だある。それは今の話しだると工業、農業あらゆる部門が平等の立場を主張する。お互が平等な主張のモトに調和しやう。これでありますが厄介な事に此の平等主張の形式も結局實現性を有つて居ない。

何となればお互のゆづり合ひをするにしても物尺がない。従つて必ず、そこに最後のけつれつと云ふ事が起る。云ふ可くして行へない話である。そこで物尺を必要とする。此れさくあれば此れを標準に考へろとなります。一際整然とする。その物尺は何であるか、それはその時の國策であります。日本、只今ならば、いかにして世界戦争に勝ち抜くか、それであります。その物尺のもとにとなれば一際に片づいてしまふ。横の連絡は苦もなく、少ぐも途丈は明になります。明になれる筈であります。即ち、國土計畫はこう云ふ上位命令のもとに國家の諸内容が國土を最上の形式に使用し様として横縦に調和せんとする技術であるからであります。そこで一應此れ丈の長々しい理屈を申しあげて、さて、現状を見ますと實に文句がある。それは國土計畫と云ふ名のもとに別なものが行はれるのではないかと云ふ心配である。即ち今申した様に國の至上命令に従つて國家の各内容が渾然として大調和し、その如く國土を使用する。それが國土計畫であるとして省みて見ます、實に變な氣がせざるを得ない。

先づ目下日本の國家的至上命令は戦争に勝ち抜く事にあります。戦争に勝ち抜く爲にどうすればいいか。此をテ

ンデン勝手な解釋でかゝつた所で勝ち抜ける物ではない。結局それは前線に於ては軍行爲、銃後に於ては國家總がゝりで食糧の自給、生産の擴充、人口の増強、防空整備と云ふ様な事を强行するにあると云ふ事になる。然らば又それは國土處理技術としてどんな形になるか。國土をどんな風に構成して、ゆけばその目的を遂げる事が出来るかとなれば、結局それは我國の様な場合には、大都市及工業地帶から人口及工業を分散し、地方に於ては農業を振興すると同時に中小都市を中心工業を開發し、又人口を郷土に定着させる。これに盡きると云つてよいと思ひます。此れ等については既に都市各方面で云はれてる事でありますから、こゝでくどく申上る勞をはぶきます。又、世間でも一應そんな所に見當をつけて國土計畫、國土計畫と云つて居ります。

然るに此を詳細に吟味して見ますと、世間の國土計畫の觀念の中には生産丈が大きな題目となつて居て、重要至極な人口問題、民族問題は一向眞剣な形で興味を有たれて居ません。何かと云ふと、やれ鐵がどうして、石炭がどうやらと熊さん、八さん迄口角泡を飛します。然し誰も我々の人口增殖力の數字を云ひ合ふ人もない。此れでは國土計畫と云ふ事が出來ない。さつき私がどうも横の連絡が保たれて居ないと云つたのはこゝであります。つまり生産部門丈が大力みで、はたでも生産部門丈に聲援を送つて、尤も此れもバラ／＼ですが、バラ／＼はいゝとして、とも角生産以外にわき眼もふりません。人間がなくても、民族が骨抜きになつても、生産さへ増強さればそれでいいのですかと、きゝ度くなります。大砲さへ立派なら砲手は腰ぬけでも、子供でもいゝのですか、アルミニウムさへ豊富なら飛行機製作者が皆百姓で頭が木頭でいゝのですかときゝ度くなります。

私が横の連絡と云ふのはこれであります。これが缺けて居る。これが缺けて居るので何となく、何だか我々のやつてゐる事は國土計畫と云ふ名にしては少し變な様だ、此れ丈でいゝなら何も國土計畫と云ふ名を必要としないわけだ。——そんな風な自覺症狀さへ出て居ない。世間でも國土計畫、國土計畫と云ふが、蓋を開けて見れば何だい昔ながらの我利我利の豫算ぶんどり合ひにすぎないぢやない。そこでお互が恥しくなつて結局國土計畫に氣力が出ない。どう

も今の國土計畫の難弱性の一原因は、その邊にあるのではないかと云ふ様な氣さへ致します。

尤も、そう云ふと、何も我々は生産丈に眼の色をかへるわけではない。たゞ問題は目前の問題なのだ。人口だと民族だと云ふ長つたらしい公卿さんが歌でも考へる様な問題は後でもいいぢやないか。第一工業を地方へやれば既にそれ丈で地方人は郷土に定着するし、それでいいぢやないか。何もそんなに大げさに異をとなへる必要はないぢやないかと云ふ人が出て来るかも知れません。

然し此れは飛んでもない偽瞞であります。人口問題があとで何とかなるかどうか、それは肺病にかかるのに二年も三年も必要としない事で解ります。今年子供が六百萬産れなければ二十年後の壯丁が六百萬居ない事になる。否、十五年後の労働力に六百萬の不足を生ずる。五年間青年を精神的に、墮落せしめた後で果して何年で此れが回復出来ませうか。又地方に工場が出来ればと云ひますが、その自由放任的膨脹の結果が八幡、川崎なのです。それがいけないからと云つての再出發なのに、又同じ手をくりかへす馬鹿はないではありません。それでは何にもなりません。馬鹿の水車です。尤も此れ等の事が、仲々かんたんにやれない事なら出來ない相談ですから相手にされない事も一應うなづけますが、少くも私の考へ丈では何でもない。たゞ少し氣をつけてやりさへすれば済むのです。

かんたんにやれば済む。しかもそれの影響が實に甚大であるとした時に、それを放つて耳をふさいでたゞ獨善的な途をはしらんとするものがあれば、それこそ最も非國土計畫的行動なりと云はなければならないと思ひます。何はともあれ、出來るのに、と云ふ意味で、方法論を申上げませう。人口問題を解決しつゝ生産を高める。その方法を生活圈の方策と私は名づけて居ります。それに對し一應お耳を拜借し度いのであります。

三、生活圈の問題

さてそこで生活圈とは何であるか。一應そこから初めなければならぬ事になります。生活圈とは何であるか。此

れはお話しつゝ解つていたどくのが一番お解り易いと思ふのであります。一口に申せば、人間は決してテンデンバラベラには住んで居ない。必ず一つの社會を造り、社會團體として活きて居ります。その社會團體は又決して家の由に閉ぢこもつて生活して居ない。必ずや、足の許す限り時間の許す限り外へ出る。そして働き、話し、笑つて又家に歸る。即ち、その社會團體は全體が一つの中心を構成し、全體として或半徑の活動圏を有し、そう云ふ形で生活して居ります。此う云ふ形の活動單位を生活圏と名づけるのであります。例へば東京は東京の人の生活圏の中心である。そしてその生活の範圍は、考へ様によつては、大宮あたり迄行つてるとも云へるし、高崎あたり迄とも云へる。つまり東京を中心に戻傘の様な形で擴つて居る東京の活動圏がある。それを東京の生活圏と名づけるのであります。それなら、それでいいではないか。東京を中心に生活圏が出來てるなら、それで少くも東京の問題は解決した様なものではないか。何も大東京の分散だとか、國土計畫だとか、仰々しく騒ぎ立てる必要はないではないか。そう云ふ事を云はれるかも知れません。それでは話になりません。東京の生活圏だとて正しいものとは思へませんが、それより東京の生活圏の爲に地方の生活圏が皆崩壊しつゝある。それが問題なのです。つまり我々の目的は人口を地方の郷土に小都市的に定住させる。それに人口問題の眼目がある。それには、國民がどんな山家に居つても東京と同じ様な生活が出来る必要があります。收入も東京流、文化も東京と同じ、買物も何も東京と同じ、たゞ違ふのが東京は塵芥と騒音の中であるのに、地方は晴快な空氣と安靜な美しい自然の中であると云ふ差にしたい。

そんな話は初めから無理ぢやないか。勿論それを東京流に誰も彼も、總ての目的に向つて同じ時間と云ふわけには行かない。日本中の人が博物館へ十五分で行く様にと云へば、皆上野へ集つてしまふより仕方がありません。それは無理と云ふものです。そこで正常なる生活圏は、それぐの施設をしてその必要限度で遠い所へ置いて好いと云ふ妥協から初ります。

例へば博物館の如き月に一回か年に一回見れば好い。そんなものは一時間の距離にあればいい。さればと云つて、米買ひに行くには二十分以上では困る。お湯に入るには二三分と云ふ様に、生活の目的によつて妥協し得る距離がある。それを最大限のとこ迄眼をつぶる。尤も、最大限のとこにはなくては困る。そこで、それで好いと云ふ事になつたら、後はおまかせ願ひ度い。と云つて適當にそう云ふものを配置する。そこで皆様が恐々蓋を開けて見ると、皆様の生活が日常生活、週末生活、月末生活、季末生活、年末生活と云ふ様に分けられる。そして日常生活の中心は最大五糀の所に配してある。週末生活は十五糀、月末生活は四十五糀、季末は百三十五糀と云ふ様に配置してある。成程此れなら郷土を出て行く迄の事はない。最も給料をかせぐ所は大體十五糀の所に均等に配置してある。これでは全く郷土を出てつまらないとこへノコヽ出てく迄の事はない。落ちついてしまへと云ふわけで國土計畫の壺にはまるわけであります。そこで、その日常中心とか週末中心とか描いた形を見ると、一つの大都市を中心とし幾つかの衛生都市が整然と組み建つた形になつてゐる。成程これで行けば自治體の國家組織が自から出来るなど云ふ氣がして來ます。實は生活圈のねらひはそこもあるのです。地方へ皆が散るのは好い。散るのはいゝとして散りつ放しで皆穴へもぐつてしまふのは國家はバラヽになる。それを結ばなければならない。それを此の形で農村は日常中心を中心と協同體を造り、日常中心は週末中心を中心として協同體を造ると云ふ様に、物の構成許りでなく、心の構成もやつてゆけば初めて全體がしつかりしたものに組み立つ事になるわけであります。即ち、生活圈には此の効力もある。それを造り度い。尤、こうした生活圈は實は昔は地方にあつたわけなのです。徳川時代、明治初年と明に地方に此の形はありました。それがいつ、誰の爲になくなつたか。それは工業の發達と共に大都市が急に膨脹初めてからです。その結果大都市の力が非常に強くなり、皆が先づ收入の爲に東京、大阪と云ふ所に集る様になりました。ついでいて今度は残つて地方に居る人もやれ月末、やれ週末と皆東京、大阪に出る。此れでは、一番最後に残つた蛙と仙人の申

し子みたいなゆつくりした性格の山家の諸君子迄、どうも淋しい氣がする等と行李の手入れをして見る氣になるわけであります。そうなつたら農村の人四割保留等、ほど紙同様の申し合はせになります。そして結局最後には日本中の人人が皆東京と大阪の中へすしづめになつて、せゝこましい、しかも無駄な生活圈を構成し、日本を亡ぼす事になるのであります。無駄な生活圈と云ふのは、何も七百萬の市民が博物館みたいな縁遠いものゝすぐそばに、そんなに込みあつて寄つてる必要はないぢやないかと云ふのです。

此の生活圈の主張は私の年來の主張で、全國人口問題協議會等にも何回提唱してゐるが解りませんが、どう云ふものか反響を得ません。中には、それは結局大都市主義ではないか等と云ふ話にも何にもならない彌次を飛す手合ひさへ出る始末であります。然し私は幸ひ、此れを順次確かめて參る運にめぐまれました。

第一には獨逸が矢張り同じ考へを有つて居たと云ふ事であります。私は自分が此の生活圈を考へました時、此れは獨逸のジードルング計畫の上をゆくものである。獨逸の國土計畫の大きな缺陷は、これを缺いてる事であると思ひました。所が此の間内務省の伊藤技師の歸つて來ての話に、明に獨逸は此れと同じ筆法の案を有つてゐる。考へて見れば前からそんな報告があつたのだが氣がつかなかつたのであります。私の主張を信じない方でも獨逸の主張にあるとなつたらスグ賛成していただけると思ふのであります。なきない事が致し方ありません。それから私に、自信を得せしめた第二は、此の生活圈の根が未だ地方にあると云ふ事であります。私は學術振興會から金をいたゞきました、地方の生活圈の研究をやつて見ました。此は實に驚きました。私の先づやつたのは埼玉縣から栃木縣にかけての調査ですが、その結果、此れはいろいろな生活中心についてやつて見たのですが結局、季末中心としての東京の圈は、関東平野の百糀圈位迄行つて居る。濃度の高いところ七十糀ですが、厳密にさせば百糀をこえて居る。それから週末圈系のものは埼玉縣圈は、此は五十糀位ですが、此の中では殆ど育つて居ない。此れは栃木縣迄逃ると宇都宮、栃木等

を中心にして十五秆半径で明に存在してゐる。日常圏は殆ど全面に亘つて四一五秆で構成されてゐる。

結局、埼玉縣下に於ける週末圏の崩壊が明になりました。恐らくやがて、宇都宮あたりの週末圏も崩壊する事になります。結局、現在ある、そしてそれは崩壊しつゝある、と云ふ誠にうつつけの實状が解りました。又、此れは考へて見れば不思議な壓縮された形で大都市の中にもあると云ふ事も解つて居たわけです。それは、大都市の中に盛り場と稱する市民の出盛る所があります。此の分布を見ますと實に面白い。此は丁度二秆置きに一つづゝ出ます。いはゞ一秆半径の圓を描いて一つづゝ出ます。神戸等殊に整然として居て、小野柄通、元町、湊川、二葉町と云ふ様に實に判然と分布して居ます。此は横濱でも伊勢崎、神奈川、がんじようじ等と云ふ風にはつきりしてゐる。東京、大阪京都、廣島、福岡、金澤皆同じであります。そこで此の盛り場とは一體何であるか調べて見ますと結局、そこに出で居る人は必ずしも物を買ひに出るとか映畫を見ると云ふ目的許りでなしに、たゞ漫然とプラツク爲に出てゐる。勿論、それ許りではなく物を買つたり映畫を見たりする。更にその狀態をよく見ますと、そうやつて町に出るが、それでも矢張り今度の土曜はどこの盛り場に行こうとか何とか自づときまつて來ます。それから季末の買ひ出しはどこときまつて居る。此れは結局、我々が大都市の中で徒步半径の所に日常中心を造り、そしてその多くの日常中心の中、特に人の集り多い所を週末中心に撰び、最後に町の中央にあるものを季末中心として撰ぶ。そんな風にして居るものでありますと云ふ事が解るのであります。私は東京に居りますから、その點一番東京についてくわしいのでありますが、私は目白に居りまして日常の買ひものは目白でやります。然し映畫等は新宿か池袋に參る。此れが週末生活、そして何か本氣になつて買ふものは銀座に出る。斯うした生活をしてます。大都市の中にはこう云ふものが壓縮してあるのであります。此のお互の中心を十秆づゝはなせば、結局私の申す地方生活圏の形になるわけであります。

實狀かくの如し、しかも獨逸も同様な考へを理想としてゐるとすれば、私は私の主張に自信を有たざるを得ません。

たゞ問題はこんな風な形が生活と餘り離反しては困る。それでは立派は立派でも一向役に立たない。立派で丸で底のない酒瓶みたいな事になります。然し、それは心配ないと思ふ。大都市が好い例で、大都市はこう云ふ生活圏が出来てますが、さて好く氣をつけて見ると、全體としては工場區域乃至都心を中心として單一なる働きをやつてる。つまり同一區域の土の上で判然と二つの生活をやつてるのです。尤も、大都市の場合は、南のはしから北のはじへ労働者が通つて通へない事はないから、二重に使つたのだと云ひますが、あれは理想ではない。本當を云へば矢張り皆、盛り場の附近に工場を有ち、それぐ餘り歩かないで働く様でなければいけないのであります。働き場も金の使ひ場も身近かにある。それが防空上も、交通上も、生活上も、何から云つても理想なのです。

そうなると又、そのまゝ間に綠地を入れて、それを十秆迄ふくらましてしまへば、地方生活圏になります。勿論日常圏全部に小工場を分けなくとも、必要があれば週末圏毎に大工場でもいい。そう云ふ風にすると、それで各圏とも食糧は自給が出來、人間は上等になり、自から工業性能も高まる。誠に、此れで何か云ひ分があるかと開き直り度くなります。

四、地方區域

さて此の生活圏が出来ましたので、此れをも少し發展させて見たいと思ひますのは、地方計畫區域の問題であります。よく地方計畫の區域をどうするかと云ふ様な話が起ります。そして、話はいつもそのまゝウヤムヤになる。それは何をとらへていゝか解らないからです。おかしい事には此の地方計畫區域をきめないと、國土計畫と地方計畫の堺ひ目が丸でクビレのない瓢箪の様にウヤムヤになります。そしてその邊でいつも話がコンガラかるのであります。私は此れをはつきり生活圏できめるのがいゝのだと主張します。そうするとすべてがはつきりピンと致して参る。

然しあ話をすぐそこ迄もつてゆく前に、も少し一般的に吟味致して見ませう。先づ地方計畫區域はどうして出来る

か。それは國の面積が大きく、地形に變化が多い時出來ます。例へば、モナコみたいな國が國土計畫もやらないでせうが、やるとして、まさか地方計畫をやる必要もありません。國土計畫一本でいい。地方計畫は國土が廣くて變化に富んで居る。そう云ふ時に出て来る。我國の如き狹長にして變化の多い國土では、自から地方の觀念が出て参ります。例へにも東北地方だとか關東地方だとか申します。此の地方區域をどうやつて國土計畫的にはつきりさせるか。此れを地形で行かう等と云ふ人がある。然し地形等と云ふものは交通機關さへあれば平氣で克服します。勿論、平氣でもありませんが餘り絶對的に邪魔にはなりません。一つの條件にはなるが最終的ではありません。地形派の次が生產派で、此れは生産の單位を以つて區域にし様と云ふ考へであります。此れが一番理窟に會ひ相で實行出來ないのは、生產の示す國土的組織は皆違ふ。しかもそれは同じ土地の上に重複して組織されます。濃尾平野に於ける米の集散區域と、毛織工業木綿工業、纖維工業皆違ふ。此れでは、どれか一つを以つて地方區域とすれば、必ず他は迷惑するにきまつて居ます。即ち此れも適當でありません。その次は行政區域を以つて區域とすると云ふのでありますが、大體行政區域と云ふものが逆に地方計畫的な目的の爲に定められるのが理論の順であります。でありますから、此れが地方計畫區域をきめると云ふのはたゞ手続きの話を云つてるので、何等實態にはふれてない變な話になるのであります。そこで、あれもだめ、これもだめ、と云ふ所で、最後に生活圈ではどうだと云ふ事になります。此れは好い。此れは落ちつく。何となればです。實は、生活圈は何にも云はず黙つて居るわけであります。生産とか何とか云つて見た所で、それはどこで踊つて居るのかと申すと、結局それは一つの生活圈の上で踊つて居るのです。

群馬なら群馬、但馬なら但馬。そう云ふ地方に農村がある。農村は都市を造る。そこへ多少の郷土工業が起る。その工業が都市を大きくする。そうやつて、凸凹なりに生活圈を描いて人間の居住社會が出來上る。そこで皆が生活に最も都合のいい様に組織を造る。その組織の上に大工業だとか近代組織の農業だとか乗つて居る。若し、その時は、寫眞機ではコダツクを追つ拂ふライカを造り出す。

こにそろ云ふ生活態が出來て居なかつたら、結局バラ／＼の人間になる。バラ／＼の人間なんて想像出來ませんが、まあそんなものがあるとして、そんな魑魅魍魎みたいな縚寡孤獨な人間が、従つて學校もなければ新聞もよまず、たゞ蹠蹠と動いてる様な人間に産業のサの字も出来る筈がないのであります。即ち、人間の能力は結局社會構成如何によつてのみ出て參る。即ち、出來のいゝ社會からはいゝ能力の人間が出る。そう云ふ人間の能力を労働力にした工業は、寫眞機ではコダツクを追つ拂ふライカを造り出す。

いはゞ生活圈の出來榮えが總てを決定して居る譯であります。工業、農業、商業、曰く何、曰く何。此の間に何の縁故もなさ相であります。此れを労働力に翻譯すれば、結局その根源を一つの共通の生活圈と云ふものから仰いで、初めて存立し發展して居るわけであります。生活圈に翻譯しますと、今迄別の範疇に屬する如く氣負ひ立つて居た各部門が融然と一つの血縁に還元する。その血縁の母體は、獨自の生態を有つ生活圈である。そんな風に歸結致します。

尤も、此の生活圈が變に小さな格構のつかないものなら仕方ありません。所が實に丁度と申し度い位好い形を有つて居ります。先づ結論から申せば、日本中の此れぞと思ふその地方の大都市札幌、青森、新潟、仙臺、東京、名古屋、大阪、廣島、福岡、鹿兒島等と云ふ都市。更には朝鮮に入つて釜山、京城、平壤、或は臺灣で臺北、高雄そう云つた都市は皆季末的な生活中心になつてますが、此れを中心百五十糸の圓を描いていたゞく。實に整然と圈と圈と接し、成程此れ丈の季末圈に分けて居たのかなアと感じります。根のない所では何にも出來ませんが、此れ丈の基根が出來て居れば樂です。そこで大體我々の生活は季末を中心として終りますから、此れを一應採るとしませう。面白いのは、此の百五十糸圈が他で應援して貰へる事です。その一つが労働力の移動圈で、或中心都市を中心として動く労働力は大體、此は人口問題研究所調査官の調査によるのですが、これが大體百乃至百五十糸。それから田村博

士の國立公園の半径が矢張り似た様な數字であります。現に以上申し上げた中で、關東平野は正に東京中心の百糠で近似類値を示します。また、此れに近い所で海なり大きな山塊なりがあつたら、そこを境にして地方計畫の境界とす可しと云ふ事になります。尤も、然し此れでは未だ大きすぎる感じがしないでもない。現に關東平野等その中で大部性質の違ふ區域が成立して居ます。そこで第二次として、その中で最も緊密な生活關係の成立してゐる、例へば月に一度は出てくると云ふ様な月末生活の成立してゐる様な區域を地區として地方計畫の下に置くのも一法です。現に大東京の本當の眼に見えて實關係の生じて居るのは、東京を中心として三十乃至五十糠あたり迄です。そこで大都市では五十糠、地方では三十糠位を地區と致します。そして實際の地方計畫はこゝでやる。こんな風に生活圈を中心として國土計畫を細分してゆくのが本當なのではないかと思ひ、一應提起して見たのであります。

五、東北の問題

さて以上生活圈の計畫を地方區域決定の立場から及び生産計畫獨行の弊を救ふ意味から申上げて見まして、今度は此れを中心に一二の問題に考察を加へて見ませう。その一つは東北の問題であります。私は東北の出身で、山形に產れ盛岡に育ち二高を出ましたので、東北については、裏表共多少知つて居り關心を有つて居りますので、東北について少し考へて見たいと思ひます。と申しますのは、私はどうも東北が先程申上げました様未だ人口の動きが靜かである。それに下手な事をされれば東北が可愛想である許りでなく、日本の爲に困る事になりはしないかと心配します。それを申し度い。

先づ世上東北の振興と云ふ事が傳へられて居ります、甚だ結構な事で我々東北人についてこんなありがたい事はありません。たゞその振興の仕方に一寸納得出来かねる所がある。それは巷間屢々流布される東北振興と云ふものがどうも生産特に工業至上である。しかもそれが仙臺、秋田を中心としそこに人口百萬も集めてやらうと云ふ考へ方であ

る様にきります。勿論一應はそんな考へに落ちるのであります、然し、その結果はこれも先程申上げた様に途端に東北人口の二點集中になつてしまふ。今迄出灑つて居た山の中の山猿諸子迄仙臺に來て煙草をふかし三味線を枕にする事になります。農村青年が工業ボーイになる。此れでは困ります。恐らく仙臺、秋田も困るでせうし折角の出來てる生活圈をこわされる日本も困る、こゝで一寸東北地方の生活圈の出來榮えについてお示しし度いのですが、東北は大體四百五十糠長さがあります。そこで先づ仙臺を中心百五十糠、青森中心に百五十糠の圈を描く。丁度をさまります。そこで今度はその夫々の圈の中に山形、郡山、秋田、盛岡等と云ふ地方都市を中心として五十糠圈を描きます。此れが正に月生活中心たる事を證明します。つゞいてその中に十五糠圈を描きますとその中に少し寒々しいが凋末中心が入る。その下に五糠半糠の日常中心都市が入る。その中週末圈が最も貧しく此れが日常級に見える所が東北の性格であります。何にしてもそうやつて見ますと東北にも生活圈は貧しいながら正常に成立してゐる。そして、東北人は皆それに従つて生活してゐる。而うしてこの生活圈が明かに種々の國土計畫目的を果して居ります。

例へば、東北は日本の食糧の補給量の二割を出してます。此れをあの農業的には全くハンデキヤップを有たされる東北が擔當して居る。それは農民の生活圈による定着性及素朴性、勤勉性によるものと思ひます。

第二には、東北の有する良位人口。兵として強く、工業、労働者として素朴且つ勤勉無比な人口を補給して居る。此れ等の原因の一つは、矢張り東北の自然との惡鬪も一つであります。人口増殖力を都市丈について考へて地圖にして見ましても解りますが日本全體で見て名古屋、高岡あたりをさかひとして關西は九州に到る迄實に乏しい。然るにそれから東北にかけ、特に東北は大變な増殖の仕方であります。此れは人口増殖率を人口千人當り二〇人を堺とし此れ以下を黒星、此れ以上を白星とし、三〇以上を赤星としますと關西は眞つ黒、名古屋以東が全白、東北が眞つ赤と云つてよい。此れ

は人口が動かないで男女の性の構成がうまく行つてゐる理由によるのではないか、とも推察します。

結局、何でもかでも東北の價値は皆生活圈の結果だと申すと、何だ、それにしては生活圈が貧しいぢやないか。等申した方が好い。即ち、東北はその位置、氣象、地味、產業の性質、歴史等々から云つて國土計畫上重要至極な價値を有つてゐる。特にその價値の中心は人的資源にある。而うして、その價値を漸やく支持してゐる條件の中の一つに生活圈がある。此れは誠に貧しい生活圈だが、此のまゝなら未だ役に立つてゐる。若し此處へ、生活圈破りが仙臺、秋田等に顯はれたら總崩れになる。それと同時に東北は零になる。それが云ひたかつたのであります。頗るそれをまわりくどく申上げて見た丈であります。尤も、さればと云つて私は秋田、仙臺の工業基地性を否定したりそれに對して消極的な考へを有つてゐるものでも何でもありません。それはそれでやるが好い。但しそれと同時に生活圈全體が壊れない様に手入れをしろ。局部開發をやらずに全局開發をやれ。但し生活圈建設的である——と申し度い丈なのであります。但し私はその際、東北の都市を皆工業化する事はどうかと思ひます。工業化無理な都市があつたらどうか學術都市か何かにして文化を中心として振興出来る様に導いて貰ひ度いものだと云ふ氣がするのであります。

六、盆地の問題

東北への考察及御注文をへまして今度は盆地の問題に移り度いと思ひます。考へ様によつては、東北は日本の盆地とも云へますし、盆地はその地方の東北であると考へる事も出來る。此れを一つ東北の延長として考へて見たいと思ひます。私は今の日本の工業振興心理に一つの偏執があると思ひます。それは何としても新しい工業開發が沿海工業都市に偏すると云ふ事であります。工業開發と云へば、スグ清水だとか、光だとか、大船戸であるとか、海岸に出

てしまふ。勿論、悪いと云ふのではありませんが、それを、他を省みずそれ丈でやつてしまふ。その結果、私の云ふ盆地、此れは日本中の背骨の所に必ず一つづゝあります、その中の人口が他へズリ落ちてしまひます。盆地が空になります。勿論、それが日本の爲なら此れは仕方がありません。然しそこには折角生活圈が出來てゐる、面白い様に日本の中には夫々の中心に必ず日本の名都と稱せられる様な靜かな都市が出來て居ます。例へば甲府、高山、三春、人吉、山形等と、何となくコクのある町が盆の上に乗つてます。そして盆地全體はそれを中心として實に桃源の夢を結んで居ります。政治にせよ、お祭りにせよ、買物にせよ、教育にせよ、そこを中心樂しく營んで居ります。此の點實に理想境である。これが沿海工業地が出來ればその爲に總崩れに崩される、それは眼に見える。尤も、それも必要なら仕方がないのですが、然しその必要は考へ方の不充分から來る不足なのであります。いはゞ油斷のならない考へ不足なのであります。それは初めから盆地は山の中。その問題なんか山の中の問題だと云ふ風に考へてる所から來てると思ふ。然らば盆地は、そんな風に值打ちがないか。飛んでもない事であります。先づ盆地の價値を私は防空上からあげて行き度い。

盆地は第一に兎も角山の中でありますから海邊都市の様に空からスグ見出されると云ふ様な事はありません。その點米國が工業都市は海岸から二百哩離れた所に置く可きだと云ひましたが、日本では海岸から二百哩等と云ふ所はありません、太平洋岸から二百哩離れゝば日本海へ入つてしまひます。此れを海岸から一番遠い所と解釋するなら山岳を計算に入れて此の盆地と云ふ事になります。防空上の盆地の價値の第二は氣流の變化が大きいと云ふ事であります。即ち常に山岳地を中心氣流の變化が行はれる。此れは飛行機の操作上樂でありますまい。又、氣象の變化の多い事も空襲に不便であります。朝晴れてると思ふと夕方は曇つてゐる、或は朝夕霧が多い等。此れは搜查上不便にきまつて居ります。第三に周圍の丘陵乃至山地は高射砲陣地として格構だと思います。こんな風に盆地の防空價値は大

きい。

それから盆地の價值の第二は人的資源としての價值であります。盆地は封鎖された土地でありますからそこに育つた人間は郷土を動きたがらない。従つて人間として動搖性がない。定着性が強い。又、そうした變化に乏しい刺戟に乏しい所の生活は彼等をむしろ鈍感と云ひ度い位遅いが確實と云ふ性格にします。又、盆地の氣候の變化がはげしい。所謂大陸性で夏暑く、冬寒い。これは又盆地の人達の性格を練成し強固な性格を造ります。それから盆地は紫外線が強い所が多い。此れは當然居住者を健康にして居りませう。またこんな所から盆地の人達は概して身體が丈夫である上に意志が強く、動搖性が少ない。此れは我々が盆地を旅行して、必ず痛切に感ずる事であります。即ち、丈夫で意志が強い。そして素朴であります。斯うした人的資源は當然又、精密工業に對する適當至極な條件となる譯であります。いはゞ精密工業立地打つてつけと相成る譯であります。又、盆地は先づ大體の場合美田を有つて居るとは云へない。即ち、多少此れを潰す様な事がありましても、まあ云へない事ですが、濃尾平野を何面積丈潰すより事件か軽くて済みます。そこへもつて来て大體山地ですから水力電気が得られ易い。

兎や角考へて見ますと、どうも此れを山猿の住み家だと輕視し去り沿岸工業の餉食にし度くない。否、絶対に不可きでないと思ふのであります。尤も、さればと云つて此れを沿岸工業と縁もゆかりも切斷して整然と獨善を樂しましめるのも勿論策でない事云ふ迄ありません。私の考へは沿海工業都市を、工業基地として重量工業關係に從事せしめ、もよりの盆地は此れの下請的輕量工業、精密工業を立地させるのが好い。

それであります。そうすればお互の立地條件を活かし生活圈は強化され何にも云はずに國土計畫の望む所を果す事になる譯であります。此れについてはどうも私は自信がありすぎて困る位であります。因に日本の盆地は大きいもので二十五あり、その總面積は四十萬町歩、食糧として米三百八十七萬石を産し、人口二百七十萬を保有して居ります

明かに食糧は自給以上であります。又、工業も此の自然増加及歸郷人口を使へば可成りなものがやつて行ける様に思へます。

七、新都市の構想

生活圈建設の中心となるものは結局都市及農村であります。いくら生活圈がうまく出來上つても此れが出來が悪くては佛造つて魂入れずであります。従つて此れについて一應の考察を必要とする譯であります。先づ都市の問題から参ります。私は近頃續々出来る工業都市について大きな疑問を有つて居ります。近頃の都市は結局大工場とその勞務、住宅丈で出來て居ります。その結果都市の味と云ふか面白味と云ふものが全然出來ません。大きな工場が城の様に蟠居して居る。その城下町の様な勞務住宅は皆一樣な判で押した様な同じ家が前處も後處もなく、無限にならぶ。それ丈であります。生活とは環境の鑑賞であります。此れでは生存はあるが生活は全然ありません。それから環境的な事は第二としましても單一工場によつて生活する事はその工場の一呼吸が直に全市にひじきます。少し事業を縮少すればすぐ町は灰色になる、景氣がよければ湧きかへる。そこに落ちつきと云ふものが少しもない。

或人は一つの工場都市は必ず幾つかの工場種を集めその上に構成せしむ可きだと云つて居ります、その通りである様に思ひます。そこに絶えず好かれ惡しかれ安定が生ずるのであります。又、そう云ふ單一工場の都市であると工場長が一番豪い人、職工長はその次と云つた様に職場の職性が家へ歸つても保たれる。まごくすると工場長、社長が市長になり、工場の幹部が皆市會議員になつて居る。此れでは大衆は自己の尊貴を取りかへす暇がありません。自由人としての自己を取りかへすひまがない。絶えず命令されたる縛られたる自己であります。従つて假面の市民が出來腹の中は何を考へてるか解らない。いやな不愉快な市民が出來上ります。こう云ふ中から好い自治制が出ると思へません、恐らく子供達も皆萎縮した理想の低い情操になる事と想像します。それから、こう云ふ工場町の徹底的なマイナ

スは商店街が成立しないと云ふ事であります。工場は自分の購買組合を有つてゐる、農村は農村の購買組合を有つてゐる。それでは都市の出場がない。そこで都市はたゞ工場と住宅になつてしまふ、此れでいゝかと云ふ譯であります。勿論、理窟から云へば中間搾取機關がなくなるのだからこんな結構な事はないと云ふ事になります。然し、此れは私一個の狭い考へですが兎に角都市と云ふものは太古から市場を有つて居ました。そして人々は都市農村を問はず皆こゝへ集つて交換行爲をなしつゝ隣保心を味つて居りました。此の交換はどうでもいいとして、交換を媒介として醸成される隣保のたのしみは大いなるものであります。此れは恐らく都市の大きな價値の一つではないかと思ふ。此の性格故に都市はなつかしき存在なのである。現代では、それが商店街を仲媒として盛り場と云ふ形を探り、矢張り同じ作用を營んで居るのであります。

私はさかり場の罪惡史も知らないではありません。然し、その中にキラ／＼する黄金である所の隣保の心は何としても認めない譯に行きません。それが、今日、工場都市を契機として全然なくなる、商店街と同時になくなる。尤もそれに代るものとして公園だとか、スポーツだとか、クラブ、公會堂等と云ふものが出来ますが、然し商店街の様な大どかな働きはないと思ふのであります。さればと云つてこゝにあくまで商店街を主張するものであります。然し、兎も角それに代る極めて自然な、極めてたのしいものゝ存在を必要とすと云ふ事は主張したい。映畫街、娛樂街の形式でもいい。何でもいい。必要だと思ふのであります。以上工場都市は現在のまゝでは頗る不安定な此れを以つて生活中心と云はせ得ないものがある事を強く申して置きませう。

その次に工場都市でなく一般都市の今日について考へて見ませう、一般都市には、新工場都市の様にすさまじい景觀はありません。然し、それは今日そうないと云ふ丈で明日の事は丸で見當がつきません。否見當がつかないのでない。どうやら見當がつき初めた様な氣が致します。それは決して望ましい見當ではありません。と云ふのは、今日

の一般都市の生命は消費中心である事であります。農村の消費中心としての都市である。然るに此の農村は都市がその積りであるないにかゝはらず勝手に都市と絶縁してしまひました。即ち農村はその指導者達によつて全購聯を造り都市とはなれました。尤も、此のやり口については私は農村に對しては何にも云ふ所はありませんが、指導者達に對しては一應申上度い事がある、それはその都市絶縁の云ひ草です。此れに對し指導者達は永年の搾取者都市から絶縁するのだと申します。然し何の事はない、それは生活圈から云へば大切な地方の小都市から去つて、大都市につく丈の藝なのです。

大體、全購聯の事務所はどこにあるか、全購聯の工場はどこにあるか。全購聯の肥料工場は六大都市及北九州に九ツその他に三、飼料工場は六大都市及北九州に五つ、その他に一つゴムは六大都市にしかない。此れでは何の事か解りません。問題になつてゐる都市は、大都市なので地方の都市はむしろ育てなければならないのにその逆を行かうとする。その結果地方の都市は衰微して文化施設はなくなり、結局離村の原因を造る様なものであります。正にどうも相當なものであります。兎に角、こうして地方の都市は收入の途はなくなる。隣保生活の灯は消す。此れは誠に早やどうしていゝのか解りません。此れは何とかしなければならない。そこで以上の工業都市及一般都市に對する方策として一應考へられるのは、出来るなら先づ工業都市では都市工業の多様化で出来る丈種々な工業が集まるがいゝ、これは大きな工場で種類の違つたのが集つた日には何とも仕様がありません、そこで一つの工場は分解し近隣の町村に分散する。そう云ふのを幾つか集める。そうし度い。そうするとそこに自から市民と云ふものが出來てくる。又、町市民の多元化も計り度い。出来るなら私の考へでは配給機關、交通機關關係の市民群もほしい。都市商業が新しい意味で確立した例は千葉市で、こゝでは工場の購買組合を引きうける會社が出來ました。又、栃木市及信州の伊那の溪谷では赤穂と云ふ町がいづれも農村の購買組合を都市の商業組合が引きうけてやつて居ます。

それから何より根本的なのは都市社會の新形式を考へる事であります。市民の慰樂を何によつて與へるか。市民の隣保生活をどんな風にして構成せしめるか新しい構想が必要であります。それからその次は、新都市に於ける都市財源の工夫であります。此れはどうも今後益々居住者を對象として安心して譯に行かない。そこで私の考へでは此れを地主からとる。大體地主がこんな國土計畫と云ふ様な大都市を抑制した様な仕事でまうける手はない。大都市を抑へて田舎がよくなつた。人を抑へた結果まうけた。それをふところへ入れる手はない、私は此れを抑へその一部を都市施設財源にする。そうすれば餘程樂になる。それから進んでは大都市資本を押へる。千葉の天然ガス地帶の如き皆東京の資本で土地の人は瓦斯の權利さへなく指をくわへてる。たゞ税丈かゝる、これでは問題にならない。そこで私の考へでは此う云ふ場合の工業資本は出来る丈地元の金にする。地元の金でやらせる。その金がなければ銀行でかしてやる。そんな風に出來ないであらうかと思ふのであります。そしてその土地へ入つた金を今度は都市施設へまはす少し荒いけれどそんな風に出來やしないかと考へるのであります。

以上大體に於て都市經營論でありますのが都市の形についても一應考へる餘地があります。私は都市の形も地方の形同様國土計畫の諸目的を果さなければならぬと思ふ。私の考へは新形式の都市は地方圏の中から綠地を除いた形にする。即ち、都市は幾つかの三萬位の獨立聚落の集つた形にする。そのそれゝが工場と商店街をもつてゐる。此れを全體が引きしめる。こう云ふ形であります。甚だ簡単でありますが私は此れが一番好い形だと思つて居ります。

八、都市農村協同體

都市についての考察については農村と云ふ事になるのでありますが、農村については私は未だ何にも申上げる知識を有つて居りません。そこで、こゝでは都市と農村との關係について考へる事に致します。で、結局私の申し度いのは先程來度々申上げました様に都市と農村を離ればなれにし度くない。都市のない農村等と云ふ事は考へられない。都

市がなくなれば農村は文化生活さへ營む事が出來なくなる。なければ仕方がないから自分で初めると云ふかも知れません。それは結局そこが都市になる丈の事です。同じ都市を造るなら施設を既に完備して居る都市を使ふ方が國家的な利益ではありますまい。何にしても私は同じ國土の上で自治體同志が壇に於て相せめぐ形は民族精神から云つて決してよくない事だと思います。私はあく迄此れはお互に考へ直して協同體的な形にならなければ嘘だと思ひます。尤も、その爲には都市の方でもサービスを努める必要がある。例へば新工業都市等の場合には、さき程の地主の利益はその幾分を周圍の農村に與へその更生施設乃至農村工業化によつて生ず可き弊を救ふ爲に厚生施設をしてやる等一つの考へです。例へば、農村病院、農村慰樂施設、農村文化施設、農村水道と云つた様なものを都市がやつてやる等その爲には或は營團の様なものを造り初めから土地を買収してやれる様にするのも手かも知れません。それから一般的な都市の場合には、先き程云つた様な經濟聯携の他に、政治的な聯携も必要で私の理想としては市長等と云ふものは周圍農村の選舉による可きものだと思つてゐます。この間私は、栃木で周圍村長に集つて貰つて將來農村が工業化する時の事もあらう。その時に協同して、當る必要がある。だから、今の中にその對策協議會をやつたらどうだと云つて一回は集つて話し合つて見大變好結果を得ました。その他未だいろいろあるかも知れませんが何しろ此の都市農村離反丈は救濟しなくてはなりますまい。

九、地方計畫促進助成の問題

かくしてまた一通り地方計畫の技術的な面を觀察したわけですが、然らば此れは此のまゝで放つて置いてもそんな風になるかどうか、私はどうしてもそれには助成機關その他の機關が一通り要る様な氣が致します。例へば政府關係では研究機關が必要であります。今の所では丸で未だ常識を出ないか、それでなければ恐ろしく觀念的です。此れには先程一番最初にも申した通り私はどうしても技術家の動きが必要だと思ひます。技術家は又、どうしても實

證的でないと納得しません、その爲の研究機關は是非必要であります。それから政府關係として法律を出す必要がある事、此れも云ふ迄もありません。可成り強い統制事業です。そこに自から今迄の法律では皆が納得致しません。地方計畫法が必要であります。政府關係はそんなところであります、その次が民間と官廳との間に指導斡旋の勞をする機關が必要である様に思へます。夫々の意をうけお互の間を柔かく、進行させる様にする。その意味で東京商工會議所のやつて居る地方計畫事業等可成り注目に値するものではないかと思ひます。それから今度は進んで民間の覺醒をうながす運動、例へば國土計畫翼賛運動の如きものも必要で結局此れは民間有力團體の動きを國土計畫の線に沿うて導かうと云ふのであります。大阪で阪急電鐵が國土計畫的經營と云ふのを初めました。東京の勸銀が國土計畫的金融と云ふのを初めました。いづれも一つのあらはれで結構此の上なしです。國土計畫は官廳のみの仕事ではなく又官廳のやるのは結局民の動きの準備工作にすぎません。こうした民間の動きを誘ふ仕事は最後的な、重要さを有つて居ります。

一〇、結語

さて長々とお話申上げました。大分お疲れの様でありますから此の邊で失禮致しませう。實は、をはりの前にももう一つ申上度い事があつたのであります。それは大東亞共榮圈全體の國土計畫に關する私の意見、特に支那大陸に對する國土計畫の意見。此れを一寸申上げたかつた。私は此の間七、八の二ヶ月上海に行つて參りましたが、その間に向ふの地方計畫の勉強を少し許りですがやつて來ました。そして驚いた事を發見しました。それはあゝ云ふ所の國土計畫は丸で我々が内地でやるのとは違ふ。違はなければならないと云ふ事で、こゝに申した生活圈の如きも頗る適用の方式があると云ふ事を學びました。然し此れについてはもう全く時間が御座いません。改めての日に申上げる機會もと思ひあきらめまして此れで終る事と致します。誠に飛んでもない長時間御清聴をいたゞきありがとうございました。

都市財政の現狀及將來とその對策

京都帝國大學教授
經濟學博士 汐 見 三 郎

第一議題に付きまして御報告を申上げます。大體お手許に差上げて置きました要旨の順序に依つてお話し致したいと思ひますが、時間の都合で多少取捨選擇する所がございますから、豫めお含み置きを願ひます。
第一番に都市の新相貌、第二番目に國家財政の指導性と都市財政の自律性、第三に新稅制下の都市財政、第四に都市財政對策——大體斯ういふ順序で御報告申上げます。

(一)

東京市政調査會の編纂して居られます所の「都市年鑑」の調査をお借り致しますると、昭和十六年九月十五日現在に於ける内地の都市は百八十五となつて居ります。尤も只今では相生市等の市制施行を加へまして百九十六となつて居りますが、こゝでは昭和十六年九月十五日現在に於ける百八十五の都市に付て調査を進めて行きたいと思ふのであります。

先づ大正九年、即ち國勢調査の行はれました大正九年十月一日現在の全國人口を百として都市人口の占める割合を調べて見ますと、六大都市の人口は一〇・五%、其の他の都市の人口一二・四%合計二二・九%となつて居るのであります。この調査に當りまして特に注目すべきことは市域の擴張といふことを考慮に入れなければならぬといふことであります。そこで茲に掲げましたのは昭和十六年九月十五日現在の市域を標準として、即ち同じ市域で人口がどういふ風に變遷して居るかといふことに付て調べて見たのであります。さう致しますと大正十四年には六大都市の人口比

率は一二・七%，其の他の都市は一四・三%で合計二七%になつて居るのです。次に昭和五年に付て調べて見ますと六大都市一五%，其の他の都市一六・二%，合計三一・二%となり、昭和十年には六大都市が一七・五%，其の他の都市一七・九%，合計三五・四%，昭和十五年には六大都市一九・七%，其の他の都市一九・四%，合計三九・一%といふ數字を示して居るのであります。従つて普通一般に言はれて居ります所の「人口が都會に集中する」といふこと、特に「六大都市に向つて集中する勢ひにある」といふことは、この數字に依りまして大體是認せられる譯であります。

然し茲で注目すべきことは、この全國の都市がいづれも足並を揃へてその人口を増して居るかどうかと言ふ點でも、これを人口別に區分致しますと大都市が六、人口二十萬以上の都市が十二、人口十萬以上二十萬未満の都市が二十八、人口五萬以上十萬未満の都市が五十六、五萬未満の都市が八十三といふことになつて居るのであります。大正九年から大正十四年の間に於きまして日本全國の國勢調査人口は六・七%殖えたのであります。この全國平均増加率一六・七%以上増加を示した都市は百五十二、全國平均増加率未満に増加せる都市即ち人口は増加したが全國平均増加率の六・七%に及ばないといふ都市が二十六あつた譯であります。次に絶對的に人口が減少して居る都市が七つ一大體斯ういふ有様で經過して參つたのであります。

所が昭和十年から昭和十五年に至る都市人口の動きを見ますと、全國の人口平均増加率五・六%に對してその増加率以上に殖えた都市は八十三となつて居るのであります、大正九年から大正十四年に至る間の調査に於て示しました所の全國平均増加率以上の都市百五十二に較べて甚だ少いのであります。次に全國の増加率に及ばざるのみか却つて人口の減少を來して居る都市が五十、又殖えては居るが全國の平均増加率に達してゐない都市が五十二といふ狀態

であります、百八十五の都市の中で全國の平均増加率以下の都市が、増加率以上の都市に比して遙かに多いといふ現象を示して居るのであります。支那事變開始以來即ち昭和十年十月一日から十五年十月一日の間に於て從來見なかつた所の現象といふものが現れて居る譯であります、これは都市財政を研究する上に於て重要な點であり、都市問題を研究する上に於きましても相當注意すべき事實であると思ふのであります。

從來のやうに都市と言ふものには自然に人口が集中する。これが所謂人口向都の勢であると言ふ風な大雜把な議論では到底これを説明することは出來ないのであります。尤もこれは昭和十五年までのことであります、大東亜戰爭開始以來の情勢と言ふものがどんな風に變つて來て居るかと言ふことは、昭和二十年の國勢調査の結果に俟たねば分りません、兎に角日本の都市といふものは新しい相貌を呈しつゝあるのであります。地方計畫の御報告の中でもいろいろお話をありましたやうに、荒れ野原がいつの間にか大都會になり城下町が振はないで人口が減少するといふやうな有様——我國の歴史に於て稀に見る事實が最近に進行しつゝあるのであります。勿論この現住人口と言ふものを以て都市生活の全部の指標であると言ふことは出來ません。然し人口が都市生活の有力なる指標たることは明かであります。現に地方分與稅分與金特別會計が配付稅を分與する標準の一つとして人口と言ふものを擧げて居るのであります。只今地方計畫に付ていろいろの御報告に接しましたが、地方計畫の方に於きましても人口と言ふものは非常に有力なものとなつて居るのであります。人口は都市生活の總てを物語らないにしても、都市生活の大部分を物語つて居るのであります。

都市財政と言ふものは都市生活を離れてはあり得ないのであります。従つて都市財政の現在及將來の對策を研究するに當りましては、先づ第一に都市生活の中にこの大變化が現に行はれて居ると言ふことを考慮しなければならぬと思ふのであります。只今御報告になりましたやうな國土計畫が進行致しますと、その大變化に更に拍車をかけてく

るのであります。都市財政を研究するに際しても都市は動きつゝあると言ふことを考慮して對策を樹てなければならぬのであります。

(二)

次に第一の國家財政の指導性と都市財政の自律性に付て申上げます。

都市財政は地方財政の一部分でありますが、都市財政は更に國家財政に關聯して考へられねばなりません。平時に於きましては國家財政と言ふものから切離して都市財政を考へることも出来るのであります。今日のやうな戰時下に於きましては國家財政と地方財政——都市財政とはきつてもきれない關係を持つて居るのであります。そこで國家財政が大體どう言ふ風に動いて居るか——又それにつれ都市財政がどんなに動いて居るかと言ふことを達觀して見たいと思ふのであります。

先づ國家財政の幅を示すのにどう言ふ風な數字をとるか、都市財政の幅を示すのにどう言ふ數字をとるかゝ問題であります。私は内務省地方局の地方財政概要の純計——普通經濟と特別經濟を合せて重複分を除いた純計を採用したのであります。國家財政もそれに相應するやうに一般會計、臨時軍事費特別會計其の他五十の特別會計、合計五十一の會計の純計であります。

それを眺めますと昭和十一年度の國家財政は四十五億六千二百萬圓でありまして臨時軍事費特別會計はまだ成立してゐません。次に昭和十二年度即ち事變の最初の年度であります。五十八億二百萬圓に臨時軍事費特別會計の二十五億四千萬圓が加はりまして八十三億四千二百萬圓に増加致して居ります。昭和十三年度、十四年度、十五年度は省略致しまして昭和十六年度には二百八十二億二千九百萬圓、昭和十七年には三百五十億五千萬圓となつて居るのであります。三百五十億圓と申しますと大體一日一億圓見當のお金が國家財政の收入となるのです。これは勿論租稅許りでは

ありません。公債の收入、鐵道の乗車券の賣上げとか其の他總てを含んで居りますが、兎に角一日に一億圓近い金が國家財政に入つて居る譯であります。さうして又一方に於ては毎日一億圓見當のお金が國家財政から何らかの形で以て民間に撒布されて居るのであります。昭和十一年度の四十五億圓に較べますと寔に隔世の感があります。

これに對しまして都市財政は一體どういふ風に動いて居るかと申しますと、昭和十一年度が十四億三百萬圓、十三年度が九億二千七百萬圓、十六年度が十一億五千四百萬圓といふことになつて居ります。尤もこの昭和十一年度といふ年度には市債の借換が盛んに行はれた關係上、一方には公債收入として新債が入つて來ると共に他方には公債費として舊債の償還が出て來て居りますので、公債費と公債收入が不自然に膨脹して十四億圓といふ數字を示した譯でありますから、この點は斟酌しなければならぬと思ひます。しかし大體これを達觀致しますと、都市財政といふものは物價騰貴の折柄にも拘らず増加して居ない——事變當初と今日とを較べて見ましても大體動いて居らないといふことが言へるのであります。

次に國家財政が四十五億圓から三百五十億圓と約八倍の急増を致して居るのでありますが、戰前の八倍の巨額の經費を支出し得る爲には種々の用意が必要であります。地方財政の犠牲と申しませうか、地方財政の仕事を或程度まで押へて國家財政の方へふりむける。かくて地方財政より國家財政への轉換が行はれるのであります。それから又財界に於ける平和產業の仕事を抑へて國家財政の方へ當てるのが財界より財政への轉換であります。思ふに三百五十億圓の豫算を組立てるのは並大抵のことでは出來るものでは無いであります。しかも問題は豫算を組立てることよりも豫算を實行する事に存してゐます。從來であれば貴衆兩院で豫算を通せばそれで豫算は實行出來たも同様であります。只今は紙の上の豫算を作りました所で資金の關係、資材の關係、勞力の關係があつて仲々實行出來ないといふ状態になつて居るのであります。與へられたる一國の經濟力を國家財政に最大限まで振向ける爲には、財界及び地方財政になつて居るのであります。

於きまして國家財政と直接關係の無いものに相當の壓力を加へる必要があるのです。

今日の時局に於きましては戦に勝つといふことが第一條件であります。而してこの戦は或る意味に於て物の戦であります。豫算の膨脹したところに物の裏打ちをしなければ勝てない戦争になつて居るのであります。殊にこの豫算の中で注目すべき點は臨時軍事費特別會計であります。外の豫算では官廳といふものは金拂ひの悪いものであります。品物を納めてから三ヶ月も半歳も経たねば金を呉れない。つまり後金精算拂であります。之に反し臨時軍事費特別會計は前金概算拂で先に渡すといふことが出来ます。従つてこの百八十億圓といふ臨時軍事費の撒布される所には人口が集つて行く。そのために小都市が大中都市に膨脹するのであります。所が百八十億圓のお金の浸透しない所に於きましては却つて人口が減少するといふこともある譯であります。これは我國が生きて行く爲に、この戦に勝ち抜く爲には止むを得ない現象であります。この現象は今後尙續いて行くだらうと思はれるのであります。それで地方財政を運営するに當りましては今迄の考へ方——豫算が成立すればすぐに實行出来るといふ考へ方は清算しなければならんのであります。局に當つて居られる皆様方が痛切に感じて居られますやうに、屎尿の處分をするときにはトラックが必要るが、そのトラックの燃料は一體どうするかといふと、そこで物の豫算にぶつかつて来るのです。電車の車體の問題にしても、そのストックが少くなつた後は一體どういふ風にして電車事業の會計を立て行くかで問題であります。豫算といふものには金の問題の外に物の問題があるのです。地方計畫の御報告にもあります。やうに都市と農村を對立的に考へるといふことは間違ひであります。それを包括して考へて行かなければならぬのであります。つまり財政の面に於ても都市財政と農村財政といふものを對立的に考へて行くといふ考へ方を解消して仕舞はなければならないのであります。更に一步を進め國家財政を離れて地方財政といふものは考へ得られない。従つて國家財政の方も地方財政の方に考慮を拂ふ。地方財政は國家財政の方に歩み寄つて行く。物動計畫から考

へましても國家財政の需要するものと地方財政の需要するものが重複して豫算に現れて居つては、結局畫ける餅になつてしまふ譯であります。従つて國家財政、地方財政を全體として一つに考へ、總體として計畫を樹て行くといふことになるのであります。

後程三樹さんから詳しい御報告があるだらうと思ひますが、都市財政の伸び方が少いのであります。少し伸び方の中に時局の要請に應じて國家的な經費といふものがこの中に澤山含まれて居るのであります。そこに都市の財務當局の非常な苦心といふものがあります。例へば防空に關する經費であります。我國は幸ひに致しまして今迄その方の心配は少くて済んで居りますけれども、英國の地方財政は空襲の爲に非常な混亂を來して居りまして、地方稅も殆んど限界點まで引上げて居るさうであります。それでもまだ足らないので國家から相當の補助を受けて居るといふ状態であります。我國に於ては防空に要する經費は只今のところでは比較的少いのであります。これは大變喜ぶべきことであります。それに致しましても相當の額に達して居るであります。その他軍事援護並に銃後施設に關する經費、國民精神總動員に要する經費、國民保健に要する緊急經費、資源回収に要する經費、職員等に關する臨時給與に要する經費、物價及び勞銀の騰貴に伴ふ經費、轉失業對策に要しまする經費、労務者住宅その他の住宅建設に要する經費等も相當多額に上つて居りまして、六大都市に付て調べますと斯ういふ時局に關する經費が一億二千五百萬圓に達して居るのであります。即ち物價の騰貴して居る現在に於て四、五年前の豫算とほど同じ位の經費で財政を賄つてゐる上に、新に時局に關する經費が加つて居るのであります。然し時局に關する經費を支出することは決して地方財政としても都市財政としても避くべきものでは無い。寧ろ私は進んで引受け行くべきでありますと思ふのであります。たゞ問題は負擔區分の問題であります。換言すれば斯ういふ風な國家的經費の財源をどこに求むべきかといふ財源の問題であります。斯かる國政事務に關する經費はその全額を國庫から出すといふ風にするか、それが出來なければ負

擔關係につき明確なる區分を決めるか、或は地方分與稅分與金特別會計の配り方に考慮を加へるか何かの方法を探る必要があらうと思ふのであります。即ち都市財政の經費の部門に於きましては只今申しましたやうに國家の豫算と協調を保つて、國家財政、地方財政全體の物動計畫をしつかりと樹て、行くといふことが肝要であります。それから又それと同時に所謂固有事務許りに都市が満足すべきでなく時局に關する任務の擔當といふことに進出し國防の重要な一ト役を買つて出なければならない。それに對しては財源の問題とか負擔區分の問題をば明瞭に解決すべきである——私は大體斯ういふ風に考へて居るのであります。

國家財政といふものは只今の所では財界、地方財政全體の眞つ先に立つて此等を指導して居る。そして國家財政の指導力の下にあつて都市財政の自律性を發揮するにはどうすればよいかの問題が重要となつて來ます。國家財政一本でやつて行くといふ考へ方に對しては反省を加へる必要があります。地方計畫の御報告にありましたやうに、我々の社會生活といふものには全國劃一的にこれを定めず地方的事情を充分に取り入れることが相當に必要であります。例へば内務省の窓口、遞信省の窓口、大藏省の窓口が市町村の隅々に設けられ市町村民と中央官廳の出張所とが直接に接することとして、その成果はどんなものだらうか。こう云ふ方法の必要である場合もある。併し同時に内務省が行政の總引受の場所となり、そこを通じて地方團體が活動することも必要である。國家の指導性とは勿論協調して行くが、同時にその自律性をはつきりして行くといふことが地方團體にとり大切なことである。これが長期戰に臨む地方財政としては大事なものではないかといふことを、考へて居るのであります。

(三)

その次に新稅制下の都市財政に付て申上げます。只今までには都市の經費の部門に付て申上げたのですが、これからは都市の收入といふことに觸れて見たいと思ひます。

都市財政の收入は稅收入と稅外收入とに分れ、稅外收入は公營事業の收入と公債收入とに區分されるのであります。稅外收入に付きましては三樹さんから詳しく述べ御報告があること、存じますので、私は問題を専ら稅收入に局限してお詫致したいと思ふのであります。

只今の租稅制度は昭和十五年の改正により實施されたものであります。昭和十五年と申しますと支那事變の勃發した後のことであります。この改正案が最初に考へられたのは昭和十一年、つまり廣田内閣の馬場財政時代のことでありまして、その當時の中央、地方を通ずる根本的な稅制改革といふ考へ方が少からず糸を引いて居つたのであります。尤もそれから後次第に變つて來て居ますが、大體昭和十一年時代の社會情勢といふものを反映して、その要請を一番よく織込んで出來たのが、この昭和十五年の稅制改革であると言へるであります。その頃——昭和十一年頃に於きましては都市と農村の對立とか、米の値段が安くて豐作飢饉が叫ばれて居るとか、小學校の先生の俸給不拂問題が起つて居るとか、戸數割が高いので農村が困つて居るとかいふやうな社會情勢を反映して、この改革原案なるものが考へられたのであります。従つてその後情勢は變つて來て居りますが、矢張りその思想が入つて居つた譯であります。先程申しましたやうに都市と農村を包括的に考へて、國家の指導性と地方團體の自律性を調和して行くといふやうなことは、含まれて居らぬと申すのではありませんが、さういふ點に付ては餘り深く立入らないでこの稅制改革が行はれた譯であります。

そこで昭和十四年度と昭和十六年度との數字を眺めます。昭和十五年度分の市稅も擧げればよいのですが、これは過渡期の問題でありますので省略します。こゝで注目すべき問題は新しい稅制の下に於てはどの財源が一番大きいかといふことであります。そこでこの點に付て考へて見ますといふと昭和十六年度では營業稅附加稅が八千五百萬圓で、これが市稅收入の中で非常な特徴を示して居る譯であります。昭和十四年度にては家屋稅附加稅が第一位を占め營業

稅附加稅が其の下位にあつたのです。

それから中央、地方を通ずる稅制改革のときの產物で一番喧しく言はれた地方分與稅分與金特別會計の配付稅あります。所得稅、法人稅、遊興飲食稅、入場稅の一部分をこの國稅からプールしてそれを配付し、それで地方財政の間の調整をとつて行くのです。昭和十六年度の配付稅は次の如く配分せられてゐます。（單位千圓）

配付稅(三二一〇、〇六二二) 道府縣配付稅(一九八、四三八)

市町村配付稅(一一一、六二三) 大都市配付稅(五、六二〇)

町村配付稅(一〇四、九三三) 都市配付稅(一一、〇七〇)

昭和十七年度の配付稅は四億五千二百萬圓、昭和十八年度の配付稅は五億七千二百萬圓に上ります。上述の表を見ると都市の配付稅は幾らかと申しますと千六百萬圓でありますと總額二億二千萬圓に比し餘りにも少いのであります。即ち都市の納める所の所得稅、法人稅、遊興飲食稅、入場稅などは莫大なものでありますと、それが配付されて都市財政に還る部分は僅かに千六百萬圓といふ數字であるといふことを御注意願ひたいと思ふのであります。

新稅制下の都市財政といふものは狭い意味の地方稅收入と分與金收入の二つに分れて居るのであります。さうして地方稅收入は普通稅と目的稅に分れ普通稅は國稅附加稅と道府縣附加稅、獨立稅に細分されて居ります。國稅附加稅は地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鑛區稅附加稅の四本で、獨立稅としては市民稅その他となつて居ります。

只今申しました分與金收入の配付稅に付て昭和十六年度豫算に基きもう一度重複して申上げます。配付稅が地方稅全體に占める割合は二割三分であつて、残りの七割七分といふものは道府縣市町村が直接に稅金をとつて居る。つまり二割三分といふものは間接課稅形態であつて内務省、大藏省から地方財政が貰つて居るといふ形になつて居るのであります。

次に道府縣でありますが、三割六分の配付稅を貰つて居るのでありますと、六割四分といふものを道府縣が自分の方で直接に課稅して居る。所が市町村の方へ参りますと町村は一億圓貰つて居るが、六大都市は五百萬圓、六大都市以外の都市は一千百萬圓となつて居るのでありますと、だから都市は配付稅を九%貰つて居つて残りの九一%といふものを直接に負擔して居り、町村の方は三一%貰つて居つて六九%を自分で直接に負擔して居る——斯ういふことになつて居るのであります。これは昭和十一年頃の社會情勢を考へますならば誠に適合した制度であつたと思ふのであります。然しながら今日に於きましては果してこれでよいかどうかといふことが問題となつて來るのであります。即ち國稅に於きましては以前は負擔の均衡といふことを第一主義として、所謂負擔の均衡論が基調となつて改革が行はれて來たのであります。負擔の均衡論といふのは平時に於ては勿論當然の議論でありますが、生産力擴充に總力を發揮しなければならない今日に於きましては、生産力の擴充とか言つた方面に對しては、重點主義で稅金を犠牲にしてもそれを援助していくといふ建前に變つて來て居るのであります。それが爲に大體三億圓位當然と得べき稅收入を犠牲にしてまで生産力の擴充に乗出して居る譯であります。所が地方財政の配付稅の方に現れたる思想よりしますれば、所謂人口に正比例すると共に負擔力、經濟力に反比例するといふ遣方をとつて居るのでありますと、日立、桑名、尼崎、市川、川崎、濱松、新居浜、八幡、戸畠の如き生産擴充都市は擴稅力が大きいから、斯ういふ都市に對しては配付稅を渡す必

要はないといふ建前を、地方財政の方では執つて居るのであります。

昭和十五年の税制改革の時には臨時租税措置法と申しましても極く小規模な申譯的のものでありましたが只今は相當に擴大せられてゐます。又地方計畫でもお話のありましたやうに、人口の疎開、工場の分散といふことが考へられて居るのであります。そしてこれは勿論大いにやらなければならぬことではありますけれども、差當つての問題は生産力の擴充をやらなければならないといふことであります。従つて配付税の問題に付きましても、今迄のやうに都市と農村との對立的な考へ方が基調になつてきたといふことに付ては、少し考へ直す必要がありはしないかと私は考へて居るのであります。

次に都市の財源として伸張力のある財源である營業税附加税につき更に一言したいのです。營業税法第十二條に依りますと、「命令を以て指定する重要物産の製造、採掘又は採取業を新規開業した者には、一定期間營業税を掛けね」といふことになつて居るのでありますから、これに對しては附加税をかけることは出來ないのであります。又臨時租税措置法第一條の三には新規開業でなしにその製造方法を新にした部分或は又規模を擴大して得た所の純益に對しては營業税を掛けることは出來ないといふことになつて居り、従つて營業税附加税はかけられない譯であります。それから又臨時租税措置法第一條の四に於きましては純益計算上の特例として「補助金は益金として計算しない。研究設備に支出した所の経費は損金に落す」といふことになつて居りますから、これ又營業税を減らすことになり、附加税は掛けられないといふことになつて居るのであります。又特別法に基いて設立せられた自動車製造事業、人造石油製造事業、製鐵事業、帝都交通營團、日本發送電會社等に對しては營業税はかけられない。斯ういふ風な事業に携つて居る人の子弟が國民學校に通つて居つても、其等の人に對しては市町村は營業税附加税をかけることが出來ないといふ建前になつて居るのであります。

尤もこの負擔の均衡問題に付きましては近く圓満に解決が付くといふことがあります。つまり斯ういふ風な事業の盛んに興つて居る街では、會社が丁度その稅の附加稅に當るだけの金額を市の方に寄附するといふ風な形で圓満に解決を付けて居る都市もあるやうであります。一方に於てはさうでない所もあるのであります。斯ういふ風な街は經濟力が強いといふので只今の地方分與稅に依りますと配付稅を受けて居らんのであります。その街の下水設備とか社會設備とか其の他のいろいろの施設を見ますといふと、果してどうでありますか――配付稅を渡して、そこに住んで居る人々の爲に社會施設をやり生産力擴充を助けた方がよくなはないか――と私は考へて居るのであります。兎に角この點に付て相當考慮を拂ふ必要があると思つて居るのであります。

(四)

最後に都市財政の對策であります。都市の經費の壓縮、抑壓方針であります。これも總ての活動が國家財政を中心として働いて居る以上、止むを得ないものせあると思ひますが、程度の問題であります。思ふに都市財政といふものは生産力擴充の非常に大きな源泉になつて居るのであります。又戰ひといふものは或る意味に於きましては都市と都市との戰ひであります。都市が防空をやらざるを得ないといふことも防空をやるだけの一つまり空襲を受けるだけの資格があるからであります。野つ原の眞ん中であれば爆彈を落される心配はありません。空襲の惧れがあるといふことはその都市が國に於て占めて居る所の地位が重大であるといふことを示す譯であります。従つて都市に對する考へ方を新たにする必要があります。國費と地方費の區分の問題に付きましても、國政事務費に對しては國家財政が膨脹すると同じやうに、或る程度都市に對しては國家から金も渡し、物も渡し、金の豫算物の豫算の兩面から相當援助すべきものであると私は考へて居ります。又負擔區分の問題が解決付かなければこれから都市財政といふ問題は益々難しくなつて來るのでありますから、この負擔區分の問題といふものは經費の問題に於て最も大切な先決問題で

あると信ずるのであります。

次は租税制度の點であります、昭和十五年に定められました租税制度は或る程度の修正を加へる必要があると思ふのであります。當時に於きましては都市と農村の間の負擔の公平といふことが第一の問題となつて居つたのであります。勿論昭和十五年の税制改革が支那事變を織込んで居らぬと言ふのではありませんが、その織込み方が少かつたことは事實であります。都市と農村の間の負擔の公平といふことがその基調になつて居つたのであります。これは勿論結構なことであります。今日迄地方財政が混亂を來さずに済んだといふことはそのお蔭であります。これは寛に結構でありますけれども、その運用に當り配付税の區分に付きましては色々と工夫を凝らす必要があると思ふのであります。又この問題に關聯して國政委任事務費をどうするか、國費、地方費の負擔區分をどうするかといふ場合に於きましては、現状のまゝでどちらか修正を加へる必要はないか。この方が解決付かないやうであれば、その方で解決を付けて行かなければならぬ。さういふ風に考へて居るのであります。

次に今日伸長力のある財源と申しますと營業税附加税であります、最近のやうに特殊會社とか營團が殖え色々の立法が布かれ参りますといふと、折角伸長力のある財源であります所の營業税附加税といふものが當にならないやうになつて來るのではないかとも考へられますので、この點も十分研究する必要があると思ふのであります。

大體から申しますと都市財政の財源は物稅中心で來て居るのであります。人稅は——これは所得稅の稅率が上つた關係もありますが——市民稅があるばかりであります。それも最高一千五百圓から二千圓程度、單位當り平均六圓から八圓といふ狀態であります。所得稅の稅率の最高が綜合所得稅七二%、分類所得稅一六%となつて居るときに、市民稅が非常に増額せられ戸數割の二代目になつてはよくないことがあります。が、地租、家屋稅、營業稅が制限外課稅を行つてゐるのに市民稅が全く知らない顔であるのもどうかと思はれます。三收益稅と歩調をとり市民稅を適當な

だけ増して行くと云ふ事も一應考へねばなりません。勿論これは技術上の問題もありますが、例へば三收益稅の制限外課稅を二割だけ行ふのであれば、市民稅の單位當り金額二割を増して行くとか或は最高限を二割増して行くと言ふのが一案であります。今度の報告の中にも芦屋市の例が出て居りますが——この例は少し極端でありますが、大なり小なりあゝいふことは窺れますので——配付稅の分配方法、營業稅、臨時租稅措置法、特別法との關聯を考へて見て市民稅に或る程度の彈力性を與へる——さういふことも考へて見なければならぬと思ふのであります。

都市財政の對策と致しましては戰後の對策とか其の他色々なことが考へられないではありません。それだけに又戰後この大東亞共榮圈がどういふ風に納まつて行くかといふやうな問題もあつて、與へられた問題、解決すべき問題は幾多殘つて居る譯であります。永遠の對策といふことよりも矢張り當面の對策といふものが、只今の都市財政としてはより必要であらうと思ふのであります。それで何度も繰り返して申しましたやうに、國家財政も金の豫算、物の豫算、人の豫算を一貫して全體として考へて行く、國費地方費の區分を考へて行く。國稅と地方稅の關係も考へて行く。都市と農村の對立觀念を去つて全體として考へ、國家財政の指導性に従つて然も地方財政の自律性を保存して行く。さうしてこゝに斯かるコンミューを作つて行つて長期戰を戰ひ抜く地方制度——美しいコンミューをこの息詰る戰爭の上に築いて行く。桃源境ではないかも分りませんが、さういふことをやりのけて行く——斯ういふ考へが都市財政の對策になりはしないかと思ふ次第であります。

これを以て私の報告を終ります。

都市財政の現状及將來と其の對策

名古屋市助役 三 樹 樹 三

只今は汐見博士より極めて理路整然たるお話があつたのであります。博士は御承知の通り本邦に於ける財政學の權威であります、それに引換へ私は日夜市政の些末事に忙殺されて居るのでありますて、あつちから突つかれこつちから突つかれて居る者であります。従ひまして今更蛇足を加へる必要は無いかのやうに考へるのであります、お見受け申しまするところ皆様方も私と同じやうに都市行政を擔當して日夜御奮闘に相成つて居られる方々でありますので、其の一人として今日の都市行政に檢討を加へ其の對策をお互ひに語り合ふといふことは、あながち無益なことはなからうと考へるのであります。殊に私が感じましたことはこの一般報告を拜見致しまするといふと、どなたも同じやうな悩みを訴へて居られるのであります。従ひまして今日は都市隣組常會といふ考へのもとに、其の皮切り役を私が勤めるのであるといふ意味合をもつてお聽き取りを願ひたいと思ふのであります。

私の申上げたいと思ひますことは極く大ざっぱに申上げますと、今日の都市財政は强度の節減を要求されて居るにも拘はらず増嵩の傾向にあるのであります。而してその増嵩の原因はどこにあるかと申しますと、それは一般的には人口の增加といふ原因を擧げることが出来るのであります。事變後に於ける特殊原因と致しましては時局費並に國政委任事務費の増嵩になると申すことが出来ると思ふのであります。この經費の増嵩に對して都市に於ける收入の状況はどうであるかと申しますると、稅收入は都市收入の中の重要な部分を占めて居るのでありますが、其の増加の状況といふものはこの時局費、委任事務費の増加を賄ふに足らないのであります。

一方市債は極度に抑制せられて居りますし、稅外收入の中の手數料收入といふものも亦一般的の經費を援けるといふ迄には至つて居りません。又一面に於きましては國政委任事務費に於て國家の負擔といふものは甚だ適當を缺いて居るのであります。斯ういふ状態にありまする一方に於きまして都市財政に重大なる影響を及ぼすであらう所の諸問題を擧げることが出来るのであります。これらの問題は都市の經費を増加せしめ又其の收入を減少せしめんとする傾向を有して居るのであります。従ひまして今後の都市財政の對策と致しましては、國政事務費に對する國費と地方費の負擔區分を適正にすることを先づ考へなければならぬと思ふのであります。それから新しい稅源といふものを都市に付與すること、配付稅を増額するといふことを考へなければならないのでありますて、これと同時に都市の方面に於ても戰時體制を確立致しまして、經費の節約と合理化を圖りますると共に、事務の簡素化、能率化を圖つて參らなければならぬ——斯ういふことがこれから私の申上げやうとする要點であります。

先づ今日の都市財政の趨勢に付て申上げます。都市の經費が頗る膨脹を致します所の傾向を有して居りますことは、この私の報告の最初の頁に示して居る通りであります。他の地方財政に較べて見ると遙かに大きい數字を示して居るのであります。斯ういふことは一般的な原因としては都市人口の著しい増加といふことを擧げることが出来るのであります。即ち町村に於ける經費とは殆んど性質的に異なるのでありますて、これは都市の施設と町村の施設とを較べて見ればすぐ分ることであります。この一般的原因に加へまして事變後の特殊原因と致しまして、時局費及び委任事務費の増加といふことを擧げることが出来ると思ふのであります。大體事變後に於ける都市の歳出といふものは國の抑制方針に依りまして全般的には減少を見たのですが、これを費目に付て調べて見ますといふと非常に膨脹したものもあるのであります。即ち減少の著しいものと致しましては市債費でありますとか、或は都市計畫費などを擧げる

ことが出来るのであります。又増加の著しいものと致しましては警防費でありますとか、從來の型に嵌らない其の他の諸費といふものを擧げることが出来るのであります。警防費に於きましては十倍以上になつて居るのでありますけれども、時局費に於きましては段々嵩んで来て居ることを示して居るのであります。内務省當局のお調べに依りますと市町村の時局費といふものは昭和十二年度と十六年度を較べて見ますと、八倍八分になつて居るといふことであります。この時局費の増嵩の傾向は殊に六大都市に於きまして甚だしいのでありますと、六大都市に於ける財政の狀況は戰時下に於て極力節減の方針を探られ乍ら尙且逐年増加致して居るのであります。これは全く時局費の増嵩に依るものであります。

然らばどういふ風な經費が時局費として大都市に結び付くかといふ點に付きましては、假に名古屋市の例を取つて見ますならば、先づ警防費であります。これは警防團の經費でありますとか或は防空防衛諸施設の爲の支出であります。これが十二年度に對して十六年度は百・六倍に達して居るのであります。それから産業經濟に關する經費であります。技術振興でありますとか、生産力擴充關係の經費、中小商工業者轉廢業對策の經費、輸出資金金融通損失補償等の諸經費及び市民の日常生活必需品配給統制に關する經費、かやうな經費といふものが相當の額に上つて居るのであります。殊に配給統制に關する經費の如きは昭和十四年度に對しまして昭和十七年度は八十六倍に達して居のであります。

次に時局指導費でありますと、町内會の助成費、翼賛運動の展開に要する費用或は貯蓄獎勵とか資源回収等に要する經費も非常に多額に上つて居るのであります。殊に昭和十五年九月に於ける町内會の整備と大政翼賛會の成立後はこの種經費が漸次嵩高を示して參りまして、十五年度に對する十七年度の時局指導費は約三倍に相成つて居るやうな次第であります。

次に交通事業に關する經費でありますと、大都市殊に名古屋市の如く最近工業が非常に殷賑致して參りました都市に於きましては、足の問題は最も切實なる問題であるのであります。従ひましてこの交通對策に付きましたは色々と心を碎いて居るのでありますと、先づ第一に現有設備を最も有効に活用するといふことを考へて居るのであります。然し乍らそれのみを以てしては十分ではありませんので、車輛の増加と新線の增設に付きましたは非常な努力を拂つて居るのであります。或ば無軌條電車の建設でありますとか、聯接電車——これは二つの電車を繋いで運轉するといふ方法であります——の運轉とか、車輛の新造、改造といふやうな色々の方法を講じて、この足の問題の解決に日夜努力して居るやうな次第であります。

次に厚生費であります。これは體力指導管理、母性及び小兒の保護、結核對策等に關する經費でありますが、これらの經費も十二年度の決算に對して十七年度の豫算は約十五倍に上つて居るのであります。

次に軍事援護の費用でありますと、これは犒軍、遣家族保護、銃後奉公會の補助經費等でありますと、これ亦十二年度に對して十七年度は三十倍に上つて居るやうな狀況であります。

次に事務費に付て見ますといふと、事變後に於ては職員の數は非常な増加を示して居のでありますと、十一年度の定員七千六百十一人に對して十七年度に於きましては實に八割一分の増加を示して居るのであります。従ひましてこれら職員に對する給料の増加或は臨時家族手當、臨時手當又は今回新に設けられます所の戰時勤勉手當のやうな支出を考へますと非常なる額に上る次第であります。

以上は大體名古屋市の一例を申上げたのですが、同じやうな傾向を他の都市に於きましても見られること、考へるのであります。假に六大都市が昭和十二年度以降法令に依り或は政府の指示に依り計上致しました所の時局費は一體どういふ状態にあるかといふことを調べて見ますといふと、十二年度に對する十六年度豫算に於きましては

實に百十倍に上つて居るやうな状態であります。かやうに時局費、國政委任事務費といふものが増加致して參るものでありますから、一般都市に於きましても十五年度の歳出は十四年度に比して二割以上の増嵩を示して居るのであります、この傾向は今後尙繼續するものと考へられます。

これに對しまして收入の方面はどうであるかと申しますと、稅收入は昭和十一年度以降大體一割餘の増加率を示して居るのであります、歲入總額中の比率は上昇の傾向にあるのであります、市債の方は三分の一乃至四分の一に激減致しまして歲入總額中の比率に於ては下向きになつて居るのであります。稅收入の増加は昭和十一年度に比し、十六年度は約七割の増加率と相成つて居るのであります、新に加へられました所の時局費でありますとか、委任事務費の異常なる増加には及んで居らないであります。從ひまして都市に於きましては必要以上に平時的經費とか公共事務費を切詰めまして、そしてこれらの時局費に充當して居るといふ状態にある譯であります。市債の收入は、十二年度以降激減致して居るのであります、これは、政府の强度なる地方債抑制に基因して居ることは申す迄もありません。この政府の起債抑制は一面市債費を減少し、都市經費の膨脹を抑へることには相成つて居りますけれども、或は時局費、委任事務費の増嵩に對して起債したいと思ひましてもこれに對して抑へられる。又公企業の方面に於きましても何とかもう少し設備を改善したいといふやうな感じを持つ場合に於きましてもこれを抑へられまして、公企業の萎縮をして居るやうな状態であります。従ひまして市債に付てはこの時局費なり國政委任事務費なり又は公企業の改善といふことに對し、特別の考慮を以て或る程度緩和されたいと考へるのであります。市債の利率に付きましては著しく低利とは相成つたのでありますけれども、國債に較べまして猶高利たるを免れないのでありますから、今後は預金部資金でありますとか或は簡易保險積立金に於て——特に都市方面に對しましては其の目的が地方還元、地方資金の供給といふことにある點よりして——特別の考慮を拂はれたいと思ふのであります。

次にこの都市の有力なる財源の一つであります使用料、手數料の方面に付て考へて見ますといふと、これらの大半は電車事業、自動車事業、上水道事業等の公企業收入に屬するのであります、これらの收入も漸くその事業經營費を賄つて居るといふ程度のものであります、これらの中から一般經費に充當するといふことは極めて困難な状態にあるのであります。そこで現在に於て都市はどういふ風に考へて居るかと申しますと、とても現在の使用料なり手數料なるものを以て時局下要請されて居る施設の改良とか、擴築の經費とかに充當するといふことは困難であるので、何とかこれを合理化しなければならないといふことを考へて居るのであります。聞く所に依りますと横濱市に於きましては乗車料金の値上げといふことに付て最近市會の決議を得られたといふことであります。乗車料金の値上げに付きましては他の都市に於きましても矢張り研究されて居るやうでありますし、水道料金の値上げといふことも各都市に於て色々研究されて居るやうな状態であります。

かやうに現在の都市收入といふものは都市財政を非常に苦しめて居る所の時局費、國政委任事務費といふものゝ増加を賄ふに足りないのであります、その他に尙都市財政に影響を及ぼす所のいろいろの問題が吾々の前に横たはつて居るのであります、私はこの點に付ても少し考察して見たいと思ふのであります。

別段順序も無くそれらの點をこの「討議報告」に並べたのであります、第一は工場規制地域及び工業建設地域の問題であります。即ち本年六月二日に京濱、名古屋、京阪神、北九州等の人口集中現象の著しい地域に對しまして、國土計畫、防空、保健等の見地から人口の過度集中を抑制せられることに相成つたのでありますが、この措置が既存都市の財政にどういふ影響を及ぼすかといふことに付ては、今後慎重に研究されなければならないと思ふのであります。又其の影響の度合ひといふものは都市に依つてかなり異なるものがあるであらうと考へるのであります。次に新興工業都市に付て考へて見ますならば、これらの都市は住宅の問題でありますとか、交通機關の問題でありますとか、

學校の問題、水道の問題等各般の施設に付てこれを講じて參らなければならぬのであります、それらの經費は一體どういふ風になるのでありますか——固より國も府縣もその一部は負擔するであります、その多くは都市自體が何とか考へて行かなければならないと思ふのであります。又午前にもお話がありましたが、國土計畫、地方計畫に依りまして今後綜合的に國力を發揮致しまする爲に各種の施設が講ぜられ、又既存施設の改造といふことが行はれると思ふのであります、これらの問題と都市財政といふ問題に付きましても考察の必要があると考へられるのであ
ります。

第二に防空経費の問題はありますか。これは今後各都市共に非常に多額の經費を投じなければならぬ所の問題であります。この事のみを考へましても今後の都市財政といふものは容易ならぬことのやうに考へられるのであります。ひとりこれは民防空の問題許りでなく、軍の防空に對して都市が協力するといふ方面もあるのであります。後防空經費の問題に付きましては特別の考慮が拂はなければならないと思ふ次第であります。

第三に企業整備の問題であります。企業整備に依りまして營業稅の減免が行はれて居りますことは只今お話をあつた通りでありますが、其の他に於きましても或は市民稅の賦課に手心を加へるといふこともあるのであります。然し乍ら最も大きな問題はこれが今後の營業稅附加稅に對してどういふ影響を及ぼすかといふ問題であります。今日都市に與へられました稅收入の中で最も伸張力ありとして期待せられて居りますものはこの營業稅附加稅であります。が、その前途に對して一抹の不安を投ずるものは企業整備の問題であると考へるのであります。

第四に大東亞共榮圈建設の問題であります。今日我國に於ては大東亞共榮圈建設の爲に各般の施設が講ぜられつゝあります。即ち人口増殖、資源の開發、生産擴充、生活必需品の確保、文教の向上等幾多重要な方策が確立具現しつゝあるのであります。これらに對し國の文化の中樞を爲して居ります所の都市に今起きしきり、もし

れ寄與せんとする所のありますことはこれは極めて當然であります。私は先般濱松市に参りました所が濱松市の御當局が南方諸國に付てのパンフレットをお作りになつて配布せられて居ることを承知致したのであります。又大阪市に於きましても南方院といふものを創られて調査を進められて居りますし、當神戸市に於かれましては午前中の市長のお話にもありましたやうに、大きな理想の下に港都計畫を樹てられて居るのであります。名古屋市に於きましても臨時東亞調查部を設置致しまして、名古屋市としてこの大東亞共榮圏の建設に如何に寄與すればよいかといふことに付て調査を進めて居るのですが、この問題に付きましては今後都市がどういふ風に進出して行くかといふこと――これが今後に残されて居る所の大きな問題であると考へるのであります。

上に一つの影響を及ぼすものであらうと考へるのであります。
第六は町内會整備強化の問題であります。町内會の經費といふものは段々嵩んで參つて居るのであります、町内
の防護關係の費用とか、軍事援護の費用でありますとか、其の他時局關係の經費が非常に嵩んで參つて居のであり
ます。これらの町内會の財政といふものをどういふ風にして行くか。これを都市財政との關係、市民負擔との關係等

に付て考へますときは、これ亦今後に於ける都市財政の一つの問題であらうと思ふのであります。

第七に考へられることは國家財政の緊縮といふこと、都市財政との關係であります。御承知の通り來年度豫算は閣議をもちまして所謂重點主義に依り編成されることに相成り、經費に付きましては非常なる緊縮を加へられて居るのであります。この國家財政の緊縮といふことはどういふ風に都市財政に響いて来るかと申しますと、或は國として從來補助を出して都市にやらせて居つた仕事に對して補助を打切るといふやうな場合に於きましては、都市としてこの仕事を廢めることが出来るかどうか——或は國と都市が共に研究して愈々實行に着手しやうとして居る仕事に對し、國家がやれないからと言つて都市もそれでは廢めるといふことが出来るかどうか——斯ういふやうなことを考へまするといふと、國家財政の緊縮といふことは都市財政にとりまして最も大きな問題となつて參るものと考へられるのであります。

第八に各種の營團なり統制會社其の他に對する非課稅の問題であります。今日は營團でありますとか、特殊統制會社といふものが非常に殖えて參つて居るのであります。これらが都市に於ける企業に大きな影響を及ぼして居るのであります。これらの各種營團とか特殊統制會社といふものゝ多くは法律の根據をもちまして營業稅附加稅等の地方稅の賦課を免れて居るのであります。又生産擴充の爲に制定せられました所の各種事業法に於きましては、會社及び個人に對して地方稅賦課の制限を致して居るのであります。従つてこのやうな營團なり統制會社が多くなればなるほど都市と致しましては痛手を受けて參るのであります。これらに對する措置をどうするかといふことは都市財政の上に大きな影響を及ぼすものと考へるのであります。

今日都市の財政が只今申上げましたやうな窮境にありと致しますならば、之に對して今後はどういふ風な對策を講じて參つたならば宜しいか——これからこの點に付て少し申述べて見たいと思ふのであります。

先づ第一に考へられることは國政委任事務費に對する負擔區分の適正化であります。地方費に於ける國政事務費負擔の狀況はどういふことになつて居るかと申しますと、昭和九年度内閣審議會の中間報告に於きましては國政事務費の市町村費總額に對する割合は四割二分一厘といふことになつて居るのであります。この中特に國政事務たる性質が顯著である所のものは二割三分五厘を占めて居ります。昭和十四年度に於ける六大都市の經費に付て調べた所に依りますと、國政事務費の經費總額に對する割合は七割五分乃至五割一分になつて居るのであります。最近に於ける國政事務費たる性質を濃厚に帶びて居りますものは三割九分乃至一割九分に及んで居るのであります。法令又は政府の指示に依つて六大都市が支出致して居ります所の時局關係費は十五年度決算に於ては十二年度決算に較べて約二十七倍となつて居るのでありますが、これに對します所の國並に府縣の補助割合といふものは僅かに二割程度にしかなつて居らないのであります。今日補助の實際はどういふ風になつて居るかと申しますと、法令の上に於きましては二分の一乃至三分の一以内を補助するといふことになつて居るのでございますが、實際上の補助は三分の一或は五分の一に減らされて居のであります。又二分の一、三分の一補助すると申しますと、補助基本單價といふものがありまして、それが實際には適合して居らないのであります。實際に適合しない所の基本單價を以て二分の一、三分の一補助だと斯ういふ風に申して居るやうな現況であります。斯ういふ狀況にありましては國費、地方費の負擔といふものを全く不適正に終らしめるものでありますから、今後はこれらの點に付て十分の考慮を拂ひまして、その負擔區分を適正に致さなければならぬと考へるのであります。既存の委任事務費に關しましては別と致しましても、現在當面致して居ります所の時局關係の費用に付きましては、其の性質に依りまして補助率を定め、さうして又基本單價といふものは現實に要る所の經費を以てせられたいと考へるのであります。而して事務を委任する場合に於きましては、必ず財源の附與といふことを考慮することに致したいと思ふのであります。ドイツに於きましては

「國、邦、市町村財政調整法」に依りまして、國が邦及び市町村に對し必要な財源を與へたる時に限り、新に事務を委任することが出来るやうになつて居ります。かやうな方法を我國に於ても考へて適用して貰ひたいと思ふのであります。明治三十二年の閣議決定に於きましても地方廳、地方團體の事務に關し、若は地方團體の負擔に關係ある所の事項に付きましては、先づ内務大臣に協議をするといふことになつて居るのであります。この閣議決定といふものは今日尚生きて居るものと考へるのであります。尙生きて居るものと考へるのであります。この閣議決定を活用して適切なる補助率といふものを定めて参りたいと考へるのであります。

尙この機會に私共が要求致したいと思ひますことは、都市の負擔に屬しまする所の事務事業に對しましては、市なり市長なりに對し相當の權限を附與せられたいといふことであります。今日都市に於きましては唯負擔のみを致してその仕事に對し何らの權限が無いといふ爲に、事務處理の上に非常な障害を來して居るものが澤山あるのであります。假に物資の配給問題に致しましてもさうであります。生活必需品の配給を圓滑にするといふことは今日都市に與へられた所の大きな使命であります。先程都市と農村の對立といふお話がございましたが、都市は何等の權限が無いにも拘らずこの對立の下に於て農村を宥め、農村から適正なる供出をして貰つて、そして市民の生活安定の爲に心を配つて居るのであります。これは今日都市に配給機關に對する所の監督なり或は命令なりの權限があり、又物價の統制等に對しての權限があつたと致しましたならば、今日都市が拂つて居るよりは遙かに少い努力をもちまして、より多くの物資が圓滑に配給せられるものと考へるのであります。同じやうな問題は警防のことに付ても申上げることが出来るのであります。今日警防團の費用は市町村の負擔する所であります。警防團に對する指揮監督といふものに付ては市町村長は殆ど關與し得ない現状であります。そしてその一面に於ては隣組防空の訓練、育成といふことは市長が責任を負つて居るのであります。防空に對するこの二途から出る所の指揮命令といふものは、現實の防空問題を考へましてお話を申上げて見たいと思ひます。(別表参照)

税制改正前後ニ於ケル六大城市稅收入狀態

科 目	東 京		大 阪		都 名 古 屋		横 濱		神 戸		計	
	稅 額 千 円	千 分 比										
國 加 稅	一、六六六	四二	一、九三三	四一								
附 加 稅	一、六六六	四二	一、九三三	四一								
附 地 租	六、四六六	二五	六、九九九	二六								
附 加 稅	八、四三三	五五	四、二三三	一六	一、〇四四	八六	一、〇四四	八六	一、〇四四	八六	一、〇四四	八六
營 業 稅	五、四三三	一〇	三、七三三	三五	一、二八四	七七	一、二八四	七七	一、二八四	七七	一、二八四	七七
附 加 稅	三、八六六	三一	三、三三三	四五	三、八五五	三四	七、四九九	八六	二、三六六	三六	三、九九九	三九
附 所 得 稅	三、八六六	三一	二、八七七	二三	一、一二五	二九	一、一二五	二九	一、一二五	二九	一、一二五	二九
附 加 稅	一、九七七	一九	一、一五五	一九								
附 家 屋 稅	一、五、九七七	一九	一、五、四六六	一九	一、六六六	六六	一、六六六	六六	一、六六六	六六	一、六六六	六六
附 加 稅	六、七七七	六六	二、三三三	四五	三、二四四	七〇	四、五五〇	七〇	三、二四四	七〇	三、二四四	七〇
其 他	六、七七七	六六	二、三三三	四五	一、二三三	四五	一、二三三	四五	一、二三三	四五	一、二三三	四五
府 加 稅	元、吉三	三三	一、四、〇一〇	四五	三、一四〇	四五	三、一四〇	四五	三、一四〇	四五	三、一四〇	四五
主報告・都市財政の現状及將來と其の對策(三樹)												

ますと何とか解決して行かなければならぬ問題であると痛感するのであります。

次に配付稅の増額と新稅源の附與といふ問題に付て考へて見たいと思ひます。報告の中に税制改革後に於ける都市の稅收入の狀況に付て表を掲げて居るのであります。十七年度分が實は間に合ひません爲に十六年度の豫算を載せて居る次第であります。十七年度になりましてし家屋稅附加稅が國稅附加稅になりますて、比較を致します上から申しますと甚だ物足りない所があるのであります。十七年度の豫算といふものがはつきりますといふと宜しいのでありますけれども、今日各都市に亘つてそれを調べるといふことは困難でありますので、六大城市の十七年度豫算に基きましてお話を申上げて見たいと思ひます。(別表参照)

一、都市年鑑及各都市彙算書二三九

三、税額右側ハ昭和十四年度、左側ハ同十七年度當初豫算額トス

縣會の藤田武夫氏の極めて有益な御研究があるのであります、大體結論を申上げますならば從來は國稅附加稅と府縣稅附加稅とが二本建てとなつて居りました所の體系が、この稅制改革後に於ては國稅附加稅が中心となり、さうしてそれに目的稅と獨立稅を配するといふ新しい租稅體系が成立したといふことが出来るのであります。これを各種の稅收入額の變動に付て申しまするならば、稅制改革の前即ち昭和十四年度と昭和十七年度を較べて見ますと、最も著しい點は國稅附加稅が非常に増額致して居るといふ點であります。就中大阪市の如きは三倍三分に上つて居るのであります。次に府縣稅附加稅は非常に減つて居るのであります。全體と致しましては二倍二分になつて居るのであります。東京は三分の一以下、大阪は六分の一以下に相成つて居るのであります。

次に目的税の進出が目覺しいのであります、全體と致しましては三倍五分の増加と相成つて居り、東京市は六倍以上に相成つて居るのであります。それから獨立税の増加も極めて顯著であります、全體と致しまして四倍七分に相成つて居るのであります。其他新に分與税が出現して參つた譯であります。

以上は稅收入額の狀況であります、稅收入の增額に對しまして各稅の占むる地位を千分比にして眺めますといふと、國稅附加稅の占める割合といふものは非常に大きく相成つて居るのであります。改革前に於きましては四百四十三でありましたものが、今日では五百五十六となつて居のであります。それから府縣稅附加稅の地位といふものは急激に下りまして、從前四百十五であつたものが五十七となりまして七分の一に減つて居るといふ狀態であります。それから目的稅の地位といふものが又遽かに上つて參つたのであります。就中名古屋とか東京等に於ては特に著しいのであります。これは九十七から百九十四といふやうになつて居のであります。次に獨立稅の地位といふものも非常に強化されまして四十五から百二十三に躍進を致して居のであります。尙新に出現しました分與稅は四十五乃至二十三となつて居り全體としては二十七といふ些少な地位を占めて居るに過ぎません。

かやうに税制改革後に於ける税收入を眺めますときには、この國税依存といふことが非常に目立つて參つたのであります。然るにこの親柱とも言ふべき營業税附加税といふものが今後果して吾々の期待する如き伸張力を持つて居るかどうかは甚だ疑問であります。茲に慎重なる考慮を要する點があると思ふのであります。

一面に於きましては先程お話をありました通り配付税といふものは極めて少いのでありますて、都市を通じて、僅かに五分程度に過ぎないのでありますから、この配付税を増額する所の必要があると考へるのであります。配付税の増額に付て考へなければならないことは、從來所得税其の他の國稅が増稅になりました場合は其の增收分は多く國家

の收入に當てられて居つたのであります。今後はその一部を國の仕事を負擔して居ります所の地方に對して與へられなければならぬと考へるのであります。又配付税を都市に増額致します場合に於きましても、その配付の標準であります所の財政需要といふものを、單純に人口に比例して考へることは間違つて居ると思ふのであります。一番最初に申しました通り都市に於ては人口が増加すれば増加する程、それだけ累進的に經費を増して参るのであります。ですから、この配付の標準に人口を探ります場合に於きましては、茲に相當の段階を設け人口に對する累進性といふもの財政需要の上に認めて參らなければならぬと思ふのであります。尙防空費其の他特に都市に於ける著大なる經費に付きましては財政需要の中に加へて考へるべき必要があると思ふのであります。

次に何か新しい稅源は無いかといふ問題であります。それに付て考へられる新稅と致しましては配當利子所得及び勤勞所得に關する分類所得稅の附加稅といふことが考へられると思ふのであります。今日不動產所得、營業所得に對しまして配當利子所得或は勤勞所得といふもの、負擔が輕いといふことは一般に申されて居る所のものであります。これに對して分類所得稅は今日約六億八千六百萬圓といふことに計算されて居るのでありますが、これに對して附加稅を認めるのであります。それを從前の所得稅附加稅の平均稅率であります所の本稅の一割二分六厘迄とのいふことに致しますれば、こゝに約八千六百萬圓程度の財源といふものが生れて來るのであります。

次に遊興飲食稅及び入場稅に對する附加稅であります。これも其の地方的性質の濃厚な點より致しまして、地方に與へられてもよいのではないかといふ議論が強いのであります。これも本稅の一割程度を認めまするならばそこに四千百萬圓の收入が出來て來るのであります。その中都市分を約八割と考へれば三千三百萬圓の財源がこゝに生れるといふことになるのであります。固よりこゝに附加稅といふことを申したのでありますが、附加稅としてとるといふことが技術上困難であると致しますれば、これを増課しその増課分を還付稅とするか、或は都市を中心とする配付

稅として與へられるといふことにしてよいと思ふのであります。兎に角孰れに致しましてもこゝに有力なる新稅源のあることを吾々は認めるのであります。

次に考へられることは市民稅の増額に付てあります。市民稅の最高額の制限といふものが今日適當でないといふことは各方面に於て認められて居る所であります。この最高額の制限といふものを緩和致しますならば、負擔を公平にし大多數の人々に對して負擔を増加するといふこと無く、茲に有力なる財源を求めることが出来ると思ふのであります。市町村民稅は昭和十四年度の戸數割並に戸數割代稅の合計一億九千六百萬圓に對し昭和十六年度豫算に於ては約七千萬圓餘りとなつて居るのであります。戸數割當時に比し其の三分の一弱に該當致すのであります。これを假に二分の一迄とれるといふことに致しますならば九千八百萬圓になるのであります。市町村全體に對する増額は二千八百萬圓、其の中都市分は大體一千五百萬圓程度にならうと考へるのであります。

其の次に目的稅方面の新稅源として考へられるものは防空稅の設置であります。今日防空に關する經費といふものが非常に膨脹して居るといふ現状に鑑みまして、何とか防空上の經費に對する稅源を與へられたいといふことは、大都市の切實なる希望であります。その賦課方法と致しましては都市計畫稅と同様の方法を執るとか、市民稅のやうに一般的な負擔に俟つといふやうな方法があると考へるのであります。假に現行の都市計畫稅若は市民稅程度の稅額を擧ぐることとしますれば約三千七百萬圓程度の財源が捻出出来るのであります。

以上はこの膨脹しつゝあります都市經費の財源として考へられるものを研究致した次第であります。一方に於きまして都市自體としても十分内省する所の必要があると考へるのであります。これが最後に擧げて居ります「經費の合理化と事務の能率化」に關することであります。

今日都市に於きましては隨分經費の節約をやつて居るのであります。事變以來前年度よりは増額しないやうに抑へ

に抑へて參つたのであります。然し乍ら一面に於きましては止むに止まれない時局費なり國政委任事務費を引受けて居るのであります。然も國家に於ける行政機構の簡素化に伴ひまして都市に於ても行政簡素化を致しますると共に、吏員の優遇に付ても考慮することになつて居るのであります。戰時勤勉手當或は臨時家族手當の増額といふことを考へまするならば、少からざる経費を要することは言を俟たないのであります。假に名古屋市に付て考へて見ましても、戰時勤勉手當、臨時家族手當の増額に依りまして百三十餘萬圓の經費を要するものと考へられるのであります。

かやうに一方に於きましては吏員の優遇を圖ると共に、他方に於ては益々増加しつゝある所の時局費を分擔しなければならないのでありますから、經費を更に節約し得る餘地は無いか、合理化の餘地は無いかといふことを一層研究し改善致して參らなければならぬと存ずるのであります。又それと同時に事務の簡素化、能率化といふことに付て改善を加へなければならぬと思ふのであります。事務の簡素化に付きましては獨り都市のみでは出来るものではないのであります。中央の行政事務簡素化といふことに俟たなければならないのでありますが、幸ひに致しまして國に於きましてもこの行政事務の簡素強力化に邁進せられることになつたのでありますから、都市もこれに即應して十分に事務の簡素化、事務の刷新といふことに付て考究して參らなければならぬと思ふのであります。それに付きまして先づ第一に考へられることは市役所機構の改革といふことであります。近時大都市に於きましては大體この傾向に基きまして機構の改革が行はれつゝあるのでありますが、これらの機構改革を致しまするときにその特色の一つとして、例へば市長室或は審議室等の設置が見受けられるのであります。これは市の首腦部の統制力なり企畫力といふものを強化致しまして、從來の局部割據主義といふものを是正し、十分統制した所の企畫なり計畫といふものを創つて行かうといふ所にその根本があると考へられるのであります。それと同時にもう一つ著しい現象として戰時生活局といふものゝ設置を擧げることが出来るのであります。從來多くの都市に於きましては産業局なり經濟局といふも

のがあつたのであります。これが段々戰時體制化されて參りまして、從來の産業局、經濟局或は市民局といふものを併せて戰時生活局として、戰時生活の安定といふことを一元的な方法に依つて進めて行くといふ傾向が強く見受けられるのであります。

斯様に市役所機構の改革が行はれまして、戰時體制を強化致して參るといふこと、同時に、一方に於て考へなければならないことは吏道精神の昂揚といふことであると思ふのであります。私は以前に官吏生活を致して居つたのであります。その官吏生活から市役所に入つて參りまして感じることは吏道精神の相違といふことであります。今日都市が國家行政の重要な部分を擔當して奮闘致して居ります以上、市吏員といふものは國家意識に燃えて旺盛なる奉公精神を發揮し、その職務に當つて參らなければならぬと考へるのであります。多くの都市に於きまして、最近吏員の鍛成といふことには特に氣を配り力を注いで居されることを私も十分承知致して居るのであります。この國家の非常時に際しまして所謂吏道精神を昂揚致しまして、都市行政を擔任して居りまする所の重大なる責務を貫徹して参らなければならぬと考へるのであります。

以上申述べました所が私の眞に至らない研究の結果に基く報告であります。明日、明後日に於ては實際問題を擧げて色々御研究になつて居られまする皆様方のお話を承りまして、一層これらの問題に對する方策を進めて行きたいと念願して居る次第であります。

二 特 別 報 告

◇第一議題關係 近畿地方計畫と神戸の將來（奥中喜代一）

◇第二議題關係 戰時都市財政制度確立の必要と防空費の問題（山田實）

近畿地方計畫と神戸の將來

神戸市港都局
工營課長 奥 中 喜 代 一

題に掲げました「近畿地方計畫と神戸の將來」といふ事に付ては報告書を皆さんの方で讀んで戴く事にして、只今から肩の凝らぬ少し方面の變つた見方でお話致したいと思ひます。

國土計畫といふものは四千年の昔支那の堯舜の時代からあつたのであります。その時代の國土計畫といふものは領土の中央を帝領、其周圍を侯領、更に其外側を鎮定領としたのであります。帝領は皇帝の直屬領であります。その周圍は王侯の領地、更にその周圍には鎮定された大名の領地で、又その先は監禁領、所謂蠻族であります。こう云ふ國土計畫は四千年も昔に定めてあつたのであります。

次には禹であります、國土計畫事業として黃河の治水に盡瘁したのであります。また秦の始皇帝は高度國防國家建設の爲に萬里の長城を築きました。更に二、三百年後に隋の煬帝は、北支、中支の物資の交流の爲め大運河を國土計畫事業としてやりました。次に今から八百年程前には元の世祖、これは實に偉い男で所謂忽必烈であります、煬帝の作つた運河を改修し、更に多くの中小運河を作りました。斯ういふ事は都市計畫、或は地方計畫に於て我々に非

常によい示唆を與へて呉れるのであります。

現在の北京の城壁は明の時代に作つたものでありますが、あれを開いたのが元の世祖であります。城内に景山といふ山がありますが、あれは一名煤山とも云ひ石炭の山で、更に炭海と言つて炭を埋めて居る所があります。これは現在は分りません。また昆明湖から水を引いた南海、中海、北海といふ大きな池があります。蓮を植えてあつて花を賞し、實を食べ、根を食うて、冬は水上馬術の訓練に使ひ非常時の用水とする、一石四鳥であります。それから城壁の中は面積三十七方杆、この中で非常時には一切の食糧燃料の自給が出来るのであります。元の計畫は勿論現在のやうに澤山の人口を抱擁する考へはなかつたのであります。

これは支那の例でありますが、西洋に於てもさうであります。諸君御承知のローマ、これはつまり「總ての道はローマに通ず」と言つた位で、國土計畫として道路を作り總てローマに通じて居つたのであります。現在パリの郊外にローマン道路として残つて居ります。又ナボレオン三世の都市計畫地方計畫は御承知の様に有名なものであります。

翻つて日本はどうですか、日本に於ては建國の始めから八絃一字と云ふ國土計畫の根本方針が定められて居ります。併し二千六百年の間には色々の遷り變りがあつて、時にはその精神が昂揚され、又時には昂揚されない時代もありました。例へば徳川幕府は自分の子々孫々の繁榮を考へた爲に八絃一字の精神があまり徹底されなかつたのであります。十九世紀から二十世紀にかけて機械文明が起つて來て各國は競争で國土計畫をやり出したのであります。それが激しくなつて遂に第一次世界戰爭となり、その結果ドイツは敗れ、ヒットラーは國土計畫をやり直さなければならぬ事を看破し、それを七年間でやり遂げてしまつたのであります。そして又第二回の世界戰爭が勃發したのであります。斯様に戦爭の歴史は何れも國土計畫の競爭に因つて起つて來て居るのであります。現在の大戰爭下に於てはそれの國も國土計畫をやり直さなければならぬと云ふ事になつて、それが重大

なる問題として採り上げられて來たのであります。

所が諸君どうですか、古きを温ね新しきを知るで、我々國土計畫、或は地方計畫をどうしたらよいかといふ事は歴史が教へて呉れます。支那四千年の歴史の中で八百年續いたのは周だけであります。八百年も續いたと云ふ例が他にありません。其周の時代には小學から大學まであつて學問は禮樂を第一とした、之れは德育であります。それから射御、これは弓を射る事と馬に乗る事であります、天子は萬乘と稱して澤山の馬車を持つて居つたのであります。之れは體育であります。その次は書數、所謂讀書き算用であつて、智能の啓發であります。即ち德育を第一とし、次ぎに體育、智育であります。後世德を以て天下を制す、これを王者と言ふ、武を以て天下を制す、これを霸者と言ふ。周の八百年續いたのも此の徳の賜であります。どうですか諸君！ 一徳一心の關係にある滿洲國に於ては、王道政治を以て建國の精神として居ります、それで僅か十年を以てあの様な偉大なる發展を遂げたのであります。

又支那民族は四千年來今度の様な戰争を經驗したる事がないのであります。戰争が終つて歸つて見ると立派に家が残つて居る。或は米も呉れる、時には活動寫眞まで見せて呉れるのであります。斯う云ふ有難い戰争であるから當然有難がつて居る、有難た過ぎるのであります。古來より戰争に於ては實に殘忍極るものが多いのであります。唐の時代の有名な詩に「國敗れて山河あり、城春にして草木深し」と云ふのがあります。これは國敗れて人家無しと云ふ事であります。又罪九族に及ぶ等言ひまして、一人が悪い事をしたら一族縁者全部殺してしまふのであります。時には一村全滅したと云ふ例は屢々あります。又先程お話しました元、蒙古は非常に殺伐で而も慄懾であつて、現在ドイツとソ聯が戰争をして居るウクライナから西の方逆行つたのであります。それが殺伐であつたので、ヨーロッパ人は非常にびっくりして宗教會議を開き、天が我々に降した惡魔を拂ひ給へと言つて、ヨーロッパ中の教會の鐘を鳴らして神に祈つたものであります。

又歐洲に於てはルイ十六世は帝王の身でありながら國民大衆何萬の前で殺されました。宗教戰争に於ける十字軍の殘虐性を現した事等も歴史に残つて居りますが、斯う云ふ風に歐洲人も非常に殘忍性を帶びて居るのであります。最近に於ては皆様御承知の通り尼港事件とか通州事件等記憶に新しい所であります。又現在日本は大東亞戰争をやつて居ります。これは勝つ事に決つて居りますが、うつかり負けたら骨まで食はれてしまふのであります。支那ではさう云ふ例が澤山あります。自分が恨みを持つて居つた奴が殺された時は、その肉を購うて生で食つたと云ふ話がある位で、さういふ殘忍性を持つて居るのであります。それに對して敵國人の捕虜を大事にするのは日本だけであります。現在南方に於ては原住民の生活と云ふ物を第一に考へてやつて居ります。即ち日本は戰争をしながら一方に於ては政治をして居るのであります。これは詰り八紘一字の大精神から出たものであります。言葉を換へて言へば大東亞共榮圈を建設しながら王道政治をやつて居るのであります。

次には體育の問題、これは非常に重要な問題であつて、衣食住の問題に關聯して居るのであります。先づ「衣」、これは歴史的に變遷して居ります。「食」、これも歴史的に變遷して居ります。昔は二食であつた所が戰國時代になつて賤しい武士が居つて、「腹がへつては戰さが出來ぬ」と言ひ出した。そして一回餘計に食つたのであります、その時から三食と云ふ事になつたのであります。又昔は玄米を食つて居つたのですが徳川時代、家光の頃から白米を食ひかけたのであります。神戸に縁の深い皆様のお好きな源義經、それから千古不滅の大功績を残された大楠公は玄米食でしかも二食であります。白米の三食で楠公さんにお詣りすると申譯けない次第であります。又牛肉でありますが、折角神戸へ來られて牛肉の美味しいのを食つて戴けないのが殘念でありますが、明治時代に兵庫の開港と共に外國の船が入つて來た。そしてその船の食糧に牛肉を積込みたいと言つて來たが牛肉が無い。そこで牛商賣の博勞に頼んで牛を買ひ、和田岬の松原で殺し、肉をとつて西洋人に賣つたのであります。西洋人はそれを相當の値段で買つて行つた、

で、どれ位美味しいだらうと思つて食つて見ると果して美味しい、併し四つ脚を食つたら爺さんや婆さんに叱られる、けれども當時の若いハイカラさん等皆食べたがつたのであります。その頃楠公さんの東に月下亭と云ふ日本最初のすき焼屋が出来たのであります。又外國人の肉食は、今から三百四、五十年前、つまり英國が七つの海を制する以前はオランダが制して居つたので、盛んに漁業をやり非常に儲けたのであります。斯う云ふ事を考へて行くと日本も西洋も同じであります。又先程お話致しました元は成吉思汗から忽必烈まで約七十年の間に空前の大帝國を作つたのであります。それはどうして出来たかと云ふ事を調べて見ると斯う云ふ事であります。蒙古の兵隊は粗食にして少食、彼等は動物を食ふ時は肉を食ひはらわたを食ひ血を吸ふたのであります。而も數日間絶食して猛烈な戰争を繼續したのであります。此の旺盛なる體力にあつたのであります。これ等は現在の食糧問題に非常にいゝ示唆を與へるもので、今や玄米食とか或は肉や野菜の生食とか言はれて居りますが、非常にいゝ事と思ふのであります。又近畿地方では情ない事には米が足りないのであります。大阪府では四百萬石、兵庫縣では八十萬石足らぬ、滋賀縣だけ剩るのであります。この米の問題になると國土計畫の御厄介にならなければならぬのです。又新鮮な野菜を生で食ふとなれば成るべく近くで作らなければならぬと云ふので、最近は色々協議されて居る様で洵に結構な事であります。例を神戸にとつて見ますと、實は野菜が足らなくて困つて居るのであります。三ツ葉、ほうれん草、の如き高級野菜は一反で百貫位ですが、大根の様な物は七、八百貫穫れます。それ等を平均して大體四百貫見當と考へ、百萬の人間が食ふとすると、大體神戸市の市街地位の蔬菜畑の面積が要る譯であります。播州方面は水田が主であります。煙はその7%位しかありません。そこで假に明石郡全部が水田をやめて野菜を作ると云ふと、神戸市全體に野菜をうまく供給出来る様な事になります。現在神戸市に新鮮な野菜を供給しようとすれば、斯やうに西の方の郡を考へなければ出來ないのであります。斯やうに

體育といふものは食糧に關係する所が大であります。

次に「住」の問題であります。これも非常に厄介な問題であります。大阪灣沿岸には十三も市が出来て五百五十萬と云ふ人口が密集して居るのであります。これは例へば大根を蒔いて放つて置いては一人前の大根にならない、適當に疎開してまびかねばならぬ、一人前の大根になるには適當な疎開が必要です、人間と大根と比較して怪しからんと思はれるかも知れませんが、現代の醫者は人間と鼠を比較して研究して居る譯で、人間も大根も同じ事であります。現在の都市をこのまゝ放つて置けば一人前の立派な人間が出来ない、間引かなければならない、詰り疎開しなければならぬのであります。疎開と云ふ事に付ては昨日あたりから隨分話が出て居りますが、これは地方計畫だけでは一寸やり難いのであつて、矢張り國土計畫にしなければならない問題であります。言ひ換へれば大東亞共榮圈全體を考へなければやり難いのであります。

次には人口増殖の問題であります。都會の人口と云ふものは主に農村からやつて来るのでありまして、農村からやつて來て都會で病氣に罹つて死ぬ、それで都市は農民の墓なりと言つて居る人があります。斯ういふ事では人口局が出来て昭和三十五年には一億に殖やすと言つて頑張つて居られますが、とても覺束ないと思ふのであります。もつと積極政策を執らなければならぬのであります。これに付てはよい面白い話があります。所謂臥薪嘗膽した越王勾踐は、富國強兵は人口が多くなければならぬと云ふので結婚を獎勵したのであります。女子十七歳にして嫁しぬければその父母を罰す、男子二十歳にして娶らざれば又その父母を罰すと言ふ法律を作つたのであります。さうして見事會稽の恥を雪いだのであります。

所謂國土計畫はどうしたらよいかと云ふ様な問題は、今話ました歴史的な變遷を考へて研究しなければならぬと思ふのであります。現在は世界大戰下各國とも競つて國土計畫の建直しをやらなければならぬと思ふのであります。現在は世界大戰下各國とも競つて國土計畫の建直しをやらなければならぬと思ふのであります。

ればならぬと云ふ時代になつて居ります。日本に於ても同じくそれが議論の的になつて居るのであります。それではどうすればよいかと言ふと、それは今私がお話申上げた通り、德育を第一とし次ぎに體育をやる。詰り立派な智能も立派な體育がなければ發展しないのです。近頃は中等學校や國民學校では半裸體になつて運動して居ります。又將來體力検定の標準も五日間絶食して武装して千米を三分で走れと云ふ様な事にしなければなりません。斯う云ふ標準が出ないと駄目であります。立派な國民を作らなければ大東亜共榮圏の確立も、又その確立した地位を永遠に確保すると云ふ事もむつかしいと思ひます。この戦争が終つたら南方から珍しい果物等が来てよいだらう等と考へたら大間違ひであります。さう云ふ事を考へたら英國同様、百年後には東亜共榮圏から引退らなければならないのです。

結局は八紘一宇の精神を活かすと共に、國土計畫、地方計畫を完遂し、大東亜共榮圏を永遠に確保して行かなければならぬのであります。それに付ては私が今申上げました様な方向に向つて真直ぐに進まなければならぬ、たゞこれだけであります。私の報告はこれで終ります。

戦時都市財政制度確立の必要と防空費の問題

神戸市財務局長 山 實

本日の第一部會に於きましたて、特に開催地の財務當局者である關係を以ちまして、是非何か報告をせよと云ふことでありまして、題目を考へて居りました處が、更に其の要旨を書いて出せと云ふことになりましたが、實は非常に多忙の際でありますので、唯題目と出題についての自分の氣持だけを纏めて書いて出して置きました處、特に特別報告と

云ふことでお取扱を得て居りますことは、非常に恐縮して居るのであります。併し乍ら極めて未熟な案であります、改めて皆様に御報告申上げる内容を持つものではないのであります。既に昨日も有益なる主報告に依りまして、財政問題につきましては殆ど言ひ盡された所であると思ひますが、私は茲にさう云ふ昨日の主報告にありましたやうな點を省きまして、私の考へて居ります所の時局下最も緊切な問題であると思はれる戦時都市財政制度確立の必要と防空費の問題につきまして二三私の考へて居る所を申上げて、その責を果したいと存ずるのであります。併し私の考へて居る所は必ずしも財政問題ではない部分も出て来るのであります。従つて財政問題でない横道の方へも結論が出て参るのであります。尙私のお話は、最初に私が考へて居ります所の今日の都市が行政的にも又財政的にもどう云ふ立場に置かれて居るかと云ふこと、さうしてこれに續きまして現在及び將來の都市財政上防空費が非常な大きな問題になるであらうと云ふこと、それから最後にさう云ふ關係上その対策として若干私の私見を申上げたいのであります。或は私の對策には何等の實行性のないものもあるかも存じませぬけれども、併しかう云ふ考へ方を持つて居る者もあると云ふことを知つて戴きますならば、私はそれで満足する譯であります。

御承知の通り我國の都市は、市制實施當時に於きましたては、皆さん疾に御承知のやうに殆ど國の委任事務のみを取扱つて居つたと云ふも敢て過言ではないのであります。即ち當時に於ましては僅に戸籍事務、兵事々務、或は學事即ち教育關係の仕事と云ふやうなものを中心として仕事をして居つたのであります。其の後急激な都市の發展に伴ひまして委任事務も愈々増加して來たのでありますけれども、更にそれにも増して都市の固有事務が年と共に増加して來たのであります。さうして固有事務の中に於きましたては、公企業の發達に非常に目覺しいものがありまして、之に伴ふ所の經費の増大の爲に、國の委任事務は金額に於きましたては相當増額を見て居るの

であります。が、都市全體の經費の中に於きまして占むる所の割合に於きましては、却て減少をして來ると云ふやうな傾向を示して居るやうに見るのであります。即ちこれは自治體としての都市の發達、換言しますすれば自治事務の増加に外ならないのであります。この傾向より見まして將來市政が公企業の方面に發達の方向を示して行くものとして私共は非常に期待をして居た所であります。

併し乍ら支那事變以來統制經濟の強化と共に、從來都市に於て發達して來ました所の電氣事業の如き公益企業に於きましても、新に配電會社と云ふやうな企業統合が行はれまして、又其他の方面に於きましても色々と最近新企業形式の實現を見て居るのであります。従つて今後市から斯う云ふ様にして各種の事業が取上げられるのではないかと云ふやうなことも考へられるのであります。これが爲に都市としましては將來は積極的に色々の公企業を經營する事が出來ぬのではないか、現在公企業としては相當廣い範圍のものが經營されてゐるのですが、さう云ふやうなことを將來に期待することは出來ぬではないか、さうして又今迄のやうな公企業を綜合的に經營することに依りまして理想的な都市經營をなしたいと云ふやうに都市當局者が考へて居つた、さう云ふ希望をも都市としては失はねばならぬのでなからうか、かう云ふやうなことを考へるのではあります。或は又かう云ふことから都市は今後段々自治性を失つて行くのではないかと云ふやうなことを考へざるを得ぬのであります。或はさう極端にそこ迄考へて行く必要はないぢやないかと云ふやうな意見もありませう。無論あると思ひます。又今後と雖も都市は進んで益々色々の收益的な公營事業を經營すれば宜いではないか、何等さう云ふものを妨げる理由もないではないかと云ふ風に考へられる節もあるのであります。併し戰時に於て都市の自治権が、自治活動が縮小されると云ふことは、これは歐洲の過去に於ての歴史的な事實でもあります。従つて若し將來戰争の繼續しまする限り都市の自治性が喪失されるものとするならば、勢ひ財政的にも必然的に影響して來るのであります。既に電氣事業の如きは非常に有力なる財源を現實に失

つて居るのであります。其他に於ても今後市政の上にどう云ふ變化を見るかと云ふことは今の所では豫測を許しませぬのでありますけれども、或は今後も交通事業其の他の市の各種の事業の上に企業統合と云ふやうなことが行はれないとも必ずしも言へないのでないか、さうしますならば、私は都市の將來に對してもどうも樂觀して宜いやうな氣持にはなれないであります。かう云ふやうに都市の財政上に經濟的な收益事業が若し失はれて行くとすれば、相當大きな影響があると云ふことを感じて居るのであります。

次に今日の財政制度の問題であります。それは云ふ迄もなく昭和十五年の中央地方を通ずる税制改正に依ります處の改正税制を中心とする所のものが今日の地方財政の根幹をなして居るのではあります。従つて茲で一應當時の税制改正の目標と云ふものを考へて見ると、第一に事變に伴つて膨脹する所の國費の調達を目標とされたものであると云ふことはこれは疑ひないのであります。其の次には地方税に於て多年議論のありました所の税源に於て地方施設に關聯を持つものを地方税の税源として選ばれたと云ふこと、それから第三には税源の地域的偏在の是正を考慮され居ると云ふことの様に思ふのですが、その結果としては一般的には地方財政の上に於ては、相當改善された點があるのであらうと思ふのですが、同時に税制改革が先にもお話をありましたやうに一方に於て農山漁村の財政的窮乏を緩和し、さうして負擔の均衡を圖らんとしたものであります。併しこの財政制度の改革も、當時から大體豫定されて居りましたやうに、その都市に及ぼす影響は概して財政上の餘裕を奪ふ事となつたのであります。その點は特に大都市に於て甚しいのであります。本市の如きは顯著にさう云ふことを感じて居る次第であります。併しこの財政制度の改革も、當時の考へ方に依りますれば、昭和二十年度に至つて漸くこの改正税制の平年化が實現すると云ふやうに考へられて居たやうでありますから、實際上都市財政の上にこの税制改革がどの程度の影響を齎すかと云ふことに付きましては、今直ちに彼れ是れ云ふことは稍々時期尚早の感があるのでありますけれども、今日迄に現はれた税制改革後の状況を

見ますと云ふと、やはり當初大都市が擧つて反対しましたやうに都市稅收入の上には非常に伸張性が乏しくなつて參つて居るのでありますて、特に縣經濟の上に三部制が行はれて居りました所の本市の如きに於きましては、一段とその窮屈さを感じまとると共に、これに依りまして都市の自主性、つまり國家依存性と云ひますか、さう云あものが非常に大きくなつたことを感ずるのであります。さうしてかう云ふやうな傾向は自由主義の非常に華やかであつた當時から考へますと洵に隔世の感があると思ふのであります。かう云ふやうに都市が財政的に非常に押詰められたやうになつて來ましたと云ふことは、戰時下のことでもあり、洵に止むを得ないことであらうとは思ふのでありますけれども、併し今日の都市は過去數十年の間に於きまして、非常に我國の文化の先驅として日本の發達を今日迄持ち來したと云ふやうな重要な使命を考へました時に、その都市がかう云ふやうに段々追つめられてさなきだに乏しい自主性を一層喪失し、國家の方面に依存して行くと云ふやうなことが段々昂つて來ると云ふことは、これで一體宜いのであらうかと云ふことを我々は非常に痛切に考へるのであります。稅制改正即ち收入の方面に於てはかう云ふやうな状況にありまする一面、今日の時局が都市財政に及ぼした所の歳出方面の影響を考へて見ますと、既に昭和二十年の改正稅制の平年化と云ふものを待たずして、戰爭の關係もあつて特に主要都市には著大な財政負擔の増加を齎すこととなつて居るのであります。即ち各種重要國策決定上の基礎資料の調査或は中小商工業者の轉業對策、市民生活安定の費用、人口保健國策に基く所の各種の經費、切符制の實施に要する費用だとか、或は物資統制及精勤運動の費用、特に最近急増する所の防空費用と云つたやうに、洵に著しく經費の増大を示して居るのでありますて、特に此の傾向は昭和十四、五年度以後非常に著しくなつて居るのであります。さうして稅制改革は大體昭和十三年度迄の計數が其の基礎になつて建てられて居ると云ふやうに考へられるのでありますて、此の十三年度迄位の計數の基礎に於きましては、今申上げたやうな各種の時局關係の經費と云ふものは非常に僅少でありますて、かう云ふものが基礎になつて居りますと云ふことは、現在の財政制度の出來上つた時に於ては、未だ斯くの如き時局經費の著しい増大は豫想されて居らなかつたと云ふことを感じられるのであります。昨日も汐見先生のお話の中に時局經費は全然織込んで居らないことはないが、極く少ししか豫想されて居らぬと云ふやうなお話がありましたが、此の點は私が現在の財政制度其のものの改革を必要とする大きな理由をなして居るのであります。勿論改正の稅制にも相當の彈力性はあるだらうと思ふのでありますて、最近政府に於ても分與稅の増額等に依て地方財政に對しては相當緩和を圖られて居りますけれども、一方に於て政府はどんくと政府自體に於きまする官業收入即ち專賣收入、郵便料金、鐵道運賃と云つたやうなもの引上を行はれ、又電氣料金等に於きましても從來都市に於て經營して居つた當時に於けるものから見ますれば、非常な値上を許されて居るのであります。又其の他に於ても人口政策の見地から最近に於きまして家族手當が増額され、一圓が三圓になり、半年たたない間に更にそれを五圓とすると云ふやうな政府の決定が新聞紙上に現はれて居る、さうしてそれは人件費の上に莫大な増額となつて現ばれて來るのではないと考へられまするし、又市自體の電氣料金引上に依る負擔も、到底現在の豫算を以て賄ひ得ないやうな状態になつて居るのであります。其の他特に著しい經費の膨脹として考へられるのは、私が茲に申上げやうとする都市防空費の問題であります。特に都市防空の上から重要都市として指定されて居ります所の大都市の如きに於きましては、防空の爲に要する經費と云ふものは實に莫大な額に上るのでありますて、今迄に於きましても相當大きな經費が使はれて居るのであります。私は今茲に防空費のことを申上げますが、經費の性質上計數的には説明を省いて置きますが、今後と雖も防空企畫の上から見ましを所の防空費と云ふ

ものは非常に大きなものでありまして、先刻來申上げて居りますやうに一方に於て、都市は公企業收入の喪失、或は改正稅制に依る稅收入の減少と云つたやうなものと又他方に於て防空に關する經費の増大、及び防空以外の經費の増大を受けて居るのでありますから、さう云ふやうなものを並べ合せて現在の都市財政狀況を眺めまして、さうしてこの防空費を考へて見ますると、結局將來に於ける都市財政上の癌がこの防空費である。この防空費が必ずや都市財政の癌をなすものではないかと云ふことが考へられるのであります。無論これは現在の制度の下に於てでありますのが、さう云ふことではありますから、私は現在の稅制の部分的な改正、或は負擔區分の變更等も大きな變更でなければ、かう云ふやうな大きい都市將來の財源の補填と云ふことは難かしいのぢやないか、他のもの即ち防空費を除く時局經費の増大に對してはかう云ふやうな改正稅制の部分的な改正とか、或は負擔區分の變更にて行はれるとしましても、防空費の問題だけは相當根本的な對策を講じて早急に財源を考へなければ、假りに事業を完成しましても、今の壓迫を受けて居る都市財政の現状を以てしては到底將來都市で負擔出來ない、さう考へますので、此の問題を今茲に提示をして居る譯であります。

さて御承知の通り近代の戰術の發達は都市防空の沟に緊急缺くべからざることを教へて居るのでありますからして、別けても我國の大都市は國家的に見ましても、最も権要な政治、産業、文化の中心であり凡ゆるもののが大都市に集中されて居る、従つて大都市を完全に防護することは即ち國家を防護する事と考へねばならないと思ひます。又それと同時に支那其の外國の都市と違ひまして、日本の都市は防空上最も不完全なる多數の木造建築物を中心として並んで居ると云ふことを考へます時に、これを防空的に改造すると云ふことは時局下最も喫緊のことであると云ふことは申す迄もないであります。而してこれが爲に政府に於てもそれ／＼最善の方途を講ぜられて居るのでありますけれども、何分にも都市の防空的改造所謂防空企畫の上に現はれて居るやうな改造と云ふやうなことは沟に容易ならぬ大事

業でありまして、特にこれを大戰争の最中に於て行ふ譯でありますからして、資金の上に於きましても又資材の上に於きましても、國家國民が文字通り總力を擧げて行ふのでなければ、到底實現は出來ないのであります。勿論政府に於ても夙に防空法を設けて、防空法は地方長官の指定に依りまして本市の市長もやはり防空計畫の設定者となつて、市長の防空實施に必要な費用に對しては勿論國庫より二分の一以内を補助すると云ふことに定められて居りますけれども、今日迄の狀況では政府の補助額は所用額に對しては非常に僅少でありますからに本市の場合に見ますと、これ迄使つて居る經費の一割三分位の程度にしかなつて居ないのであります。昨日六大都市の府縣で約二割程度と云ふやうな報告が現はれて居ますが、本市に於てはまだ一割三分位の程度にしか達して居ないのであります。これは勿論補助單價の問題、補助單價と實際單價の關係にも依るのでありますけれども、何れにしましてもかう云ふやうな現狀では、今後本市に於ける防空企畫の上に現はれて居る防空費と云ふものを數億圓を突破するものと考へて來ますと云ふと、一割三分と云ふやうな現在の補助では到底事業の遂行が財政的に不可能であると云ふことは誰しも分るのであります。本市の現在市債總額は約一億圓でありますですが、既にこの一億圓の市債に對して見ましても、その内約五割五分程度は立派な償還財源を持つて居る、償還財源のないものは一億圓餘の内で四割五分程度のもの、即ち四千五百萬圓程度のものになつて居るのであります。これが神戸市の有らゆる公企業其の他を合しての市債の總額である。さう云ふものを負擔することに依てすら今日の都市は非常に財政的に苦しいのであります。それにこの數億圓を要するとされる防空費に對して、この防空費が假に一億圓と致しましても、さうして補助が假に二割と致しましても、市の實際の負擔は八千萬圓、かう云ふことになるのであります。勿論此の巨額の防空事業が到底早急に實現出来るものではないのであります、既に制度の上に於てかう云ふ様な事になつてゐる事が明らかである以上、何とかこれを根本的に此の際考へなければならぬのではないか、政府の指定されて居るものゝ以外にも都市は防空的に色々の仕事をや

つて行かなければならぬと云ふ現状でありまするが故に、かう云ふことを考へざるを得ぬのであります。さうしますと云ふと今日の都市財政上の問題として現下の時局に於てどう云ふやうに考へたら宜いか、どう云ふやうにその対策を考へたら宜いかと云ふことになりますが、誰が考へましても一體現在の都市財政の上に於て、今後の對策としましては昨日主報告にありました御意見のやうに大よそその範圍は決まつて居ると思ふのであり、又それで充分であると思ひますが故に、私は之等の點を茲に繰返して申上げる必要はないのでありまするが、只私は今日の日本が否世界が此有史以來の大戦争を契機として非常に大きな轉換期に遭遇して居る、自由主義のアメリカもイギリスも、亦日本に於ても、世界の全體が大轉換をなしつゝある、その大轉換期に遭遇しつゝあるときに、各國何づれもがその大轉換期に於て、各種の政策機構の上に大いなる改革を行ひつゝあり、又今後共益々行はなければならぬ時に、その改革の基調をなす所の思想、それは從來の自由主義的な思想とは打つて變つた國家目的達成の爲の、一億一心の戰時體制が出來上らなければならぬと思ふのであります。その見地からしまして財政制度も各種の色々の政治行政制度、乃至は社會制度全般の刷新改善、即ち前から云はれて居りまする庶政一新と云ふやうなことゝ並び行はれて始めて所期の目的を達成するものではないかと思ふのであります。然るに從來鬼角財政は他の行政と共に全然別個のものゝやうに考へられて來たのではないかと思ふのでありまするが、元來この財政と云ひましてもやはり行政であり、寧ろ財政と云ふものは行政の爲の行政であり、それ自體獨立して居る他の行政と云ふものとは區別されるべきだと思ふのであります。従つて財政制度改革は他の行政制度の改革と並び行はれなければ單獨に財政制度だけを取扱つて居つたのでは到底完全に制度そのものが確立されないのでないか、かう考へて居るのであります。さう云ふやうなことを考へて居りますが故に、私は防空費財源問題と云ふものも防空問題そのものとの關聯に於きまして考へまして、防空問題は即ち國土防衛に關する國家の問題である。無論その點は云ふまでもないのでありまするが、これを地方問題として扱ふと云ふことは、さ

う云ふ姑息なことではないのではないか、これは地方にまかすこと云ふやうなことでなくして、國家に於て一時的乃至は臨時應急的な手段を講じて、防空對策上必要なる一切の緊急施設を行はねなければならぬと思ふのであります。

かう云ふ見地から防空法の規定に基く所の財源の問題を考へて見ますと、私は先づ防空費の新しい財源としての防空稅であります、私はこれは國稅として防空稅を新設すると云ふことにすべきではなかろうか、さうしてこの防空稅を地方に交付すると云ふことにしたい、それから第二には防空特別負擔金の徵收制度を設けること、この二つを財源問題として提唱したいのであります。防空稅に就きましてはこれを地方稅としてることは假に今日太平洋上の一島嶼と雖防空は嚴に行はねばならない事を考えまするならば地方稅とすることの適切でない事が考えられるのであります。又防空施設そのものが從來の考へ方に依りましても、必ずしも地方的な利益を齎すものとは考へられないのです。又まことに、此の點から見ましても全國的に負擔せしめると云ふことを至當と思ふのであります。たゞ防空稅を財源として行ふ所の防空設備、防護施設そのものがその國に於ける心臓部を爲す所の最も重要な地帶に使はれると云ふ費用の如きはこれは各人が分け持つて行くと云ふことを建前とする事が寧ろ至當ではないか、必ずしも受益者負擔金と云ふやうな觀念でないものでありまするが、その爲に地方稅とするは適切ではないと、かう思ふのであります。それから防空特別負擔金制度、これは防空資材或は設備等にして有事の際個人の生命財産に対する保護に直接するもの、さう云ふそれだけに過ぎないのでありまするが、その爲に地方稅とするは適切ではないと、かう思ふのであります。それから防空費用の如きはこれは各人が分け持つて行くと云ふことを建前とする事が寧ろ至當ではないか、必ずしも受益者負擔金と云ふやうな觀念でないものでありまするが、その爲に地方稅とするは適切ではないと、かう思ふのであります。それから防空特別負擔金制度、これは防空費の中から防毒面を購入して、それを交付すると云ふやうなことを現實に行つて居るのであります。これは結局戰争の爲に國家の經費も非常に増大して國家で何もかもやつて

行くと云ふことは出来ない、又地方の経費も非常に膨脹して来て、地方費でも賄つて行く譯には行かない、國家地方令はしても出来ない場合に、現實の問題として既にかう云ふことが行はれつゝあるのであります。その他にも鐵兜、眸水槽、防空壕、或はポンプの如きを、既に町内會、隣保等の力に依てそれ等が負擔をし合ふて設備をして居る所も決して少くないのであります。それでさう云ふことを考へます時に、この防空そのものは國家國民の總力を擧げてやらねばならぬものであると云ふことを併せ考へますれば、かう云ふ制度が出來上ると云ふことは、これは寧ろ當然で異とするに足らぬのであります。既に國民がかう云ふ形に於て分け持つて居る、かう云ふ現状でありますから、この現状を法令の上に於て速かに認めて、さうして且その負擔の割合、方法と云ふやうなものに就ても具體的に考究することにするならば、今後新に防空施設を擴充して行かなければならぬ都市に於ては、事業の促進さるるは勿論都市自體の財政的にも相當負擔の緩和が圖られるのでないか、とかう云ふやうに考へて居る次第であります。

次には直接財政の問題ではないであります。防空上必要な土地建物の收用及び使用の問題であります。防空法に依りますると、市長は緊急の必要ある時には他人の土地家屋物件等の使用をなし得ると云ふことになつて居るのであります。本市に於きましては未だこの規定は事實上實施されて居らぬであります。これは無論緊急の必要ある時と云ふことになつて居りますが、本市に於きましては去る四月十八日の敵機空襲の時に本市にも一機飛來したのであります。これが爲に若干の被害も受けて居る。併し現在の所ではまだこの緊急の必要ある時として防空法の規定に依て土地建物の使用收用をやつて居らぬでありますけれども、一面かう云ふ戰争の状態は何時發生するとも知れないのに拘らず、而して現に又將來に都市の防空の爲に必要とする土地建物と云つたやうなものは非常に多く緊急の必要によつて取得しなければならぬのに、一體この規定は何時働くのかと云ふやうな感じがせられるのであります。それで私は地方團體の防空の費用が非常に嵩むと云ふときに、一々賣買契約或は立退報償の契約をやつて防空

上必要な土地を買ふと云ふこと自體が、非常に戰時下らしいやり方である、勿論この戰争の爲めには父を失ひ夫を失ひ又子供を國に捧げて居る人が多いのであります。自分一個の命すら國に捧げなくてはならぬ、それは當然のことではあります。但し他方國土防衛の爲に必要である所の土地家屋であるに拘らず、そうして、それが別荘であるとか又は必要以上に大きな住宅である場合でも、今日やはり私有財産の制度が嚴として存在して居るから、防空法の規定に依て緊急の必要ある時に使用收用することが出来ると書いて置き乍らまだその規定をも適用出来ず、やはり一々個人の意志に基いて買収に苦心し、仕事に手間取つてゐると云ふ現状は私は何とかならぬものであらうか、一體かう云ふことで宜いのであらうかと云ふやうなことを感じるのであります。それで速かに防空上必要な土地、建物等が取得され、さうして其の土地も買収するのではなくて、それから生ずる收入を確保する。これで私は宜いと思ふのであります。一家の中心である所の働き手を國家に捧げた場合に、其の遺族の爲には私共銃後に在る者が其の遺家族の生活を支へて居る。丁度それと同じ様に私有財産から入る收入に依て生活を支へて居る人があるならば、その收入の補償をすればそれで宜いのではないか、かう云ふのであります。

其の次の警防團の費用の問題であります。本市に於きましても警報が一度出ると云ふと、一日に一萬圓程の金が必要る、かう云ふことに對しましての負擔も相當多いのであります。今日防空の指揮系統を見ますと、防衛司令部より府縣警察、それから警防團と云ふやうな順序となり、又警防團の指揮は警察に屬して經費負擔は市であると云ふやうな不自然な關係を見ますとき警防團費は寧ろ之を府縣費支辨とすることに、相當合理的な根據があるのでないかと思ふのであります。或は一步進めて最近發表を見ました所の防衛兵制度、この防衛兵制度に警防團を吸收して、これを軍防空に移管することが出来ますならば、都市の負擔する防空費の問題も或る程度緩和されて来る、さうして都市は隣保防空の指導訓練と云ふやうな方面に一層努力することが出来るのでないか、かう云ふやうな以上四つの提

案をして居るのであります、何れもこれは防空に關聯する問題でありまして、その中で前の二つの問題は財政問題と云ひ得るのであります。併し今日の我國の現状は如何なる方法を講じてでも、どう云ふやうな事情があつても、なすべき所の防空施設はどうしてもなして行かなければならぬ。併も非常に事は急を要するのであります。是非なし得る所からなして行かなければならぬのであります。さう云ふことから考へます時に、無論現在の財政制度の下に於ての解決、つまり配付税とか、或は其の他補助金の増額を政府からして貰ふ、又なし得るものから負擔区分の是正を行ふて貰ふと云ふことは固より結構でありますけれども、將來新に都市の増加経費となつて来るものについては著しいものにつきましては矢張その都度はつきりと市の負擔の割合と云ふやうなものを決めて戴くと云ふこと、これが絶対に必要なことであります。尙私はこれ等の外に結局財政的な處置以外に私共が都市財政に携はるに當りまして感じて居ります所は、財政問題と表裏の關係に立つ所の色々他の制度の改革の問題、特に地方制度機構の改革等がこれと併行して行なはれると云ふことが是非必要である、そうでないと今日の地方制度を見ましても非常に全國劃一的であります。大都市、中小都市、等に於きましても、それぐ地方の實情が異り乍ら之れが劃一的に行はれて居ると云ふことの爲に非常にやりにくい點があるであります。地方自治體と云ふものは元來が地方々々の實情に應じてその實情に合ふやうな扱ひをして行けば都市としても宜しいし、又劃一的な弊害と云ふものもなくて済むと思ふのであります。監督官廳としては多少取扱上の面倒な點もあるかと思ひますけれども、本來は地方團體と云ふものはさう云ふやうなものであると思ひますから、さう云ふやうに扱つて戴くことが望ましいのであります。さうすればそこに始めて都市自治體に於ても本來の自治性に即應した所の都市行政の運営が出来ると思ふのでありますし、又國家としてもさうすることに依て都市そのものを都市自體の力に依て活動せしめて行くことに依り其の目的を達する事が出来るのではないかと思ふのであります。餘りに都市を拘束するよりも都市の自治性を認めて行く、さう云ふことが非常に

都合が好いのではないか、斯う云ふ様なことを考へて居る次第であります。

甚だ繻まらぬ發言であります。恐縮を致す次第でありますが、これで私のお話を終らして戴きます。

三 第一部會・一般討議報告

我が國に於ける國土計畫並にその單位

地方計畫の策定方針

現行計畫體系より國土計畫、地方計畫體系への移行

都市計畫大阪地方
委員會技師 山田正男

地方計畫とか國土計畫とか言ふ言葉は、人口とか產業の再編成、或は國土の合理的再編成とか云ふ色々の言葉で申しますが、これは一言を以て申しますれば「國土の最も合理的な組織化」であらうと思ひます。それでは國土の合理的組織化を計るのにはどうすればよいかと申しますと、それは國家と云ふものは有機的なものである、言ひ換へれば國家と云ふものは一つの生物である、従つて國土はその生物の身體である、斯う云ふに考へれば國土の組織化といふ事は非常に明瞭になるのではないかと思ふのであります。つまり國土と云ふものは無數の細胞組織から成る所の一つの有機體であります。さう考へれば從來やつて居りました様な都市計畫或は農村計畫は何れもその一つの細胞組織の計畫であります。又地方計畫といふものはその幾つかの細胞組織の合成した一つの器官の計畫であります。でさう云ふ物が集つて身體全體、國土全體を構成して居るのであります。國土計畫は之等の器官の構成する身體全體の組織

に關する計畫なのであります。斯う云ふ風に考へる事が出来るのではないかと思ひます。さうすると差當り京濱地方とか阪神地方とかは我が國の心臓であり肺臓であると云ふ風な形になつて來るのであります。果して國土には心臓とか肺臓と云ふ物が必要であるかどうか。この心臓とか肺臓に相當する部分の問題は、或は防空問題、或は人口の問題、或は交通の問題等、さう云ふ色々の立場から、所謂過大都市として既に否定されて居るものであります。されどは斯ういふ過大都市に集結した色々な機能は幾つかの細胞組織に分解しなければならない。丁度生物にも同じ様な體を持つて居るアミーバーと云ふのがあります。そのアミーバーの様な組織にすべきではなからうか、即ち國土計畫の根本である國土の理想的組織化と云ふものは結局國土のアミーバー的組織化ではなからうかと考へるのであります。

そこで具體的な問題としまして人口の配分、或は産業の配分、或は過大都市の規制とか、或はこれに關聯した新都市の建設とか、或は各種の施設とか云ふものも、すべて國土アミーバー論に従つて進まなければならぬと考へのであります。そこで過大都市の規制と、それに並行しました新都市の建設と云ふ問題を捉へて見ますと、これは人口及び産業の再編成に關聯して、國土計畫或は地方計畫に於ては最も緊急の問題であります。これに對しましては、目下全國各地には生産擴充に基いて軍需工場が非常に澤山建設されて居るのでありますが、この新都市の建設も過大都市の規制も目下の處全然放任されて居ると云ふ譯ではありませんが、非常に無計畫的ではないかと云ふ風に考へられるのであります。先般企畫院から發表されました工場規制區域或は建設地域に關する暫定措置に付ても遺憾ながらさうだと言はざるを得ないのであります。しかしそれは暫定措置であるから仕方がないと言はれゝばそれ迄であります。が、暫定措置と雖も工業の規制とか建設といふ物はもう少し計畫的にやらなければならぬのではないかと考へますが、企畫院の發表は一つのゼスチニアに過ぎない物と考へるのであります。内容は全然國土計畫ではない、たゞ看板

を掲げたゞけである。之では寧ろ弊害となるばかりではないかとさへ思ふのであります。

それでは現在盛んに建設されつゝあります軍需工場を中心とした新興工業都市と云ふ物に對して、吾々はどう云々風に考へたらよからうか。それに對しては一方的な見方でありますが、人口に付て考へて見ますと、大正九年から昭和五年の間に、我が國の工業人口約五〇萬人増加したのであります。それは毎年約五萬の人口が農村から都會の設工場に吸收されたのであります。今日は遺憾乍ら適確なる數字を擧げる事は出來ませんが、色々の事情を考慮して年一〇萬位の工業人口が増加して居ると考へる事が出来るのであります。この增加人口の中約二〇%は生産擴充上止むを得ず既存都市内の新設工場に吸收されざるをえないものと考へれば、残りの八〇%は所謂新都市に配置されなければならぬのであります。

斯う云ふ風に考へますと一〇年間に八〇萬人の工業人口、これが都市人口の一〇%と考へまするならば八十萬人の五倍、つまり約四〇〇萬の人口をこの新都市に配置しなければならぬのであります。新都市の大きさに付きましては、昨日石川技師から色々お話しがあつた様であります。若しこの適性人口が大體平均して五萬としますと、十年間に約八〇個の新都市の建設が可能であると云ふ事になつて來るのであります。それを全國の適切な場所に配置しなければならぬ様になるのであります。これは新都市の建設に對する國土計畫的な見方であるばかりでなく、一方これは都市の膨脹の抑制、或は過大都市の規制の可能性をも示して居るのであります。何となれば農村から都市へ流入する人口といふものは、從來は十年間に約四〇〇萬人あつたのであります。丁度新都市に配置した人口と、過大都市に流入して居つた人口がキャンセルするのであります。斯うなると規制といふ事も極めて計畫的な考へではないかと思ふのであります。

以上申上げました事は甚だ簡単ではありますが、工業の規制であらうと、或は建設であらうと、或は人口問題に付

ても、要するにその目的は國土のアミーバー化でなからうか、又そのアミーバー化はもう少し計畫的にやらなければならぬと云ふ事を申上げたのであります。又現在の工場規制及び建設に關する暫定措置と云ふものは、吾々計畫者から云へば非常に不愉快であると申上げたいのであります。

次は「現行計畫體系より國土計畫、地方計畫體系への移行」について申上げます。

只今は吾々の考へて居る計畫の理想、或は現實に考へられて居る政策の矛盾の一端を申上げたのであります。それでは斯様な國土の合理的組織化を企圖するためには吾々はどうすればよいかと云ふ事になりますが、當然これに關聯して真先に問題になるのは行政機構或は行政區劃の合理的組織化が必要になるのであります。先程お話し申上げました様な數字よりも前に行政機構行政區劃の改革と云ふものが真先に考へられる問題であるかも知れませんが、事實吾々が國土計畫、地方計畫の立案をして居ります場合に最も弊害になるのは、現在の行政區劃であり行政機構などあります。そこで國土計畫、或はその國土計畫を構成する單位計畫、さう云ふ物を先程申上げましたやうに、國土アミーバー論の様な立場から申上げますと、單位地方計畫の區域と云ふものは國土の一つの器官である。その器官とも云ふべき地方計畫区域と云ふものは自然地理的にも、或は經濟地理的にも、或は地政學的にも或る程度獨立した一單位の區域でなくてはならない、云ひかへれば人口配分の點からも、產業組織の點からも、物資需給の點からも一單位の區域でなくてはならないのであります。之は更に多數の細胞的な組織によつて構成されるのであります。この細胞的な組織と云ふものも、或は勞働力需給の點から、或は生活必需品確保の點から、或は各種の經濟的な點から、一つの單位の區域でなくてはならないのであります。即ち昨日石川技師のお話にもありましたやうに、生活圈の問題なのであります。その組織は勿論アミーバー的なものでなくてはならないのでありますが、地方計畫區域と云ふ物は規模の擴大された生活圈であり、後者は最小規模の生活圈であります。所が現在の行政區劃と云ふものは全然

左様なものではありません。この弊害は既に統制經濟、或は計畫經濟の上にも現はれて居ります。

それでは吾々は如何にしてその地方計畫區域、或はそれに並行した生活圈の問題を解決したならばよからうか。これに付きました私は一方的な見方でありますけれども、近畿地方に付きました次のような方法を探つて調べたのであります。これは國勢調査の人口の移動の部分を對象して、或る市町村から或る中心都市への通勤人口と他の市町村への通勤人口との比に依つて通勤圏を調査したのであります。之は生活圏を決定する代表的なものは通勤圏であると考へたからであります。現在の近畿地方の人口移動状況に付きました極く簡単に御紹介致したいと思ひます。(以下圖示)

これは昨日の石川技師のお話しを裏書きする様な物で、洵によくピツタリと合つて居ります。例へば大阪の最大の生活圏は一三五粧半徑であります。これは石川技師の所謂季末中心の生活圏と云ふ事になるのであります。近畿六府縣を包括した近畿地方計畫區域は、行政區劃に多少の矛盾は有りますが、大體に於て之に合致して居るのであります。最小生活圏の問題にしても昨日お話しがありました様に大都市の近郊は非常に小さいのであります。斯う云ふ部分は京阪神の直接の生活圏の中に包含されて居るものと考へるべきものであります。只今直接の生活圏と申しましてのは、所謂通勤圏を指したのであります。その他のものは大體半徑五粧の生活圏をもつて居りますが、之等は十五粧半徑即ち週木中心の生活圏の中に包含されるのであります。これで生活圏構成の問題は簡単に解決がつく譯であります。

そこで斯様な生活圏の調査を致したのであります。此の點市町村界と云ふものは不合理極まるもので斯う云ふものを撤廃する事は勿論必要でありますけれども、これを解消するには只今の様な調査を行ひました上で、適當な區域制度を活用すれば、その市町村界の弊害と云ふものは比較的簡単に解決が出来るのではないかと考へます。最も解決の容易でないのは地方計畫區域内に存在する府縣界であります。従つて私がこゝで申上げるのは、生活圏の問題から申

しましても最も先に解決すべき問題は府縣の廢合による州の設置であります。州の區域は勿論地方計畫區域であります。これは府縣の廢合、或は寧ろ府縣を大きくすると云ふ事を申したのであります。要するに地方計畫區域がこの最大の生活圏たり得ればいいのであります。府縣界の撤廃こそ、國土計畫乃至は地方計畫實現への最大の推進力であらうと考へるのであります。

次は行政機構の問題であります。この問題は更に複雑怪奇であります。從來の機構は各省對立に終始してゐたものでありますから、縱の聯絡は十分にあるせうけれども、横の聯絡が全然ないのであります。これが國土計畫の樹立を何年間か阻害してゐたのであります。此の事は政府に依り國土計畫の樹立が聲明されて既に一ヶ年を経過した今日、尙舊態依然たるものがあるのであります。先般工場統制地域、建設地域に關する暫定措置が決定された際にその弊害を非常に明瞭に見たのであります。つまり吾々は實に啞然とせざるを得ない様な通牒を政府から受取つたのであります。その一例を申上げますと、企畫院から工業規制、工業建設の發表があつた時、内務省からそれに對する詳細の通牒を受けたのですが、それから一ヶ月程経つて商工省から「本省に關する限りはあの規制地域をそのまま採用するものではない、もう少しこの地域を擴張してもらひ度い」と云ふ意味の通牒を受けたのであります。國土計畫に於ては最早「本省に關する限りは——」と云ふ様な言葉はない筈であります。斯う云ふ事では吾々が如何に行政の運用を期待しても國土計畫策定を完成する事は出來ないのであります。これを期待するには餘りにも國土計畫は緊急の問題なのであります。

斯様な狀態でありますから、我々は一刻も早く國土計畫體系の確固たる機構を持たなくてはならないのであります。即ち各省の計畫部門を統合して國土計畫機關を設置し、更に之に附隨して先程申上げました様な各地方計畫區域に地方計畫機關を設置してその各計畫部門を統合するといふ事が終局の行政機構であらうと思ふのであります。

併し先程申しました府縣界の改廢と云ひ、或は只今の抜本的な國土計畫機關の設置といひ、容易な事ではないのでありますから餘り期待は出来ないのであります。それにも拘らず國土計畫の樹立と云ふ事は緊急の問題であります。所で吾々は現行計畫體系に於きまして、不完全乍らも都市計畫委員會と云ふ計畫機關を持つて居るのであります。所の都市計畫委員會を左様なものに改組するといふ事が不可能であるかどうかと言へば、吾々はそれは非常に簡単なものではなからうかと考へて居るのであります。斯う云ふ様な暫定措置、即ち各府縣に配置されて居る都市計畫委員會を統合改組して、先程申上げました様な各地方計畫區域に地方計畫委員會を設置し、國土計畫、地方計畫の調査立案の任に當らしめると云ふやうな事は、國土計畫體系を確立する上に於きまして最も事態に即應した措置ぢやないかと思ひます。要するに現在の國土計畫或は地方計畫といふものはゼスチユアーバカリでありますて、たゞ看板を掲げる事のみに走つて居る、吾々はもつと實際的な部分を探上げてかゝらなければならないのではないかと思ふのであります。非常に難把でありますたがこれで終ります。

地方計畫實施運營對策に就て

静岡市臨時復興局
移轉課長兼資材課長 本田長次

私は地方計畫實施運營對策と致しまして、地方計畫施設營團といふものを作るのが良いでは無いかといふ事を主張するものであります。時間も定刻を過ぎまして皆様に御迷惑と存じますので詳細に御説明致し兼ねるのであります。御手許にある提案要旨を御覽下されば大體御了解願へると思ひます。でありますから、それに附言するといふ程度で

申上度いと思ひます。

私の提案は實施對策でありまして、計畫といふ事は實はどうでもよいのであります。が、實施對策を考へる順序から計畫といふものは如何なる機構でなされるのが當然であるかといふ事に就て一寸觸れて見度いと思ひます。

それは國土計畫と不可分の關係でございますので、企畫院の中に其の機關を設定して地方計畫の理念に關する問題並に地方計畫區域其他の策定に關する問題を根本的に調査研究を願ひ、同時に各省の關係者協議の上法制並に實施運營に關する不動の決定を願ひ度いといふのが計畫に對しての希望であります。これは最近特別都市計畫法迄も特に設定致し、内務大臣が主となつて計畫を立案しました神都計畫事業の實施に當りまして、鐵道省或は商工省の一部の支障の爲に根本的な變更を餘儀なくされたといふ事を仄聞するのであります。が、地方計畫の決定に際し斯様な事があつてはならぬと思ふのであります。それは神都計畫の如き比較的單純の場合はよいか、地方計畫に於てそういう事が出来るとなれば一大事であろうと思ふのであります。神都計畫の場合と異り、地方計畫の場合になると、事が國力に關する重大問題となる惧があるからであります。右の様な次第でありますから、計畫決定迄は是非共企畫院の特別機關でなすべきであると信ずるのであります。

次に實施機關の監督の問題であります。が、地方計畫の諸施設が具體的に都市防空施設又は都市計畫事業施設として表現される場合が多い關係上、内務大臣が主となり經濟問題、食糧問題等の如きものは關係各省が直接指示監督するのが良いと思ふのであります。

要するに計畫は企畫院でやり、實際の運營の監督は内務省其他關係各省でやる事が一番よいではないかと思ふのであります。

次に私の主眼點である實施機構の問題であります。此の實施機構は如何なる方策に依るべきかの問題であります。が、

私は即ち地方計畫施設營團といふものを創つてやるのが一番よいと主張するものであります。然らば夫は如何なる内容を持つものであるかと申しますと、現在は色々の營團が出來て居ります、つまり産業設備營團、交通營團、住宅營團或は食糧營團といふ様なものであります。一方で計畫區域毎に以上の各種營團を吸收した、換言すれば以上各種營團の内容を持つ一元的な地方計畫施設營團を作れといふのであります。即ち一地方計畫區域毎に産業の諸施設を考へ、交通諸施設を統制運営し、住宅を配分する外食糧の需給等を一元的に實施運営するものであります。之が私の主張する地方計畫施設營團の内容でございます。

曩に申しました各種營團は、卑近な言葉でありますが、何れも泥縄式に施設された嫌があるばかりでなく、之等各種營團の間には何等の連絡も無く、各營團が勝手な方向に事業をやつて居るといつても過言ではないと思ふのであります。斯様にばらくにやられては困る、色々の營團を設けた趣旨に副つて居らぬといふ事は先程來石原さん或は龜井さんからも御話がありました。一例を申上ると住宅營團が出來ても土地を得る事が出來ない、併してそれは何處の土地でもよいといふのであれば得る事が出来るかも知りませんが、合理的な土地といふものは得られないであります。つまり住宅營團が一つの都市に建設し得たといつても、其處に住む所の人に對する衛生設備或は交通厚生文化といふ様な事を考へる時には、當然理想的な地所を得る事は不可能だといつても過言では無いと思ひます。現在の住宅營團は一戸當り七坪半の住宅を都市の空地に何等計畫も無しに、統制も無く建設されて居るのであります。建設用地内の道路は一應整備されて居るかの觀があるのであります。一方用地外道路は雜然として何等計畫考慮されて居らねばかりではなく、其の都市に對する位置であるとか交通であるとかといふものは決して理想的になつて居らぬ實狀であります。甚だしきは將來に於ては都市の不衛生的地區となるものでは無いかと惧れるものさへ散見して居るのであります。斯ういふ事は非常に寒心に堪へない問題であると存じます。またこれでは重要産業人の安息所として期

待出来ないでは無いかと思ひます。

重ねて申上ますが、一計畫區域毎に既存の色々の營團を一元的統制の下につまり地方計畫施設營團の下に實施運営する必要が絶対にあると斯ういふ事が私の主張であります。それでそういふ營團を拵へて實地にやつて行く場合に於ては當然補助機關といふものが必要であります。此の補助機關として協議會といふ様なものを各營團毎に設けまして、實施事項或は實施方策等を協議決定するといふ事にし度いと思ひます。そして一地方計畫區域と他の地方計畫區域との實施計畫事業、或は地方計畫施設營團のなすべき事項に就きまして打合せ聯絡をとるといふ様な意味合に於きまして聯絡の協議會を作つて置く、でこの二つの協議會は今迄あつた都市計畫地方委員會の如き形式的なものでなく、何處迄も實施方策の真摯な協議をするものであるといふ事に限定した方がよいではないかと思ふのであります。尙其の上に各主務大臣の監督上全國の營團の聯絡其他の實施事項に關する打合せをする爲に中央協議會といふ様なものを拵へるのも必要では無いかと考へるのであります。

斯様に先程申上ました内容を持つ地方計畫施設營團といふものを拵へる事になれば、法の制定を必要とする事は當然であります。淺學の私が斯ういふ様な法制の事に關し云々する事は潜越であります。たゞ地方計畫施設營團といふものが大體に於て防空施設或は都市計畫事業といふ様な形式で表現される場合が多い關係上そういう仕事をして居つた體驗上から地方計畫施設營團を設定する場合は是非共法制上含んで貰ひ度いといふ項目を御手許の提案要旨に列記して置きましたが、之に就て種々御意見もありますと思ひますし、列記事項に付一々趣旨説明も致し度いのであります。が、遺憾乍ら時間の關係上詳細御説明が出來ませんので、要領を得ない所もあるかも知りませんが、要是現在バラ々に設定されて居る營團を一元的に吸收して統制する、つまり地方計畫施設營團を拵へて實施運営するといふ事が絶対に必要であるといふのが眼目であります。之に關する完全なる法の制定を御願ひし度いのであります。以上

簡単に提案要旨に附言致しまして、私の説明を終り度いと思ひますが御了承御検討を得ば幸甚と存じます。」

地方計畫の策定事項と其の實現方策に就て

都市計畫東京地方
委員會事務官 高橋登一

我が國の地方計畫實現の爲に、内務省が地方計畫法案の立案に着手したのは、確に昭和十二年、丁度支那事變の勃發と同時であつたと思ひます。この法案の内容は、大體大都市の整備と云ふ事を中心とした、今日の所謂規制地域と開發地域、それから綠地地區等であります。所が此の法案に對しては相當の反対意見があつた、それは地方計畫と云ふ以上は地域的に見て全國土を對象として決定せられるものでなければならぬ、又その内容から見ても、大都市の問題のみの解決を狙ふのでは餘りに狹過ぎるではないかと云ふ様な意見であつて、此の法案は遂に流れてしまつて、未だに其の決定を見ないと云ふ實情になつて居るのであります。所がその後事變も段々長期戦となりまして、國防國家の建設、國土の防衛と云ふ様な問題が強く呼ばれる様になつて、こゝに國土計畫設定の必要を生ずるに至つたのであります。

御承知の様に、一昨年の九月に國土計畫設定要綱が閣議に於て決定されたのであります。これは昨日も石川技師からお話しがありました様に、主として國土の防衛、人口の質的量的の増強、生産力の擴充と云ふ様な問題を目標にして居るのであります。その主なる内容は申す迄もなく、人口及び產業の配分計畫であり、これに關聯して各種の重要施設を整備する計畫であると思ふのであります。そこで、この國土計畫の要求を充します爲には、更に各地方の實

情に應じた地域的なる計畫が必要となつて來るのであります。これが即ち地方計畫であります。我が國の地方計畫はこゝに國土計畫と云ふ羅針盤を與へられて、始めてその進路が拓けたと謂ひ得るのではないかと考へて居ります。

従ひまして地方計畫の主なる内容は、國土計畫に即應して人口と產業の配分計畫、並にこれに關聯する各種の重要な施設を綜合的に計畫すると云ふ事にあります。人口配分の問題は御承知の通り主として產業殊に工業の配分に左右せられるのであります。昨日石川技師から生活圈の問題に付てお話をありましたが、これは人口の配分上の一つの考へ方であります。昨日石川技師から生活圈の問題に付てお話をありましたが、これは人口の配分上の一つの考へ方であります。昨日石川技師から生活圈の問題に付てお話をありましたが、これは人口の配分上の一つの考へ方であります。然しながらその生活圈を構成せしめるものは何であるかと申しますと、結局產業殊に工業の配分によるのであつて、これに依つて生活圈の實現を期し得ると云ふ事になるのではないかと思ひます。従つて地方計畫の主たる内容は煎じつめると、產業特に工業の配分問題を中心としたる計畫であると云ふことになつて來ると思ひます。これを言ひ換へると、人口の適當な配置をしてその増強を計り、或は國土の防衛、或は生產力の擴充と云ふ様な方面の要求を充す爲に、產業を如何に配分し、特に工業を如何に興すかと云ふ事が、地方計畫の中心課題ぢやないかと思ふのであります。所が最近の我が國の工業の動きを見ますと、御承知の通り、この數年來非常なる膨脹をして居り、特に軍需關係の會社に於きましては二倍、三倍と云ふ様な増資を續けまして、工場の擴張、新設を急いで居る様な實狀であります。従ひまして國土計畫、地方計畫を必要とするのは今日、只今であります。これが實施を荏苒延期して工業の擴充された後、即ち人口がその工業に基きまして定着した後に計畫を樹てゝも、既に證文の出し遅れであります。で今日、只今が其の實施上絶好の機會であります。

所が國土計畫設定要綱が決定されてから既に二年になりますが、我々の前に國土計畫が具體的に現れて來ると云ふ事は、まだ近い将来にはない様に聞いて居ります。この情勢では國土計畫を基準として今日速かに地方計畫を樹てると言ふ事は困難ではなからうかと憂ひて居る次第であります。吾々は一日も早く今日の時代に適應する國土計畫或は

地方計畫が生れて来る事を切に希望して居るものであります。

さて然らば如何にして以上申述べました様な意味に於ける地方計畫の實現を促進するかと言ふ問題であります。今回の本會議に提出された各方面の御意見を拜見致しますと、相當澤山の具體案が出て居りまして、何れも傾聽に値するものでございますが、私もこゝに二、三の問題を提出したいと思ひます。

先づ地方計畫實現上、一つの先決要件として國に於ける工業の根本計畫の確立と云ふ問題があるであります。全般的な國土計畫の設定が何日の事か判らぬとすれば、今日最も差し迫つて居る所の工業の配分計畫だけでも至急に決定して戴きたいと考へて居るのであります。申し上げる迄もなく、この工業配分計畫と云ふのは、東亞共榮圈の全體を通じて見ての上の計畫でなければならないではありませんが、特に我が國の内地に於きましては、どう云ふ工業をどの程度に發展せしむるかと云ふ事が考へらるべきであります。この工業の基礎計畫なくして地方計畫はあり得ないと考へるのであります。勿論今日の歴史的大轉換期に當りまして、遠い、將來の検討をすることは仲々難しいのであります。併しながら今日の戰争は同時に建設を併行して居るのであります。今日遠い將來の計畫を樹てることは出來ぬとしても、五年、十年位のものは樹て得るのちやないかと思ひます。而してこの工業の根本計畫を確立し、之によつて地方計畫を樹てると云ふことにすれば、地方計畫の狙ふ目的の重要な部分を直ちに實現出来るのではないかと考へます。

次に地方計畫實現の先決要件と致しまして、もう一つの問題があります、それは行政機構の問題であります。これは只今大阪の山田君、北海道の谷口君からお話しがありましたので、重複を避けたいと思ひまして詳しく述べませんが、たゞその根幹は、地方計畫を樹立して之を實施して行く上に於ては、どうしても内閣の各省に對する統制力をもう少し強化して戴きたい、と同時に國土計畫、地方計畫の中央機關として内閣に強力なる官廳を設け、強い統制力

を持たせて其の運営に當らせて戴きたいと云ふ事を茲に強調したいであります。

以上二つの先決要件は、國の問題として國家に於て善處をお願ひするものであります。同時に幾分でも地方計畫に關係する實務を擔當して居る吾々としても、その實現に向つて極力骨を折らねばならぬと思ふのであります。それにつきまして私は、茲に二つの問題を提出したいと思ひます。

その一つは、地方計畫の實現を促進する爲めに、先づ各地方に適應する具體的試案を作製すると云ふことであります。地方計畫の實現を期する上に於きまして、先づ地方計畫法と云ふ様な、根本となる法規を創る事を急がなければならぬのであります。地方計畫の具體的な内容を擱まないで法律を創ると云ふ事は非常に困難な事であります。現に地方計畫法の立案に着手して五年になりますが、未だにその成案が出來ないと云ふのは、主として地方計畫の實體を擱み得ないと云ふ所にその原因があるのでないかと思ひます。謂ふ迄もなく地方計畫は各地方の特性に應じたものでなければならぬのであります。従つて地方計畫法はいろ／＼異つた場合を想定した上で立案せられなければならぬのであります。各地方に於てそれ／＼の實状に應じた具體的な計畫案を創り、これを基礎として立法を進め貰ふ、これが最も賢明であり、又實際的なものではないかと思ひます。且下京濱を中心とした關東地方、京阪神を中心とした近畿地方、或は名古屋を中心とした中部地方の計畫について研究中である様であります。今後之等地方計畫案の促進を圖ると共に、又その他の地方に於かれましても夫々特有の實情に適應する具體案を樹て、それを内務省に持寄つて、至急法案作成の資料に提供して其の實現を促進する方向に向つて進まれん事をこの際希望する次第であります。

第二の問題としては地方計畫の研究指導機關が欲しいと云ふ事であります。即ち地方計畫に關する各種の研究指導、或は輿論の喚起等の爲に、例へば「地方計畫協會」とでも云ふ様なものを創りまして、一面地方計畫の推進力とする事

を切に希望する次第であります。曾て大正六年以後藤新平さん、池田宏さんあたりが非常に骨を折られて都市研究會が生れたのであります。これが我國の都市計畫の誕生に非常に力となつたのであります。又その後もそれが都市計畫の推進力として非常に活動して來たのでありますが、斯う云ふ様な研究機關は是非必要であるのであります。今日地方計畫の實現を待望せられて居る際に、曾ての都市計畫に於ける都市研究會の様な役割を果す有力なる機關を創つて戴きたいと云ふ事を希望するのであります。こゝに御列席して居られる堀切大先輩、田中大先輩の御助力をこの際特に熱望して置く次第であります。

以上地方計畫的主要策定事項と其の實現促進に付て聊か意見を申上げたのであります。要するにこの際速かに地方計畫の實現せられる事を衷心から希望して居る者であります。それにはいろいろな議論もありますが、この大東亞建設の大時期に於て、綿密なる内状に依る萬全を期し得なくとも重點主義による地方計畫の速かに確立されることを切望に堪へない次第であります。

地方計畫の實施運營に關する問題

都市計畫北海道
地方委員會技師 谷 口 成 之

昨日來國土計畫、都市計畫、地方計畫の御意見を拜聽致しまして、私がこゝで國土計畫乃至地方計畫の概念等に付ては私が今更申上ける迄もない事と存じますので前段を省きまして、昨日來伺つて居ります國土計畫或は地方計畫と云ふものは、我が國に於ては全體主義的なものである。従つて今回の會議に於てもいろいろ研究討議せられるのは國土計畫の下位計畫としての地方計畫に集中されると云ふ風に考へたいのであります。それでこの地方計畫を如何にす

れば完全なものたらしめ得るか、或は如何なる手段を以て如何なる機構の下に實施運營するのが最良の方策であるかと云ふことが、重要課題であるべきだと考へて居るのであります。我が國に於ても既に第一歩を踏み出して居ります。で現段階に於ては單なる論議の時代は過ぎ去つて居ると、斯う信じて居ります。又地方計畫は國土計畫の具體計畫であり、地方計畫を具現することが、都市計畫或は農村計畫の使命であると考へて居ります。而して地方計畫を實施致すのには、第一段階と致しまして調査があります。第二段階としては計畫の決定、第三段階としては計畫の實施。斯う云ふ段階があると考へて居ります。でこの各段階に付て簡単に觸れて見たいと思ひます。

第一に地方計畫の調査機關に關する問題と致しまして、先程山田技師からもお話しがあつた様でございますが、調查機關と致しましては先づ國土計畫に基きまして調査命令が下降する。下降して各地方機關に於て調査して、その調査資料を綜合してそれが計畫決定の資料となつて計畫が出來上り、それが決定せられて第三段階に於て實施に移されます。斯う云ふ順序になると思ひます。それで地方計畫の調査機關は現行制度に於ては、約一年有餘の経過より申します。現在の都市計畫調査機關を幾分擴充強化致しまして利用することが一番簡単に行くんぢやないかと存じます。先日閣議決定の暫定措置の調査の場合に於きましては、別に都市計畫調査機關と致しましては、地方計畫と云ふ所管事項はないであります。勿論調査資料その物はそれぐの各部課に求めるより外はないのであります。片手間にお互ひ横の聯絡を執る事なしに、又勝手に重複した調査をしたと云ふ様な、從來のやり方は飽く迄是正しなければならないと考へて居ります。そして地域的には繁閑の差がある筈でございますから、全國各道府縣に於て總て一率に調査機關としての陣容を整へると云ふことは現在の都市計畫機構以上に不合理があるやうに思ひます。又國土計畫の地域制と云ふ事に付ては意見もいろいろありますし、各省に於ける地域の分轄の方法もいろいろあるのでございますが、各

地域の中心府縣に強力なる調査機關を置いて、他の府縣には少數の常置専任の陣容を配すると云ふ程度で結構ぢやないかと考へて居ります。

即ち大brook主義が考へられます。

第二に地方計畫決定機關に關する問題に付きましては、これは各省割據の弊害を是正し、中央に設置された地方計畫委員會に附議した上、閣議にかけて決定すると云ふ事は議論の餘地がないぢやないかと思ひます。

尙ほ地方計畫の主管官廳に付きましては、内務省と決定されて居りますので問題はないと思ひます。たゞ地方計畫の原案が決定せられる迄の各省の横の聯絡、並にその研究方法等に付きましては、未だ相當に改變する餘地があると考へて居ります。併しこれは軽て改良されて行くものだと樂しんでゐる者でございます。

次に第三段階の地方計畫實施機關に關する問題でありますが、實施機關と致しましては、現在の地方行政長官その他の機關に委して或る程度の目的が達せられるものと考へて居ります。併しその行政區域に付きましては、先程お話をしました様に行政區域は地方計畫區域の境界と云ふものを根據にして、各府縣の行政區域の修正がなされるべきだと考へて居ります。その一例として佐賀縣、長崎縣に付て申しますと、昨日石川技師から生活圈に付てお話をございましたが、長崎地方と云ふ一つの生活圈、或は佐世保地方佐賀地方と云ふ生活圈があります。又それに附隨的に雲仙地方がありますが、大體に於て長崎、佐賀、佐世保と云ふ三つの生活圈があつて、半徑二十五杆で以て構成されて居ります。併しその中現在の縣界は、佐世保と佐賀の生活圈に付て考へて見ますと、その境界は非常に不合理なものであります。一部修正されるか又場合によつては長崎縣と佐賀縣の二つを一つにすると云ふ事が理想ぢやないかと考へるのでございます。なほ北海道に於ては國土計畫の地域、或は地方計畫の區域の問題に付ては別に問題はございません。たゞ生活圈の半徑が北海道では約七十五杆になるぢやないかと考へて居ります。長崎は二十五杆、北

海道は七十五杆で、これは一つは農村を構成する場合の人口密度に原因するかと存じます。

又實施機關と致しましては、こゝに「州」或は「道」の如き大行政區域を作りまして、その長官をして地域全體を國土計畫の線に副つて統制實施せしむると云ふ意見もございますが、計畫實施の場合に於てはこの案は屋上屋を重ねる惧れはないと云ふことを恐れるのでございます。計畫決定は國家目的に副ひまして、政府に於て決定されるのであつて、局部的實施機關としては先程申上げました是正されたる府縣で十分だと考へるのであります。斯くて有らゆる場合の規制、或は開發實施と云ふ事は、地方計畫に基いて環境に應じてなされるべきだと考へます。そして重點主義開發を餘儀なくされる我國の狀態に於て理想と致しましては地方計畫が決定せられた場所以外は開發しないと云ふ事が必要であると存じます。又暫定措置の場合に於ても指定せられた場所以外の土地をも、假令消極的とは言へ開發を認めると云ふ様なことでは、確たる信念がないぢやないかと考へられるので御座います。

最後に繰返して申上げまするが、地方計畫を具體化する場合の第一段階としては恒久的な調査機關を環境に應じて設置し、或は此場合は大brook主義を探るも可なりと申上げたいのであります。第二として地方計畫の決定は中央でなるべき事は議論の餘地のない事であります。第三段階としての實施機關に付ては、その行政區域の是正せられた地方行政廳に委して十分ではなからうかと考へて居ります。要は先づ國土計畫が決定せられ、その命令下降によりまして凡ゆる開發並に再編成具體化と云ふものが地方計畫に基いてなされ、而して局地的實施並に事業化は都市計畫・鄉村計畫機關に委し、あく迄バラヽな行き方を排す可き事が肝要ではなからうかと確信して居る次第であります。

地方計畫具體化に就て

高崎市都市計畫課長 本 多 篤 行

この討議報告の中にありまするのを拜見致しますと、私の申上げ様とする事は總て言ひつくされて居ります。又只今は先輩各位の御研究なり御報告がありますので、私として、殊に小都市側から何も申上げる事は無いであります。殊に關係當局に於てこの具體化に付てお骨折りを願つて居りますが、折角發言權を與へて戴いたのでありますから、何か申上げないと大切な時間が惜しいので、極めて簡単に申述べさせて戴きたいと思ひます。

私共これ迄都市計畫に關係して居つたのでありまするが、總て計畫ばかりでありますて、實現が少しも伴つて居らぬであります。殊に今回喧しく言はれて居ります所の國土計畫、或は地方計畫、乃至都市計畫、斯う云つたものは皆計畫だけでありますて、これが實現に向つたと云ふ事は甚だ少いのであります。例へば關東大震災に於ける東京、横濱の復興を兼ねた計畫が實現せられ、又關西に於ては風水害によりましてその復興の計畫をしたのでありまするが、大阪に隣接した堺市の如きはそれによつて復舊したと云ふ事を伺つて居ります。併し小さい都市の方から申しますと、この計畫が實現すると云ふ事は仲々難しいのであります。又斯う云つた計畫をやると云ふ事は、何か計畫至上主義とでも云ふ様な氣分がするのであります。それから只今お話のございました事務機構に付ては、小都市の吾々の方から意見がましい事を言ふ必要はないでありまするが、現在各省に於かれましては、機構的にいろいろな綜合的事務をやつて居るのであります。つまり地方鐵道局、或は遞信局、營林局、或は礦山監督局、財務局、或は土木出張所等であります。

まして、これ等は道府縣を單位として組織されて居る様であります。元來餘り廣くない國土を四十數府縣に分けて居るからもありませうが、全國の地方政府單位と云ふものをさう云ふ分け方にしましたのは、これは時代の要求する方向を明らかにしたものであると考へますが、現代に於ては現行の府縣の制度が必ずしも合理的であるとは考へられないであります。併し國土計畫設定要綱に示されて居る所を見ますと、地方計畫に於ても内閣で統制して、全般の統制を計ると云ふ事になつて居ります。つまり地方計畫單位にそれゝの機構が必要ではないかと思ふのであります。なほこれに付きましては、先般新聞に報ぜられて居る所によると、何か三つ程案を出されて居る、その何れもが總て實行が根本になると云ふ事で目下研究中と云ふのでありまするが、斯う言つた行政の統制、或は行政の機構と云ふ問題は、關係當局に於て適當に設定されるものと思ふのであります。又只今お話のありました國土計畫法と云ふものは出來るかどうか判りませんが、地方計畫法と云ふものが出來る事になると、現行の都市計畫法と相應したもののが與へられるのではないかと思ひます。又只今お話のありました國土計畫法と云ふものでは出來ないのであります。なほこの計畫でありまするが、斯う云ふ計畫は最高機關によつて出來る事に御考慮に入れてやつて戴きたいのであります。

次にこの計畫でありまするが、斯う云ふ計畫は最高機關によつて出來る事に御考慮に入れてやつて戴きたいのであります。即ち拙速式に計畫に着手して、徐々に緩急宜しくこれを完備して、そして計畫の實行に移つて行きたいと考へて居ります。それから重要な事柄に付きましては國に於てこれを實行して貰ふ、又これは地方に於ては特別の助成をして戴かなければ、到底都市だけでは出來ない問題であります。なほ決定致しました計畫を實現する爲には、施設の總てを一舉に解決する所の區割整理、つまり都市計畫法第十三條の區割整理でありまするが、斯う云ふ統制によつて進めて行く事が合理的であると考へるのがよいと思ひます。

次にこの事業を實行するに當りまして、財政に對する惱みが當然起つて來るのでありまするが、これは今回の第二議

題で十分御検討されて居りまして、何か結構な案が生れるものと吾々大いに期待して居るのであります。

今や我が國は有史以來の大戦争に直面して歴史的大轉換期に當つて居るのであります。この秋に當り國土計畫、或は地方計畫を口にして居る様では一寸遅い様に思ふのであります。工業規制區域の設定と云ふ様な事は、何かもの足らぬ様に思はれます。要するに私は地方計畫法の制定、並に行政機構整備の問題が焦眉の急であると考へて居るのであります。この意味に於きまして満場の皆さんの積極的御努力をお願ひ致しまして、急速に實現する事を期待してやまない次第であります。

地方計畫に於ける都市と農村との經濟的交流關係

大阪市經濟研究所研究員 平實

與へられた時間が餘りありませんし、永らくお喋りして後の人々に御迷惑を掛けてもいけませんので、私はたゞ問題を提出すると云ふ意味に於て簡単に報告を致したいと思ひます。

皆さん既に御承知の通り資本制經濟發展の自由主義的な段階に於きましては、農村と都市の對立關係と云ふ事は必然的な現象でありまして、かゝる對立關係の激化而してそれを如何にして止揚するかと云ふ事が重大なる課題を投げつけて居るのであります。そして農村と都市の對立と云ふ事は自由主義的な資本制經濟に於ける特徴であります。かかる關係は資本制經濟生產様式以前の段階、即ち前資本主義的生產樣式の中にも多少共見出されたのであります。併しそれが最も激化された形に於て現れるのは資本制經濟發展の自由主義的な段階に於て見出されて居るとな般に言はれて居るのであります。そしてこの農村と都市の對立と云ふ事を純經濟的に申しますと、農業生產と工業餘地のない事實であります。そしてこれは何れの國々に於ても共通的に見られる現象であります。

そして工業生產と比較して遅れた農業生產の擴充を要請すると云ふ事は、つまり小農經營の國家に於て國土計畫的立場から見て如何に考へて行くか、如何に處理して行くかと云ふ事に大きな問題がかゝつて居るのであります。この様に都市と農村の對立と云ふ事は、結局工業と農業の生產の跛行的發展關係に於て見出されるのであります。その上に兩立する農村文化、都市文化の對立の生產的なる様式を基底として現される所のものであります。併し之等の兩立する文化、つまり都市文化、或は農村文化を個別的に考へないで、一國の國民文化として綜合的に考へる時は、どうしても兩方を均衡的に發達せしめなければならぬと云ふのが重要な課題であります。現段階に於て痛切に要望されて居る國土計畫と云ふ事は現在に於ける農村と都市の對立的關係を重大なる課題として、農業生產擴充と工業生產擴充との同時的併行を窮屈の目標としなければならないのであります。併し之等の様な方向に於てこれが論ぜられるのであります。即ち國土計畫の終極の目標は土地の合目的的利用即ち獨逸語のツエツク・メツシヅヒな利用であります。併し之を具體的に見ますと、工業生產の一方に於ては生產擴充がどんどん進められて居るのであります。然るに農業生產に於ては、御承知の通り重工業方面に於ける農村勞働力の吸收、或は生產資材、肥料等の不足、或は工業の地方分

散、或は工業の田舎への侵蝕と云ふ様な生産條件の阻害因子によりまして、農業生産と云ふものは非常に阻害せられて居るのであります。こゝに於て農業と工業の併立的なる發展を企圖するかと云ふ事が重要な問題となるのであります。一部の論者の説によりますと、日本内地に於ては専ら重工業生産の擴充に向つて居るのであるから、この際國民生活の基礎的なる部分となる食糧の生産、或は輕工業原料となる工業原料と云ふ様なものゝ供給は、大東亜共榮圈内の他の農業生産地に於て生産して、日本と外地との物資の交流をやればいいぢやないかと云ふ議論がありますが、これは經濟的見地は別として軍事的、戰略的見地から考へて見ますと、國民生活の基礎となる食糧農產物を、日本から遠く離れた外地に依存すると云ふ事は非常に危険であります。どうしてもある程度國內的に自給自足をしなければならないのであります。從來の日本の食糧の自給率は、朝鮮、臺灣を併せて殆んど百パーセントに達して居るのであります。さう云ふ自給率があると云ふ事は戰時下に於ては非常なる強味であります。例へばドイツは第一次世界大戰に於てあんな無念な敗北を遂げたと云ふ事は、ドイツの軍備とか武備が劣つて居つたのではないであります。有名なモルトケ將軍は、ドイツの敗北は決して軍備武備が劣つて居つたのではない。國內的な食糧の不足が國民生活に不安を與へ、それが又戰線の將兵に反映して士氣が沮喪された、と言つて居りますが、さう云ふ風に戰時下に於てはどうしても國內食糧の自給率を昂めると云ふ事は重大なる問題であつて、或る程度の自給率を維持して行かなければならぬのであります。でその爲には是非農業生産力を昂めなければならぬであります。

斯う云ふ意味にて農工業の併進と云ふ事が國土計畫の基本的課題となるのであります。こゝに於て國土計畫を本格的軌道に乗せると云ふ事に關する慎重なる考慮が必要となるのであります。そこで農業生産關係を規定するいろいろな要素を十分に考慮して、適當なる對策を施さなければならぬのであります。これは既にいろいろな方面から言はれて居りますが、國民生活の安定の爲には工業生産力の擴充發展と同時に、農業生産力の擴充發展を併行してやつて行かなければならないのであります。

地方計畫は國土計畫の一環としての課題を課せられて居るのでありますから、終極に於ては國土計畫に於て指標する所の、生産力擴充に關し農工業の併進問題を解決する様に運命附けられて居るのであります。けれども地方計畫と云ふ物はそれ自體いろいろな性格を持つて居るのであります。例へば日本は九つの地方計畫單位に分たれて居ますが、斯う云ふ場合には或る地方に於ては工業的生産擴充の發展の可能性があり、又或る地方に於ては農業生産力の發展可能性があると云ふ事になつて、農業の發展可能性のある所へ工業を持つて行くと云ふ様な事は、重點主義的な立場から考へて甚だ面白くないのであります。工業立地因子の十分でない地方に工業を持つて行つた所でその成果は望み得ないのであります。重點主義的に國民經濟的な生産力を昂めるためにはどうしても適地適用主義によつて工業立地因子を十分に考慮する必要があるのであります。

今迄の工業立地理論としてはドイツのアルフレッド・ウェーバーが代表的になつて居ります。これは相當評價すべき理論でありますけれども、これは今迄の經濟發展の段階に於て適用され得るのであります。國防經濟の確立と云ふ意味に於ける理論としては尙缺陷があるのであります。こゝに於て工業立地論の體系が確立せられなければならぬのであります。私共も内々研究して居るのでありますけれども、仲々難しい問題であります。兎に角國防經濟立地理論が確立されなければならぬと云ふ事を痛切に感ずるのであります。何と言つても國土計畫の理論的な基礎は立地理論であります。つまり農業或は工業を何處へ持つて行くかと云ふ問題でありまして、これは林業にしても漁業にしても中心問題となるのでありますから慎重に研究すべき課題であります。現在は工業は今迄の大都市中心主義から地方分散主義に轉換して來て、居りますけれども、かゝる場合に工業を無暗矢鱈に何處でもいいから持つて行くと云ふ事は甚だ面白くないのでありますから慎重に研究すべき課題であります。

居る所へ工業を持つて行つて、農業生産に阻害的條件を與へることは無論いけないことがあります。假令それがその地方の開發になつても、國家的立場から見て、或は有らゆる生産力擴充を併進すると云ふ事からも、大いに考へなければならぬ問題であります。又それと同時に工業を分配せると、今迄大都市にあつたものが、地方の中小都市に分散せられる結果、大都市の周邊に於て見られた様な集約な農業地帶と、粗放的な農業地帶と分れて来る。そこに於て立地的環圈が出来るのであります。で今まで粗放的な農業地帶であつたものが、その近邊に工業の分散の結果中小都市が出来、それを中心として集約的農業地帯が展開するのであります。こう云ふ現象があちらこちらに展開されましても、複雜なる關係を生じて來るのであります。そこで之に處する對策は地方計畫に於て十分考慮すべきものと考へますが、最も基本的には國土計畫と云ふ總體的な立場からやるのが妥當の様に考へるのであります。

いろいろと申しましたけれど、結局國土計畫に於て最も理論的な課題になるのは立地論であると云ふ意味に於て、高度國防國家の確立を目標とする國防經濟立地理論に於ける體系の確立と云ふ事が痛切に感ぜられるのであります。然しながら計畫といふものは政策であります。又哲學上の當爲の問題であります。これは現實に副つて始めて實際的な政策が樹てられるのであって、現實に沿つた所の實際的な政策を樹てる爲には、國土計畫を有らゆる角度から十分考へなければならぬのであります。現實を十分に見極め、現實に則して始めて政策が樹てられるものであり、計畫せられたる政策が果して實現の可能性のあるものであるかどうかを十分考へなければならないと云ふ事を、最近私共はしみぐ痛感して居るのであります。これで私の話を終ります。

地方計畫區域の劃定に就て

堺市計畫課長 加藤善吉

私は今迄に感じて居ります事を申上げるのであります。これは別に研究した譯でも何でもないであります。では私は地方計畫と云ふものは國土計畫を指標として地方的に計畫立案を擔當すべきものであると云ふ見解に基いてその区域の劃定に付て申上げたいと思ひます。

地方計畫はこれを發展過程から申しますれば、過大都市の抑制と、都市分散を目的としたる都市計畫範圍の擴大と云ふ事が出来るのであります。國土計畫設定要綱の示す所から見ますと、地方計畫の範圍は都市は勿論その必要とする農村、漁村をも包括するに至つたのであります。それで、都市計畫とはその性格を異にする様になつたと思ふのであります。即ち從來の都市計畫が、都市それ自體の發展、或は統制を基調としたるに對しまして、地方計畫は飽く迄國土の合理的發展利用を目標として國土計畫と密接なる關聯を保ちつゝ計畫を進めるべきでありますから、國土の保全と利用開發を圖る爲の國家計畫であり、その内容が一國の全面に及ぶものである以上、地方計畫は又國土全體の計畫的分割でなければならないと思ふのであります。故に國土にして地方計畫に包含されない所は原則としない筈であります。

然るに今迄地方計畫と稱して考へられて居る所のものを見ますれば、その區域の確定に於きまして、重要と目される大都市の一つ或は數個を中心とした地方を國土から抽出して、これを一環としての計畫が進められて居る様な狀態でありまして又その他の國土は全然顧みられないと云ふ傾向であります。これが甚だ遺憾なことゝ存ずるのであります。

す。これは全く自由主義時代に於ける都市計畫觀念に禍ひされたのであつて、都市のみを基調とした考へ方であります。斯う云ふ事では完全な國土の利用開發を圖る事は出來ないと思ひます。固より計畫に於て緩急輕重のあることを否定する者ではありませんが、いやしくも地方計畫が國土計畫の分割計畫であるとするならば、國土全體を地方計畫として調查立案を進めて行かなければならぬと思ふのであります。而してこの分割即ち地方計畫區域なるものは如何なる方針で進めて行くべきか、これが最も重要な問題であります。

これは先般來いろ／＼問題として述べられて居りますが、現在學者の論ずる所を見ますと、或は交通機關に重きを置く者、或はいろいろな事柄に付て密接共通の利害關係を有する範圍、或は地政學上から區分せんとする者、或は昨日お話しのありました生活圈の事を以てこれが範圍を劃せんとするものがあります。何れも傾聽に値するものであります。が、之等は主要な國土相によつて一様に參らん場合が起り得ると思ひます。要するに地方計畫と云ふものは、地方的特性を十分に發揮し國家目的の要請に應ずる事が必須要件でありますから、私は地方計畫の區域は現在の都市計畫、或は農村計畫、その他いろいろな計畫に於ける主要な資料を基礎として研究して密接なる利害關係を持つ地方を先づ達觀的に國土を分割して一應地方計畫の區域を定めることを主張したいのであります。かくすれば調查立案の結果或は區域の變更を要する部分も一部起るであらうと思ひますが、之は止むを得ないと思ふ。斯やうにして確定された各地方計畫區域間は、常に相互に極めて密接な關聯を保つて進めて行くのが一番よいのではないかと思ふのであります。さうすると相當に時局下最も効果的のあるものが出来ると思ひます。

而してその限界は策定と實行の比較的容易なる點からして行政區域に依るべきであると思ひます。またその區域は計畫の性質上現行の府縣の廣大な地域に跨るを原則とすると思ひますのでこれが作成及實行に際しましては、有効適切な結果を得るために行政機構の再檢討が起つて來るのであります。例へば縣廳の上に上位官廳を置いて、それに地

方計畫として決定せられたものを、或は都市計畫として、或は農地計畫等として、或は防空施設の其他の計畫として之れを實行せしめる上に於て強力な權力を附與する事が絶対に必要であると考へるのであります。

地方計畫地域制に就て

都市計畫兵庫地方委員會技師 伊藤鉗太郎

地方計畫を具體化するに付いて、地域制といふものを考へて見ますと、先づ様々な調査を行ひ之より一つの地方計畫の具體案を作り、その案に適當するやうな制度を考へてゆく方法と、先に一つの制度を考へておいて計畫はこの制度に従つて進めてゆく方法とを考へることが出来ます。後者は云はゞ拙速的な行き方であります。これは一つの地域的な案と法制的な案とを考へておき、これに應するやうな計畫を行ひ、それが合はぬ時には兩者を適當に修正して進めて行くといふ方法になるのであります。

地方計畫を早く具體化して行くには前の案で行くと仲々大へんであります。寧ろ後者の案で大體の構成を考へ、計畫はそれと併行して行くといふ方法が宜しいのではないかと考へられます。地方計畫地域制を如何にすべきかといふ問題はかくの如き立場に立つ時最緊急な課題となるわけであります。地方計畫の地域制といふものは定性的な問題にしか過ぎないが、而も之を考へる上には先づ地方計畫をどういふ風に考へるかといふことを決定し、地方計畫、區域を如何なる大きさにするかを決定し、また地域制といふものはどういふものであるかといふ事をもう一度考へてみる必要があると思ひます。

地方計畫はこれ迄いろいろ御報告もありました通り國土計畫に則應して考へられるもので、國土計畫により決定さ

れた大綱に従つて進められるものだと考へるのが先づ妥當であると思ふのであります。従つて地方計畫區域といふものは、これを日本内外地について考へてみると、數個乃至十數個に分割して考へられるのであります。但し地方計畫區域の總括は國土計畫の全區域とマツチする事が必要であります。それは地方計畫といふものが國土計畫の施行部門を受持つといふことから必要なのであります。

地方計畫區域が餘り大きいものであると調査も伸々困難であります。そこでその地域を成るべく小さくして、所謂一つの規制地域を捉らへて、それに付しいろいろの段階に於て國土計畫から與へられたものを採り入れて考へる、また開發地域も國土計畫により與へられた開發の方向に従つて考へるといふ事にすれば割合に速く實行に移せるぢやないかと思ひます。このやうに個々の規制地域、或は開發地域といふものに付ての計畫を作つてみると、國土計畫の立場から見ればお互に相當矛盾したものがありますし、又お互にかち合ふ所が隨分多いと思ふのであります。それ等を全部集めて中央に於て調整するといふことによつて曲りなりにも國土計畫といふものが考へられるのであります。これは拙い方法ではあります。これが一番速い方法であらうと思ふのであります。さういふ風にして追々と修正して行くといふ事を考へてもよいと思ふのであります。

次に地域制を考へて見ますと、今まで吾々の馴れて居るのは都市計畫の地域制であります。併しこれは地方計畫地域制とは根本的に相違して居るのであります。それは都市計畫の地域制に於ては建築を制限するといふ事に出發して居るが、地方計畫に於ては土地の利用を制限するといふことに出發してゐるからであります。勿論都市計畫に於ても目標とするのは土地の利用の制限であります。之が實施の方法をも考慮の結果建築の制限といふ形を法制上と

つてきたのであります。地方計畫地域制は最早や、この様な方法によつては制限の目的を達し得ないのでありますから、否でも土地利用其物を對象として制限せねばならないのであります。これは將來相當複雜な關係が起きて来ると思ひます。例へば一つの違反をした場合、土地利用の違反は永久にそれを止めね限り違反であるといふ事になつて來るのであります。従つて之は取締りといふ立場からは誠にこまる問題をもつております。次に地方計畫といふやうな相當大きな範圍に對して考へるところの地域制は、成るべく内容を簡単にするといふこと、つまり地域の區分が少いといふ事が必要であると思ひます。

地方計畫の地域制の種別をどんなものに考へるかといふ事に對しては尙いろいろ考へますと難しい點も非常に多いと思ひますが、市街地域と農村地域は當然必要な地域として考へられるものと思ひます。又建築を禁止する地域といふものを考へておくことは土地の利用を制限するといふ本旨の上から相當重要なものと思ひます。それから厚生地域を考へたいであります。市街地域といふものは市街にする地域、或は市街になつてもいゝ地域の事であります。農村地域は絶對的に農業のために維持又は育成してゆく地域であつて、都市の膨脹を抑へてゆくとか、空地を保存するといふ様な意味合に利用されてはならぬと思ひます。さうでありますと農村地域は羊頭を掲げて狗肉を賣るといふ事になつて、土地の利用といふ積極的な意味を失ひ、都市計畫的考慮のための消極的な地域となり終るのであります。地方計畫地域制の立場からはそれを避けたいと思ふのであります。大都市周邊の膨脹抑制に付ては建築禁止地域といふものを別に都市周邊に設けて現状の維持に努めるのが妥當であります。建築禁止地域の制限内容としては建築を禁止するの外、土地の用途に付ては禁止しないのであります。従つて、材料置場、運動場、空地率の大きい學校等が此の地域内に來ることは拒まないのであります。また公共的な用途といふものも多少緩和してもよいと思ひます。つまり、都市から農村へと土地の利用狀態の衣更へをなす場所になるのであります。厚生地域といふものは、或は地

區でもよいと思ひますが、内容としては農村地域と大差ないのであります。あらゆる考へ方を農業本位といふよりは、國民の保健、厚生といふ點を本位とすべき場所と考へます。

次にこれ等の地域を地方計畫區域の全般に亘つて定めて行くといふことは、先程申しましたやうに相當困難な問題であります。また時間もかかります。従つて地方計畫區域を大なり小なり決めますと、一定の制限を設けて建築の出来ぬやうにする、さうして人口の集中するやうな事柄を抑へて、どうしても必要な建物は許可制としておいて、一方速かに大體の計畫を決定するのであります。一番決定しやすいのは市街地でありますが、その周邊の計畫も決定して行き、計畫決定した場所に付ては曩程の建築制限を解除して、計畫による新しい統制に移つて行くこととするのであります。斯ういふ風にすれば全體的には例へ一部分でも、計畫の確立實施が速く済むと思ひます。つまり重點主義的に必要な部分から地域を指定して行き、指定外の部分、即ち計畫未定のブランクの所は前述の如き拘束地域にして、その拘束地域のまゝで暫くおいて置く、計畫決定に伴つて拘束を解除してゆく、又當分計畫を判然と決定する必要のない所では拘束したまゝ何年か置いておくといふ事も考へられるのであります。國土計畫によつて國土全部の計畫を決定して、そのまま永久に變らぬといふ事も國家の發展に則應して計畫の變移すべきことを考へるとちよつと窮屈でありますて、その爲めには多少餘裕のある場所を残しておいて、將來如何様にも利用し得る途を講ずるやうにしたらいゝぢやないかと思ひます。そしてその場所は拘束地域といふもので拘束したまゝで暫く置いておけば宜しいと思ひます。この拘束地域制の考へ方は、所謂開發地域の集中開發といふ點にも大きい働きを持つてゐる。即ち開發地域丈を拘束地域から解除して、其他を拘束地域のまゝでおくとすれば開發地域は法規上消極的な開發援助を受けることになります。

地方計畫地域制といふものは概ね右の様な考へ方が妥當と思ひます。この地域制の中に規制及開發地域を考へなが

つたのは、之等の地域は當然國土計畫によつて考へるべき問題であると思ふからであります。それは規制とか開發とか云ふのは一つの地域内に於て開發したり抑へたりする問題ではなく全國土の人口といふものを考へて、一つの地域の人口を抑へて、剩つた人口を他所へ持つて行くといふ事でありますから、之は國土の全體に亘り國土計畫から考へるべきものと思ふからであります。

次に地域制の中に地區制を設けるといふ事を少々考へて見ますに、これは餘り詳しく述べては居りませんが、大體二つの地區、即ち市街地域内に考へる工業地域と、農村地域内に考へる聚落地區の二つを考へる必要があります。工業地域は市街地域内に於て工業適地を抑へて行くのでありまして、工業適地といふものは何時も自由に得られるわけのものではありませんから市街地域内のこの貴重な工業適地を地區制により保留しておく必要があるのぢやないかと思ひます。農業に必要なところを大切にして、工場地ばかりを虐めるといふ事でなしに、工場も大切だといふことも考へて、一定の工業都市に於て、立地條件のよい工業適地があればそれを工業地域といふ様に指定して、他の用途に侵されぬ様にしたいと思ひます。また農業地域に於いても相當大きな聚落が數多くあるのであります。併し又一方市街地域に指定して行くといふことは煩雜なばかりでなく、市街地域の本旨にも違ふわけであります。併し又一方この聚落を農業地域内に漠然として放置しておけば聚落の擴大により農地の破壊されることも考へられます。又大きい聚落は將來の小都市の卵でありますからこれは聚落地區といふ形にして一般の農村地域と別の取扱ひを考へ度いと思ふのであります。

地方計畫の促進といふことを地域制の立場から考へまして、種々困難な問題もありますが、法制的に大凡その地域制を考へ、一方拘束地域制をも考へておき見透しのはつきりした處から實行に移して、見透し困難の處は調査又は計畫の確立する迄拘束状態のまゝ置いて具體的計畫の施行と共に次第に拘束を解除してゆくといふ行き方が最も實際的

に妥當な方法と考へられるのであります。

地方計畫地域別と都市計畫市域制との 關係及其の運營に就て

都市計畫東京地方
委員會技師 吉田安三郎

討議報告の題目は「地方計畫地域制と都市計畫地域制との關係及其の運營に就て」といふことになつて居りますが、元來地域制は區域内の土地利用の綜合計畫を具現して行く一つの手段に外なりません。即ち綜合計畫あつての地域制であります。従つて理論的には綜合計畫の全貌を少くともその概要を先づ明かにして地域制を論すべきであります。然しながら實際的には地域制を睨みながら綜合計畫を樹立して行くものでありますし、且亦地方計畫や都市計畫の綜合的な建設計畫については既に充分御承知のことでもありまする故に之等は省略致しまして地方計畫具體化に關する問題の一つとして、いきなり地域に關しまして申上げて私の討議報告の要旨を補足し御批判を仰ぎ度いと存する譯であります。

先程地域制の問題が多分に御討議相成つたのでありますがその中にもありました様に、地方計畫の地域地區として色々なものが考へられて居ります。繰り返して申上げますと都市地域、規正地域、開發地域、農林地域、未指定地域これらには市街地區、綠地地區、特別地區尙亦更生地區、疎開地區等が云々せられて居るのであります。私はこれ等の地域、地區、を次の如く二つに先づ大別して考へるのが適當と思ひます。先づ第一類は色々な施設計畫を総合一貫してあります。

其處に育成建築せらるべき其の地方計畫區域内の究極の様相に應ずるもの云ひ換へれば地方計畫の建設態様に即するものであります。第二類は、この建設態様を實現に移すに當つてはその緩急順位を充分検討し全體として最も効率的に重點的にその序列を計畫するを要するであります。第二類はこの建設態様に導く建設序列に關する地域地區であります。かく分類致しますると都市地域、農林地域、及市街地區、綠地地區等は前者に屬するもので所謂廣義の地域計畫の内、實體を取扱ふものであります。後者に屬するものは開發地域、規正地域及特別地區、疎開地區等で之等は他の施設計畫の内容及その實現速度と密接な關係を有するものであります。

この第一類の地域制を都市計畫と結びつけて考へますと、これは將來若くは今後とも都市として育成するものとそうでないものとに別けること即ち都市地域と農林地域とに別けることが基本的な地域になるのではないかと考へられます。尙都市地域を地方計畫地域制として地區に細分致します場合につきましてもこれ亦既に申述べました如く綜合計畫を具現する直接的手段たる第一類の地區制と綜合計畫具現の序列に應する間接的手段たる第二類の地區制とに別けて見ますとき第一類に就ては市街地區と綠地地區とが基本的なものと相成るのであります。

而して市街地區の様相或は形態を更に細分する地域制は所謂都市計畫地域制に待つべきであります。地方計畫地域制としては都市相互の位置的關係及それゝの都市の機能と規模の概要とを律する程度即ち只今申しました基本的地域地區に止まるのが適當と考へるものであります。

翻つて見ますに都市計畫地域制は既に御承知の様に大別して用途地域制と形態地域制の兩者より成つて居りまして更らに前者は住居地域、商業地域、工業地域未指定地域等の地域の外住居、工業の兩專用地區及工業の特別地區等に細分純化せられて居りますし、後者の形態地域制としては高度地區、空地地區、防火地區、美觀地區等があります。都市民の住み方、動き方將亦工場や公共施設と一般建築施設との相聯關係等の検討と之等の地域、地區の巧妙な

組合せとに依りまして、千變萬化の市街地の様相や形態を律し得る建前になつて居るのであります。この都市計畫地域の運營は遺憾乍ら未だ十全の域に達してゐません。然しながらこれがなくては市街地の將來の様相が明確につかめないのでありますて、都市生活者の在り方と限度についての目標が或程度明かにならなくては都市計畫の色々の施設をやるにも充分な踏切りを成し難いのであります。都市計畫地域制の運營もこの意味に於て地方計畫の理念と相通する正しい方向に加速度を以て愈々進みつゝあるのでありますて千差萬別な都市の建築様相も都市構成に於て何種類かの建築集團様相の階級に分析し得るものであります。都市計畫地域制の運營もこの意味に於て地方計畫の理念と相組合せて行けばよいかも解決し得るものと考へて居ります。只この各都市の規模や機能の問題は地方計畫國土計畫に待たねば個々の解決は困難であります。

地方計畫地域制の主要なる狙ひは將來都市として育成すべき都市地域の設定であると考へるのであります。勿論如何なる所をどう云ふ都市として育成して行くかといふ事が先決問題でありますて之れに付ては昨日來、生活圈の關係から又は工業立地の關係からいろいろな御意見を伺つたのであります。都市地域又は市街地區の設定上具體的課題として第一に考へられる所のその區域或は地積の様な點に付いての御意見を伺ひ得なかつたのを遺憾とするものであります。

この圖面は地方計畫地域地區の基本的なもの即ち都市地域と農林地域及都市地域内の市街地區と綠地地區との關係配置を示す假想的な圖面であります。綠地地區の市街地區に對する關係及割合等は市街地區の廣狹及その内部構成如何に依つて相當變化するものであります。畢竟市街地區の内部構成如何が都市地域の區域と密接な關係を保持する次第であります。從つて都市地域を設定するにはその内部構成を切盛りする都市計畫地域制との關係を充分考慮して掛らねばなりません。例へばこの圖面のこれ等の都市に付いて單に都市人口を三萬、五萬、十萬といふ風に都市人口だけ

げを考へて其の内部構成を省みずに區域を定めるが如きことがあつては都市構築上後刻非常な齟齬を來す惧れがあります。これに類した事で都市計畫上我々は苦い経験を致して居るのであります。

地方計畫地域と都市計畫地域との關係を例へば先程結構な午餐を頂きましたので御料理に當嵌めて申して見ますと、地域制と御料理とは甚だ縁遠い様で引例が適當でないかも知れませんが、地方計畫地域の設定特に都市地域の設定は料理の獻立と素材とを提示するものであります。勿論獻立と素材の兩者を睨み合せて行かねばなりません。都市計畫地域の設定は示された素材と獻立とに従つて之を調理し御膳立を致すものであります。獻立は都市の機能、規模を示すもので素材は土地柄であり區域であります。生活圈の問題は獻立書を書き下す場合の一つの要素であり、工業立地の問題は素材を選ぶ場合の一つの要素であります。その調理法及膳立の仕方を心得て充分に咀嚼した上で獻立書を書き下しかねて素材の所要量を決定し提示すべきであります。工場は都市構成の主要な要素ではありますが之に伴ふ住宅地市街地がなくては都市は成立致しません。工場適地であつても附近に適當な市街地の得難い様な所に工場を誘致して都市を構築せんとするが如きは再考三省すべきであります。工場と住宅は丁度米と味噌に比すべきで一方だけでは調理も御膳立も致し方がないのであります。私の討議報告要旨の第一に對する説明は以上に止めまして次に第二の點に付いて簡単に申添へ度いと存じます。

要旨の第二は三つに別れて居りますが先づ前段は都市地域以外の所即ち農林地方に於ても、この圖面にもあります様に相當の聚落が必然的に成立するものでありますし加ふるに將來都市地方に轉換することもあり得るのでありますからして廣く聚落の建築集團の態様に就いて用途のみならずその形態に付いても規正して置くことが、聚落構成上の適正化を計る所以であります。且は都市地域の育成を圓滑ならしむるものと考へるものであります。

中段は現行都市計畫地域制は都市の綜合的建設計畫即ち建設態様に對應するものゝみで建設序列に關するものが缺

除して居ります。地方計畫地域制に於ては開發地域又は特別地域等の建設序列に關するものが考へられて居りましてこれは地域制の一歩前進を意味するものであります。この考へ方と同様に都市計畫地域制に於ても都市の建設序列を定める地域制を取り入れ、時間的に見た都市計畫の缺點を是正する爲め丁度獨逸のバウゲビートを更に擴充強化した建築地域制の實施を提起したものであります。尙この考へ方は我國に於ても平安京等の都城の構築に際して既に現はれてゐたことだけを附け加へて建築地域の説明は省略致し別の機會に譲ることに致しまして次に後段について少しく述べておきたいと存じます。

地域計畫の地域制を運営して行く場合に特に都市地域を設定するときに於て、現に都市計畫を實施し而も都市計畫地域地區を設定してゐる都市を生殺しにして置くといふ様なやり方は如何かと存するのであります。私の杞憂であれば幸であります、そんな氣配が致してならないのであります。と申しますのは地方計畫の動向として所謂規正地域と開發地域とに重點が置かれてゐる様であります。これは申す迄もなくそうあるべきであります、かねぐ規正地域として論議せられてゐた區域はその内部の都市の現在の様相もさること乍ら尙從來の育ち方その儘では大局から見て甚だ面白くない。何としても先づこの悪い延び方を芟除することが急務である、内部の様相を如何に組替へるかはしばらく置くとしても先づ抑制する必要があると云ふ觀點から出發したものであります、これに對し殆んど同様の區域について防空法に基いて既に工業規正が實施せられたのも當然の歸結であります。

地域計畫より之を論じまれば規正地域は延び方を抑制するものであつて、その内部的處理は未だしの觀があります。この内部の處理こそ既に申した如く第一類たる實體的の地域計畫であります。従つてこれは早急にこの種の地域計畫或は内部の組替へられたる構成を決定する區域として取り上げられたものであります。

開發地域と稱せられてゐる豫想地も都市地域であり、早急に育成せんとするもので地域計畫の實體ではないのであ

ります。兩者共都市構成の綜合計畫即ち都市計畫地域計畫をも含めたものを早急に實施する必要があるのであって、規正地域はそれ迄至の累加するのを防止する爲めに、開發地域は都市構築上必要な都市施設の建設を促進しそうして都市の急速な開發育成を計らんとする爲の手段として即ち建設序列に關するものとして始めて兩地域の意義が明かになるのであります。

私の強調致し度いのはこの兩者の中間的存在として現に從來定められた方向に向つて育ちつゝある都市は相當の數になるのであります、之等に對しても、勿論その區域なり豫想の規模、内容の變革は相當に隨伴するであります、が、その進むべき正しき方向を與へる必要があると云ふことであり、この爲めに之等の都市についても都市地域を設定すべきであると云ふことであります。

他方之等の都市の都市計畫地域についても都市計畫に於ける今後の動向は地方計畫に依つて決まるのだといふので、荏苒として時を空ふするが如きことがあつてはならないのであります、地方計畫の理念にのつとり、現行の地域地域計畫を再吟味し變更又は累加するを要するものは之を實施に移して行く必要があります。勿論之に伴つて既定の各種の施設計畫の改變調整は當然起る理であります、が而もこれ等の措置を爲すことは亦取りもなほさず地方計畫促進の具體策といふべきであると信ずるものであります。

以上で私の討議要旨の説明を一應終つたのであります、最後に一言附け加へて申上げ度いことは地方計畫地域は勿論のこと都市計畫地域制と雖も精細にこと細かく工業の業種の都市内に於ける配置を律することは不可能であります。従つて企業の統制と密接な關係を保持して行かねばなりません。これには將來の都市構成と企業との關係を十分研究して行き都市計畫、地方計畫更に國土計畫を通して國家の企業計畫特に工業の統制に之を反映せしむることこそ肝要であると思ふのであります。甚だ簡単でありますが以上で私の討議を終ります。

地方計畫と地域制

内務省國土局技師

中田理夫

地方計畫の具體化の方法に於きまして重要な問題が三つあります。即ち土地利用の統制、重要公共施設の配置の調整、それからそれ等に關聯し、即應して考へられる他の政策の實施の調整方策、つまり電力とか運賃といつたやうなものゝ調整計畫であります。

土地利用計畫がどのやうな程度に重要さを占めるかといふ事に付ては、これを最も基本的なるものと考へて居る必要があります。土地利用計畫を考へる前には一體土地利用といふものが現實にどうじふ風に決定されて行くかといふ事を知る必要があります。土地利用の現状は個々の土地所有者、或は個々の土地利用者の單なる意志によつて決定されるものではないといふ風に考へられるのであります。そしてこれを極く簡単に申しますと、農耕地の利用状態或は配置或は農業經營形態といふやうな事も其の關係する地域内の市街地との關係によつて決る。また市街地といふものもどうじふ所に出来るかといふ事も、個々の土地を有つて居る人間、或は土地の利用者の其の意志だけで決定されないのであります。即ちこれを決定してゐるものはさうじふものを含んだ聚落體、或は生活體といふやうなものゝ性格の中に於て、この土地利用の形態が決定されて行くのであります。

れうじふ聚落體、生活體といふものを考へて見ますと、これは私は生活圈が其の一つの表はれではないかと考へるのであります。即ち都市も農村も含み各々其の性格を持つて居るものになるのではないかと思ふのであります。そしてその性格の下に於て土地利用が決定され又この土地利用の計畫が設定されて行くのであります。そこで地方計畫が

じふ使命を持つかと申しますと、其の任務の一つはこの生活圈を構成して行くことゝ更に之に性格を與へるとじふ事でなくちやならぬと思ひます。それでは如何にして生活圈を指導し、構成し、性格づけて行くかといふと、その生活圈を類型化して行く必要があると思ひます。これでなければ計畫といふものは成り立たぬと考へて居るのであります。昨日の石川技師のお話しでは、一つの生活圈内の人の其の中心都市に出向する時間的週期の面に於て、日常的なもの、週末的なもの、月末的なものといふ風に分けて居られるのであります。生活圈と申しますと消費生活のみといふ風に誤解され易い方面から生活圈的な構造が考へられるのであります。生活圈と申しますと消費生活のみといふ風に誤解され易いのですが、これは生産活動にも、又再生産過程にもまたこの構造があるといふ風に考へられるのであります。私はこれを區域的な構造と言ひたのであります。その性格を昨日お話しにありましたやうな立場から分類し性格附けますと、しま申しましたやうに日常的なものから月末的なものに至る性格が與へられるのであります。そこで果し

	I 中心 都 市 人 口	II 同左商業交 換人口 (中 心都 市ヲ除ク)		W 同右商業交 換人口	W II-I×IV I+III	I I+III
		III 通業人口	IV 通業人口			
1 宇都宮市	81,388	13,244	126,380	3,722	3.0	5.2
2 栃木市	29,684	4,946	92,521	3,866	4.2	3.0
3 小山町	13,975	1,926	48,284	1,622	3.4	2.3
4 羽生町	7,492	1,251	30,354	981	3.2	2.7
5 古河町	18,195	2,769	43,851	1,248	2.9	3.6
6 幸手町	5,206	846	24,231	542	2.9	2.9
7 佐野町	17,179	3,155	63,135	2,943	4.6	2.9
(2-7) 平均					3.5	3.0

て斯ういふものゝ類型化即ち分類が可能であるかどうか、これを検討してみた譯であります。

關東地方の石川技師の生活圈の調査により大體週末的な構成をなしてゐるものに就て、其の人口構成の或る一面から見ますと、週末的な商業或は交通業の人口を、中心都市を除いた聚密圈内の總人口で割れば、殆んど同じやうな数字になる譯であります。これは週末圈と言ふ一定の性格を持つて居る所では、その土地利用を反映してゐる人口構成も亦同じ様な性格を持つて居ることを示してゐるのであります。併し宇都宮だけが他の所より値が大きいといふのは週末的な機能の他に別のものを持つて居るといふ事を示して居るのであります。即ちこれは月末圈として東京圈と宇都宮圈が界を接して居る場所がこの中間に存してゐることから之が月末圈的な機能を有してゐることを示してゐるのであります。更に中心都市の人口を週末圈内人口で割ると、大體二〇%から二五%位であります。宇都宮は約四〇%位のものになつて居るものとの關係を示してゐると考へられます。斯ういふ風に生活圈といふものは類型的な分類が可能になつて來るのであります。かく生活圈を構成してそれに性格付をなし、更にそれに基いて純粹土地利用計畫を樹てればいゝといふ事になるのであります。

そこで表題に掲げました土地利用の統制計畫としての「地域制」との關係を申して見ますと、生活圈の構成或は性格附けといふものが基本になり、之によつて純粹土地利用計畫が樹てられ、又之によつて土地利用統制の計畫即ち地域制が實施されるのであります。かかる根本的な方向をたどることによる土地利用計畫まで進めるか、或は斯ういふ計畫まで移行し得ることが可能であるといふ事を前提として、純粹土地利用計畫に基く地域制以外の地域制、即ち工業規制地域のやうな特殊措置地域制を實施すること、或は農地管理令の様な一般的な土地利用統制が可能であります。して、この前提なくして一般的な土地利用統制といふものは不可能ではないかと考へるのであります。例へば農地管理令を例にとりまして、之が國土計畫地方計畫的に運用されるには、之が幾ら強大な力を持つて居つても、この計畫を申上げたいのであります。

なくしては何處の農地を留保し、何處の農地をつぶしてよいかどうかを決定することが出来ないと思ふのであります。ここで私が特に強調したいことは、土地利用の統制の方法として考へられて居るものが三つ（純粹土地利用計畫に基く地域制、特殊措置地域制、一般土地利用統制）ありますが、それ等は用ふべき場合と、その前提條件を有して居るといふ事を明確に考へなければならぬといふ事と、之等が生活圈構成及之の性格付を必須條件として居るといふ事を申上げたいのであります。

地方計畫の中心課題たる地域計畫に就て

内務省國土局計畫課 加 納 治 郎

私は計畫學といふやうな方面に於て國土計畫、地方計畫が如何に扱はれなければならないか、換言すれば國土計畫・地方計畫の計畫せられる上の體系に就て考へて居る事を申上げます。

本論に入ります前に前提として御承知を願ひたい事があります。所謂計畫といふものには土地計畫に限らず總ての計畫に共通して二つの異なる内容が含まれてゐます。そしてそれは性格の相違から別々の扱ひを受けなければならぬと考へられるのであります。ドイツに於ける國土計畫の説明書を見ますと、Aufgabenplan と Arbeitsplan の二つを明瞭に區分して居るのであります。私はこれを一般の譯語のまゝに課題計畫と實施計畫といふ言葉にして使はして戴きます。それは一體どういふ事であるかと申しますと、課題計畫といふのは計畫せられるべき内容それ自體を追求するものであります。即ち課題計畫は直ちに實施され事業に移される事を目的とするものではなく、如何なる計畫が成立するか、従つて計畫の成立に目標を置くもの、計畫自體を追求するものであります。これに對して、これく

のことをやりたいといふ事がはつきり決つた場合に、それに對して實施手段を講ずる計畫があります。これがつまり實施計畫であります。

次にこれがどうして非常に違ふものであるかといふ事を考へてみます。兩者の關係は實施計畫を豫想して始めて課題計畫が成立する意味合のものであります。即ち課題計畫といふものはそのまま實現される事を必ずしも期待しないのであります。課題を追求して一定の結論に達しなければならないのであります。ある場合にはその計畫は實施すべきものではないといふ結論になるかも知れないであります。この場合は結果的にみて實行しないための計畫をやつたといふ事になるのであります。また課題計畫と實施計畫の相違は課題計畫は必ずしも一つに限らないのであります。實行は一つであるけれども、課題として考へる場合はいろいろ考へ方がある譯であります。つまり課題計畫はその計畫の過程に於て一つのものに纏まつてゐる場合があるかも知れませんが、實施計畫の方は一つの對象に對して二つも三つもある譯はありません。必ず實施に移される手前で一つのものに纏め上げられなければならないのであります。

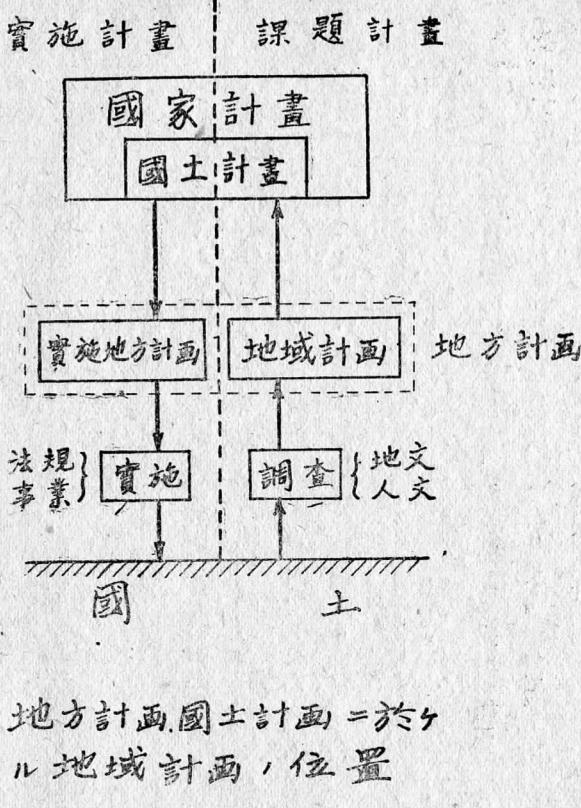
本論に入つて地方計畫に於ける地域計畫に付て考へて見たいと思ひます。私の言ふ地域計畫とは現行都市計畫法にいふ地域地區の如く限られた意味のものでなく、もつと廣い意味の地理學の方法論に於て用ひられるやうな制限されない内容を持つたものであります。簡単に申しますと地域計畫とは地域の性格を明瞭に擱むといふ事に目標があるのであります。先程からもお話しが出で居るやうに、國土計畫、或は地方計畫はその内容を把握しなければならぬのであります。ですが、その資料として地域計畫があると思ひます。少し詳しく申しますと、一定の地域に就いて、現在どういふ自然的な、或は社會的な状態が存在して居るかといふ同時に、その土地の上に將來豫想される事、即ちその土地の將來性までも擱んで、それを纏めて行くのが地域計畫であります。ですからこの場合には國家的な要求とか需要方面

からの要求とかいふ、外部から来る要求は一應伏せて置いて、先づ第一に地域の内部の要求を擱む必要があります。
こゝ迄が地域計畫であります。

然らばその地域計畫は地方計畫の中に於てどういふ役割りを果すかといふ事を考へてみると、地域計畫として採り上げられないものは一切地方計畫として登場して來ないのであります。實際に實行せられるべき地方計畫・國土計畫が成立する爲には、經濟的にどういふ手段が行はれるかといふ資料も必要でありますし、更に國家的要求、例へば戦争のための生産上の要求といふ様な實施の契機となるべきものが必要であります。この場合下からの準備として地域計畫の存在が絶対に不可缺であります。若しこの地域計畫のお膳立がなければ正しい意味の地方計畫は成立せず、若し成立したとしてもそれは實行不可能の机上計畫となつてしまふのであります。從つて地域計畫は重要なものであり乍ら、それが全部ではないといふことも當然言へるのであります。

次に地域計畫が、國土計畫或は地方計畫の上で如何なる役割を果すかといふ事に付て簡単に申上げたいと思ひます。一般に計畫の進行過程として調査、計畫、實施の順序が認められてゐますが、私はそれを更に突つ込んで考へたいと思ひます。現在の我國の段階に於きましては、地方計畫は絶対に單獨に考へられないであります。必ず國土計畫の下位計畫として考へられなければならないであります。従つて先づ國土計畫を決定する必要がありますが、それは何によつて決まるかといふ問題であります。この國土計畫の前提として地域計畫といふものを非常に強く主張したいのであります。即ち地域計畫は國土計畫の前に非常に重要な役割を果すのであつて、この場合地域計畫は實施計畫ではありません。課題計畫であります。この地域計畫は國土計畫の下位計畫の地方計畫として特に重要であります。こゝに出來上つた地方計畫は課題計畫でありますから直ぐに實行されるものではありません。若しそれが實行されるものであれば、實施することを決めた上で更に國土計畫を計畫するといふことになつて意味をなさぬのであります。

つまり國土計畫の一つの資料を作るといふ事になります。さういふ資料が揃つた上で他の資料と共にそれを総合して考へ、そこに又國策も加はつて来て、こゝに始めて國土計畫が出来上るのであります。課題計畫を追求して最後に結論されるところは、實施計畫としての國土計畫であります。そしてそれが決つたならばそれに應じて地方計畫が策定されるのであります。この場合地方計畫は非常に樂だと思います。これは大項が決つて各地域が矛盾を起さないやうになつて居りますから當然のことであります。



このやうな意味に於て私は地方計畫に於ける地域計畫といふものを特に強調して御了解を願ひたいのであります。そして後は地域計畫の内容の問題に入るとと思ひます。

昨日石川技師から御報告のあつた生活圈の問題は地域計畫の一つの資料となるのでありますし、従つてこれは課題計畫の分野であります。また山田技師は無統制ではない、計畫が出ないといふ事を話されました。それは實施計畫を實行に移して行く上の効果的な手段が缺けて居るといふことを説いて居られると考へられます。

地域計畫が出来るといふことは一つの重要な資料であります。これによつて問題の全部の解決にはならないのであります。更に經濟上の手段、法規制度上の手段等が國土計畫、地方計畫成立のための前提であります。即ちこれらの手段を設定することは實施計畫の面に於て絶対に必要であることは申す迄もありませんが、一方に於て如何なる手段が最も適當であり實現性が強いかと考へてゆくことは明かに課題計畫の分野であります。前掲の圖面では國家計畫の一環として國土計畫が計畫されなければならず、而もその一半が課題計畫の分野にあるといふことが、この間の事情を物語つてゐるのであります。地域計畫の實際上の事柄と共に、國土計畫の成立の爲の一切の課題に就いては今後究を期したいと存じます。

地方計畫と行政區劃の整備

神戸市港都局總務課 宮崎辰雄

私の報告は今迄の報告者の言はれた事と重複する點もある様であります。御承知願ひたいと思ひます。

私は地方計畫區域と云ふものは行政區劃とは別個のものとして考へると云ふ事は望ましくないと思ひます。併しあかと言つて現行の行政區劃はこれに必ずしも適合するものではありませんから、地方計畫區域を確定する場合には

當然行政區劃の整備をなさなければならないと思ふのであります。

併し乍らその區分の基準即ち地方計畫區劃決定の基準は論者によつて各々その説を異にして居るのであります。この點は前御報告者の加藤氏もお述べになつた所であります。或は専ら行政區劃に従ふものとか、或は生活圈に従ふ區分とか、或は水利統制を主體とするもの、或は自然地理的なものに従ふべきものとか、さう云つたいろいろなものがありますが、私はこの點に付きましては次の様な四つの基準に従つて決定して見たいと思ふのであります。

第一は主として經濟的な一體關係が認めらるゝ地域である事、第二はこの地域は相當程度の獨立的自給自足圏を形成し得る規模を有すると云ふ事、第三は技術的に統一的綜合計畫が可能であり、又その實施が便利であると云ふ範圍を持つてゐること、第四は成るべく現行の行政區劃を基礎として、府縣或は市町村の廢合と云ふ形でもつて決定すると云ふ事であります。これ等の基準によりまして地方計畫地域を決定すべきものであると存ずるのであります。

併して私は内地を北海道、東北、關東、東海、北陸、近畿、中國、四國、九州と云ふ九つの地方に分ちまして、これら等の各地方をそれゝ地方計畫策定實施上の區域とし、これを或は「道」、又は「州」とも呼稱する一つの行政區劃とする必要があると考へるのであります。この際各地方の區域は前に述べました基準に従つて、府縣の廢合によりて定めるべきであると思ふのであります。通常の地理區分と提携しなければならない所もあり又之と異つて決定せられる場合もあると思ふのであります。

これを近畿地方の區域に付て申しますならば、大體大阪、京都の二府と、兵庫、和歌山、奈良、滋賀の四縣を以つて計畫區域とすべきであつて、三重縣は東海地方に所屬せしめる事が妥當ではないかと思ふのであります。

更にこの地方計畫區劃は相當數の下位地區に區分する必要があると思ふのですが、その範圍は大體從來の府縣及大都市を基礎としこれを適當に分け、或はその全部又は一部を合して定めるのであります。府縣及大都市を以て

て構成する特別市の境界を定める基準は、主として經濟關係に基くべきものであると思ひます。これを本市の近隣に於て眺めて見ますと、大阪市、神戸市、京都市は特別市制とし大阪市の區域は兵庫縣の東部の一部と、奈良縣の一部を加へたものとし、又、和歌山縣では北部の和歌山市を中心とする地方、或は南部の新宮市を中心とする地方への分割を考慮に入れる必要も起つて來るのではないかと思ふのであります。

又地方計畫區域の設定と關聯して、市町村の區域を適當に定めると云ふ必要がありますが、これは大都市と中小都市によつて或は又各都市の特性に應じその方策を異にする必要ある事は言ふ迄もないであります。大都市に於きましては從來の如く、郊外の自然的市街化に依る、徒らなる市域の擴張は最早や許されない事であります。これに對しては適當にその區域を劃すると共に流入人口の制限現住人口の疎開等に關する諸方策を實施して、都市周邊の市街化を抑制し、又都市の過密化を防止する必要があると思ふのであります。然しながら現住人口の他地方への疎開と云ふことは、實際上非常に困難でありますから、人口に比し市域狭小に過ぎる大都市に就ては、周邊の疎開可能地域を市域に編入し、之に市街地を疎開せしめることが實情に即した方策であります。この際更に入口の流入を許すべきでないことは勿論であります。一方中小都市に於きましては、工業の建設を助成すべき地域にあつては、中小都市の財政力、或は技術力で以つてしては、工場用地の造成、或は之に附隨する住宅、上下水道、學校等のいろいろな設備や防空、交通等の統一的な諸施設をすると云ふ事は出來ないのでありますから、財政力とか技術力とか行政力とか云ふものを集結せしめる爲に、弱少な市町村の合併と云ふ事が獎勵せられなければならないと思ふのであります。例へて申しますと、この播州工業地帯を形造つて居ります飾磨郡の廣畑町、飾磨市等或は紀泉工業地帯を形造つて居る和歌山市、淡輪町等は區域を擴張して行政力等を増強せしめる必要があるのでないかと思ひます。

之を要するに國土計畫の立場に於ては過大都市抑制と云ふ事と共に中小都市を助成して、都市の地域及人口等都市

の規模を適正ならしめると云ふ事は是非必要な事であります、この場合に於ても、徒らに公式論にとらはれず各地方、各都市の特殊性を考慮して實際に則する方法をとり、又之は市町村の自律に委ねずして、國家自ら決定すべき必要があると信ずるのであります。

この様に地方計畫具體化にあたりましては、計畫區域の劃定に伴ひ行政區割の整備と云ふ事は非常に必要な事で、この問題は完全な調査が行亘りますと共に、適當に善處せられなければならない問題であると思ふのであります。簡単であります、これで終ります。

思想としての地方計畫

委員會 地方計畫山形技師内藤勝

地方計畫と云ふ言葉を前にして門外の人も又こゝに職を奉ずる人も國土計畫乃至地方計畫をどう見るべきでありますか、どの様な尺度をもつてどの様な角度から見るべきでありますか。地方計畫を前にして地方計畫とは何かと云ふ事に迷つて居る人もあるであります、或は計畫の完成の日は何日であらうかと云ふことに疑ひを持つて居る人もあるであります。又これを高く評價して積極的にこれと一體となり之を闘ひ取らうとして居る人もありますし、又低く評價して何らか消極的に批評を下す人もあるであります。地方計畫を思想問題として見る事も一つの見方でありますて一介の技術者に過ぎない者が皆さんの前で思想問題を口にするのは甚だ烏鵲いのであります。併し技術者は技術者としてこれを側面的に見る方法も猶又興味を失はぬ事であります。併し又この見方も亦必要なことゝ思ふのであります。

地方計畫は先づ強烈なる思想的確信として存在し、次にこれが學術的な理論として展開されて始めて第一歩を踏み出さなければならぬと考へて居ります。地方計畫の精神は昭和維新の精神であり新體制の精神であります。地方計畫は新體制と固く結び付いて併存し、そして一つに歸するものではないかと考へます。昭和維新は明治維新に比較して非常に多くの共通點を持つて居るのでありますて、共に世界歴史を背景としたる革新であると云ふ點に於て、共に奉公翼賛の大政であると云ふ點に於て、併し又そこには極めて明確な性格の差異を持つて居るのであります。明治維新は三百年の鎖國の夢より醒めて、日本が始めて世界の空氣を呼吸して歐米を模倣し崇拜して文明開化を謳歌したのであります。併し昭和維新は日本を再認識致しまして、その間唯物主義を排撃したのであります。又明治維新は封建時代の夢より覺めて人々は個人を意識し自己を感じたのであります。昭和維新に於ては自由主義、或は個人主義を排撃して個人とは結局全體内の個人である事を識りました。更に經濟的には前者は封建經濟から資本主義經濟への激流によつて今日の日本を作り上げ、後者は爛熟したる高度資本主義から全體主義經濟乃至統制的經濟へ推移して明日の日本を建設しやうとして居るのであります。従つて國土計畫乃至地方計畫の理念も亦こゝに求むべきであります。併し我々はこの自由主義或は資本主義の過去になしとげた輝かしい功績はこれを率直に認めなければならぬと思ひます。つまりこれによりまして産業が發達し物質生活は向上し、人口は増殖し大都市文化が建設せられたのであります。併し乍ら自由主義は不幸にしてその出發點に於て個人を絶對的なものと限定して、それが全體内の個人であると云ふ事を忘れたのであります。個人の權利特に所有權のみ強く強調して、それに伴ふ義務を忘れたのであります。又精神を没却して唯物主義にのみ走つたのであります。斯くして自由主義の下に於ては經濟が有らゆる物の上に傲然と君臨して他の總てを指導し、冷笑し頗使したのであります。經濟は斯くして政治をさへ支配したと言はれて居るのであります。

す。又自由主義的經濟組織の下に於きまする產業の最高の道徳は利潤の追求であつて、これを個人の營業の有らゆる原動力としたものであります。これを理論づけた者は所謂アダム・スミスの自由主義經濟學であつたのであります。即ち個人銘々の者が自分のみの利益を追求すればそれが同時に目に見えない手の導きによつて期せずして社會全體の利益を増進するのであつて、その間諸種の障礙を起す事があるのは尙未だ此の自由が拘束されて居るからであるとしたのであります。かくて資本主義はその奔放なる性格を都市の上にも表現して來たのであります。過大都市とは地上に畫かれた資本主義の表情でした。併し自由主義は既に歴史の或る段階に於てその功績を現し今や名遂げて方に息を引きとらんとして居るのであります。

こゝに於て生れ出たものが昭和維新であり新體制であり統制經濟であり全體主義への推移であり、又今議題となつて居る國土計畫、地方計畫となつて登場したのであります。

然らばこの自由主義に矢を放つところの全體主義と云ふものはどう云ふものであるか。個人主義の考へ方によつては個人の價値は絶對的であり、又それによつて國家が榮えて居ると言つてゐますが、全體主義に於ては個人よりもむしろ全體こそは自主的な生命を有するものである、と云ふのであります。學者はこれを哲學的にも倫理的にも、或は政治經濟的にも表現し得ると言つて居ります。つまり全體主義の思想はアリストテレス乃至プラトン迄遡り得ると言つて居ります。

個人の生命は短く國家の生命は永遠であります。全體主義の理想の前には個人的な考へは捨てなげればならない。これは個人の自由を束縛するものでも何でもありません。先づ全體の利益を考慮し全體の利益の範圍内に於ける個人の利益の考慮でなければならぬと思ひます。で全體主義社會に於きましては、全體を無視する者は全體から無視せられ、全體を白眼視する者は當然自らが白眼視せられるのであります。この全體主義の思想を我等都市計畫に職を奉ず

る者に訊いて見ましたならば、例へば耕地整理法五十條に於きまして、その三分の二以上の面積を所有する過半數の主張に依つて組合は設立せられ残りの不同意者と雖もその主張に従はなければならぬのであります。併しそれは少數の者の利益の無視でなければ況んや少數に對する多數の横暴でもないのであります。併しそれは少數の範圍内に於ける各個人の利益の主張でなければならぬのであります。斯くて全體を無視する者は自ら無視せられ、組合の設立を白眼視する者は自らが白眼視せられるのであります。又或る文豪の申すには耕地は各農家の所有であるがそれ等を併したる所の農村の風景は萬人の共有物であると云つて居ります。併し我等は風景を萬人の共有物と觀るよりもむしろ風致地區等の指定の如き第一義的な國土全體の爲にする土地所有者に對する反省の要求であると見る事が出來ると思ふのであります。斯く見ましたならば國土計畫以前に於きましては、吾々の仕事は多分に全體主義的であつたのであります。都市計畫と云ふものは單なる都市將來の計畫ではなくして、自由主義の牙城である所の大都市に對する反省の要求であるのであります。

斯くして國土計畫乃至地方計畫の理想的なものは先づ第一に全體主義であります。それは土地の利用の個人主義的な自由放任に對する所の國家的な抑制であり、従つて個人主義的な見地から言ひますならば、土地利用に對する所の統制であり束縛であります。併しそれは土地の全面的な公有を主張するものではありません。又所有權は義務を伴ふものであると云ふ考へ方から、即ち國土計畫の下に於きましては土地を所有する者はこれを所有した瞬間から國家目的に副つて義務附けられなくてはならぬのであります。併しそれは土地の全面的な公有を主張するものではありません。又今日程明かに證明された時代は必ず敗北するのであります。これは數世紀に亘つて經驗して來たのでありますが、又今日程明かに證明された時代はありません。で地方計畫は廣く然も有らゆる科學の綜合を必要とするのであります。併し理論的體系はなほ混沌とし

て暗中模索の感なきに非ずであります。これを理論的體系に迄纏め上げる事が第一歩であると信ずるのであります。

地方計畫の現段階について

財團法人東京市政
調査會研究員 幸 島 禮 吉

計畫なるものは、それが實踐性を有ち得るためには當然綜合的でなければならず、とりわけ地方計畫、國土計畫に於ては然うであります。然し計畫の推進力は或る時、或る所によつて特定の或る要素がこれを果すものだと考へます。私は元來資本制國家に於ける地方計畫、國土計畫については、これを資本の自己發展に基く運動、換言すれば資本の擴大再生産の過程としての面を強調するものであります。一般に考へられて居るやうに超經濟的な計畫としての面を二次的に考へるものであります。勿論經濟外的な多くの要素、とりわけ國民保健乃至民族の増強、或ひは文化の普遍化、防空、社會的公平、其の他の要請によつて影響されることの多いことは事實であります。然しその實踐的な契機は所詮經濟發展の自己法則性によつて與へられるものだと考へるのであります。

このことは既に例外なく各國の過去の都市計畫の歴史においてわれくの見たところであります。すなはち、都市計畫が經濟の外に、交通、衛生、保安その他の觀點から、市民の永遠の福祉を増進せしむるやうに都市の構築をすることを目的としながら、事實は専ら經濟の發展に奉仕し、その結果は、民族の增强上その他、現代都市が所謂大都市の弊害を増大することになつたのであります。この意味においてはわが國に於ける經驗も決して例外的ではないのであります。しかして初期の地方計畫たる所謂大都市地方計畫は、その資本の自己發展に對する障害が顯著となり、單なる都市計畫の不可なることが次第に明瞭となるに及びまして、その合理的な修正策として提起されたのであります。

が、更に經濟の再生産過程が進展するにつれまして、こゝに生産過剰、資本過剰を生じて各國は互に他國の商品ならびに資本の流入を防止するため關稅障壁を高めると共に、一方所謂アウタルキーの政策をとるに至り、かくして資本の自國內における一層合理的な投資口を求めると共に、その生産品の國內市場を擴張するため、國內一般により高い購買力を與へる必要を生じ、こゝに工業の地方分散化が行はれ、その意味において地方計畫、國土計畫が配慮されるに至つたのであります。

例へば、ソヴェート聯邦を除き、最も地方計畫、國土計畫の發展したと考へられて居ります獨逸においても、かの労働者のためのジードルンクや各種の農民の保護政策においては、結局都市と農村との對立の緩和といふ、いはゞ社會公平の觀念と共に、これを裏づけるアウタルキーの確立に依る資本の國內消化と、その擴大再生産とが基底的な契機となつてゐるのであります。その名は國民社會主義といひながらも、依然として資本の自己發展を否定することが出来ないのであります。例へば、土地資本に對して強力な國家的統制を行はふとしながらも、僅かにジードルンクの開發に際しての私有地の統制と、公共の土地需要に對する國家機關による或る程度の統制作用以外には、ナチス政權樹立以來の懸案であります土地に關する單行法 (Bodenrecht) が未だ制定されないまゝで居る有様であります。又最近特に防空上の觀點から工業の地方分散化が叫ばれながらも、結局國家永遠の繁榮を考へる場合、經濟計算を無視して單に國防的な觀念からのみこれを行ふことは不可であるとの論が擡頭しつゝあるやうであります。

翻つてわが國の場合を見ますに、地方計畫が論者の所謂國土のアミーバ化、或ひは、又昨日の主報告者石川氏の御報告の如くに、主として消費生活の面を考慮しての所謂生活圈を以て秩序よく構成することが可能であるかどうか。私は勿論そうなることが最も望ましいことは考へるのであります。然しそれが可能であり、又論者の言はれる如く日本の現段階において、眞に國力を最高度に高める所以であるか否かに疑問を持つ者であります。

總じて生産力の發展が低い段階にある場合においては、消費面の強調は却つて消費内容の低下を齎し、従つて眞に民族の増強を招來する所以ではないのであります。特にわが國の經濟發展の現段階を見まするに、戰争を勝ち抜くがために是が非でも生産力の擴充を行はねばならず、しかも凡ゆる點において從來鬼角外國依存であつた重工業を早急に自立擴充せしめる必要に迫られてゐる現在、何はあれ既存の設備と既存の熟練勞働力とを最高度に利用せねばならないのであります。これがため、軍需重化學工業の大部分が結局それら設備、勞力のある大都市地方へ集中することは止むを得ないのであります。過般發表された工業規制地域制は「重化學工業が既存設備の能率的利用を爲さしむるため特に擴充を爲す必要ある場合、若くは既存の企業と分離して規制地域外に立地することが當面の軍需生産擴充上甚だしき支障を生ずる場合は、規制地域内に於ける工場の新增設は防空上支障なき限りこれを認める」といふ大きな但書を設けてゐるのであります。かゝる情勢の下において、單に百年の將來を論じ理想のみを追つて、當面のわが國經濟發展の現段階を直觀しないことは、時局の要請に遠いこといふまでもなく、かく叫ぶのみで、緊急な大都市地方計畫について、實踐的に配慮しないならば、現實的な要請に基く必然的な工業の無秩序的集中によつて現在の大都市の弊害は加重し、ひいては生産力の擴充を阻害し、勤労者の體位低下による民族の増強力は益々弱められることになるであります。私は理想としてあくまで國土計畫的な地方計畫の實現を希ふと同時に、當面の問題としては將來の國土計畫を意圖しつゝある止揚された意味での大都市地方の地方計畫の實現こそわが國現下の國家的要請であり、これがため計畫家諸賢が總力をあげて、先づ當面の問題に立ち向はれんことを切望して止まぬものであります。

(註) 報告者の地方計畫、國土計畫に關する見^附については、總會文獻「主報告・一般討議報告要旨」中の本報告者提示の要旨を參照されたい。

都市疎開實施對策に關する一試案

静岡縣臨時復興局
移轉課長兼資材課長 本 田 長 次

私の提案は昨日申上ました様に關聯した問題として二つ御座いまして、議長さんの御話で昨日其の一つの地方計畫實施對策に就ての私の主張を申上たので御座います。其の際に地方計畫實施對策と致しまして、現在出來て居る所の產業設備營團、交通營團或は食糧營團、住宅營團と云ふ様なものは泥縄式に出來た嫌ひがある様に思ひますし、其の各々が獨立してばらくになつてゐる様な感が致しますので、之等を解消致しまして、地方計畫施設營團の一部門に吸收されて一元的統制の下に連絡を取つてやる、斯う云ふ事が宜いではないかと斯ふ申上げたのであります。私は建築家の關係上住宅營團だけの輪廓を知つて居るのでありますが、七坪五合の建築を都市の到る所に空地を見つければ之を買つて何等の全面的統制も無しに其處に建て、居ると云ふのが現状であります。然も住む人の交通とか或は衛生又は厚生文化等の問題には萬全を期し得ないばかりでなく、之を都市全體より見る時は其の都市の住宅地として適當であると云ふ場所を考へましても其の土地を得られないであります。

斯ふ云ふ様な事は私が建築家である爲に住宅營團の事だけを知つて居るのであると云ふ様に考へられるのであります、同時に産業設備に於ても、或は食糧營團に致しましても、交通營團に致しましても、其の道の専門家が見ます時に各營團共に同じ様な事が言はれるのではないかと思ふのであります。其はどう云ふ譯かと言ひますと、各營團で一元的統制の下に行はれなければ其機能を完全に發揮出来ないに拘らず、各營團が別々に一個のものとして獨立しが居る、例へば先づ住宅營團が都市に住宅を建てる場合適當な土地を得るのに困つて居ると言ふ様な現状であつて、

之が對策としては是非共一地方計畫區域を基礎に其一配分を考慮せねばならぬと斯ふ申して居るのであります。斯様な地方計畫區域と言ふものがあると云ふ事を前提の下に今日私の提案の御話を進め度いと思ふのであります。

尙其際地方計畫の施設と云ふものは事業として實施される場合には防空施設或は都市計畫事業として表現される場合が多いでは無いかと斯ふ云ふ事を申上たのであります。従つて本日の提案は都市疎開實施對策に關する一試案、此一試案は地方計畫施設營團の一手段方策であつて、一地方計畫區域を基礎に考へねばならぬ事は勿論であります。前に申上た如く其地方計畫事業施設が實施對策として具體的に表現される場合は概ね防空施設及び都市計畫事業として表現實施されるものと思はれますので、永らく都市計畫事業實施の體驗から之が方策として本案を提案した次第であります。

地方計畫の實施と云ふ方面に就ては有形無形の多角的問題があると思ふのであります。其の中又有形的施設として直面致しました現在非常時局下空襲時の危険分散と云ふ様々な意味合から致しまして、都市の就中大都市の分散、重化學工業の地方分散と云ふ様々な問題は急務中の急務の問題であつて、之等を解決する一つの手段を何とかして考へて置かねばならぬのみならず直ちに講じ度いと云ふのが現状では無いか、本案を提案する所以も其處にあるのであります。即ち其手段は其れではどう云ふ事かと云ひますと、綜合的地區劃整理の施行とこれが立體的運營の永久的實行にある。變な出鱈目な言葉を使って居る様であります。綜合的地區劃整理と云ふものはそれでどう云ふ事かと言ひますと、之は在來又は現在行はれて居ります所の都市計畫法第十二條及第十三條に依りまして行ひます所の地區劃整理と云ふ様な方法、どう云ふ方法を一地方計畫區域毎に都市と町村とを組合せ綜合的に施行する綜合的思策の下に執行する、之が綜合的地區劃整理であると御諒解願ひ度いのであります。次に立體的運營と云ふのはどう云ふことかと云ひますと、綜合的地區劃整理の施行に當りまして豫想致しました所の土地利用の方法を立體的に實現化致しまし

て之が公益上必要なるものに對しましては永久的に運營をすると云ふ所迄やらなければいかぬ、之が私の立體的運營と云ふものゝ語義であります。それでは綜合的地區劃整理の内容はどんなものであるかと言ふ問題であります。綜合的地區劃整理は在來の地區劃整理の如きと云ふ言葉を使つて居りましたが、左様な方策に依つてやるのだと言ひましても決して全然同様な内容でやるのだと云ふ意味では無いのであります。それでは現行の地區劃整理はどう云ふ方法でやつて居るかと言ひますと、大正の末期に全國の都市膨脹に備へる一面土地の利用増進を目的と致しまして、其都市の郊外の未建築地を主として區劃整理をする、其結果街路整然たるものと致しまして今迄の放任時代と申しませうか明治、大正時代の街區雜然たる弊害の再現を防止し、都市の機能増進並土地の利用増進を圖り度いと云ふのが現行の地區劃整理なのであります。處が此の地區劃整理の結果はどうであつたか、斯ふ申上ますと之は初めの頃は非常に良かつたのですが、何しろ當時自由主義經濟の旺盛な時に普及し發展し何處の都市も競つて施行された爲に、其弊害が如何に重大であるかと云ふ事は今日漸く氣が付き出した、識者間に喧傳される様になつたのだ、斯ふ云ふ風に思ひます。其重大なる弊害とはどう云ふものかと言ひますと、結局都市近郊の地價を溢りに騰げたばかりで無く、今迄農耕地として利用されて居りました膨大な土地を街路整然とした休閑地化したに過ぎなかつたのであります。其休閑地は長年の間休閑地でありまして、それが實際に建物を建て土地の利用を始めるに到りました場合には、既に區劃整理當時には一宅地として考へられて居りました土地が數斷されてそうして數人の土地所有者が持つて居る、或は數宅地の住宅地を改めて一宅地として豫想もしない工場が其處に實現すると云ふ事になつて居るのであります。それで土地區劃整理と云ふものを初めに計畫した趣旨に反するばかりで無く、却つて弊害だけが殘る、斯ふ云ふ事が現行の地區劃整理の内容なのであります。一面其都市を全面的に考へますと明治、大正時代に發展致しました各都市の其部分は街路は雜然とした儘であります。

そうして近郊の土地區劃整理をした所と都心部の徳川時代に發展した部分とは非常に街路が整然として居る、其の間に明治から大正初期にかけて發展した部分のあんこがあつて、これで都市は完全な機能を發揮し得る状態とは考へられないであります。尙都市に於ましては、此の非常時に於ては何を置いても防空的改組を行わねばならぬと云ふ様な問題に直面致して居るのであります。

其の事を合せ考へまして、さう云ふ様な事を一舉に解決する何等かの方法が望ましい、斯う云ふ様な具合に考へましたのでございます。それで一舉に解決する方法と致しまして、綜合的地區劃整理がある、斯う考へたのであります。そして、綜合地區劃整理に依つてのみ其の目的を達し得るのではないか、斯う云ふのであります。然らば綜合地區劃整理の内容はどう云ふものかと云ひますと、今の大様な内容を持つて居るつまり都市と町村、市街地と未建築地を囲合せてそれを同時に區劃整理をする、そして都市の疎開工場分散を必要とする様な工場を町村の部分に換地する、住宅地を町村の住宅地に換地すると云ふ様な方法を講じます事に依りまして、一方都市の方は都市の疎開を考へる事が出来るばかりでなしに、工場の分散を同時に考へる。それはどこ迄も一都市としての問題で無く一地方計畫區域内で一元的計畫を基礎に考へねばならぬ事は勿論であります。

そうした事に依り地方計畫上適當と信する所に工場を分散する事が出来る。そうして其の工場又は住宅を重心として農村に一小都市を考へ得る、斯う云ふ事が言ひ得るのであると思ふのであります。

此事は例證を擧げて技術的に可能な理由を詳細御説明するのがよいと思ふのですが、時間の關係上御説明も致しかねるのが非常に殘念なのであります。重ねて申上ますが、斯様な方策は私の體驗上可能だと云ふ自信を得て居るのであります。

そうして現行の土地區劃整理の最も缺陷であります所の宅地割を地上に表示したのみでもう目的を達したものだ、

土地區劃整理に依つて其の宅地の利用増進をすると云ふ其の目的を達したものであると云ふのが現在の土地區劃整理のやり方であります。之が重大なる缺陷であります。土地區劃整理は建物を建てる宅地の利用増進を目的として居るのでありますから、私は綜合土地區劃整理の立體的運營と云ふのはどこ迄も必要なものである。そうしてそれをどうしても急速にやつて貰ひ度い、斯う云ふのであります。

即ち私の提案を要言致しますれば、國土が在來の自由主義的に發展せる組織形態を統制ある組織形態に急速に是正する爲には、之が對策として一地方計畫区域内を一元的統制計畫の下に表現實施るべき有形的改組案を急速に實施すべき事を第一に要請されて居る、之が手段方策はこゝに云ふ綜合土地區劃整理以外にはない、綜合土地區劃整理を急施すべきである。而して尙綜合土地區劃整理施行後と雖も防空上其の他公益上必要な工作物又は土地は整理施行者が永久的に維持管理すべきである。換言すれば綜合土地區劃整理施行と同時に公益上必要な工作物又は土地は永久に立體的運營をなさるべきであると斯う云ふであります。斯る事を實施運營致します爲には特別なる法制の制定を必要とする事であります。現行の都市計畫法其他關係法規の改廢を要する事は勿論であります。

方面違ひの私には其の法制の内容を申上る事は出来兼ねるのであります。都市計畫事業實施の體驗上から斯く斯くの事は法制の改廢要綱に是非共入れて戴かねばならぬと云ふ點だけは指摘し得るのであります。

其要綱を御手許の提案要旨に箇條書にして申上て居るのであります。之に對しては同様深い經驗を持つ皆様に色々御意見もある事と信じますので、私の考を一々詳細御説明申上度いのであります。もう三つの鈴が鳴りまして要旨丈は是非共申上度いと思ひました爲に遂決められた時間を経過した様な次第であります。尙後程大變結構な御講演もある様に新聞で拜見致しましたので、遺憾乍ら法制要綱の御説明は省略致しまして、此の邊で御説明を終り度いと思ひます。宜しく御検討を御願ひ致します。

小都市を対象とした地方計畫職能人口の分析的考察

都市計畫兵庫地方委員會 宮 脇 泰 一

私は地方計畫或は國土計畫に於て非常に重大な問題であります職能人口の分析並に配分と云ふ事に付て、今までの統計資料やその他調査しましたことがらによりまして算出した事をお話して見たいと思ひます。

人口の配分と申しましても普通に言はれる様に、或は五萬とか或は三萬とか、さう云ふ人口を一つの新興都市や工業建設地に配分すると云ふ様な數量的な問題ばかりでなく、その人口を構成して居る所の内部的な方面、例へば工業人口でありますとか、或は商業人口、或は農業人口でありますとか、さう云ふ、人口を構成している職能的様相を究明して、それによつて適正な人口の配分を行ふと云ふ事が非常に重大な問題ぢやないかと思ひます。話しの順序としまして、お手許にあります報告要旨の項目によつて話して見たいと思ひます。

先づ始めに、世界の有數國、即ちドイツ、フランス、イギリス、アメリカ、イタリーの五ヶ國を拾ひ上げて、それ等の國におきます主要な職能人口の百分率と日本内地との比較をとつて見ますと、前記五つの諸外國は比較的工業人口が多く商業人口が少いと云ふ事になつて居るのであります。これを具體的に數字を擧げて申しますと、日本内地に於ては農業人口二二%、工業人口八・九%、商業人口六・九%であります。前申し上げました五つの諸外國に於てはその平均が、農業人口一二・八%、工業人口一四・七%、商業人口四・八と斯う云ふペーセンテーヂになつて居りまして我國の工業人口は少し低くなつて居るのであります。又その他に於ても率が違ひますが、これは我國の工業や一般經濟の發展過程或は農業の組織様式等に相違があつてこんな差を生じて居るのであると思はれます。又ドイツに於

ては工業人口が一八%以上も占めて居ります。

次に我國の職能人口はどう云ふ構成をして居るかと云ふ事に付て考へて見たいと思ひます。我國と申しましても都市と農村では非常な差異のあるものでありますから、これを次のやうに分類して考へたのであります。即ちこれを六大城市と、五萬から二十萬迄の中都市、五萬以下の小都市、それから都市周邊の郡^辛、それから純農村と、斯う言ふ五つの部分に分けて調べたのであります。先づ六大城市に於ては農業人口一%又はそれ以下、工業人口一五・二%、商業人口一三・四%、斯う云ふ風に工業人口の率が高くなつて居ります。中都市に於ては農業人口一・七%、工業人口一三・六%、商業人口一二・四%、斯ういふ状態になつて居ります。小都市に於ては農業人口五・四%、工業人口一三・四%、商業人口一%であります。都市の周邊の郷部農村に於ては農業人口一三%、工業人口九%、商業人口七・五%、これが純農村になると農業人口三六%、工業人口四・四%、商業人口三・五%で農業人口が壓倒的に高いのであります。斯ういふ風に五つの種別によりまして人口の構成して居る職業的差異がよく解るのであります。即ち農業人口と工業人口には正反対の移動を示し、商業人口は大都市より農村に移るに隨つて減少していくのであります。これは一部の都市に付ての調査でありますから全體がさうだとは言へませんが、先づこの邊で誤りはないものと思つて居ります。

次に工業人口だけに付て考へてみたいと思ひます。今申しましたやうに大都市に於ける工業人口は一五%内外になつて居りますが、その人口の中には職工さんも居りますし、技師、技術員、事務員、企業者、工業主も居るのでありますから、工業人口そのものは大別して二通りに分けられるのであります。つまり工場労務者即ち職工と職員或は企業者などと云ふものと二つに分られるのであります。そしてこの職工とそれ以外の人々との數量的な率を明にしてあります。それでその關係を調べた所によりますとこれは非常に文献が少いのであります。尤も私の勉強が足ら

ないのかも分りませんが、今までに調べた所では川端さんが「中小工業論」といふ本の中に、このことについて相當詳細に書いて居ますが、それに據ると、職工とそれ以外の技師、事務員等との割合は大體平均して一〇〇人の内一三人が技術員、事務員、の所謂職員であります。尤もこれは紡績、金屬機械、窯業、化學工業等の工業種別によつて違ひますし、また工場の規模等によつても異りますが、大體平均して紡績六・六%、金屬一・四%、機械器具一・四%、窯業一〇・四%、化學一六・五%、製材及木製品一三・三%、印刷製本一七・六%、食料品工業一五・七%，其の他の工業八・六%と斯ういふ風になつて居りまして、金属、機械器具、化學、印刷製本、食料品工業等の工業が非常に率が高いのであります。何れも一二%以上になつて居ります。

私が調査しましたのは聊か古いのであります。都市年鑑から算出したもので大體川端さんと同じやうになつて居りますが、川端さんの全平均は一三%であります、こちらは一一・五%であります。先づ大差ない所が出て居ります。矢張り機械、化學の重工業は職員の方が數が多いのであります。また紡績工業は少くなくて居ります。なほ言ひ落しましたが職業人口の統計については昭和五年の國勢調査によるもの以外に資料がありませんので非常に古いのでありますけれども、これを使用するより仕方がないのでそれに據つて居るであります。大體川端さんの計算も私の計算も、職工百人について十二人か十三人の職員が必要になるといふ結論になります。

それから兵庫縣下の姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の四つの市によつて今と同じ問題を統計で出した所によりますと、これは多少低くなりまして、その百分比率は職工九二%、職員八%といふ具合になつて居ります。これは矢張り前にも申しました工業の種別によつて違ふと思ひます。即ち過去に紡績工業など多數存在して居た都市などは比率が低くなる筈であります。併しこれとても現在に於ては少くとも職員の方は一三%位の率になつて居るだらうと思ひます。勿論紡績工業と機械器具工業とでは同じ工場でも性質が違ひますし、特に現在の重化學工業は近年に非常に發達して居り、吾國全體としての工業種別的推移は甚だしいものがありますから工業全般の平均としても現在は比率は高くなつて居ると思はれます。

さて次には工業人口と労務者との變動についてあります。今申しましたやうにある都市の人口の内十數パーセントが工業人口であつて、その工業人口の中で八八%が職工でそれ以外が職員であると言つても、例へば明石市なら明石市だけでこう云ふ具合にうまく出来て居るかと言ふと決してさうではないのであります。即ちある都市では工業人口は少いにも拘らずその都市内にある工場の従業員の數は相當多いと言ふのがあります。又或る都市ではそれが反対になつてゐるものがあります。斯ういふ二つの現象を呈して居りますが、これを兵庫縣下に付てみますと一番いゝ例が芦屋市であります。昭和五年の統計によりますと一七〇〇人といふ工業人口を持つて居ります。併し芦屋には都市計畫で指定して居る工業地域はないのであります。これと前述べました職工數と職員數との比率によつて、工業人口を算出すると約二〇〇人位あります。それで芦屋市の中にある全工場の職工數の全部は一八二人しかありません。併し工業人口は一七〇〇人あるのであります。これを前述べました職工數と職員數との比率によつて、工業人口を算出すると約二〇〇人位の工業人口になるかならないであります。即ち實際は豫想外に工業人口が多いであります。これは尼崎、神戸に勤めて居る職工さんや職員、企業主が芦屋に住んで居るからさういふ結果になるのであります。尙これを外の都市について見ますと尼崎は大體比例がうまい具合にとれて居るのであります。これは尼崎、神戸に丹市、西宮市等であります。これは工業人口より、それ／＼の市内にある工場の職工さんの方が多いであります。これは住宅とか、交通關係とか、又近くに大工場都市を控へているとか言ふ問題もありますが都市には斯ういふ具體的な實例について調べてみませう。それで最近の新興工業都市である播州の節磨市にある四つの大きい工場に付通りの現象があります。これは又通勤圈の問題にもなりますが、それ迄はどうして斯ういふ事になつて居るかと言ふ

て調べてみます。この市内にある代表的なもの即ち紡績、金屬、機械器具、化學工業について昭和十六年初めの資料によつて、市内、市外の通勤状態を考察してみると、市外から通勤して居る者が百分率にして全從業員の内紡績工場に於ては一%で九九%迄が市の中に住んで居るのであります。金屬工場は最近に建設されて相當發展した工場であります。がこれは市内に居る者が八五%で後の一五%が市外から来て居ります。機械器具工場では、これも最近相當膨脹したもので四六%が市内に居り残りの五四%が市外から通つて居ります。これは最近非常に膨脹したものであり、擴張に擴張を續けている工場でありますから農村方面から非常に多くの労務者を吸收して居る關係上、斯ういふ結果になつて居ると思ひます。次に化學工場でありますが、これは從來から在つた工場で市内七四%、市外二六%といふ事になつて居ります。前にも一寸申しましたやうに、最近の重工業は異常な發展をしていますから、その増加する從業員も附近の農村から、近くの既存都市から吸收し、そしてそれ等の人々は住宅の拂底してゐる今日、自宅や、近接の、比較的住宅の借り入れの機會の多い都市に居住すると言ふ具合で、以上のやうな事象を呈してゐるのであります。それから神戸市外にある大工場で代表的なもの七つに付て調べたのですが、その通勤距離をみますと平均して約三・八粧——大體四粧であります。また播州地方に建設された某大工場では通勤距離が從業員中の約八割以上が六粧以内であります。斯ういふ事を計算してみると四粧から八粧位が大多數の者の通勤距離になつて居ります。それでありますから今後地方に工業都市を作る場合には、人口の狀態、或は石川技師からお話しのありました生活圏、或は通勤圏といふ事に付ても考慮を拂はなければならないのであります。また前申しましたやうに一概に人口五萬の新興都市といつても非常に内容が複雑な構造を呈して居りますから、この複雑な要素を見究めてそれに付ての交通の問題、或は住居の問題、或は厚生施設の問題等を決めなければならぬのであります。從來の大都市にしても工業人口には前述の通り一五%位でありましたけれども、今後の都市には工業人口は最初に申しました歐米諸國の工業人口の割合か

ら考へましても少くとも二〇%以上持たなければならぬ、これは山田技師からお話をありましたけれども二〇%以上の工業人口は持ち得るだらうと思ひます。そしてその工業人口を一つの都市に定住させて、その中の職工並に職員といふものが大體先程申上げました率によつて何%と定まるのであります。でそれによつて商業人口、或は他の人口がどれ位といふ事が決まるのであります。

それで今後に於ける問題は先程お話しました通り、商業人口は今までよりも減るものとみなければなりません。これは商業の本質とか機能とか今日の統制經濟で非常に變つて來ると共に、組織そのものも今後は變ることは衆知のことでありますから商業人口の變動も當然であります。工業人口はその反対に増えるものと見なければなりません。それはどうしても二〇%以上は増えなければならないのであります。特に今日の工業生産力が極力增强を要求されれる時には尙更のことであります。そして農業人口は既に人口問題協議會で提案されて、閣議決定を見た四割確保と言ふことが決定されて居ります。それで今後の問題は商業人口やその他の職能人口の充分な検討と配分がなされなければならないのであります。それと共に、それ等の工業人口、或は農業、商業人口はその都市に定住せしめるといふ事が重大な問題ではないかと思ひます。これ等の問題は個々の分離した技術上の問題でなく、過去の都市社會と言ふものを充分究明して、社會學的な經濟學的な基礎の上に、新しい都市社會を作つて行かなければならぬと思ひます。言葉が足らず言ひたりませんでしたが、別の機會にまた詳細は發表したいと考へて居ります。これで私の話を終ります。

地方計畫との關聯に於ける大都市發展の統制問題に就て

東京市市長室企畫部
都市計畫課 神原 賴惠

本問題は非常に難しい問題でありまして之を茲でお話することは甚だ潜越であります。が私の研究途上懷いた疑問或是緊急解決しなければならぬと考へられる點等に付て私見を簡単に申上げます。

都市計畫或は地方計畫、國土計畫と云ふも之等は國家社會の發展過程に於て其の發展を合理化せん爲に當然起きて来る問題でありまして更にその計畫の内容、手段、方法は社會情勢の變化に應じて變化すべきものであります。都市文化が謳歌され都市中心主義の經濟が行はれた時代に於ては大都市建設に向つて大なる努力が傾到されたのであります。現在のやうに國家中心の經濟が強調される時代に於ては都市のみを考へてゐることは出來ず國土全體に對する綜合的な考へを必要とするのであります。殊に今次戰爭に際し國家經濟が二三の重要な都市に依存してゐると云ふが如き經濟機構は防空上のみならず食糧、輸送等の點に於ても過大都市の弊害が如實に痛感せられ都市分散の必要が強調せられるに至つたのも亦當然であります。此の故に國土計畫、地方計畫の必要が論ぜられ更に今回の都市問題會議總會に於きましても第一議題に此の問題が取り上げられ眞剣なる研究の遂げられて居りますことは喜ぶべきことであります。

今次大東亞戰爭は日本思想と米英自由主義思想との一大決戦でありますれば單なる武力のみでは解決し得ず所謂總力戰體制に依つて之を勝ち抜かなければならぬのであります。國內の諸制度、諸機構の再編成も此の故に急務とされ地方計畫亦此の線に副つて樹立すべきものであると考へるのであります。

今次戰爭完遂には生産力増強は何よりの急務であつて現存工業の生産能率は最大限に之を發揮し且急速なる擴充を急務とするのであります。我が國工業の四大中心地である京濱、京阪神、名古屋、北九州へ之以上工業の集中することは益々我國工業の偏在を助長するものでありますので之が規制をなさんとし本年六月工場規制地域の指定がなされたのであります。従つて今後建設、新設さるべき工業は出来るだけ他地域へ誘導立地せしめんとするものであります。更に前述の四大工業中心地にある工業も可能なものは他地域へ移設すべきであります。之が爲我國工業の生産力を低下さすが如きことがあつては大變であります。茲に我國工業の再配分の困難な問題があり從つて所謂過大都市の分散も因難となつて來るのであります。工業が大都市へ偏在したと云ふ事は生産能率、經營上等の點に於て立地條件が他地域よりもより具備してゐたが爲であつて之を今再分割するには他地域へその大都市が持つてゐる以上の好立地條件を具備してやらねばならぬ事は當然であります。此の立地條件が具備出来ない限り工業の地方化は仲々容易ではありません。無理に立地させれば所期の生産能率を上げ得ないのみならずコスト高となる場合も生じ結局全體としては我國の生産擴充が所期達成し得ないと云ふ事になります。果して工業の地方化を強制して之に伴ふ諸施設が具備せしめられるや否や。之が疑問の第一點であります。

是が非でも生産力增强を强行しなければならぬ現状に於て工業の地方化が或程度以上不可能であるとしますれば工業は既存都市就中大都市への再集中を不可避ならしめられるであります。過大都市分散論を唱へて施設の整備擴充を手控へして斯ゝる事態に逢着した場合を考へます時過大都市への集中を促進する結果となるかも知れませんが大都市に於ける諸施設の擴充整備も急務であると考へられます。

更に過大都市分散の爲に工業の地方化は止むを得ずとするも戰時戰後を通じ我國の必要とする産業殊に工業能力はどの程度に擴充すべきかと云ふ事を考へます時例へば現在の生産能力の何倍或は何十倍を必要とするとすれば我國工

業人口は老大なものを必要とします。

然るに既存都市の工業迄も移設してゐては内地が全部工業地となるかも知れません。之は極端な例ですがそう云ふことも考へられ農村計畫との關係からしても工業の全體計畫と云ふものが判然としなくては無暗に既存工業の移設も考へられないと思ふのであります。曠氣ながら斯うした不明な點が示して貰へるならば地方計畫に於て考へ得る所の既存都市の強化或は分散或は開發地の規模等に就て具體的に考へ得るのであります。

之等の疑問は自分の研究不十分に依るものであるかも知れませんが彼此併せて考へます時過大都市の弊害のみを指摘して極端なる分散をなすよりも寧ろ大都市の機能をも再認識して施設の合理的整備擴充を圖り過大都市の弊害を最少限度に止め併せて地方開發地の施設をも可及的に整備し兩々相俟つて國土の最大の機能を發揮すべきではないかと考へるのであります。従つて過大都市の弊害を最少限度に止め且最大的機能を發揮せしめる爲の合理的綜合計畫を樹立するには先づ以て行政區劃の再編成が何よりの急務であると考へるのであります。即東京市、大阪市と云ふものは單なる行政區劃によつて劃られた一地域であつて我國工業の中心地と云ふ點から見るとその周邊都市並町村と共に一大都市を形成してゐるのであります。行政區劃は異にしてゐるがそこに發生してゐる都市問題は共通的利害關係をしてゐる問題が多いのであります。

従つて此の問題を行政區劃毎に個々に取り上げて考へた所で眞の解決を圖ることが出来ないのは當然であります。少なく共此の共通的有機的關係にある工業中心地は周邊の都市及町村をも含めた廣地域を單一の行政區劃とし大工業中心地としての凡ゆる総合的大都市地方計畫が實行出来る様に行政區劃の再編成をなすべきことが地方計畫促進上並大都市發展の合理的統制を行ふ上に喫緊の問題であると思ふのであります。

大都市人口問題と地方計畫

東京市市長室
企畫部企畫課長 村瀬清

長時間お疲れの所暫く御静聽をお願ひ致します。私は我が國に於きます大都市の人口問題といふ事に付て申上げたいと思ひます。

國土計畫乃至は地方計畫といふ問題が非常に論ぜられて居るのであります。この問題に付きましていろいろな角度から言はれて居る問題、例へば工業立地の問題であるとか、農村計畫、或は防空の計畫、或は人口增强の問題、或は食糧自給の問題、斯やうな一連の指導理念の實踐の過程に於てその根底が一つの共通の地盤から出發して居るといふ事が言へるのぢやないかと思ひます。この共通の地盤といふものは現在我が國の大都市の扱ひ方の問題ではないかとも考へられるものであります。極端に申上げますならば國土計畫或は地方計畫といふことは手術臺に載せられた大都市の外科手術ではないかと思ふ事も出来るのであります。日本經濟に於ける大都市の地位といふものは申す迄もなく國家の脳髄であり心臓であります。斯やうな重要な中権機關を手術する事は現在の優れた醫學をもつてしても甚だ困難であります。まして文化科學的に外科手術を行ふ事は非常に難しい事であります。手術するにしても例へば角を矯めて牛を殺すといふ結果に終らしてはいけないと思ひます。そこで外科手術は果して必要であるかどうか、或は可能であるかどうかに付て、これは論者によりいろいろな意見がありませうが、東京市のやうに最早議論の時期ではない一刻も放つて置けないといふ人もありませう、さういふ外科手術をしなくとも内科的な療法で癒るのぢやないか、或は放つて置いても自然に治癒するのぢやないかといふ人もありますが、こゝに非常に尊敬に値する國手があるとし

て彼に、現代の大都市といふ巨人の診斷を求めたと致します。この場合彼は患者をいきなり手術臺へ持つて行くといふ事をしないで先づ患者の経歴を訊し、現在の状態を仔細に調べて、然る後將來を豫測して適當な措置を講するのではないかと思ひます。それでは一體巨人の病状としては最も特徴的なもので何であるかと言へば、例へば醫學の方で言へば脳下垂體のホルモン分泌の關係であると言はれて居りますが、斯ういふ人間は反物でも洋服でも人一倍餘計して大飯を食ひ甚だ不經濟である。然らばさういふものゝ脳髓は一部切り取つてしまへばいいぢやないか、といふ事になりますが、國手はさうは言はない、一寸待て、成る程状勢は悪化して居るけれどもそれは一時的な現象であつて何れは常態に復するものだ——と診斷したとする。扱、自由主義經濟社會に於ける過去の大都市の膨脹といふことは寧ろ必然的な、ある意味では健全な發達をしたのであるといふ事が言へると思ひますが、併し今日に於きましては從來のやうな大都市の膨脹發展といふ事は望ましくないといふ事は常識となつて居ります。併し手枷足枷をもつて巨人の成長を阻むといふ事は支那婦人の纏足のやうに非常に不自然な發育を促すであります。併し今日は非常に經濟的な必然に基いて居るものであればいろいろな關門を設けて見てもこの發展を抑制する事は出來ないものであると考へます。所謂斯やうな大都市發展の必然性といふ事を無視した點に大都市否定論の最も大きな缺陷を指摘する事が出來ると思ふのであります。併し從來の無制限な大都市の膨脹の必然性そのものに付ては現在は非常に様子が變つて來て居るのぢやないか、餘程検討の必要があるのぢやないか、極めて獨斷的な結論であります。が結論を先に申上げますと、大都市發展の必然性は現在非常に稀薄になつて居るのぢやないか、これを世界的にみると今世紀は大都市に終止符が打たれる時ではないかと思ひます。

その理由として第一に斯やうな巨大都市成長の最も有力な背景そのものがなくなつたと考へられるのであります。即ち一九二九年、オツタワ會議を契機として從來の自由貿易主義は崩壊してしまつたと見られるのであります。ニュ

ーヨークとかロンドンのやうな世界的な大都市といふものは一國の經濟だけをもつて成立するといふことは考へられぬのであります。米英資本即ち世界經濟の媒介基點としての發展が現代に於ける所謂メトロポリスといふものを實現せしめた最も有力な原因と考へられます。併し我が國の東京その他の大都市を考へて見ますと、ニューヨークとかロンドンのやうな都市とは多少事情が異つて居るのであります。それは言ふ迄もなく我が國の人口問題解決のキイボイントとして發達したものと言へるのであります。これは人口といふ量の特殊部面から考へた見方であります。大都市の宏大なる根本機構そのものはどうしても世界經濟の一環として把握しなければ擋めないのぢやないかと思ひます。斯やうな事は東京のみならず御當地の神戸、或は大阪に於ても同様の事が言へると思ひます。プロツク經濟の結成に伴つて國防國家の要請が齎した國土計畫といふものは、自由貿易主義の終焉といふ事がメトロポリスを否定するといふ事と結果を同じくすると考へるのであります。

第二は國內的な場合であります。我が國經濟新體制の新しい出發點の根幹をなして居る中小企業の整理統合といふ問題でありますが、東京に於ては所謂中小商工業人口は、或る一つの方法で調べて見たのであります。家族を含めて大體二百萬あるのぢやないか、かかる宏大なる中小企業部門といふものは大都市に入つて来る人口の貯水池と考へられる。農村人口と最も強く最も直接に結びついて居るものではないかと思ひます。例へば田舎出の農村青年が大都市に出て直ぐに熟練工や獨立の商業者になれるとは考へられないし、先づ中小企業といふものに吸收されそれが第二段階に於て大企業に吸收されるといふ形式をとるのぢやないかと思ひます。御案内のやうに中小企業者の數といふものは都市の人口數に比例して大きくなつて居ります。かかる中小企業の整理により人口の大きい吸引性が失はれたといふ事は將來の大都市人口の増加を制約する有力な原因ではないかと考へます。

第三は一般的な常識的な問題であります。戰爭即ち建設に伴ひまして我が國の人口問題の轉換でございます。即ち

從來の過剰の悩みから寧ろ不足の悩みに當面して居るのであります。インターミグレイションが大都市をして國內過剰人口の植民地とならしめたといふ事は明らかに舊い秩序の壓力によるのであります。これは民族發展途上の已むを得ない解決策であり、夫自身決して正しい意味に於ける日本の人口問題の處理方策ではないといふ事が言へると思ひます。また戰後再び大都市の膨脹なる形に於て日本の人口問題が、處理されるといふことは現在日本が戰ひつゝある所の聖戰目的を拠棄する敗北主義なる意味に於て賛成出來ないと思ひます。

最後に最近に於きまして現實の大都市の發展がどういふ風に推移して居るかといふ事を考へて見たいと思ひます。所謂銃後の生産力擴充、生産確保といふ爲に大都市が急激に發展しつゝあるといふ事は事實であります。併し仔細に内容に立入つて考へる場合に注意すべき傾向があるやうに思はれます。例へば東京市の人口の增加を見た場合に大正九年より大正十四年に至る五年間の人口増加が大體七十五萬人であります。次に大正十四年から昭和五年迄が八十七萬七千人、昭和五年から十年迄が九十一萬人、追々増加して居りますが、最近の國勢調査、つまり昭和十年から十五年迄の五年間は八十八萬三千人であります。僅かではありますが却つて低下して居ります。然るにこの五年間は支那事變による生産力擴充といふことの最も強調された時代で、假令戰爭による出生率の低下といふ影響を考慮したとしても斯やうな膨大な生産力擴充に比例すべき人口増加としては寧ろ少なきに過ぎるのぢやないかと思はれます。同様の傾向が名古屋、横濱を除く六大都市に就ても見られるのであります。昭和十七年七月一日に施行した東京市の市民調査の結果によりますと、東京市の人口は六九一萬二千人であります。これを十五年の國勢調査人口に比べると十二萬人増えて居ります。これは嚴密な比較方法としては適當ではありませんが、但しこの二年足らずの間に於ける十二萬人増加といふ事はこの中に戰争による應召者を含んで居りません。然し含めても最近に於ける東京市の年々人口増加率といふものは次第に遞減しつゝあるのぢやないかと思ふのであります。勿論昭和二十年の國勢調査の結果を見な

いと正確な事は分りませんが、最近の人口増加率は少し小さくなつて居るといふ事は言へると思ひます。人口増加率が遞減期に入ると人口の總數が減ずると言はれて居りますが、それは大都市の人口に適用出来ないとしても、増加率に於て遞減して居るといふ事は大都市移入人口の源泉たりし地方人口の貯水池たる役割に大きな變化が來てゐることを示すものと考へます。たゞし先に掲げた東京市の人口は市域内の人口で近郊市町村を含めた増加人口といふ點から見ると事變以來非常に増へて居ると思ひますが、これは又別の角度から考へて見たいと思ひます。

終りに既に國土計畫實施期に入つたと考へられる今日、大都市の進むべき方向は量より質の問題であり、大都市の計畫は都市内容の改善に向けられるべきぢやないかと思ひます。又東京都市計畫區域内に一千萬人の人口を包容するといふ豫想が考へられたのであります。これは今日では訂正する必要があるのぢやないかと考へます。現在の東京市の膨大なる生産能力といふものを維持する爲には七、八百萬の人口が是非必要であるといふ議論がありますが、それは現在の生産設備、產業設備が幼稚であるといふ事に歸着するのではないかと思ひます。かゝる幼稚なるものを以て膨大なる生産力を持つた米英を向ふに廻して長期戰を戦ひ抜くといふ事は不可能であります。學者の教へる所によると歐米人は日本人に比較して數倍の生産能力を持つて居る、斯ういふ高い能率を持つた敵を向ふに廻して勝つ爲にはもつと能率を擧げなければならぬと思ひます。健民、健兵對策を基本とする内容、機構の改善といふことが、今後の大都市地方計畫の進む可き方向であると信するものであります。とまれ論者は大都市の膨脹といふ事を現實に認めつゝも、獨斷的かも知れませんが、近い將來に於て大都市の膨脹發展といふ事には一定の限界が來るのではないか、これは人爲的に抑制しようとする國土計畫といふ觀點を離れましても現在の大都市の發展過程そのものゝ中に既に見出されつゝあるのぢやないか、斯ういふ風に考へるのであります。

集團的住居地建設の地方計畫的意義

住宅營團技師 龜井幸次郎

- 1、まへおき 2、都市建設事業の戰時體制への編成替 3、生産基地としての相模新興都市 4、新興工業都市の新しき性格 5、都市開發營團の提唱 6、地方計畫的住居環境構成 7、結び

1 まへおき

昨日より奥井博士並に石川大先輩による主報告を拜聴し且つ又本日朝から夕方まで私の番まで、それくの研究者の諸説を伺ひ、以て本大會を恰も一冊の本の如くにたとへることが出来ると思つた。先づ奥井博士によつて地方計畫の思想的推移並に現段階に於ける地方計畫の根本理念を明かにされ、本會議に於ける討議の動向を示したのに對し、石川大先輩は、その理念が今日如何なる問題乃至は課題を包含しておるかに付いて、具體的なテーマを並べて問題の提示を行つたのであると考へた。つまり兩者は一冊の單行本の第一章の緒論又は概論に相當するものをお述になつた譯である。

斯く考へると、本日朝より各分野における御報告は、謂はどうその概論に對する第二章以下の各論に相當すべきものであると考へ得る。

此の故に我々は地方計畫の具體的な問題を取り上げてこれが研究の成果又は考へ方及主張なりを、發表し、識者の御批判を仰ぐべきであると思ふ。然るに、どの御報告も描象的な概念論を一步も出られない内に豫定の時間が経過し、いづれも問題の核心に觸れられていないで、終つて仕舞ふ様である。私も亦實は此の前置を述べてゐる内に豫定の时限を

経過して仕舞ふのではないかと内心頗るおそれをなしておる。

私の報告は大東亞戰下生産力擴充の一翼として集團的勞務者住居地の在り方を検討してこれが如何に地方計畫と結び付くかに就て、不斷よりの考へ方を述べて報告の責をはたしたいと考へてゐるが、それには先づ、先程石原さんのお話のなつた、新興工業都市建設内に於ける區劃整理の場合を具體的事例として取り上げて論述して行くのが、比較的考へ方を單純化し得ると考へるので、時間の都合上其處から御報告申上することにする。

2 都市建設事業の戰時體制への編成替

今日の所謂新興工業都市の建設といふものが、利潤追求の上に考へられた單なる區劃整理事業の稍々大きいものに過ぎないといふ私の主張の根本的理由の一つは、それが今日の國是が要請してゐる國防的理由以前の、所謂田畠地を宅地に改變することから結果する膨大なる個人への利潤を豫想しての事業であるからである。而も之が事業費は如何なる方法によつて拵出されるかといへば、既知の如く代費地といふものから拵出されることになつてをるのである。即ちこれは地位（じぐらひ）をたかめることによる地價の昂騰を豫想した一種の土地企業なのであつて、此のことが地主の欲望にピツタリ迎合し得ることから代費地の提供を、所謂換地處分といふ手で、行はしめる仕組になつておるものである。今日各所で行はれてゐる區劃整理と稱する土地企業が即ちこれなのである。従つて今日の國防國家建設が土地に對して要請してゐる國防上の目的以前の、個人的利潤欲望満足といふことが前提となつてゐることは争はれない事實である。大都市の郊外地が何等全體的計畫性を持つことなしに、農業的生産基地としての田畠地を宅地に改變することから國民生活に重大なる影響を及ぼしてゐる實相は、既に宮出氏による諸論叢に於てありますところなく説明し盡されをるので、此處で再び喋々の必要もあるまい。

だが區劃整理事業による新興都市建設の實相を斯く検討して來ると如何に其處に美しき看板を下した都市建設事業

であつたとしても、其の底を流れてゐる根本理念において、私益が公益に先行してゐる投機的土地区画整理事業なる性格を持つものである限り、所謂区劃整理事業といふものに對し、都市構成に必要な公共施設——即ち豫想されるべき都市生活が可能な公共又は共同施設——を積極的に行はしめるといふが如き夢は先づあきらめねばなるまい。

言葉を換へれば、建設さるべき都市は如何なる原則と計畫によつて人口の分布を行ふか、又その分布によつて想像し得る住宅集團性の仕方はどの程度を以て一團地を構成せしめるか、或は又集團する住宅の規模形體に對する指導並に規正をどうするか、又は市民生活を可能ならしめる日用品配給所其の他一般公衆の生活必需品供給への共同諸施設はどう分布し且つその構成單位を何處で押へるか等の諸問題に關聯する都市生活必需條件の諸施設に對し現段階の区劃整理事業は何等綜合性のある公同施設の具體化に積極性を持ち得ないといふのが、今日の實状なのである。此の故に筆境の入込んだ田畠地の上に、帝都復興計畫で用ひた如き街路計畫や細道路網計畫の線を地圖の上に現したり、又一方にはその細道路網によつて出來上つたブロックの上に適當に換地處分をなしたり、或は又その計畫にもとづいて平面的に圖面の上に描いた道路の開発などが事業の全部なのである。故に最初に誘致を希望した工場又は他の有力な人々に、希望した地價でその土地の賣却が終了すれば、此の区劃整理は全部終了といふことになるのである。然るに我々が想像した都市建設といふものは、此の終了と考へられた時期が眞の事業の發足なのであつて、前述の平面的な仕事が一應終るや否や、立體的な空間秩序の問題が事業化され、其處から都市建設事業が本來の姿を整へて發足さるべきであると思ふ。

私は、今までの区劃整理の如く、畠地を宅地化し單に道路開發をなすだけで宅地を造つたといふことにして、(勿論換地處分と稱するカラクリも含む)、その上に雜草の生へるのにまかして放任し、豫想した地價に土地の買手を待つといふ如き土地投機事業は、此の際斷然揚棄されねばならないと信じておる。

区劃整理といふものが宅地造成にあるかぎり、其處を宅地にさへしておけばそれでよい筈で、何にも其處までオセツカイを焼く必要はないといふ議論も、一應は成立するかに思へる。が然し計畫技術家として都市構成の全體性を考慮する時、これでは甚だ片手落である様に考へられる。既に過去二十年間、かゝる区劃整理の仕方を金科玉條と心得へて、区劃整理事業の第一線で活躍をし續けて來た多數の区劃整理技術家は、今日既に國家要請に應へ得る眞の区劃整理の動向と土地——國土——の在り方を追求して過去の矛盾を揚棄せん爲にあらゆる努力を傾注して研究を續けてゐる。

私は、今日の都市建設事業は國防國家建設への一環性が把握されることによつて事業の具體化が保證さるべきであると考へてゐる限り、生産力擴充といふ當面の緊急なる問題とそれが堅く結び付かねばならぬと考へてゐる。尠くともそれが新興工業都市建設である限り、銃後の生産戰の重要な基地となることを目的として建設計畫が進められねばならないと思ふのである。即ち新しいその都市に生活の基地を求める人々は新興工業都市の生産基地に於ける生産戰の第一線に活動する産業戰士なのである。既に今日の勞務者への住宅建設事業がかゝる性格を持つて來て各地に旺んに起工されてゐるのは、今後新興工業都市建設の動向を示唆してあまりあるものがある。

斯く考へると、今日の産業都市は生産機構の分布と生活基地としての集團的住居地が、緊密に結び付く點に重點が置かれて都市構成技術の動員が行はれねばならないのは自明の理と考へられる。而もそれは常に、單なる平面的な圖上計畫でなしに、立體的な空間秩序の在り方が中心課題として考へられた實踐性ある都市建設であるべきは、今日の戦争の動向が充分それを示唆しておると考へられる。従つて明日の区劃整理乃至都市建設事業は此の線に沿ふて再編成されねばならないと信ずる。

3

生産基地としての相模新興都市

今假に相模原都市建設の場合を具體的事例として取り上げて考察の対象とするならば、御承知の如く、五三〇萬坪の上に人口、一〇萬を收容する都市を建設する積りで事業が進められてゐるのであるが、事業の主體は何にかと云へば、現場工事としては道路開發事業を、机上の仕事としては換地處分位ひのものなのである。

勿論從足的には相模上水道建設事業といふものも、此の建設事業とは不可分の關係にあるものではあるが、其他の事業としては、都市が全體として活動するに必要な公共乃至半公共的建築用地を留保してをく程度に過ぎないのである。若しもこれら用地が他の目的の爲に轉用される場合が生じたとしても、これを押へることすら不可能なもののである。留保した用地により積極性を含めた建設豫算を計上し所要の建物を建設せんとするが如き綜合された都市建設事業ではないのは、此の方面の實際的仕事を擔當してをります、都市建設技術者のよく認識してをるところなのである。

私は、此の機會をかりて只徒らに、相模都市建設事業の批判をして事足れりと考へてをるのではない。只此の機會に相模都市建設事業の場合を取り上げて、一般區劃整理事業の自由主義的性格を明にして、これが是正への問題を提示せんとしたに過ぎないのである。即ち、今日南太平洋の彼方において、喰ふか喰はれるかの死闘を繼續してをる祖国の現段階において、『銃後も亦戰場なり』といふ性格が闡明された今日、所謂區劃整理事業なるものも、當然かゝる性格を持つて舊態を改めざるを得ない段階に到達してをると信じるからである。此の故に大東亞戰以前に決定された相模都市建設事業も亦此の新たなる銃後の性格に沿ふて改めらねばならないと私は考へるのである。

そこで私は、銃後の戰ひは生産力擴充にありといふ建前から、生産擴充の基地としての新興都市の在り方を論述し、新興都市内に建設さるべき集團的住居地の地方計畫的性格を明にしたいと思ふのである。

4 新興工業都市建設の新しき性格

以上の如き新しき考へ方よりして、相模の如き新興都市の構成の仕方は、先づ生産基地としての產業機關の位置を決定せねばならない。(これは既に軍によりて決定され、作業活動も漸次計畫の水準に達せしめんとして、あらゆる努力が傾注されてゐる様に考へられる)次いで、此の生産機構と關聯を持つ下請工場及其の他の諸機關の立地を規定すべき計畫性が都市構成全體に亘つて綜合的に與へられねばならない。だが、此の立地性は、防空的要求と、生産能率の昂揚の要求との間に生ずる矛盾をば適正に處理し得る限界に於て規定されねばならないのは申すまでもない。

斯くして配置された生産機關の綜合的構成は、生産能率昂揚といふことによつて、銃後戰たる生産擴充の要求を満足さすことになる。

果して然らば、此の生産能率昂揚は何によつて裏付けられるか、それはとりもなほさず生産機構をフルに働かし得る勞働力確保なのである。此の意味に於て、軍の下請工場が中心工場に防空的要求の限度の範圍内において可及的に近接することが必要であると同様に、勞働力確保を前提とした、勞務者の生活基地たる集團的住居地も亦、これ等の生産機構の一部分として綜合的に立地される必要がある。即ちかゝる新興工業都市においては、生産機關用地を除いた大部分が住宅用地である關係上それが此の生産基地に關係ある勞務者の生活基地としての住居地になり得る様な都市構成の在り方が、銃後生産擴充の第一の根本的原理であると私は考へるのである。

此處に、新興工業都市建設が、自由主義の殻を脱して新たなる性格を盛られて發足し得る要因があると思ふ。何時までも、代費地による事業費と地位をたかめることによる地價の昂騰を豫想した地主の『取らぬ狸の皮算用』式慾望と道づれなる區劃整理といふ舊い概念にかかり付いて、整理地が雑草が生えるまゝに數年間放置しておくといふが如き行き方は最早許されなくなつたのではないかといふ氣がする。

5 都市開發營團の提唱

此の意味において私は、戦争目的に即應し得る都市建設の事業組織は、斯くあるべきであるといふ點を述べんとするのであるが、それには先づ事業の重點を何處に置く事が戦争目的完遂に即應し得るかを検討する必要がある。だが、いづれにしても、戦争は、平時においては第二意義的に取扱はれてゐた労働力といふものを、俄然第一意義的なものとして大きく登上せしめて來るのは、今時の大戦争が如實に物語つてゐる。此の故に都市建設に於いても、從來より道路用地の開發と換地處分に重點が置かれてゐた建設事業に對し、更に加へて労務者への住居地建設といふ課題が新しい性格を持つて都市建設の重大なる面を擔つて登場して來なければならないと思ふ。而もそれは只單なる豫定地確保といふ從來の如き消極的なものでなしに、都市建設事業の重要な部分として、都市建設事業が自主的に此の建設面を擔當せねばならないといふところに、事業の新たなる戰時性があると思ふ。即ちドイツのヘルマンゲーリングの如く一つの軍需工場基地を建設するのに一つの都市建設を以つてなすといつた如き綜合性のある積極的建設事業を、此の大東亞戦争は銃後の生産擴充的都市建設の上に要求してゐると私は考へるのである。

銃後の生産戦を戰つてゐる労務者が、通勤による無駄を可及的に避け、敵國の生産戦の上を行き得る如き組織に、生産組織を置き代ることが銃後の生産計畫の上に課せられた重大なる問題であると私は考へるのである。そして常に生産工場の機械は凡て定時から定時まで、可及的に節約した労力を以て最大に運轉し得る様に労力計畫が實施されねばならないのである。

然るにこれらの労働力が現實の巨大都市のラシュアワーの如き状態を以て生産基地としての職場に彼等を生活基地から輸送される事を想像するならば、其處には毎日計算にのぼり得ぬ程の、量的にも、或は質的にも、甚大なる無駄があるであらうこととは、今日何人にも知悉されてゐるところなのである。而も、此の毎日の無駄が計算では毎日何臺かとならないのである。

完成し得る筈の飛行機や、戦車或は其他の戦争必需品の生産をばおくらせるであらう事は容易に想像が付くのである。

私は、此の矛盾と大なる損失をば調節して大東亞戦の完勝の基礎を確保する手段として、銃後の生産基地と労務者の生活基地として住居地を近距離に綜合的に結び付くことを提唱し續けてゐるのであつて、此の點に重點を置いて、新興相模原都市建設の性格を規定したいと思ふのである。

此の意味で、都市建設組織の新しい性格を裏書きし得る一つの考へ方として、都市開發營團の發足の必要性を私は提唱して止まないのである。

で、私の考へ方による、此の組織は、今日まで行はれてをつた、各省對立の相剋より超然たり得る強い政治力をを持つ官廳（例へば企畫院又は技術院等の如き内閣直屬）の指導下で、確固たる法的根據を備へた營團組織を想定しておるのである。此の組織に、軍は全面的に參與し、直接現役の軍人をも加へて恰も、戦場に於ける即戰即決主義的體制をとらしめ而も生産と勞力が緊密なる均衡性を維持し得る全體計畫の都市建設事業組織體たらしむる事を希望してゐるのである。そして私は工業の新興都市建設が大東亞戦の一翼を擔はんとするにはかゝる組織以外にはないと信ずるのである。而もこれは都市經營上必ずしも經濟的に損失をなすといふ事業ではない故に現下の營團組織の如き政府の出資をあてにするといふのはなしに、大いに資本家の參與を歓迎し、銃後資本家の國家奉仕への道を開くと同時に彼等資本家の事業慾をも満足せしめる事を工夫するならば、彼等は或る程度利潤を得ながら子々孫々にまで誇り得る偉大なる記念的都市建設をなすことにもなるのである。同時に又若き第二國民の愛國心昂揚に、大なる役割を果し得る都市建設の可能性をも約束されるのである。

此の故に從來の新興都市建設の戰時體制版への編成替は、都市開發營團といふ形態を以つて、發足すべきであると思ふのである。

6 地方計畫的住居環境構成

私は、前節に述べた組織を前提として労務者への集團的住居地建設の國土並に地方計畫的意義を闡明する最後の段階に達したのである。だが然し結論に這入る前に、かゝる集團的團地の在り方を規定し、生産力擴充と民族増強と住居環境構成の重要性に觸れておく必要がある様に思ふ。

今日の國家體性が、舊い都市計畫的都市建設を揚棄し、新しい國土の地域秩序的集團的住居地建設を地方計畫的關聯において具體化すべきを高度に要求してゐるのは、どりもなほさず、世界情勢のめまぐるしき變轉による國防的要請に呼應する國土計畫との矛盾を可及的に避けんとするからである。故に工業の地方分散並に配分計畫への勞働力確保を前提とした工業の定住計畫——集團的住居地建設——は國土計畫の一翼としての地方計畫との關聯においてのみ、その可能性が與へらるべきである。何故なれば國防計畫の基本たる人間の集團性が都市構成の基礎たるべき場合、それが依存する生活圈確立への食糧自給自足圏の適正を期するからである。而も軍需工業の勃興によつて新に勞働力を必要とする工場が開設される處では、特に住宅の集團的建設の必要性が問題となる。その主たる理由は前述の如く、作業に當つて可及的に通勤時間の短縮によつて、勞力の無駄を排除し、作業能率の増進を高度に期待できるからである。此の爲には、許し得る限度に於いて労務者への生活基地を工場近くに求むることが要求される。何故なれば綜合的生產計畫においては、職場と生活環境の合理的結び付きが明日の勞働力再生産には必須の條件となつて来るからである。

斯かる意味において、新興工業都市を構成する労務者への住宅の集團性の在り方は、分散する工業の立地性を裏付け得る限りにおいて地方計畫と堅く結び付くべきものであり、且つ國防國家を具現する政策的根據に基く郷土防衛の實際的因素は、農耕者及工業者がこの地方計畫に關聯して堅く強く而も互に擡取の上に立地することなく按配される

ことによつてはじめて到達し得るものである。即ち斯かる人口分布が國土全體を覆ふことでなければならぬ。而してこれが國土計畫的都市並に農村立地の在り方なのである。斯くしてこれは國防國家として強力なる地域秩序計畫の仕方でもある。

申すまでもなく人類の地上生活開初以來、原始民族の生活記録を繙くまでもなく、土地の持つ地理的、風土的制約の境外に出て我々は、生活することは出來なかつた。而も人類の移動性は、常に食糧の容易に確保し得る所を求めて行はれて來た。即ち、人類は地上に生存する凡ての生物と等しく、地理的にも風土的にもこれに適應する可能性の上に、彼等の生活環境を創造し、生殖を續けつゝ子孫の繁榮を意圖し續けて來たと云ひ得るかも知れない。

即ちかかる自然的環境への適應性こそが民族的血の流れと土地とが結び付く重要な因子である。即ち住居環境構成の重大性も、實は其處に存するのである。故に集團的住居地の在り方はこの本質的郷土理念の正確なる把握によつて裏付けられるものである。此の意味において工業の定住計畫は、銃後の生産力擴充と、逞ましき優秀民族増強を前提として、その建設計畫が進められねばならない。而もそれは飽くまで國土計畫の一翼たる地方計畫具體化への総合されたる住居環境構成としての立地性が附與されるところに國防的意義が存するのである。

7 結 び

地方計畫による土地の地域秩序は、工業の定住計畫に最も合目的たる立地性を附與することになる。此の故に、國土計畫による人口の適正配分も亦國民定住計畫の合理化によつて裏付けられる事になるのは申すまでもない。

休養による労働力の再生産そして明日への新しい緊張感を期待する爲の住居施設は以上の諸條件を満し得る住居環境であらねばならない。故に工業中心地への労働力吸收圏が假令廣範圍に亘つて行はれるものであるとしても、吸收されたる多數の労働力が故郷と別個の生活環境——換言すれば土より遊離した生活環境——に移るのは決して歓迎さ

るべきものでない。何故なれば、それは労働力が土より遊離し潤ひのないものになることを意味するからである。文化の伸展は人間と土と血の結び付きによつて可能性が與へられるものと信ずる。つまり地方計画より離れて居住環境の適正化の期待し得ぬ單なる住宅供給事業は、集團的住居地の立地性を奪ふ事になる。此の事は労務者の遠距離通勤を意味するものであつて、それは實に文化に寄與する大切な餘暇を彼等から奪ふのみならず、生産力擴充の計畫性をも破壊することになるのである。

我々は餘暇を通じてのみ、疲勞恢復への休養と精神力培養に必要な郷土性復活への修養の機會を作るものである。而もそれは國民の文化價値を高度に昂め得る唯一の機會である。

労務者に郷土性を與へ、職場と生活との結び付きの合理化の要求は一つに彼等の生活基地としての住居環境の立地性と構成の仕方に懸つてゐる。此の意味において、集團的住居地の在り方は、地方計画による新興都市建設の近隣地単位計畫に實踐性を附與されることによつてその具體化が軌道に乗り得るものと信ずる。(註、私は、此の近隣地単位の規模を、國民學校住區即ち人口三、〇〇〇乃至五、〇〇〇人程度の居住地區と想定してゐる。尙ほ隣組の構成を一〇戸乃至二〇戸となし、隣組一〇乃至二〇を以つて一つの近隣地を構成し得るものと假定した。)

何故なれば、それらは、居住、聚落、労働等の諸形態を通じて、民族の居住條件を對象とするからである。此の場合都市計畫は國家の全體計畫の部分として、都市並に農村の聚落組織——住宅の集團性——に計畫性を與へ、個々の集團的住居地建設は近隣地計畫によつてこれを指導することでなければならない。故に工業の定住計畫は工業の分散する地方計畫の地域秩序の境内において集團的住居地建設に指導性を與へ得る近隣地計畫によるものでなければならぬ。

斯くして生産力擴充の一翼を擔ふ集團的住居地建設は國土、地方及都市計畫への一環性の上に、建設の實踐性があ

るべきもので、この行き方こそが、新興工業都市建設が新たなる性格を備へて、労務者の住居環境構成に乗り出し得る新しい體制であると思ふ。(了)

住 宅 政 策 と 地 方 計 畫

住宅營團研究部調査課長 石 原 憲 治

一、大戰下に於ける住宅政策の意義

私は日頃住宅問題に當面してその政策の實行に關與して居る者としまして、今日の課題であります地方計畫と關聯致しまする問題に付きまして日頃考へ居ります事を申上げ御批評を仰ぎたいと思ひます。

從ひまして住宅政策方面から見た地方計畫の意見でございますので、地方計畫一般に就て申上げるのではなく今日の住宅政策側から見た意見でございますが、これは今日當面して居ります生産擴充の要請に従つて、その方面的住宅を供給するといふことが營團の當面の問題になつて居ります。住宅營團が設立された當初は一般庶民住宅の供給といふ事をも考へておりましたが、大東亞戰爭の開始と共に、労務者の住宅建設に重點を置かれ、最近は特に、生産擴充の爲めに必要な方面的住宅建設といふ事に全力を注いでをります。けれど共、この資材不足の時代に於て、軍需工場、生産擴充方面的住宅の供給すら十分行届かない状態であります。つまり住宅が後から追つかけて居るが伸び追つかないといふ状態であります。その生産擴充方面にどうしてさういふ現象が起るかといふと新設工場の爲の労務者の移動がある爲であります。平時の場合でと人口の自然増加、これは平和產業に於ける労働の増加といふ事にもなりますが、今日は特に生産擴充の爲、また全國工業都市に於ける労務者の移動のために特に住宅の供給が必要にな

つて來るのであります。従つてこの住宅不足といふことは一般庶民階級に迄及んで居るのであります。これに對しては住宅の開放であるとか、別荘とかさういふ大きい住宅の開放といふ事に迄考へなければならないやうになつて居るのではないか、或は又住宅の制限と申しますか、家族數によつて住宅の面積を制限しなければならないやうになつて居るへなければならぬのではないかと思はれるのであります。で兎に角さういふやうに非常に住宅が不足して居りまして、昭和十六年度は約三萬戸、十七年度は約四萬戸位の家を建てる事になつて居りますが、資材労力の不足で思ふやうに建たないといふ状態になつて居ります。

次に人口政策と生活環境といふ方面から住宅の必要が考へられるのであります。人口の増殖或は結核の撲滅或は結婚の奨励といふやうな事が盛んに呼ばれて居りますけれども、それに對してはどうしても家を興へなければならぬい、つまり家庭を營む爲めには住宅を興へなければならないのであります。で兎に角さういふやうに非常に住宅が不足して居りまして、これは當然の事と思ふのであります。さういふ點から申しまして今日の住宅政策といふものが、人口政策と申しますか、或は厚生方面からも特に重要視されなければならないと思ひます。

次は労働能率と住宅問題であります。先日私は或る労務政策關係の方とお話していろいろの方面の事を聽いたのであります。が、今日は住宅施設のない工場の労働能率が非常に悪い、又通勤時間の永い所から通つて居る労務者を持つて居る工場も非常に能率が悪い、それで今日労務者を獲得するにはどうしても住宅施設がなければ駄目だといふ状態になつて居るのであります。又その人の話によると以前は、つまり所謂自由思想の時代に於て、機械工業に働いて居つた者は、その工場の住宅に住むといふ事を好まず皆工場の外に住んで居つた、つまり労務時間の他に自分の自由時間が欲しいといふのであつたが、今日では反対に工場の住宅施設がなくて困つて居るといふ事であります。これは非常に興味ある事實だと思ふのであります。昨日石川君から、労務者も自由市民的時間が欲しいといふ事が述べられました。

したが、これは大いに問題であると思ひます。今日は工場生活がいやだから、一刻も早く工場から解放されて自由時間を使つて居るといふ時ではありますまい、今日は公生活と私生活との區別がないのであつて、私生活そのものが公的性格を持たねばならぬ時局であり國民全體がさういふ状態になつて來て居るのであります。結局は労務者に良い生活環境を興へ健全なる生活環境を作つてやるといふ風にしなければ本當の労働能率は擧らないと思ひます。従つて所謂銀プラ的生活圈が段々なくなるのではないかと思ひます。殊に中小商業といふものが段々統制されて、配給組織となり早晚さういふ方向を探つて、結局自由市民的銀プラ的なものがなくなるのではないかと思ひます。斯ういふ時局でありますから工場經營者は尙ほ更反省して労務者の爲めもつと健全なる生活環境を作るやうにしなければならぬと思ひます。

二、現下住宅不足の重點

次は住宅政策でありますが、住宅が一番足らぬ都市は何處かといふと、申上げる迄もなく所謂新興工業都市の住宅であります。その前に私は今日住宅不足の都市をその都市の性格によつて大別して見ますと、第一は舊都市に於ける住宅不足の場合であります。特に生産的な工業都市ではありませんが、青森、盛岡、仙臺、京都、福岡等は純粹工業都市ではありませんが、舊都市の内外に新工場の建設されたものが相當あります。これらは在來の住宅に同居世帯として收容されて居るために、相當に過密住居状態に於て、確保されてりますが空家不足に悩んでゐるものであります。第二は東京市の如く生産都市であると同時に消費都市であります。その他郡山、横濱、名古屋、大阪、廣島、福岡等、舊都市の内外に新工場が建設されつゝあります。これは舊市部に、相當多くの在來住宅のブールがありますから幾分補はれてりますけれどもその周囲の新開地の工場地域に住宅の不足を來してをるものであります。尤も此の内で東京大阪の如き大都市を中心として、工場の新設擴張せられるものは、他都市に比してその比重が非常に大きいの

でありますから同じく舊來の住宅地があつても、住宅不足の絶對數は甚だ大きいのであります。

第三は舊都市を有して居るけれどもその外部に新工業地帶の開發せられてをるものであります。例へば秋田の雄物川の改修による工業地帶の開發、其他八戸市、新潟市、郡山市、川崎市、鶴見市、四日市市、堺市、尼崎市、宇部市等是等の多くは舊市の外郊に河川改修又は運河築造、河岸の埋立等と同時に區劃整理によつて工業地帶が開發せられ、そこに新工業地域が拓け、軍需工場等が設立せられておるものであります。自然其處に労務者住宅の不足を來してをるものであります。

第四は所謂新興工業都市であります。在來の市町村落の部分が小さく、從つて住宅のブールが無い處に、畠地、海岸地、山林等を開發して工業都市が設けられるものであります。八戸市なども此の例に入れてもよいかも知れません。其他船岡、大河原、日立、勝田、小泉、太田、相模原、豊川、廣畑、光、其他多數の軍關係工場設立の町村部落に見らるゝ顯著なる事實であります。是等の都市或は町村に於ては、舊來の住宅が極めて僅少であり、労務者は附近に都市がある場合はその都市から、或は農村から汽車又は自轉車、徒步等によつて止むを得ず通勤して居りますが、差當り住居を要求してをるものであります。

そして今日此の様な舊都市の住宅ブールを持たない新興都市、つまり畠の中に勃然と工場が出來たやうなものが一番住宅難に苦しんでをり、生産擴充の爲めに最も要求されてをるものであります。

三、地方計畫と住宅政策

次に私が申上げたいことは新興工業都市が最も住宅に困つて居るとすれば、これに對してどういふ事をしたらよいかといふ事であります。つまり結論を申上げますれば、現在の都市計畫或は地方計畫は住宅の建設計畫と何等の關聯がない、こゝに大きな缺陷があると思ひます。それに付きましては住宅の關係者は都市計畫といふものに付てもう一

度考へ直さなければならぬのぢやないか、一例を申しますと私は八戸へ参りましたが營團で住宅を建てる事になつて居る。それで青森市に行つて縣の當局の方に逢つていろいろ話をしたのですが、目下は青森縣では八戸地方區劃整理事業をやり、馬淵川口の改修工事をして、大工業地域の計畫を着々實行せられてをります。従つて、此の工業地域の方には餘り住家を建て、貰ひたくない、出來れば新設放水路の川向の方に建てて貰ひたいといふ事を希望せられて居りました。然るに實際の住宅計畫は都市計畫に基く區劃整理事業と關係なくやつて居られるのであります。是は始めから兩者の間に連繫がない結果であります。又人は從來は土地區劃整理が盛んに行はれて、そこに家を建て、居るではないかと申されるかも知れませんが、しかしこれ迄の都市計畫事業並に區劃整理事業といふものは、資本主義の最も盛んな時代に地價を騰げてその地代の騰貴によつて土地を經營して行くといふ所に財源を求めて居つたのであります。従つてその地價の高くなつた所に家を建ますと自然家賃が高くなりますが、またその高くなつたものが労務者の負擔になつて來るので、こゝに仲々難しい問題があるのであります。今日大都市或は新興都市の人口が氾濫して居るといふ事は區劃整理を獎勵したゝめであらうと思ひます。私は過去に於ける區劃整理事業は今日改めて批判されねばならぬのではないかと思ひます。

住宅營團の今日の住宅の經營の方針は、土地の買收費、整地費、道路費、建築費といふやうな費用を全部住宅の家賃に負擔させるといふ事になつて居るので、高い土地には自然高い家が建つといふ事になつて居ります。でありますから從來のやうに唯土地を商品化して地價を騰げる爲めに土地區劃整理を行ふことは今日の時局に添はない、今日はもつと國土計畫的な立場から再検討を要すると思つてをります。

要するに工業の立地と住宅の立地を同時に考へ、さうして完全に行きつまつて居るこの問題を、どうしても解決しなければならぬ状態になつて居るのであります。その爲に一つの方法としては農地開發營團があるやうに、工業地開

發營團といふやうなものが必要ではないか、とに角工業立地と同時に住宅立地も考へ、さうして住宅政策といふものが地方計畫或は都市計畫と結び附いて行かなければならぬのであります。それには今日が最もよい時機であると申されますがれども、現實が先に進んで後から理論で追かけて追つかぬやうになつて居ると思ひます。つまり現實が先に進んで居るのだから、一二、三年先になりますと工場はどんく建つて行つて、忽せに出來ない状態になつて居ると思ひます。斯ういふ點に付て特に焦眉の急である問題を是非解決して、當面の地方計畫の問題を解決し實現する糸口にしたい、斯ういふ現實の解決を與へさうしてこの問題を後世に悔を残す事のないやうに考慮する事が必要ではないかと思ふのであります。

人口配分計畫と住居施設の供給方策

住宅營團研究部技師 西 山 卯 三

序

只今は石原・龜井兩氏の地方計畫と住宅の建設乃至住宅政策に關しての非常に具體的のお話がありました。私はこれに對し少し逆戻りして抽象的なことを申上げたいと思ひます。それは國土計畫或は地方計畫に關聯して住居の供給方策を如何にすべきかといふ問題であります。

產業・人口・住居施設の連關係

國土計畫乃至地方計畫の取上げる重要な問題の一として人口配分なるものがある。併し人口配分なるものは、國土乃至地方計畫等の所謂空間整序に關する計畫に於て取上げられる諸多の項目と獨自に對立的に存在するものに非ずして

國土に於ける生産力の配分・配備計畫たるべき空間整序計畫の一手段たることは云ふまでもない。たゞ生産力の綜合的計畫的配備夫自身を直截に追求することの不可能なる體制に於て、國家が國防その他緊急なる目的のため幾多の局部的規制を遂行せんとする際に於ても、此の基本的關係は色々の意味に於て忘れられてはならない。

國防國家に於ては、人口配分は健全なる民族の育成といふ觀點から強調せられるが、之を第一義的に指導するものは之を含めての國防的生産力配分計畫である。當然の事ながら、國民の定住する生活基地は始めから産業經濟上の基地たることを前提としてゐる。之を逆に云へば、産業開發即生活基地開發であり、産業擴充即生活基地擴充である。故に産業の擴充・開發計畫は當然人口配分計畫と表裏一體をなすものである。従つて産業開發計畫は必ず生活基地の開發として居住に必要な施設の擴充・整備を必要とし、その建設過程に於ては就中職場と住居施設の適切なる均衡を伴ふものでなければならぬ。住居施設の供給不可能なる場所に・或はその供給を伴はざる場所に於ける生産施設の建設は、如何なる當該事業の有利不可缺なる立地條件に出發するといへども、畢竟各個事業の狹隘なる獨善的自由主義に立脚するものとして、國家が國土計畫をとりあげつゝある現段階に於ては許すべからざるものである。此の非難は、單に從來大都市にみられた産業の無政府的集中のみならず、住居施設の建設の伴はざる工業基地建設に對しても均しく峻嚴に向けられねばならぬ。

斯くの如き連關係の缺除、集中の無政府性が、その覆ひ難き結果の一を「住宅難」として表してゐること明白である。國土計畫の果さんとする任務の一は、この連關係の賦與であるといはねばならぬ。

都市と住居施設

大都市を難づるもの古來住宅難・交通難を叫び、風紀上・保安・衛生上の危險を指摘し、或は戰爭様式の變化に對して最近は防空上よりその非を鳴らす。然れども大都市は果してかゝる罪惡をみづから犯したであらうか。

試みに、大阪市に於て最も人口増加の甚だしかつた昭和五年より一〇年に到る期間の推移をみると、此の間人口増加は約二二%に達してゐるが、之が住宅事情に如何なる變化を與へたか。まづ空家率は五・一九%より三・四七%に減少し、量的住宅難の趨勢を示した。此の間新築及空家居住による住宅の増加は六・一萬戸全住宅の一・五%に當る。併し一二%の増加人口がすべて此の一・二・五%の住宅増加に居を求めたとは無論考へ得ない（そう考へると新築住宅一戸當平均一〇人の居住者となる）今之を移轉その他を考慮して、都市全住宅に於ける居住密度の上昇により賄はれたと考へるのは強ち無理ではない。若しそう考へると、昭和五年既存住宅によつて收容された人口増加量は（此の間約二萬戸の住宅の取壊されたのを考慮に入れても）約二〇萬人強に達し、増加人口の三八%弱、昭和五年現住人口の八・二%に當る。即ち此の間約二〇萬人の人間が既存住宅によつて住居を提供されたのである。二〇萬といへば僅に一大工業都市に該當する人口であり、それがスッポリと既存住居施設に收容されたのである。

大都市に於て激發される住宅難を非難するものは、大都市が單に既存住居施設の利用によつてかくも大なる人口を直に抱擁し得たことを直視し、之に感謝しなければならない。大都市は住宅難を激化するものに非ずしてその豊富な既存住居施設を以て住宅難を救つたものである。これあればこそ、事業は利を求めて大都市に蜡集するのである。

ある事業家は労務者を集めるためには酒と女と家がなければ駄目だといつたが、これは無論俗惡な見解としても、住宅難が何によつて起るかを最も端的に物語る一面の眞理を含んでゐる。住宅難は大都市の生めるものに非ずして、之を利用し自己の計畫のみに於て無制限に蜡集擴充せる産業自體の齎せるものであるといふ當然の事實を明確に見なければならない。

然らば、新興工業都市に於ては如何。明確な資料が不足であるし、又述べる自由も持たぬが、極端な住宅難の存在するところは人も熟知するところで、昭和十六年一月の調査では全國十四工業都市平均の空家率〇・六八%に達し、

明かにこの間の事情を物語る。そして斯くの如き既存住居施設の貧弱な都市では、給與住宅が必然的に要求されることは總計で一七%，場所によつては三七%，二三%を超えるもの四都市を數へるのをみても明かである。一般供給市場の狹隘さの故に、住居施設の供給は好むと否とに拘らず産業企業自體が負擔せざるを得ないことを、この數字は示してゐる。

住居施設の供給者如何

しかるに從來産業建設と住宅供給が何によつて結びつけられてゐたかといふと、一般的に云つて、之は全く私人の營利的活動に委ねられてゐたのである。從來の産業企業は殆どすべてその従業員の生活をその給與以外に於て保證せず、従業者各人が所得する給與の幾分かを目當とする貸家業者に住宅の供給を一任するを原則とした。貸家經營も同じく營利事業である以上、資本主義經濟の法則に隨つて動く結果、住宅難は機構的必然性を以て生ずる。住宅の需要に供給は應じ得ない。此の事實が生産擴充に直接影響を及ぼすに至つた現段階に於て、始めて住宅難は生産力の問題として登場した。

住宅の需要が産業の擴充に基く人口の急激な移動集中によつて起る以上、此の矛盾を克服せんとすれば、之を遂行するものは人口の集中を直接要求する産業自體乃至之を支持する國家でなければならぬ。昭和十三年の政府の工場企業主住宅建設奨励の通牒はかかる意味に於て理解される。

此種住宅供給の進捗意の如くならざるうち、大東亞戰爭の勃發をみた現在に於ては、住宅建設用資材勞力の逼迫する事情の下に、元來自己資本を以て建設し得ざる企業の従業員をも含めての一般庶民に對する住宅供給機關として設立された住宅營團さへ「一括分譲」といふ形で大産業企業に對する住宅供給機關に變質しつゝある状況である。併し一方我々は、かかる部分的な給與住宅の増加が現在資材・勞力・經營上の條件で殆ど停止の状態になりつゝあ

る一般貸家供給の停滞に更に拍車をかけるものであることを見逃し得ない。何故ならば、從來企業が自らが從業員の住宅供給に乗り出さなかつた大きな理由の一は景氣變動による負擔を豫想してあること、住宅が部分的に給與住宅化される場合はこの變動による負擔はより振幅を大にして爾餘の一般貸家供給者にかゝつてくるであらうといふ豫想が成立するからである。

住宅供給主體の多元的なることにより、供給調節の自然的作用を期待するが如き考へ方は今や現實と矛盾しつゝある。現在貸家組合による一般家主の組織化が行はれつゝあるが、私は、將來の住宅供給經營に關しては、更に數段飛躍した根本的な再出發が眞剣に考へられねばならないと信ずる。

簡単に私見を述べるならば、住居施設供給主體の廣汎な統合が必要である。但し統合の曉には經營の老大なる點又住居施設の需要供給が地域的なものである點に鑑み、その統合範圍は地域的なものとなるであらう。それは國土計畫の下位單位たる地方或は都市に對應すべきものとして考へられよう。現在の住宅營團は此の劃期的統合に於ける主體的核心として、その推進を指導する中核とならなければならぬと考へる。

斯くの如き統合は、產業・住居の建設の平衡・連關係の賦與といふ點からばかりでなく、以下にのべる諸點からも要求せられる。

住宅經營の原則に於ける必要條件

現在住宅の供給經營の原則に於て當面する二つの問題がある。

一は物價統制の實施以來企められた、家賃政策の問題である。在來住宅と新築住宅との使用價値と賃貸價格の不均衡はいたるところで矛盾を表しつゝあるが、之を如何に解決するか。

新築獎勵の意味をも含めて相當高價となる新築住宅の適正標準に對し、舊住宅の家賃をたゞ停止せしめるといふ矛

盾した方策を以てしては、住宅難は勿論低物價政策も直に解決される所以ではない。原則はまづ客觀的使用價値に相應する價格の平準化である。之を實現するためには舊住宅に對する課稅と、之を財源とする新建設に對する補助といふ手段を以てするか、住宅經營の統合集中によつて家賃をアール計算にするか、何れかの方法よりない。

之等の改革については、理想的には我々は更に住宅の賃料を單に使用價値によつてのみならず、居住者の負擔能力と家族構成とに應じたものたらしめる必要がある。之は賃銀制度の改革か、賃料制度の改革か、恐らくはその何れをも必要とするであらう。これを實現する階梯として住宅手當の現物給與化、更に住宅の個別資本的乃至社會的現物給與機構の確立が考慮されねばならない。

之に關聯して第二の原則的問題がある。それは之等の住宅供給の經營が現在の住宅居住者・國民一般の所得によつて賄はれる支出のみでは如何なるアールを以てしても満足に活動をつゞけ得ないであらうといふことである。適正なる住居水準の保持のためには國民勞働力の再生産に要する支出の再評價が國家的問題として要請される。換言すれば、軍需、生產擴充、消費に對する財の國家的配分に於て、住居施設のもつ建設的意義を確認し、之に對する配分を更に一層適正ならしめることが必要である。

無論之は、金錢給與といふ形に於てではなくては、勞働力の維持發展を確保する施設として直接給與する現物給與形態に於て考へられねばならない。住居施設の如きものにとつては、斯様な考へ方が特に必要である。住宅經營は、斯かる意味に於て個別的資本乃至社會的總資本の緊密な支持援助の下に必要な施設を建設し供給するものとならなければならぬ。究極に於て、住宅經營の主體は、地域的な事情に適合せる、公共團體及關係企業の關與の下に斯かる綜合的住居施設の建設經營を行ひ得る獨占的機關（地域的住宅營團）の如き形態をとるべきであらう。

蓋し住宅供給は、之を集結する場合所要する資本龐大にして且諸種の複雜な條件をもつたため永く自然發生的私經營

に委ねられてゐたが、電氣・ガス・水道・交通業と共に、否之等をも含めて、生活基地の開發維持を目的とする最大の公益經營たるべきものなのである。この原則は特に新工業都市の建設に於て、直に採用實現されるべきものである。

住宅供給の量と質（供給計畫の基本問題）

技術的問題として次に生じるのは、如何なる質（水準）の住宅を如何程供給すべきやといふ問題である。無論充分なる量と質がのぞましいが、現下の情勢では必要最低限の確保が問題となる。それは、生産力擴充に伴ふ人口移動の要求と舊施設の利用程度及び建設に消費し得る資材勞力の量に關聯し、之等すべての時間的進行を考慮して策定さるべきものである。

然るに從來之等の問題は何等綜合的に且一貫性を以て策定されることなく、偶然的な事情によつて定められる場合が多かつたといはねばならぬ。之等問題の解決を一貫した方策を以て指導する中核體の切望される事、大きい具體的問題についていへば、現下の住宅建設が資材の限定・數量の要求のみを基として動かされる傾向なしとせない。併しもし斯かる傾向の下に現在行はれつゝある住宅供給が從來の國民的住居水準を遙に下廻る状態に向ひつゝあるものとすれば、それは一面的・跛行的對策といはねばならない。かゝる場合我々は直ちに既存施設の利用を考へ、それと相互に關聯づけられた綜合的の建設對策を樹立すべきである。

例へば現在新供給住宅の低下は必至とされ、一戸七・五坪の住宅の大量的供給が行はれんとしつゝある。併し我々は之に對して次の事情を考慮せざるを得ない。

(イ) 現在要求される住宅が小家族世帯向住宅といふ豫想の下にかかる極小住宅が建設されるならば、之につゞく家族成長の趨勢をも豫想し、適確なる對策が今から必要である。

(ロ) 然らずして、生活水準の切下げを敢て意味するならば、之を選ばれた新住宅居住者のみの問題としては済ま

し得ない。即ち、既存住居施設利用者の水準をも考慮する必要がある。この點よりすれば、既存設備の豊富なる地域——殆ど大部の大都市近傍に於ては、かゝる極小住宅の建設は不要である。

私見によるに、我々の當面する段階はまさに後者の深刻なる情勢に近づきつゝある。既存住居施設の國家的管理の根本方策を樹立することは目下の急務であり、之を除外したあらゆる對策は偏謬の誹をまぬかれない。

斯くの如く強力なる住宅の國家管理の遂行は、當然、生活訓練と新しき住生活様式建設の積極的着意と決意を伴ふものでなければならぬ。

七・五坪の住宅に便所・玄關・炊事場を備へた住宅のミニアチュアをつくることは無意味である。七・五坪の水準は生活の最大限の生活の共同化を前提としてのみ文明國民の住居たり得る。

結

住宅政策は單に建設の面に於てのみでなく、人口配分問題に於て、又既存施設の利用と相關聯して長期にわたる計畫的配慮の下に考察されねばならぬ。併し之等の問題を一貫性を以て綜合的に解決して行くためには、國民住居事情の絶えざる實情把握を前提とする。現在我々は此の問題に對し、國家的見地から綜合的に調査研究をすゝめつゝある機關を持たない。理論なき計畫は自由放任に優越すること難い。國家的調査研究機關の設立を要望すること切である。

地方計畫より觀たる都市計畫區域

東京市市長室
企畫部都市計畫課長 入江博

國土計畫並に地方計畫の問題がこの會議に於て取上げられてから既に四回目か五回目、約十年間の年月を経たのでありまして、その間に於きまして支那事變、或は大東亞戰爭となりこの問題が非常に進行して參りました。最近に於

きましては最早や議論の時代は或る程度まで来て、一日も早く具體案を進行しなければならないのぢやないかと思つて居る次第であります。そこで今までの都市計畫區域をこの觀點から見た場合はどうであるかといふやうな事に付きまして極く簡単に一言申上げたいと思ひます。

都市計畫區域と申しますのは私が申上げる迄もなく、此處に御列席の方々は十分御承知であらうと思ひますが、大體將來市街地たるべき事を豫想して決められたものであります。便宜上行政區域によつて決められて居るのであります。併しその施設に付きましては決してその中に納まるものではありません。然らばこの計畫區域を對象としてどんな計畫でも進めていゝかといふと、今日ではさうではありません。殊に最近のやうに防空の問題に重點をおいて空地とかいふものが喧しく言はれて居る時はその感が深いのであります。前に申上げましたやうに、市街地を構成すると、いふやうな事が理念となつて居る以上、そこに矛盾があるといふ事は免れない事であると思ふのであります。然らばこの矛盾が如何なる方面に顯著に現れて居るかと言ひますと、都市計畫區域内に於て市街地化せしめざる區域を生じた事であります。即ち農耕地又は都市抑制の目的をもつて計畫されて居ります環狀綠地を含むものであります。一般に現状のまゝで存置することによつてその目的を達し得る形のもの、つまり道路、鐵道、軌道、上下水道、さういふものゝ施設を對象とするのと異つて、餘りにも存在價値が稀薄であると言ひ得るのぢやないかと思ひます。何れにしてもこの部分を都市計畫から除外しても、實際問題として大して不都合が起らないやうに思ふのであります。

また都市計畫區域を廣義に解釋すると、都市の經濟的自給といふものを併せ考へなければならぬのであります。つまり背後地一帯の地域をもつて都市計畫區域と見るべき事も可能となつて來るのであります。農耕地の問題も入つて参るのであります。即ち地方計畫の概念が導入されなければならぬと思ふのであります。さういつた事を考へました時に、昨日からいろいろお話がありました通り、生活圈規制區域の問題をもつて、その計畫區域といふ風に考へ

られないこともないであります。都市計畫法の存在する限り都市計畫區域は何等かの形に於て存置することは必要であらうと思ひます。併しそれを純然なる市街地論と觀ることも極端であります。然し、また市街化すべからざる背後地を含むと觀ることも不都合であらうと思ふのであります。

要約すれば市街地化すべからざる區域を如何に處理すべきか、他都市との中間地帶を如何に處理すべきかといふやうな問題に逢着して、現在の都市計畫區域といふ概念は一應再検討して然るべきぢやないかと思ひます。

以上簡単であります私のお着眼して居ります極く小さな問題に付て申上げまして御参考に供したいと思ひます。

産業立地の動的構想

後 藤 嘉 二

昨日参ります所をよう参りませんで、今朝程漸く當地に着きました様な次第であります、洵に申譯ありませんね。

折角の機會ではありますが、私は皆様のやうに地に着いた具體的な事を申上げることは出來ませぬので、我國産業に對する極めて難駁な一つの立地構想を申上げたいと思ひます。

申上げます内容はこれ亦全く地に着かない事柄でありますので御聽苦しい事と思ひますが、許されました短時間中に切り詰めて申上ます。

從來各地に於ける立地計畫、立地の條件と云ふやうなものを考へて見ますと、例へば港があるとか、或は其所に礦石が產出するとかと言つたやうな、現存して居りますものなり或は將來に、其の基を置きまして次第々々に發展し、其の所を基準にして總てのものが出來上つて居りますことは申すまでもない事實であります。

次に物について考へますには、例へば鐵を捨へると致しましても石炭が要ることは勿論で鑛石と共に港があれば便宜であり經濟的であることも當然であるのでありますから斯ふした場所に今日の企業が成立し集中されてゐるのあります。

今日の製鐵法は御承知のやうに鐵鑛石は元々酸化物でありますから其の中の酸素を抜き取ります方法が即ち製鐵法であり、其のために石炭中の炭素を以て（これを炭酸瓦斯なり一酸化炭素として）鐵鑛石中の酸素を抜取つて居るのが製鐵事業であります。實際は石炭を直接使用するのではなくてコークスとして用ひるのであります、鐵一噸を造りますためには二噸半なり或は三噸半と言つた石炭が入用なのであります。これが普通稱へられます製鐵法で熔鑛爐法がこれであります。従つて熔鑛爐法による場合には鐵鑛石は勿論でありますがこの鑛石の倍にも達する石炭の輸送が問題となるのであります。

然しながらこの事實から一步を踏み出して考へると果してそれだけの石炭がなければ鐵は出來ないのであらうか。斯ふ考へると石炭はコークスとして熔鑛爐の中へ投入されるのであるからコークスの代りに木炭を使用することも勿論出来るものであり、石炭と木炭との輸送路は必ずしも同一ではない場合もありえませう。又電氣製鐵法によるなら石炭或はコークスの外に多量の電力を必要とするのではありますが石炭所要量は熔鑛爐法に比して數分の一とも減ずるものであります。

石炭或はコークスに代ふるに木炭によりて大量の鐵を捨へると云ふ事は夢の様な事であるといへばいへるので假に百萬噸二百萬噸と鐵を捨へやうと致しますれば現在日本内地で使つてゐる木炭の大半を使はなければならぬ結果になりますので考へ方によりましては大量の鐵を木炭で捨へることは考へ得られないことのやうにも思はれませうが、今日コークスで捨へてゐる鐵はその性質からいふと木炭で造るものに比して一般には劣つてゐるのであり木炭既は眞の良質な特殊鋼を造るためににはコークスが安いとか木炭が高いとか或は木炭は不足してゐるとかといつたことはいつては居られないのではありますまいか、若し木炭を一括して多量に製造することになりますなら今日の如く小規模の炭燒爐によりまして各地で個々に焼くのではなくて規模が大となり又施設も完備することが出来ますので、木材中の炭以外の有効成分も完全に回収することが出来ます。従つて木材の完全利用となり又目下の不足資源もこれによりて大量の補給も可能となるのでありますから國家的に見れば空しく空中に放棄されてゐる副産物を主産物と考へても實行せなければならぬ方法ではありますまい。

段々横道に入りましたが今一つ進めて考へてみると鐵鑛石はあるが石炭もコークスも輸送が容易ではない、更に木炭も簡単には入手出来ないといふ地方がないとは限りません、この場合に水がありますなら電力と水とで鐵鑛石を環元することも考へてよいのではありますまいか、即ち水の中の水素で鐵鑛石中の酸素を抜き取らうといふであります。水も多量には用ひないのでありますから鐵鑛石と電力とさえあるなら鐵は出来ると申し上げられるのであります。こうなりますと鐵鑛石の輸送とその製品の搬出とのみが問題の中心となるのではありますまいか、従つて輸送問題を中心にして考へた立地條件は夫れ／＼の場合に於てその重點が移動することが御判りになります。

次に斯う云ふ考へ方の外に全體計畫として輸送力を最小とする即ち交通量船腹量と云ふやうなものを考へる場合に製鐵所を何處に持つて行つた場合に最も船腹を少くすることが出来るか、或は何の地點で品物を捨へた場合には日本全體の資材を最も少く使ふ事になるかといふ様な事を細かく考へて見ますと、今日現に行はれて居る方法なり、場所なりが最も賢明であり最も有効的な配置であるとのみは考へられないものもあるのではありますまい。

従つてこれからのは今日の要求としての各地の立地條件は過去の實例や過去に於て有力視されたる各種の立地條件のみを立地條件として固守するにはあたらないのであり又過去に於ける考へ方では完全なものとのみは考へられないものもあるのではありますまい。

いのであります。

全然港のない信州の様な山奥でも古い考へ方を捨て、新しく全般的考案を行ふなら豫想外の事業も發達せなければならぬのであります。

信州の電力を多額の資本を以て必要相當量の電力損失をおかして龐大なる資材と用地を占有して都會地方へ輸送し、其の電力で以て假に肥料を拵へたとすれば、其の肥料は再び陸路信州地へと送られるのである。中央線にしろ、信越線にしろ比較的勾配の強い鐵道による輸送は其の量こそ鐵道輸送能力を左右するものではないにしても、かりに肥料工場を信州に置くとすれば電力輸送も鐵道輸送も必要ではなくなる。信州で電力を使用するとすれば一口にいへば豊富低廉なる電力であり少くも損失だけは助かるのみか更に電力線の資材は不用となるものであります。

肥料を假に硫酸アンモニアとすれば、其の成分中の窒素は空氣を冷却、壓縮して液體空氣とすれば空氣中の酸素も窒素も液狀となるので完全に分離出来るのであり、アンモニアは窒素と水素の化合物でありますから、この水素は水の電氣分解によりまして水素と酸素とに分けることはいとやさしいことでありますから、即ちアンモニアは空氣と水とから拵へ得られるのであります。次に硫酸とアンモニアと化合しますなら硫安となります。この硫酸は硫黃を焼いてその煙を水に溶したものでありますから硫酸はたやすく拵へられるのであります。こうして硫安は出来るのでありますから信州には電力もあり硫黃も産するのでありますから、信州の如き地方でこそ硫安を造るべきなのではありますまい。

若し硫黃がない地方であるなら硫安の代りに硝安を造るトすれば硫酸の代りに硝酸を造ればよいのであります、硝酸は窒素と酸素即ち空氣の兩成分である窒素と酸素との合成から造ることが出来るのであります。

硫安になれた方々が硝安は使用し難いことは豫想されることではありますが決して使用出来ないやうな物ではない

と聞いて居ります。

最後に再び港に戻りまして、現在の港の如く船積に手間取る港では假に年百萬噸程度の荷役をしますには相當大きな港と思はれましようが、船舶の運行日數と港内碇泊日數とが半々といつた程に港内に船が居なければ荷役が出来ないといふのであつては全般的に不經濟この上もないことで、船舶大建造の叫ばれて居ります今日これが改善は急務中の急務であります。若し荷役の時間を半減すれば百萬噸の船腹は立どころに百二十五萬噸となるのであります。

う。従つて現在の小港も荷役設備の改善によりまして大港に匹敵し得られることも忘れてはなりません。

陸送にして見ましても一列車が僅かに五百噸や千噸の輸送を基準とした輸送設備では年間輸送量も一鐵道を以つてしては大したことはなり得ないのであります。我國の鐵道が陸送に力を入れやうといふのであるから將來はさぞ強力なものとなるであらう。世界の大勢は一列車三千噸とか五千噸或は目標としては一萬噸の列車が考へられてゐる状態であります、鐵道も一列車で五千噸なり一萬噸なりの大列車を考へられるなら海運と比較して經濟上も相當有力なるものになるのでありますまい。

信州地へ参ります鐵道の如きは鐵道勾配が強くて大列車の運行は非常な困難の伴ふことは勿論のことではありますか、石炭の輸送が便利であるとか不便であるとかいつたことに或は製鐵事業には石炭が多量に必要であるといつた事業にのみ基づいた種々相を事業上の立地條件とするのみに止まらないで一寸先を見一日先を考へた現在の日本のありせう。

これを要するに現状に於ける港があるとか或は港が大きいとか小さいとか、鐵道の輸送力が足りるとか足りないとか、石炭の輸送が便利であるとか不便であるとかいつたことに或は製鐵事業には石炭が多量に必要であるといつた事業にのみ基づいた種々相を事業上の立地條件とするのみに止まらないで一寸先を見一日先を考へた現在の日本のあり

のまゝの姿に最も適合する立地條件ありとせばそれは今日迄の立地條件として考へられた如き靜的條件を對照として考へるのみに止まらず、更に今少しく自由な廣い考へに於て前述の如く條件を動的にして決定されることこそ國土計畫立案者の腦中におさめられたい條件ではありますまい。

かくして始めて眞の立地條件が見出されるものであるから今日迄は田舎として、又何の條件も備はらない土地として無意に放任されて顧り見られなかつた地方も立派な立地條件を備へて居ることに思ひ及ぶであらう。これが眞の立地條件であつて外國の模倣や資本主義經濟の事業經營觀念はも早現在の日本には歓迎されないものであり日本の構想でもないものである。と思ふものであります。

何處までも自分の専門が電氣でありますため電氣がなくともとは申上げませんが鐵を造るにもコークスがなくてよいのだ、肥料も空氣と水とで出來るのだと申上ましたが、兎に角立地條件を御考への際餘り固苦しくならないで自由の天地を想像なすつて大東亞共榮圈確立のため、最善の條件を見出されることを希望して止みません。

甚だ難駁でありますましたが私の申上たい概略を申上げました次第であります。

地方計畫と綠地

京都帝國大學教授 關口鎌太郎

綠地が人間生活に對して如何に重要な意義を有つてゐるか、又一般土地計畫に於て如何に重要な位置を占めてゐるかといふ事については、こゝに今更喋々を要しないのであつて、今や之が適正なる保存及造成の計畫を確立する事こそ急務であるといはなければならぬ。

由來綠地は都市の發達に伴つて問題化して來たものであつて、殊に大都市の發生するに及んで都市の美化修飾、住民の保健衛生といふ事に絡んで段々喧しくなり更に戰時の空襲に關聯してその必要性が一段と強調せられるに至つたのである。

然るに綠地の必要性の唱道されるに至つたのは主として綠地を必要とする所に綠地の缺乏を來した爲であつて、而もかかる場所に新しく綠地を設ける事は至難の場合が多いのである。乃ち綠地の計畫・獲得は綠地・空地の存する間に行ふに非れば到底満足な結果は得られぬのである。

而して綠地の計畫は單に都市或は都市計畫の區域のみを對象として行ふのでは不十分であつて、もつと廣い區域に亘つて、即ち綠地利用の範圍を劃して行ふ事が肝要である。その意味に於て綠地の計畫は地方を單位として行ふのが最も妥當であつて、地方計畫に於て始めて綠地計畫の全般を期し得るのである。尤もそれと同時に國土計畫に關聯しての綠地計畫も當然考慮されなければならぬのであるが、こゝでは主として都市或は都市住民に直接關係を有する綠地について考察を試みんとするものである事を豫め御断りしておく。

さて綠地は之を大別して次の三種となす事が出来る。

イ、厚生綠地（又は休養綠地、慰樂綠地）

ロ、保安綠地

ハ、生產綠地

等が之に屬する。

厚生綠地と稱するのは保健・休養・教化等の目的を以て設けられる綠地であつて、公園・運動場・植物園・動物園

風・防砂等の爲の綠地或は火災・地震・空襲等に對する避難・待避の爲の綠地などが之を屬する。生産綠地と稱するのは、農業・林業・牧畜・水產等の爲の綠地である。

以下これ等の綠地について地方計畫的に考察を加へて見やう。

最初に厚生綠地であるが本綠地は前述の如く保健・休養・教化等を目的とするものであつて、市民達が毎日或は週末若くはその他の休日等に利用して心身の休養・強化を行ふ爲のものであるが故に、その位置は利用者の住所より一定の範圍内にある事が第一要件である。又その量は人口に對して一定の標準を保有する事が必要である。かくして本綠地は一般都市にありては人口一人當二〇平方メートル乃至四〇平方メートル、區域面積の一〇%以上を保有する事が望ましい。但し二〇平方メートルといふ標準は都市に於て市街部の周邊より二糠の範圍内に於ける區域についてのものであつて、換言すれば市民が毎日利用し得るが如き綠地についてのものであり、四〇平方メートルといふのはそれより遠隔の位置にある綠地、即ち毎日は利用出来なくとも週末・その他の休日等に利用し得るものも含めた場合の標準である。なほ面積率一〇%といふのは前者の場合に適用さるべきであつて後者の場合にはもつと大となるべきである。

都市以外の町村についてもこれに準じて計畫が樹てられなければならぬのであるが、これ等市町村自體に對する厚生綠地の計畫の詳細はこゝには述べない事にする。

地方計畫としては先づその區域内の都市の大きさに一定の制限を設ける事が先決問題であつて、その地方に於ける中心都市及びそれ以下の中小の都市の大きさ・配置を決定しなければならぬ。そして人口に依る必要綠地の面積の算出は各都市の標準人口密度による飽和人口を基礎として求められなければならない。而して地方計畫に於ける厚生綠地は之を方面的なもの即ち方面綠地と地方的なもの即ち地方綠地とに分けて考へるのが便利である。方面綠地と稱するのは各市町村の住民が毎日利用し得るものであつてそれに對する計畫は各市町村が夫々に考慮すべきものであり、地方綠

地と稱するのはそれ以外のものであつて之に對してはその面積・誘致距離等に對して一定の標準を設けるわけにはいかないがその種類としては凡そ次の如きものが考へられる。

(イ) 該地方民全體の集合・運動等に利用せらるべき地方中央公園

これは地方の中央都市の有する大公園の如きものを利用しても差支ないのであるが、適當なものが無い場合には特に設けるがよい。その位置は成るべく地方の交通的・人口的中心に近い所がよい。

(ロ) 優秀なる風景地

地方には國立公園とする程に優秀偉大でなく、それかと言つて個々の市町村の經營に委ねるわけにも行かないやうな相當勝れた風景地が存在してゐるのであつて、これ等のものは既に道府縣立公園として指定されてゐるものもあるが、かかる風景地は厚生的に大なる價値を有する許りでなく地方民の郷土愛、情操陶冶といふやうな事にも大きな貢献をなしてゐるのであつて、之を地方厚生綠地として保存し育成して行く事は最も大切な事であるといはなければならぬ。

(ハ) 風景的にはさほど勝れてゐなくても保健地・休養地として勝れてゐる場所

即ち海水浴場・野營場・舟遊場・冬季競技場等として適當な場所である。これ等の場所は今後益々要求されるのであつて、その適地の選定・確保は一日も早く行はなければならない。

(二) 名勝・史蹟・天然紀念物等のある場所

城址、名園、著名なる社寺、或は天然紀念物の如きは遊覧のよき對象であり、既に公園となれるものも少くないものであるが、これ等の完全なる保存・顯彰を行はんとするにはなほ検討すべき點多く、又これ等を厚生的に十分に役立たせんとするには區域の擴張、施設の充實、環境の整備等爲さるべき事が多々あるのである。

(本) 森 林

市街地に人工的に設けられたる庭園や公園の如き綠地のみを以てしては到底現代の都會人の厚生的欲求を満足せしめる譯にはいかない。現代の都會人はもつと雄大な大自然の中に於てもつと自由に心身の開放・休養を行ふ事を希求して止まないのである。その意味に於て廣大なる山林原野、湖海等の水邊地の如きは最も喜ばれるのである。

而して我國は世界有數の森林國であつて、その林野面積の國土面積に對する割合は甚はだ大であり、而も大抵の都市はその市域内或はその近接區域内に豊富なる森林地帶を有つてゐる。そしてそれ等の森林は現に市民によつて厚生的に盛に利用されつゝあるのであつて、若し適當なる施設經營を行ふに於ては市民の厚生の爲偉大な價値を發揮し得るのである。

元來森林は同一の場所を或る單一の目的に利用する外、なほ他の幾つかの目的にも利用し得るのであつて、即ち木材生産の爲にも、水源涵養の爲にも、將又風致保健の爲にも、といふやうに幾重にも利用し得るのである。然し乍らそれには大切な條件が附せられなければならぬ。殊に森林を厚生的に利用するといふ事は、とりも直さず多數の民衆を森林内に誘致する事であつて、即ち森林保護上の危險を増大する事になるのである。例へば樹木の枝を折つたり、花草を濫採したり、道なき所を踏荒して土砂崩壊の原因をつくつたり、更に甚しきに至つては煙草や燐寸等の火の不始末によつて山火事を發生せしめ、以て幾十年幾百年を経て漸やく出來上つた貴重な森林を一瞬にして灰燼に歸せしめる事も少くないのである。實に恐るべきは山火事である。茲に於て森林の厚生的利用をなさんとするには先づ適當なる森林經營計畫を樹て、それに従つて適當なる厚生的利用の施設も行ひ、以て利用の効果を全からしめると同時に森林に對する危害の防止に努めなければならぬ。

(ヘ) 水 邊 地

海洋・湖池・河川等の水邊地は厚生的價値の頗る大なるものがあり之が保存・保護は極めて肝要な事である。歐米の諸都市・諸地方に於ては夙くよりこの點に留意され海洋の沿岸、湖水の周邊、河川の沿岸等は能く限り之を公共休養の爲に保存し、施設し、開放し、厚生的に又風致的に大なる貢献をなしてゐる事は既に周知の通りであるが、我國に於ても綠地計畫上この點に大いに意が注がれなければならぬと思ふのである。

(ト) 水力發電・農地灌漑等の目的を以て設けられる貯水池

我國の河川は水力發電に適し又我國は水稻栽培が盛であつて、發電用・灌漑用の堰堤或は貯水池が至る所に設けられてゐるのであるが、その築設は近來益々多からんとしてゐるのである。而してかゝる貯水池は溪間にあるにせよ田園の中にあるにせよ、一つの新しい風景として大なる魅力を有し、加ふるにその廣き水面は舟遊・水泳・釣魚等に利用し得るのであつて、即ち厚生的にも大なる利用價値を有するものである。故にかゝる貯水池の築設に當つて最初より厚生的利用の側面を考慮に入れて計畫するならば風致の増進と相俟つて地方民の福利増進に貢献する所が頗る多いのである。既設のものを同じ目的に利用する事についても考慮さるべきである。

(チ) 道路公園と公園道路

これ等は主として各地方内にある主要なる厚生綠地を互に連絡する爲に設けられるものであつて、水流に沿うた所、眺望よき丘陵地、或は湖水や海岸に沿うた所等が適するのであるが、平凡な場所でも適當に並木やその他の植栽地帯を設ける事によつて立派な公園道路を創り出す事が出来るのであるが、路傍植栽或は道路の美化・綠化と言つた問題は近來各國に於て論ぜられてゐるのである。我國に於ける街道並木は中古の頃より始められ江戸時代に至りて最も隆盛を極め現在もなほ諸所に見る事が出来るのであるが、その雄大に生長して雅趣ある姿態を呈せる有様は洵に地方田園景觀の白眉とも稱すべきもので、かくの如き並木の保存・育成については十分の注意が拂はれなければならぬので

ある。道路公園或は公園道路は自動車を通ぜしめるのが普通であるがなほ單に歩道のみの場合もあり、それ等に乘馬道や自轉車道を併設するものもあつて、幅員は區々であり小は十數米のものより大は數百米に及ぶものもある。

次に保安綠地であるが、保安綠地としては從來森林の中に土砂扦止林・飛砂防止林・水害防備林・防風林・潮害防備林・頬雪防止林・墜石防止林・水源涵養林等の所謂保安林なるものがあつたが、近時都市計畫に於て潮害防備に對復興計畫に當りては防火の目的を以て多くの公園や廣場を設ける外、幅廣き公園式道路が造られるやうになつた。ドイツにありては近來防空に對する保安の上から——同時に保健・風致の點をも考慮して——都市の内外に豊富なる綠地を設けるやうになつたが、特に工場は之を成可く樹林の中に設け又工場と住宅地との間に幅廣き綠地帯を挿入するやうにしてゐる。そして今や都市の疎開、工場の分散、都市過大化の抑制等の事が盛に唱へられてゐる。

翻つて我國の事情について考へて見るに、我國の如く人家稠密にして而も建築材料が大部分木材であつて火災の危険著しく、地形平坦地に乏しくて丘陵山嶽に富みて土砂崩壊の災害多く、四面環海にして風潮害の防止等の爲の施設は極めて重要な所に於ては、火事空襲に依る災害の擴延防止、土砂の崩壊・流出の防止、風潮害の防止等の爲の施設は極めて重要なものと言はなければならぬ。殊にそれ等の施設が綠地として設けられる場合には、平時には厚生的に利用する事が出来、住民の保健や都市の風致美觀の爲に役立つ事甚はだ大なるものがある。神戸市の背山森林が土砂の崩壊流出を防ぎ、市民の飲料水の水源を涵養し、都市の風致を増し、市民の保健の爲に利用される等、如何に大なる貢献をなしつゝあるかは既に周知の通りである。又最近阪神地方海岸に設けられたる防潮堤は、樹木成長の曉には、海邊遊歩公園として地方民のよき休養の場所となるのみならず又海岸の風景を一段と美化する事であらう。

ドイツ人は古來森林を愛し森林に絶大の親しみを持つてゐるのであるが、そのドイツには山嶽丘陵地帶はいふに及

ばず平地——都市に近接した——にも至る所に森林が存在し、それは經濟的に經營されると同時に公園林或は休養林としての施業も行はれ、市民達によつて保健的・厚生的に盛に利用されてゐるのである。そして最近は、前にも述べた如く、空襲に對する保安の見地からこの森林が非常に役立ち工場に對する最もよき掩護物となつてゐるのであるが、我關東平野に於ても古くよりあちこちに樹林が存在してゐて武藏野特有の景觀を現出してゐるのであるが、そしてそれは近來經濟上の事情から段々減滅の傾向を辿りつゝあるのであるが、これ等樹林の保安的効能を考へる時その保存・保護について慎重考慮を加へられなければならぬのである。

なほ最近我國の重要な都市や工業都市の周圍に所謂大綠地と稱せられる所の防空綠地が設定せられつゝあるが、かかる綠地はその使用目的よりして防空活動に最も便利なるやうその位置・地形等が選ばれるので、必らずしも風景的に勝れたものといふわけにはいかないが、然しその面積の廣大なる事と平坦なる大空開地を有する事により、平時多數人の體育運動場として或は訓練場・鍛成道場等として大いに役立ち、又防空に必要な地積の外に若干の餘地を附屬せしめる事によつて諸種の公園的施設を加へる事も出来るのであつて、この種の綠地は從來一般都市に不足してゐた廣闊なる自由感に充ちた大公園の代用たらしめる事が出来るのである。故にかかる綠地は單に非常時に於ける保安綠地として必要である許りでなく平時に於ける郊外大公園としても頗る大なる價値を有するのであつて地方の厚生綠地系統の一重要成分といふ事が出來る。

滿洲國の都邑計畫に於ては、市街地域を永久的な綠地帯を以て包圍する事になつてをり、その綠地帯は綠地域と稱せられ、その面積は市街地域の面積より小ならざる事を要し、その幅員は一糠以上といふ事になつてゐる。本綠地は市街地の一定限度以上に膨脹する事を防ぐと同時に、防空用地として、洪水地帯に對する建築防止の爲に、又都市に必要な農林產物の生産地として、或は厚生的にも、大いに役立つのであつて、都市をかかる環狀綠地帯を以て包圍す

る事は甚はだ望ましい事である。イギリスの田園都市に於ける農業地帯や、オーストリアのウキーンに於ける森林及草地帶、ドイツの諸都市に行はれつゝある都市包圍綠地帶^(三)、ロンドンやモスコーザ環狀綠地帶、アメリカの綠地帶都巿に於ける都市包圍綠地帶等、何れも同じ種類の綠地である。都市の大さの制限といふ事も、亦都市に必須の厚生・保安・生産の爲の綠地の確保といふ事も、かゝる大綠地帶の設定によつて始めて達成を期し得るのである。我國に於ても所謂大綠地の設定を契機として總ての都市に永久的な包圍綠地帶の設定せられん事を祈つて止まないのである。

最後に生産綠地の事であるが、最近食糧生産の一翼として休閑地利用が叫ばれ、又大都市蔬菜自給圈なるものが設定されるといつやうな事になつて、都會人の生産綠地に對する認識は急速に高まつて來たのである。然し乍ら都市が直接に生産綠地を必要とするのは現下の如き非常時局にのみ限られるものであらうか。この邊の事情の検討は綠地問題を論ずるに當つて相當重要な事柄であるのである。

今度の新しき國民學校令に於ては、理科教授方針として「自然ニ親シミ自然ヨリ直接ニ學ブノ態度ヲ養フベシ」といひ、又「植物ノ栽培、動物ノ飼育ヲ爲サシメ生物愛育ノ念ニ培フト共ニ繼續的ノ觀察實驗ニ依リテ持久的ニ研究スルノ態度ヲ養フベシ」といひ、實業科農業の目的として「實業科農業ハ農業ニ關スル普通ノ知識技能ヲ得シメ其ノ實踐ヲ指導シ我國農業ノ歴史的意義ヲ明ラカニシ農ヲ尊ブノ精神ヲ養フモノトス」と述べてゐるのであつて、都市たると村落たるとを問はず小國民をして自然或は農業に對する實際的な知識經驗を有たしめる事の必要を強調してゐるのである。かういふ點から考へて先づ自然の觀察や農事實習を行ふべき適當なる學校園（學校植物園、學校動物園、教材園、生徒勞作園等）を設ける事は是非爲されなければならぬのであるが、やがて彼等が成長するに及んでも、何時でも自然に親しみ農事を忘れないやうにし、且つ餘暇の健全なる利用をなす上からも、分區園或は家庭農園の如きものを持つといふ事は甚はだ望ましい事である。乃ち現下我國に於て盛に行はれてゐる休閑地利用・隣組農園の如きも

のを恒久化し發展せしめて都市綠地の必須一成分たらしめる事は決して無意義の事ではないと信ずるのである。

かゝる綠地は生産と同時に厚生をも兼ねた所の個人的な或は共同的な綠地であるが、なほ都市全體として考へる場合にはその周圍に永久的な相當面積の農業地帶を有つ事の有意義である事が色々な方面から考へられるのである。都市が自給食糧の生産を必要とする非常時はさておいて、平時に於てもかゝる地帶に於て生産される新鮮な蔬菜・果物・乳卵等は比較的安く市民に供給せられ大いに市民を喜ばす事であらう。又かゝる地帶からはその地方特有の農產物が生産される場合があるであらうが、その場合その地帶の保存をなす事も出来るのである。

生産綠地としてはなほ重要なものに森林がある。森林の生産物は都市住民の日常生活に對して農作園藝の生産物ほどにその近接地帶に於て生産される事を必要としない故に單なる生産の目的を以て森林を都會地に接近して存在せしめなければならぬといふ理由はないのであるが、然し森林は前述の如く、保健・風致・保安等の見地からして都市或は市民と極めて重要密接な關係を有し、而もそれ等各種の効用は多くの場合生産的効用と一致するのであるから、かかる森林の多重的効用を利用して都市の内外に森林を配置するといふ事は甚はだ望ましい事であり又必要な事であるといはなければならぬ。そして樹木や森林はその諸種の効用を發揮せしめる爲には數十年若くは數百年の年數を必要とするものなるを以て、現存のものは出来る丈け保存し保護するといふ事が又極めて肝要な事であるのである。

以上各種綠地について述べたのであるが、これ等綠地は多く幾つかの効用を兼ね得るものであつて、從つて綠地計畫に當りては或種の綠地のみを單獨に考慮するよりも總ての種類のものを総合的に考慮するのが好都合であり又さうする必要があるのである。尤も順序としては、先づ厚生綠地・保安綠地・生産綠地等を夫々の目的・要求に應じて適當なる位置・面積を決定し、然る後三者を統合して再検討を加へ、單獨利用に供すべきものと、二重・三重の利用に供すべきものとを區別し、以て各々の適正なる經營計畫を樹つべきである。

而して都邑計畫に於ける綠地の配置は、一般的には路網の場合と同じやうに放射狀及び環狀の綠地帶より成る綠地網を形成し、周圍を最も大なる綠地帶によつて圍繞するのが理想とされてゐるのであるが、地方計畫に於てはこの都市を包圍せる環狀綠地帶とそれより外方に位せる部分が問題となるのであつて、若し大都市を中心とする地方計畫なれば、その大都市の周圍に衛星都市が配置せられる事になり、恰も大都市といふ一つの大島の周圍に綠地といふ海があつてその海の中に衛星都市といふ小島が點在してゐるといふ形になるのである。

かゝる状態に綠地が永久的に存置せらるなければ理想的であるが、然し大都市の周圍にある比較的地價の高い土地を永久的に空地帶として存置するといふ事は實際上非常な困難を豫想しなければならぬのであつて、その點が大いに研究を要する所である。

之に關しては先づ第一に、一般住民に綠地が保健や保安の上に如何に重要なものであるかといふ事をはつきり認識させるといふ事が必要である。

次にはかゝる綠地を都市或は地方構成の一要素として最も合理的且つ有効に利用するといふ事である。單なる農作物の栽培或は用材薪炭の生産といふ如き純然たる原始産業の舞臺としてのみ考へるといふのでは不十分である。綠地として、より文化的な、より高度の利用方法が考案されなければならぬ。例へば大公園・大運動場・墓苑・植物園・動物園・學校・學校園・各種鍊成施設・病院・療養所・感化院・養老院・淨水場・飛行場・練兵場・競馬場・防空陣地・集團避難場・農林園藝試驗場・庭木花卉栽培場・溫室園藝等の高等栽培場等、それ自身が綠地であるか或は廣大なる綠地を附屬せしむるを必要とする如き施設が幾らもあるのであつて、これ等諸施設は何れも都會住民に要求せられるものであつて而も市街地内に位置せしめる事を要せず、否寧ろそれより相當離れた場所に於て噴霧や煤塵から逃れて在る事を望むものである。乃ちこれ等の諸施設を夫々の要求に應じて適當なる位置を選び田園の中や林間に配置

するやうにすれば、それ等諸施設は永久に理想的な環境の中に置かれる事になり、全綠地の價値も一段と高められる事であらう。なほこれ等大綠地帶の綠地としての存續を保障する爲には農業地域・林業地域（或は田園地域・森林地域）の如き地制域を布く事が考慮されなければならぬであらうし、又これ等地方全體としての景觀の保持育成についてもよく郷土的特色を失はざるやう慎重考慮さるべきである。

以上を要するに、近代都市の最も大なる缺陷は都市が専ら建築の密集團塊と化し、その内外に恒久的な空地——厚生・保安・生產等の爲の綠地——を十分に（殆んど、といふ方がより適切であらう）有つてゐないといふ事である。そして今は徒らに過去を顧みて歎いてゐる時ではない。速やかにこの缺陷を輕減し除去する爲の計畫を樹て、それを必ずしも實行に移さなければならぬ。而してそれは單に都邑計畫の範圍に止まらず、もつと廣範圍に亘つて即ち地方計畫として考慮されなければならぬ。更に進んで國土計畫としても考慮されなければならぬ。（昭和一七・九・一）（文書提出）

註

- (一) 關口鎌太郎、都市の綠地計畫（造園研究、昭和七年四月、同七月）
- (二) 同 上、厚生綠地の計畫（造園研究、昭和十五年八月）
- (三) 同 上、森林の厚生的利用に就て（日本學術協會報告、昭和十五年十一月）
- (四) 同 上、綠地帶論（公園綠地、昭和十七年四一八月）

關東地方に於ける工業配分と地方計畫の實際に就て

東京商工會議所 根 岸 情 治

昨日石川技師から洵に奇特な存在として御紹介を戴きました東京商工會議所に於ける工業配分の問題に付きまして、吾々のやつて居ります調査並にその経過を御報告致したいと思ふのであります。時間が餘りありませんので極めて簡単に申上げます。で私の方は所謂理窟ではないのであります。實際に工業配分をどういふ風に取扱つたかといふだけの話であります。この點を豫めお含み置き願ひたいと思ひます。

先づ最初に東京商工會議所が何故關東地方に於ける工業配分の調査をするやうになつたか、更にどんな方法でしたのか、また現在どういふやうな役割をしてゐるかといったやうな事を申上げまして、なほ時間がありましたら一二、三の實例を申上げたいと思ひます。

御承知のやうに昭和十五年の九月に、我が國に於ける國土計畫の設定要綱といふのが内閣の閣議で決まつて發表になつたのであります。東京を中心とする關東地方といふものは我が國に於ける——と申すよりも大東亞と申した方がいいかも知れませんが、その政治、經濟、文化の中樞機關であります。それにも拘らず既に過度の人口と過度の産業が、しかも片寄つて集中して居りますために、現状に於きましては重大なる危機的なるものを孕んで居るのであります。これに付しましては既に幾人か斯界の權威者の方から御説明がありましたので、その内容は省略させて戴きますが、假に水道の問題にしても、その他有らゆる問題に於て相當危険な状態に陥つてゐるといふ事になつて居るのであります。これを若しそのまゝに放置して置きますならば、國民の社會生活は固より、政治的な

活動も經濟的な活動も、更に軍事的な活動も、著しい支障を來すので經濟團體の代表機關である商工會議所が、從来のかき集め的な觀念を捨てゝ國家の方針に従つて、せめて關東地方だけでも所謂産業の分配、その中で最も大切な工業の分配、或は商業の再編成といふ事に力を注ぐべきではないかといふ事を痛感したのであります。そこで昭和十六年の一月であります、關係官廳、又は専門の方々を御委嘱致しまして、國土計畫調査委員會を創りました。それは内務省、軍部、企畫院、大學の方々、或はこゝに御臨席になつて居られる方々にも御出席をお願ひしたのであります。そして商工會議所が執るべき國土計畫の役割に付しまして御検討を願つたのであります。只今からその大意を読み上げる事に致します。

(試案朗讀)

國土計畫關東地方基本計畫試案

東京商工會議所國土計畫調查委員會

東亞共榮圈の確立を目標とし、高度國防國家建設の基底をなす國土計畫は、我國の有する全資源を最高度に利用することを目的とし、國土に即して人口及び産業の合理的配置を計畫するものなり。關東地方基本計畫も亦斯の如き意義と内容とを以て策定せらるべきは言を俟たず。

蓋し關東地方は東亞の盟主たる大日本帝國の帝都東京市並に大工業地帶京濱地方を有するを以て、獨り我國のみならず、廣く東亞に於ける政治、經濟及び文化上中樞的地位を占む。然りと雖も之が反面には京濱地帶に於ける過度の人口及び産業の集中に基き經濟活動上乃至社會生活上幾多憂慮すべき弊害を惹起しつゝあり。加之戰時下に於ける防空問題、食糧問題等當面緊急の施策を要する重要事項極めて多し。之れ關東地方基本計畫を速かに樹立すべき必要を痛感する所以なり。

固より關東地方基本計畫は、日滿支を中核とする東亞共榮圈の廣地域に亘る綜合的國土計畫の部分計畫なるを以て先づ關東地方

の特異性を慎重考慮し、その任務を決定したる上策定せらるべきものなれども前記の如き緊急の必要あるに鑑み一應之が前提たる於ける工業、人口、施設の集中に原因する國防上、經濟上、社會上の利弊を検討し、國家的見地より之が合理的配備を圖る爲左記の如き具體的指導方針に基き策定せらるべきものとす。

一、都市防衛の脆弱性を除去し空襲被害を最小限度に輕減する様萬全の防空施設を講ずること。特に帝都の防衛に關しては其の完壁を期すること。
 二、工場、住居及交通機關等の合理的配備に依り工業經營を複雜混亂せしむる條件を除去し、生產力擴充計畫の適正且圓滑なる遂行を期すること。

三、主要都市の必要とする食糧を確保し得る様重要農畜產物の生産及び供給計畫を樹立し、且輸送及貯藏施設を整備すること。
 四、都市農村間の調和均衡を圖り土地に結びついたる安定せる生活を確保し得る様人口の配分、產業及各種施設の配置を行ふこと。

五、都市態容の改善に依り都市人口の出生率增加並に體位向上を圖り人口の質的、量的増強を期すること。

第一 内 容

一、都市の配置に關する事項

(一) 京濱地方整備計畫

京濱地方に於ける重要產業及人口の無統制なる集中混密狀態を是正する爲東京を中心とし此の地域と一體の有機的聯屬を有する約五〇軒圏内を對象とし適當なる疏開整備を行ふものとす。

- (1) 本地域内に於ける一定規模以上の工場其の他人口を誘引する處ある施設の新設又は增設を制限又は禁止すること。
- (2) 市街地の周邊に空地綠地の保持を圖ること。
- (3) 都市改造計畫を樹立し市街地の疎開、既存工場の移設等の實施を圖ること。

(4) 今後の市街地の發展を衛星都市、田園都市の形態に誘導すること。

- (5) 必要に應じ京濱市街地への移住を制限すること。

(二) 地方都市開發計畫

關東地方に於ける人口及都市の適正配置に關しては京濱地方の整備計畫と相俟つて人口の地方都市への分散及地方都市の振興を並行的に行ふものとす。

- (1) 關東地方に於ける都市の現在及將來の機能並に都市相互の經濟的、社會的依存關係を明にし、之に從ひ都市振興の順序を樹立すること。
- (2) 新設又は京濱地方よりの移設工場にして關東地方に於て處理すべきものは之を適當に振興すべき地方へ分布せしむること。
- (3) 配置せられたる工業の勞働力を其の郷土に定着せしむる爲工業聚落計畫を樹立實施すること。
- (4) 各地方の中心たるべき文化慰樂施設は各都市に之を適當に配置し當該都市並に周圍農村の必要に應ぜしむること。

二、工業配分に關する事項

(一) 工業立地條件の整備

關東地方に於て引受くべき工業の業種及規模を定むるに當り關東地方の具有する立地條件を考慮し、之が整備を行ふものとす。

- (1) 工業資源の開發利用につき詳細なる研究を行ひ、既利用資源の利用能率の増進並に新資源の利用に必要な施設の擴充又は新設を圖ること。
- (2) 水力、用水等を確保する爲河水統制計畫を樹立すること。
- (3) 立地條件整備の爲交通・供給施設及び用地に關する計畫を樹立實施すること。
- (4) 工業配分計畫は各地方の工業發達の段階に應じ、立地條件の整備及び都市配置計畫との關聯に於て計畫實施するものとす。

- (5) 京濱地方に於ける工場の新設又は増設を禁止又は制限し、之を地方都市に配分すると共に京濱地方既設工場の移設を圖ること。

(2) 中小工業の整理轉換等による労働力及び施設の整理並に移動に付ては工業配分計畫に即應し地域的に計畫を樹立すること。

(3) 地方に於ける農業工業の労働力、技術及び施設の利用を考慮して新工業の配分移設を實施すること。

(4) 大工場の配分に關しては之と並行して其の下請工業の配分を行ふこと。

(5) 工業の配分移設に付ては可及的に地元労働力を利用すると共に地元商業及農業との調和ある關係の維持を考慮すること。

三、農畜水產計畫に關する事項

京濱地方の如き人口密集地を含める關東地方に於ては之に對應せる農畜水產物生産計畫及び農村計畫を樹立し、之に即應して可及的近距離よりの供給、充分なる貯藏を目標とする主要都市食糧確保計畫を樹立するものとす。

(一) 食糧確保計畫

(1) 關東地方に於ける人口及都市配分計畫に從ひ隣接東北、北陸諸地方との聯絡の下に重要農畜水產物の確保計畫を樹立すること。

(2) 農畜水產物確保計畫に従ひ其の統一的配給及び貯藏計畫並に配給機構を確立すること。

(二) 農畜水產物生產計畫及農村計畫

(1) 耕地の開墾及び改良計畫を樹立すると共に之に必要な農業用水確保の施設を講ずること。

(2) 農地保持の爲農業地域制を施行し、特に都市近郊の生産綠地を確保すること。

(3) 重要農產物作付計畫並に畜水產物生產計畫及び之に即應せる各町村生産計畫を樹立實施すること。

(4) 農地制度を改善し、所有關係、耕作關係を整理し、農業機械化の可能性を大ならしむること。

(5) 適正農家の確立を圖ると共に健全なる農村人口の計畫的確保を圖ること。

(6) 農村計畫を樹立し、農村の經濟的、文化的施設を整備すること。

四、交通、供給施設及び住宅に關する事項

人口及都市の適正配置、工業配分並に食糧確保計畫に相應して交通施設の整備及び電力、用水等の供給施設並に住宅計畫を樹立するものとす。

(一) 交通施設計畫

(1) 振興すべき都市並に工業建設地の立地條件を整備するに必要な鐵道、道路、港灣、水路等を完備すること。

(2) 全地方に於ける交通運輸系統を整備すると共に綜合的擴充計畫を樹立實施するに、特に飛行場及自動車專用道路の建設に努むること。

(3) 全地方に亘り全面的に交通調整を行ふこと。

(二) 供給施設計畫

(1) 必要なる河川に河水統制を實施すると共に地下水源を開發し特に農地開發計畫、農產物生產計畫、工業配分計畫等に必要なる用水を計畫的に確保し得る様圖ること。

(2) 發送電配電系統を統一し工業配分計畫に依り電力を要する地方への送電系統を整備すること。

(三) 住宅計畫

(1) 人口及び產業の配分計畫に基き住宅計畫を樹立すると共に住宅供給を圓滑ならしむる爲、その供給事業に對し適當な統制方策を確立すること。

(2) 住宅計畫に於ては職場、交通施設及び供給施設との合理的關係を保ち得る様考慮すること。

五、綜合的的土地利用計畫に關する事項

以上の諸計畫を綜合して精細なる土地利用計畫を樹立し、各土地の開發、利用、保全、規制等必要な措置を講じ、該土地利用計畫の實現を圖ること。

第三 組織及運用

以上諸計畫の樹立及實施に付ては計畫官廳の設置、強力なる法制の制定及び行政機構の改善を期すると共に民間諸團體並に業者の全面的協力を圖ることを緊要とす。

(一) 中央に計畫官廳を設置し調査の統一、諸計畫の統制並に綜合計畫の樹立に當らしむること。

(二) 充實せる調査機關を設け中央計畫官廳の調查立案に協力せしむること。

(三) 國土計畫及び地方計畫に關する法律を制定し、既存法令に付必要なる改正を行ふこと。

(四) 關東地方道長官をして（全國に道制を布くものとす）關東地方に於ける諸行政を統合せしめ且つ中央計畫官廳の計畫の

執行に當らしむること。

(五) 既に實施又は着手せる策或は事業にして全計畫の施行を妨ぐる處あるものに付ては必要なる措置を講ずること。

(六) 工場の新設、移設の配分を統制し、其の用地等の斡旋を行はしむる爲工場設置助成機關を設くること。

(試案畢)

その後直に關東地方に於ける商工會議所と聯絡を執りまして、「關東地方商工會議所國土計畫協議會」といふ大へん立派な名前のものを設けました。そして差當り國土計畫の最も重要且つ緊急の課題となつて居る工業の配分といふやうな問題を取上げまして、各地にわざ／＼出向いて各地の關係の人とも再三再四懇談を致しました。またそれと同時に立地條件の調査に掛つたのであります。東京の會議所と致しましては、更に關係官廳または軍部、或は經濟團體、工場主等と聯絡を執りまして調査の方針を相談したり、或は調査の出來ました資料を提供したり致しまして、現在に及んで居るのであります。また一步を進めまして實際的な斡旋等にも掛つて居るのであります。つまり軍の方や内務省の方にも直接現場に行つて戴いて、工場地等もよく見て戴き、また工場を建設しやうといふやうな工場主に對しましては、特別にこちらの調査を御参考に供しまして、出来るだけ吾々の方で斡旋しやうといつたやうな方法を執つて居るのであります。既に二、三の方面に對しては實績が舉つて居る所もあるのでありますて、土地の買收も終り工事にも着手しやうといふ狀態になつて居ります。これ等は全國の工場密集地帶に對して政府から工場の抑制を目的とした規制地域の發表のある以前でありますて、その後工場の規制地域または工場建設地域の發表があつた次第なのであります。

工場規制地域なり工場建設地域なりが現在相當議論があるやうでありますが、何れに致しましても國土計畫的な實施にその第一歩を進めたといふ事に於ては確に間違ひないのであります、今後その問題を具體化しますために地方

計畫としてそれ／＼の角度からそれ／＼の施設を検討しなければならぬと思ふのであります。併し何と申しましても實際上の問題になれば、單に圖面の上に色を塗つて居るといつたやうな譯には參らぬ事情が澤山ありますので、その土地々々により、或はその土地から得る勞働力、或は業種によりまして、それ／＼違つたものが出來て來なければならぬと思ふのであります。殊に戰時下の今日にありますては資財の關係とか勞働力の關係、あるひは文化施設の關係等いろいろ／＼な問題を考へて見ますと、單に圖面的な計畫をお樹てになつただけでは、どうも實際上如何ともならぬのでありますて、工場一つ持つて行くのにも相當多くの支障が生じてゐる實狀にあるのであります。そこで吾々の方ではその調査の手段として、或る程度の文化施設を持つて居る地方の既存都市を中心として考へたのであります。どうもその邊に今後の地方計畫の方向も考へて行かなければならないのではないかと思ふのでありますて、これに對してはいろいろ／＼議論もあるでせうけれども、とにかく吾々の立場としては、先づ文化施設を有して居る都市を中心にして考へたのであります。然もこの問題は二年先とか三年先といふことでなく今日、明日の問題であります。これは地方計畫をお樹てになるのには或は邪道であるかも知れませんが、吾々の立場としてはさういふ風に考へたのであります。

それではどういふ都市を選んで調査したかと申しますと、關東地方内の商工會議所の在る土地は全部調査したのであります。即ち都市らしい都市は全部調査しました。それは各地方商工會議所の手を煩してやつたのでありますて、特に工業立地的に價値の多い都市に對しては重點的に力をいれて調査して居るのであります。これから御報告申上げようと思ひます關東地方の工業立地條件といふものはさういふやうな意味でありますて、その點を豫め御承知願ひ度いと思ふのであります。

次に關東地方に於ける七つの都市に付て調査した主な事だけを申上げたいと思ひます。先づ最初は勞働力の問題であります。これは内務省の中田さんあたりも計算して居られますて、私の方は實際の地元の意見を參照して計算しま

したので、その點多少御都合主義的な點があるかも知れませんが、とに角一番重大な問題として採上げられて居りますのでそれを申上げます。で選びました都市は甲府、宇都宮、高崎、熊谷、小田原、銚子、栃木、等であります。これらはどういふところを根據にしてその數字を出したかと申しますと、労働力の供出區域をそれ等の都市を中心として十五キロ圏内と定め國民學校の卒業生は今までの實績から行くと、五割乃至六割、或は七割くらい迄が労働力として取れて居るのでありますので國民學校卒業生を大體六割取れるものとし、又企業整備による轉業者、この轉業者が相當問題になつて居りましてこれは一體商工人口の中から何%くらい轉業するかといふ事になりますと、その數は、公に発表されては居りませんが、大體一割から一割五分といふところを確實に抑へたのであります。業種によつては二割、三割、或は五割といふやうなものもありますが、又一割以下といふのもありますと、大體一割から一割五分に見當をつけたのであります。そしてその中の八割を労働力に向けたのであります。しかしこれは理念であつて果してそれが向くかどうか疑問でありますが、とにかくそれだけの數字を向いたのであります。また出稼人も相當ありますて、それが地元から言ひますと約半數は歸るものと云ひますが私の方ではその〇・五%，相當小さな數字であります。が確實なところを抑へたのであります。それからもう一つ餘剩労働として十五キロ圏内に於る總人口の〇・一割をおさへました。

洵に残念ですが時間がありませんのでこれで終る事にいたします。』

東京市の綠地的防空對策

東京市防衛局計畫課
第二計畫掛技師 平林恒雄

東京市の防空對策としての綠地的計畫に付て申し上げ度いと思ひます。

防空都市の建設にとつて、綠地の増設が重要な役割を持つて居るといふ事は申す迄もない事であります。東京市についてもこの數年來斯様な見地から防空綠地其他の綠地事業が從來にない多額の豫算を計上して實施せられて來て居るのであります。これ等は主として防空上特殊な用途を持つて居るものとか、市街地に殘存して居る空地とか、比較的抵抗障礙の少い所々を買收して確保しようといふもので、東京市の如き既に過大過密の状態に陥つて、然もなほ旺盛な發展傾向を示して居る都市に對しては、その膨脹を抑制する手段としても、又防空都市計畫の根本方針である燃えない都市を造るといふ點からも、左程強力な効果は期待出来ないのであつて、如何にしても更に大規模な特に既成の市街地に對しては改進的な意味を持つた計畫が必要と思はれるのであります。そうゆう點で今後の帝都の防空上重要な綠地的な施策として考へられるものは、環狀綠地帶と防火帶の計畫であらうと思ひます。

東京の環狀綠地帶計畫は、市の周圍にグリーンベルトを設定して市街地の外延的膨脹をこれに依つて遮斷し様とするもので、これに付ては東京地方委員會を中心に具體化の計畫が進められて居り、既に「公園綠地」其他の誌上に發表せられて居りますので、主として防火帶の計畫について考へて居ります事を申し上げ度いと存じます。

防火帶は帝都の内部の市街地を帶狀の綠地を以て多數の區劃に分割して火災の延燃を防止し、これと併行して一方に可燃性の建築物を耐火構造化する——差當つては防火改修を施して防火都市として萬全を期する意味と、防火或は

消防活動の単位を定め、又避難と防空活動の用地を準備する意味を持つて居るものであります。防火改修については昭和十四年以來國庫補助事業として着々實施せられて居り、又先般防空法が改正せられて之を強制する事も出来る様になりましたが、防火改修或は家庭防火群の様なものゝみに期待する事は、破壊爆弾を同時に投下された場合、或は一旦大火災が生じた場合の延焼防止に多分に懸念がある。米國の頻りに畫策して居る様な大編隊の空襲は將來當然あるであります。しかし、その同時多発性の火災の思った場合を豫想しますと、市街が互に延焼し難い幾つかのブロックに分割されて居るとすれば、消防の方法も餘程容易になる。殊にこれによつて避難道が開け背後が安全であるといふ事は、隣組の防火活動にとつて是非共必要な條件ではないかと思ふのであります。又斯様なものは軍民の防空活動の色々の用に供せられるであります。特に先度の様な低空爆撃を防ぐ阻塞氣球の掲揚地としてはかうしたベルト状の綠地が理想的ではないかと思はれます。防空上東京市のような巨大都市は、綠地を以て截然とし分割された小都市の集合體の如き形になつて居れば、これを空襲に對する防護の単位として、防空対策も比較的容易に立ち得ると存じます。理想としては平常の或る程度獨立した市民生活の単位ともし、行政単位としてもあり得る様なものとして考へて居る譯であります。

防火帶計畫の方針として考へて居る事項を擧げますと、第一に防火帶の幅員でありますが、今迄に計畫され實現されたものは大體道路としてあります。が、幽館では二十間のものと三十間のもの、靜岡は中央に防火植樹をして三十米と三十六米になつて居ります。東京でも近年保健及防火機能を考慮して蒲田區、足立區其他に五十米を基準とした都市計畫道路が決定されて居ります。輻射熱による火災の延焼防止といふ點だけを考へますと、木造二階建の火災で無風の場合、大體五十米の幅員があれば計算上充分有効な筈でありますが、然し暴風の大火災の折は火流が百米以上も這ふと言はれて居りますし、ベルト内を平素市民の保健休養に利用する事も考へ、又密住市街地の環境改善にも資し考へて居る次第であります。

得る爲には成るべくは百米から二百米位の幅にし度い様に考へます。

次に防火帶を通す位置については、表通りを通す——つまり現存の大きな道路をその儘取り込めば、家屋を取り壊す量が少なくて済むといふ考へ方と、表通りは寧ろその儘にして置いて裏通りを選ぶ行き方がある譯でありますが、大通りに面した商店街を取壊すことは経費の點から言つても、建築物の構造、居住者の種類等から言つても移轉に困難が多いし、又現在の大通りはその儘でも副次的な、防火ブロックを更に細分する防火線として生きて居る譯であります。従つて——勿論場所に依つては道路を擴張するのが合理的な所もあると思ひますが——大體に於て取拂ひ移轉に比較的障礙の少い裏通りの住居家屋地帯を通す事が適當と思はれます。更に積極的には防空上の缺陷を除去する意味から、密住の危険地區、不良住宅地区の様な部分を通す様にし度いと考へます。

第三に河川、水路及び鐵道線は成るべくこれを取り込んでその兩側、止むを得なければ片側にベルトを附帶せしめる。これは自然水を消火に利用する上からも、都市美の見地からも妥當であると思ひます。

斯様にして現存する比較的大きな綠地を結び、外部は環狀、楔狀綠地帶に連絡させる。工場の密集して居る場所、空襲に因る危険の大きな地域は防火帶の配置を密に、ブロックを小さくして、全體としては系統ある配置にする事を考へて居る次第であります。

環狀綠地帶と防火帶の兩計畫の實現について云へば、前者の現状は大部分が農耕地であつて、將來も東京に對する蔬菜供給地として最も有利の地位に當るものでありますが、同時に市民の厚生、都市の環境維持の上にも特に重要な意義を持つたものでありますから、地方計畫上他の一般の生産綠地々帶とは異つた特殊な取扱をする要があらうと考へます。改正防空法に依れば、主務大臣が防空上必要と認めればこれを空地々區に指定し、一般の建築物の禁止を爲し得る譯であります。が、實現策としては公用制限と買收に依る公有化とを併行して行くべきものと考へられます。後

者、防火帶の方は多量の現存の建築物を撤去移轉せしむるもので從つて莫大の經費を伴ふ。一二の試案に依つて概算した所では二十億前後の事業費を要する様に考へられるのですが、東京が大空襲によつて震災の二の舞を演ずる虞れなしと云ひ切る事が出来ないとすれば、必ずしも巨額に過ぎるとは申されない。然も火災の場合と違つて家屋を灰にしてしまふものではなく移築し得るのであるから、物資の上の負擔は左程憂ふるに當らないと思はれるのであります。然し何れにせよ、これによつて外部に排出せしむる數十萬或は百萬近い人口を如何に適切に處理するかといふ問題が残る。云ふ迄もなく地方計畫に依つて大都市人口の合理的な分散、再編成の行はれる事が、計畫實施の基礎的要件であると考へる次第であります。

地方計畫具體化の一例

—白河庄復興に於ける諸問題—

臺灣總督府技師 中 村 紹

報告者の中村技師は公務の都合で出席出来ませんでした。従つて討議は出来ないのですが、出席の序を以て私に報告する様に、と云ふ事でありましたから私中村技師に代り報告させて頂きます。

時間の都合で一般討議報告要旨の一二八頁の終りの二行「誠にさゝやかな一例ではあるが、臺南州新營郡白河庄の復興における諸問題を述べて諸賢の御批判を戴きたいのである」其の後を受けまして報告に移りたいと存じます。

甚だ圖面が少ないので私一人で拜見する様であります（説明圖に就て）位置は臺灣の北緯二十三度半、東經百二

十度半、北回歸線附近であります。熱帶と亞熱帶の境に芽生えんとする都市であります。一度臺灣を御視察願つた

方には御記憶が頗へると存じます。

それで之れは震災地の地方計畫的處理と云つた問題なのであります。昭和十六年十二月十七日臺南州嘉義地方を襲つた地震は相當酷いものであります。専門家は最高級の烈震と稱して居るのであります。之れによつて嘉義市から南約十五キロ、嘉義市と云ひますと（説明圖に就て）これから上方に十五キロ、現在人口約十萬、計畫人口二十五萬の都市であります。其南約十五キロ離れた處にある白河と云ふ小さな庄、内地で申しますところの村に當るのであります。之れが全庄殆んど潰滅してしまつたのであります。そこで此の部落に都市計畫を樹立して復興する事になつたのであります。研究の進むに従ひまして唯其の部落だけを考へてゐては復興は出來ない。其部落と其附近一帯が密接な關係にあり、其の部落を復興せしめる爲には其附近全體を考へなくてはならぬと云ふ事になつたのであります。そこで其附近一帯の復興計畫が必要となつたのであります。斯うなると最早問題は都市計畫を離れて地方計畫の分野になるのであります。勿論此場合地方計畫等と銘打つた譯ではありませんが、此地方を統制して居る新營郡の郡守に於て（郡守と申しますと、内地の郡長さんであります。臺灣の郡守は警察權も有して居るのであります。各方面の計畫を綜合して一路復興に邁進する事になつたのであります。此處に報告しやうとするのは其復興計畫の内容及び之に關して色々と起つた問題並に之に對する対策であります。

此の白河庄の全貌を申上ますと其位置は臺南州新營郡の略々中央にして附近都市への距離は嘉義市迄約十五キロ、新營と申します郡役所の所在地に約十キロ、最寄の鐵道驛には七キロ、と云ふ位置であります。次に人口であります。が、昭和十六年末の調べによりまして總人口二萬五千、内、内地人約十%，臺灣人九十%，五ヶ年平均増加率二%，而して白河庄と云ふ行政區劃に十五の大字があり、其の内白河庄大字白河は白河庄役場の所在地であります。且つ附近の農村に對し商業中心地であるにも拘らず其の人口の集中率並に増加率は都市的の高率を示して居らないのであり

ます。白河が商業中心地である事は全白河の人口の十四%しかない白河ではあります、農業人口は二%，商業人口は七十一%であると云ふ事によつて想像出来るが如く、白河は農業家が少く商業家が多い事を示して居るのであります。

次は生産額調べであります、昭和十五年の調査では農産、林産、畜産、水産と云つたやうなものを合せて一千七十八萬二千圓、其他工産及び礦産額が七十萬八千圓、合計一千百四十九萬餘圓で、其内農産額は九百五十三萬二千餘圓であります。人口一人當り生産額約四百七十八圓に當ります。以上の數字より見て白河庄は全くの農村であると云ふことが言へるのであります。

然らば此の白河を如何にして復興しやうとしたかと云ひますと、以上の様な白河部落が全滅したので之を復興すべく白河都市計畫が樹立せられ、都市計畫として決定せられたものは區域の面積約二百四十ヘクタール、此の内市街地計畫面積が百ヘクタール、計畫人口一萬と云ふやうな推定で、人口一人當り市街地面積百平方米をとつたのであります。之に道路、綠地（綠地の中に公園及び公園道等が含まれるのであります）公共建築物用地等を適當に安排したものであります、此の都市計畫を實施するに要する費用は合計一千五十三萬六千圓位に當ります。此の外尙道路の工事費、建築費、上下水道施設費等を要する譯でありますが、之に對して總督府並に州廳に於きましては取敢へず復興を要する幹線道路に對して十九萬五千圓の補助を與へたのであります。然らば復興はスムースに進んで居るかと申しますと、震災で全滅した所の白河庄の部落を以上述べた如く復興しやうとしたのであります、復興は決してスムースには進行しないのであります、其の理由としては次の様な事が考へられるのであります。

其の一として都市の商業は其の都市内の生産者、消費者をお客とするのみならず、附近一帶の區域内の生産者、消費者をお客とするのであります、然るに此の白河庄一帶の農村は甚だ疲弊して居りまして、生産力購買力共に低く

之を相手とする商業は成立しにくいのであります。

其の一としましては、白河の如き商業のみから成つてゐる市街は商業其のものを再検討されて居る今日、其の災害に遭つて再起の能力がない者、即ち昔日の如き自由主義經濟は廢せられて極度に統制が加へられるに至つたので、其の結果一般物資の配給組織も從來の如き自由販賣制から許可制、或は切符制に代り、從來の小賣業は成立しなくなつたので、白河も御他間に洩れず商業は非常にやり難いのであります。其の他に物資に關するもの、住民の震災より受けた精神的打撃などが擧げられますが、之は大した問題ではないとして、前述の其の一と其の二との問題は根本的に白河の發展を妨げるものであります。然らば如何にすればよいかと云ふ對策であります、其の一に對する對策を考へて見ますと、中心部落白河を繁榮せしめる爲には、先づ其の周圍の農村を繁榮せしめねばならぬ。其の具體方策としては農業の振興を圖ること、次に其の二に對する對策としては從來の商業自身に再検討を加へねばならぬ。即ち自由商業を止めて統制商業に移らなければならぬ。又營業方針に就ても刷新を加へ地方の購買力を振起すべきである、之等の對策を具體化せんが爲にはダムを建設して灌漑に當てる、耕地整理を施行して耕地の利用率を擧げる、附近温泉場の整備、交通機關の整理統合、盛り場の建設、商店街の美化等を圖る事が極めて必要であります。地方計畫區域も一部落の周圍の區域では小さいとは思ひますが、いけないとは思はれないでありますし、又如何なる場合と雖も其の區域が經濟的に完全に孤立してゐるとは考へられない。從つて内部關係を考へると共に外部關係も考へて地方全體の振興の爲に農業、土木、工業、交通、商業、慰樂等各方面に亘り綜合計畫の必要があり、目下銳意實現へ導きつゝある様な次第であります、誠にささやかながら地方計畫具體化の一例として御報告申上げた次第であります。御清聽を煩しました。

地方の開発振興に就て留意すべき問題 —相模原都市建設事業を通じて—

神奈川縣都市計畫課長 野坂相如

神奈川縣都市計畫課長は公務で此の席に参れなくなりましたので、同じ仕事に携はつて居ります關係上私より代つて大體の趣旨を御報告申上げます。

大東亞戰爭の完遂と長期建設の爲めに國土計畫的見地に基きまして内地に於きまして工業及び人口の集中致して居ります四大工業地域に對しまして工場の新設、又は増設が抑制せらるゝ事に相成りましたが此の抑制と同時に戰時下急速なる生産力擴充を必要と致します業種に付きましては工業開發地を定め、立地條件の整備を致しませんと國力の消長に影響する所大となりまして、我が國の工業の發展に暗影を投ずる惧れが生ずるのであります。従ひまして大都市の抑制と並行致しまして、地方の開發、振興を實施する事が焦眉の急務となるのであります。而して大都市の抑制は消極的な方法に依りましても其の効果は或る程度期待し得られるのでありますが、地方の開發に付きましては積極的な方法を講じませんと開發は望み得られないのです。依つて地方の開發に當りましては開發地の性格を明確ならしめますと共に開發方策樹立の上は開發に萬全の努力を拂はねば所期の目的は達し得らないのであります。

日支事變を契機と致しまして内地各地に生産力擴充の爲め大工場の新設、増設が相次いで起りまして、是等大工場を中心として工業都市の建設が急がれて居る事は御承知の通りであります。是等の工業建設地は必ずしも地方計畫上の所謂開發地域には該當いたしてをりませんが、新興工業都市の一つとも言ふべき相模原都市計畫建設事業に携つて

居ります關係上本事業を通じて新興工業都市の建設及び地方開發に付て二、三の所懐を述べて見たいと思ふのであります。

所謂新興工業都市の中核をなす工場の位置の選定に付て考へて見ますと、其の多くは廣大な土地を最少の用地費と補償費を以て取得する事を考へる、工場從業員の必要とする厚生施設は急場凌ぎに通勤圈内の中小都市に依存しようと云ふ考への下に選定されてをります。従つて工場を中心理想的都市の實現を圖る事は洵に困難な事であります。工場地附近は最近迄放置せられて顧られなかつた未開發の土地でありますから勿論文化施設等はございませぬ、斯かる場合に於て理想都市の實現を夢みまして、各種の法的制限を先行政致しますと、都市を構成すべき人も建築物も此の土地に附かなくなる、此の土地に集まつて來ないで近隣の既成都市にどしどしあ逃避してしまふのであります。我が神奈川縣の相模原に於きましては市街地建築物法の適用とか、區劃整理事業區域内に於ける工作物の取締りを致したゞけでも建築物取締りの手續を煩瑣と致しまして、事業區域外であります八王寺とか其の他の既成都市に建築が逃避し勝ちなのであります。従ひまして事業區域に風致地區或は防空建築規則等を施行いたします事は躊躇致して居る次第であります。理想と現實との間に挟まれまして都市建設の困難を痛感致して居ります。斯かる次第でありますので土地の取得には多少の困難は伴ひましても既成中小都市に寄生し、施設を助長、共々に發展する事が得策であります。重點的に都市建設を行ふ必要よりすれば寧ろ現在の内地では求めにくいか知れませんが、全く通勤圈内に中小都市の存在しない孤立的な位置を求めて都市建設をなす方がまだしもかと考へるのであります。勿論中間的位置に於て都市建設を行ふ場合にをきましては附近地を事業地同様、或はそれ以上に制限を嚴にし、新興都市の發展を誘導致さねば都市の建設發展は望むべくもありません。新興工業都市の發展は道路、公園、宅地等の基本構築の完成のみを以て終るのではなく、水道、住宅、學校、市場等の施設を要求せられるのであります。是等の費用は多額にのぼるのであり

まして、地元の公共團體が費用を負擔するのでは決も施設の實現は望み得られないであります。新興工業都市建設事業の使命が何れも國家的施策遂行の目的、然も都市構築に對しても從來の自然發生的都市と異なり、防空上其の他要求せられる所が多いのでありますから、特別の補助制度が生れない限り机上計畫に終る惧れがあるのであります。特に新興工業都市の中核をなす工場が作業官廳であります場合には地元公共團體の財政上將來に希望を求める難く、公共團體が財政的に行詰まる憂ひなしと言へぬ事は既成都市の現況に徴するも明らかでありますから、特に作業官廳であります場合に於きましては補助制度の確立が急務であります。又新興工業都市建設地であります曩に決定を見ました工業規制地域となつたものがあります。相模原も其の一例であります。但し建設に凡ゆる犠牲を拂ひ、各種施設の完備に努力いたしてをります實情よりしまして、工場誘致其の他發展上に對して特殊の取扱ひをいたしました。都市の發展は期し難く、都市建設の目的は阻害せられるものであります。國家的に見て損失が大となりますから特別の親心を期待するのであります。

以上の二、三の點から考へましても地方の開發に當りましては先づ其の對象地に就て國土計畫的見地から十分な考慮を拂はないと開發に極めて困難な事態を招來致しますから、凡ゆる角度から検討考察の上選定せらるべきであります。又地方開發補助制度の確立は、地方開發地として決定の上は速かに開發せしめ、開發地としての能力を發揮せしめる事は國家的見地よりも必要であると考へるのであります。大體以上が申上げたいと存する主旨でありますが、唯昨日住宅營團の龜井さんから大變相模原の區劃整理に付て辛辣な御批評を戴いたのであります。但今でも大體のお返事が出來るのであります。時間が都合もありますので差控へる事にいたしましたたゞ一言だけお断りを申上げて置きました。それは現在の都市計畫並に新興工業都市の建設につきましては我々の出來るだけの努力、又最善の方法を盡して居ると確信致して居るのであります。それにも拘はらず昨日お話の様な問題が次々に起ると云ふ事は要するにこれは將來へ残された地方計畫の一つの課題であります。此の點に付ては色々皆様の御助力を得なければなりませんし、又御批判を戴いて十分努力したいと考へて居ります。どうぞ其の意味で今後宜しくお願ひ致したいと存じます。

近畿地方計畫の策定方針

都市計畫大阪地方委員會技師 大木外次郎
都市計畫大阪地方委員會技師 山田正男

現在私共の方で考へて居ります近畿地方計畫の立案の方法及立案の進行狀況、さう云ふ點につきまして極く概要を御紹介致したいと思ひます。

現在近畿地方に於きまして地方計畫の問題は所謂近畿六府縣を便宜上對象として居りますが、内務省の懲憲に依つて京阪神の三府縣に於きまして近畿地方計畫協議會と云ふものを臨時的に拵へまして、そこで大體の案を研究して居るのであります。但の處大體七八分通り案が出来て居るのであります。その概略を御説明致します。此處で特に御断り致しておき度いのであります。只今申し上げました様に、之は飽く迄調査立案の便宜上所謂京阪神地帶の勢力圈生活圈と見られる近畿六府縣を對象としたのであります。國土計畫が幾つかの單位地方計畫に依つて構成さるべきであると云ふ見地からすれば、地方計畫區域は、自然地理的にも或は經濟地理的にも、政治地理的にも行政區劃を超越した、もつと合目的的な區域でなくてはならないであります。將來調査の結果に依つては當然その區域を變更する必要があるかも知れないのであります。現に吾々は幾多の矛盾を見て居るのですが、只今は省略致します。

近畿地方の地方計畫は關東地方の地方計畫の問題と共に我國の國土計畫構成上最も重要な部門である事は言ふ迄もないのです。それではどう云ふ點が最も本地方計畫に於て重要な事と申しますと、それは所謂京阪神地帶が我國に於ける最高度の工業化地帯であると同時に、京阪神地帯と云ふものは過大都市を編成して居る、従つて或は防空問題の對象となり、或は人口問題の對象となり、或は交通問題其の他の社會問題を惹起して居りますからであります。勿論從來既にさう云ふ點は色々論議されて居るのであります。之を更に具體的に申上げますと現在の地方計畫區域として對象として居ります面積は近畿六府縣面積約二萬七千方キロ、人口約一千二百萬であります。本區域の面積及び人口が全國の7%及び一二%に過ぎないにも拘らず、工場數に於きましても職工數に於きましても生産額に於きましても約三〇%位のものが此處に集中して居るのであります。實は近畿地方計畫區域の中だけで見ましても、その全區域の中の大部約八〇%が京阪神地帯に集積して居る、だから本計畫に於きまして真先きに對策を考すべき最も重要な問題と考へられますのは、如何にして此の京阪神に於ける人口、工業の集積狀態を修正すべきかと云ふ事であります。それでは之をどう云ふ風にして修正すべきであらうか、それは一昨日、或は昨日も盛んに述べられて居ります規制開發の問題なのであります。それは如何にして此の規制の對象となりますのは、先程申上げました様な人口產業の集中して居る、所謂過大都市の様相を呈して居ります京阪神地帯なのであります。それでは京阪神地帯と極く簡単に申しますが、どの範圍が規制すべき對象であるか、これが一つの重要な問題なのであります。それは昨日私も申上げたのであります。規制すべきものは現在の市街地を形成してゐる部分のみではなくて、其の通勤圏であり、或はその直接の勢力圏、一昨日石川技師が申されました様な生活圏其の範圍を規制しなければ規制の實は擧がらないのでないか、結局その規制の對象とすべきものは、所謂京阪神の直接の勢力圏、生活圏、さう云ふものを包含した区域でなければいけない。之に對しまして一方で規制する、片一方で開發しなければいけない、勿論開發と申します

のは産業の中特に重要と思はれる工業を此の場合意味して居るのであります。それはそれではどの邊に立地さすべきか、その具體的な位置につきましては人口の配分、産業の配分と共にもう少し後で申上げますが、大體只今申上げました様な規制と開發それを圖面で御説明致しますと、此處に掲げてあります圖面の黃色い部分は京阪神への通勤圏を示して居る、赤丸で書いてありますのは一つが五十人であります、黃色いのは通勤人口のある市町村を全部拾つたものであります、かう云ふ考へ方から行きますと、少くとも黃色い部分を全部規制しなければいけない、かう云ふ事が言へるのであります。

そこで次には人口及び産業の配分の問題であります。本計畫區域の中、面積二萬七千方キロであります。其の中市街地或は農耕地に利用し得る面積は約八千方キロ弱なのであります。そこで計畫人口等と對照致しまして其の中の都市面積に取るべきものは、此處で都市面積と申しますのは實際の市街地の面積であります。約一千二百方キロ、他は農耕地の面積と考へまして、本區域の計畫人口は大體に於て一千三百五十萬程度が適當ではなからうか、即ち現在の人口より百五十萬程度の増加を認める、かう云ふ事になるのであります。勿論農村人口の増加ではなくて最後のものは都市人口の増加なのであります。従つて農村人口は現状、或は現状以下になるか後程申上げますが、農村人口は現状より増加する事はない、之は全體から云へば約十年間の自然増加を認めるのであります。それを全部適當なる都市に配分するのであります。他の區域から此處へ流入する人口と云ふものは此の場合全然考へてゐないのであります。流入は認めたくないのです。又之以上の増加人口は他の區域に供給するのであります。此の十年間と云ふのは完全に國土計畫に移行する前の猶豫期間とも考へられますし、或は又これはペーパープランでありますから此の位の餘裕は當然考慮すべきものであると考へたのであります。そこで先程申しました様に京阪神地帯、これは規制するのであります、どの程度に規制するかと申しますと、現在人口の程度で之を抑へる、従つてこの増加人口は、京

阪神地帶を除く他の地方に、所謂工業を建設する地方に産業の配分と對象して配分する、斯くして本區域内に於ける人口分布の偏頗を幾分でも是正する事が出來る事であります。現在の市街地の人口は近畿地方全體で總計約八百五十萬になる事であります。さうなりますと現在都市人口と農村人口との割合は大體六對四であります。其の場合には七對三になります、即ち七十%が都市人口と云ふ事になる事であります。之は全國的な見方からすれば都市人口が遙かに超過して居るのであります。我が國最高度の工業化地帶を國土計畫乃至地方計畫的に處理する場合には已むを得ないであらうと考へられるのであります。

市街地の面積は先程申しましたやうに一千二百万キロであります、残りの六千八百万キロが實際の農耕地に使ひ得る面積であります。現在農村人口は約四〇〇萬でありますが、六千八百万キロに對して四百萬、斯う云ふ農村人口は農村經營の點からみても大體適正な規模であらう、さう云ふ事が考へられるのであります。只先程申上げました六千八百万キロと云ふ農耕地は現在それ程の農耕地がある譯ではありませんが、將來使ひ得ると云ふ意味であります。開墾なり開拓なり、さう云ふやうな事業が必要なのであります。斯う云ふ風に考へますと、大體に於て都市に對する蔬菜の供給等と云ふ様なことは、これは地方計畫上問題にならない程小さな問題だと思ひますが、蔬菜は勿論米穀類の自給の點からしましてもそれ程矛盾はない様に考へられるのであります。

次にそれでは如何にして産業を配分するか、どう云ふ場所に工業を配分しようかと云ふ問題であります。所謂京阪神地帶の工業を規制致しますので、それに對しまして周邊の適切の場所に工業を建設しよう、或はそこに京阪神地帶の工業を規制するのみでなく出來得れば移設せしめよう、そこで人口の配分或は立地條件、或は産業の構成さう云ふものを考慮しまして現在約二十ヶ所近くの處に大體人口五萬乃至十萬の新工業都市、さう云ふものを想定致しまして

將來の百五十萬と云ふ増加人口は此處に收容しよう、さう云ふ事を考へて居るのであります。其の配分はそれでは何から決めたらよからうか、其の配分につきまして昨日も私申上げたのであります。此の都市問題會議に於て旺んに論ぜられて居ります生活圈の問題から考へたのであります。只この生活圈の問題を取上げたのではありますが、石川技師が一昨日申されました様に色々見地から詳細に研究した譯ではありませんが、通勤圏を先づ調査したのであります。通勤圏と云ふものは色々の觀方もあるでせうけれども、結局生活圈の範圍を代表するものではなからうか、さう云ふ風に考へたのであります。

そこで一つの市町村から或中心市町村へ出る通勤人口が總ての通勤人口、外へ出る通勤人口の二十%以上に達する場合には其の中心市町村の生活圈内にあるものと考へたのであります。それに各種の交通機關の關係、或は實際的な經濟的な關係、さう云ふやうなものを考慮に入れまして、色々の修正を行つて持へた圖面がこれであります。

要するに全體として約百位の生活圈、最小生活圈、通勤圏が出來た譯であります。昨年も申上げました様に、生活圏の大きさも調査の結果によりますものは場所に依つて、非常に大きさの相違があるのであります。所謂山間部は大きい、平野は小さい、これは一昨日石川技師も申されました様に或は月末或は週末の生活圏或は日常の生活圏、さう云ふ様なものになつてあらはれて居るのであらうと思ひますが、要するに交通機關、或は經濟力、さう云ふものが大きな要素になつて、かう云ふ形になつてあらはれて居る、即ち之を圖面で申上げますと遠い方はよく御覽になれないかも知れませぬが、ブリューの線、茶色い線、グリーンの線、これが大體京阪神三市の生活圏なのであります。これは大阪を中心にして半徑を描いてみますと、大體四十五キロの圈内、京都を中心しますと四十五キロ、これは山間部でありますからかう云ふものは當然形は變つて來ます、神戸を中心しますと四十五キロ、これは山間部でありますから、かう云ふ線の中に入る事であります、これは石川技師の御説から云へば月末の生活圏である、それで

そこで最後に本地方計畫に於て考へて居ります區域制に就て簡単に申上げますが、大體此の地方計畫に於きましては、區域としては二つの區域を考へる、即ち都市と農村と此の二つに分けたのであります、都市區域と農林區域と分けたのであります、赤でふちとつてあります方は都市區域、其の外のグリーン色は農林區域であります。都市區域の中に二つの地區を設けまして、それは市街地區と綠地地區と云ふ名前を便宜上附けて居ります。赤く塗つてあります。

更に又都市區域の中の開發都市區域に對しまして、農林區域に於きましてもその一部分を特別に指定しまして其處に鑄業を開發しよう、開墾、干拓に依つて農耕地をこさへよう、さう云ふ特別地區を設ける。其の外規制する都市區域の中でも特別の地區を指定して、工場の設置を認める、之は都市區域内に設けざるを得ない工場を此處に收容すると同時に都市區域内に散在する工場を此處に移設させようと云ふのであります。フーカス、グリーンを以てハウチしてあるのは風致景勝の地域を取つたのであります、これは景園地區と云ふ名前をつけて居ります。區域制に就きましては色々詳細の内容を考へて居りますが、時間が有りませんから省略致します。人口並に産業の配分は大體以上の

様であります。交通計畫、或は其の他の施設計畫、開發計畫と云ふやうなものは大體腹案は出來て居るのであります
が成案迄には到つて居りません。

この區域計畫、人口及び產業配分計畫も、さう云ふ技術的な問題から多少の變更は起るか知りませぬが、大體これが決定的なものになるのではないかと考へられるのであります。非常に難駁であります、これで御説明を終ることに致します。

近畿地方計畫と健民地

厚生博士 田村剛

一、序言

國土計畫上、單位計畫區域として、近畿地方をとりあげる場合、普通には滋賀、京都、奈良、大阪、兵庫、和歌山の二府四縣をその區域とするのであるが、健民地の問題よりすれば、三重縣をこれに加へるのが、或は妥當であるかも知れない。然し三重縣は名古屋市を中心とする中部地方西部のために保留せらるべき理由もあるので、強いてこれを近畿地方に包含せしむるほどのことないので、本論では一般的に従ひ、前記二府四縣を以つて一應の區域とする。本地方は人口稠密であり、殊に經濟、產業、交通文化上重要であつて、健民問題に關しても、關東と並んで、頗る重要な意義を有し、特に社寺史蹟名勝等健民資源が豊富であつて、全日本に對する健民資源の供給地としても注目せられる。而して本邦に於ける健民地の性格は、昨今の重大時局に遭遇して著しき變化を生起しつゝあるので、將來の地方計畫に關する健民地の問題は、この點に甚大なる注意を拂はなくてはならぬ。而して本計畫に於ては、假に

二十年後を計畫の目途としたのであるが、この間時局の推移如何によつて、本計畫の内容たる健民地に對する需給關係は著しく變化するので、健民地の必要量の如きは、大いに改訂を要するやうな事態が起らないとは言へないのである。尙ほ國土計畫や地方計畫は國家百年の計畫たるべきであるが、その計畫はなるべく大綱を策定するに止め、これに準據して實行すべき具體的實施計畫案に對する指針たる役割を果す程度とすべきである。即ち國土計畫や地方計畫やは、國家將來に亘つて變らざる、少くも數十年後を豫想しての極めて重要な事項の策定に關する基本計畫と、これに準據して年々實施すべき具體的な實施計畫とに分たるべきもので、後者は三年乃至五年間位に亘る事業計畫案たるべきである。

尙ほこの基本計畫と實施計畫との時間的規制關係は、國土計畫と地方計畫との空間的規制關係と相當に類似した點が認められる。要するに國が地方に要請するやうな計畫内容は、重要な事項に限られ、且つ三年や五年で變化するやうな近視眼的なものであつてはならぬのである。

かやうな見解からすれば、當然近畿地方計畫に對しては、國土計畫に立脚する各種の規制的條件が豫想せられる筈である。本論には便宜上これを既定の事實として策定することとし、特に最近數年間に實行に移さるべき地方計畫本來の策定事項たる實施計畫にも觸れたつもりである。然しそれは精細なる調査資料に立脚しなければならぬのであるが、その資料は頗る不十分な現狀であつて、本論の數字は大膽なる推定に基くものであるから、この點をば豫め御諒承を願つて置きたい。

二、健民地の内容

次に健民地といふ用語も近頃採用せられてゐるが、これは餘暇時間に於ける休養、運動、慰樂、教養、鍛成等の諸目的のために供用せられる土地であつて、今日廣く行はれてゐる綠地の意義と質質的には大同小異であるが、綠地は

都市計畫に於て用ひられる用語であり、且つ綠地と健民地とは政策上必ずしも同一ではないので、特にこの用語を使用したわけである。英語の Recreational area 獨語の Erholungsplächen, Erholungsraum に當るものと御承知を願ひたいのである。従つて言葉は幾分弱いかも知れぬが、休養地といつた方が妥當であるかも知れない。

そこで健民地として一般に考へられるものは、大略左記の如きものである。

一、社　寺

二、史　蹟

三、名　勝

四、公　園

五、遊園地、運動場、種藝場、動植物園

六、步行地、野遊場、釣魚場、漕艇場

七、野外鍊成場

八、海水浴場

九、溫泉場

一〇、保養地、療養地

一一、登山地

一二、スキーリ

そしてこれ等健民地のうち、利用方法により著しく異なる形態のものとなるのは、日々又は週末休祭日等に日歸で利用せられる日歸健民地と、纏つた休暇等に利用せられる宿泊健民地とであつて、前者は利用者の住居より近距離に

あり、市民を對象とする場合には都心より半径四〇糺の圈内にあつて、頻繁に手輕に利用せられるに反し、後者は主として一二〇糺或はそれ以上の圈内にあつて、宿舎を伴ひ、一年中での思ひ出となるやうな旅行を伴ふものである。この區別は地方計畫上では、健民地の重要な性格であるから、注意するを要する。

これを健民地の種別に從つて區分すれば、
社寺、史蹟、名勝の如きは、日歸でも宿泊でも利用せられるのであつて、特に國家的に重要なものに至つては、全國を誘致區域とするやうなものさへある。が中には社寺巡り、花見、紅葉狩など四季の巡禮地行樂地として比較的近隣地よりの利用者を主とするものもある。

公園には市民の利用を主とする都市公園や廣く一地方の利用者を對象とする府縣立公園即ち地方公園があり、國立公園の如く全國民を對象とするやうなものも含まれる。
運動場以下は準都市公園ともいふべきもので、都市内又は近隣地にあつて、公共團體や會社、工場、學校等で經營せられ、主として市民を對象とする日歸健民地ある。

歩行地以下も略同様であるが、ハイキング、野遊、蕨狩、葦狩、釣魚、沙干狩、舟遊、漕艇等の如く主として自然的環境で行はれ、都市の近郊にある點で異なる。野外鍊成地として特にとり出したのは、生活指導、行軍、宿營、勤勞作業等を訓練する青少年宿舍、宿坊等であつて特に、宿泊により團體的訓練に重點を置いた近代型の健民地をいふのである。

海水浴場と温泉場とは利用の形態が異なり、利用者も多いので、特にとり出したのであつて、日歸宿泊兩様に利用せられる。

保養地療養地は、主として虚弱者、疾患者のための施設であつて、多くは長期の滞在利用を主とするのが特徴であり、保養所、療養所といったやうな特殊の宿泊設備を有するものである。

登山地スキー地等は大體宿泊利用に供せられるのはいふまでもなく、山ノ家、山小屋等を伴ふのである。

かうした各種の健民地があるが、最近の傾向としては、自由主義的個人的利用の形態より指導的團體的利用の形態に移りつゝあることで、特に宿泊利用のものが著しく増加しつゝあることも注意せられる。そして戰時下にあつては、特に輸送關係から、長距離の旅行を要するものや輸送幹線に當るものは、その利用が抑制せられ、徒步又は電車等によるものが促進せられつゝあることも留意を要する點である。

三、健民資源

健民地のうちには、勿論都市公園や運動場等を含むのであるが、この方面は都市計畫で十分検討せられた問題であるから、本論にはこれを省くこととすれば、其他の健民地は主として歴史と自然條件とに依存するので、先天的賦存條件が主となるので、各地方では自ら健民資源の數量と質とによつて、健民地に對する需給關係が運命的に定まつて來るのである。これを近畿地方について概觀することとしよう。

先づ社寺、史蹟、名勝等についてはいふまでもなく、近畿地方は上代より近世に至る政治、文化の中心であつたゆけに、その重要なものを集めて、全日本の中権となつてゐる。例へば神社については、神宮を始め官幣社は四六社で全國總數八六社の五四%を占め、別格官幣社では八社の三〇%，國幣社では四社の五%，府縣社では二一三社の二〇%といふ數字である。寺院についても同様であつて、主要な本山は大抵地方に集つてゐて、全國總數七一、二四一寺中、一五、五六三寺で、これは二一・五%に當つてゐる。名勝についても略同様のことが言はれる。そして社寺詣の如きは全國よりの參拜者をもち、各種の祭禮行事等については、老大なる人を喟集せしめるのであるが、二三二里に亘るといふ西國三三ヶ所の如きは、實に全近畿地方を遍歴する雄大な旅行コースであつた。又御陵墓の如きは三箇所を除き悉く本地方に包含せられ、帝都の如きも飛鳥、奈良、滋賀、京都等、近世までのものは悉く集つてゐる。城址にしても安土、彦根、二條、大阪、姫路、上野、龜山等に名城といはれるものが頗る多く、國寶建造物や庭園の

如きは勿論のこと、古來文献に現はれた名所に至つては、その大半を領してゐるのである。櫻の吉野、紅葉の嵐山、龍田、梅の月ヶ瀬、青谷（山城）、賀名生（大和）、南部（紀伊）、松の須磨明石等は、古來人口に膾炙せる所である。かうした社寺史蹟名勝の巡歷者數は本邦旅行者の首位を占めるものであることを思へば、近畿地方の健民資源の豊富なること、今更贅言を要しないであらう。

公園のうちで、市外にあるのは、國立公園と府縣立公園とであるが、地方には國立公園としては吉野熊野があり、府縣立公園としては、嵐山、天ノ橋立、奈良、箕面、明石、舞子、和歌浦等頗る著名なものがあつて、その總數は一三全國の二三%を占めてゐて、その利用者數の大なる點では、他地方に比べられるものがないやうである。

遊園地や運動場等については、寶塚や甲子園を始めとし、やはり全國に類例のないほどに利用の盛大なものが多い。又歩行地としては、これ亦全國で第一位を占める六甲山があり、漕艇場としては湖水の琵琶湖が傑出してゐる。野遊場、釣魚場等にも京阪神地方には見るべきものが甚だ多い。

海水浴場としては、海岸の濱寺、大濱、淡輪、白濱、須磨明石、由良、宮津、天橋立、久美濱、竹野、香住等が著名であり、湖水では長瀬、雄松崎、柳崎等仲々盛大なものがある。

鑿泉場としては、地方は全國的に見て、四國に次ぎ最も貧弱である。それでも有馬、寶塚、鉛山、湯崎、白濱、勝浦、湯ノ峯、龍神、城崎等古くより知られたものがあつて、今日でもその利用は盛んであつて、保養地療養地としても知られてゐるが、これには尙ほ山地海岸等に有力なものが少くない。

地方は登山地には、最も恵まれざる地方であつて、大峯山あたりがやゝ興味あるものとせられてゐる程度である。スキー地に於ても略同様であつて、伊吹山、牧野（滋賀）、花背（京都）、夜久野、丹波鶴ヶ岡等に確かに適地を見るのである。

要するに地方の自然的條件は、比較的平凡であつて、地形については、山地に特色あるもの少く、大峯山（一、九一五米）を最高とし、丹波高原、中國高原、紀和高原等に、やつと一千米を越える山岳があるだけで、最も凡庸であると云へる。その地質は水成岩系統に屬するもの廣く、花崗岩系統に屬するものこれに次ぎ、新火山岩系統の地質は極めて狭く、この點では日本の特徴を現はすことが最も少い。從つて温泉にも乏しいといふことにもなる。けれどもかうした地質的特徴のために河川溪流等には優秀なるものがあり、熊野川は河川風景としては本邦に比べられるものがなく、保津川、鳴川、吉野川等、水成岩の名勝が多いのである。

湖水としては日本一の琵琶湖があるが、山地の湖沼としては挙げられるものがない。海岸としては日本海と太平洋と瀬戸内海と日本の三大典型的海景を併せて、その種類は頗る多く、且つ熊野海岸の如く、日本一を誇るものさへある。

地方の氣候も亦地理的に特徴があり、日本の代表的氣候の四つを網羅してゐる。即ち南紀地方の如く夏季多雨にして冬温暖な太平洋型があり、冬季多雨多雪なる日本海型の山陰地方があり、氣温較差の比較的大なる内陸型の京都、奈良地方があり、そして寡雨にして夏夕風の特徴ある内海型の大坂、兵庫地方があつて、同一地方でかく氣候上特徴ある型式を併せてゐる點は、健民的條件としては有利であると言へるのである。かくして地方は一年を通じて温暖であり、春秋殊に春季の氣候が最も快適であり、從つて三月より五月迄の間に、旅行が最も促されるといふ結果となるのである。反対に六月・九月の多雨季節は、旅行の抑制期といふことになる譯である。

四、健民地の利用

近畿地方は關東地方と並んで、健民地利用の中心である。人口密度の大なること、特に都市人口の割合が五八%に達してゐることは、健民地利用者率を大ならしむる所以である。殊に地方は前述の通り健民資源は豊富であるから、

愈々健民地の發達を顯著なものとするのである。從つて大都市を中心とする交通機關は頗るよく發達してゐて、例へば健民地利用のためのケーブルカーの如きは、全國總數二六箇所中一一箇所を占めてゐるのであるが、郊外電車や遊園地の發達の如きは、關東を凌駕するものがある。旅館の如きもよく發達し、寺院の宿坊の如きも驚くべき收容力をもつてゐる。例へば高野山の如きは一山にしてよく一萬人の收容力を擁し、日本第一の温泉都市たる別府のそれに匹敵するのである。

されば近畿地方の健民地利用者總數は、關東に比肩せられるほどであつて、その概數を示せば、僅に三四千萬に達するもののやうである。鐵道統計や昭和十六年六月十日東京を中心として關東地方で行はれた鐵道省の交通量調査の結果を綜合し、そしてこれを近畿地方に適用するに、全國の健民旅行者總數は一億二千萬人と推定せられるのであつて、國民一人當り一・六四に相當するが、近畿地方では三三、四〇〇、〇〇〇人と推定せられ、地方人口一人當り二・八四となるのである。從つて全國健民旅行者中の二八・五%を占むるの盛況である。

今地方で旅行目的地のうち重要なものを列舉すれば、琵琶湖、嵐山、伏見稻荷、箕面、金剛山、生駒山、寶塚、奈良市、櫻井、高田、櫻原、瀬戸、高野山、六甲山、明石等で、多くは一ヶ年百萬人を越えるやうである。

かうした利用者のうちには、他地方よりの利用者も含まれてゐるが、又地方より他地方へ遠出をするものもあり、前者は後者よりも大であることが推定せられるのであるが、そのために前掲の數字は著しくは増減しないので、假にこれを基本的な數字としても支障はないであらう。

健民地利用者の數は、逐年著しい割合で增加しつゝあつたのであつて、最近交通統制の行はれないまででは、各地で毎年一〇一一二〇%位の増加率を示してゐたのである。されば將來二〇年後を豫想する場合、假に戰争が一〇ヶ年間位に終結を告げて、再び遽かに健民旅行が促進せられるやうになるとすれば、二〇ヶ年間毎年七%の増加率を示す

としても、二〇年後には大略地方人口一人當七回位となる見込である。即ち二〇年後の地方人口を一五、五〇〇、〇〇〇人と見積れば、一〇八、五〇〇、〇〇〇人約一億の利用者がある勘定となるのである。かうした推算による莫大な利用者は、一體いかなる健民地をいかに利用するか、又利用せしむべきかゞ問題である。勿論將來は健民地とその利用形態とを指導統制して、國家の意志を強力に加へて行くべきであるが、利用者の數字は、その場合でも變るものでないといふことを前提とするのである。

近畿地方の旅行者中で數字に於て最も多いのは、社寺史蹟名勝の巡禮であらうと思はれる。殊にこの種の利用者は宿泊旅行をする者が多いので、延人員にしては、遙かに他を凌駕するものと觀測せられる。然し一方京阪神地方の都市に居住する市民が六甲、生駒、金剛山其他への日歸り旅行者や、濱寺其他の海水浴利用者等の數字も、これに劣らぬものがあるやうである。その他では寶塚、甲子園其他の遊園地や運動場の利用者も、かなり大きな數字に上つてゐるであらう。

將來の利用型式に就いては、今後の適當なる施設と利用の指導とによつて、未開發の状態にある健民資源の積極的利用につき、策定することが緊要である。

尙ほ既設並に新設の各種健民施設の利用に關しては、各地點を通じての毎月毎日の利用者を平均せしむること、即ち施設の收容力に對する利用者の割合（利用者率）を高めるやう利用の統制を行ふことが肝要である。それでないと將來利用者數が現在の三倍にも達する場合、新規の施設を増加するのみでは、到底これを收容し切れるものではないからである。

昨今輸送力は著しく低下して、旅行は漸次抑制せられる傾向にあるが、然し各健民地の收容力には尙ほ餘力がある。

今日までの健民旅行者は、總旅行者の四一五%に過ぎぬのであるが、健民旅行者が特定の季節、休祭日等に集中して、

平日は極めて少く、利用が時間的に片寄るために、輸送當局を昏惑せしめてゐるに過ぎないのであるから、この點に留意さへすれば、それほど問題となるやうな事態は起らない筈である。

五、健民地の策定（上）

地方計畫上健民地の策定に當つては、各種健民地を、その利用者の中心たる主要都市に關聯して、日歸で利用せられるものは都心より四〇粡、宿泊利用に供せられるものは一二〇粡の圈域内に於て、約一億萬人の利用者を收容しうるやうに配分すると共に、輸送並に休泊施設につき、對策を講ずることを以つて、骨子とするのである。

然るに近畿地方で大阪、京都、神戸、奈良等を中心として四〇粡の半徑で圓を描けば、何れも府縣の行政區域を脱出して仕舞うので、これで見ても、健民地策定に就いては、この種行政區劃といふものが無意味であることが判る。即ち健民地の策定については、少くも近畿地方を一丸とした廣域の單位計畫區域といふものを考へねばならぬこととなる。

次に健民地の種別中、將來特に勵奨すべきものは、野外に於ける青少年の鍛成施設であつて、政府が昭和十八年度に於て豫算三千萬圓を計上せる健民修鍊所の施設の如きは、從來類例を見ざる大規模の新規の健民地を設定するものであるが、かうした著想により時局下緊要なる健民地が策定せられることは、今後と雖も尙ほ豫想せられる所である。従つて從來の健民地の觀念に促はれて、各種の企畫を行ふことは、根本的な誤謬と言はねばならぬ。けれども茲には既存の健民地の擴充利用と、現下の社會状勢に適應して勘案せられる新規健民地の設定、利用とを主題として、些か具體的に地方計畫に關する實施計畫の策定につき、極めて達観的な資料を提供することとする。

先づ近畿地方の都市は、これに近接して山地、海岸、湖水等を控へて有利な條件をもつてゐるが、山地は比較的の急

峻であつて、利用方法は局限せられてゐる。平地は悉く耕地であつて、林野を存するものは皆無である。都市自然公園や都市林の施設は全く見られないといつてよい。そこで都市自然公園として市民一人當 5m^2 都市林其他準自然公園として 10m^2 といふものを一應の所要量としてこれを造成しなければならない。（この標準量に關する算出の基礎に就いては、拙著『國土計畫と健民地』参照）そして二〇年後の近畿地方の都市人口を一、二〇〇萬人とすれば、〇〇陌の都市自然公園を必要とする計算である。これはさしあたり防空綠地と防空地帶とをこれにあてることゝすれば、大都市では先づ解決せられるであらう。因に昭和十四年度より同十七年度にかけて、地方の大都市で實現する防空綠地の合計は八〇〇陌である。

かうした都市自然公園は、有ゆる市民を對象とする野外の休養體鍛等を主とする自然的苑地であつて、休憩舍、水飲場、火焚場、便所等を有する程度のもので、宿舎を必要としない。一箇所は二〇陌以上、同時の收容力四〇〇人以上、平均市民年一・二回利用するものとしての假定による概算の數字である。この市民公苑とも稱すべき施設により一ヶ年一、四四〇萬人を收容し得ることになる。

次にかうした特定の地域を劃して占用する施設でなく、山岳、林野、河川、溪流、湖海等で、國有又は公有のものを物色して、これを都市の準自然公園として利用する。これは登山、野遊、歩行、水泳、釣魚、漕艇等に利用せられるもので、一人當 10m^2 地方合計一二、〇〇〇陌を配分するのであるが、これは土地の産業的利用と兩立せしむるもので、決してその設定は困難ではない。殊に地方は都市に近接して國有林を多く存するので好都合である。そしてこの利用者は都市自然公園よりも多く、一人一・八回として、一ヶ年二、一六〇萬人を收容するのである。

次に府縣立公園は、市民の他一般地方住民の利用に供するもので、一定の區域を劃し、優れた自然的環境に於て、野外鍊成即ち登山、野営、歩行、水泳、漕艇、自然研究、社寺史蹟巡り等を行ふに適するもので、主として休祭日に

日歸で利用せられる。これは人口一人當 1.5m^2 全體では一、四四〇陌を要するものとする。従つて地方人口一五、五〇〇、〇〇〇人に對しては二三、二五〇陌を要し、その收容者は一ヶ年間一人一・二回として一、八六〇萬人である。此種の公園は二〇〇乃至二、〇〇〇陌位を標準面積とする。

次に同様の用途にあてられるが、特に公園として區劃せず、周約なる施設と利用とを有しない健民地を設定する。これは勿論産業的利用と兩立せしめるものであるから府縣立公園の二倍即ち一人當り 3m^2 を割當てるとすれば、全體では四六、五〇〇陌となる。そしてこの利用は地方人口一人當一・八回とすれば合計二、七九〇萬人となる。

次に國立公園であるが、これは現在の吉野熊野國立公園のみでは不十分であり、現に政府は近く新らしく候補地を物色してゐるのであるが、これは琵琶湖、金剛、高野等が有力視せられており、面積の上では人口一人當 1.5m^2 、即ち合計二三二、五〇〇陌位のものであるが、日歸利用者が多いので、一人當〇・五回位の利用者率となるとすれば、その利用者數は七七五萬人である。これには多數の宿泊者も含まれてゐるのですから、延人員とすれば、遙かに多數となるのである。

次に登山地、スキー地、社寺、史蹟地、名勝地、温泉地、療養地等のうちで、頗る傑出し全國的魅力があり、宿泊旅行に適するやうなものは、地方に多いのであって、假令面積は少くとも準國立公園とも稱すべきものである、これら等を綜合して人口一人當 1.5m^2 とし、その利用回数を一・二回とすれば、その利用者總數は一、八六〇萬人となるのである。」

總括²表

種別	人口一人當面積 ^{m²}	人口一人利用回數	所要面積 ^畠	利用者總數 ^{萬人}
都市自然公園	五(市部)	一・二(市部)	六、〇〇〇	一、四四〇
準都市自然公園	一〇(市部)	一・八(市部)	一二、〇〇〇	二、一六〇
府縣立公園	一五	一・二	二三、二五〇	一、八六〇
準府縣立公園	三〇	一・八	四六、五〇〇	二、七九〇
國立公園	一五〇	〇・五	二三二、五〇〇	七七五
準國立公園	一五〇	一・二	二三二、五〇〇	一、八六〇
計	三五七	七・〇	五五二、七五〇	一〇、八八五

即ち以上の各種健民地の總面積は五五二、七五〇畠であつて、地方總面積の二〇・三%に當るのである。又その利用者總數は一〇・八八五萬人であつて、將來の地方人口一、五五〇萬人に對しては、一人當七回の健民旅行といふことになり、先に想定した所と一致するのである。

六、健民地の策定（下）

近畿地方健民地の特徴は社寺、史蹟、名勝を主とするものに傑出したものゝあることは前述の通りである。そして立地に即した問題を多少論じて見たいと思ふ。

これは殆んど全地域に普遍的に賦存してゐるが、就中京都、奈良に最も多く、そして京都府の南部、奈良縣及大阪府

全部、兵庫縣、滋賀縣、和歌山縣の平坦部は、夙に健民地としては開發し盡されてゐる觀がある。從つて其他に於ては尙ほ多少未開發の地點が殘され、滋賀縣の山地、京都府の北部山地、兵庫縣西北部山地及淡路島、和歌山縣の山地部に於ては、野外鍊成休養等に恰好なる處女地がまだ殘されてゐるやうである。

けれども結局地方には登山スキーリ等の適地は少く、そのためには中部地方や山陰地方に赴かなくては、眞の豪快な利用は享樂し得ぬのである。從つて此種の利用のためには、比良山（一、一二四米）三國山（九五九米等を含む丹波高原、大峯山（一、九一五米）高見山（一、二四九米）國見山（八六〇米等を併せた紀和高原、伊吹山（一、三七七米）靈山（一、〇八四米）御在所山（一、二二〇米）雨乞嶽（一、一三八米）等や金剛山（一、一一一米）や奥高野や冰ノ山（一、五一〇）を盟主とする中國高原等地方的な登山地を開發することが急務である。

又鑛泉地としては、地方はその資源に乏しく、現在五六箇所に過ぎぬのであるが、將來延人員一、三〇〇萬人にも達する見込であつて、所要鑛泉場箇所數は二〇〇箇所にも達する筈である。（「人口問題」誌上の拙稿参照）されば地方では利用者の三、四分一しか收容出來ない。即ち地方の鑛泉利用者はやはり中部、關東、山陰方面から九州あたりまで遠出をすることになつてゐる。かくして登山スキーリ温泉浴等のために、他地方へ出かける者と、他地方より社寺、史蹟、名勝巡りのために來訪する者とは、その數に於ては勿論後者の方が大であるが、それは釣合うものとしても、總數に於ては大きな差はないものとする。

次に海水浴場の施設は、現在大阪府の大濱、瀬戸内海方面や三重縣、福井縣あたりへと遠出をするやうに宮津、天橋立、久美浜、和歌山縣の白濱、那智、滋賀縣の長濱、雄松崎、柳崎等が著名であるが、將來利用者が増加すれば、これも地方内だけでは收容し切れないので、瀬戸内海方面や三重縣、福井縣あたりへと遠出をするやうになるであらうが、その數はさして多くはないであらう。從つて地方ではその收容力を増加しうるやう施設の擴充と交

通整備とが肝要となる。

歩行、野遊、釣魚、漕艇等のための健民地に就いては、地方は決して不利な條件を伴ふものではないと考へられる。要するに自然を利用する日歸健民地としては、自給自足は可能であるとしてよいであらう。

されば日歸健民旅行者のためには、能く限りさうした自然健民地を利用するやうに努むべきである。殊に社寺、史蹟、名勝等を介在して好個の目的地となるものが頗る多いのであるから、かうした健民地の利用施設に重點を置いて施設すれば、この方面の対策は極めて容易に解決せられるであらう。因に地方の寺院中には收容力の大なる高野山、比叡山其他の宿坊があつて、これは宿泊鍛成の道場として、團體訓練に好適なることも留意すべきである。

要するに地方健民地としては都市自然公園及これに準ずる自然の林野、それは前掲の表でも判る通り全利用者のうち三、六〇〇萬人に達し、全體の三三%に當る收容力を有すべきで、これが施設は都會地に近接して設置し、そして新に造成すべき健民地であるから、その土地の獲得のために最善の努力を拂はなくてはならぬ。即ち防空綠地や防空地帶の大部分が、それに該當するものと考へてよい。

かうして健民地の物的施設につき策定すると同時に、一面に於ては過大都市の分散即ち大都市人口の疎開を講ずると共に、健民利用者の時間的配分につき統制することが何よりも効果的である。結局かうした施設と利用との指導統制を强行するためには、各施設に關係した健民施設營團の如き有力なる經營者の手でこれを實施する必要が痛感せられるのである。

地方計畫としての都市蔬菜自給圈の諸問題

——京阪神地區に於ける具體的考察——

東洋大學講師 宮 出 秀 雄

一 序 論

決戦下に於ける國家抗戦力の強弱は、その國の食糧調達の如何に懸る。一國の食糧調達力の強弱は、大都市に於ける食糧調達の面に現はれる。實に戰時食糧自給の問題は、都市の食糧確保如何にかゝる。この故に大都市の食糧自給確保強化こそが、長期戦に於ける最後の勝利を約束するのである。かくて決戦下都市の食糧確保は、二重の意味に於て重大である。一つは銃後國民の生活確保のために、一つは國家生産力の高揚のため之である。都市の食糧の配給に萬全を期すこと無しに、一億國民の結束は達成されない。軍需を始め各部門の生産力擴充も、結局は大都市の食糧供給の確保を絶對の要件とするのである。^{①)}

東海の瑞穂の國たるがわ國の有難さ、主食糧は、戰時下にも拘らず何とか間に合つてゐる。米は若干の不足を大陸・南洋で補充すれば自給し得る。勿論海の幸・山の幸に富む我國は副食物たる魚にしろ野菜にしろ、自給し得ない事はあり得ない筈である。然し現實の戰時下の都市生活に於て、食糧の點で最も痛切に感じてゐるのは、主食糧のそれよりも、副食物たる生鮮食糧品である。八百屋・魚屋の店頭に立んで配給を持つ市民の姿は、正にそれを物語つてゐる。實に現實の問題として米よりも生鮮食糧品が問題なのである。一般市民に野菜や魚が少々不足である位は戰時下食生活の常として忍び得る。然し、都市に於ける生産力擴充の第一線に活躍する產業戰士達が、若しもその食糧に不

^{①)} 農林省、國本たるべき農村の確立、週報 326號 3頁参照

十分の點があるとしたら問題は重大である。従つて工場に於ける産業戦士への給食の實情を注意して見る必要がある。報告者は某市の工場給食の實状を見學して來た。その工場は現代戦に最も必要なものを生産してゐた。然るにその給食の糧は、遺憾今ら十分とは謂へなかつた。主食糧は田舎出の産業戦士は尙量の不足を訴へると謂はれてゐたが一般市民の臺所で見られる夫れと比較してさまで貧弱とは見えなかつた。主食の不足は副食で補はるべきである。然るにその副食物は餘りにも貧弱であつた。若しも爲政者が、この大切な産業戦士に、かゝる小量の副食物を供給し乍ら「國防産業の強化」を口にしてゐるとしたら、餘りにも皮肉と云ふより仕方がない。然しこの事は當局も當事者も十

ら「國防産業の強化」を口にしてゐるとしたら、餘りにも皮肉と云ふより仕方がない。然しこの事は當局も當事者も十分に悉知してゐる。當事者に依れば、何としても現實に手に入らないから仕方がないと云ふ。大都市に何故に生鮮食糧品の不足が招來されて來たか、その原因を究明して之が具體的確保調達の途

(1) 阪神地區への労働者の集中
(各6月末現在)

府縣別	實數			指數		
	昭和15年	昭和16年	昭和17年	昭和15年	昭和16年	昭和17年
滋 賀	34,911	34,085	37,213	100	98	107
京 都	110,160	124,303	136,557	100	113	124
大 兵 庫	727,218	757,297	806,471	100	104	111
奈 良	316,390	344,151	416,102	100	109	132
計 國	1,204,146	1,275,901	1,414,868	100	103	119
全	4,473,595	4,607,103	5,297,449	100	103	118

を講ずる事は、所謂市民の生活安定といふ從來の都市問題として重要であるのみならず、更に國防産業の強化、軍需生産力の擴充のために緊要不可缺の要件である。近時都市の生鮮食糧分けても蔬菜の確保自給政策について、漸く關心が向けられて來たのも蓋しこの理由に基く。特に京阪神地方は、労働者の集中の甚だ大きな地方である。今試みに阪神地方への工場労働者の集中のテムボを見れば次表の如くである。²⁾

これ等の産業戦士の十分な給養のためにも大都市の蔬菜の確保調達を圖る事が絶対に必要である。所謂大都市の野菜自給園設定

の問題は、戰時下不足し勝る蔬菜を、直接生産關係に迄立入つて確保せんとするものにして、蓋し生鮮食糧確保對策として最も根本的・恒久的對策とも謂ふべきものであらう。

二 販糧對策としての野菜自給園の問題

蔬菜自給園設定の問題については屢々説明する如く「野菜自給園」なる語は必ずしも適確な言葉でない。膨大な都市が、如何に精密な計畫を樹てゝも、その周邊の地帶のみでその需要する蔬菜を自給し得るものでない。大都市が、從來の主たる供給地帯であつたその近郊農村と契約して、計畫的意識的に大都市の必要とする野菜の大部分の供給を確保せんとする計畫を便宜上かく呼ぶに過ぎない。從來より所謂野菜自給園設定の問題乃至蔬菜供出園設置の問題と謂はれてゐるのは、凡そ次の如き計畫を意味してゐる。

一、人口百萬以上の大都市では、都市の周邊より八里、従つて都心より一二三里の地帶——百萬以下の都市では周邊より四里都心より六七里的地帶に、その都市の蔬菜の供出確保地帯を計畫的に設定する。八里乃至四里とせる根據は、夫れが從來よりその都市の中央青果市場への野菜の出荷園であつたし、又都市の屎尿の配給園である故である。生鮮蔬菜はその Perishable goods 乃至 Bulk goods としての特質上、輸送と生産費又は地代との關係に支配され、大體都市の周邊に立地するものである事は農業立地の原則であつた。近時地代の關係と適地適作關係により、野菜の生産立地も次第に都市周邊より特定地帯へ分化分散する傾向にある。然るに最近に於ては空襲其他による交通機關の杜絶の場合を慮つて、人力で運搬し得る近郊地帯に再び野菜を確保する必要を生ずるに至つた。この限界點が大都市の周邊より八里、都心より一二三里の距離に在るとされてゐるのである。

二、都市需要量の七八割を確保すること。抑も野菜の生産は、技術的には氣候・土質・地味等によつて決定され、又經濟的には生産費によつて決定される。従つて前述の如く、地代の安い適地へ野菜の生産立地が移動する事は必然

である。この特產地の蔬菜は近在物に對する旅物として地方から移入されてゐたし、兎角病蟲害や豊凶に支配され易い野菜の都市への調達に對して、補完的關係を維持して來た。この事は甚しく重大である。蔬菜自給圈は氣候風土と特產地を無視して、自給しようとするのでない。勿論中世に於けるゲルマン及びラテン諸國の都市に於て典型的に展開された都市孤立經濟を實現せんとするものではない。中世の各都市は、その周圍の農村「Landschaft」と共に、自主的なる一つの自給自足の經濟圈を形成し、此の圈内に於て經濟生活の全過程が、その地特有の規範に準じて獨立的に完遂されてゐた。自給圈と云ふもこの中世都市經濟の再現を企圖するものではない。一定距離の近郊地帶で百分百自給し得る共、七八〇%の確保調達を圖る事によつて、特產地の旅物を交易的に請入れ、且つ豊凶病蟲害等による一地帶の生産異變による供給斷絶の危険に備へんとするのである。

三、季節的需給の調節を圖ること。生鮮食糧特に野菜の確保の爲には需給の季節的調節を圖る事が最も大切である。若しその都市の需要量が精密に測定され、地方周邊より八里圏の野菜の生産量が正しく測定され、茲に需給量が完全に一致したとしても、季節的需給の調節が考慮される事なしには都市の食糧問題は解決したと謂へない。何とならば大都市の野菜の消費は毎日々々一定の量を要する。一日として缺く譯にゆかない。然るに野菜の生産は作物により品種により季節性があり、甚しく斷續的である。従つて年中絶え間なく何等かの野菜を供出し得る様作物の作付と輸作式を工夫し案配する必要がある。而してこの事は甚だ重要なに拘らず、技術的にも甚だ困難な仕事である。

四、積極的な生産配給機構を樹立すること。上述の如くかかる計畫は、特に戰時下に於ては積極的な生産計畫を樹立する事なしに達成されない。例へば都市の屎尿や木灰を計畫的に近郊農域に還元し、農具機械等の生産手段を積極的に供與する如き、又自給自足的零細農制を訂正し、適正經營規模を有する專業的蔬菜栽培農家を可及的に創出配置する事によつて供出力を大とする如き農業生産機構の改革之である。又輸送機關を整備し、そのルートを確立し、確

實迅速に荷捌を行ひ、且つ中央市場より末端配給迄の分荷配給機構を整備確立する事なしに是亦不可能な政策である。

かくの如く都市の生鮮食糧確保の爲に、野菜の供出地帶設定の問題は、戰時下の都市生活に必要な野菜の需要量を測定し、それを計畫的に近郊農域に確保する事によつて都市の野菜不足を積極的に解消せんとする計畫である。然るが故に假りに蔬菜の計畫的確保調達政策を、一市について抽象的に考察しても一方に於て適正都市の創出なしに不可能である。人口が無限に増加して行く時は、如何に集約的な農業を以つてするも、一定距離の近郊でその都市の野菜確保は直ちに不可能となる。従つて戰時下國防的見地からも近郊地域で野菜を確保し得る所謂野菜自給圈の設定が必要であるといふならば、夫れ自身過大都市の抑制、人口の都市への適正配置を前提としてゐる。即ち戰時下に於て野菜の積極的な供給計畫を必要とするといふ事その事は、自由主義經濟の下では氣がつかなかつたが、既に現在の巨大都市が、その適當な「生活圈」の範圍を超えてゐるといふ一面をも物語つて居るものではなからうか。吾々は自由主義經濟の下で夫れを意識しなかつたのみであるとも云へよう。

三 現在の都市の野菜自給計畫

とまれ以上述べた如き方針に従つて各市では關係當局と聯絡し、蔬菜自給圈に對し種々協議を重ねてゐる。例へば大阪市では大阪市の蔬菜自給圈の確立のため次の如き計畫を樹てゝゐる。

蔬菜の特性上平時に於ても都市の蔬菜の需要量の大部分は消費都市近接の農地に於て生産せられることが望ましく特に非常時態勢の下に於ては、都市自衛國土防衛上近接農地に於て需要蔬菜を確保すべき要切なるものあるを以つて、都市周邊に蔬菜自給圈を設定し、作付の轉換、裏作の敢行、輪作の高度化、休閑地利用の強化等を計畫的に實施し、蔬菜の圓滑なる需給を期せんとする。

云々。而して自給園の範囲は差當つて府下一圓とし、經費豫算として計畫的な經費を凡そ次の如く擧げて見てある。

(2) 自給圈實施に伴ふ経費豫算	
人 件 費	122,699
需 要 費	30,000
調 査 費	6,000
生産出荷對策費	6,000
生産指導園費	50,000
尿尿配給費	224, 48
探 園 費	500,000
計	938,847

伊丹間の指定消費地域として、これに對する供給圏は生産關係を結び合せて縣獨得の地域を指定した。その自給圏は次の九市十七郡の農域を包括する。明石・尼崎間の六市に姫路・洲本・飾磨市を加へた他、武庫・川邊・有馬・明石・美嚢・加東・加西・加古・印南・須磨・揖保・多紀・佐用・宍粟・城崎・津名・三原の諸郡之である。従つて縣下の大部分と淡路島をも包含する大地區である。自給強化蔬菜は、後述の十七種であるが、夫れを上述生産地域に對し生産割當を行はせ、系統農會は「生産擔當票」により更に個人的割當を行はしめ、責任栽培を行はしめる計畫である。この計畫によれば、農林省の方針の距離（周邊より四里の地區）では僅に二割しか自給出來ないが、この消費圏の消費量の四割八分迄自給量を増強出来る事となつてゐる。⁽³⁾今その要項を示せば大凡次の如くである。

第一 重要地區蔬菜自給強化に關する事業は本要項二表に實施する。

1) 岩田穰、都市食糧株に蔬菜確保の基礎調査に就て、都市問題 34の2、86頁
 2) 描稿、戰時下の都市食糧問題と蔬菜自給園、都市問題 35の1、84頁
 3) 大阪朝日新聞、昭和十七年八月八日號参照

第二　自給強化を圖るべき指定重要地區は、青果配給統制規則第十條に依る縣内指定消費地域とす。

第三　前項生産確保地帶は別に之を定め、重要地區蔬菜自給圈と稱す。

第四　自給強化を圖るべき蔬菜の種類は別に之を定む。

第五　自給強化を圖るべき生産計畫は兵庫縣蔬菜自給強化委員會に於て樹立するものとす。

第六　前項生産計畫の實施は系統農會之に當るものとす。

第七　市町村農會は農業生産統制令第三條の規定に基き生産計畫を實施し、同令第五條の規定に基き種類作付面積及數量の指示を行ひ、生産確保を期すものとす。（以下略）

即ち河川も大都市の近郊に野菜自給圈を設定する事によつて大都市の野菜を確保せんとする具體的な計畫である。

大阪市の夫れが大阪府下一圓を自給圏とし、神戸市が、縣下の大部分を自給圏とする等、都市からの距離は必ずしも農林省の指示の通りに規定されてゐない。然し夫れが現實の具體的自給圏は、かくの如き相當大なる圏内にあり、その圏内も都心より等圓のコムバス的な夫れでなくして、經濟的な距離に従ふ事の方が正しいのである。たゞ前者の大坂市の計畫は大阪府の中央に大坂市ののみ在るといつた獨善的な計畫であるに反し、後者の神戸市に在つては、近隣の衛星都市が總て考慮に入れられ、消費地帶として計畫に組み入れられてゐる點でより完全な計畫と謂へよう。その市のみの自給計畫さへ立てば、少く共その市の食糧問題は解決するかも知れない。然しそは矢張り中世都市國家的な封鎖經濟を意味するものであつて近隣の衛星都市の無視によつてのみ成立し得るものである。一例を以つて示せば、神戸市を中心とする周邊より十五秆(四里)の圏内を劃する時、その中には四市十七町村が括される。神戸市の人口九十六萬七千に對し、圏内の神戸市を除く人口が三十三萬七千に達する。従つて神戸市の野菜生産のために、この三十三萬人が飲まず喰はずで奉仕すれば、或はその七〇%位は供出し得るかも知れない。然しそれは絶対に不可能である。若し農林省の

必需野菜十七品種について、神戸市十五秆圏内の生産高と、圏内人口の自給分とを推定して見れば次表の如くである。⁴⁾

品目	圏内生産高	圏内人口分	供出力	
			貢	差引供出力
豌豆	191	89,979
豆	258	92,338	...	貫
豆	231	126,712	...	123,711
瓜	貫	359,916	(—)	265,406
瓜子	236,205	365,508	(—)	22,550
菜	100,202	629,516	(—)	486,920
胡	606,966	138,844	(—)	39,565
南	625,764	1,737,786	,89,235	277,123
茄	99,582	269,736	188,046	557,893
トマト	18,421	164,127	295,549	190,060
根	78,026	34,592	635,919	146,040
薯	25,123	25,123	354,187	234,404
參	716,055	716,055	1,086,488	370,433
蒡	88,687	88,687	284,091	195,404
芋				
莧				
葱				
玉				
甘				
漬				
菜				
菠蘿草				

表註 生産高は昭和十五年兵庫縣統計書より
四市十七町村を合計せるもの
自給分は昭和十五年國勢調査人口に國
民基準食量を掛けて算出(四市十七町村)

即ち十五秆圏内の生
産高から、三市十七町
村人口(神戸市を除く)
の推定消費量を差引け
ば既に不足を生ずるの
である。神戸市を除く
十五秆圏内の人口の消
費する野菜も自給され
ないのである。況んや
神戸市をやである。從
つて、消費指定地とし
ては青果統制規則に基いて九市を包括し、供給圏は九市十七郡に擴大して自給強化を策定した點で兵庫縣重要地區蔬
菜自給圏の計畫は前記大阪市の夫れより一步前進せる計畫であると云へる。然しこの計畫にも尙考慮すべき二つの點
がある。その一つはこの廣大な生産地帶で計畫的割當生産を行つてすら消費圏の消費量の四割八分しか確保出来ない
といふ點であり、他の一つは夫れが尙府縣ブロックの觀念を出でず、縣内自給從つて府縣經濟の割據の傾向を生じ易い
といふ點である。第一については少く共七八割を確保するに非れば、野菜確保と云へないし、何等の安定感も與へ得
ない。然りとせば全消費量の四割八分のあと五割二分は移入計畫を立てねばならないし、この五割二分の量が、若し
よつて相互の經濟的有機的關係を一層強化する事が大切である。夫れは大都市の野菜確保の地方計畫であり、決戦下
の食糧自給の爲の國土計畫と相應するものでなければならぬ。⁷⁾

も計畫通り移入されない場合は、例へ四割八分の確保はあつても依然として野菜不足を解消し得ない。第二はかかる
廣大な全縣下に亘る自給圏の生産野菜は從來或は京都市場へ、或は大阪市場へ、或は北九州や京濱地方へも出廻つて
ゐたものがある。夫れを全部この指定消費地へ向けしめる事は府縣經濟の對立割據の弊を助長することとなる。經濟
的には神戸へ出したよりも大阪・京都へ出した方がよいものもある。從來の取引慣習上他府縣へ移出してゐたものも
ある。何れにせよ、一市の獨善的、利己的計畫に墮してはならないと同様、一府・一縣の獨善的利己的計畫に墮して
はならない。宜しく經濟地理上乃至農業立地上の原則に基いて京阪神を打て一丸とする総合的計畫に進む事、それに
よつて相互の經濟的有機的關係を一層強化する事が大切である。夫れは大都市の野菜確保の地方計畫であり、決戦下
の食糧自給の爲の國土計畫と相應するものでなければならぬ。⁷⁾

四 京都・大阪の野菜自給圏と問題

(一) 京都市の野菜消費と近郊生産量 先づ京都市の自給圏を近郊乙訓・久世・綴喜・宇治・愛宕の五郡と市域農業
地と假定する。(大體都心より五里圏)而して京都市の推定消費量は國民基準食量乃至市民一人當生活必需品消費量調
査に、昭和十五年の國勢調査人口を掛けて算出し、供出量は市域生産量に、近接五郡の生産量から推定消費量(國民
基準食糧五郡人口)を差引いた残額を加へたものと比較對照し農林省重點十七品目について需給量を見れば次表の
如くである。¹⁾

6) 前掲資料「頁參照
7) 抽稿、食糧自給のための國土計畫、官界公論、昭和18年2月號参照

4) 論文、前掲誌、82頁參照 但しこの表は生産高は昭和十四年の
数字である。乞比較

5) 日本商工會議所、道府縣經濟の割據的傾向是正に關する各地商工會議所調
査並意見 昭和17.4

即ち古來有名な野菜特產地を有する京都近郊に於てはその生産力

高く、衛星都市も存しない故に、京都市人口百十八萬の野菜は京都盆地の近郊で大體自給し得るといふ見當はつくのである。然しこの

場合も京都近郊の野菜生産が、京都市のものでなく廣く日本の市場

を目標として生産されてゐること、及び京都の近くに阪神といふ

都市のものでなく廣く日本の市場を目標として生産されてゐること

(4) 京都市の近郊野菜供出力と需給關係

品名	京都市消費	近郊供出力	差引
大根	4,734	4,910	176
蕪	744	708	(—) 36
人參	608	333	(—) 275
青菜	639	220	(—) 419
牛蒡	659	872	213
菠菜	584	60	(—) 523
甘藍	1,146	1,338	192
葱	3,54	3,816	302
圓白菜	840	538	(—) 302
玉葱	1,164	1,285	121
漬菜	1,182	683	(—) 499
藍瓜	2,036	1,894	(—) 142
子瓜	252	309	57
胡瓜	450	528	78
南芥	410	490
茄	299	616	...
越冬菜	291	3,663	...
蠶豆			...
豌豆			...
豆			...
豆			...
豆			...

大消費市場を控えてゐる事を全然考慮に入れない考へ方である。次に大阪について見よ。

大阪市では嘗て報告者が別の機会に於て紹介した如く、府農務課の西脇技師等を中心にして、府・市の農業關係者及び農會のブレーンを動員して大阪の野菜自給圈について協議が進められてゐる。昨年作成を見た大阪府農務課の「指定消費地域に於ける消費狀況調査」によれば、府下一圓を以つて市の自給圈—蔬菜確保の計畫生産地帶となしてゐる。而して中央市場一ヶ年間の入荷數量を基として市の需要量を推算し、又府下の出荷團體の出荷實績を基として「出荷見込量」を推算し、自給圈内の需給關係を重要蔬菜について大體次の如く押へてゐる。

(5) 大阪市の蔬菜自給圈と其需給關係

品目別	需 要 量	出荷見込量	差 引
大人参	千貫 17,783	千貫 6,943	千貫 (—) 10,839
牛蒡	2,667	284	(—) 2,383
青菜	3,576	781	(—) 2,795
圓白菜	3,004	70	(—) 2,934
菠菜	2,982	915	(—) 2,066
甘藍	6,324	2,012	(—) 4,313
葱	5,387	1,284	(—) 4,103
圓白菜	9,315	20,126	10,810
頭菜	14,563	1,571	(—) 12,997
漬菜	91	857	(—) 43
トマト	3,048	2,194	(—) 854
胡瓜	3,017	2,544	(—) 473
茄子	2,559	399	(—) 2,160
南芥	2,981	1,720	(—) 1,261
里芋	2,015	2,248	232
豆	576	130	(—) 445
豆	1,212	2,454	1,242
豆	733	866	134
豆	1,600	244	(—) 1,356
豆	844	1,192	348
豆	5,251	962	(—) 4,289

即ち大阪府の特產たる玉葱・豆類・蓮根・筍を除いては、盡く不足である。而してその不足量たるや可成り大であつて、府下の增産計畫位では到底埋合されない絶對不足が多い。かくの如く、一市のみを考へても既にかくの如くである。之に衛星都市を考慮に入れる時は、自給は到底不可能である。

かくの如く生鮮食糧不足の現實に對處して農林省の方針に基いて夫々各都で市自給圈が計畫されてゐるが、結局何れに於ても孤立國的構想による一市のみの自給計畫は不可能といふよりも、計畫樹立の構想に重大な缺陷がある事に氣がつくのである。

1) 委しくは拙稿、京都近郊農業論、農業と經濟、9の6、08頁参照。
但し大根、牛蒡、里芋の消費は市民一人當消費調査より推算す。
2) 拙稿、大阪市の食糧問題と野菜自給圈、都市問題、35の6参照

五 野菜確保に關する地方計畫の具體的構想

試みに昭和十四年十五年の京都・大阪・神戸の中央卸賣年報を開いて見れば、これ等都市が、殆んど全國から青果の供給を受けてゐる事が知られるであらう。この經濟交通を斷ち切つて一市のみで自給計畫を樹立せんとする所に大きな缺陷がある。若しも大沃野の中心に一大都市の建設を計畫し、この都市が永くその都市としての有機的生活を持続して行く爲の人口の適正配置如何といふ問題なれば、人口百萬その市街半徑四里、この都市の生鮮蔬菜自給圏周邊八里等々と割定し得るであらう。然し、今や既に存立せる都市、然かも生産力の急激な擴大の要請のため何等かの計畫的構想による策定をなす暇なく、既存都市周邊に附加的に擴充されて行つた工場、住宅、市街については漸次分散を圖るとは云へ同時に、刻下の問題としては等の都市の再生産力存續のために食糧の十分な調達を圖つて行かねばならない。軍需生産力の擴充は一刻も中斷を許されないし戰力の增强又刻下の問題である。この爲には先ず前述の國土計畫として食糧自給の計畫が確立されねばならない。主食糧の自給はその最も緊要なものゝ一つである。而して大都市の密集地圏には、これと關聯して生鮮蔬菜の自給調達確保のための地方計畫が樹立されねばならない。勿論この蔬菜自給確保の地方計畫は、國土綜合利用開發計畫として樹立され、指定された、特產地方から、計畫的に供給されねばならないし、尙必要あらば臺灣・滿洲・支那・南方共榮圏から計畫的に調達の方法が講ぜられねばならない。然し蔬菜の特質上、出来るだけ消費地に近い所に、大部分を確保調達する事が必要であつて、少く共大都市の周邊八里位の地帶に、都市需要の七八〇%を確保するといふ自給圏の原則は依然としてその重要性を保持するのである。かゝる構想の下にこの京阪神地區の生鮮蔬菜確保の地方計畫を具體的に考察すれば次の如くである。

京都府 京都市

大阪府 大阪市・堺市・布施市・吹田市・北河内郡守口町
兵庫県 神戸市・武庫郡御影町・生吉町・魚崎町の内生吉

かくの如く青果配給統制規則の規定は大都市及び極近接地區のみが指定されてゐるに對し、鮮魚分配給統制規則による指定消費地域は京阪神地域として寧ろ地方計画的要素が加味されてゐる。²⁾

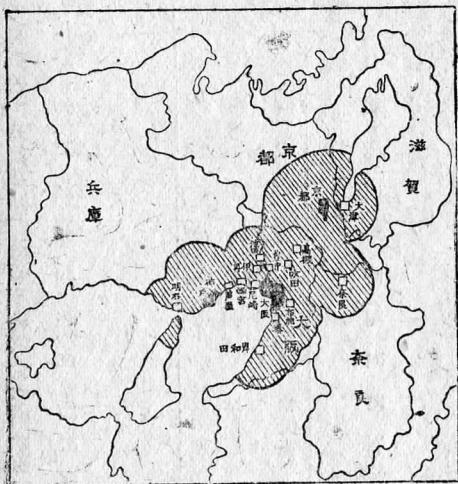
京阪神地域
邊郡小濱村・長尾村・西谷村の内切畠字長尾山・川西町・立花村・神津村・園田村・西宮市・芦屋市・川市・庫郡良元村・大庄村・瓦木村・鳴尾村・本山村・本庄村・魚崎町・住吉村・御影町・神戸市・明石市・明石郡垂水町・林崎村

即ち西は大津市・南は岸和田市・東は明石市を包括する十五市十九町村が指定されてゐるのである。野菜自給の地

る必要があると思へる。従つて一應鮮魚介統制規則による指定消費地域に奈良を加へた地區を想定するが、この中に含まれた十九ヶ町村は近郊蔬菜栽培地帶の中にある、現實に於て野菜調達に特別の不自由を感じないであらう。従つてこの地區に散在する十七市こそ自給計畫の對象と見るべきである。今周邊四里乃至八里を考慮せば蔬菜自給の地方計畫地帶は次圖の如く示される。

第一圖 近畿地區蔬菜確供の地方計畫

1 : 4000000



第一部會・一般討議報告

題の重點であるとするならば、その五府縣十七市六百三十八萬の人口に對し、計畫的に確實にその欲求を充足する事

人口 (昭和15)	人 口
千人 67	千人 67
1,90	1,90
3,252	3,252
134	134
182	182
66	66
46	46
45	45
35	35
31	31
57	57
967	967
181	181
104	104
39	39
34	34
48	48
6,378	6,378

計画の課題でなければならぬ。殊に一市一府縣で到

底この目的を達成し得ない場合に於て尙且然りであ

(6) 近畿蔬菜確保地區の都市と人

口

5

府

縣

17

市

計

5

密集地區に地方計畫として野菜自給園を計畫する事が必要である、夫れは恰も新興軍需工業都市名古屋及び近隣都市がその膨大な労力を調達する爲に東海四縣勞務調整協議會を開いて之が計畫的調達を圖つたと同じ理由に於てかく言ひ得る。決戦下の大都市の生鮮蔬菜確保のためには、かくの如き地方計畫に於て近郊一定地域に蔬菜の計畫生産を行ふ事なしには、その確保調達を期する事は絶対に出来ない。その理由を掲げて結論としよう。

第一は價格政策のみでは蔬菜の生産と出廻りを促進し難くなつた事である。公定價格を廢して自由價格に引戻せといふ提案もあるが、例へ自由價格にしても從前の自由經濟時代の如く必然に蔬菜が出廻らない。例へば北支では農産物は數倍の價格に騰貴してゐる。然し農民は決して貨幣を貰つたのみで満足しない。その貨幣によつて彼等の必需する物資が手に入つてこそ始めて自己の生産物を供出し、農業増産に向ふ¹⁾と云はれてゐる。今日の如く生産手段の自由に得られない時代に於ては、生産資材を與へ、増産計畫と併行しなければ、價格引上げのみでは増産を期し難く、從つて蔬菜の十分な出廻りを確保し難い。

第二、野菜確保の計畫生産は、その蔬菜の特質上、消費地の近郊地區で行はねばならない。その理由は二つある。一つは前述空襲災害の場合交通機關が停止しても一日で輸送し得る距離に生産を確保する必要ある事、第二は我國の主食糧增産計畫が、出来るだけ地方の野菜畑を米・麥に轉換する事によつて行はれてゐる以上蔬菜の地方からの出廻りの不足は必然であり、どこかで計畫生産が行はれねばならない。

第三、従つて、大都市の周邊八里的地帶に所謂 Nahrungs-Kreis を設定する必要があるが、前述の如く衛星都市あり、適地・特產物の關係あり、經濟地理的條件の制約あり、地方計畫に非んば到底一市一府縣で自給し得ない。従つて第一回の如き地帶にその總都市人口の八割を確保するを目標として計畫生産を行へば、恐らく如何なる長期戦下も都市の蔬菜は確實に、且つ不足なく調達し得るであらう。而して空襲等により交通は停止しても、リヤーカーで十分の整備が、これらの計畫と共に絶対に必要な要件である事は云ふまでもない。

都心まで新鮮な野菜を供給し得るであらう。

かくて大都市の生鮮蔬菜の需要と供給は、計畫的持続的に適合され得るであらう。然しこゝで忘るべからざる事はかかる態勢に於て尚且つ價格政策が必要であり、生産配給機構の改革が必要である。量的な需給の適合と同時に、生産者の經營經濟と市民の經濟生活が、共に經濟的に十分再生産を可能ならしむるものでなければならない。農民の自給經濟を訂正し、適正規模專業經營の創出により、農産物の供出力を增强する方法と、適限經營による末端配給機構の整備が、これらの計畫と共に絶対に必要な要件である事は云ふまでもない。

大阪地方に於ける國土計畫と其原則的考へ方に就て

大阪地方國土計畫委員 柴 谷 善 次 郎

只今から申上る事は柴谷個人の私見であります、「國土計畫」と言ふ様な大きな問題に對しては其立案に對し豫め「原則的な考へ方」換言すれば「考へ方の大體の方向」を定めて置く必要があります、以下申上ぐる事が多少共今後の計畫の示唆ともなれば幸甚であります、各位の御示教を仰ぎ度いと存じます。

「日滿支を含めた日本の國土計畫」は今や「南方諸地域を含めた大東亜の國土計畫」に迄進展して參りました、然し「日本内地の國土計畫」の必要なる事は毫も變らないであります、而して其一環として「大阪地方の國土計畫」の必要なる事も亦論を要せないのであります、之は嚴格に言へば「大阪地方の國土計畫」と稱す可ぎでありますが從來の「地方計畫」とは全然其意味を異にし「國家理念」が働き「國土防衛」が十二分に織込まれて居ります、從つて私は普通の「地方計畫」と區別する爲に「大阪地方の國土計畫」と唱へて居ります、「大阪地方」とは「大阪市を中心」とす

¹⁾ 中野正永、大東亜戰爭と華北經濟、經濟月報、15.6號、4頁

²⁾ 農業經營問題と企業整備、商業組合、昭和17年3月號參照
³⁾ 生鮮食糧配給問題

る大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、三重の諸府縣を包含する所謂「近畿ブロツク」であります、或は之に福井縣を加へるのが地勢的に妥當であるかも知れませぬ。

「國土計畫」は當然に國家が之を定む可きものであります、従つて「企畫院」としては前年「國土計畫設定要項」を發表し爾來尙研究を續けて居られます、然し問題は仲々廣汎であり之が決定を見る迄には尙相當の年月を要する事と思ひます、然し時局の推移は一日も早く此國土計畫の樹立を要望して止みません。現在の行政機構に於ては此企畫院の原案が定まらぬ以上地方としては「國土計畫的地方計畫」を樹て得ない事になつて居ります、従つて近時各地に於て「國土計畫」なる語が盛に用ひられつつ一向に國土計畫らしい計畫が發表されず、又之が實行に移されて居るのを聞かないのであります、その多くは糊塗的な彌縫的なものであります、即ち眼先の「防空對策」であるとか、或は綜合的な檢討を缺いた一部局の計畫であります、然らざれば手を束ねて企畫院の決定を待つて居るのであります。

之はお互に大きな誤謬があると思ひます、「國土計畫」の如き大きな問題に於ては特に「調査」と「研究」と其「計畫」とに慎重を期す可きでありますが然し之は又一面一日も忽にする事が出來ない性質のものであります、而して地方に於ては其地方に於ける資料を充分に持ち、地方の事情を最もよく知悉して居る筈であります、従つて地方に於ては常に企畫院と聯絡を保ちつゝ企畫院に魁けて其地方の「國土計畫的地方計畫」を定め着々之を「實行」に移して行く様心掛ける事が最も肝要であらうと思ひます、之は企畫院の計畫に對し地方色を充分に反映する所以であり、又大きな示唆を與へるものと信じます、従つて企畫院としては「國土計畫設定要項」の發表以外に尙進んで國家が要望する「計畫の大體の方針」を至急に明示する必要があります、即ち國家として將來に大きな關係のある重大な問題をとりあげて其「原則的な方向なり考へ方」を先づ明示して置く必要があります、地方としては此の企畫院の「原則的な方向なり考へ方」に準據しつゝ、即ち「國家的な綜合的な考へ方」に準據しつゝ其地方々々の國土計畫を進めて行く事を考ふ可きであります。

今後「國家の存立」の爲には

- 一、國防的な國土を造る事、特に防空の完璧を期する事
- 二、軍需品並に食糧品の確保に努める事
- 三、人口の確保を圖ると共に人口増加の方策を講ずる事

が肝要であります、第一の國防的な國土を造る事、特に防空の完璧を期する事でありますが、之は軍事的には海の事は海軍に、陸の事は陸軍にお任せしてあります、然し近時「航空機」の發達により國土の攻撃も防衛も全然變つて参りました、即ち空からの攻撃は銃後も第一線も同様な事になつて参りました、従つて銃後の吾々としては軍需品食糧品の増産に努めると共に國土の防衛に任じ特に防空の完璧を期する事が絶対に必要であります、従來は空からの攻撃に對しては都市も田舎も殆ど之に對する防備は少しも考慮されて居りません、軍事施設は別問題として工場に於ても都市に於ても言はゞ全く明け放しの有様であります、従つて今後は國土全體を防空的に建設し又は改造しつゝ一般の防火に對しては國民全體が相協力して一丸となつて消防に努める必要が起つて参りました。

「防空の要諦」は「敵機をして一機とも本土に近づけしめぬ事」であります、即ち現在軍によつてなされつゝある通

り「敵基地の覆滅」「敵航空母艦の撃沈」と共に「敵飛行機を全滅」する事であります、然し戦局の擴大に連れ、時の經過につれ、時には「敵の編隊的大空襲」をも覺悟せねばなりません、殊に「國家百年の永き將來」を考へる時敵の編隊的空襲に備へる可く常に其覺悟と其施設を充分にして置く事が肝要であります、本年四月十八日米機による本土空襲は國防上或意味に於て色々の示唆を與へて呉れた事は寧ろ有難いと思はねばなりません、然し敵の空襲と言へば常に斯様な「ゲリラ戰的空襲」であると斷定するのは早計であります、吾々は軍に絶大的の信賴を置くものであります、然し戦局の擴大は時に手薄な場所を作らないとは限りません、一方米國の唱へる天文學的數字も時日をかせば彼の資材なり機械の裝備は必らずしも之を不可能とは致しません、茲に吾々の覺悟が要ります「勝つてかぶとの緒をしめよ」が肝要であります「備へを充分にしておいて敵を恐れない」必要があります、實に吾々は今容易ならぬ事態に直面して居るのであります。

此の近い例は獨逸であります、彼の獨逸空軍の壓倒的な優勢下に於てゲーリング空相は曾て「敵の一機をも我國土を犯さしめない」と聲明した事があります、確に一ヶ年程は敵も獨逸本土を空襲し得ませんでしたが、現在に於てはベルリンは屢々敵の空襲を受けて居ります、比較的最近に獨逸から歸られた田邊博士の報告によりましても當時ベルリンは一ヶ年間に約六五回の空襲を受けて居ります、ハングルクの如きは一年に二百回以上即ち三日に一日位の割合で常に敵の空襲を受けて居ります、之は軍事施設のみでなく全般的な盲目的爆撃を受けて居ります、一方ライン地方のケルンでは一町に一軒か一町半に一軒位の割合で爆弾によつて破壊された家を目撃されたさうであります、之と反対に英國にあつても五軒について一軒位の割合で飛行機の爆撃によりイギリスは破壊されて居ると最近奥村情報局次長が放送されて居ります、如何に空襲の避け得られない事とその慘禍の甚しいかを物語つて居ります、近時スターリングラードの寫真が時々新聞に掲載されて居ますが、之も同様爆撃による非常な破壊ぶりを示して居ります。

従つて吾々として此空襲に備へて夫々充分な設備なり計畫をなすのは當然の事であります、従つて當然の歸結として「大都市の不擴大」が叫ばれ「都市の分散」「工業の分散」の必要が主張される所以であります、建築について一言しますなれば獨逸、イギリス、ソ聯はいづれも多く不燃焼の建築であります、之に反し日本の家屋は木造建築を主體として木と紙とから出來て居る現状に照らし「不燃燒都市の建設」が何よりも急務であります、同時に之は「國家百年の大計」として今日より是非共考へて置かねばならぬ問題であります、そして是非共實行に移さねばならぬ問題であります。

他面「人命の救護」が何よりも肝要であります、換言すれば「人的資源の確保」が肝要であります、従つて今後は出來得る限り「各戸に地下室の築造」が肝要であり出来得れば獨逸の如く「防彈的地下室」をも用意する必要があります、獨逸に於ては建物は二次的に考へられ専ら「人命防護」に注意が集中されて居ります。

御承知の通り獨逸に於ては農山漁村のはしばしに至る迄一切が皆「不燃燒家屋」であり、以前から各戸に地下室が用意されて居ります、今や全國土をあげて爆弾に耐え得る様各戸に「地下室の築造」が命令されて居ります、そして其外に「公共的な防彈室」が諸所に設けられて居ります、其一例として現在獨逸が第一期工事としてベルリン市内に「耐彈防護室」を一千個所築造中であるさうであります、一ヶ所の收容人員約百名であります、之が築造に要する費用は一人當り二千五百マルク一ヶ所の耐彈防護室に要する費用總額二十五萬マルクの巨額にのぼつて居ります、一種のトーチカであります、之が一千個所も作られ尙それ以上に第二次第三次と續々作られる豫定であります、之が戦争の眞ツ最中に巨額を投じて作られて居るのであります、而かも獨逸は前陳の通り津々浦々に至る迄が既に不燃燒の建築であります。然し獨逸は都市計畫に於て有名であります、街の道路は廣く、公園や廣場は充分にとられて居ります、従つて爆弾

の大半は多く之等の空地の上に落ちて居るのであります、ソ聯モスコーに於ても國土計畫上都市の五割を空地にしようと企て居ります。

翻つて日本の現状を省みると、各都市の現状は實に慄然たるものがあります、就ては此際思ひ切つた都市の大改造が肝要であります、即ち國家百年の爲此際思ひ切つて「大都市」には徹底的な大改造を行ひ「不燃燒都市の建設」を實現さす事が何よりも急務であります、少くとも此「大計畫」を確立して「部分的」にしても之を「實行」に移していく事が何よりも必要であります、亦「都市の分散」「都市の疎開」「工業の分散」「綠地の設定」等も元より必要であります、而して之を重點主義に從つて、或程度の完成を期し、今日迄の通弊たる各部局の萬遍的總花主義を排し一部分づゝにしても逐次之を實行に移す必要があります、之は一つに爲政者の熱意と決斷にありと信ずるものであります。

第二、軍需品並に食糧品の確保に努める事であります、之は絶対に必要であります、吾々は何をおいても之に最善の努力を拂はねばなりません、従つて今俄に「都市の分散」「工業の分散」を「無計畫」に或は「不規則」に斷行すれば當然軍需品其他の「生産擴充」に支障を來たす事になります、そして「能率」を低下する事になります、同様に「食糧品の確保」にも影響する事は蓋し當然であります。

如何なる工業を「地方に分散」す可きか、之は工業資材、労力、動力及運輸力の關係其他生産の能率等を考ふる場合「輕工業」を先きにす可きは當然であります、現に紡績工場などは早くより地方に分散して居る、然し特殊の地域や或は工業立地の諸條件を備ふる場合に於ては「重工業」の轉出も亦當然であります。

而して現在の各都市や各工場は始めより國防的見地から計画的に設置されたものでなく、多くは自由主義的觀念に於て次第に不規則に都市に集中して來たものであります、従つて重要な重工業は寧ろ此際思ひ切つて都市の將來の爲

・又は其工業自體の將來の爲めにも進んで地方に其轉出を圖る可きであります、之は國家的に見て賢明な策であります。

茲に誤解があつてはならぬ事は「都市分散」と言ひ「工業分散」と言ふもそれは原則論であつて彈力性を持つた重點主義のものであらねばなりません、即ち軍需品を始として重要物資の生産擴充を必要とする今日に於て、反面資材勞力動力や運輸力などを缺く今日の時代に於て、徒らに何でも彼でも無計畫に地方に轉出せよと言ふのではなく、之は「新規に工場を作る」とか或は「都市の疎開」を必要とする場合に於ては原則として斯様に考へ度いと言ふのであります、今日京濱地方、名古屋地方、京阪神地方、北九州地方には日本内地の過半の工場が偏在し人口が偏在して居ります、従つて之等の地區に「工業の規制」が行はれたのは當然であります、然し軍需工場の新築には尙特例が認められて居る、其結果として之等の地區に尙工場が新築増加されて行く様な矛盾した奇現象を呈して居る事は塞心に堪えない所であります。

而して國家として國防上又はその存立上必要な場合に於ては相當に各方面の事情を綜合的に研究した後、時には「能率」の低下をも忍んで尙國家目的に於て之等工場の地方轉出を圖る可きであります、即ち「能率」の低下は道路や交通機關の調整等により一部は補ひ得るものであります、今後は「自動車專用道路」の完成と相待つて如何なる山間僻地と雖も必要に應じ工場を造り得るのであります、若し不幸にして現状の如き密集せる工業地帶に對し敵の集團的大空襲があつた場合は之等全地區の工業が總て麻痺狀態に陥る恐れなしとは保證し得ないのであります、即ち之は僅かの一二工場の「能率問題」でなく場合によつては一地方又は或種產業全體の能率をも低下し由々しき大事に立ち至らないとは限らないのであります、工業の分散は理想であります、此點については冷靜に考へると共に、當事者としては大いに心す可きであります。

工場を「帶狀」に置いたスターリングラードの如きは空襲的に見て効果的であります、獨逸に於ては近時工業が占領地區を含めて東西に廣く分布され、ライン地方の偏在を修正して居ります、そして大都市のみでなく小中都市にも工業を分散し「密林地帶」や「地下地帶」にも工場を分散隠蔽して居ります、ヘルマン・ゲーリング都市やKDF自動車都市の如きは「新興工業都市」として其規模に於て其計畫に於て大いに學ぶ可きものがあります、之は能率的にも學ぶ可きものが多いのは言を待たない所であります。

同時に別個の問題として、今後は充分に科學や技術を尊重し極力之が發達を期す可きであります、機械力の應用に就ては獨り機械工業の方面にとゞまらず、廣く土木、農業の方面に於ても其必要を認めるであります、又電氣技術の如きは航空機の發達と共に特に國防上益々その發達研究を望んで止まないものであります。

第三、人口の確保を圖ると共に人口増加の方策を講ずる事であります、之は「國家百年の將來」を考ふる時非常に重要な問題であると共に比較的看過され易い問題であります、茲に注意す可きは「人的資源の確保」を絶対に必要とする關係上特に「都市と農村との關係」「農地の確保」等については深甚の考慮を要するのであります、獨逸では一人の農民が四人の都市居住者を養はねばならぬと言はれて居ります、一方農村青年の「工業への轉出」は都市への移住集中となり其結果は「農村青年の不足」となり「食糧品」の生産確保にも支障を來たす事になる、同時に農村青年の「健康の低下」を來した甚しきは其「人口の増殖率」迄を低下する事になるのであります、農村人口の增加率は都市に比し非常に高率である事は洋の東西を問はず同じであります、而かも其健康度やその粘り強さに於ては農村青年は斷然都市の青年に比して優れて居る、茲に農村人口の確保が叫ばれる所以であります、人的資源に就ては日本は英國の如く衰微型でありません、我盟邦獨逸は少しく英國型に近く此點非常な努力が拂はれて居ります、而かも着々其効果を收めて居るのであります。

小都市又は中都市に工業を分散する外に、將來は「中小工業」の農村部落への轉出が人口問題上「農民の健康」と共に亦一考の價値ありと考へられます、近時「農村生活」の向上は農業一本による農民の生活を困難ならしめて居る、然し農産物の價格の引上は一般物價の昂騰や一般生活の困難を來だす事になります、従つて農産物の値上は問題である、茲に又農村の難題がある、但し近時都市附近に於ける農村の變態的繁榮は決して見逃してはならぬ問題であります、之は農産物の闇取引に起因するのは誠に遺憾である、大體に農村の勤労は一年を通じては常に不均等であり、農閑期に於ける農村の家庭的小工業や、農繁期に於ける都市の勤労奉仕隊の「計畫的な組織立った勤労」の援助が肝要である。

言ふ迄もなく「新興工業都市の建設」は理想である、従つて吾々は今後「農産物の確保」「人口の増加」をも考慮しつゝ、成可く理想に近く「工業都市」を建設して產業戰士に「安住の地」を得しむると共に「工業の能率」を増進し大いに我國の「生産擴充」をはからんとするものであります。

第四、「大都市の分散」「工業の分散」については、一部論者の中には尙ほ舊態的觀念より、都市の「現狀維持」若くは現在より尙「都市の擴張」を圖らんとする傾きのあるは誤りである、即ち今後は思ひ切つた「都市の疎開」「空地地域の確保」を必要とするのであります、以下之に關聯して少しく愚見を申述べる事にする、自分は言ふ迄もなく「大都市の不擴大」を主張するものである、然し茲に誤解を避け度い事は自分の言ふ「大都市の不擴大」とは絶對のものでなく何でも彼も現在の都市をより大きくしてはならぬと言ふ様な小さな考へではない、之は原則論であり重點主義によつて動く彈力性のあるものであります「都市防衛」の見地からも「交通機關の運輸調整」の上からも將來或は都市が現在より南に北に又は右に左に伸びる場合があるかも知れぬが、要是原則として大都市が今日以上に實質的に擴大せぬ事である、現在の都市は前に述べた如く自由主義時代に生れたもので「國家理念」や「防衛的觀念」

や「統制的觀念」で建設されて居らぬ、言はゞ不規則に無計畫に構成擴大したものである、従つて充分なる廣場も綠地も道路も有して居ないのであり勢ひ之等の實現の爲には都市が自ら地域的に擴大するより外に方法が無いのであります。

一體に「大都市の人口」を「何百萬に限定」す可きかは今後に殘された大きな問題である、現に東京市や大阪市は既に「過大都市」の相貌を呈して居る、而かも此都市の總人口を減少せしめない限り、現在人口を基礎として都市の疎開をなす場合は都市地域の自然的擴張は止むを得ない現象である事は前述の通りである、又新たに市民の爲一部分に「不燃燒都市」の建設をなす場合に於ても勢ひ都市が一方に伸びる事は當然であります、大阪市の彈丸列車に對する新驛の築造並に其附近に於ける都市計畫の劃期的な試みも亦都市擴張の一例であります。

言ふ迄もなく原則として大都市を總て「不燃燒都市」とする事は必要であります、之は「人的資源の確保」「生産の確保」を圖る上に於ても必要である、日本は地震國であり風水害の被害を受ける事も夥しいのである、従つて之等に對しても亦効果的であります。

「不燃燒都市」の建設は「政治經濟交通文化の中心」をなす大都市を守る方法として絕對に不可缺の問題であります、若し國是として將來「大都市は總て不燃燒の建築たる可し」と法的に決定するならば「都市の不擴大」「都市の分散」「工業の分散」は又自ら達つて來るのであります、若しそれ反対に燃燒的な木造建築が依然として大都市の構成の主導分子として許さるゝならば、吾々は防空の見地より、又生産擴充、能率增進、人的資源の確保の上からも絕對に「都市の分散」を叫ばざるを得ないのであります、此事は一都市の問題でなく、國家としても將來の死活に關する重大な問題であります、徒らに現状に墮する事を止めよと言ひ度いのであります。

若しそれ一朝東京、大阪其他の重要都市に於て連續的な集團的大空襲を受けた場合を想起せよ、產業的にも能率的

にも最惡の場合は元も子もふつ飛んで仕舞ふのであります、實に都市の「不燃燒問題」こそは將來に殘された重大な問題であります、現今各地に研究され又は一部に實行されつゝある都市の「彌縫的耐火方法」にして絕對的に防火に對する自信がなり立つならば、其は又別問題であります、不燃燒都市の建設に對し勞力の不足を言ふをやめよ、お互の努力と熱意とは無より有に轉じ得るのである、即ち「不燃燒都市の建設」は都市に對し將來の根本原則であると共に、資材のあるものより都市として必要のものより重點主義に於て之を實行すればいいゝのである、而かも之は前にも言ふ通り總花主義をやめて少くとも或部分丈けは完成して有効な様にして行き度いものである、之は現に又將來に「生産の擴充」を圖る可き國家としての基調となるものであります。

厳格に言へば現在の都市は舊時代の遺物として一度「御破算」をなす可き性質のものであります、此事は勞力資材の不足の今日、又生産擴充を急務とする今日に於て成り立つ譯のものでありませんが「都市の不燃燒」と言ふ事が見込の立たぬ限り國家的に見て厳格に言へば斯様にせざるを得ないのであります、何にしても大都市は今や「地域の問題」に於ても又「財源の問題」に於ても又は「防火の問題」に於ても或は「交通の問題」に於ても都市としては今可なりな死活の大きな問題にぶつかつて居るのであります、而かも好むと好まさるとにかゝはらず、市の財源をなす大きな工場は時と場合により續々と都市を離れて地方へ行く可き必要が起りつゝあるのであります。

一切の産業なり工業が再編成さるゝ今日に於て、都市も亦此渦中につけてその再編成を餘儀なくされて居ります、然し産業には大資本の必要なる如く、都市にも亦大都市の必要があります、「政治經濟交通文化」等に對し都市が重大なる使命を帶びて居る事に思ひを致す時、吾々は何としても大都市の存立を必要とする、之は獨り都市の面目からのみではないのである、從つて吾々はあらゆる角度から検討して如何にすれば將來大都市が存立し得るか、どうすれば大都市が國家の要求する大使命や大目的にそひ得るかを講究す可きである。之は大都市としての大きな課題であります。

ます、自分は率直に言ふが東京は「政治の中心」であり、大阪は「經濟産業の中心」である、従つて此の概念は今後將來の計畫に於ても其根幹をなす可きものである事を絶對に忘れてはならない事である。

現在獨逸に於ては四五〇萬人口のベルリンは尙六〇〇萬人口の大都市とす可く大擴張計畫を立てゝ居ります、而かも此戰時中に於て一部の遷延は免れ得ぬにしても、着々之を計畫し又實行に移して居るのは驚嘆に價します、大ベルリンは昭和二十五年迄に完成の豫定である、其防空的考慮に於ては實に驚く可きものがある、然し我日本に於て漫然之を模するが如きは大なる誤りである、即ち先決問題として前陳の如く「不燃燒都市」としての確立が肝要である、要するに都市の「擴大」「不擴大」は都市を現狀のまゝにするか、或は「不燃燒都市」に改造するかに從つて自ら問題は別になる「不燃燒都市」を建設せずして徒らに都市を擴大するが如きは蓋し思はざるも甚しいものである。

次に都市は古來「商業」を中心として發達して來た事は石川榮耀氏の今回の主報告に於ても説かるゝ通りである、然し現在に於ては「生産」も「配給」も「消費」も共に統制され「利潤」が限定され「取扱者」が限定された場合に於て將來の商人はどうなるか、同時に商業なる中心點を失つて將來の都市はどうなつて行くか、之は「國土計畫上」に於ても「都市問題」としても大なる課題である、吾々は協力して此解決に努めて行き度いと思ふ、舊態勢的な考へ方は一應御破算すると共に、吾々は新しき國家的觀念に於て總てを再検討し、多くのものゝ一致協力した熱意と努力により國家の爲め之を大成し度いものであります。

以上は大東亞戰爭下に於ける重要國策の一部に關聯して其必要を論じた、そして同時に「國家百年の大計」として何を考へ何を確立す可きかを力説した積りであります、以下之等重要國策を遂行する上に於て先づ何を考へ、何をなす可きかについて尙聊か論及して見ようと思ふ、「都市の分散」「工業の分散」に就てはもはや異論を挿むものは無い筈である、がさて之が實行を圖る上に於て先づ考へられる事は石川榮耀氏の説の如く「生活圈」を基礎とした「都市

の分散」「工業の分散」を圖る事が理想である、而して自分は尙あらゆる角度から之を再検討し之等を綜合したものに於て、始めて都市分散の方向を定む可きであると思ふ、即ち「防空的見地」よりする分散、「人口確保の實際的見地」よりする分散、「交通運輸の關係」よりする分散、「工業資材工業能率」の上よりする分散、「食糧確保の實際的見地」よりする分散など、何れも多くの角度よりする見方の内に於ても特に基調となる可き性質のものであります、以下少しく之等の問題に觸れて見ようと思ふ。

「工業の分散」に對しては先づ「交通機關」「自動車專用道路」及び「港灣」「運河」等交通の先行が肝要である、従つて交通から見た都市の分散、工業の分散が必要である、自然之と相呼應して「道路及交通機關の再編成」を必要とする、大阪地方に於ける全交通機關の再檢討やその「統合調整」は當然に必要である、從來は第一に「地價」を始め工業立地の或條件のみを考へて「工場」を建設した傾きがある、其結果として先づ工場を新設した後に交通機關の開通を要請する、之は「住宅營團」の場合に於ても同様である、之は大なる誤りである、即ち今後は「工場」や「住宅」の建設に先だち先づ道路や交通機關の有無や輸送量其他につき検討し、萬一之等交通機關の利便を缺く場合は之等交通關係の官民當事者とよく打合をなし然る後總てをお互に綜合的に檢討を行ふ必要がある。

「自動車專用道路」の建設に就ては特に急を要するものがあります、之は「軍事的」にも「產業的」にも大體は一致する筈である、従つて必要的なる「主要自動車專用道路」は「國家として之を建設」する必要がある、之は内務省一省又は一地方の問題とす可きで無い、自動車專用道路の効果的である事は獨逸が之を實證して居る、勿論獨逸と我國との地勢的な相違はあるにしても以て他山の石とするに足りると思ふ、同様に東京一下關間の「彈丸列車」の如き「關釜海底トンネル」の如きは鐵道省單獨の問題で無く「國家として之を建設促進」する必要がある、之に對して「勞力」や「豫算」の不足を訴へてはならぬ、ヒツトライ政權の成立に當り財政の窮乏のどん底に於て當時六百萬の失業者を

以てして、尙よく彼の老大なる自動車専用道路を完成した、而かも現時戰場の第一線に於て道路橋梁鐵道等の修理建設に於て活躍偉大なる効果を納めつゝあるKDF部隊は實に此の失業者群よりなる自動車専用道路建設部隊の後身である事を思ふ可きである。

一體に日本の「計畫」は常に豫算にくゝられて「小に失する嫌」がある、宜しく之は獨逸を學ぶ可きである、東京一下關間の「自動車専用道路」に於ても其幅員は獨逸と同様最小二十四メータにする必要がある、之は大きな眼で見た場合賢明な策である、一般に之等道路工事の完成後に於ける「道路の擴張」は建築物の取除を始めとし色々の點に於て仲々容易の事でない、恐らくは大抵の場合不可能である、獨逸自動車専用道路の中央部に於ける街路樹の無き空地は交通物の衝突を避ける丈けでなく背後に藏された目的がある。

從來内地に建造された道路は一府縣内に於ても交通の繁閑を見越し常に其「幅員に廣狹」がある、之は餘りに眼先的である、今後は一貫した道路幅員が必要である、之は後日に於て非常に役立つものである、獨逸の自動車専用道路などは此の一例である、殊に我國に於ては府縣を異にする事によつて同じ目的を有する國道が幾つにも中斷の憂き目を見る事がある、そして折角の労力と資金をかけた道路が空しく遊休状態にある事がある、心す可き事と思ふ。

「船舶の建造」「船腹の擴充」は七ツの海を制壓した以上我國として何を擇いても先づ第一に之を必要とする事は論を俟たない、即ち吾々は全力を擧げて船腹の擴充を圖らねばならぬ、港灣の建設、標準型船舶の建造何れも結構である、然し之と同時に「陸上よりする交通機關」の「支那大陸を始め南方諸地域への進出」が肝要である、之は日本内地と「直通的な連絡」を必要とする「關釜海底トンネル」の建設が肝要である、之は大乘的な見地より國家として絶對に必要であります、大阪地方に於ても此概念を以て海陸の交通に對し大いに考慮する必要があります、鐵軌道に於て「廣軌の統一」は何よりも肝要である、「廣軌の統一」「關釜トンネルの建設」の如きは決して夢物

語に終らしめてはならないのであります、殊に「鐵道の輸送能力」に於ては尙格段の奮發を要します、一列車の輸送能力は三千噸乃至五千噸を目標とす可きであります、茲に廣軌としての使命がある、米國ソ聯に於てはいづれも一列車の輸送能力は三千噸——五千噸であります。

船舶の外に交通機關として「航空機」を重視する必要があります「旅客は飛行機で、貨物は汽車で」と言ふ時代が来る事を自分は多年に亘り筆や口により之を主張して參りましたが、今やそれは現實の問題となつた、航空機は軍事目的の外に平時につつても非常に大切であります、吾々は航空機工業の發達を熱望してやまないものであります。

同時に「飛行場」と高速鐵道との連絡が必要である、獨逸に於てはベルリンの市中にテンペルホーフの練兵場は大航空港と化し地下鐵と近所で連絡して居る、即ち今後の交通は寧ろ空による場合が多くならうとして居るのは注目に値する。

日本内地の鐵道が早く「廣軌に統一」さる可くして其機を失したのは殘念である、後藤新平氏の卓見に敬意を表すと共に當時僅に二億圓程度にて全國的な廣軌の統一化を圖り得たにかゝはらずその機を失したのは返すゝも殘念である、一體に「後よりする改造」は仲々高價につくものである、従つて「豫算」などについても思ひ切りが肝要である、即ち計畫は常に豫算を超越して考ふ可きである、之は當路者として大に考慮す可き問題であります。

此外に「都市の分散」「工業の分散」に對し考へられる事は「政治的な方面」である、即ち石川榮耀氏の説である「生活圈」を基調とする都市分散は誠に結構である、がさて斯様に都市を分散した後に於て大都市は一體どうなるのであるか、五十キロ或は百キロを半径として畫かれたる土地全體を一つの大都市として認めるのであるか、或は州又は道として認めるのであるか、之は都市として重大なる問題であると思ふ。自分は重要な大都市に於ては石川氏の説明される様な大中小の都市を含めた全體のものを一つの「都制」として認めるのは一策であらうと思ふ、例へば大

阪灣を圍む大阪、神戸、西宮、尼ヶ崎、堺、岸和田諸市を始め布施、豊中、池田などの諸市を一つの都制に含める、斯様な「大都制」が成立するならば府市の如き二重な政治機構を撤廃するのみならず、或程度の工業分散や都市の分散は其自治圈内に於ても或程度容易に實行する事が出来る、而も各種の部門に於ても二重三重の投資なり、施設を要しない事になる、無駄な費用は避け度いものである、此場合に於て例へば港灣の一つの機構にしても、大阪神戸の兩市が接近しつゝ尙現在同じ様な色々な施設や機構を持つて居るが大きな都制がなり立つ以上は之を専門的部門によつて其取扱方を兩市に分割するならば自他共に非常に便宜であるとの説があるが之は確に傾聽す可き一策である、之は大きな行政簡素化である。

工業の分散に當り、防空上の問題は残るにしても、時局柄差詰めの應急策として、交通機關の無き地方の開發をなすよりも、先づ今の場合「船舶」の外に「彈丸列車」や「自動車専用道路」及び普通列車なり國道を併せ有する瀬戸内海周邊地區又は其附近の延長地域に對し工業の分散を企圖する事は、以前の如く港灣河口に近接して工場を建設する様な必要は無いにしても、「船舶の輸送量」は輕視する事は出來ないから之は有利である、そして將來工業の「能率増進」「危險分散」など色々の觀點から見ても一策であると思ふ。

一地方に於ける「人口の偏在」及び「工業の偏在」は將來國家として絶對に避く可き性質のものである、之は今後大きな眼で見た「國家的見地に立つた計畫」に従つて工業の分散をなすと共に當分は「重點主義」により總てを擇擇建設する必要がある、従つて總ての情實を超越して適當に工業を分散する事が肝要である、「府縣ブロツク」の如き狹き觀念を去り「國家本位」に考へて他府縣への工業轉出を認む可きである、従つて大阪地方に於ても府縣を超越して、交通機關の再編成なり道路の建設が可能なる地域に對し、工場の新設を要する場合は進んでその工業を分散する必要がある、彼の狹き地域に依然として尙工場を新設増設するが如きは蓋し思はざるも甚しいものである。

「食糧問題」についても同様である、政府の方針である「農村四割の確保」は必要であると共に、從來の方針である「府縣ブロツクの境界制」を撤廃し「米麥」の如き運搬可能なるものは之を「全國的」に考へ「都市附近」に於ては主として「新鮮なる生野菜の供給地域」として「農地の確保」を考慮する必要がある。

新鮮なる生野菜の必要な事は言を俟たないのである、一般の健民運動も之によつて始まると言つても過言で無いのである、實際都市の「生野菜の確保」は健民上重大なる政策の一つである、之は「人口の確保」を圖る上に於て必要である、即ち「人口増殖」の上に於ても「健康増進」の上に於ても必要である、之はビタミンの研究に於て動物の實驗人體の經驗が之を立證して居る。如斯問題は大局部的な見地から觀察する必要がある、蔬菜の栽培に要する土地面積の大小を以て其輕重を律す可きでない、況んや健民の上に於ては色々の野菜を雜食混食する必要がある、而かも土地により必らずしも全ての野菜を生產し得ず「土地の適不適」がある、殊に之等野菜は比較的に「腐敗」し易く遠方からは特殊なものゝ外は運搬し得ないのである、従つて米麥の如き保存運搬の可能なるものと同じ考へ方を以て生鮮野菜に對するのは大きな過誤である、吾人は米麥に對する府縣ブロツクの「境界撤廃」を主張すると共に都市附近に於ける「生鮮野菜の確保」を主張するものである。

此事は府縣ブロツクの確立、縣外移出禁止を主張し、農作物の均一化を夢みるが如き爲政者の心す可き點である、日本は幸に農產物に惠まれ諸外國に比し質も量も非常に豊富である、水產物も同様に豊富である、之等は國民の必要量を賄つて充分に餘りがある、然るに遺憾な事は都市の一部に於ては一方には野菜の不足を訴へ買入に長き行列を餘儀なくされて居る、而かも反面生産地に於ては野菜の多くを腐らし又は必要でない場所に不必要に消費されつゝある所以のものは主として之等「配給機構」の缺陷である、「切符制度」の徹底を缺く爲である、一方農產物の「價格」と「運賃負擔」の問題に關係する事を牢記す可きである、即ち今後之等の適正なる食糧の供給と配給は「食糧の増產」

と共に之等「機構の是正」にある事を心す可きである、彼の東京、大阪の如き大都市を始め各地の待合(東京)、お茶屋(大阪)、料理屋の如き或一部業者に營業の禁止を命ずるが如き確に食糧品の不圓滑なる配給を是正する一策である、然らずんば獨逸の如く之等に日曜を限りてその營業を許すと共に茲にも食糧切符の徹底的な使用を命ずるのである、之も一策である、之は他面思想問題の上にも非常により結果をもたらす事になると思ふのであります。

今後軍事上は元より「工業の生産」「食糧の確保」に於ても總ては「大東亞」を基礎として考へる必要がある、即ち支那大陸及南方諸地域を始め各地を常に「考慮」に置き、之等各地の「物資の交流」を圖る可きは當然である、而かも反面常に「内地のみの自給自足」に就ても之を考慮に置く必要がある、南方の物資にのみ依存する事は船腹の不足を始め當分片跛的なる可き諸施設と對照して「内地の自給自足」を特に必要とする。

「工業の分散」及「一工場内に於ける其自體の分散」に就ては「航空機の發達」と共に思ひ切つた徹底した分散が必要である、従つて此事は將來「工業地域」の配分及び其廣さとも大いに關係する、舊概念を捨てた「工場計畫」が必要である。

「灌漑用水」「上水道」「工業用水」等の分布に就ても同様廣義に考へる必要がある、之は軍需食糧の確保並に健民上にも必要である。

結語、之を要するに企畫院としては此際急速に「國土計畫設定要項」の外に國家として要望する諸問題に對し「大體の方針」を明示し國民をしてその向ふ可き所を知らしめる必要がある、之は僅の數の大きな問題に限るのみで結構である、此程度ならば企畫院としても其方針を明示し得ると思ふ、同時に地方に於ても此企畫院の大方針に準據して夫々地方の國土計畫を檢討する必要がある、而して「府縣ブロツクの撤回」を必要とするならば之を斷行する事である、少くとも概念の上に於ては絶對に府縣ブロツクの撤回を必要とする事は言ふ迄もない事である、同時に必要となる、少くとも概念の上に於ては絶對に府縣ブロツクの撤回を必要とする事は言ふ迄もない事である、同時に必要となる。

れば「行政機構」の變更も斷行されてよいと思ふ、殊に國土計畫遂行上「必要な諸法規」の制定は當然に至急に制定される可きである、何れにしても舊態依然たる區々たる地方的觀念や從來の自由主義的觀念を放擲し「國家本位」な考へ方に於て虛心坦懐「綜合的」な檢討を行ひ總てのものを立案實施する必要がある、殊に急を要するものに對しては其必要に應じ思ひ切つた「斷行」が肝要である。

「教育機關」の地方分散も亦必要である事は言をまたないのである。

茲につけ加へて置き度い事は本月の十八日京阪神間の各鐵道電鐵に於て目撃した日曜の人出である、之は平日の產業戰士を始め各種階層の第一線戰士の出退時に於ける、所謂ラツシユ時に於ける交通混雜と共に、その「交通緩和」に種々思ひ切つた「交通對策」を必要とする事を今更ながら痛感させられる次第である、此の事は直接に重要物資の「生產擴充」やその「運輸強化」に非常なる關係がある、今その對策の内で未だ一般に行はれて居ないもので各都市に於て思ひ切つて實施斷行して頂き度いものゝ一二三を羅列して見よう。

一、早朝一定時に於ける產業戰士以外の乗車禁止(通勤車とでも稱す可きものゝ創設)、尤も特別な事情のものゝ乗車は許可制度とする

一、普通列車にも指定の制度を設ける

一、團體旅行の禁止

一、各工場會社の出退時刻及休日制度の繰り違へを斷行

一、市内電車の定期券發賣(東京に於て之は確に失敗の傾きあるも一部の方面に限つて發賣する事、例へば會社

工場の内出退時刻の一定したもの或は學生に限り發賣)

一、市内電車の乘換切符の廢止(バスも同様)、(之は重點主義から見て止むを得ない)

一、電車賃金のラウンドナンバー制（鈔錢不要）寧ろ五錢均一に低下

一、早朝割引の廢止、車外に於ける回數券の發賣

一、急行運轉の強化

一、電車バス車内の左側移動の勵行

一、車體の改造と格一化

之等の内には當事者としても、一般民衆としても首肯し得ないものがある事は想像に難くない、然し限られたる「交通機關」に對し増加の「途を辿る交通をこのまゝ自由に放任する事は考へ物である、重要物資の「生産擴充」「運輸強化」の外に吾々は「人的資源の確保」「健民強化」をも考へ度いのである、但し之等の實行に當つては現行のまゝで直に實行せよと言ふのでは無い、即ち一般民衆の足に就ては充分の思ひを致し適當なる他の對策と併せ行ふ可きは言ふ迄も無い事である。

而かも此人出は一部分にインフレの香があり他面には戰勝に醉つて居る香がする、此の人出を見た時誰が戰時中しかも活きるか死ぬるかの大戰争をやつて居る日本の姿だとは思ひ得ようかとの感がする、之は注意す可き事であると共に日本の國は有難いと思ふ、而して之は反面には「健民運動」を志す一般民衆の信念も大いに與つて力があると思ふ、健民については自ら他に方法がある、吾々は此健民的信念については寧ろ其概念を利用し、之を「計畫的」に「組織的」に他の方面例へば開墾に道路水路などの整備に之を充てるのがいゝ方法だと思ふ、吾々は自分の作った一莖の野菜にも執着を感じる、況んや此都市が此道路が吾々の勤勞によつた汗の結晶の建設であると思へば愉快であり歡喜であると思ふ。

もう一つは自分が最近に見た文化映畫か宣傳映畫であつたかの一部である、それは或農村而かも寒村の更生を映出

したものである、貧弱な一寒村が他の援助を仰がずに村民一同（農民だけでなく）の協力した勤勞奉仕によつて二十萬圓に近い巨額な費用を要する大工事を完成した、即ち村民の一致協力によつて此地方五百町歩に亘る水田が排水路を作る事によつて水位が二尺五寸以上も堀下げられ其結果永年のふけ田、米以外には何にもそれなかつたふけ田が立派な畠となり麥の二毛作が立派になり立ち「食糧增産」に邁進し得た事實である、此事は「豫算や労力の不足」を解決して餘りがあると思ふ、人間斷じて行へばなし得ない事はない、無より有を作り出す事も可能である、此點は都會の人士に對し此一寒村の映畫が大きな示唆を與へるものと私は堅く信ずるものであります。（昭和十七年十月三十日稿）

部品外注關係より見たる中京の交通機工業

都市計畫愛知地方
委員會技師 廣瀬可二

名古屋を中心としました中京地方の現状を申上げまして、之に對して地方計畫はどう云ふ事をするべきかと云ふ事を少しお話致します。

名古屋を中心として非常に機械工業が集積して居りますが、名古屋に於いて阪神、京濱と違つた特色は軍の工場が非常に多いと云ふ事であります、これは量的で云ひましては京濱、阪神にも軍の工場は澤山あるのであります、中京名古屋の工業生産額の絶対量が未だ非常に低いものですから、相對的に非常に大きな位置を占めて居ると云ふ事が言へます。ですから統計其の他に於て京濱、阪神地方と中京地方と色々比較なさる時に何時も軍の施設が非常に大きな位置を占めてゐると云ふ事をお忘れにならない様にして比較検討して載かないと名古屋の性格を非常に誤ることになるのではないかと思はれます。併し軍關係の施設に就ては申上げる自由を持ちませぬので、先づ特色としてのみ指摘

しておく事に致します。さうして機械工業が非常に大きい位置を占めて居まして、金屬工業、化學工業等が京濱、阪神地方に比較して非常に跛行的に免除して居ると云ふ事が言ひ得るのであります。その機械工業はどう云ふものであるかと云ひますと、これは飛行機、自動車、造船、車輛工業、さう云つた交通機工業と云ふ言葉で表はし得る工業なのであります。これが機械器具工業の中でも非常に大きい位置を占めて居ります。尤も事變後此の交通機工業は生産力擴充の對象になりましたから現在に於ては名古屋の從來の輕工業と云ふものゝ位置は非常に小さくなりまして恐らく職工數にしますれば六割以上七割程度迄は交通機工業及びそれに直接間接關聯のある金屬工業、部分品工業に從事して居ると思ひます。何うして斯う云ふ風に交通機工業は名古屋に發達したかと云ふとの原因を調べてみると、交通機工業と云ふものは部分品素材が非常に多い、綜合的な組立工業即ち最終的な段階の機械工業でありますから、其の部分品素材と云ふものは、取引先が阪神京濱地方の工業地帶は勿論の事、殆んど内地一圓に亘つて居る。或物に就ては滿洲に迄及んで居ると云ふ狀態であります、ですから少くともそれ等の部分品の納入關係から見て内地の中央に位して居るのが最も便利であると云ふ點から中京が選ばれた結果だと思ひます。又事變前京濱と阪神との商業資本の競爭點即ちダンピング、ポイントとなつて居たと云ふ様な事も言はれて居ります。さう云つた關係で此處で交通機工業を始めるのが非常に有利であつたと云ふ事が言ひ得るのであります。名古屋の交通機工業で最も古いのは日本車輌が明治三十年頃から始まつて居る。これが一番古い歴史であります、其の後自轉車なども隨分古く行はれたのであります。それから名古屋の周圍一宮、岡崎、桑名、四日市に機業が起つて居る。それに對する織機工業があり、其の他時計工業等の小さい機械器具工業が相當集積して居りまして、それが交通機工業と云ふ飛行機にしても自動車にしても非常に部分品が多い關係上、その部分品の形、品質、加工々程が非常に多岐多端に亘つて居る爲め、どうしても多數の下請工場を利用しなければならない理由から、名古屋に相當多數の中小機械器具工業が集積してゐたと云ふ

點を積極的に利用して之を下請工場としたと云ふ事が次に交通機工業の發展をもたらした原因です。

もう一つ交通機工業と云ふものは飛行機にても自動車にても決して精密工業ではない、寧ろ輕工業と言つても宜い位であると云ふ事を言はれるのであります、確かに飛行機の原動機關係を除きまして、さう云ふ性質がありまして、技術的には精密ではなくて、職工も質よりも量を非常に必要とする。勞働力指向性があります。それで今迄愛知縣の周圍、三重縣、岐阜縣、長野縣、かう云つた山の多い縣にありました非常に多い勞働力が京濱、阪神兩地方に流れて居りましたのが、此の山間の產業豫備軍をうまく利用して、交通機工業が發達して行つたと云ふ事が言ひ得ると思ひます。要するに地理的な位置と、それから中小機械器具工業の集積から龐大な產業豫備軍、さう云ふものによつて現在の様に爆發的に交通機工業が殷賑してゐるのであります。名古屋にある三菱重工業其の他の交通機工業諸會社には購買課と云ふものゝ外に外注課と云ふものを備へて居りまして、其の下請工場に對する材料の提供とか技術的な指導監督其の他の色々の斡旋をなして居るのであります。要するに名古屋市は下請工場のプールであると云ふ事を言ひ得ます。その下請工場と云ふのは殆んど中小規模であります、一寸調べてみましても職工百人以上のものは一割にも満たない、大部分が中小規模であり、旋盤加工が非常に多い。下請、部品納入等關聯工場の分布を見ますと、飛行機や自動車の工場によつても非常に違ふのですが、先づ縣下を含めて此地方の工場の數は全體の二分の一乃至三分の一程度であつて、大部分は阪神京濱地方への外注であります。従つてまだ名古屋市内で充足して居る率は非常に少いと云ふ事であります。現在まだ名古屋の下請工場の能力は一杯に使はれてゐないと云ふ事を見られるのであります。それは今迄生産力擴充以外に、一般民需の受注があつた。注文を受けて居つた。處が民需が全然抑へられて居る現在、少しまだ能力が残つて居る。資材殊にコーケス等副資材の配給が充分でない爲に能力がまだある。それから軍直接の発注が非常に減つて居ると云ふ事も一つの原因であります、其の外自動車等に就ては生産

力擴充の計畫の順位が非常に變更され、現在では一にも船、二にも船と云ふやうに船の方が順位が上りました爲に、其の前に見込んで機械設備をした處は相當能力が餘つて居る。かう云つた機械設備に能力のある中小機械工業を積極的に利用する爲に、現在まだ續々と交通機工業が名古屋附近に集つて來て居るのであります。最近參ります大きい飛行機工場などに聞いてみましても大半この下請工場を利用する事を期待して居るのであります。

機械器具工業發展の基礎は矢張り金屬材料が充分よくなればならない譯であります。但し、中部地方九縣の中、新潟縣の石油を除けば内地の鑛產額の殆んど二%も出ない有様で、山ばかりがあるにも拘らず非常に貧困であります。併し乍らどうしても交通機工業と云ふのが大きな發達をして参りますと、品質が均一であつて、豊富な金屬素材を要する事になりますので、事變後金屬工業が非常に名古屋に集つて参りましたが、特殊鋼、輕金屬工業、二次的な金屬工業が發達したのであります。併し乍ら現在でも金屬工業の中にまだ殆んど生産されないものがあり、飛行機の工業が殷賑してゐるに拘らず、アルミニューム鑄物が不足して居る等まだく交通機工業の殷賑に比較して金屬工業が足らないと云ふ状態であります。化學工業でも同じであります。或は塗料としても關西ペインント、日本ペイント等から入れられて居りまして、ペイント工業は名古屋地方には全然ございません。かう云つたやうな金屬工業、化學工業の足らないだけでなくして、機械器具工業と云つても殆んど交通機工業のみであります。交通機工業に用ひる部分品工業が非常に足らない、電裝品と云ひましても最近三菱電機高丘製作所などがありますが、東京芝浦電氣、日立製作所等へ飛行機自動車の電裝品は發注されてゐる譯であります。航空計器も殆んど東京方面に富士航空機、東

京航空機、東京計器、さう云つた諸會社に注文せられて居ります。航空計器のやうな精密工業がまだ名古屋に來てゐないと云ふ事は、本地方工業の技術水準が尙低い事を意味して居りませう。併し乍ら交通機工業に必要なベアリング工業は最近、桑名に東洋ベアリングが參りまして、これが飛行機のベアリングを相當充足致して居ります。ベアリング工業と云ふやうな特殊鋼を用ひる精密機械工業が、此地方で成立つと云ふことは交通機工業の需要が非常に大きくなつて來た事と、本地方の技術水準が非常に上つて來たと云ふ事を意味するのではないかと思はれます。かう云つた交通機工業の生産費の五割以上、多いものは八割迄は加工費又は部分品の購入費として支拂はれるのでありますが、さう云ふ事から見ても部分品工業とか、下請加工工業が重要であることを意味します。

處が、今迄交通機工業と云ひましても、皆名古屋の市内に位置して居りました。これが最近の傾向として半田、學母、各務ヶ原とか、四日市とか、かう云つた周邊の都市に龐大な交通機工業が進出して名古屋の部分品下請工場を利用するやうになつて來た。それから一ノ宮、桑名、瀬戸と云ふ處に今迄機業、窯業と云つた輕工業がありましたが、労働力或は建設資材を節約する爲に斯う云ふ處の工場設備を其の儘機械工業として利用して、大規模の交通機工業の部分品工場となる傾向があります。

これで大體表題の名古屋の最近の現状を申上げたのであります。現状の把握と云ふだけでは充分でなくして、大體川の流れの流量を測定したものです。今後どう云ふ風に流れが増えるか減るかと云ふ事を從來の歴史から観て行かなければならぬと思ひます。名古屋の地方の工業は生産の面からのみ考へて行きますと、以前周邊中小都市に機業、窯業があつた。さうして名古屋にも或程度の工業があつた。併し生産の面から見れば皆獨立であつて、これら都市間に何等有機的關係が無かつた。名古屋は商業的な中心として交易經濟の中心として有つたが、生産方面に就て見れば何等關係がなかつた。處が茲に織機工業が起り、初めて此の機械器具工業と機業の關係で即ち生産過程に

於て一つの有機的な關係が起つたと云ふことを言ひ得るのであります。それから其の後に名古屋市内に交通機工業が興りまして、名古屋の市内一般の機械工場と交通機工業の間に連繫を生じ、市外の都市の工業と名古屋市内の工業との連絡は非常に薄い、勿論桑名の鑄物、豊橋の鑄物と云つた様な關係で名古屋の交通機工業は相當利用して居るのですが、これの關係も非常に薄いものであります。最近相當大きい交通機工業が周邊都市に出来まして、名古屋の部分品、下請工場を利用すると云ふ事になり、始めて非常に密接な有機的な關係が名古屋を中心として周邊の都市の間に考へられて來たのであります。都市生産の面から見て、名古屋と周邊の都市との連繫がはつきりして來たのであります。今後部分品の需要が非常に多くなれば、周邊都市に更に部分品工場が出来る可能性もある譯であります。

名古屋を中心としたこの地方の工業の性格は交通機工業圏と申しますか、名古屋市を中心に尾三の平野に三〇糠を半径として點在する交通機工業都市と二〇糠を半径としたその部分品、素材工業都市より成る有機的な連繫のある交通機工業都市群に在ると言ひ得ます。

これは名古屋市の陸の半面で、今一つの性格は伊勢灣に在ります。即ち伊勢灣沿岸に臨海工業圏と言ふべきものが育成しつゝあります。現在では四日市に僅かに芽生えた所ですが、伊勢灣は東京灣や大阪灣と異り自然地理的に不整形であるにも拘らず三〇糠の交通機工業と類似の意味を持ち、不整形なるが故に連櫛せる臨海工業地を形成せず、臨海都市群として發達するであります。將來は陸の交通機工業圏と緊密な關係を生ずるものと思はれます。

尾三の平野に在る都市群は當初機業と云ふ輕工業の消費材工業に依り發達し、名古屋市はそれ自體にも工業を包擁して居ましたが主として交易經濟の中心であり、生産の過程としては他の都市と獨立無關係であります。然し機業の發展は名古屋市に織機工業と云ふ輕工業の生産材工業をもたらし茲に周邊都市の產業と連繫を生ずるやうになり、更にそれの發展は名古屋市内に交通機工業なる重工業的消費材工業を生み、最近の交通機工業の膨大化は周邊都市へ

の脫出現象となり一面金屬工業、化學工業、工作機工業等の重工業の生産材工業の發達を見て居る現状であります。

この傾向から見ますれば名古屋市内の工業的發展は將來頭を打ち、生産都市の性格を次第に周邊都市に譲り、交通機工業圏と臨海工業圏の中権として交易經濟の中心に發展すると考へられます。

第一部會一般討議報告の後に

都市計畫東京地方
委員會技師
第一議題主報告者
石川榮耀

議長から五分時間を頂きました、一言申上げます。只今は奥井教授から總括的に御論評があり且皆様は夫々御採點をお戴きになつた様であります。従つて私は總括的な事に就きましては申上げる必要はございませんので、唯昨日來何となく私が生活圏と云ふことに就てお話致しました事について、多少關係のある御話があつた様に思ひます。それに對しまして此れは何れ細かい所は都市問題等の雑誌を利用してお答へす可ぎであります。雑誌を御覧になる機會のないお方もありませんが私は便宜其のつもりと解釋致しましてお答へ致します。尤も皆様も其のつもりでお話し下さつたのでないか分りませんが私は便宜其のつもりと解釋致しましてお答へ致します。時間は正確に五分。これから五分であります。そこで一番初めに内藤さんでございますが、國土計畫の理念は自由主義的に考へないので、全體主義的に考へるべきだと云ふ御説であります。此れは私が一番初めに申上げました國土計畫はばらくで進んで欲しくないと云ふ事に對する御支援であると考へ感謝申上げます。又本日こちらの阪神地方の交通、國土計畫の關係のお方が矢張り同じ様な言葉をお用ひ下さいまして、柴谷さんでございますが、矢張り、綜合的にゆくべきだと云ふ事を云はれました。誠にうれしい事であります。さう云ふ一般論の中で私は特に平さんが生産立地と云ふ事を強調されたのでありますが、

これは御言葉のゼスチニアの中に我々の生活圏と云ふ事に對して多少御不満にお思ひになつたやうな御表現ではないかと思ひました。之に對しましては私も生産方面を無視する意思は毫もないと云ふことだけは改めて申上げて置きました。生活圏問題は生産立地と表裏合せて行けるのにナゼ省みないか、さふ申し度かつた丈の事であります。重ねてくどく申上げすれば、生産圏、生活圏の主張は單なる消費圏の主張ぢやないと云ふことを申上げ、改めて御了解を頂きたいと思ひます。矢張り總括的なことにつきましては東京委員會の高橋さんから國土計畫研究機關を作つてほしいと云ふことを仰有いました。これは吾々不斷から考へて居つたことでありますから、皆さん御協力を頂きました是非實現していただきたいと思ふのであります。又、北海道の谷口さんは人物養成機關を設けよと云ふ御提案でございました。此は如何も現在人物が出てゐないと云ふやうな響を有つのでありますから、實際上確かにさうなのだから仕方ありません。國土計畫と云ふことが今迄の人間でやれるかどうか根本的に考へますればさう言はれても仕方がない。人物養成機關、翻譯致しますと學校と云ふ意味でございませう、これも強調結構であります。それから扱ひの問題に對しまして幸島さんから大都市問題がまだ充分に残つて居る。殊に生産擴充を急ぐ時に大都市の有つて居る色々の特點をネグレットする事は戰爭の當面上からどうだらうと云ふやうなことを云はれ先づ外に氣を配るより中に氣を配るべきだと云ふお話があつたのであります。然しこれは併行してゆける、又併行してゆける程度でよいぢやないか、と云ふ風に、これは洵に鐵砲みたいな申分であります、お答へとして申上げておきたいと思ひます。それから計畫の内容につきまして東京委員會の吉田さん、或は高崎市の本多さん等から澤山の地方の中に含まれて居る都市を綜合的に計畫せよ。特にその都市の夫々の有つて居る都市計畫地域を今の儘放任してはならない。夫々の都市が國土計畫的な使命を果し得る様調整してゆく可きだ。此を放つて置いて勝手に進行してはならないと云ふ御意見でございます。これは私が確か此の前の京都の大會で申上ました事で誠にその通りであります。私の生活圏の主張もそこを云つて居るのでありますから、これも御理解願へれば頗る結構だと思ふのであります。宮脇君でありますか自由主義の職能構成は頗る危険である。新しき定住的な形を有つた定住的の性質を有つた職能構成に變へていきたい。

構成上の片寄りを都市に持たせない持たせたくないと云ふ意見であります。これは私達に非常に参考になつた御意見だと感謝申して居る、これで御意見の一切でございますが、最後に實例としまして、大阪委員會の山田君が地方生活圈的にすつかり構成された例をお示し下さいました。之は非常にうれしい。山田君は御努力を感謝致すわけであります。愛知縣の廣瀬君は地方工業の性格的配分の形式を精細に御發表になりました。之も非常に参考になつた、非常に長時間おやり下さいましたので非常によく分りました。議長はお困りの様でしたが、たゞ私考へますのに交通機工業を中心としての自由な展開が結局我々の主張して居るやうな生活圏を裏づけるやうな形になつて居る氣がする。例の二十キロ、三十キロと云ふ圓が描かれて居ると云ふお話でございます。結局そこに裏附としての生活圏が出て居る様な氣がします。その點の御研究がいたどき度い。

後藤曠二さんが鐵の工業に就て今は何もヘビーアイナダストとして海外に依存する必要はない、それは鐵や石炭に依存するのではなく、水でもやれる。即考へ様によつて何處へでも水のある所なら行ける、と云ふお話、これは非常に結構なことである、生活圏を構成する爲に自由な工業が欲しいと云ふことを私は申述べましたが、非常に参考になりました。私はどうもさう云ふ處で考へても生活圏の可能を益々主張したいと思ふのであります。これで一切頂きました御意見に對する私のお答へをおへました。たゞもう一遍こゝで三十秒ばかり頂いて居りますから、三十秒の間に皆さんのお歸りになる頭の印象として二三申上げてみたいと思ふのであります。それは一つは結局私は地方計畫、國土計畫も、大東亜戰争に入つてから人間の問題乃至民族の増強問題に集中した。人間なくして物だけ出来た所で何になる。「國破れて山河あり」で物が整つて強い人間が無くなつたならば良き大砲が出來て、それを操作する良き兵隊が

ない事になる。生産につきましては日本以外に土地があらう、民族及人間と云ふ事に就ては他でどうし様もない。そこに興味をお有ち下さい。特に大東亞戦争以後に於て良き大和民族の歴史を殖やす。大和民族の身體を丈夫にする。大和民族の精神を廣大にすると云ふ事は大きな問題であると云ふ事をくれぐれ強調したいと思つたのであります。而も民族の增强と云ふことは決して他の産業の爲に邪魔にならぬどころか、寧ろそれを增强する問題であると云ふことをも強調して置きたいのであります。さうして私の生活圈の問題はそれの調和的解決策である。即生活圈と云ふ事は決して區々たる消費の問題のみに終るのではないと云ふ事をくりかへしく申上げておき度いと思ひます。それから又昨日此處で斯う云ふ事を私は注意されました。お前の生活圈の主張の中には何んとなく銀ブラン的な空氣があつたやうだ。あれは訂正して置く必要があるぞと云ふことを或る人が言はれました。御好意ありが度いのであります。それから又以ての外のお話でございまして、今日何人と雖も銀座に現れてゐるやうな浮薄な空氣を擧げる人もなし、將來共宜しいと言つて皆さんにお認めなさる人はないと思ふのであります。私共たゞ銀ブラン現象の中にも都市本來の性質がひそんで居るのではないか、例へばコミニティと云ふ貴重な現象があるならばそれを摘出してそれを使ふのも一つの方法でないか。糞便が汚ないと云つて捨て去ると云ふことは肥料そのものを捨て去る愚を敢へてするなど云ふことを申上げたのであります。くどい様でありますのが誤つてお考へになつてお歸りになりますと、私の申上げやうとした總ての事が非常に變なことになりますので、僅かな時間を頂ぎまして申上げる次第であります。甚だ貴重な時間を頂きまして有難うございます。

第一部會に於ける一般討議報告に就て

第一議題主報告者
慶應義塾大學教授
經濟學博士 奥井復太郎

第一議題の主報告者として昨日から行はれました一般討議報告に就て一寸總括した所を申上げたいと思ひます。

總會文献に於きましては五十九の研究報告が發表せられて居りますが、昨日から今日只今迄此の席上で實際に報告せられました報告の數は三十五となつて居ります。これ等の三十五の報告を短時間の間に、又私の方でも些か粗雑に伺つてゐるかも知れませぬが、それを項目に分けて拜見致しますと、此の當事務局が分けて居りました地方計畫の理念並に理論及び構想の問題、之につきまして四件、第二の地方計畫策定上の諸問題につきまして二十二件の報告がありました。第三の地方計畫法制の問題につきましては僅か一件、第四の地方計畫實施運營につきましては第五番目の地方計畫財政上の諸問題には、特にそれを中心としての御報告は無かつた様に思ひます。最後に京阪神地方の具體的説明と云ふ分類がありますが、之につきまして一つ、斯う云ふ様な工合に分れて居りまして、何と申しましても地方計畫策定上の諸問題につきまして論議が集中した様であります。其の中を見ますと、最も多數ありましたのが重要施設配置に関するもので七つ、次に產業立地及び工業配置に關するもの五、計畫區域劃定に關するもの四、あと地域制の問題、大都市發展の統制の問題、地方開發の問題等が各々二件ありました。實は斯う云ふ風に分類してみたのでありますが、誰方の御報告を承りましても非常に幾つかの項目に關連を有つて居るのであります。例へば住宅問題に關しましては集團住宅地の設計と關連して生活圈の問題が取扱はれますし、或は綠地問題につきましては國土計畫の理念的課題が併せて論ぜられました。或は團域社會の問題が地方計畫構成理論の課題だと存ずると同時に、或は地

域制の問題の如くでもあります。従つて只今分けました分類の方法は私一存の、さうして極めて短時間に分類した極めて粗雑なものであると云ふ事を御諒承願ひ度い。

更にこれ等の報告の中に就てみますと、私共が一番地方計画實施其の他に當りまして特に我々の立場から重要な立場から重要に思つて居るものは此設計基準の問題であります。この基準につきましての御報告、並に基準の確立を必要とすると云ふ様な意味の御討議が略々十件ばかりあります。例へば生活圈の問題もそれであります。或は労働力の供出と云ひ、通勤圈の問題と云ひ、色々の點に就て、これ等の基準的説明又は基準確定に對する所の議論が多々出てゐるのは大變私共として嬉しいと思つた所であります。

更に具體的情實に關する所の報告であります。これは三十五の報告中、甚だ數少いのを遺憾とするのであります。これ等の報告を綜合してみると、課題的に取上げてみると、生活圈問題を一つ擧げられます。生活圈問題は石川技師の主報告を極めてよく發展せしめたと云ふことが出来るのであります。但し、私共同ひました結論としては都市とは何だと云ふ性格決定の問題に導いて行くのでないかと思ひます。

第二の課題的な問題は地方計画區域の問題であります。之に就きましては運営の問題も關連を有つて参りますが、府縣行政區劃の問題が殆んど全面的に論ぜられ、併せて道州と云ふ様な上位の組織を設けろと云ふ様な主張が決定的であるかの様に思はれる。又其便法として地方計画委員會を設けると云ふ極めて適切な御主張もあつた様に伺ひます。乃至は直に取上げられる問題は大都市地方計画ではないかと云ふ様な御意見もあつた様に思ひます。

第三に計畫の體系を綜合化されなければいけないと云ふことがあります。中央行政的にもさうでありますし、或は住宅營團、工業規制、或は促進の地域乃至は土地區劃整理に就て計畫體系が統一的に綜合されねばならないと云ふ御主

張があつたやうであります。一つの課題的なものとして取上げる事が出來ると思ひます。

第四に工業の分散と云ふことに就ては殆んど大局の御意見が一致して居つた様であります。恐らく地方計画の問題としては茲に矛盾する課題があるのではないかと云ふ事が數人の方から指摘されて居る。一方に分散出来にくいやうな情勢がある、他方に分散せしめなければならぬと云ふ。石川技師は百分迄能率を發揮せしめるると云ふのならば問題はないが、此の場合に於ては八十%、五十%で止めるのが國土計畫、地方計畫ではないか、と云ふ御意見であります。

最後に討議全體の様子を拜見してみると、先述べました様に時間不足の爲に各地から皆さんがお集りに成つてゐるにも拘らず各地の實例についての説明に乏しかつたのであります。此の點については會議當局に於ても宜しく御参考を煩したいと思ふ。更に短時間の爲に用語或は修辭の了解が極めて簡潔になされますので聽いてゐる方々、我々に取つて了解不足の點があり、從つて之に對する處の批評或は反對論を試みました場合に於きましても、時間不足の爲め言葉足らず、從つて、或は誤解に基く處の強い批評の言葉を浴びせられたと思ふ様な點を伺つたのであります。これら等は時間をゆつくり取つて充分に論すれば一致すべき所のもの、或はそれ程の反対でない所のものが、恰も此の席上に於ては極めて強い反対であるかの様な形を示して居ります。今後の希望につきましては私共先程述べました様に計畫基準の設定並に計畫の本をなします所のつまり調査、かう云ふ様な事についての本質的な整備が欲しいと思ふのであります。これ等の點に就て皆さんの御協力を得る事が出來ますれば、國土計畫並に地方計畫と云ふものが力強く實踐的に活動出来るのではないかと思ふのであります。二十二日の情報局の發表の來年度の重要な國策の項目の中に地方計畫法の登場のないことを悲しく思ひましたのは私だけではないと思ふのであります。若し其の中に東京都制と地方計畫の實行と云ふ一項がありましたならば、本會議と云ふものが、もつと活潑に或は有終の美を済し遂げる事が出

來たのではないかと思ふのであります。

尙報告發表に洩れました中に多くの名研究がある様に覗ひます。これ等の點に就きまして、時間不足の爲に洩れた事を遺憾と存ずるのであります。

主報告者の一人と致しまして、熱心に御陳開下さいました所の報告によつて私共得る所が多かつた事を感謝致す次第であります。謹んで簡単乍ら總會の概略を申述べさして戴きました。

四 第二部會一般討議報告

都市財政政策の基調

大阪商科大學 助教 授 藤 谷 謙 一

私も最初に一寸お断りして置きたいのですが、此の都市問題會議に付きましては何か特殊問題を捉へまして、これを少し突込んで纏まつた一つの研究を致しまして御報告を申上げたいと考へて居りましたのであります。處が全く私自身の差支への爲から、今日さういつた當初の目的を果す事が出来なくなつたのであります。洵に申譯ないと思つて居ります。従ひまして今日此所で御報告申上げます事は、實は極めて大雑把な概略的な、意見と云ふより寧ろ感想と言つた程度のものでありますけれども、最初に一寸お断りして置きたいのであります。

印刷になつて居ります報告の要旨を御覽下さいますと、私のところは極めて簡単でございまして、そこには唯私の言はゞ結論を、即ち對策として斯う云ふ點が一番當面の問題としては緊急な問題ではないかと云ふ點を唯二つ掲げて置いただけであります。昨日來お話を伺つて居りますと、大體都市財務當局の方々の考へてゐらつしやる事は殆ど軋を一にする、大多數の點に於ては一致して居る様に考へます。後に一寸申したいと思つて居りますが、唯若干の喰違ひがある様に考へますのは、公企業收入の問題、それから地方債に關して若干現はれた御意見の中に多少喰違ひがある様に思ひます。けれども、其の他の點に付きましたは殆ど全部の御意見が一致した様に見受けられるのであります。

私の結論もさう云ふ御意見と別に特に取立てゝ違つた所はないのであります。此所でお話します事も言はゞ屋上屋を架する嫌がある。實は今日お話申上げたいと思つて居りました事も聊か重複する嫌ひのある事が澤山出来て參つたのであります、さう云ふ事は出来るだけ端折りまして、私の只今考へて居ります點を、今迄のお話と出来るだけ重複を避けまして申上げて見たいと思ひます。

先づ第一に私考へますことは、當面の地方財政々策乃至都市財政々策と云ふことを我々が取上げて問題と致します場合に、どう云ふ見地から此の問題を考へて行くべきか、少し大袈裟でありますのが根本的な見地と云ふものを最初にしつかり擱む事が必要である様に考へます。實は此の事に付きましても昨日來の御報告に度々御意見があつた様であります。都市財政と云ふものはそれ自身を孤立して扱つてはならない、地方財政の一部である、特に國家財政と關聯せしめて一體として考へる必要があると云ふ事は既にお話があつたのでありますが、此の考へ方は地方財政當局、都市財政當局の側からも亦國家財政當局に於きましても、双方に於きましてもはつきり認識しておく事が絶対に必要であると思ふのであります。これは申すまでもない事でございますが、今日は全く空前の大戰爭の眞只中にあるのでありますから、我々が當面して居る最大の問題と云ふものは、此の戰爭を如何にして勝抜くか、此の一點に懸つて居る事は申すまでもないのであります。さう云ふ觀點から致しますと云ふと、廣い意味の戰時經濟政策と云ふものが問題の中核を占める譯であります。國家財政自身が既に孤立的な問題ではなくして、戰時經濟政策の一環である、一環である斯う云ふ關係になるのであります。さう云ふ風に考へて見ますと、國家財政自身が既に孤立的な問題ではなくして、戰時經濟政策の一部門、一環である、況んや地方財政、都市財政の問題は斯う云ふ大きな最高の政策、戰時經濟政策の何處までも一環である、一翼でなければならぬと云ふ事を主張する必要があると思ふのであります。此の事は單に觀念論、唯さう云ふ事をお題目的に唱へるだけではなしに、我々が具體的な問題の解決を考へる場合に直ぐさま必要となつて来る

ると思ふのであります。それは先づどう云ふ問題であるかと云ふことは、昨日來非常に問題となつて居りますところの國費、地方費負擔區分の適正化、斯う云ふ問題にも直ぐに現はれて来ると思ふのであります、此の問題を後廻しに致しまして、兎に角さう云ふ根本的な見地をどこまでも主張して此の問題を考へたいと思ふのであります。

次に現在の地方財政制度、特に都市財政組織と云ふものは、既に今日の時代に適應しなくなつたと云ふ事に付きましては、私は此所で改めて此の點に付て詳しく述べる事を差控へたいと考へます。昨日來の多數の有益なる御報告の中に十分現はれて居る事でござりますし、私は此の點は差控へて置きたいと思ひます。唯此の現状を前にして、今後の見透しと言ひますが、今後都市財政制度の向ふべき方向はどう云ふ方向に向ふべきもゝであらうか、これは單なる豫想とか、豫測と云ふのではなしに、一つの必然的な傾向がある様に考へるのであります。此の點も甚だ大難把な觀測でございますが、又極めて平凡な、事新しい話ではございませぬが、要は財政の部門に於きましても結局集権的傾向が益々強化される、統制の強化と云ふ一言に盡きる様に考へるのであります。昨日來色々お話を伺つて居ります收入源と云ふものは矢張り國家が握る、國家が殆ど有力なものを總て自分の手に握ると云ふ事は、これは今日の大戦争の眞只中の状態と致しましては止むを得ない一つの必然的傾向と考へます。この事は既に戰前からの一つの傾向であります、勿論さう云ふ事を考へる必要もある、餘地もあると思ひますけれども、大擱みの方向と致しましてはあつたのでございますが、唯それを中央に統制する、集中すると云ふ方式が若干變つて来て居る様に、又變らざるを得ないと云ふ風に考へるのであります。これを具體的な問題に付て考へますと、一昨年の稅制改革を中心とする地方財政改革の中心構想と云ふものは地方財政調整と云ふ事にあつた様に考へます。これはつまり中心の狙ひ所は地方團體相互間の貧富の懸隔を調整する、財政力の凹凸關係を調節すると云ふ事が主たる狙ひ所であつて、併せて地方財政

の基礎を確立すると云ふところが中心の構想であつた様に考へるのではあります、今日の事態を前にして考へますと此の組織の根柢となつて居る構想に餘程變つたものを要求されるのではないかと云ふ風に考へられるのであります。其の事も具體的に申しますると結局は時局關係の經費、都市の負擔に非常な壓力となつて居ります時局關係の國家的性質を有つた經費と云ふものをどう云ふ風に支辨して行くか、其の所要財源と云ふものを確保する、此の點を中心にして財政の統制を圖つて行くと云ふ事が、今後長い先の事は別としまして、少くとも當面はこれが問題の中心でなければならぬと考へられるのであります。それは結局先程來申します所の國費、地方費負擔區分の適正化と云ふ事に歸着する譯であります。で私は此の負擔區分の適正化の問題に付きましてもう少し若干附け足して置きたいと思ふのであります。が、從來現はれた意見、内務省の方の御意見であります、断う云ふ御意見があつた様に考へます。それは元來地方團體の課稅權と云ふものは根本的には地方團體固有のものではないのだ、地方の獨立稅であるとか何とかと云ふけれども、さう云ふものでも本來國家が許容したものである、國家が與へたものである、地方團體が本來有つて居る性質のものではないのである、さうして其の地方課稅權に依つて舉げた收入と云ふものは決して地方の固有事務の支辨だけを目的としたわけではないのであつて、さうした租稅から擧げるものでも國政的な事務の支辨に充てる事を當然豫想して居る、斯う云ふ議論があるのです。それはつまり國政的な事務に關係した地方費と云ふものは當然國家が支辨すべきもの國家の負擔すべきものであると云ふ議論に對する一つの反駁なのであります。國政的な事務費だからといつて直ちに交付金を要求すると云ふ事は、さう云ふ見地から一應認められない、斯う云ふ御意見があつた様に考へます。で私は斯う云ふ意見、地方課稅權は本來地方固有のものではないと云ふ事は私は承認して差支へない、洵に其の通りだと思ふのであります、今日の地方團體の基礎、存立そのものは國家が認めた法規に基いて成立して居るから當然の事であらうと思ひます。併し今日の現實の事態を見ますと、さう云ふ風な見地から國家の地方團

體に對する援助と云ふものは不必要だとする根據には少しもならない。さう云ふ議論を一應認めるとしても、地方財源の不足、一方に國政的な事務費の増嵩と云ふ事を考へますと、國政的な事務費に對して國家が十分に財源を與へると云ふ事はこれは議論の段階ではない様に考へるのであります。そこで問題は大多數の意見が一致し熱望して居るところの負擔區分適正化と云ふものはどう云ふ方法で實現するか、問題は既に實行方法に這入つて居ると思ふのであります。此の點に付きましても色々の御意見があつた様であります。が、私は此の問題は寧ろ根本的には國家財政の問題であり、主として國家財政當局に於て積極的に此の解決に乘出して貰はなければならぬと考へるのであります。色々な具體的な數字を見ますといふと、今日地方經費の中で國政的な事務費としての色彩を非常に濃厚にして居ると云ふものだけでも莫大な數字に上つて居ります。然も其の中で國家が負擔して居るのは甚だ少ないと云ふ現状にありますから、若し少くとも國政的な色彩の濃厚なものを總て國家が負擔すると云ふ事になりますと、國家財政の立場として洵に一つの大きな問題となつて来る事は當然の事であります。當然の事でありますが、茲に先程申しました様に此の問題の考察に付て、地方團體限りの問題として見るのではなしに、國家の側に於て、これは寧ろ國家自身の問題として解決に乘出すと云ふのが本筋でなければならぬと思ふのであります。此の點に付て回顧されますのは分與稅制度が實現する迄の經緯であります、古く昭和六年七年當時から地方財政調整交付金として内務省當局が提案されたものを、常に大藏省當局に依つて財源がないと云ふ理由でもつて一應拒否されて參つたのであります。併し遂に一昨年の稅制改革を契機としまして、大藏省當局に於ても其の必要を十分に認められて實現した、斯う云ふ經緯を考へて見ますと、國費地方費負擔區分の適正化と云ふ事に付ても一應さう云ふ關係が矢張りあるのではないか、恐らく内務省當局としては此の點に付て非常に熱意を有つてあらつしやる、併し大藏省の當局、國家財政の擔當者と致しましては、さう云ふ地方費の關係から莫大な補助金なり交付金と云ふものを地方團體に與へる餘地がないと云ふ

様な事が一應問題になるのではないか、これは餘り臆測を逞しくする事はどうかと思ひますけれども、矢張り今日の
宏大な戦費と云ふものを考へて見ますと、さう云ふ餘地はないのだ斯う云ふ議論もなきにしも非ずと考へるのであります。併し最初申しました様に國政的な事務費と云ふものは地方費として一應出て居りますけれども、實質的には國家經費に外ならない。今日地方團體の擔當致して居ります所の時局關係の事務は、これは戰爭遂行の爲に必要缺くべからざるものであると云ふ事を考へて参りますと、其の所要財源と云ふものは國家が負擔すると云ふ事は當然の筋合ひであります。併しまして、今日の様に長期戦、大規模戦になりますと、單に前線の戰闘行爲とか、或は直接それに關聯した國內の事務だけではなしに、地方團體が今日擔當して居ります所の時局關係の事務は全く必要缺くべからざる事務なのであります。此の認識を特に國家財政當局に於て十分認識されたいと考へるのであります。實は此の點に此の問題を解決する鍵がある、或は此の問題の實現可能性に對する限界がある様に考へられるのであります。さうしますと少し問題が、地方財政の問題から食出す様な恰好でありますけれども、我々はさう言つた少なからぬ地方費の負擔を國家財政に俟つとして、さう云ふ財源は果してどう云ふ風にして調達されるか、果して調達可能であるかどうかと云ふ事も問題にならなければならぬと思ふのであります。今日莫大な國家財政需要といふものは、御承知の通り主として公債收入によつて賄つて居る。それに對して租稅收入を以て補つて居ると云ふ恰好でございます。さう云ふ事態を前にしましてこれからどうなつて行くか、今日でも少なからぬ増稅をして居るけれども、それはほんの一部に過ぎないのであつて、大部分は公債收入である。其の上に國費、地方費區分の是正の關係から更に國家の負擔が増えると云ふ時に、今日の狀態を以てしますと、實質的には公債の増發になるのではないか、これが最も安易な當面の對策であると云ふ事にならざるを得ないのです。併しこれ又全く地方財政の問題を離れる恰好になりますけれども、今日の國家財政需要

の支辨財源としましては、公債依存の程度を出來るだけ少なくして行くと云ふ所が眼目でなければならぬ。今日の公債政策の本質は何であるかと云ふ事は茲では立入らない事に致しますけれども、インフレーションとの關係に於きまして極めて、——極めてと云ふ言葉は少しきびしいとしましても、決して樂觀出來ない推移を辿つて居る様に考へられますので、當面の財源調達の爲には増稅、租稅の増徵と云ふ事にまだ／＼努力するより外ない、今日御承知の様に増稅に増稅相ついで居りまして非常に負擔が増えて居る、見る人に依りましてはこれ以上増稅の餘地はないと云ふ事を考へる方もあるかと思ふのであります。併し實行問題として難しいところの戰時財政々策の根本目標、つまり安易な公債手段を避けて出来るだけ増稅に俟たなければならぬと云ふことを何處迄も貫徹する必要があると私は考へます。それにはよく言はれる事でございますが、今日の租稅負擔に付て能力に比例した負擔、應能課稅と云ふ段階は既に過ぎて、もう一步進んで能力の最大が要求される、單に貧富の程度に比例すると云ふ段階より、更に進んで餘力のある者は總てを國家財政上の支辨の爲に捧げる、これが要求される迄に至つて居るのではないか。此の點に深く立入る事は餘りに本論から離れますから差控へて置きますが、さう云ふ觀點から我々は突詰めて申しますといふと、我々は戰時の生活を續けて行く爲に必要な言はゞ最低限度と申しますか、其の最低限度の生活の爲の保障はどこ迄もする必要がござりますけれども、今日の緊迫した状態を前にしましては、其の限度を超えた能力と云ふものは國家財政の爲に捧げる、さう云ふ目標が是非必要ではないか、さう云ふ見地を貫徹しますと云ふと、それら當面の問題解決の爲の財源と云ふものは必ずしも不可能ではない。又それが先程來の藤田さんの御報告の中にもございましたが、利子依食者或は勤勞所得者の中の負擔が地方財政に對して貢献する程度が少ない、もう少しこれを地方團體に對して貢献させる必要があると云ふ様なことも、地方稅の増徵と云ふ風な事は殊更しなくとも私は所得稅の増徵、さう言つた國稅の増徵に依つて矢張り果し得る様に考へるのであります。

負擔区分の問題に付きまして極めて大難把でございますが、此の程度に致して置きます。殘る若干の問題に付てほんの少しばかり、感想を申述べて置きます。

一つは矢張り地方財源の調達策、今日の都市財政難に當面しまして、どう云ふ方面から財源を調達して来るかと云ふ事に付きましては市民税が問題になつて居る。市民税を増徴したら宜い、或は機構を改正する餘地があると云ふ御意見が澤山出て居る様でございます。私は此の點に付きましては時間がございませぬから詳しい事は差控へて置ますが、極く大まかな考へとしましては、市民税の増徴を圖るといふことは私にとつては賛成ではないのであります。先程來申しました様に、私は今日の事態としては國稅中心、有力なものは總て國家に集中する、さうして極力これを増徴すると云ふ事が必要であると考へて居りますが、若しさうなると所得稅の増徴と云ふ事は當然問題となつて来ます。それと並んで市民税を増額して行くと云ふことは、これは戸數割への逆戻りになる、さうして所得稅と競合するとの關係にならざるを得ないのであります。私は此の見地から増額には賛成致し兼ねるのであります。唯増額しないで現在程度の負擔の下で尙内容を整備して行かうと云ふ考へ方は成立つ様に考へます。此の點に付ては十分研究の餘地があらうと考へます。

それから獨立稅を色々考へて見よう、新稅を設定して見ようといふ色々考へがある様であります。其の中で必ずしも零細と言へない相當の稅收入を擧げ得ると思はれるものが擧げられて居ります。私はさう云ふ方面に對する努力、研究と云ふことは勿論無用ではないと考へます。併し大局的に見て今日の都市財政の改善、建直しの爲に獨立稅に多くの期待する事は無理ではないか、で色々な具體的な例を見ますと、先程東京市の齋藤さんでございましたか、調査稅であるとか、或は既に國稅として現れた電氣稅と云ふ様なものは、これは唯消費稅的なものだからいかぬと云ふ風に一概に排斥する必要はない、斯う云ふ御意見もあつた様でございます。私も其の點は同感でございまして、斯う云

ふ稅は唯零細な一般的な消費稅的なものであるとばかりは考へない。それは稅の組立て方如何に依りましては奢侈的な部分にだけ課稅すると云ふ仕組みもあります。併しさうすれば結局多くの稅收入を期待する事は出來ぬと思ふのであります。結局斯う云ふ稅で當面の收支の均衡を圖るといふことは言はゞ末節に屬する様に考へるのであります。それから次に公企業收入の問題について一言して置きたいのであります。これに付きましてはもう少し增收を圖る、さうして普通經濟にもう少し貢献せしめる必要があるのだ、と斯う云ふ御意見と、それから此の方面に於て增收を圖るといふことは宜しくない、少くとも多くを期待出来ないと云ふ御意見と、多少御意見の相違が見受けられる様に考へます。私は此の點に付ては後者に左袒したいと考へるのであります。公企業收入の增收を今日圖ると云ふ事は色々な觀點から面白くない結果に終ると思ふのであります。その理由は、私は具體的な事實を能く存じませぬが、公企業經濟の本質から致しまして、普通經濟に廻し得る收益の餘地は實際餘りないのでないかと云ふ事が一つでございます。

それからこれこそ實質的には消費稅になると云ふ事を十分考へなければならぬ、今日の事態の下に於きまして消費稅の負擔を色々な方面から殖やすと云ふ事は出来るだけ避けたいと思ふのであります。尙それは物價對策に逆行する事にも言及されて居りますし、他にも言及された方もあると思ひますが、これを是非實現したいと云ふ御意見と、今日の段階では餘り多くを期待出来ない、寧ろ預金部の資金などを活用する方がよいと云ふ御意見もあつた様であります。

す。此の問題は私餘り詳細に調べて居る譯でもございませんが、一般の今日の公債政策と云ふものを考へて見ますと、早急にさう云ふ地方團體中央金庫と云ふものが實現する可能性は少ないのでないか、さう云ふものに力瘤を入れる餘地がないのではないかと申しますと、矢張り色々現實を見まして若干中央當局に於て考慮される必要がある、例へば公企業關係の現實の事態を能く見た上で、場合に依つては地方債を許可する。都市交通が行詰まりに當面した、其の改善の爲に資金の調達が必要であると云ふような場合、斯う云ふ公企業關係の財政の爲には特別の考慮を拂ふと云ふ事は十分考へられる、杓子定規に地方債を抑制するといふことは望ましくない様に考へられます。

最後にもう一つ極く簡単に觸れて置きますが、町會費其の他の市民の諸負擔を整理合理化する必要があると云ふ御意見がございました。私も是非共さうする必要がある、これは先程市民税と合せて其の負擔を合理化する途があると云ふ御意見がございまして、又實際の徵收方法を見て居ると云ふと市民税に對する附加税の關係の様になつて居ると云ふ様な事を伺つて見ますと、市民税の内容の改善と結びつけて町會費の改善を考へる餘地があると考へるのであります。

特別市制の問題も私は矢張り當面の必要として結論的に掲げて置いたのでありますが、此の問題は時間の關係もございましたし、省略致したいと思ひますが、私は今日行政機構の改革などが問題になつて居る時に、言はゞ店晒しの様な關係にはなつて居りますけれども、特別市制の實現と云ふ事も此の際解決を圖るべきものではないか、これは財政的な見地だけから検討する譯には參りませぬけれども、併し少なくとも二重施設の排除、或は二重監督から来る無駄さう云ふものを排除する合理的な解決方法として、これは都市一般に通ずるとは申し兼ねますけれども、大都市に付きます。

ては特別市制を實現すると云ふ事は矢張り今日必要な、非常に緊急なる課題になつて居る様に考へるのであります。洵に粗雑な大雑把なお話を申上げまして恐縮でございます。これを以て私の報告を終りと致します。

新稅制下の都市財政力

財團法人東京市
政調查會研究員 藤田武夫

先に一寸お断りして置きたいのであります、二、三日以前から風邪を引込みまして甚だお聴き苦しい點があるのであります。ちうと思ひますが、其の點御容赦を願ひたいと思ひます。

御承知のやうに一昨昭和十五年の春に割期的な地方稅制の改革が行はれまして、其の新制度の運用の結果が昭和十七年度の地方の豫算に於きまして、大體其の姿を現はした様に考へられます。従つて其の當時新稅制に付て問題にされて居りました色々の問題が今此處で検討し得る機会に到達した様に考へます。新稅制の問題も色々ございましたが其の中でも最も重要な問題として新稅制下に於ける地方團體の稅源の彈力性如何と云ふ問題、それから新稅制下に於て市民の負擔關係がどう云ふ状態になるか此の二つの問題が最も中心的な問題となつたのでござります。茲で私は此の二つの問題に焦點を置きました最も具體的にそれらの問題が新稅制下に於てどう云ふ風に解決され、又どう云ふ状態にあるかと云ふ事を検討して見たいと思ひます。成るべく具體的な事例を擧げて、さうして問題の詳細を抽象的にではなしに具體的に捉へる爲に神戸市の近くの芦屋市の財政、新稅制下及び舊稅制下に於ける財政狀態との対象として、今申しました問題を考へて見たいと思ひます。特に芦屋市の財政を取上げます場合に同市が純然たる住宅都市である、從つて營業稅附加稅收入が少い、其の反面に於て從來都市の有して居りました稅源である所得稅附

加稅が消滅したと云ふ事の影響が大きいと言つた様な事、並に同市の地價並に家屋の賃貸價格が他の中小都市に比しまして相當高いので、其の關係上分與稅配布の單位稅額が高い、さう云ふ關係で特殊な状態を呈してゐるだらうと云ふ事も考へられるのであります、併しこれらの問題は新稅制の提供する問題を歪曲し、又は隠蔽すると言つた様な性質のものではなしに、寧ろ新稅制が提起します色々の問題を斯う言つた條件に依つて一層明瞭に卒直に表現すると云ふ風に考へられますので、今芦屋市の問題を取上げる譯でござります。

先づ新稅制が芦屋市の財政に與へました最も大きな變化は、これは他の都市に於ても共通だらうと思ひますが、所得稅附加稅が全然消滅したことであります。芦屋市に於きましては從來稅收入の三一%を所得稅附加稅が占めて居つたのであります、それが全然消滅した。それに對して三收益稅、即ち家屋稅附加稅、地租附加稅、營業稅附加稅其の三收益稅が從來は稅收入全體の一〇%に過ぎなかつたのが、今度は四八%、約半ばを占めるに至つた、尙其の外には都市計畫稅が非常に増へた、又市民稅が新設された、さう云ふ顯著なる變化が見られるのであります。さう云ふ變化に付きまして先程申上げました稅源の彈力性の問題と、それから負擔關係の問題を検討して行きたいと思ふのであります、先づ第一に同市の財政が稅制の改革に依つて彈力性はどう云ふ風に影響されたかと云ふ事を問題にして行きたいと思ひます。彈力性の問題で第一に誰でも考へられます事は所得稅附加稅がなくなつたと云ふ事、これは芦屋市に於きましては昭和十四年度に於ては、其の所得稅の稅率は本稅一圓に付て七錢と云ふ法定稅率であります、他の中小都市の様に制限外課稅は全然して居らないのであります。それで本稅が百五十萬圓で、それに對する所得稅附加稅が十萬五千圓さう云ふ收入を擧げて居つたのであります、昭和十七年度に於て所得稅の本稅額はどれ程になつて居るか、これは確實な數字はまだ分らないのでありますが、推定額としては三百五十萬圓位と云ふ事が考へられます。それに對して附加稅率は前と同じく一圓に付て七錢と致しますと、所得稅附加稅は二十四萬五千圓と云ふ

所得稅附加稅が舉がる譯で、此の都市の昭和十七年度の稅收入總額の五〇%以上を占めて居る譯であります。芦屋市に於きましては今申しました様に昭和十四年度から昭和十七年度迄僅か三ヶ年度間に所得稅附加稅が、若し其の儘存して居りますれば、十萬五千圓から、同じ稅率の下に於て一十四萬五千圓を自然的に增收されるさう云ふ狀態にあつたのであります。これが稅制改革によつて消滅したと言ふことは、即ち非常に有力な彈力性を有つた所得稅附加稅が俄に姿を消したと云ふことは、これは同市の財政にとつて實に致命的な打撃を與へたのであります。それから昭和十四年度の舊稅制の下に於ける狀態ですが、地租、營業收益稅兩附加稅これは本稅一圓に付て六十六錢、法定稅率で制限外課稅は行つてゐなかつたのであります。それから家屋稅附加稅、營業稅附加稅斯う云ふ縣稅附加稅ですが、縣稅家屋稅附加稅及び營業稅附加稅これは法定稅率より遙かに低い率であつたのであります。斯う云ふ事を綜合して考へますと芦屋市に於きましては所得稅附加稅の持つて居る非常な彈力性と、それから其の他の稅が備へて居て居らないだらうと考へられます。それでは斯う云ふ風な彈力性を喪失した反面に於きまして、新稅制が同市に對してそれに代るに足るやうな彈力性を有つ稅收入を與へたかどうかと云ふ事を言はれて居つたのであります。それでそれらに付て検討して參る譯であります、三收益稅附加稅の稅率は芦屋市に於ては昭和十七年度はどうなつて居るかと言ひますと一圓に付て二圓五十錢即ち御承知の様に標準稅率を超過して特別課稅率に依つて居る譯案しました人達の考へでは、新稅制下に於きましては稅收入の伸縮性は、三收益稅附加稅の稅收入の伸張性特に營業稅附加稅と配布稅これらに依つて十分に地方團體の稅源の彈力性を保障されると云ふ事を言はれて居つたのであります。それでそれらに付て検討して參る譯であります、三收益稅附加稅の稅率は芦屋市に於ては昭和十七年度はどりに於て都市計畫稅の増徵、不動產取得稅の增稅と云ふやうな事がござりますので、此の點に於ては餘り餘力はないと

考へるのが正しいのではないかと考へます。稅收入の伸張性を非常に主張されました營業稅附加稅はどうなつて居るかと云ふと、營業稅の本稅と云ふものは年々伸張して行くものだ、其の點に伸張力があると云ふ事を強く主張されたのであります。營業稅の本稅は芦屋市の例に依りますと昭和十四年度と十七年度は殆ど同額になつて居ります。寧ろ縣稅營業稅これは千五百圓ばかりありますが、さう云ふものは減少したと云ふ形になつて居ります。これは先程申しました様に純然たる住宅都市であると云ふ芦屋市の特殊性に基く點が多いと考へますが、併し特別に時局産業に依つて繁榮しました都市以外の一般の中小都市並に大都市の状態を考へ、又現在經濟統制の益々強化されつゝある事を考へますれば、此の營業稅附加稅に付ての將來の伸張性と云ふものは相當疑問と考へられます。それから第二に稅收入の伸張性を保障するものだと稱されました今度の新稅制の寵兒であります所の分與稅、其の中の配布稅はどう云ふ關係になつて居るかと言ひますと、芦屋市に於きましては配布稅は第四種配布稅、即ち稅收入上の激變を緩和する爲に一定の期間経過的に交付される配布稅だけが給付されて居るに過ぎないのであります。これは當然姿を消す配布稅であります。斯う云ふ風に考へて行きますと配布稅が、新稅制の立案當時に言はれましたやうに、配布稅は地方稅全體に對して稅收入上の伸張力を保障するものだ、即ち配布稅の稅源の所得稅並に法人稅であると云ふ所から配布稅と云ふものはどん／＼其の額が上つて行く、だから稅收入上の伸張性が保たれると主張されたのでありますが、それは地方稅全體から見ればさう云ふ事は言ひ得ると考へられるのであります。併し個々の地方團體を取つて見ますれば、茲では芦屋市が具體的な問題になつて居りますが、芦屋市の場合は先程申しました様に所得稅の本稅額は百五十萬圓から僅か四ヶ年の間に三百五十萬圓も増へて居つても、配布稅を通じて一寸も芦屋市自身の財政力に寄與して居らないのであります。さう云ふ風に配布稅の有つて居る稅收入上の伸張性と云ふものは、これは地方稅全體として見る場合と、個々の地方團體として見る場合と區別して考へる必要があると信ずるのであります。それから他の市民稅、

不動產取得稅、都市計畫稅斯う云ふものも芦屋市に於て總て制限率の滿度まで徵收して居りまして、それ以上の徵收は仲々困難な事情にあります。斯う云ふ風に考へて參りますると、稅制改革に依つて都市財政の彈力性と云ふものは非常に失はれた。それを補填するものは非常に不十分である。彈力性が非常に削減されたと云ふ事はこれは相當明らかに言ひ得る事と考へられます。

第二の市民の負擔關係の問題でありまするが、此の負擔關係の問題と申しますのは、もう少し具體的に申しますると新稅制下に於て營業所得者及び不動產所得者と勤勞所得者及び利子配當所得者のこの兩者の間の負擔關係の上に於て、果して新稅制の下で均衡が保たれて居るや否やと云ふ問題であります。これが負擔關係の問題としての具體的な内容であります。其の内容に付て考へて見ますと、新稅制の下に於きましては三收益稅附加稅、即ち家屋稅附加稅、地租附加稅、營業稅附加稅これは不動產所得者並に營業所得者が専ら負擔する稅金である事は申すまでもない所であります。更に都市計畫稅、今度これは御承知の様に非常に重要性を増したのであります。其の都市計畫稅及び不動產取得稅斯う言つた主なる稅金も矢張りこれは不動產所得者並に營業所得者の負擔する稅金であります。明らかに勤勞所得者又は利子配當所得者が負擔する稅金だと考へられまするものは市民稅だけであります。然も其の市民稅も、これは稅收入の一〇%を擧げて居るに過ぎないのであります。其の一〇%全部も利子配當所得者や勤勞所得者が納めて居る譯ではなくて、其の中には營業所得者も亦不動產所得者もかなりの寄與をして居る譯であります。これに反し舊稅制の下に於きましては、芦屋市に於きましては利子配當所得者、勤勞所得者と云ふのは所得稅附加稅を通じまして同市の稅收入の三一%の中の重要な部分に貢献をして居つた、處が今度の新しい稅制に於てはさう云ふ人達は僅かに市民稅を通じて然も其の一部分として貢献して居るに過ぎない斯う云ふ狀態であります。従つて利子配當所得者、勤勞所得者と、それから不動產所得者、營業所得者の間に負擔の不均衡が發見されると云ふ事はこれは間違ひのない

現實の事實であります。處が此の負擔關係の不均衡に付きましては豫め稅制改革の當時から種々の問題があつたのであります。併し御承知の様に都市の施設には不動産所得者や營業所得者の特に多く利益を受ける施設も相當多數ござりますが、其の外に保健、衛生、社會事業、又は最近には防空、それから教育と言つた様な利子配當所得者並に勤勞所得者も同じ様に其の必要な費用を負擔しなくてはならないと云ふ施設も多數にありますので、勤勞所得者や利子配當所得者もそれに對して應分の負擔をすると云ふ事は當然の事だと考へられます。それからもう一つ負擔關係で右に對する異論となりますのは、さう云ふ勤勞所得者、利子配當所得者と營業所得者、不動産所得者の間の負擔の不均衡と云ふのは、配布稅の配布に依つて是正されると云ふ事が言はれるのであります。處が配布稅の財源と申しますのは御承知の様に所得稅、法人稅それから遊興・飲食稅、入場稅と云ふ事になつて居りますが、其の中の所得稅、それから遊興・飲食稅さう云ふものにもこれは間違ひなく不動産所得者や營業所得者は矢張り貢獻して居るのであります。不動產所得や營業所得に課せられた所得稅の一部に配布稅が這入つて居る。さう云ふ風に考へますと、配布稅の配布に依つて先程申しました様に必ずしも負擔の不均衡と云ふものは是正されるとは言ひ得ないのであります。斯う云ふ風に考へて参りますると問題は結局一つの點に歸着する様に考へられます。即ち先程申しました芦屋市の稅收入の彈力性は著しく削減されたと云ふ事、又各種の所得者間の負擔の關係が甚しく不均衡になつて居ると云ふ事此の二つの問題の根因を、根本的な原因を考へて参りますると利子配當所得者、勤勞所得者と云ふものは從來所得稅附加稅を通じまして同市の財政力に非常な寄與をして參つたのであります。それが今申しました様に利子配當所得者、勤勞所得者特に高額の勤勞所得者と云ふものは、所得稅附加稅の消滅に依つて、同市の財政力に寄與するのは、單に市民稅の

一部分に過ぎなくなつたのであります。處が同市の稅收入に於ける優秀な彈力性と云ふものはどう云ふ點にあつたかと申しますと、先程申しました様に所得稅附加稅の有つて居る非常に顯著なる伸張力と云のものに其の彈力性があつたのであります。この所得稅附加稅の彈力性に最も寄與して居つたものはこれは勤勞所得者並に利子配當所得者であつたのであります。さう云ふ人達の所得は今度の新しい稅制では單に市民稅に依つてだけしか取り得られなくなつた、さう云ふ所に同市の稅源の彈力性を喪失した重要な原因がある、同時にそこに又勤勞所得者、利子配當所得者と、それから營業所得者、不動產所得者との負擔の不均衡と云ふ事が生じて居る、つまり問題は一つの點に歸着する、即ち新稅制下に於ては其の所に居住して居る市民の勤勞所得並に利子配當所得を通じて現はれて居る市民の資力と云ふものは直接其の市の財政力に貢獻して居らない、分興稅を通じて地方稅全體の上には貢獻して居るか知れませんが、其の市の財政力には直接反映しない、これは芦屋市に於て最も顯著に現はれて居る、斯う云ふ點に負擔の不均衡の原因があり、又同時に彈力性の喪失の原因が存して居る、さう云ふ風に結論されるのであります。従つて此の結論に對する解答としては勤勞所得者、殊に高額の勤勞所得者並に利子配當所得者の持つて居る其の市民の資力と云ふものを何とかして其の市の財政力の上に十分に反映し得る様に今度は新しい稅制の改正をする、さう云ふ點に問題が集中される様に考へられます。勿論利子配當所得者は舊稅制の下に於ても負擔を免れて居つたのですが、これは必ずしもそれが正しいものではなしに技術上の問題であつたのであります。それが技術的に市民稅其の他の方法に依つて解決されるものと考へられます。つまり其の市の市民が持つて居る勤勞所得並に利子配當所得に現はれる資力を其の市の財政力の上に十分に反映せしめる、これが財政上の現在の悩みを解決して新稅制を圓滑に運用せしめる方策であると云ふ風に考へるのであります。それでは具體的にどう云ふ風に新稅制を變へて行けば宜いかと云ふ事になりますが、其の具體策は今私の此處で直接問題とするところではありませんが、最もその手近な且割合にやり易い方法と

致しましては、これは昨日主報告者の三樹助役からも此の問題に觸れられたのであります。市民税を改正する、即ち市民税の最高負擔額と云ふものを引上げる、これはどの程度に引上げて宜いか具體的な事を考へて居りませぬがこれを引上げる、それを全國一率にすると云ふ畫一主義をやめる、同時に市民税の一人當り平均額と云ふ事も全國畫一的にやる事をやめて、其の市の特殊事情に合ふ様にする、市民税課稅標準並に課稅方法を今申しました勤労所得者、利子配當所得者の所得を成るべく能く捉へる様に改正する。さう云ふ方法に依つて市民税を改正して行く事が、他の稅制全般に影響を及ぼさずに手近に出来る一つの具體策ではないかと考へるのであります。併し私の此所での問題は具體策を直に提示すると云ふ事ではなしに、新稅制下に於て都市の財政力と云ふものはどう云ふ風になつて居るか、さうして其の財政力の上に現はれた缺陷と云ふものの根本的な原因がどこに潜んで居るか、其の原因を分析し明瞭にすると云ふ點にとどまるのであります。甚だ簡単でございますが私の報告を終らせて戴きます。

市債發行條件より觀たる地方團體中央金庫制度の必要性

東京市土木局庶務課
計理掛長 紲川増雄

本件は非常に陳腐のものであります。既に皆様方權威者に依つて充分検討し盡されてゐる問題と思ひす。檢が、今以つて其の實施の運びに至つてゐないことを考へますると、其の根本理念に於て制度上又は實行上に難があるのでないかと考へまするが、只今大阪商大的藤谷先生からもいろいろお話をございましたので、今更淺學菲才の私が論議を盡された案件を事新しく申述ぶるのは洵に出過た事と思ひまするが、從來地方融資を一つの目的としてゐました預金部資金が大東亞戰爭下國債の消化及生産擴充資金に重點を置くに至りましては、地方債の低利率化並消化促進に強い

影響がありまするので、所謂素人觀も亦時に取ては何等かのお役にもとの老婆心から、敢て申述ぶる次第でありまするから之を諒として聞き苦しい點及數字其他に付きましても御聞きのがしをお願ひいたします。

第一序 言

御承知の通市債は地方債の過半數を占て居ります、即ち昭和十五年度末の地方債總額は四十一億二千餘萬圓で内市債は二十三億五千餘萬圓即ち約五七%を占てゐます。之に次ぐものは府縣債の十三億三千餘萬圓で地方自治團體中其の數に置きまして、最も多い町村（一一、二〇〇餘）の起債總額は四億四千餘萬圓に過ぎないのであります。

此の市債の内譯を見ますれば、六大都市だけでも十九億二千餘萬圓即ち市債總額の八一%に相當しまして、地方債總額の四六%約半數に近いのであります。尙六大都市の内譯は東京（八億七千餘萬圓）と大阪（五億七千餘萬圓）とで十四億四千餘萬圓即ち六大都市々債總額の過半數六一%を占て居ります。

而して地方債は時局下抑制を受けまして増加額は漸次減少を示してゐますが、尙年々一二億圓程度の増加を示してゐます、市債も同様年々一億圓前後の増加を示してゐましたが、昭和十四年度より其の増加額は半減してゐます。此の數字を拾つて見ますと

昭和十一年度	二十億餘萬圓
同 十一年度	二十一億四千餘萬圓
同 十二年度	二十二億四千餘萬圓
同 十三年度	二十三億一千餘萬圓
同 十四年度	二十三億四千餘萬圓
同 十五年度	二十三億五千餘萬圓

之は御承知の通昭和十二年事變勃發に當りまして、同年九月内務省より地方債抑制に關する通牒が發せられまして、増加の一途を辿つてゐました地方債は國策に依つて制肘を加へられるに至つたのであります、即ち

一、道路及港灣事業は國の補助あるもの並國防上又は時局に緊要なるものを除き原則として認めざること、已むを得ざる橋梁の架替工事は之を認むること

二、河川改修、砂防、農業土木、荒廢林地復舊等の事業は國の補助あるもの及緊急差し措き難きものを除き原則として之を認めざること

三、埋立及干拓事業は原則として之を認めざること

四、上水道の新設は時局に緊要なるものを除き原則として之を認めざること

五、下水道の新設擴張は原則として之を認めざること

六、電氣瓦斯事業の新設擴張に付ては生産力擴充上必要なるものを除き原則として之を認めざること

七、軌道(路面、路下)の敷設工事及自動車事業は原則として認めざること

八、諸建物の新增設は生徒兒童の增加に依り眞に已むを得ざるものゝ外原則として認めざること

九、諸建物の改築は崩壊の虞あるものを除き原則として之を認めざること

十、社會事業災害復舊工事其他前各號以外のものは大體從前の例に依ること

の十項目に亘つて抑制事項を具體的に掲てゐますが之を要約して見ますれば一、國防上必要なるもの二、時局に緊要なるもの三、緊急已むを得ざるもの四、例外として社會事業災害復舊事業其他從前の例に依るものを除くの四方針となりまして、相當英斷的抑制でありまするが、尙他面に於きまして、資材方面の關係から鐵鋼工作物築造許可規則等に依り物の方面からも二様に抑制を加へてゐる結果であります。

乍然地方債が尙年々増加致しまする原因を考察しますると、第一は地方財政が長年の窮乏にあつたと考へられます、最近稅制改革に依りまして一應是正せられましたとは言へ、其の窮乏状態は決して完全に匡救せられたとは考へ得られません、尙幾多の問題が残されて居ります、誠に窮乏の原因を歳出の方面から觀察して見ますれば

一、委任事務其他負擔の増加

二、時局關係諸施設經費の増加

三、行政制度畫一なる爲め地方債を必要以上に膨脹せしめたること

四、國の補助政策に依り勸業費等が著しく膨脹したこと

五、交通の發達に伴ひ道路橋梁等の經費を多大に要すること

六、災害の復舊及救濟の爲起債の累積せること、失業救濟又は時局匡救事業の爲め起債累積せること

七、歲入減の爲め一般公債を累増したこと

等であります。第二は公企業の經營に依る財政の膨脹であります、都市に於きましては、電氣、水道供給事業を始と致しまして軌道、乗合自動車等の交通運輸の事業、卸・小賣市場、屠場等の生活必需品供給事業、結核其他醫療關係事業等の事業經營費の膨脹に依るものであります、其の數字を拾つて見ますると電氣事業債の累計は六億二千餘萬圓(二六%)水道事業債累計は三億八千餘萬圓(一六%)であります。

次に市債の金融市場に於きまする關係を見まするに、地方債の金融市場としましては、御承知の通預金部資金局、簡易保險局、銀行信託會社、保險會社及び各種共濟組合、信用組合、證券業者等の諸機關に依つて構成せられて居ります、之等機關の投資は昭和十五年度末の内譯を見ますると

證券投資 二十六億三千餘萬圓（六三%）
で之を各種機關別に數字を擧て見ますれば

預金部資金局	十四億七千餘萬圓（三七%）
簡易保險局	七億八千餘萬圓（一九%）
民間銀行會社	十三億七千餘萬圓（三三%）
其 他	四億八千餘萬圓（一一%）
證券投資	十六億七千餘萬圓（七一%）

で投資機關別は

預金部資金局	六億一千餘萬圓（二六%）
簡易保險局	五億七千餘萬圓（二四%）
銀行會社	九億三千餘萬圓（四〇%）
其 他	二億四千餘萬圓（一〇%）

であります、以上の内銀行會社其他の投資に依るものは起債の條件が預金部資金局及簡易保險局の融資より常に不利の關係にあります、殊に時局下國債消化の影響を受けまして、益々窮地に立つものと豫想せられますから、之が匡数の對策を樹てなければならぬと考へます。

第二 起債條件

以上に依りまして、大體市債の現状の概要を申上げましたから、起債の條件に付て申述べることと致します。

一、貸付利率決定の基準 凡そ起債條件に於きまして、最も主要なるものは貸付の利率でありまして、之を分析して見ますと

金利
附加利子
手數料
純利子
保険料

とに分けることが出来ます、保険料は債務者の信用程度如何に依りまして、債權者が債權確保上要求する利率であります、手數料は實際資金融通上の取扱費で此の二つが相合しまして、附加利子となるのでありますから、金利から之を差引いたものが即ち純利子と謂ふことになります。

此の利子は債券投資者の意思に依つて間接的に決定せられるものであります、即ち例を國債に取つて見ますれば、國は最高なる自己の意思に依つて自由に其の利率を決定することは出来ますが、しかし其の債券の消化は順調に進行致しません、之に投資する者は自己の意に反するものには投資を致しませんから、例へば銀行は自己の金利即ち預金利率に左右せられます結果自己が支拂ふ金利以下のものに投資することは絶対に有り得ない事であります、依つて起債の消化は不圓滑となりまして、其の目的を達することが出来ないのであります。右の理に依つて國債の利率が民間銀行等の預金利率に左右せられます以上地方債たる市債も亦同様に右の基準に本づかざるを得ないのであります、時局下統制經濟態勢に於きましても、右の事情は全然無視することは出来ないのであります。又預金部資金は郵便貯金利子に、簡易保險の融資は保険料計算の基準となる利率に依りまして決定せられます、而して市債は國債より劣位

にあることは當然でありますて、又一般社債よりは大體に於きまして優位にあると見ることが出来ますから、利率の基準が國債と社債との中間にあるものと謂ふことが出来ると思ひます。

二、債券引受條件決定の基準 先づ

(1) 引受條件決定の要素を考へまするに、債券發行の場合に於きまする條件決定の要素は證書貸付の場合と同様でありますて金融市場に於きましては、原則として地方債の利廻は證書貸付の利率よりも低率なのが通例であります此の利廻算出の要素を申上げますと、

(イ) 發行價格 發行される債券の價格即ち商品としての市場に於て賣買される價格でありますて、發行價格が額面金額である場合には之をペーパー發行と申して居りますことは御承知の通であります。

(ロ) 表定利率 證書貸付の利率と殆ど同様でありますて、起債者に依つて著しい差は起らない大體其の時の市場金利を標準として決定せられるものであります。

(ハ) 債還方法 に付きましては時間の都合上省略致します。

(ニ) 手數料 は元來引受の爲めに必要である経費を指さすものでありますて、必ずしもそうとは限らない場合があります、と謂ふのは發行價格と額面價格との差額と此の手數料とは殆ど嚴格な區別が出來ない場合がありますて、相當複雑な關係にあるからであります。

而して公債の發行には御承知の通引受と公募の二つの方法があります、公募は直接投資者を求めて應募せしめるものでありますて、引受は發行總額を一括して引受者に引受せしむる場合でありますて、此の引受には單一の引受と複合引受とがあります、單一引受は單一の機關が自己の投資として引受けする場合を謂ひまして、複合引受は引受者に元引受と下引受とがありますて、元引受者が第一次に引受けたものを第二次の下引受者に引受せしめるもので此

の下引受者は一般投資家を求めて賣却するものであります。大都市の市債は大體に於て引受シンジゲート即ち銀行團を持つて居ります。

(2) 手數料の構成 債券發行の際起債者が引受者に支拂ふ手數料は通常額面百圓に付幾何と定められるものでありますて、此の内容を分析致しますと

手 数 料		純 手 数 料
		利廻補正手數料
		附加手數料
		保 險 手 数 料

とに分れます、純手數料は債券を引受ることに依つて實際に必要な取扱費であります、之に反しまして附加手數料は起債者の如何に依りまして、相當の開きを生ずるものであります、即ち利廻補正手數料は引受者が引受ました債券を一般的に賣却するに際して發行價格に依る利廻では一般投資者を得るのに困難であつて消化が不圓滑である場合には利廻を補正する爲に發行價格を引下げて賣却する場合に充當するものでありますて、引受者は起債者から受け取りました手數料の一部を割いて之を投資者に均霑するものであります、之れは所謂「戻し」と一般に稱せられて居ります。保険手數料は御承知の通引受者が一旦引受た以上は凡ての責任を負て起債者に資金を提供せねばなりません、其の間に於きまして、當該債券の市場に對する當否の觀測及契約成立後發行日迄の金融情勢の變動等に關しまして一切のリスクを負ふものでありますて、此の責任に對して保険料を債券引受の場合に於ける保険手數料と稱せられて居ります、依つて起債者の如何は保険手數料に相當の關係を有するものであります。

(3) 利廻補正手數料決定の基準 (發行價格の決定) 利廻補正手數料は債券の市價決定の重要素でありますて、發行價格と同一の性質を持つて居ります、兩者は不離の關係にありますて、金融市場に於きましては往々混同して明確

を缺いてゐるのは主として之によるものであります、此の利廻補正手數料決定の基準は發行價格決定基準とも謂ふことが出来るものであります、之は概ね左の諸點によつて決定せらるゝものと思はれます。

(イ) 債券の市場性の濃度 市場性の濃度は其の債券の市場に於ける①信用程度②賣買状況③擔保價值④既發債券の數量等を標準と致しまして、決定せられるものであります、此の市場性如何によつて地方債は一流もの二流ものとの區別がつけられるのは御承知の通であります、市場に於きまして其の債券が餘り賣買されないと致しますれば市場相場も建たず市場性に缺けることとなりまして、又市場に出廻るものが多くれば市場性を昂めることになります、故に財政状態が非常に良くとも之に劣る團體のものよりも不利の場合があります。又信用状態出廻等も良いが繰上げ償還の規定に依つて發行者が自己の都合によつて自由に隨時償還をなす自治團體の債券は投資者の放資に對する安定性を缺く爲めに市場性は低いものとなるのであります。

(ロ) 中央金融市場と起債團體との地理的關係 我が國の金融市場は地域的に東京、大阪市場に分つことが出来ます、故に此の市場に遠ざかるものは人情風俗等も多少異なります關係に依つて自然地方的事情も加つて起債條件は不利となる處があります。

(ハ) 地方的政治事情 地方自治團體の地域内に於きます政治的事情如何でありまするが、時局下新體勢に於きましては舊弊は漸次其の影を失ひまして政治的事情も多少異つて參りましたが政派盛んであつた頃は互に相争つて財政に及ぼす影響も又甚だしく引いては起債條件を不利に導いたのでありまするが現在に於きましても尙舊弊の残つてゐる所もないとは言へない様に思はれます。

(ニ) 其他の指標 以上の外自治團體の財政の良否如何でありまするが、此の財政の良否に付きましては次の様な點を擧げる事が出來ます、

1、地方公共團體の信用状態と其の財政的地位

2、豫算決算並基本財產狀況

3、一人當り租稅負擔額と納稅成績

4、市町村當局者の事務的能力と居住民との關係

5、市町村民の思想的傾向

6、地方公共團體の地域内に於ける人口との關係

7、地域内に於ける産業の種類及其の安定性

8、市町村債の歴史的信用狀況

等でありまするが其の地方住民の擔稅能力は最も重大なる要素であります。乍然以上述べました利廻補正手數料のみで手數料が決定せられるものではなくて保険手數料が之に關連しまして重大なる役割を演じますことは御承知の通りであります。

(4) 保険手數料並純手數料決定の基準 保険手數料は前に述べました通資金調達の責任に對する保険料を意味するものでありまするが、純手數料は所謂引受業者の收納致しまする口錢に該當するもので、前に述べました利廻補正手數料とは其の性質を著しく異にし假令利廻補正手數料が公正に發行價格に依つて加減されまして、徵收の必要がない場合でありますても此の保険手數料は當然收納せられべきものであります、此の兩手數料は債券發行の場合に於きまして、眞實の手數料と言ふことが出来ます絶對的のものであります、此の手數料の決定の基準は何に依りまするかと申しますと其の性質よりして一般金融市場の關係により定まるべきものであります、大體に於て國債と社債との中間を行くものと考へることが出来ると思ひます。

三、發行利廻決定の基準と其の推移 債券發行の場合に於ける條件は、發行價格、表定利率、手數料、償還方法等に區別せられるものであります、之等のものは綜合せられまして他方債券利廻として金融市場に採算せられます、而して通常市場に於きまして用ひられる利廻と言ふのは、複利最終利廻を言ふものであります、尙總額引受の場合は償還年次表に依つて別に算出せられます平均償還年限を基準と致しまして之を最終償還年限とする複利最終利廻を

用ふることが多く、通常の利廻を平均利廻若は平均年限利廻と稱せられて居ります、然らば何故に平均年限に依る利利廻を總額引受の場合に於きまして採用するかと申しますと、總額引受の場合に於きましては一部引受の場合の様に抽籤償還に依り或は最後迄之が償還を受けることが出来ないかも知れぬと言ふことを豫想せられることがなく必ず償還年次表に依りまして償還せられることが確實なのでありますから最終年限即ち償還期間の最終年限に於て償還せられるものと豫想する必要があります從ひまして償還年次表に依る平均年限利廻を用ふることがより妥當であると認められるが故であります、故に金融機關が自己の放資として地方債を引受ける場合にありますから平均年限利廻を基準とすることを常と致しまして、之に反して信託會社又は證券業者が賣却を目的として引受ける場合には、平均年限利廻のみに依りませんで、別に最終利廻を算出して此の兩者を綜合の上で手數料を決定致します、發行利廻の決定は前に述べました手數料の各要素に依つて考慮せられると共に之を綜合しまして、①金融市場に於ける資金の需給狀況、②一般證券の供給狀況と當該地方債の發行總額、③金融市場に於ける長期金利並商業手形割引利率の傾向等金融的一般的諸事項に付いて市場の金融情勢と將來の見透をつけまして其の上同種の債券の利廻と比較致しまして之を決定するのであります、而し既に述べました通長期金利の指標は國債利廻であります、如何なる地方債でありますから此の國債發行利廻を降ることは出來ません、之は理の當然であります。即ち國債發行利廻に國債の利子に對する課稅率と地方債の利子に對する課稅率の差率に相當する利廻を加算したものが即ち地方債券發行利廻の最低限界となるものと考へられるのであります。

四、債券利廻と償還年限との關係は通常期間の長短に依りまして長、中、短期の三種に區別せられて居ります、期間が長ければ之に比例致しまして利廻も上昇しますが反対に短かけられれば利廻は低下するのを普通と致します、現下戰爭遂行上國債の増發は尙今後見透のつかない情勢にありまして從つて此の國債よりも劣位にある地方債である市債

は消化に困難な不利の立場にありますから、自然發行價格を上昇せしむるか乃至は償還年限を漸次延長しまして發行利廻の低下を圖るかの方策を探らねばならないことになると思はれます。

第三 結 語

以上簡單ではありますが起債條件の主なる點に付きまして其の概念を申上げました、之を要約致しますれば地方債である市債は國債と社債との中間にありまするが、現在戰爭下に於きましては國家目的である戰爭遂行上國債消化に舉國傾注せられまして居る狀況でありまするから從ひまして從來の一方の通路でありました預金部資金の融資並簡易保険局の融資は全く國債によりまして塞がれて市債の融資機關としては銀行會社及一般投資者の放資に俟たねばならぬこと、相成ります。然るに之等一般金融機關に於きましても亦國債消化協力に全力を注いでゐる現狀でありますから、從つて地方債である市債は益々不利の地位に立つこととなると思はれます。依つて勢ひ發行價格、利率、手數料等に付いて相當考慮して不利を忍んでも消化に努めなければならないことは必然であります。其の結果は利廻をよくして投資者を吸集する方法を講ぜざるを得ないであります、而し統制經濟下に在つては之を無視して消化策を取ることは出來ないことがあります。此處に於きまして各種の條件を異に致しまする全國各公共團體に公平に且つ容易に而も低利に事業資金を融通するには何等かの方法を必要と致します。此の方策の一つとして中央金庫制度を確立致しまして、之を設置しまして以て前述の不利の條件の緩和を圖ることの必要があるのではないかと思ひます。

中央金庫制度組織に付きましては論議研究せられてあること、思ひますから此の問題は他日に譲ること、致しまして敢て愚見を提出する次第であります。長い間御清聽を煩はしまして有難ふございました。之を持ちまして私の御報告と致します。

時局に即應して國費及地方費の負擔區分を根本的に是正し大都市財政の時局擔當性を強化すること

京都市理財局長 夏秋義太郎

國費地方費の負擔區分の問題につきましては從來これを重視されて、各方面の方々によりまして殆ど論議し盡されて居るのでございます。更に又昨日は汐見先生なり、名古屋市三樹助役さんから此の點に關しまして詳細のお話を伺つたのでございまして、且又只今も東京市の梶原さんから詳細伺つたのでありますと、私としては最早申上げる必要はない、斯様に存ずるのでございます。併し乍ら此の問題を提出致しました關係上その要旨につきまして極めて簡単に申上げてみたいと存じます。

昭和十五年に行はれました劃期的稅制改革は地方團體財政の確立を期することを主要目標の一つとして斷行せられたのであります。處がその結果は却て大都市財政の彈力性を阻害することとなつことは否定出来ない事實でございます。而も大都市におきまする政治財政の事情が、今次戰爭の進展に伴ひまして、稅制改革立案當時とは全く一變致しましたが爲に財政の確立はおろか、非常に壓迫を感ずるに至つたことは周知の事實であると存じます。稅制改革前後におきまする、六大都市の一般行政費と稅收入の推移等によりましても此の事は明瞭であるのでございます。即ち一般行政費につきましては、昭和十四年度を百と致しました場合の指數は、昭和十五年度が一〇一、昭和十六年度が一一八、昭和十七年度が一四三となつて居るのであります。稅制改革直前の昭和十四年度に比べまして、昭和十七年度は四割三分の増加を來して居るのに對しまして、稅收入におきましては昭和十四年度を一〇〇と致しました場合の

指數は昭和十五年度は七七・三、昭和十六年度は八七・三、昭和十七年度は八三・九、となつて居ります。稅制改革直前の昭和十四年度に比べて、昭和十七年度は一割六分一厘の減收を來したこととなつて居るのでございます。更に稅收入の一般行政費に對する比率を見ますと昭和十四年度の六割四分に對しまして、昭和十七年度は三割七分に低下を致して居るのであります。之をもちましても如何に稅收入が歲出需要に對する應能力を失つたかと云ふことを知ることが出来ると存じます。然らば何故に稅收入が稅制改革を轉機と致しまして、而も國から財政調整的分與稅の交付あるにも拘らず漸減の傾向を辿らんとして居るかと申しますと、前にも申上げました如く、大都市の財政事情は今次の戰爭によりまして、稅制改革當時全く豫想だにしなかつた方面に轉換しつゝあるに因るものでありますと、國內態勢は自由主義から統制主義に、更に計畫主義へと急激に轉換致しまして、人口、產業、交通等の都市構成部面におきまして、從來の都市中心主義が一轉しまして、國土計畫に基く人口の再分布、產業の再配置、交通施設の調整等、所謂都市分散主義に移行を餘儀なくせられつゝある結果、市稅收入の根幹をなし、都市の發展と因果的に最も伸暢性ありと言はれて居る地租、家屋稅、並に營業稅の三收益稅に對する附加稅の增收は、最早これ以上期待出来ないのであります。寧ろ今後國土計畫或は企業整備等の進展に伴ひまして益々減收の傾向を辿るものと考へられるのでございます。これに反しまして戰爭目的完遂に協力すべく大都市に負荷せられました、國政事務の量は稅制改革前に比べまして、著しく増加するに至つたのであります。此の點は昨日三樹助役さんから御報告があつた通りでございます。即ち防空施設費、國民教育費、國民保健向上費、軍事援護費、食糧問題對策費、人口問題對策費、轉廢業對策費、其の他の時局費は加速度的に増大し爲に大都市財政は非常に窮屈となつて參つたのであります。のみならず延いては政治、經濟、文化等、國家興隆の中心勢力であるべき大都市本來の自治活動は自ら萎微沈滯するの已むなき事情に立到つたのであります。即ち稅制改革前後における六大都市國政委任事務費の增加趨勢を觀察致しますと、這般の事情が如實に現れ

て居るのであります。大都市行政費中に包含する國政委任事務費の見方につきましては、從來形式的に狹義に見るものと、實質的に廣義に見るものとがありまして、その何れに據るべきかは國費及地方費負擔區分の問題の基底をなす重要な問題であります。特に國政委任事務費としての性質濃厚のものだけでも五割五分を占めて居る、かゝる觀點に基きまして六大都市の状況を調査致しましたものに依りますと、昭和十七年度の國政委任事務費は一般行政費總額中七割九分強を占めて居るのであります。特に國政委任事務費としての性質濃厚のものだけでも五割五分を占めて居る、かゝる觀點に基きまして六大都市の状況を調査致しましたものに依りますと、昭和十四年度に比べて見ますと、その比率におきまして約一割の増加を示して居ります。これを税制改革直前の昭和十四年度に比べて見ますと、その比率におきまして約一割の増加を示して居ります。政府の調査致しましたものによりますと昭和九年度の市町村の豫算額中特に國政委任事務費としての性質の濃厚なものゝ比率は二割三分になつて居りますが、これに比べますときは實に二倍強の激増振であるのであります。さう致しまして茲に注目すべき事は、昭和十七年度の一般行政費總額が昭和十四年度に比べまして一億二千八百萬圓の増加を示して居るのに對しまして、廣義による國政委任事務費は一億三千萬圓の増加を示して居るのであります。此の現象は委任事務費の激増に依つて大都市の固有事務費が犠牲的に壓縮されて居ると云ふ事實を示すものと考へるのでござります。即ち財政上に於ける大都市の自治活動性が相當減退するに至つたと云ふ一つの兆候と見做される次第であります。元來國家と自治體とは對立的存続でないことは論を俟たないのであります。況んや國家が眞に國運を賭して未會有の大戰争を戦つて居る今日に於きまして、大都市は自己の財政力の大部分を擧げて戰時國家の要請に應へんとすることは蓋し當然の事と言はねばなりません。併し大都市財政と雖も無制限に國政事務の委任に應じ得るものではありませぬ。財的負擔に於きまして自ら限度があります。負擔能力を無視した國政事務の委任強要は啻に事務の完成を期し得ざるのみならず、自治活動力を萎微せしめることゝなるのであります。國家の興隆なくして地方自治體の進展と心配される次第であります。

茲に於きまして大都市に於ける行政事務の全般に亘つて再検討をすると共に、國政事務と地方事務との再分類を行つて國費及地方費の負擔區分を明確にする必要が痛感せられるのであります。或る時代に於きましては國家的要請に基いてなされたものでも、今日に於きましては既に一都市的存在價值しか有しないものもあり、又反対に一都市の必要に應じて始められたものでも、今日國家的に見て國家事務として強化すべき必要のあるものもあるのであります。今日の大都市行政事務の内容は實に複雜多岐でありまして、その動機及發展過程より見まして、國政事務なりや、將又固有事務なりや、即斷し難いものが多いのでありますから、細大漏らさずこれを檢討致しまし上、戰時國家の要求に應じて國政事務と地方事務の再分類を行ふと同時に、その必要性の濃度によりまして、英斷的に整理統合を斷行するならば、財政上相當巨額の餘裕を生むのではないかと考へられるのでございます。而して國政委任事務につきましては全面的に國費を以て之を處理し、地方事務につきましては全額地方費を以て之を處辨すべきは當然であると存じます。然るに一例を擧げますなれば、義務教育費負擔區分の如き、昭和十五年の税制改革の際に於きまして教員給料は府縣費負擔として移されたのであります。其の他の諸給與及學校經營費は依然として市町村に殘された爲に、大

都市は今日猶義務教育費増加の悩みから脱し切れないでございます。又國民學校の問題とは不可分の關係にあります青年學校の經營費が、變態的に依然として市町村の負擔に委ねられて居ります爲に、今日大都市に於ける青年學校費の問題は少からず財政上の脅威となつて居るのであります。これ等は同一の性質のもので、一方は府縣負擔とし、一方は全然市町村の負擔とするが如き矛盾があることは甚だ遺憾に存するのでございます。これ等は須く同一の方法によつて負擔せしめると云ふことが必要でないかと考へるのでございます。

これを要するに税制改革後に於ける大都市財政の窮状を開拓すべき最善の方策は、先づ第一に大都市行政事務の全般に亘つて徹底的再検討を加へて國政事務及地方事務の分野を明確にする事によつて國費及地方費の負擔區分を根本的に是正することあります。同時に分與稅法等の改正に依つて分與稅の増額、或は新稅創設等による財源施策を講究すべきであると存じます。

最後に今後國策に協力すべく大都市に負荷せられ、現に豫算に計上せられて居るもの、及遠からず豫算に計上の必要なある國家重要事務に對する經費概算は、最近調べた結果によりますと、實に十二億萬圓の巨額に達して居るのであります。その何れもが聖戰目的遂行上緊急差置き難きものばかりであります。勿論これには國庫から補助的援助はあるにはありませうが、その多くを望むことは到底不可能であります。殊に先程も神戸市の財務局長さんからお話がありました様に、防衛施設の如きは大東亞戰爭の進行と併行して刻下急務中の最重要問題とされて居ります。これ等重要な事を覺悟せなければならぬと存じます。昭和十七年度に於ける六大都市の市稅豫算額は一億六千百萬圓であります。これと睨合せまして眞に啞然たるものがあるであります。殊に先程も神戸市の財務局長さんからお話がありまして御清聽を煩しましたことを感謝致します。

新稅制下に於ける彈力性負擔關係より 觀たる分與稅制の改正

東京市經理局收納課長 齋 藤 義 家

只今議長さんからお話の通り私は「新稅制下に於ける彈力性負擔關係より觀たる分與稅制の改正」と云ふ議題と「獨立稅調髮稅の提倡と市民稅の再検討」と云ふ題目の下に一般討議報告書に其の要旨を述べて置いたのでありますが、實は財政の問題に關しましては昨日來權威者より財政對策と云ふ様な事項について種々よく具體的な御意見が述べられて居るのであります。私の考へて居ります事も大同小異でございまして、大體に於きまして或は話が重複する感がないでもないやうに考へられるであります。併し私は一步突込んで、それらの問題を更に具體的に自分の所信を述べて見たいと思ふのでござります。先づ第一に「新稅制下に於ける彈力性負擔關係より觀たる分與稅制の改正」の問題であります。實は此の要旨は字數を制限されて居ります關係上、僅かな結論を述べたに過ぎないのであります。私がこれ迄の結論を見出すに至りました過程に於きまして考へられました事は、先づ第一に彈力性と云ふ問題につきましては、昭和十五年の稅制改正によつて大都市は非常に彈力性がなくなつたとは財務關係者は誰もが一口に申して居りますけれども、實際それを數字的に検討して斯様に彈力性がなくなつたと云ふ立證はナカ／＼擧げ得ら

れないのであります。私は、左様な點について一言觸れてみたいと思ふのでござります。

更に續いて税制改正後に於ける地方税制に於て、根幹たる收入をなす所の三收益稅の國稅課率の引上に就て聊か所見を述べてみたいと思ふのであります。

第三番目には此の三收益稅の標準率超過課稅の場合に於ける不要許可條件擴大に關する件であります。即ち百分の二百と申しますか、政府は之れを標準率と申して居ります。その標準率を超過して課稅致します場合に於ける二割増の所謂百分の二百四十の課率を以て課します場合の不要許可條件に就ての擴大關係に就て地方稅に修正意見と申しまするか、斯様な意見を論評致してみたいと思ふのであります。

第四番目に於きましては三收益稅の標準率引上又は法第四十六條及第六十一條の規定運用に關しまして主務省の監督方針を緩和することに就ての意見を述べてみたいと思ふのであります。

第五番目に於きまして國防稅若くは防空稅でございますが、此の點につきましても、國稅にするか地方稅にするかの論評と、その方法について聊か所見を述べてみたいと思ふのであります。

第六番目に國策會社に對します地方稅課稅許容の關係と或は亦公納金制度に關しまして時間がありますれば述べてみたいと思ふのであります。

第七番目には相續財產並に相續稅に對する地方附加稅課稅許容方の件に付て地方との關係と其の財政問題を一括して此の點を論じてみたいと思ふのであります。

更に第八番目には不動產取得稅賦課率改正問題に付て從來の沿革から徵しまして所謂府縣稅の附加稅としての本稅が都市財政に如何なる影響を及ぼして居るか、その課率の變更方について聊か意見を述べてみたいと思ふのでござります。最後に配當利子、勤勞所得の問題もありますから、此の點は税制改正當時の沿革と併せて時間の許す限り自分でみたいたいと思ふのであります。

の所見を述べてみたいと思ふのであります。

以上は大體附加稅に關する問題でありまするが、更に目的稅に關する問題と致しましては、目的稅制度の擴充と申すと語弊があるかも知りませぬが、防空稅と關聯致しまして論じてみたいと思ふのであります。

更に目的稅の第二の問題と致しましては、都市計畫稅の問題と關聯せしめまして、防空稅と併せて申上げてみたいと思ふのであります。以上の經過をもちまして最後に分與稅改正と云ふ問題に立至るのが私の論ぜんとする一通りの方針であつたのであります。併しこゝの結論に擧げてあります事は、最後に分與稅で結んで居りますが、實はさう云ふ過程を経て最後の結論を見出して居るのであります。これだけの關係を申上げますのに與へられました時間は僅か三十分でありますので、或は題目を讀上げる程度になつてしまひはせぬかと云ふ事を私は杞憂致して居るのであります。幸に致しまして二題の題目がありますので約一時間を與へられて居るのであります。實は最後の「獨立稅調髮稅の提倡と市民稅の再検討」問題については調髮稅の構想と共に市民稅の具體的改正意見について長時間辯借致したかつたのであります。場合によりまして大要を述ぶるに止め詳細なる事項に付きましては割愛さして戴くかも知れませぬ。それでは早速只今申上げました順序に従つて申上げることに致します。

先づ第一番目に彈力性の問題でございます。御承知の通り昭和十五年度の税制改正によりましては、政府に於きましては此の三收益稅を以て地方團體に彈力性ある財源を與へたと一應説明されて居るのであります。成程之をよく吟味致して見ますならば、政府の言はんとする所謂人爲的彈力性、或は自然的の彈力性と申しますか、伸縮性、伸張性に富んだ稅種が分配されて居るのであります。併し乍ら家屋稅と地租につきましては課稅標準に於きまして其の改訂が一定年限据置させられますので、固定された感があるのであります。此の點に關して都市に彈力性があると申しますならば、伸縮性の問題であつて伸張性は無いのであります。従つて市民の負擔を増す關係に於て、彈力性がある

と云はなければならぬのであります。併し乍ら昨日から問題になつて居ります營業税につきましては自然的な彈力性を有つ、所謂伸張性がある税種と云ふことが出来るのであります。併し乍らこの營業税を見ましても、昨今の状況によりましては税制改正後の茲二、三年間は非常に自然的彈力性が増加致して居ります。即ち自然增收が増えて居りますが、此の状況は今後永續するものとは考へられない事は昨日もお話があつた通りであります。そこで私は政府が一應改正税制によつて彈力性を與へたと申しますが、それを如何なる方法によつて都市は彈力性を喪失したかと云ふ事を考へて見まする時に、先づ以て税制改正が昭和十五年度に斷行せられなかつたと云ふことを假定致しまして、過去数年間に亘る實績、自然增收の比率を以ちまして昭和二十年迄の税收入を算出して見たのであります。これは舊稅法に依つて其の儘の状況を昭和二十年度迄引延ばしたのであります。更に昭和十五年度の税制改正によりまして根本的に改正になつた其の税制を平年度化する意味に於きまして、昭和二十年度迄即ち之を平年度に引延ばして、その稅收入を比較致して見たのであります。斯様に致して見ました場合にどうでありますかと申しますると、昭和十七年度に於きましては、六大都市を推計致しますと、約五千萬圓の減收と云ふことに相成るのであります。勿論この五千萬圓の減收と云ふことは東京市に致しますれば、大體その半額の二千五百萬圓の減收になるのであります。そこで斯様な数字を申上げますると非常に時間が長くなりますが、それならば政府の見方からすれば、其の出し方にインチキがあるのでないかと云ふ反駁もあるかも知れませぬ。併しこれが又一つの問題でありますと、其の数字を算出致します上に從來の税制に於きましては所得稅の如き相當制限外課稅を致して居つたのであります。亦、土地に致しましても家屋税に致しましても制限外課稅を課して居るので一應之れに依つて算出致したのであります。處が改正法では標準率によつて二十年度迄算出致しましたが、更に二割を超過した所の百分の二百四十の率で算出するかと云ふ問題が残るのであります。併し私は一應標準率の百分の二百を以つて算出致したのであります。その根據と致しまする所は税制

改正の基礎數字と云ふものは、昭和十三年の實績の数字が改正の基礎に相成つて居るのであります。従つて昭和十三年の實績の数字を基礎と致しましてその將來に於ける十四、十五の自然增收を全國的に政府は見込んで十億三千二百萬圓と云ふ方針に基いて地方税は組まれて居りますので、その場合の数字は百分の二百の標準率を決定致しました基礎と相成つて居りますから、それと比較致してみたのであります。勿論税制改正當時に於て稅率の配分を決定致します上に於きましては從來の制限外課稅をした所の實績の負擔額を基礎と致したのであります、其の負擔額と改正後に於ける所の負擔額と比較致して居るのでありますから、私の見方は正しいと私は確信をして居るのであります。斯様に六大都市に於きまして五千萬圓程、税制改正に依つて彈力性が無くなつたと云ふことは数字が誇明致して居るのであります。勿論その稅收入は市町村、農村、漁村等の方に分與稅其の他の形によつて或は流れて行くことになつて居ると思ふのですが、これは政府の所謂大方針、國稅地方稅を通ずる所謂全國的な負擔均衡の問題に發すると思ふのであります。彈力性の問題につきましては、細かい数字はありますが、一寸その数字を申上げることは時間の關係もあり出来ませぬので此の程度に致して置きたいと存じます。

其の次に二番目の問題と致しましては、三收益稅の國稅課率の引上の問題でございます。此の點につきましては、私は斯う云ふ考へを有つて居るのであります。税制改正當時に於きまする直前の所謂昭和十四年度の全國平均の地租の課率は百分の一三・一八二と云ふことになり、家屋税に於きましては全國平均は百分の八であります。それから營業稅につきましては、これは法人、個人を別に致しますれば、法人につきましては百分の八・九七、個人に致しますれば千圓以下の場合と以上の場合とに依つて異りますが、以下の場合に於きましては百分の五・四一更に千圓以上の場合に於きましては百分の六・四と云ふ数字であります。端數の小さい数字は切捨てゝ申上げて置きます。さう云ふ様な關係にありまする時に政府は三收益稅國稅課率を地租に就て百分の八、家屋に就て百分の七、營業稅に就て百分の六、

分の六と決定致したのであります。當時はそれでも宜かつたのであります。併し昭和十五年度に行はれました税制改正と云ふものは、國税地方税を通じての負擔均衡を圖ると云ふことは大目標であつたのであります。それは國税における所の直接税關係に於てどう云ふ結果を生じて居りませうか、昭和十五年の税制改正當時以後に於きまして大東亞戦争勃發となり、情勢は一變致して居ります。従つて地方團體の財源以外の直接税關係に於きましても數次に亘る増税が斷行されて居ります。此の場合には獨り地方の財源とした所の三收益税を釘付になると云ふことは何事であります。私は少く共此の國税の三税につきましては國税の課率引上を提唱致したいのであります。而も昭和十四年度の舊稅制に比較致しまして、決して其の當時の稅率よりも現行稅率は高くはなつてゐないのであります。課稅標準の高くなつて居ることは、これは別問題であります。従ひまして其の稅率を引上致します場合に、假りに地租を百分の八を百分の十とし、家屋に致しますれば百分の七を百分の九にし、或は營業稅を百分の六を八にする。要するに現行の八、七、六を十、九、八と云ふ風に致しまするか、その中間を取りまして百分の九と百分の八と、百分の七とになりますか、その點は問題でありまするが、少くも之を百分の一づゝ假りに上げたと致しますれば、地租に付きましては未だ軽いのでありまするが其の他の稅は舊稅制當時の負擔と大體同様になるのであります。斯様に致して參つた場合の增收はどの程度でありますかと申しますれば、これは大體六大都市に致しまして七百萬、全國で約一千七百萬程度になるとと思ふのであります。これは都市の財源だけでございます。此の點につきまして更に詳しく述べて算出した数字も持つて居りますけれども、其の點を省略さして戴きます。

第三番目には三收益稅の課稅標準超過の場合における不要許可條件擴大と云ふことを私提唱致したいのであります。が、これは御承知の通り地方稅法の第四十六條、又は第六十一條に於きましては、地租附加稅、家屋稅附加稅、又は營業稅附加稅の課率を本稅の百分の二百を超える時は縣知事の許可を受くべし、但し左に掲げる場合は許可を受けな

くとも百分の二百四十迄かけられる、その内容に三項目あるのであります。小學校營繕費、災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲の費用を要する時とか、二番目の災害應急又は復舊の爲に費用を要する時か、三番目の傳染病豫防の爲に費用を要する時と云ふやうな事項があるのであります。が、そこに一つ追加をして戴きたいことは、戰時又は時變に於ける所の時局對應施設の爲に費用を要する時と云ふ事項を此の法律の中に加へることが適當でないかと、斯様に考へるものであります。

第四番目の三收益稅の標準率引上、或は法第四十六條及第六十一條の規定の運用に關し、主務省はその監督を緩和して貰ひたいと云ふことであります。御承知の通り、これは六大都市に於きましては横濱市が一つ先例を開いたと申しますが、標準率を百分の二百を超えて百分の二百四十の課率を定めたやうに聞いて居ります。それも後半期に於きまして分與稅の決定額と睨み合せて云々と云ふことに條件が附いて居るやうであります。政府と致しましては税制改正からまだ三年をたゝないのであります。然るに六大都市は既に百分の二百四十の課率を以つてするにあらざれば財政の切盛が出來ないと云ふことは、税制改正當時に於きまして六大都市の財政については十分考慮すると云ふ言明の建前もあり、尙百分の二百四十迄かけなく共、大都市は十分舊法の稅收入もあり、營業稅の增徵もあるので間に合つて居るのでないかと云ふ見解を以て其の點を認めてゐないのでありますが、これは一般行政監督によるのであります。せうが、結局稅法から行きますれば法律では兎に角、この對象した費目に該當致すとなれば、當然百分の二百四十はかけ得られるのでありますので此の點に關し、餘り嚴重なる監督をすると云ふことに付ては、やかましく云つて戴かない方が宜しいのではないかと云ふことを政府に要望したい一つであります。

第五番目は國防稅又は防空稅の問題でござります。此の點に付きましては昨日も名古屋市の助役さんからもお話しがあり先程も亦神戸市の局長さんからもお話しがありました。先づ私は本稅は國稅として創設すべきであるか、地

方稅とすべきであると云ふ事に付て申上げたいと存じます。防空施設事業は其の性質上軍防空あり民防空あり防空及民防空中當然國家が當らなければならぬ事業は何れも國家事業であり之に要する經費即ち之が財源に充てんとする防空稅も亦國稅たるの性質を有するものと考へるのであります。然し乍ら民防空中都市として施設をしなければならぬ性質の事業があるのであります、之等の限界は明確ではありません。防空施設事業と申しましても廣い意味に於きましては、都市としての防空設備資材の整備、防火改修、防空公園、防空プール其他防空訓練、防空思想の普及等一般の事業があるのであります。此の目的の範圍に於きまして地方獨立稅たるの性質を有するのであります。殊に大都市は防空施設完備の必要に迫られ、大東亞戰爭の勃發を機として今や一刻の猶豫をも許さざる現況であります。翻つて都市の財政は歲出に於て逐年激増の一途を辿り、其の事業の種類も防空設備、資材整備、防空壕、防火改修、防空公園、防空アーチ、地下鐵建設、警防組織の擴充、防空訓練、防空思想の普及徹底等複雜多岐に亘つて居るのであります。今や防空都市の建設は今日都市行政、都市計畫上の中心課題であります。之れが事業經費は多額に上り、都市財政の窮乏化は愈々其の深刻の度を加へ新稅制に於きまする彈力性の缺乏は是れに拍車をかけつゝあると謂ふことが出来ると思ふのであります。茲に於きまして、都市財政の窮乏化を救ひ防空施設の完備を計らうとするならば、何にかに新財源を、求めなければならぬのであります。茲に防空思想の普及徹底の意味をも含めまして、都市防空稅なる目的稅を創設せむとする提唱であります。都市防空稅の構成に付てでありますか、一般市民の生命財產を防衛する施設に對する費用を調達するものでありますから、大體市民稅の如き構成を以てすることも考へられるのであります。即ち其の理由と致しましては、家屋を課稅物件とすることも考へられるのでありますか日に於ては動産の重要な性を無視することが出来ないこと、又稅の性質上負擔が市民一般へ普遍的なることが望ましいこと、防空思想の普及昂揚をも目的とすること、等より考へ市民稅の如き構成がよい様に考へられるのであります。更に亦特に受益を受くる限度に於て負擔金制度の如き又は都市計畫稅の如きも考へられるのであります。市民稅を對象と致す構成に付きましては、市民稅に最高制限がある如く、防空稅に付ても制限を附すると云ふが如きは、理論上面白くないと考へるのであります。此の點に於て市民稅を全部其の儘受入れると云ふことに就て難點がござります。それから地方稅法を改正し目的稅都市計畫稅でやるかどうかと云ふことに付きましては、現在防空費は大體に於きまして普通財源を以て賄つて居るのでありますから之を一つの目的稅と致しまして、都市計畫稅の所に防空施設事業の經費に充つる目的の爲にも目的稅が起し得るやうな制度に致しますれば、都市計畫稅の方法によつて出來得るのであります。結論と致しましては國防稅として全國民遍く負擔する制度を執ることが私は今日の時局に最も宜しいのでないかと考へるものであります。其の方法と致しましては先づ家屋稅を中心とする、家屋稅につきましては、家主とそれからそこに居住して居る者との折半の負擔關係を認めることが適切でないか、更にそれに所得の關係を統合致しまして、此の二つを以て防空稅を構成することが宜いのではないかと斯様に私は考へて居るのであります。此の點に關します要綱等については時間の關係上遺憾ながら省略として戴きます。或は亦地方で分擔すべき事業を明確にして、國稅として徵收したる一部を交付金とするか、地方の事業の範圍内に於て附加稅を認めるか、又は地方獨立稅として市民稅の構成にある程度の修正を加へて創設するかであります。

それから更に第六番目に國策會社等に對する地方稅課稅許容又は公納金制度に關する問題でございますが、此の點につきましては名古屋市の助役さんからも適切な御意見がございました。私は國策會社に對します問題につきましては先づ地方稅課稅許容と云ふやうな事を認めるか、公納金制度を茲に盛立てるか、此の二つの方法が考へられるのであります。大體國策會社、重要產業保護、經濟統制諸團體に對しましては地方稅課稅禁止を廢止し之れが所謂保護育成と云ふやうなことに付ては國家が之に當つて國稅を減免すれば宜いと思ふのであります。而して國稅を減免したから

と云つて地方税即ち、地方の財源迄も奪はなく共宜いと思ふのであります。その場合に於ては地方税法第四十四條第二項及第五十七條第二項の地租附加税の課稅の如く附加税を課する上に於ては國稅の免除は之を爲さるものと看做して地方税相當額を附加税又は地方の獨立税として課稅する方法がござります。更に其の場合に於きましては税と云ふ形でなくして、公納金制度に依つて附加税相當額を地方團體に納付せしめる事も考へられるのでございます。御承知の通り本年四月一日に日本銀行法が制定されまして、これは、營業稅が課稅禁止になつて居ります。従つて現行税制に於きましては執る方法はありませんから、これは公納金制度によつてそれを納付せしめるやうな方法を政府に於て考へられて居ります。市町村におきましてはどうでありますかと申しますれば、市町村におきましては先づ公納金制度で行くか、獨立税制度で行くか、御承知の通り市町村に於きましては獨立税を制定する途は開けて居りますので、日本銀行に對して獨立税を制定する途はあるのであります。其の點につきまして内務省に伺ひましたのですが未だ考究中との事で御座います。其の點につきまして近く通牒を各府縣を通じて市町村に通牒されること、思ひますが、さう云つた様な公納金制度を採ることを政府に於ても考へられて居るのでありますから、同時に國策實社全部に對して斯様な制度を設けることが最も適切であると私は考へるのであります。或は亦國策會社等に對しましては其の事業に對し課稅禁止がありますので特別なる市民稅を課することも思考できるのであります。

第七番目の相續財產或は相續税に對する地方課稅許容に關する問題でございますが、御承知の通り相續財產の大部分は不動産であります。不動産の繁榮すること、都市施設と云ふものは密接不可分の關係にありまして、従つて私は此の不動産に對します所謂相續税につきましては、相續税の附加税を市町村が之を取り得るやうな途を開くのが最も

適切でないかと考へて居るのであります。相續税に對する附加税を課する問題に付きましては、七、八年前に於きまして政府關係官と種々意見の交換を致した事もあつたのであります。當時大藏當局の方に於てナカノ了解を得る事が出來なかつたのでありますけれども、今日の様な都市財源の逼迫して居ります時に於きましては、國稅について眼を着けますならば、先づ以て相續税に對する附加税課稅許容の問題が擧げ得るのであります。それで其の相續税附加税の稅收入關係について調べてみると、我が東京市内に於きましては、昭和十七年度に於きまして二千八百萬圓、大體一割の百分の十を課けましても二百八十萬即ち約三百萬圓程度の稅收入があります。六大都市に於きましては六百萬圓程度の稅收があると思ふであります。併し他面又相續に依る不動産取得に對する不動産取得稅につきましございます。併せて此の點を申上げて置きたいと存じます。相續に依る不動産取得に對する不動産取得稅の問題としては、地方税法に課稅禁止がござります。併し此の問題こそは何をさて措いても私は相續に依る不動産取得に對する不動産取得稅の課稅許容實現方に付て聲を大にして強調するものであります。斯様な點を申上げましても、政府の見方から致しますれば色々問題もあり早急の實現は困難かとも考へられますのが充分考究の餘地のある問題と思ふのであります。昨日汐見先生からもお話をございましたやうに、國家財政あつての地方財政であり、國家財政が所謂地方財政と密接不可分の關係にあることを充分考慮に容れて考へなければならぬと思ふのであります。従つて私が今斯様に論じて參りました數項目の問題も、私と致しましては獨りこれは東京市或は六大都市の計數だけに捉はれることなく、全國の都市の數字を集めまして、地方税全體を再検討すると同時に、國家財政に如何なる影響を及ぼすかと云ふ見透しがつきました上で、地方税制の大改革意見を纏めてみたいと云ふのが私の考へであるのであります。従つて極く断片的に斯様な事項を申上げて置くばかりでなく、之を綜合的考究を致しまして、現行税制に對する一大修正意見を作つて見たいと思ふのであります。其の修正意見なるものは國家財政にも支障を來たさないやうに、而して都市ばかり

がよいものにならぬと同時に、農村漁村に於きましても矢張り同様の潤ひを出す様な方法をとる事が税制改正の根本でなければならぬと思ふのであります。只今申上げました不動産取得税の問題については聊か此の點は都市の方が割がよいやうに考へられまするが前に申上げました通り都市施設の影響を受けて居るのでありますから已むを得ない事であると思ふのであります。

第八番目は矢張り不動産取得税でございますが玆では不動産取得税の課率配分の問題であります。これは從來の地方税法としての沿革を申上げますと、舊税制時代に於きましては府県の二倍程課して居り、其の當時でさへ市町村に府縣より移譲すべきものなりとの意見さへあつたのであります。然るに現行の千分の三十二と云ふ率は舊税制時代の負擔額を目標として府縣が千分の十六、市町村が百分の百でありますから、合計して千分の三十二になるのであります。が、私は許されるならば府縣が千分の十で、市町村が千分の二十、所謂百分の二百を以て課することの出来る様な配分率に改めて戴きたいのであります。此の點については地方税改正に於きまして負擔均衡の問題、課率を均一化すると云ふ見方から致しまして、府縣税の附加税に於きましては大體に於て百分の百を目途とすることとなり其の旨通牒を發せられて居るのであります。然し乍ら反別税については例外をなして居ります。政府自らが、その税率との配分に於て全部均等にすると云ふ意向を有つて居りますけれども、矢張りさう云ふ例外は既に税制に於て認められて居るのでありますから、不動産所得税の附加率等に於きましても、矢張り百分の二百の課率を以てかける様な例外を認めて戴きたいことを玆で強調致すものであります。

以上申上げました所の八項目が断片的ではありまするが、大體地方税制に修正を加へると云ふ意見と、修正の結果同時に都市財源が潤つて來ると云ふ關係を申上げた考へであります。併しこれらの事項が如何様に組立て地方税制に一大修正を加へるかと云ふことは、今後の研究に俟たなければならぬのであります。

以上は普通税に關する問題でありましたが、次に目的税の問題に付て申上げたいと存じます。目的税制の擴充と申しますか、これは税制改正當時に於きまして非常に大都市が政府に要望致して大體其の目的を貫徹致した問題であります。従つて今日の狀況から見ますれば目的税と云ふものは制限満度迄取つた場合に於きまして都市はどうであるかと申しますと、物資不足と都市計畫の事業と睨合せます場合には、幾分餘裕を生じて來やせぬかと云ふのが實際の實情であらうかと思ふのであります。然るに玆に目的税制度を擴充すると云ふ意見は、どう云ふ意味で私が申上げるのかと申上げますと、要するに目的税の目的範圍の内に都市防空の費用を此の中に織込んで戴きました場合には、矢張り防空施設に要する費用に充つる爲の目的税の一項目として起し得ると云ふ制度にすることは極めて必要であると云ふ事であります。更に又目的税の中の課率、即ち府縣税に對しまして百分の三十四、國稅の附加税に對しまして百分の六十八となつて居りますが各都市の實情を見ますと、百分の六十八、百分の三十四の満度迄取つて居る都市もありますが、まだそれ迄取らなく共十分間に合ふ都市もあります。政府の方針と致しますれば、財源が餘りましたならば、それだけの範圍に於て税率を低下せしむべしと云ふ事を云つて居るのであります。政府の言はれることは當然の事と思ひますが此の場合負擔均衡の點から考察致しますなら獨り負擔均衡の問題は普通税ばかりでなく、目的税と普通税と合算したものを以て市民負擔關係を見なければならぬことは當然でありまするが故に、國稅に對する百分の六十八と府縣税に對します百分の三十四と云ふ満度迄取り得なくとも、その都市計畫事業が執行出來ますならば、その残りの満度迄に達する部分は普通税に組替へる方法を認められるかどうかと云ふ事を提倡致したいのであります。具體的に申上げますれば、國稅に對します百分の六十八が満度でありまするが、百分の五十を課することにより都市計畫事業が執行出來て行くとするならば、残りの百分の十八に相當する税率を普通税の標準率に加算致しましたものを以て課税することが出來ますならよいのではないかと思ふのであります。而も其の加算致しました即ち百分の二

百に百分の十八に相當する額を普通税率に換算したものを加へました百分の二百十八を以て標準率とする事であります。其の結果は目的税を満度迄取つた場合と負擔關係は全く同様であります。どちらかと申しますと、都市と致しましては、今日の如く都市計畫事業に關する資材入手困難の場合に於ては都市計畫財源より普通經濟の財源を求むることに切なるものがあり事實困迫致して居る様な次第でありますので、斯様な方法が許し得られます様此の點を考へることが一つの方法と思ふのであります。都市計畫税の賦課狀況を觀ますに全國の都市の中で實際の賦課を制限満度迄都市計畫税をかけてない都市が非常に多いであります。それで、これ等の都市に付ては前に述べました事が出来ますならば、その限度即ち制限率に達する迄の差額に相當する額を普通税に組替へて標準率を算出し其の率を以て課徵したる財源に依り財政の切盛をすると云ふやうな方法も考へられない事はないでなからうか、私はその程度の融通性を有たせることは、戰時下に於ける地方財政を充實せしむる見地からして殊に今日何れの都市も時局對應施設經費に充てる財源難の際に於きましては考慮しなければならぬ問題の一つであると思ふのであります。たゞ其の場合に於きましての負擔關係は先程から申上げて居ります通り、普通税と都市計畫税を合算した負擔關係になりますので、其の點は説明が立つと思ふのであります。然し乍ら現行地方稅法の立法精神から申しますなら何人も目的税の餘裕ある部分を普通税に組替へることは許されぬことゝ考へるのが通常であります。私も一應斯く解するものであります。が立法當時と今日の實情は、普通經濟の歳出方面に於て、亦都市計畫事業の資材に於て重大なる變化があります。従つて稅法にも亦無理があり戰時稅制に改むるの必要あり特に此の點を主張するものであります。

以上は大體附加稅に關します事項を普通税と目的税とに區分致しまして申上げたのでございますが、最後に要旨に於て述べて置きました様に分與稅の改正意見を申上げたいのであります。其の前に負擔關係から見たと云ふ題目に相成て居りますので此の點を一寸申上げて置きたいと思ひます。負擔均衡の問題に關しましては稅制改正の大方针

であります。然るに實際問題と致しまして政府は稅制改正二ヶ年後に於きまして標準率の百分の二百を超えると、百分の千以上に達する市町村が出來て居ることは皆様御承知の通りであります。大體政府は昭和十五年度の稅制改正に於て直接課徵形體と間接課徵形體とを持つた所謂普通税、目的税、分與稅を組立てゝ地方稅體系を定めたのであります。實施第一年勿々標準率を超過すること百分の千以上にも達すると云ふやうな事は、茲に於て私から言はせるならば、負擔關係に於て政府は如何に聲を大に致しましても、斯る團體の存したことは例外とは言へ分與稅制度に缺陷のある事を認めざるを得ないのであります。大體改正初年度に於きまして、この制限外課稅を認めざるを得なかつた團體の財政事情は色々ありませんが、兎に角二百を目途としたものが千以上の高率になると云ふことは分與稅制度に缺陷がなくて何でありますか。そこで分與稅制度の改正の問題が起つて來るのであります。分與稅制度を改正致しますと、これは響く所が全國市町村に及んで参りますので、私は先程來より申上げました通り、この地方稅改正論に當つては、獨り大都市の立場のみではなく、一般都市の問題、或は農村漁村に至る迄全市町村を考慮しての問題でなければナカ／＼實現の見込が立たないのであります。従つて私の提唱せんとするものは分與稅改正に於きまして第三種配付稅の創設であります。第三種配付稅と書いてございますが、これは昭和二十年度迄に於きます第三種配付稅ではありませぬので、平年度になりました第三種配付稅でありますから、其の點誤りのないやうに御了承を願つて置きたいのであります。この第三種配付稅の財源と致しましては昨日もお話にございましたが、遊興飲食稅、入場稅が從來の都市との關係から申しまして極めて適切な財源であると私は考へるのであります。併し乍ら此の遊興飲食稅或是入場稅と云ふやうなものにつきましては、稅制改正後に於きまして相當強力な増稅が加はつて居るのであります。併も此の増稅になつた部分については戰時特別會計の歳入となります戰爭目的の遂行の稅金でありますが故に、其の分の稅收入に就ては擧げて國家の收入と致さなければならぬと思ふのであります。然し少く共稅制改正當時目論まれ

た所の遊興飲食税は、その半分を配付税の財源に致して居るのですが、その残りの半分を以て之を還付税として貰ひたいと云ふことが私の提案であります。還付税とする意見に致しました理由は、附加税の方法も一應考へられるのでありますが、併し國税として取つて居る以上は國税の徵收義務者として遊興飲食業者が之を取扱つて居るのでありますから徵收技術の點から考へますならば、矢張りこれは國税の徵收義務者をして更に地方税としての徵收義務者を指定することゝ相成りますので斯様なことは業者としても拂込其の他について堪へられないし亦事務が輻輳致するのでありますから、此の場合に全額を還付するやうな、所謂府縣に於ける還付税の如く、遊興税を現地還付致しますならば、此の點は徵稅手續上に於て極めて適切であり、又自分團體内で消費され、自分の團體から得た所の遊興税、飲食税の稅金が其の儘其の都市に還へると云ふ事は適切ではないかと云ふ風に私は考へて居るのであります。さう致した場合に於きまして、此の戰時増徵分を除く、或は從來の配付税の財源となつて居る所の半額を控除致しましても、我が東京市に於きましては二千二百萬圓と云ふ相當多額の收入があるのであります。これを六大都市に致しますれば約四千五百萬圓程度になると思ふのであります。他の都市に於かれても、それ相當の收入と相成る事と思ふのであります。而もこの遊興飲食税の現地還付と云ふことを實現致します場合に於きましては、茲數年はいざ知らず、將來の問題と致しましては、更に第二次的に考へなければならぬと思ふのでありますが、差當つての財政難を切抜けることが出来るのではないかと、斯様に考へるのであります。

尙分與稅に關しまして説明を落しましたのでもう一つ簡単に申上げて置きたいと存じます。實は昭和十七年度の分與稅の内容を検討して居らぬのであります。十六年度の内容を検討して見ますと、六大都市の第一種配付稅即ち課稅力に依る分であります、東京市で見ますと、約八十六萬圓は課稅力で参ることになつて居ります。財政力で見ますと百二十萬圓合計二百四十萬圓程度になるのであります。御承知の通り分與稅法の六十二條と云ふ條文がござい

まして、分與稅法の六十二條に依りますと、昭和十五年度乃至十九年度に限り大都市配付稅額と新稅額を合算した額が元の稅額、所謂舊稅額に或る一定の遞増率をかけた額を超過する場合には其の超過額の三分の二を減額すると云ふ規定があるのであります。處が獨り東京市ばかりではなく、六大都市全部が法第六十二條の減額規程に依つて折角第一種第二種配付稅額を算出致しましたものを全部減額される實情になつて居ります。非常な面倒な計算を致しまして第一種第二種配付稅を計算致しましても法第六十二條の規定に依りまして全額削除されますので、結局ゼロに相成るのであります。然らば何に依つて六大都市は配付稅が交付されて居るかと申しますと、法第六十二條で減額されました分を法第六十三條の第二項で再配分されることになつて居るであります。法第六十三條の第二項で再配分されます場合には、法第二十四條の一般原則に戻つて人口配分と云ふ事になるのであります。これらの點に就ては結論に於てさう云ふ簡単に人口配分になつてしまふのであります。その前の色々の數字を見ましても、今日迄の状態から見ますと、六大都市の第一種配付稅、第二種配付稅は全然皆無であります。これらの點に就て其の配分算出方法を簡易化する様講究する必要があるのではないかと思ふのであります。此點は更に十七年度を検討致しまして研究を繼續致したいと思つて居ります。此の點御参考迄に一言附加して置きます。

東京市神田區長岡田光藏氏提唱の

「國費地方費負擔區分の再検討」に就て

東京市市長室企畫部 調査掛 長 梶 原 勝 翰

氏が神田區長に轉出され、新に迎へました幹部も亦唯今市會開會中の爲多忙を極めて居りますので、本會議に出席する事を得なかつたのは洵に遺憾に存する次第であります。

仍て私の如き粗末なる代用品が此處に現はれまして、前述の報告者岡田光藏氏の立論趣旨を私の聲帶を通して申述べて見たいと存じます。

支那事變發生以來國政委任事務は逐年漸増の一途を辿り、地方財政を壓迫する事甚だしく、昨今的情勢は何らかの對策を講ずるに非ずんば到底此の儘では財政的に處理する事が出來ない迄の苦境に追込まれたのであります。學者も實際家も、亦本會議の主報告、特別報告、並に一般討議報告、殆ど其の全部の方々が、國費地方費負擔區分の是正を圖られたい、新なる財源を附與せられたい、或は又地方稅法並に分與稅法を改正して新稅を設けるとか、配付稅の配分方法を改め稅收入の增加を圖られたいと叫んで居るのであります。本問題は地方財政の惱みの種であり、而して又本會議の問題の焦點となるのではないかと存じます。

題は「國費地方費負擔區分の再検討」と云ふのであります、其の

- 第一 對策の鍵
- 第二 平時に於ける都市の本質
- 第三 戰時に於ける都市の本質
- 第四 國政委任事務の増大
- 第五 國費地方費負擔區分の標準
- 第六 負擔區分調査委員會の設置

此の順序でお話を進めてみたいと思ひます。

第一對策の鍵であります、地方財政の根本的改善に關しては從來屢々其の必要が叫ばれ、其の都度それぐの對策が講究實施されました、その多くは何れも部分的若くは彌縫的對策たるの域を出なかつたのであります、斯くて地方財政問題の瘤が依然として今日に残されたのであります。

昭和十六年七月十一日閣議決定の財政金融基本方策要綱中に於ても地方財政の改革として「國家財政ノ改革ニ即應シ全國民經濟運營ノ見地ヨリ之ヲ統制スルト共ニ、地方的特色ヲ發揮セシメ地方民力ノ強弱ノ差ヲ補整シテ全國的ニ冗費ヲ節約シ、且ツ中央ヨリノ委任事務又ハ中央ト協力スル事業ノ財源等ニ關シテ必要ナル補整ヲ行フ」を負擔區分及び財源區分の調整に付ての考慮が拂はれて居ります。然るに後述の如く時局の進展に伴ひ地方團體特に大都市の機能に著しき變質を來たし、之に應じて其の財政も亦變貌を餘儀なくせられますや、永い間地方財政の根柢に蟠居した右述の瘤は遂に極度の肥大を來し地方財政の死命を制せんとするに至りまして、今やこれが切開手術を絶対に必要とする實情に直面するに至つたのであります。所謂國費地方費負擔區分の問題がこれであります。從來地方財政の問題は、多く地方財政の窮乏と云ふ形で提出せられて居りました。而して從來經驗した地方財政の窮乏は之を次の二類型に大別する事が出来ると思ひます。

第一は主として財源の枯渴に基く財政の窮乏であります。即ち窮乏の原因が財政支出の膨脹に存せずして、専ら收入源泉の貧窮化に歸せられる場合であつて、經濟界が深刻なる不況に陥つた場合等に見られる現象でござります。例へば周知の如く昭和五、六年を中心とする經濟不況に際し農村經濟が極度に窮乏化し、當時極めて重大なる社會問題化した事があります。而して農村經濟の窮乏は必然的に農村財政の財源枯渴を招き、爲に農村財政も亦甚だしき窮乏を告げたのであります。

第二の財政窮乏は之に反し、主として支出の膨脹に基因する場合であります、之には言ふ迄もなく收入が不變な

るに拘はらず、之を甚だしく超過する支出を要する場合、及び收入は増大するも尚支出の増大遙かに之を凌駕する場合があります。今日重大問題として再び登場するに至つた地方財政の窮乏は、大體に於て後者に屬するものであります。即ち昭和十五年度より實施の中央及地方を通ずる税制の根本的改正に依りまして地方財政の基礎の確立と地方負擔の均衡化との實現が期せられたにも拘はらず、時局の進展に伴ひ、所謂國政事務の委任が急激に増加して其の止まる所を知らざる實情にあります故、地方團體の存立目的を達成する爲に必要とする本來の經費、即ち固有事務費に現在以上の大削減を加へ、他方に於て使用料手數料及地方稅の大增收を圖るか、或は國家より財源を賦與せられない限り、地方財政の窮乏化は寧ろ必然の勢を示すに至つたのであります。

以上の如く等しく地方財政の窮乏と云ふも其の因つて来る所を著しく異にすると同時に、之が對策も亦自ら異らざりを得ないのであります。それは第一の意味に於ける地方財政窮乏は、第一義的には、對國家關係に依つて惹起されるのではなく、單に財源の枯渇に依るものであるに反し、第二の地方財政窮乏は純然たる對國家關係に依つて生ずるからであります。而してこの差異は又地方團體、特に大都市の存立目的その機能自體の變質を意味するものであります。斯くして本問題に對し何らかの對策を講ずるが爲には、何よりも先づ戰時下に於ける大都市の本質を理解しなければならないと存じます。之を理解せずして樹立せらるゝ如何なる對策も、恐らくは正しき標的を失するであります。この理解こそは實に本問題解決の鍵を供するものでございます。

第二に平時に於ける都市の本質と云ふ事について申述べてみたいと思ひます。

我が國に於ける都市は自治行政を行ふ公法人として國家に依り認められたる地方團體であつて、法令の範圍内に於て其の公共事務を處理するのであります。地方自治と云ふも、固より國家に依り一切の自治権を賦與せられ、國家に依つて認められたる範圍に於て自治を營み得るのであります。唯都市は國家と異なり、國家に依り認められたる範圍

に於て特定の地域と住民とを基礎とし、それゝ其の生成及經濟、文化等の發達に差異があり、従つて各都市はそれゝの特殊性を有するのでございます。國家が都市に自治権を賦與した理由の一半は實に此の特殊性に着目した爲であります、従つて固有事務の十分なる遂行は、都市の存立目的の達成を圓滑ならしむる所以であり、合目的な固有事務の擴大に依つて生ずる固有事務費の膨脹は、都市發展の姿を投影するものであると共に、國家の一肢體としての都市の發展は、同時に又國家の發展を促進する拍車ともなるのであります。斯くして平時に於ける都市は國政委任事務を分擔しつゝ、主としてその固有事務の圓滑なる遂行を期し、市民生活の向上を圖るべきであります、之が平時に於ける都市の本質的機能でございます。

第三は戰時下に於ける都市の本質について申上げます。以上申上げました如く平時に於ける都市は國家に依り認められたる範圍に於て自治活動を營み得るのであります、その存立目的を最も完全に遂行せんとするの餘り、往々にして國家全體の利害と各都市の個別的利害とが衝突するが如き觀を呈する場合が生ずるのでございます。之を財政關係で申しますと、例へば國家財源と地方財源とが競合し、或は財源を伴はざる國政委任事務の負擔が過重に陥る場合等でございます。從來斯かる場合には、實際上往々にして對立觀念に立脚して處理せられたやうであります、本來國家に對する對立の觀念は、囚はれたる自由主義の觀念であります、この事は絶對的自由主義國家觀を想起すれば容易に肯かれるであります、併し斯かる對立觀念に基く右の如き處理は勿論都市の本質を逸脱したものであつて、國家目的を達成し或は國家全體の利益を増進せんが爲には、各都市の個別的利害に囚はれる事なく、緊急の必要ある場合には都市の固有事務費に徹底的な削減を命じ固有事務に代つて國政委任事務を擔當せしむる事も亦當然として認められねばならないのでございます。都市は國家に對立するものではなく、國家の一肢體たるの地位に置かれるも

のだからであります。以上述べました様な「緊急の必要」の典型的なる場合は戦争であります。申すまでもなく現大戦は戦力となるべき凡ゆる國力を擧げて戦争目的に集中しなければならないのでございます。斯くして平時都市も亦戦時都市たる事を要請せられます。即ち都市の有する全機能を擧げて戦争目的の完遂に動員せられねばならないのでございます。従つてこの目的に直接且つ積極的に寄與する所なき固有事務は固よりの事、寄與する所少なき固有事務と雖もその執行を停止し、又は縮少し、其の餘力を擧げて當面の國策協力に邁進しなければならないと存じます。平時都市より戦時都市への變貌は之を外面向的眺めますと、從來の平時都市に於ける所謂地方自治の單なる縮小に過ぎぬかの如く見えるであります、而して平時都市の本質を其の自治にありとすれば、右の如き見地に従ふと依然として自治を其の本質とし、従つて固有事務の遂行を以て第一義的機能とせざるを得ないのでございます。然るに機能を以て其の本質を捉へる方法を取る限り、戦時都市は平時都市よりの單純な外面向的變貌ではなく、實は其の本質的變化であると考へねばならないのでございます。平時都市は其の地理的、經濟的、文化的なる諸條件に應じてそれ／＼の特殊性を有し、先づ市民生活の向上進展を以て其の任務としました、即ち其の任務は一應所定の地域に限られたのであります。然るに戦時都市に於ては戦争經濟即ち統制經濟の強化に伴ひ此の地域的限界が急速に除去せられ、其の機能は益々全國化する傾向が甚だ顯著であります、別言すれば都市機能の國家化であり、所謂自治的機能の行政的機能化であつて、戦時都市の誕生は平時都市の單なる外面向的變貌ではなく、内面向的な本質的變化なのであります、然も此の變化は戦時下に於ける必然的過程と言はねばならないのでございます。既に申述べました如く、都市に於ける國政委任事務の激増に伴ひ都市は負擔の過重に悩む實情にあります、之を今日の都市財政力より考察する時は、都市の機能に付き再検討を要すべく、更に國費地方費の負擔區分に付ても根本的に再検討を加へ以て財政力の涵養を圖ると共に、戦争目的完遂の國策に協力すべきであつて、此の負擔區分の是正こそは一日も遷延し得ざる當面の重大問題

なのであります。併しながら之を定むるに當り從來の自由主義的都市觀を放擲し上來述べました戦時都市と云ふ新たなる都市觀に基いてなさるべき事は當然の事であります。

第四に國政委任事務増大でございます。地方に於ける國政委任事務が膨脹し、艱てその財源難に陥るべき事は明治初年に不完全ながらも地方自治體の誕生した當時に於て既に豫想された所であつて、國費地方費負擔區分は、謂はば宿命的な問題であります。而して早くも明治三十二年五月二十三日には、内務大臣より内閣總理大臣に對し「地方政務ニ關シ各省主管ノ事項協議ヲ要スル件」が提出せられ、地方費負擔の國政委任事務の無軌道的膨脹を抑制する所があつたのであります。その中に「從來ノ實驗ニ依ルニ主務各省ニ於テハ専ラ其ノ主管事務ノ改良擴張ニ急ニシテ、其ノ二十七八年戰役數年來ノ實況ニ徵スルモ、各省主管ノ事務ニシテ法律命令ノ結果トシテ地方廳事務ノ增加ヲ致シタルモノ從前ニ比シ十對六、七ニ達スルモノアリ、而シテ地方廳ノ經費ヲ顧レバ之ヲ增加シタルコトナキノミナラズ、依然之ガ窮乏ヲ訴フル狀況ナリ」と言つて國政事務の激増に依る地方財政の窮乏を指摘して居るのであります、周知の如く我が國の都市は、物質文化の發達した歐米諸國の都市に較べ近代的都市化的諸施設に於て著しく立後れてゐましたが、膨脹する國政委任事務の提案理由に於て望月内務大臣が次の様に説明を加へて居るのを見ましても、如何に政府が此の點に關し深い理解を持つてゐたかが窺はれるのであります。即ち昭和四年二月六日の衆議院本會議に於て望月内務大臣説明の提案理由を御紹介致しますと次の通りであります。「地方制度ニ關スル各種法律案ノ説明ヲ致シマシテ」云々の件に於て其の「第一」は市參事會の構成方法の變更に付述べられ、其の第二と致しまして「市町村吏

員ニ對スル國政事務等ノ委任ハ將來ハ必ズ法律勅令ヲ以テ規定セバナラヌ事ト致シタノデアリマス。蓋シ是等ノ委任事務ニ要スル經費ハ、之ヲ市町村自體ノ負擔ニ屬セシムルガ爲ニ、現行法ニ於ケルガ如ク省令以下ノ命令ヲ以テ、自由ニ市町村吏員ニ對シテ國政事務等ヲ委任シ、市町村吏員ヲシテ其ノ經費ヲ負擔セシムルコト、爲スニ於テハ、地方負擔ヲ増加シ、自治ノ堅實ナル發達ヲ阻害スルノ虞レガアリマスルニ依ルノデアリマス」と申されて居ります。然るに其の後の實狀を見ますに、此の國政委任事務は何等考慮を拂はれたる證跡もなく、却つて漸増の一途を辿り停止するところを知らず、遂に支那事變を迎ふるに至つたのであります。

事變勃發するや、九月政府は地方豫算編成に關する通牒を發して歳出の抑制緊縮を命じ、翌十三年八月には地方豫算執行に關する通牒を發して之を強化し、同時に地方債の抑制方を命じて居ります。其の翌十四年度の六大都市豫算是前年度當初豫算の一割以上を節減致しましたが、其の後年々緊縮節減方を命じて居ります。之は勿論戰爭繼續の要素たる資金、物資、労力の戰争目的に集中不可避なる措置であります。同時に又急激なる増大を豫想せらるゝ國政委任事務の地方費負擔を可能ならしむる爲でもあるのでございます。

斯くて六大都市に於ける昭和十二年度乃至十六年度の法令又は政府の指示に依る國政委任事務費總額、及び市負擔の割合を示せば次の通りであります。

六大都ノ法令又ハ政府ノ指示ニ基キ増加シタル經費調

(一) 總經費ノ增加趨勢

市 名	昭和十二年度決算		昭和十三年度決算		昭和十四年度決算		昭和十五年度決算		昭和十六年度豫算		
	經 費 指 數										
◎東京	三六八、三四四	一〇〇	二一、五七、三五五	一一、五七、三五五	六九	六、九九、四六四	三、〇〇一	一三、七三〇、九〇八	三、九四三	六、三三七、五九八	三、四六七
◎計	一、〇五七、三九九	一〇〇	三、〇六七、二六〇	二五三、一七七	一一、五七	一、五〇一、三九九	一、五七〇	四〇〇、六四四、五九一	二、六三二	一六五、九五五、六六一	一〇、九七

(二) 市費純負擔ノ增加趨勢

市 名	昭和十二年度決算		昭和十三年度決算		昭和十四年度決算		昭和十五年度決算		昭和十六年度豫算	
	市費負擔 指數									
◎東京	三六八、三四四	一〇〇	八三、七六八	三七〇	五、〇四九、四一	二、二七	九、三三、七三〇	三、九四三	毛、六五、四〇七	西、四六三
神	一〇〇	一〇〇	二六七、五九一	三七八	三、七三七、一四一	一、五七〇	一、四九三、〇三三	五、五七六	西、五三、四七七	三、六三
横	一〇〇	一〇〇	三八、六九四	三七〇	二、〇五〇、一七九	古六	一、四三六、六一七	五一四	一〇、五四、六五五	三、八五
名	一〇〇	一〇〇	二五、五五五	二九、一五〇	一九〇	四、三三三、一五七	三、七九	一、二五、三六	一、〇八九	四、四七八、二五五
古	一〇〇	一〇〇	二七、八〇〇	二七六、一〇一	毛八	一、〇四五、〇三七	二、一六	二、〇一五、五九九	四、三六	一〇、七〇六、〇三一
都	一〇〇	一〇〇	四三九、一九八	三七七	一、五〇一、三九九	一、三七	二、六五、四〇三	二、四六	八、六九、〇五九	七、八四
京	一〇〇	一〇〇	三、〇六七、二六〇	二五三、一七七	二五三、一七七	一、五七〇	一、三七	一、六五、四〇六	一、六六	三、五七、六六一
○計	一、〇五七、三九九	一〇〇	三、〇六七、二六〇	二五三、一七七	二五三、一七七	一、五七〇	一、五七〇	一、六五、四〇六	一、六六	三、五七、六六一

説明の便宜上報告書の百四十三頁をお開きを願ひたいと存じます。「昭和十二年度以降に於ける法令又は政府の指示に依る六大都市新規經費增加表」とあります。其所のしまひの方を御覧になつて戴きたいと思ひます。（百十四頁であります）之に依りますと六大都市の經費が出て居るのであります。指數だけを申上げますと、昭和十二年度を

百と致しますと、百に對しまして昭和十三年度が三百八十三、昭和十四年度が千五百四十九、昭和十五年度が二千六百七十一、昭和十六年度が一萬九百九十四になつて居ります。之に對しまして東京市はどう云ふ風になつて居るかと申しますと、昭和十二年度が三十四萬八千二百三十四圓になつて居ります。昭和十三年度が二百十五萬六千三百九十五圓、十二年度を百と致しますと六百十九に增加して居ります。昭和十四年度に於きましては六百九十六萬九千四百三十六圓になつて居り、之を十二年度に比較致しますと指數は二千一になつて居ります。昭和十五年度に於きましては千三百七十三萬九百八圓、指數は三千九百四十三、昭和十六年度に於きましては七千八百二十三萬七千五百九十八圓、指數は實に二萬二千四百六十七と言ふ様な龐大な數字になつて居ります。次に市費の負擔の増加率を申上げますと、之は補助金、交付金を控除致し純負擔を示しますと、六大都市に於きまして其の合計は百五萬三千二百六十九圓でございます。昭和十三年度は三百八萬七千二百六十圓、昭和十四年度は千七百七十五萬六千八百五十四圓、昭和十五年度は三千百五十三萬七千六百九十八圓、昭和十六年度は一億二千六百八十四萬六千二百七十四圓、指數を申上げますと、十二年度の百に對しまして十三年度が二百九十三、十四年度が千六百八十六、十五年度は二千九百九十四、十六年度は一萬一千九百四十八、斯う言ふ様に增加の數字を示して居ります。

之に對しまして東京市は如何様になつて居るかと申しますと、十二年度は二十三萬四千百八十圓、十三年度は八十一萬三千七百四十八圓、十四年度は五百四萬九千九百四十一圓、十五年度は九百二十三萬二千七百三十圓、十六年度は五千七百二十八萬五千四百七圓と云ふ增加振りでございます、之を昭和十二年度を百とし、其の指數を見ますすると十三年度は三百四十七、十四年度は二千五百六、十五年度は三千九百四十二、十六年度は實に二萬四千四百六十二と云ふ增加の趨勢であります。

以上申述べました通り戦時下に於ける都市の第一義的機能は國家と共に戰争目的を達成する所に存する所以ござい

ます。

然らば何を以て國政委任事務と目すべきか、之を法令又は政府の指示に基く委任事務と解するならば頗る簡明の如くでありますが、併し之は必ずしも實質的意味の國政委任事務と一致しないのであります。斯くて委任事務の實質より見る時は、國家的性質顯著なる事務と、國家的並に地方的の兩性質を含み、其の何れが濃厚であるかを遽に識別し難き事務とがあるのでございます。從來の委任事務の多くは此の種のものであつて、勿論前にも觸れた如く戰爭經濟の進展に伴ひ、從來の意味に於ける都市の特殊性は漸時普遍化せられる傾向があり、從つて戰時都市への委任事務は國家的性質を帶びる分野が擴大するの傾向を認めねばならないのであります。但し政府は都市に事務を委任する場合には、次の二點を特に嚴守する事を要請せられるのであります。

第一は委任の綜合的統一であります、從來國政事務の委任は各省間に連絡なく、殆ど各省の任意に行はれましたが斯くては事務の重複を招き、其の輕重先後に統一を缺くのみならず、徒らに委任事務を夥多ならしめ其の施行を困難に陥れる結果となります。従つて政府は地方負擔を必要とする國政事務を都市に委任する場合には、必ず關係各省と連絡を保ち委任に統一性を持たしめる事が必要であります、此の事は前述の明治三十二年「地方政務に關し各省主管の事項協議をする件」にも指摘した處であり、更に最近に於ては本年四月、六大都市事務協議會の決議になる建議にも述べる所であります。

第二には政府指示に基く委任事務の抑制であります。之は法令に基く委任と異り、委任が比較的容易になされ、兎角無軌道的委任の傾向を生じ易く、而して從來各省は其の豫算を編成するに當り、大藏當局の削減を豫想して地方への委任事務費の大部分を地方負擔とし、之に對し少額の補助金を與へ、大藏當局も亦國費膨脹の抑制上之を默認するの慣行があつたのであります。元來都市は財源の伴ふ事少々厚生費、勸業費其の他の都市施設費等は急膨脹の傾向を

示しつゝあつた處へ、更に財源を伴はざる國政事務が増大した爲め極度の財政窮乏を露呈したのであります。昭和十五年の税制改革に伴ひ國費、地方費の負擔區分は一應改善せられる筈であります。而して此の財源は國庫より其の全額を交付するか、或は又地方税法、分與税法を改正して其の増徴新設を以てするか、若くは其の兩者を以て爲すべきであります。勿論此の場合收入を伴はざる固有事務は最低限度迄縮少すべき事を前提と致します。其の事務は國家的及び地方的性質が兩者に跨る場合には何れの性質が濃厚なるかにつき政府及び都市との緊密なる協議の上で決定し、負擔の割合を定め、又其の何れが濃厚なるか分明せざる事務については、都市の財力に應じて協議決定すべきであります。尤も後の二つの場合には勢ひ都市負擔を強ひる結果に陥り易いから、斯かる負擔區分が忠實に實行せらるゝ爲には、法律又は勅令を以て其の割合を明確に規定する必要があると思ふのでございます。

最後に申上げますのは負擔區分調査委員會の設置でございます。

以上の標準に依り負擔區分を定めんとするも、今日の如く國政委任事務と固有事務との區分極めて複雜、困難なる事情の下に於ては事務の全體に亘り之を根本的に再検討して其の適正化を圖る必要があるべく、之が見積りの具體的方法の一つとして政府及び都市の兩者より出でたる關係者を構成員とする負擔區分調査委員會の如きものを設置し、之をして負擔區分の根本的調査と、其の恒久的對策を樹立せしむる要ある事を提議せんとするものであります。

以上申述べましたのが本報告の論旨であります、「國費、地方費負擔區分を明確にする事」又「都市財政の窮乏

を匡救せんが爲に其の財源を與へよ」と云ふ點に於ては、何れの論旨も一致して居る所であります。岡田氏の提唱する所のものは尙一步を進めて之が救濟の具體的方法に迄入らうとする所に意がある事と察せられます。此の點大いに検討せられ、論議せられ、對して之が具體化に向つて突進せねばならぬと存ずる次第でございます。

獨立税調髮稅の提唱と市民稅の再検討

東京市經理局收納課長 齋 藤 義 家

初めに調髮稅に就て申述べます。分與税の御話の時に色々申上げました様に都市の財政狀態から致しまして種々の財源に付て講究しなければならぬ時、獨立税問題に就てはどうであるかと云ふ事を考へてみた場合に於きまして、全く獨立税の財源と致しましては目星しいものはないであります。此の討議要旨にも書いてございます様に金錢登録器とか或は家禽、家畜、電話、通行稅、電燈と云ふやうなものを私一應考へて居ります。之を一々簡単に申上げても宜いのであります。兎に角此の中、家畜、家禽と云ふ問題に就ては情操教育問題と關聯致しまして、やかましい問題が起り得ると思ふのであります。殊に家畜に對する課稅につきましては御承知の通り食糧問題と併せて現在の様な時局に於て愛玩用として飼育して居るやうな人に對します問題と犬に對する猫の權衡問題に付て猫に對する課稅が取上げることが出来ると思ふのであります。電話の問題につきましては相當講究を致して或る程度の成案は得て居りますが、これは遞信省方面の相當強い意見もございますので、私その内容を發表することを差控へさせて頂きたいのであります。電話と申しますれば、私の内容は電話加入權に對します取得稅と、それから電話そのものを使用して居るものに對する所謂電話加入權稅であります。國策の問題と關連致しますから、

その内容に就ては觸れないで置きたいと思ふのであります。更に亦電燈稅と云ふものを考へられるのであります。電燈一ヶに對して月一錢を取ると云ふやうな考へ方を致しますれば、これは相當有力な財源が得られるのであります。これは矢張り徵收義務者制度にして電燈會社、所謂經營者にそれを取らせると云ふやうな事に致しますれば、月一燈に付て一錢の稅金が莫大な數字に上つて参るのであります。政府に於ては電燈電熱の消費料を對象として課稅する今日となつてはよく國稅との關係に於て論議的なるかと存ずるのでありますが更に考究の餘地があると思ふのであります。更に交通稅の問題に就ては、まだ相當考へる餘地があると思ふのであります。此の點につきましては國稅免稅點以下の市内の所謂交通に對しては、通行稅一錢を取ると云ふ事はこれ亦相當の財源となり得るのであります。東京市邊りで申上げますならば、一錢宛の通行稅を取りましても七、八百萬圓の稅收入となるのであります。併しこれは電車の料金の値上の問題とも關連致しますので一朝一夕には參らぬと思ひますが、考へ方としては、さう云ふ事が考へられるのであります。

そこで本論に移ります。調髮稅の問題でございますが、此の調髮稅に對する私の構想は理容術業者に於て頭髮の剪剃或は結髮美毛術、これは電髪も含みます。理容術業者の所に於て調髮結髮等の理容行爲をなす顧客の行爲に對し其の行爲を課稅客體とし、顧客の支拂ふ一回の料金を課稅標準として一定課率を乘じ課稅する様な獨立稅を起したらどうかと云ふのであります。併しながら御承知の通り所謂調髮行爲と云ふやうなものは市民の保健衛生上の見地から見まして必要不可缺のものであります。これらものに對して課稅をすると云ふやうな考へ方は一應穩當を缺くのでないかと云ふ様な向もないでないと思ふのであります。併しこの消費の節約とか、生活費の切下とか所謂國策に順應すべき時に於きまして、電髪とか、美顏術とか、或は美毛術とか云ふやうな必要以上の奢華的美髮行爲調髮行爲を對象とするならば、今日時局下に於ては課稅しても宜しいのではないか、斯様な考へ方が先づ根本でござります。それで

財政的方面から見ますならば實際今日自轉車稅とか、金庫稅とか云ふやうなものゝ稅金を取つて居ります。併しこれらは所謂今日の時局下に於きましては何れに致しましても色々の物資の統制によつてこれらの財源は不動性を帶びて居るのであります。これら不動性を有する物件稅に財源を求めて居る時代でありますので、斯様な場合に國家總力戰、所謂市民が一丸となつて國に御奉公しやうと云ふ時期に、何らかの方法に依つて國家或は地方團體に租稅を納めさす形をとることの一つの方法でないかと云ふやうな考へから行きますならば、行爲稅ではあるが亦一種の人稅性質を帶びて来るでせう、左様な方面から財政を見ますならば相當の收入が上り得る豫想がつき得るのであります。先づ要綱を申上げて見ますと、納稅義務者と致しましては、美容術營業所におきまして美容行爲をなす者を一應對象と致したいのであります。從つて美容行爲はその性質上市民の大半は皆理髮屋に行くやうな事に相成つて居る現況でありますから、一應全部が對象に相成るのであります。併しその中矢張り免稅關係を考慮しなければならぬのでありますから、一定の限度を超過する所の所謂奢侈的理容行爲にあるものを以て具體的な課稅の對象としなければならぬと思ふのであります。その内容は主として電髪バーマネット及美顏術或は美爪術と云ふやうな、さう云ふもののが主眼點でござります。課稅の客體と致しましては申す迄もなく美容術營業所に於ける美容行爲即ち頭髮、鬚髪の剪剃、結髮、美毛術、美顏術等であります。茲に行爲と申しますのは御承知の通り行爲には積極行爲あり消極行爲あり、行爲と云ふものは意思の發動であります。本件の場合も行爲と見ることが出来ると思ふのであります。次に課稅標準の問題でありますが、一回の理容行爲に對する所の料金額を標準額に致したいのであります。これは仔細に調べて見ますと、東京の警視廳管下に於きましては公定料金と申しますが、大體六十五錢、其の六十五錢と云ふものが理髪一回の料金になつて居ります。夫れは男子の調髮の關係であります。そこで其の六十五錢を中心と致しまして從來の沿革それから理髮業者の設備等によつて更にその條件、等級について承認を受けるやうな方法になつて居るの

であります。それから婦人の結髪料金につきましては大體四十錢から一圓、更に特殊なものにつきましては一圓以上の料金となつて居ります。電髪におきましては三圓から八圓迄の限度になつて居ります。大體かう云ふ状況にありますのでこれ等の點を考慮致しまして課率を按配してみますと、先づ六十錢未満の料金は全部免除したらどうか、これは東京を中心としての考へ方であります。従つて五十錢五十五錢の理髪でありますなら免除者に入る譯で、六十錢以上とのものを對象にすることゝし、これは大體一割の課税をすること。次に六十六錢以上は二割の課税をすること、茲に六十六錢と云ふ限界はやゝこしい限界であります。従つて五十錢五十五錢の理髪でありますなら免除者に入る譯で、六十錢以上とのものを對象にすることゝし、これは警視廳の標準率を超過すると云ふことに於きまして、それ以上のものに就ては二割程度の税率を設定することゝしては如何かと考へたのであります。それから結髪につきましては大體一圓程度のものの一割、一圓を超えるものに就ては二割、それから電髪につきましては支拂額の五圓迄が三割、五圓以上支拂ふものに就ては五割と云ふやうな課率を以て定めて見たら如何かと考へるのであります。其の外美爪、美顔術専門の場合に於きましては、一回の支拂料金の三割程度課税する方法を構想致してみたのであります。その徵收の方法と致しましては、これは矢張り徵收義務者制度にすることが最も適當であります。更に免稅點に付きましては、大體練習用に調髪行爲をするやうな場合、無償にて理容行爲を爲したる場合或は學術技藝、試験の材料に使はれると云ふやうな場合、一回の料金の一割額以下の場合、或は國策に副ふて婚禮の第一回に限つて免除すると云ふやうな事も想定出来るのであります。併しこれらの問題に就ては各都市の實情によつて料金の限度或はその範圍は異ると思ひますが、斯様な想定を致して居りますの場合におきまする稅收入がどんな風な結果になつて参りますかと申しますと、先づ男子の方におきますると大體に於きまして六十錢以上をかける事を想定致しましても、約七十萬圓見當が確實に見込み得られるのであります。結髪の方に於きましては五十萬圓程度電髪に於きましては二百萬圓程度を見込み得る事が出来るのであります。合計致しまして大體三百萬圓程度の稅收入を見込み得ることが出来得るのであります。

あります。従つて六大都市に想定致してみますと、大體五百八十萬圓乃至六百萬圓程度、全國に致しまして千二百萬圓程度の大體財源が得る譯であります。併しかう云ふ獨立稅は一應考へたのであります、斯様な時局に創設し得るならば、吾々は市民が全部が市民稅と相俟つて國家公共團體の費用の幾分なりとも負擔することが出来るのでないかと云ふことを考へ得るものであります。御承知の通り市民稅に於きましても免稅範圍があります。非課稅範圍があります。その限度に於てさう云ふ人はどうであるかと申しますと、さう云ふ人と雖も矢張り場合によつては旅行して神戸市に來て神戸市で頭を刈つた場合は、矢張り課稅の對象となると云ふやうな關係も起り得ると思ふので、何らかの形を以て國家なり地方團體に稅を納めさす形體をとる事が出來然も今日の場合之が必要でないかと思ふのであります。これはほんの想定に就て大體の構想を私見として申上げた次第であります。

次に市民稅の問題に就て申上げさして頂きたいと思ひます。市民稅の問題につきましては此の討議報告書に要旨と致しましては極く簡単に再検討を要する旨を述べて置いたのであります。市民稅の問題に就ては昨日もお話をございました通り、相當改正の必要が起つて居るのではないかといふ事を考へる一人であります。そこで私の提唱せんとする市民稅の改正の問題は、先づ第一に從來の最高賦課制限と云ふものは二千圓、一千五百圓、一千圓と云ふ風に相成つて居ります。これは表を御覧に入れると、はつきり了解がし易いのであります。一寸お聽き苦しいと思ひますと、四千圓、三千圓、二千圓、丁度倍額であります。大都市は二千圓が四千圓に、其の他の都市は千五百圓が三千圓に、町村は一千圓が二千圓に、而して賦課額の最高を根本的に改正を致さんとするものであります。更に現行するけれども、御諒承を願ひます。現行各ブロック別の一人當り最高制限二千圓、一千五百圓、一千圓を私の案で行法でいきますれば、納稅義務者一人當り平均は八圓、六圓、四圓となつて居ますが、私の改正案では納稅義務者一人當りを標準とせず、人口一人當りを標準とすることに改めまして、一人當り平均額を市町村の現行の半額とし四圓

三圓、二圓、と云ふ風な改正案であります。従ひまして納稅者一人に對する最高賦課制限に於きましては、現行賦課制限の丁度倍額になりますし、納稅者一人當りの制限に於きましては、人口一人當りに改め其の制限額を現行賦課制限の半額と云ふ事になります。即ち大都市の八圓が四圓になり、其の他の都市の六圓が三圓になり町村の四圓が二圓となります。たゞ一人當りの平均と云ふ場合に納稅義務者平均でなく、人口當り平均と云ふことに致したいのであります。(此の所に御参考迄に表を掲げて置きます)

市民稅賦課制限ノ現行及改正案

區 分	現 行 (法第六十六條)		改 正 案	
	賦 課 義務者一人ニ對スル 制 限	(平 均 賦 課 額) ノ 制 限	賦 課 義務者一人ニ對スル 制 限	(平 均 賦 課 額) ノ 制 限
人口七十萬以上ノ市 (六大都市)	最高賦課額 二千圓	義務者一人當平均八圓	最高賦課額 四千圓	人口一人ニ對スル平 均賦課額 四圓
其 ノ 他 ノ 市	同	同	同	同
町 ・ 村	千五百圓	六圓	三千圓	三圓
同	同	同	同	同
千 圓	四圓	二千圓	二千圓	二圓
同	同	同	同	同

備考 改正案ノ制限率ハ最高制限、一人當平均制限共ニ現行制限率ノ比率ニ依ル

斯様な改正案の理由に就て二三申上げますれば、御承知の通り納稅義務者數は認定の適不適に依つて厳格なる意味に於ては明確でないと云ふことを私は申上げたいのであります。と申しますのは、大體市民稅は地方稅に人稅たる所得稅附加稅の課稅禁止により一種の人稅を存置する爲稅制改正當時從來の戸數割制度の長所である負擔分任の精神を探り入れ市民稅として創設せられたのであります。改正稅法に於ては少く共國に國民稅として所得稅あり、地方に市民稅として市町村民稅がある如く、一つの人稅的性質をもつた市民稅を地方稅の中に存置されることになつたのであ

ります。併し戸數割の沿革を調べて見れば分る通り戸數割制度を施行されて居りました當時は、大都市或は相當の都市になりますれば總て戸數割をかけないで家屋稅又は家屋稅と戸數割の二本建であつたのであります。大都市は戸數割制度を施行し難い状態にありましたので、毎年内務省では戸數割を施行し難い市を指定して居ります。従つて大都市は戸數割制度を施行政致しますことに假定致しました場合、課稅技術の點に於て到底困難であることを想定されるのであります、嘗て東京市に於きましては特別所得稅と云ふものを昭和八年に創設致しました當時、特別所得稅と云ふものゝ所得額の決定に就て非常な困難に逢着致したのであります。従ひまして全市民に及ぶ所の百五十萬乃至百六十萬の世帯を對象とし然も異動の多い市民の財政資力を調査し之を標準にする稅制が施行されたならば、それは技術の點に於て困難のあることは當然であります、従つて市民稅を創設するに當りましても、政府當局に於ては町會費を取るやうな所謂簡單な方法で課徵する方針を採用致したのであります、従つて市民稅については徵稅技術の點に就て、何處の都市に於かれましても比較的簡易な方法をとられて居るのでありますけれども、矢張り地方の都市等に於かれては相當込入つた方法を執られて居る都市もある様であります。之等の市町村は從來の戸數割と大體に於て同じ様な結果になると思ふのであります。處で納稅義務者の數が明瞭でないと云ふことを申上げたいのは、御承知の通り東京市のような大都市では百數十萬の世帯の中獨立の生計を營むものとか、構戸者であるとかと云ふやうな事を認定致します場合に於きまして非常に困難の伴ふ場合があり認定の如何に依つては義務者ともなり、又ならぬ場合があるのであります。申上げる迄もなく大都市には社會の有らゆる人が集つて居りますので、その認定に極めて困難な場合が澤山あるのであります。二、三の例を簡単に申上げますと、大きな下水管の中に二、三の労働者がそこに生活して居る、或は建物がないので家形船のこはれた中に夫婦がそこに居住して居る、此の場合前者を獨立生計者と見るか、後者を構戸者と見るか、會社、工場の男女、女工にして

寄宿生活者而も食費自辨又は會社給與、會社給與の場合でも給料より差引く場合、然らざる場合等認定するのに困難な場合が御座います、さう云ふ生活者が相當多數居りますので之等の認定如何では納稅義務者が増減するのであります、事實認定の問題として所謂一家の世帯主家事經濟の主體である家長即ち炊爨の主體たる者であるか、どうかと云ふ事に着眼致しますならば、それを構戸者として認定することが出来ませう。或は自ら一戸を構ふるの事實なく他人の家に同居するも自己の計算に依り生計を維持する者であつて其の家長とは全然生計を共にしない様な者は獨立の生計を營むものとして認定することが出来るのであります。殊に免稅者の認定等に於て然りと思ふのであります。例へば藝妓等は全國的に統一さるべきでありまするが、一つの大都市だけ見ても、義務者の認定と云ふものに就て各區相違してゐる感がないでもないと私は思ふのであります。殊に免稅者の認定等に於て然りと思ふのであります。例へば藝妓等に就て申上げますれば、藝妓の如きは全部獨立の生計を營むものと云ふ事で課稅の對象にする見方と、獨立生計者に非ずとして課稅の對象にすることは出來ないとの考へ方もあるやうであります。併し御承知の通り藝妓と雖も、之を嚴格に申上げますならば、雇主が藝妓の抱へる方法に於きましては、丸抱へもあり、半抱へもあり、七三の抱へ方もあれば逆七の抱へ方もありますので、さう云つたものを仔細に検討を致しまして、それは獨立の生計者と認定するかどうか、或は自前藝者、看板借と云ふやうなものを一々講究した上で認定すれば宜しいのであります。併し御承知の通り藝妓と雖も、之をしましても、その納稅義務者を對象とすると云ふことにつきましては、其の點が統一を缺いて居る感があるのであります。私は隨分さう云ふ點につきましては考究致しまして東京市としましては相當に統一を致して居るつもりでありますけれども、それでも調査に當る吏員が替りますので、少しの誤りもない様に致しますには大變であります。それから免稅者の問題でございます、免稅者の場合に於きましては、市民稅そのものを納めませぬでも、平均八圓の對象になりますから、消極的な意味に於て市民稅八圓を直接には分擔しませぬけれども、市の取前であります總額と致しましては、免稅者となれば八圓を矢張り稅收入の所謂取る限度の中にその人が協力して貰つた形になるのであります。併しながら全然非課稅と云ふことになれば課稅の對象にならぬのでありますから、平均八圓を乗ずる對象にはなり得ないのであります。これ等の點は改正案に依る人口を標準にすることに依つて、皆平均八圓になります。此の場合改正案で行きますと四圓でありますから、四圓を乗じたもの即ち一人に付四圓が矢張り其の都市の取る限度の稅收入の中に協力される意味に相成るのであります。それからこれは監督即ち平均賦課額制限超過の問題であります、現行稅制によれば市民稅の賦課制限を超過致しました場合に於きましては、これはやり直しをしなければならぬ事が稅法の建前になつて居ります。従つて各都市共平均八圓、或は平均六圓、四圓に達しませぬやう幾分稅率を低目に定めてある關係になつて居ります。若し假りに大都市でありますならば、八圓を超過しさうになつた場合に、免稅者の認定如何に依つては多少の異動を伴ひ其の結果免稅者が増えて居ります場合は制限を超過しないと云ふ様な結果となる場合も考へることが出来るのであります。よい事ではありませぬけれども、さう云ふやうな事があるのであります。此の場合政府の方から見ますればさう云ふ事は結果から見て正しい場合もあり又悪い場合もありませうけれども、その監督方法は多數の免稅者を要する都市等に付ては事實上困難の伴ふものであります。何んとなれば此の場合に於きましては免稅者のみならず課稅したもの、課稅洩れ等も厳格に調査した上でなければ制限超過は決定出来ません。尤も認定を更正した者のみを調査して決定する場合は比較的簡単に決定出来ると思ふのであります。何んに致しましても厳格なる制限超過判定は困難の問題であります、然るに改正案に依りますれば人口を基準と致しますので人口ならば國勢調査の人口、或はその國勢調査の人口に就て、どう云ふ率をかけたものと云ふことを指定すれば、それに據つてはつきりと超過して居るか、してゐないかと云ふことが明瞭に分るので、人口でとられることも宜しいと思ふのであります。

それから更に今の改正案に依る稅收の問題でございますが、時間が迫りましたので急いで申上げます。改正案に依り算出致しますと、稅收入は從來の倍になるのであります。一例を擧げて申上げますと、人口百萬の都市を想定致しますれば、人口百萬の場合に於きまして、現行稅制に於きましては大體に於て百六十七萬程度の稅收入が上がるのであります。私の改正案で申上げますならば、四百萬取り得ることになるのであります。人口百萬に對しまして四圓をかけるのでありますから四百萬と云ふ收入が上がるのであります。従つて現行に比し約二百二十萬程度の増收が見込得るのであります。更に人口十萬程度の都市を對象に致しますならば、人口十萬程度の現行の市民稅の稅收入と云ふものは大體十三萬程度であります。然るに之を改正致しますと、三十萬程度になりますから現行に比し大體十七萬程度の增收、又人口一萬程度の町村に致しますならば、これは現行稅額八千八百圓程度のものが、改正案に依りますと、約二萬圓程度の稅收入となりますので、差引矢張り一萬一千圓程度の增收が見込み得られると云ふことに相成るのであります。六大都市と致しましては合計に致しまして三千萬圓程度の增收を見込み得られるのであります。尤も此の數字は賦課最高限を比較致したのであります。實際現行、改正案の收入共に一割五分減位になると云ふのであります。特に茲で聲を大にして強調致して見たい點は、御承知の通り町會の整備に伴つて法制度化の問題が叫ばれて居る今日たまゝ私が構想致しました市民稅改正案は現行の町會費に相當する額が增收額に相當するのであります。即ち町會費と現行の市民稅とを合算したものを取り得ることとなり斯様な制度にすることが法制度化の叫ばるゝ今日適當であると考へたのであります。勿論町會費の問題は統制に従つて町會費と云ふものを取らずに、之を租稅として一元化して取る様にして、町會には交付金制度を採用する様なことにすれば、市民稅は町會費の如き性質を有つてゐると云ふ點に關連性を持たせることが出来るのであります。只今の改正案によりますれば、現行の町會費にプラスの現行市民稅を加へた稅收入を確保し尙餘りあるのであります。のみ

市民稅賦課總額ノ現行、改正案比較

區分	現行、改正案			現行、改正案			現行、改正案稅收入比較 増加割合
	現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正	
人口七十萬以上ノ市 (六 大 都 市)	二二〇,〇〇〇(8)	一、七六〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇(4)	四、〇〇〇,〇〇〇	二、二四〇,〇〇〇	一、四	
其 ノ 他 ノ 市	二二,〇〇〇(6)	一三二,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇(3)	三〇〇,〇〇〇	一六八,〇〇〇	一、三	
町	二、二〇〇()	八,八〇〇	一〇,〇〇〇(2)	二〇,〇〇〇	一一,二〇〇	一、三	
村							

ならず現在の町會でも、我が東京市に於きましては市民稅を對象と致しまして町會費を徵收して居るやうな實例が澤山ございまして、又さう云ふ點と關連せしめまして考へて見ました場合に、斯様な改正案が適切な考へ方ではなからうかと思ふのであります。更に町會費の問題と切離して考へてみた場合に、市民稅の增收を目途として呼ばれて居る今日、少く共增收の方法と致しましては最高額に於て制限を倍にし、一人當りの平均に就て現行の半額にすると云ふやうな方法を執りまして、さうしてその稅收入と云ふものは倍額になると云ふ構想を有つて居るのであります。

備考 一、改正案ニ於テハ人口標準トナルヲ以テ一應市町村ノ人口ヲ百萬、十萬、一萬假定シ算出ス

二、現行ノ義務者數ハ改正案ニ於ケル市町村ノ人口ヲ基準トシ一世帶（世帯主又ハ獨立生計者）四、五人トシテ推算シタルモノヨリ非課稅該當者若干ヲ控除シタルモノトス

時間の關係で十分述べられない點が多々ございましたので、論旨が徹底しない所が多々あつたと思ふのであります。併し私と致しましては兎に角色々の問題を理論的にも計數的にも全國的な調査を致しまして、それを一つの地方稅改正意見として、これで政府當局に斯う云ふ構想にすれば都市も町村も國家も皆よくなるのではなからうかと云ふ意見

を出すことはよろしいけれども都市の財政問題解決に當りまして一部都市の立場のみ考へ單なる陳情とか或は一つの議題だけに囚はれてはならぬと思ふのであります。然し一議題に付ても單獨に要望し得る様なものもありますが根本的に税制を改正すると云ふことになりますれば、少くも全國的な税制改正の構想を描いて研究し其の案を政府に参考にして戴くと云ふやうな事が私望ましいのでなからうかと考へるものであります。私の考へて居ります事は非常にまだ取纏まつては居りませぬが、兎に角少くも從來問題となつて居ります事項に就て主なる事項を簡単に觸れたに過ぎないのであります。時間の關係で十分説明が出来なかつたことを遺憾と致すのであります、以上申述べました事項に就て將來御研究を下され、尙御指導御鞭撻を願ひますれば幸甚に存ずる次第で御座います。長時間に亘り御静聽を煩はしましたことを感謝致します。

第一部會研究圓卓會議速記録

第二議題に關する部會は、第三日午前中、主報告者及び吉岡内務事務官を圍んで、會議の中心問題即ち國費地方費負擔區分の問題、市民税に關する問題並に都市の新財源に關する問題等について、圓卓式に出席者の間に自由討議を行ふこととした。この討議によつて散漫となり易いこの種の議題についてその中心問題を見失ふことなく、且具體的に問題を捉へて忌憚なき意見の交換を行ひ、問題の適正な解決と妥當な對策の樹立に資せんことに努めた。以下は本研究圓卓會議の速記である。尙この自由討議の方式は、本會議に於て始めて採用された新形式である。

發言者	神戸市會議長 神戸市助役	福 田 虎 龜氏
第二議題主報告者	名古屋市助役	三 樹 樹 三氏
内務事務官	松本市助役	吉 岡 恵 一氏
東京市經理局 収納課長	赤 羽 九 市氏	斎 藤 義 家氏
京都帝國大學教授 第二議題主報告者	汐 見 三 郎氏	

◎部會議長 それではこれから第三日目の會議を開きます。

昨日も申上げました通り本日は吉岡内務事務官、三樹名古屋市助役、汐見博士の方々を圍んで座談的に會議を行ひたいと思ひますので、御遠慮なく御意見を發表願ひたいと思ひます。たゞ速記をとります關係上お役目とお名前を起つて一應はつきりとお述べ願ひます。尙自由討議に入ります前に吉岡事務官、三樹助役の簡単なお話がありますから御静聽を願ひます。

◎三樹名古屋市助役 昨日以來皆様方の非常に御熱心な御討議に依りまして、吾々非常に啓發されたのでありますてこの點厚くお禮を申上げます。

私は大體兩日とも會議に出席させて戴きました關係から、一應今日の自由討議の中心となつて居ります問題に付て現れました論議の點に付き、自分の感じたことを申上げて、それらの點に付き皆様方の御討議を得たいと思ふのであります。

第一に國費、地方費負擔區分の問題でございます。今日都市財政を脅かして居るものは國政委任事務費の増嵩であり、所謂時局費を含めての國政委任事務費でございますが、これに對しては國費を以て負擔を爲して行くべきものであるといふ點に皆様の御意見が一致して居るやうに存ずるのであります。然し乍ら更に進んで國費、地方費の負擔區分の基準をどういふ風にするかといふ問題になりますと、これは真に大きな問題となつて来ると思ふのであります。これに付きましたは法律を以てはつきりさせるといふことが一番きつちりした遣方であらうと思ひますが、それ迄の所は明治三十二年の閣議の活用に依りまして内務大臣に先づ協議をするといふこと——これをはつきりやつて貰ひたい。それから又法令に於ける補助率等に付ての勵行をして貰ひたいといふやうなことが申上げられると思ふのであります。尙負擔區分をはつきりさせるといふことに付きましたは、今後の事務に付て言ふこと、それから從來の事務全般に付て一つ再検討をやり直すといふ二つの議論が現れて居る次第であります。又この負擔區分を定めるに當つて

負擔區分調査委員會といふやうなものを實現して、そこで定めるやうにすればよいといふやうな御提唱もあつたのでござります。

次に市民税の問題でございますが、今日の制度を改正する所の必要があるといふ議論が一般にあつたやうに思ふのであります。その理由と致しまして一つは負擔均衡の問題をこれに依つて解決しやう。即ち勤労所得、利子配當所得に對する負擔の均衡を市民税の改正に依つて解決しやうといふ議論であります。もう一つはこれを増額することに依りまして、今日の財政窮乏を救濟する一つの方法としやうといふ考へであります。もう一つはこれを増額することは町内會費との關係を考慮しまして、町内會費と今日の市民税の額を併せた限度に迄増額すべしであるといふ御意見がありました。然し又一方に於きましては市民税を増額することはいけないと國家財政の指導性を強調されて、今日以上に地方に税を與ふべきもので無いといふ御意見もあつたやうに考へるのであります。市民税の増額を認めます場合にはその方法と致しまして、今日の最高制限額とそれから平均賦課額とを動かすといふことに依つて増額をする——といふことが、一般の御議論のやうに考へられたのであります。その平均賦課額を並行致さない迄も、制限外課稅を認めるごとに依つて目的を達するといふ御意見もあつたやうであります。それから最高制限額に付てはこれを一律に定めないで、都市毎に特殊の必要に應じて定めるのが宜敷しいといふ御議論もあつたやうに考へるのであります。又平均賦課額に乗ずる數に付ても今日の納稅義務者を以てするよりも、人口數を以てする方が適當であるといつたやうな御議論もあつたやうであります。

次に配付稅の増稅と新しい財源の問題に付ての御議論の點でございますが、これに付きましたは國家財政の指導性と都市財政の自律性を調和して考へて行くといふことの御主張に對しまして、寧ろ國家財政といふ方に重點を置くべきものであり、都市に對して新しい財源を與へることは適當でないといふ御議論もあつたやうに思ふのであります。

配付税の増税に付きましては、其の分與の方法を適當に改正するといふことが議論の中心になつて居つたやうに考へられるのであります。大都市でも三國税配付税を認め或は又遊興飲食税や入場税を還付するといふ御意見もあつたやうであります。

次に新たなる税源と致しましては、三國税附加税の課率を引上げるといふこと或は勤労所得、配當利子所得又は遊興飲食税、入場税を狙ふといふ御議論、それから防空に關する新たな課税の問題が現れて居つたやうに思ふのであります。防空の税に關しましてはこれを國税にすべきか、或は地方税、目的税にすべきかに付ての御議論もあつたやうであります。尙防空の經費を支辨する爲に防空特別負擔金の制度を設けるといふやうな御議論も拜承したのであります。その他調變税の如き獨立税を設定すべしといふ御議論もあつたやうであります。

以上は私がちよつと氣付きました點を申上げたに止まりまして眞に意を盡さないのであります。これらの提供せられました問題に付きまして、皆様方の御意見なり御感想を承ることが出來ましたならば吾々は洵に併せん存する次第であります。

尙この機會に國費、地方費の負擔區分問題に付きましては内務省に於かれましても非常に御熱心に御研究になつて居られるのであります。幸ひその方面を御擔當になつて居られます吉岡事務官殿がこゝに御臨席になつて居らえまして、その問題も併せてお話を願ふことになつて居るのであります。

◎吉岡内務事務官 財政の方に關係致して居ります吾々が、日常の仕事を通じて兼々考へて居りますことを御参考迄にお話申上げたいと思ひます。

私は昨日だけ會議を拜聴したのでありますが、大體只今三樹さんから全體の議論を取纏めてお話をありましたので、それについて思ひ付きました點を少し許り申上げて見たいと思ふのであります。

先づ最初に負擔區分の問題であります。只今三樹さんから、負擔區分に關しましては内務省に於ても熱心に研究して居るといふお話がありましたが、實に熱心に研究したい心持で居るのであります。然し乍ら負擔區分の問題は非常に難しい問題でありまして、これを研究致しまする爲には相當の費用が要るのであります。それが爲に内務省では大蔵省に對して豫算を要求して、その研究の爲の委員會を創るなりその他色々のことを考へて居るのであります。未だ實現の運びに到つてゐないのであります。そこでこの負擔區分の問題に關しましては、私は内務省としてどは無く私個人としてどういふ考へを持つて居るかといふことを御参考迄に申上げて見たいと思ふのであります。

この會議の「主報告、一般討議報告」の中でも汐見博士が仰有つて居られますやうに——都市財政對策の結論の第一に於て「都市は大東亜戰爭下に於て進んで國政事務を擔當すべく決して之を避けてはならぬ——」と仰有つて居りますが、私はこれが負擔區分の問題を考へる場合に一番根本になるものと思ふのであります。この方針に基いて負擔區分といふ問題にぶつつかつて行かなければならぬと思ひます。財政に携る者は動もすれば消極的になり勝ちであります。まして、都市或は地方團體に財源が無いからと言ふので、それは國の仕事だから國でやつて呉れ。地方團體は知らないぞーといふやうな態度を執り勝ちであります。繰返して申しますが、餘程注意しないと財政を扱ふ者はどうしても消極的になり勝ちでありますから、さういふやうなことではなく、地方團體としてはもつと全般的に見て、「なるべく仕事を餘計にやらせて呉れ。其の代りに財源を考へて欲しい」といふ態度に出るのが當然であり、根本であると思ふのであります。

財源と申しても何も補助金許りを考へて居る譯ではありません。國が財源を與へて呉れゝばよいのであります。補助金でも宜敷しい。又それよりも財源を與へる。新に獨立税を認める。國稅附加税の標準率を引上げる。分與税を考へる。斯ういふ風に財源を考へてさへ呉れゝば、事務は幾ら多く貰つてもよいのであります。それに相當する財源を

考へて戴く——これが根本であると考へるのであります。汐見博士の論旨を拜見致しまして、私が兼々考へて居りましたことをお書きになつて居られますので、非常に共鳴致した次第であります。

それで先づそのことを申上げまして、次に負擔區分の内容に付て申上げます。負擔區分を考へまする際に最も困難な問題が二つあります。一つはどういふ風にしてこれを是正するかといふ方法問題、第二は負擔區分をどういふ標準で決めるかといふ問題即ち國費はどういふ割合、地方費はどういふ割合で決めるかといふ標準の問題であります。

先づ最初に國費、地方費の負擔區分を是正する方法の問題であります。これに關しましては度々申されて居りますやうに、明治三十二年の閣議決定といふのがあります、「地方に負擔を命ずる場合は内務省に協議をせよ」といふことが決定されて居るのであります。然しながらこれは動もすると勵行されないのであります。私共は各省に對して地方に負擔をかける場合は豫め内務省に話をして貰ひたいといふことを申して居りますが、仲々勵行されて居らないのであります。所が一方から考へますと勵行されないのも無理のないことであります。現在國がやる事務で地方に負擔をかけないといふものは非常に少いのであります。それを一々内務省に協議をして居りますと、内務省が喧しいことを言ふので仕事が出来ないといふことになるのであります。別に惡意がある譯ではありませんが、仕事に熱心の餘り地方の負擔を考へないやうに思ふのであります。

この内務省に協議をするといふことを徹底して考へますと、總て地方負擔になるものは必ず内務省の承認を得なければならぬ。つまり國の費用を大藏省へ要求してその承認を受けるのと同じやうに、内務省の認めた金額だけ地方に負擔をかけるといふことになつて参ります。従つてこれは財政的な統制を執るといふ點に於ては理想的な方法であり、且その目的を達する譯であります。仕事をやるといふ點から申しますと、どうしても障害になる譯であります。現在は幸か不幸か分りませんが、さういふ組織は必要になつて居りません。國費に關しましては大藏省の豫算に乗らな

ければ仕事は出来ませんが、地方費に關しては通牒なり勅令を作れば仕事はやつて行けるのであります。これが良いことであるか悪いことであるかといふことに付ては色々議論もありませうが、私自身としては決して悪い事ではないと思つて居ります。つまり最初に申しましたやうに地方はなるべく澤山の仕事をやる。その代り財源を考へて貰ふといふ考へ方からすれば、財政のことは考へずに仕事の方を先づ考へる。さうして財源に關しては内務省に相談するといふことになつて、仕事は澤山出来る譯であります。尤も地方團體の仕事はそれだけ多くなりますが、私は寧ろ現在の中央機構の遣方といふもの、現在の制度といふものゝ方がよいやうに考へて居るのであります。

地方費を國費と同じやうに内務省に豫算の要求をしてその承認を得るといふやうな遣方では、仲々仕事は扱らないと考へます。故に地方に負担をかける場合には、明治三十二年の閣議決定の主旨に依つて内務省に相談するといふことは實行すべきであるが、從來の内務省の態度に付ては多少考へなければならぬ點もあると思ふのであります。つまり「地方に負担をかける場合には内務省に相談する」のであります。この場合これは國費で持つべきものである。省が財源を考へて呉れないからといふので仕事の邪魔をする場合があるのであります。これは場合に依つては考へなければならぬと思ふのであります。然し行き方としては最初仕事を押付ける場合はそのままでも、後で内務省が地方の負担額がどれだけ増したかといふことを調査して、そのことを大藏省に言つてやつて財源のことを考へてやるべきであると思ふのであります。内務省が易きを求めて難しいことを避けて居つた爲に、地方の事務が國の方に逃げて居るといふことも考へられるのでありますから、この點は内務省としても多少考へなければならぬのではないかと考へて居るのであります。

國費、地方費の負擔區分の是正方法に付て最近に現れました國の行き方としてちよつと考へるべき問題は、豫算審議の問題であります。豫算の具體的な金額を定める前に先づ國策として實行すべき事柄を閣議で決定する。そしてそれから豫算の具體的審議に入るといふ方針であります。丁度昨日の新聞にも國策として決定された項目が發表され居りましたが、あの行き方で豫想審議の場合に負擔區分の割合を閣議で決定して置く——これは國費、地方費の負擔區分を決定、是正する場合に相當よい方法のやうに考へるのであります。從來でありますと具體的な豫算を要求すると大藏省で二分の一なり三分の一に減らされた。そしてその差額だけは地方費でもつて居つたのでありますが、豫算審議で國策を決定する際に二分の一なら二分の一、三分の一なら三分の一といふことに決めて置けば、大藏省と具體的な豫算の折衝をする場合に非常に便利であると思ひます。これは一つの行き方としてよい方法のやうに考へるのであります。國費、地方費の負擔區分の是正に關しましては他にも色々の方法があると思ひますが、この位にして置きまして、次に國費、地方費の負擔區分はどういふ標準で決めるかといふ問題であります。これは具體的な個々の問題になりまして非常に難しいであります。三樹さんもこの標準に付て數項目お述べになつて居られます但し標準としては恐らくあゝいふやうなものじやないかと考へて居ります。然し具體的にどういふ風に割當てるか——これだけを國費で持つ。これだけを地方費で持つといふことを決めるとは、仲々難しい問題であると思ふのであります。これに付て大體私の考へて居りますことは、全國に普遍的なものは國費で持つ。それから局部的に存在するものでも全國民の爲に或は全國の爲に存在するもの、例へば防空に關する問題に於ては防空監視所の如きものであります。あゝいふものは局地的に存在するものであります。矢張り全國民に直接關係を持つて居りますから、斯ういふものは國費で持つ。それから國民に直接利害關係の無いものは地方費で持つといふ標準が決められると思ふのであります。然し具體的に何分の一國費、何分の一地方費といふことを決めるることは甚だ難しいのであります。

唯この際考へなければならないことは我國地方團體の最初の生立ちであります。これは國の事務をやる爲に生立て居るのであります。地方團體を認める理由の中にも「地方團體を認め地方費で以て色々な國の事務をやらせると經費が安く済む」といふことを擧げて居るのであります。斯ういふ理由もありますので、國政事務であるからこれは國費で持たなければならぬ。或は固有事務であるから地方費で持つといふことは必ずしも言へないと思ふのであります。その標準を決めるといふことは非常に六ヶ敷しい問題でありますので調査會といふやうなものを設けて、個々の事務に付て一々當つて行けばよいと思つて居ります。

大體國費、地方費の負擔區分に關しましては、以上に申上げたやうな事柄でありますが、この際特に私の申上げて置きたいと思ひますことは、最近中央の内務省以外の關係の方々の間に於きました、國費、地方費負擔區分の問題が非常に喧しくなつて參りまして、その方面的認識が非常に變つて來たことであります。私はこの點を特に御紹介して置きたいと思ふのであります。

國費、地方費と申しましても矢張りそれは國民の負擔であります。それに從來でありますと國費は國民の負擔であるが、地方費はまるで外國人の負擔であるかのやうに考へられて居つたのであります。それが最近では國民だけではなく、中央官廳當局者の考へ方も大變變つて來たのであります。國費と言つても地方費と言つても同じ國民の負擔であるといふ風な考へ方に變つて來たのであります。私はこれは非常に喜しい現象であると思ふのであります。

次に昨日來いろいろな問題が出て居りますので、それらの點に付きまして私の意見を申上げて見たいと思ひます。勿論これはお斷りするまでも無く内務省の意見ではありません。私一個人の意見でありますから、その點は十分御諒承を願ひたいのであります。

市民稅の引上げ問題が昨日來非常に問題になつて居りますが、これはどちらかと言へば私は反対であります。市民

税といふものはどういふ經緯で出来て居るかといふことは皆さんよく御承知の通りであります。これは戸數割とは大分違ふのであります。従ひましてこれを引上げることに依つて從來の戸數割のやうな弊害を生じてはならないといふことを、私は非常に怖れて居るのであります。従ひまして、市民税の制限の引上げといふことは非常に困難な問題であると考へるのであります。只或る程度引上げる。例へば防空施設の費用に充てる爲に市民税を一定限度迄引上げるといふことは、或は考へ得られるかも知れませんが、さう大して期待出来得る事柄ではありません。そこでこの際屢々申されて居ります内務省邊りの答辯なるものをよくお考へ願ひたいと思ふのであります。即ち税の負擔を考へる際には國税、地方税だけを考へずに、國税、地方税を通じて税の負擔の公平といふことを考へて戴きたいのであります。よく市民税を引上げるといふ問題を主張される場合には、市民税は負擔が公平でない。三井、住友といふやうな金持と一緒に道路人夫とが二千圓と一圓五十錢位の開きでは負擔が公平でないといふことを言はれるのであります。これは市民税だけを取り上げて言へば確かにさうでありますが、然し國税、地方税全體を通じて見まするならば、必ずしもさうでは無いのでありますから、負擔關係を見る場合は市民税だけを見ないやうにして戴きたいのであります。

それから利子所得を得る者、勤労所得者に對しても課税しろといふお話がありましたが、恐らくこれは市民税としては考へ難いのではないか。何か特別の税として考へなければならぬ問題ではないかと思ふのであります。御承知の通り地方税全體の組立て方は物税本位であります。従つて昔流の地方自治の考へ方——つまり地方團體を構成する人間がいくらか金を出し合つて事務をやつて行くといふことでは、地方事務が行詰りを來すといふことをよくお考へになつて戴きたいのであります。負擔が非常に不均衡になつてどんく／＼人が都會の方へ流れるといふ傾向を來しましたのは、昔流の地方自治の考へ方から來た弊害でありますから、これを是正する爲に物税を地方財源として、人税は調整財源にするといふ建前を執つて、昭和十五年の税制

改革が行はれたのであります。その改正の根本方針なるものを十分お含み置きを願ひたいのであります。その際勤労所得者、利子所得者に對して、地方税として税をかけなかつたのは、勤労所得者、利子所得者は矢張り所得稅を納めて居ります不動産所得、或は事業所得者との均衡を考へまして、あの程度以上勤労所得者に負担をかけるのは無理だといふ考へから來て居るのであります。それから利子所得者に對する課税は從來の經緯から考へて、急激に利子所得者の負擔を増すといふことは出來ないので、あの程度に止められて居る譯であります。利子所得者に對する附加税は十五年の税制改訂前にも問題になつて居りましたが、利子所得者に對する受益税を財政調整交付金の財源にせよといふ主張もあつたのですが、地方税をかけるといふことは問題になつて居りません。これは課税技術上非常に困難でありますし、勢ひ銀行等で源泉課税をやらなければならぬので、何處の團體にかけるかといふことが非常に難しいのであります。従つてこれは國税として取つて地方に或る標準で分けるといふことが、行き方としては非常によいと思ふのであります。

それから三國税の標準率の引上げ問題であります。三國税の標準率は現在地方税の財源として與へられて居るのは百分の八百七十六であります。これを百分の九百八十七に引上げますと、大體一億圓の增收が出來ます。然しこれ財源の配分がどういふ風になるかといふことをよくお考へ願ひたいのであります。都市關係者のお話の場合は三國税の附加税を引上げろといふお話が出ますが、町村の方に参りますといふと、三國税の標準率に依る税額が二百圓、三百圓といふ小額なものでありますから、二百圓が四百圓になりましても僅かに二百圓しか増さないので、これは大して財源にもならないといふことになるのであります。従つて三國税の標準率を引上げる場合は必ず分與税の増額を伴ふといふこと——これを並行してやらなければ地方財政の偏在を來すと考へて居るのであります。然し防空税といふやうな目的税として關聯して考へ得るといふことは言へると思ひます。獨立税に關しましては東京市の齋藤さんが

大變詳細なる調査をされて居るのであります。私も矢張りこれも一つの方法ではないかと考へて居ります。自主的な課税としては現在考へ得る中で相當よい税源ではないかと考へて居ります。

次に中央金庫の問題に付て、あります。中央金庫は是非實現して戴きたいといふことを兼々考へて居るのであります。然し何分國が非常に澤山の國債を發行して居る際でありますので、更に中央金庫を創るといふことはどうかといふことが一部で心配されて居る譯でありますが、地方團體必ずしも自分だけのことを考へて居るのではありません。殆ど國に代つて國策を行つて居るやうな状態でありますから、その地方團體の借金の爲の中央金庫といふものを、是非考へて貰ひたいと思つて居ります。資金が田舎の町村にまで行けばよいが仲々行き亘りませんから、これが實現といふことは相當必要であると考へるのであります。只大都市では中央金庫を必要として居るかどうかと申しますと、これは比較的必要として居らない。大都市に於てはそれ程利益にならない——餘計なことがあります。さういふ風に考へて居るのであります。中央金庫の第一の狙ひ所は貧弱な農村を援けるといふ點にあるのでありますから、大都市はそれ程恩恵を受けないといふやうな氣が致します。

尙他の點に付きましても申上げればよいのであります。時間も餘り永くなりますが皆さんの御意見を拜聴しながら、その都度私の意見を申上げたいと思ひます。

◎赤羽松本市助役 一昨日以來いろいろと御意見を承りまして、私大變益する所が多かつたのであります。

豫めお断りして置きますことは、私の松本市は人口七萬五千の小都市であります。一昨日以來お述べになりました方々はいづれも大都市のお方許りであり、從つて大都市を中心としての財政問題に關する御意見が多かつたのであります。吾々の如き小都市に於ける財政対答に付ての御意見を拜聴する機會が少かつたやうに思ふのであります。然しながら大都市に於きましてもこの財政問題に付ては相當惱んで居られるといふことを痛切に感じまして、私共今

更認識を新にした次第であります。私共が從來考へて居りましたことは、吾々小都市に於てこそこの財政に逼迫を來し財源に彈力性が無くて困つて居るが、大都市に於ては恐らくさういふことは無からうと考へて居つたのであります。所が昨日來皆様のお話を承りまして、大都市に於てもこの問題に付ては相當に惱んで居られるといふことを認識したのであります。このやうに大都市に於てすら財政問題は重大な問題となつて居るのでありますから、人口十萬以下の小都市に於ける財政問題は最も痛切な問題となつて居ることは當然であると思ふのであります。固より小都市に於てはその歳出も少いのであります。然しながら歳入の點に於きましても最近は矢張り困つて居るのであります。私の方に於きましては企業に因るところの收入といふものは殆どありませんので、その大部分を市税に依つて賄つて居るのであります。その市税に付きましては屢々お述べになりました如く、三國税の附加税が最も大きなものとなつて居のであります。現在に於てはそれだけではどうしてもやつて行けないので、この税源を今少しく擴大したいといふやうなことを痛切に感じて居るのであります。

國の權限委譲といふことに付きました吉岡事務官殿は内務省の方へ協議をするといふことをお述べになりましたが、御協議下さいましてもそれが果して實現するかどうか分りません。又そんなことを御相談下さいましても容易に實行することの出来るやうな今日の状態ではないと思ふであります。

吾々の常に考へて居りますことは、三收益税附加税に付て現在國が標準として居ります百分の二百といふ課税範圍を倍額位に引上げて、百分の四百位迄に擴大して行かなければ、小都市の財政はうまくやつて行けないといふことを痛感して居るのであります。町村の方に於きましては現に五百位迄引上げて居るやうな情勢であります。

更に市民税の問題であります。市民税の方に於きましては常にこの平均額の引上——最高引上げを希望して居つたのであります。斯ういふことは地方ブロックの市長會議に於ても屢々出た問題でありますけれども、内務省の方

では市民税の引上げは適當でないといふ御意見であつたのであります。税の性質から申しますれば内務省の御見解は至極御尤もであると考へられるのであります。然し乍ら小都市に於きましては、三國税を始めその他の附加税の如きは殆ど無いのであります。斯ういふ關係から財源に充てるべきものがあれませんので、止むを得ず市民税の引上げといふことを考へて居るのであります。もしさういふやうなことを考へる以外に何か適當な財源がありますならば、何を好んで市民税の引上げを致さんやであります。地方と致しましては財源が無くてもやるべき仕事はやつて行かなければならぬのであります。地方でもどしどし仕事をやらなければいけないといふ先程のお話は至極御尤もと考へて居るのであります。でありますから小都市と致しましてもやれるだけの仕事はやつて行かなければならないのであります。然しその半面に於てそれをやるだけの財源が無い。斯ういふやうな場合に於てその財源を如何にして捻出するかといふことが、現在小都市の最も大きな悩みとなつて居る譯であります。これに對して現に私の方で行ひつゝある方法と致しましては、税に代るべき收入として寄附金を以て充てる。つまりこの寄附金を以て事業をやつて居る譯であります。防空に關する費用、警防團に關する費用その他臨時的な費用といふものは總てこの寄附金を以て充てゝ居るのであります。次にこの寄附金の徵收方法でありますが、これは賦課的な方法に據つて居ります。賦課的な寄附と申しますと、町内會を單位としてこれに一定の金額を割當てる譯であります。その割當の標準は市民税に據つて割當ることに致して居ります。つまりこの町内會の市民税總額は幾らだから、その市民税總額の何倍或は何割といふ具合に割當てる。又これは防空費、これは臨時費と言つたやうに割當てゝ居るのであります。斯ういふ方法は適當でないといふことは十分知つて居りますけれども、財源の關係で豫算に當然市の支出として計上することが出来ない爲に、止むを得ず斯ういふ方法を探つて居る譯であります。斯ういふ點から考へますといふと、市民は税に依らざる負擔といふものを相當擔つて居るのであります。斯かることは實際問題として上方では餘り御承知にな

つて居らないのではないかと思ふのであります。色々と制限された税以外に市民は非常に大きな負擔を擔つて居るといふのが、現在の小都市の状態であります。もし他に適當な税源がありますならば、適正な課税が出來得るのではないかと考へられるのであります。

又市民税の問題であります。市民税に付ては色々と資産状態なるものを調査してその基本を作りますが、殆ど從來の戸數税とは變つて居らないのであります。市民税の基本たるべき所得を算定する上に於きましては、戸數割と殆ど變りが無いのであります。斯ういふやうな點から致しまして、さうしてそこで市民税の等級が決定されるのであります。これはひとり現在の市民税許りではありません。各方面の基本となるのであります。色々の方面に於てその資産所得の標準とされて居るのであります。例へば國債、貯蓄債券の割當に致しましても市民税の等級を標準にして町内會に對して割當てる。或は國民貯蓄組合の貯蓄額に致しましても、これを標準として町内會長が各戸に貯蓄額を決定する譯であります。他の方法では仲々うまく行きませんので、斯ういふ具合に市民税を基準として割當てゝ居るやうな状態であります。其の他色々な防空費の寄附金であるとか、臨時費の寄附金といふやうなものゝ割當も總てこの市民税が標準となつて居るのであります。斯ういふやうなことから考へますと、市民税の範囲をもう少し大きく擴げましてそして等級を多くする。最高限を引上げてその中に於ける階級を多くするといふことが適正であると考へられるのであります。斯ういふ事柄はいづれも皆この貧弱な財源しか持つて居らないからであります。尤も分與税の方面に付ても考へられないでもありませんが、到底現在の分與税を以てしては今申しましたやうな色々な事業を賄つて行くことは出來ないやうな状況でありますから、これは止むを得ないと思ふのであります。

以上申上げましたやうな關係から致しますれば、一昨日以來皆さんのお述べになりました三國税に對する賦課率の引上げ、或は市民税の平均額の増額——最高額の増額といふやうなことは、いづれも各小都市に於きましては痛切に

感じて居るところの問題であると思ふのであります。内務省御當局に於きましてはこれらの點が適當でないといふ御意見であります。もし他に獨立税などの適當な税源があれば結構でありますが、現在の如き状態に於きましては適當なものもありません。欲しいとは考へて居りますが、法の許されたる範圍に於てこれを適用するものが無いのであります。

それから又市民税が今申上げましたやうな關係から、或は三國税に對する賦課率が多いといふ關係から、負擔の均衡といふのが問題になるのであります。この物税に對するところの附加税が非常に多くなつて居るのであります。この物税の方面が國の標準として示されたる程度で行くならば宜敷いが、色々な問題で相當制限を超過して居る狀態であります。斯ういふやうな點から考へますと、議論は別と致しまして同じやうに軒を並べて居る隣組にしましても、一方は農家で相當の地所を持ち家屋を持つて居る。然し現在の收入は無い。これに對して一方は商家で勤勞所得であるから、納稅の點に於きましては農家の方は分類所得税を納めて居るといふやうな場合を考へますと、そこに負擔の均衡を缺いて居るやうに思はれるのであります。實際隣組で軒を並べて居つて毎年隣組長が納稅を取扱つて居る。隣組内の税金を集め市役所へ持つて行くといふやうな點から考へまして、そこに實際問題として甲と乙との間に負擔の均衡がとれて居らないといふことは宜敷くない——といふことを痛切に感じて居るのであります。そこでさういふやうな觀點から致しまして、先刻來お述べになりましたやうな適正でなくとも、何とかこれを是正して行かなければ現在の儘では却つてそこに適當でない點があるやうに考へられるのであります。

然らばこれを是正するにはどうすればよいかといふことが問題になる譯であります。これに付ては附加税の繩上

げ、市民税の増額、獨立税の増額といふ點を昨日來述べられたのであります。もしさういふ方面に於て適當でないものがあれば、更にこれに代るべき財源の方法を維持せしめるといふことを考へなければならないと思ふのであります。

斯ういふやうな點に付きましては、内務御當局を始めと致しまして一昨日以來お述べになりました全国の各位に於かれましても、小都市に於ける財政の實情を十分に御調査、御研究になりまして、それらの意見が當局に反映するやうな方法を講じて戴くやうに特に希望致したいと思ふ次第であります。

◎吉岡内務事務官 只今松本市の助役さんからお述べになりましたことは、大體先に私が申上げました範圍を出ないと思ひますが、只今私共の研究が十分でなくて、これから大いに研究しなければならないと思つて居りますことは所得税が實際の所得を捉へて居ないといふことであります。これが現在の一つの缺點ではないかと思ふのであります。稅務署の人手が足りないといふせいもありませうが、所得税が實際の所得といふものを捉へて居らない關係上、止む思つて居るのであります。これは私共も屢々伺つて居る問題でありまして如何にもさうだと思つて居るのであります。斯ういふ點も物價政策と併せ考へて、所得税、市民税の賦課方法に付き考へなければならぬと思つて居りますが、この問題は所得税の方も相當に研究して、どういふ風にすれば實際の所得、實際の國民の所得といふものを捉へ得るかといふことを研究しなければならぬと思ふのであります。

現在の國民の所得といふものは餘り大きな聲では言はれませんが、真正なる、正當なる所得ばかりではありません。そこに不正な所得といふものが相當に入つて居ります關係上、それを十分捉へるといふことは非常に困難なことであります。斯ういふ點も物價政策と併せ考へて、所得税、市民税の賦課方法に付き考へなければならぬと思つて居りますが、これに對しましては今日結論的なことを申上げる迄に私共の研究は進んで居りません。

◎齊藤東京市經理局收納課長 二日間に亘りまして色々と御議論されました事柄に付きましては、先程名古屋市の三

樹助役さんから要領よく取纏めてお話をありましたので、それらの點に付きましては個人としての綜合的な意見を申上げて見たいと思ふのであります。

先づ國費、地方費の負擔区分の問題であります。これに付きましては内務省の小林財政課長さんが自治研究に詳しく述べられ又先程は吉岡内務事務官より詳細なる御説明がありましたので、これらを総合致しまして内務省當局が致したのであります。従つてこの點に付きましては私の意見は省略致したいと思ひます。

其の他市民税の問題、配付税の問題或は防空税の問題、三國税課率の引上げ問題、獨立税の問題などに付きましては、私は昨日一應簡単に申述べて置いたのでありますが、これらの問題を個々別々に取上げて考へます場合には賛否兩論があるのであります。然しこれらの問題を地方税全體から睨めまして、假に甲と云ふ一つの事業を施行して行かなければならぬといふ場合に、先づ第一番に財源の事に付て考へなければならないと存ずるのであります。財源問題は何であるかといふことを考へて見ますならば、そこに自から先づ増率の餘地なきや、都市に適切なる獨立税源なきや等が考へられると思ふのであります。只今松本市の赤羽助役さんからもお話をありました通り、都市としては凡ゆる財源を考慮して見て、而して後何も財源が無いといふ様な場合に始めて獨立税創設の問題が起つて來るのであります。これは私一個人としての考へであります。例へば私の提唱する調髮税の問題に致しましても、東京市としては調髮税の創設を考へる前に先づ以て三國税の標準率引上げといふ問題を考へなければなりません。つまり百分の二百四十の問題に付て十分考慮しなければならぬのであります。従つて私が昨日申上げましたこれらの財源の問題に付きましては、冒頭に於ても申上げて置きました通り、これらの問題を地方税制に組入れて全國の市町村がうまく行くやうにしてこそ、始めて税制を修正する意味があると思ふのであります。斯様な觀點から申しますならば、今直

に調髮税を創設することが必ずしも悪いとは言へないといふことになつて來るのであります。色々な財源をあれど考へこれも考へた結果捻出出來ず而も適當な對象費目があると致しますならば、これも一つの良い財源であるといふ結論が生れて来る譯でありますので、先づさういふ意味に於て獨立税創設を主張して居るものであると云ふ點を御諒承願つて置きたいと思ふのであります。

それから市民税の問題でありますが、市民税の課稅方法に於て、配當利子所得者に對し特別課稅しては如何と云ふのであります。元來配當利子所得の問題は、税革當時より相當やかましい問題でありました。私は昨日の議題の中に取入れて居らなかつたのであります。これは税制調査會などに於きましても色々と問題になつたのであります。所謂舊稅制時代に比し新稅制の下にあつては配當利子所得に對して相當高額の引上げを見て居るのであります。従つてこれ以上急激に引上げるといふことは今日の狀態に於きましては相當困難ではないかと思はれるのであります。數字に付ては今日書類を持參致して居りませんのではつきりと申上げ兼ねますが、これは税制改革當時の資料に依つても明瞭になつて居るのであります。而も之等所得者を對象として特別なる市民税を課することは課稅技術の點は素より本税の構想よりして賛成致し難いのであります。

次に市民税の増額の問題に付てその方法論は第二と致しまして、先づ増額が良いか悪いかといふ點に付きましては、先程吉岡内務事務官がお話をになりましたやうに、税制改革當時の立法精神なるものを考へますと、何人も一應増額案には贊意を表することは出来ないかの如く考へられるのであります。然し乍ら一面から考へますと税制改革當時は市町村民税の收入が全國で約五千萬圓といふのがその目標となつて居つたのであります。然らばその五千萬圓と推定されました根據は果して適正であるかどうかと申しますと、これは全國地方稅收入十億三千二百萬圓と押へて改正後に於ける稅收入に大體を見込んだのに過ぎないのであると思ふのであります。大

體五千萬圓を織込んだに過ぎないのでありますから、この五千萬圓を七千萬圓にしやうと八千萬圓にしやうと、稅制を定める時に之等稅收入を中途として制限を定めればよいのであり、今日に於て之を改むることも亦大した支障は無いと考へるものであります。稅制改革の根本方針は從來の戸數割の如く負擔の不均衡を來すといふことを是正することが眼目であつたのであります。負擔の不均衡を來すといふことは市町村民稅に於ける制限を撤廢するといふことに依つて考へられるのであります。然し依然として最高を抑へるといふことに於きましては、私は戸數割制度の如く所謂負擔の不均衡を招來するといふが如きことは期待されないと思ふのであります。従つて増徵亦可なりと申上げたいのであります。昨日來より市民稅をどういふ程度に増額するかといふことに付いていろいろと御意見が出て居りますが、私の提案致しましたのは單に増額するといふのではないのであります。最近内務省の方でも町内會の整備に付て非常に努力を拂つて居られるのであります。町内會費といふものは市民稅と併せて同時に徵收し、而してこれを町會に交付するといふやうな形に於て負擔關係を睨み合せて増額することが良いのではないかと思ふのであります。又松本市の赤羽助役さんのお話のやうに、その都市の凡ゆる財源を考へて見て、どうにもかうにもならないといふやうな場合に於きましては、又考へを新にして考へて見たいと思ふのであります。各都市の財政事情に依つて相違はあります、町會費を含めた市民稅の増額は別として財源を稅に求むるなら市民稅の増額といふことよりも先づ第一に國稅即ち三國稅の課率引上げといふことを考慮しなければならぬのではないかと思ふのであります。三國稅の課率引上げに關しましては改正當時の問題の事のやうに相成りますが、改正當時國稅地方稅を通じて適正でありますならば其の後に於ける國稅の増徵との權衡上地方財源たる三收益稅即ち地租、家屋、營業稅の三國稅課率引上げに依つて負擔の均衡を圖らなければならないと私は考へて居るのであります。其の結果は地方附加稅の増徵と相成るのであります。

尙市民稅の中で制限外課稅のお話がありました。先程申上げましたやうな理由でこれは矢張り戸數割と同様の弊害を伴ふものと思ふのであります。所謂戸數割を施行して居りました當時の弊害を起し易いから制限外課稅をすると

云ふ論に對しましては賛成出來ないと思ふのであります。

それから防空稅の問題であります。これらの一點に付きましては内務省當局に於かれまして防空費の關係に於て三國稅或は目的稅制度とを睨み合せての御意見があつたのであります。防空稅の問題に付ては私は昨日論じ盡くせなかつたのであります。これは國稅にするか、地方稅にするかと云ふことが先決問題であると思ふのであります。大體防空事業といふものは事業の性質上國家がやるべきものではなからうかと思ひます。實際都市に於きましては都市防空と申しますか、戰時下に於ける時局對應施設と申しますか、其の限度に於ては都市に於てもそれ相當の施策が必要だと思ふのであります。もし防空事業について都市が或る限度に於てそれを委せられるといふならば、その財源は所謂國防稅に對する附加稅に求めるといふことが考へられると思ふのであります。大體都市に於ける防空施設の經費に付きましては私は寧ろ目的稅を活用する方がよいのではないか。そして防空施設に付ては國家事業が主たるものでありますから國の財源即ち國稅に求むることが適當ではないかと思ふのであります。大都市に於きまして防空施設を必要とするならば、國土計畫と相俟つてそれらの經費に付きましては適當に課稅し得る方法を執らせられたいと考へるのであります。色々申上げたいのであります。この位に致して置きまして次に移ります。

次は配付稅の問題であります。配付稅の問題に付きましては昨日來遊興稅、入場稅の財源を欲しいといふことを申上げて置いたのであります。この遊興稅の財源などに付きまして私は戰時增徵分—所謂國の戰時特別會計に繰入れられますものを除いた其の他の分を配付稅財源とせられたいと申上げたのであります。その配分に當つては大都市及び小都市のそれ／＼の特有の事情に應じて考慮して載きたいといふのが私の主張であつたのであります。更に調髮稅の問題に付きましては、先程簡單乍ら申上げて置きましたから省略致しまして、最後に内務當局に少しお尋ね致した

いと思ふことがあります。

先程物稅本位の地方稅の問題に付て御説明があつたのであります、大體昭和十五年度の稅制改革に於きましては物稅本位の地方稅制が樹てられたのであります。所がこの物稅本位の地方稅制に於て國稅と致しましたのは、課稅標準の統一、賦課率の均衡化、莊重性を有たす等が主なる理由であつたのであります。そこで三國稅の課率を引上げに依つて地方財政を充實せしむる方法が適切であると思ふのであります。國稅と云ひ地方稅と云ひその重要性に於ては何等異なる所はないと思ひます。然し國稅には莊重性があることに違ひはないのであります。そこで三國稅の課率を引上げる方法と致しましては地方附加稅を増徴するより寧ろ本稅に於て引上げれば、地方としては非常にやりよいと思ふのであります。さういふ見地から地方財源の根本であるところの國稅に付て考へるべきであると思ふのであります。尙この點に付きましては國稅、地方稅を通じて負擔の均衡を圖るといふことを目標と致しまして三國稅課率の引上に付て考へる必要があると思ふのであります。

もう一つの問題は昭和十五年の稅制改革當時と今日とでは經濟状勢が一變致して居ります、當時の租稅原則論は今日の租稅原則論ではなく應能、應益と云ふが如き原則論も今日に於ては變つて參りまして社會最少限度の犠牲説とでも申上げませうか、或る程度は已むを得ざるものと思ふのであります。是等の新原則論が現行稅制には大部分は反映してゐないと思ふのであります、只市民稅に付きましては此の原則が、多分に反映してゐると思ふのであります。此の點に付ては東京商科大學の藤井さんも申して居られるのであります。市民稅に付きましては御承知の通り大都市で施行致して居りますものは課稅技術上徵稅の簡易化等の關係上、その方法等に付きましては極めて簡単な賦課方法を執つて居るのであります。従ひまして假に賃貸價格二百圓以上のものとか三百圓以上のものとかに標準を求めるも稅率は階級定額を採用して居るのであります。従つて賃貸價格二百圓から二百九十九圓迄は同額の稅を負擔することになり

り二百九十九圓より一圓増すことに依つて前者より多くの稅を負擔すること、相成るのであります。これを簡単に申しますならば、結局賃貸價格二百圓から二百九十九圓迄の階級に屬するものは東京市では三圓、次の階級即ち一圓増しの三百圓に屬するものは五圓となり、其の間に於ける不均衡は我慢しろといふのと同じであります。即ち犠牲であります。是れは應能原則論からは悪いのであります、が社會最少限度に於て我慢して貰ふ事に相成るのであります。斯様な意味に於て市民稅は新租稅原則論が反映して居ると私は考へて居るのであります。これらの點を考へますと昭和十五年稅制施行第三年度を迎へて居ります本年度あたりから地方稅全般の改正を考へるとなれば、一、二年後には實施の運びに立てるものと考へるのであります。大體稅制の改革は四、五年乃至七年目位に行はれて來て居るのであります。しかも昭和十五年度の改正當時と今日では社會情勢が一變して居るのでありますから、地方稅全體に付ても大改正が行はれる時期ではないかと思ふのであります。斯様な點に付きましても内務省當局にお考へがありますならば、それをお話し願ひたいと思ふのであります。

◎吉岡内務事務官 齊藤さんが仰有いました御意見の中で、多少必要なやうに考へますのは稅制改正の問題であります。これを色々直接にやるといふことは實際問題として困難であると思ふのであります。又分與稅に於きましてもまだ経過年度中であります、平年度にならない前に稅制改革を行ふといふことは、恐らく困難であらうと思ひます。従ひましてこゝ二、三年は現状のまゝで行つて二、三年後に稅制改革をやるといふことになるだらうと思ふのであります。然しお話の通り稅制改革といふものは、言ひ出してすぐ出来るものではないことは勿論であります。現在から研究を進めて行かなければならぬといふやうな問題に付てもお話がありましたが、これは國稅附加稅の稅率が非常に高いといふ所は主として山村であるとか、漁村であるとかいふやうな國稅附加稅の稅源の非常に少い所であります。

従つて斯ういふ所に餘計に財源が行くやうにすることは、どういふことになるかと申しますと、結局分與稅で開發しなければならぬと思ひます。そう致しますと大都市の配付稅を減らして町村の配付稅を増す。それから更に人口に依つて配分の割合を減らすといふやうな方向になるだらうと思ふのであります。でありますから負擔の均衡を圖るといふ點から考へますと、さういふ方向に向つて行ふ改正であるといふことを御認識願ひたいのであります。

次に市民稅は新しい形の稅であるといふお話であります。この市民稅は必ず負擔能力に應じなければならぬといふことは重々承知致して居るのであります。負擔能力に應じなければならぬが故に稅金は低い。これが負擔能力に應じて居ないので稅金は高くなつた譯であります。先日來の議論でもし稅源を四千圓、五千圓、一萬圓と最高額に上げますれば、恐らく現在のやうに大難把な行き方では難しいと思ふのであります。大體以上の事柄をお答へ致して置きます。

◎汐見京大教授 色々と御報告を承りましたが、私は主報告者の一人と致しまして極く簡単に意見を申述べまして、報告の足りなかつた所を補つて行きたいと思ふのであります、

只今國費、地方費の負擔區分の問題に付きまして吉岡さんから非常に明快な御説明がありましたが、そのお話の中にもありましたやうに、都市は國の仕事を引受けることを躊躇してはいけない。自ら進んで仕事を引受けて行かなければならぬといふことは、私も以前から考へて居つたのであります。

それから國費、地方費の負擔區分に付きまして、最初から潔癖性を發揮して噴しく言ふことがよいか。或は大難把に決めて置く方がよいかといふ議論がありますが、これはどちらも一長一短があります。従つて私はその點は餘り潔癖性を發揮しない方がよからうと思ふのであります。然し國政事務の色彩の非常に濃厚なるもの、それから大して濃厚ならざるもの、それから又時に依つてだん々變つて来るものがある譯であります。三樹さんの御報告にもありま

したやうに、その點に付きましては一定の標準を定めて、國費、地方費の負擔區分を適正にするやうに努力するといふことは、洵に結構であると思ふのであります。只實際問題と致しまして、何を國政事務費とするかといふことに付きましては、色々と議論のあることゝ思ひます。昭和十一年内閣調査局の調べに依りましても、委任事務の中には國政事務の色彩の非常に濃厚なものと、それから稍濃厚なものといふ風に色合ひが色々ある譯であります。極端な場合は分りますが輕度の場合にはどうしても區分がはつきりしないのであります。故にそれは何に依つて解決されるべきであるかと申しますと、配付稅の調整財源で解決を付けてゆくのであります。地方財政、國家財政の關係がはつきりと分つて居るものでありますならば、調整財源で餘り心配する必要はありませんが、その關係のはつきりしないものは調整財源で適當に調整して行きまして、區分をそこに作つてその循環を滑らかに進めて行くといふのでなければなりません。それが昭和十五年の稅制改革の根本精神であると思ふのであります。そこで只今新稅の場合とか獨立稅附加稅の場合に付て色々御意見を承りましたが、これらの問題——即ち國費、地方費の負擔區分の問題、地方財源の問題、調整財源の問題——この三つの問題を全部一緒に併せて議論をして行く、即ち國費、地方費の負擔區分の問題では點數を軽く付けて置いて、調整財源、地方財源と自ら又そこに負擔區分の點數を付けて行く。さうして調整財源、地方財源の關係を色々研究して戴きましたが、調整財源、地方財源の綜合關係をどういふ具合に解決するか——即ち地方財源を主として解決するか、つまり調整財源の四、六、七の三つの箇條の問題と經費負擔の問題、それから財源問題——即ち調整財源、地方財源、この三つを併せて全體として議論を進めて行かなければならぬと思つて居ります。

私は皆様が地方財政を扱つて居られる責任者と致しまして、地方財政の衝に當つて非常に苦心をして居られます方に付きまして、心から敬意を表するものであります。即ち一般に市の財政がうまく行つて居ないとすると、市民の負擔は一體どうなつて居るか。市民のポケットから出る所のものはどうなるかと色々問題になるのであります。市財

政と市民の經濟状態の兩方がうまく行くといふことは仲々難しいことでありまして、市財政が都合よく行つて居りますと市民の方が苦しい。市民の方で都合がよければ市財政の方は苦しいといふ反作用で、うまく行かないものであります。そこをどういふ風にやれば兩方ともうまく行くかといふ點に付て一つ考慮が必要であると私は考へて居るのであります。具體的な問題として極く簡単に申上げて置きますが、先程のお話にありました配當利子所得、勤労所得の問題をどういふ風な方法で制限を付けて行くかといふこと——即ち配當利子所得の問題、勤労所得の問題をどういふ風に地方財源に入れるかといふことが問題であります。そこには源泉課税の方法がありますが、分類所得税に於きましては配當利子所得、勤労所得は源泉課税の方法を執つて居ります。これは技術上から申しまして源泉課税との地方税といふものをどういふ風に結び付けて行くかといふこと、これはかなり都市に依つて違ふのでありますと、分擔に依る都市もありますし、その他色々ありますので、その點がかなり問題になるのではないかと思ふのであります。それから配當利子所得と資本利子税といふものゝ三收益税はこれも負擔の均衡上よくないと思ふのであります。私はこの點は只今國家財政に非常に希望致して居る所であります。

臨時租稅措置法、所得稅法に依りまして分類所得稅、綜合所得稅を併せたもの、それと國債を持つ時の稅金が、株式を持つ時の稅金、貯蓄獎勵の問題、株式に於きましては時局株を普及させる爲に分類所得稅、綜合所得稅に於きましては御承知の通り株式配當に對しては一割控除することになつて居ります。即ち一割控除して十五%掛ける。十三・五%といふことになりまして綜合課稅を一割減らしてそれをこの株式配當所得收入で決することとして居ります。それから今年昭和十八年度の國稅増稅の行はれる前に只今これから問題でありますと、實は配當利子所得に依つて資金を集めしめる目的で政府の金融政策問題が如何に解決されるべきであるかといふ難しい根本がこゝにある譯であります。然しそれも亦地方財政の見地からそれを解決出来ない所があるのであります。

それから市民稅の引上問題でありますが、これは制限外課稅といふやうにしましたならばよいのではないかと考へるのであります。例へば松本市で二百圓の市民稅をとる所を制限外課稅で二百八十圓おとりになる。即ち四割餘計におとりになるといふ風になるのであります。然しさういふ所では市民稅と三國稅の稅額がどういふ風になつて居りますか知りませんが、假に今迄四割おとりになつて居りますれば市民稅を三割餘計におとりになる。さうして三國稅の制限外課稅を三割とする。即ち全體で人稅と物稅のバランスをとつて行くといふ風にするのであります。制限外課稅といふのはさういふ意味で私は申して居るのであります。例へて申しますと一戸當り六圓でその三割増しの八圓とする。又最高限千五百圓としてその三割増しをとるといふ譯であります。制限外課稅といふものは市民稅と三國稅の兩方のバランスをとる。さういふ風に私は考へて居るのであります。先程齊藤さんが仰有いました市民稅と三國稅の建直しの問題に付てはこれは人口に依つて行ふといふことも、一つの考へ方であると思ふのであります。

次に人口獨立の制定乃至調和の問題でありますと、この點もひとつ考慮する必要がありはしないか。戸數の調べ方は大都市と小都市では各々違つて居つて面倒でありますし、國勢調査それ自體がさうであります。近頃では配給機關で色々と人口を調べて居るのであります。これも仲々難しいことではありますが、これ等を利用して速かに實行するといふことも一つの方法であると思ふのであります。

それから三國稅の標準率の引上げといふ問題であります。これに付きましては色々三國稅と申しましても國稅に依つて違つて居ります。地租も賃貸價格も十年据置き、五年据置きであつて、物稅と人稅、所得稅は違ふのであります。よく知りませんがこれから後の家屋の賃貸價格の値上りといふやうなこともひとつ考へ、物價騰貴の時のこととも考へなければならぬと思ふのであります。

統制經濟の強化で東京のお壽司屋さんなどは從來の十倍二十倍といふ營業稅の決定を受けて居る現状であります

が、營業稅の課率を現状に即して増加するといふことは當然であります。地租、家屋稅はたゞ三國稅といふものは營業稅、所得稅と同じやうなもので、三國稅の引上げといふことは一應これは考へて見なければなりません。都市に於ける一番の收入である點に鑑み考慮する必要があると思ふのであります。

それから市民稅の引上げを餘計にやると所得稅と衝突するのでありますから、その邊の所をどういふ風に國費、地方費の負擔區分を國稅と地方稅に分けて、その邊の所をおしなべて考へて見ますと不都合を生ずるのであります。從つてそこを滑かにする作用が配付稅の問題であります。配付稅の増稅分だけは國家の收入になる譯であります。これは國が持つか地方が持つかその分け方をどうするか。人口に正比例し經濟力に逆比例するといふこの問題は矢張り負擔區分の問題と密接な關係があるのであります。

最後に申し上げて置きたいのは昭和十五年の法律制度が出來た當時と現在を比較して今日の社會狀態に不適當なものは矢張り改めて行かなければならぬと思ひます。國土計畫に致しましても事實が先走り、制度が後から追馳けて行くといふやうでは理想的なものが出來ないで、凸凹が方々に出來る譯であります。それが又五年經ち十年經つて地方稅の一番重要な財源であるべき電氣、瓦斯稅、通行稅を擧げて居るのであります。土地家屋の販賣が昭和十一年十二月三十一日迄に騰つたものを國稅としてやる——といふやうに國稅中心主義になつて、これは一應時局の見透しが付いた時には地方稅に戻す。それから國稅と振替へるといふことが凸凹を避けて均勢を圖るといふことになると思ひます。これは或る程度止むを得ない。止むを得ないと言つてもその制度を決してよいと申すのではありません。私の考へたことを申述べたのであります。

◎部會議長 甚だ遺憾であります、時間が關係上これを以て部會を終ります。御演説出來なかつた方は原稿を事務局の方にお廻し願ひますれば、それを速記録に載せるといふことに致します。どうぞその點をお含み願ひます。

それから非常に御熱心に御討議下さいました問題に付きまして、尙研究しなければならないといふ必要のあるものも少くないと思ひます。これは研究委員會を設けるといふことにして、繼續的に研究するといふことに會議當局で決定致しましたので、此の點を御報告申上げて置きます。

皆さんの御協力に依りまして議事の進行を圓滑に行ひ得ましたことを感謝致す次第であります。

全國都市問題會議規約

(昭和十七年十月二十二日
第八回總會ニ於テ改正議決)

第一章 總 則

第一條 本會議ハ全國都市問題會議ト稱ス

第二條 本會議ハ都市政策其ノ他各般ノ都市問題ニ關スル研究ヲ遂ケ並ニ之ニ關スル資料ノ交換ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二章 會 員

第三條 本會議ハ會員ヲ以テ之ヲ組織ス

會員ハ正會員及特別會員ノ二種トス

第四條 市町村(及ビ之ニ準スル地方公共團體以下同シ)ヲ正會員トシ左記各號該當者ヲ特別會員トス

- 一 官署、市町村以外ノ地方公共團體、公共組合、學校、學會、協會其ノ他公益諸團體
- 二 都市ノ經營ニ關係ヲ有スル事業者

三 都市問題ノ研究者

第五條 會員ノ紹介アリタル者ハ總會ノ議ニノミ參加スルコトヲ得但シ本會議ノ理事ノ選舉並ニ本規約ノ改正ノ議事ニ付テハ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得ス

第六條 會員タラントスル者ハ資格其ノ他必要ナル事項ヲ具シ豫メ事務局ノ登録ヲ經ルコトヲ要ス

第三章 事業及總會

四三八

第七條 本會議ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行ヒ隔年一回總會ヲ開ク

一 會員ノ研究及經驗ノ發表並ニ之ニ關スル意見ノ交換

二 必要ナル各種資料ノ蒐集編纂及頒付

前項ノ研究及經驗並ニ資料ノ對象タルヘキ事項及其ノ範圍ハ總會ノ議題ニ供セラレタルモノニ限ル但シ事務局ニ於テ第二條ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナリト認メタル資料ハ總會ノ議題ニ供セラレタルモノニ非スト雖モ隨時之ヲ蒐集スルコトヲ得

第八條 總會ニ出席スヘキ會員ハ一口一人トシ選舉其ノ他ノ議事ニ付テハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

前項ノ議事ニ付テハ出席會員各一票トス

第九條 總會ヲ開催スル日時場所並ニ會議議題及議事方法其ノ他ノ總會ノ開催ニ關シ必要ナル事項ハ理事會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第十條 會員ハ其ノ研究ノ爲メ必要ナル特定資料ノ提供ヲ事務局ニ要求スルコトヲ得

第十一條 會員ニ頒付スヘキ資料其ノ他各種物件ノ員數ハ別ニ定ムルトコロニ依ル

第四章 役員

第十二條 本會議ニ左ノ役員ヲ置ク

理 事 長 一 名
常 務 理 事 一 名

理 事 二十名以内

理事會ハ前項ノ役員ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條 理事長ハ財團法人東京市政調査會長ニ之ヲ委嘱ス

理事長ハ本會議ヲ代表シ本會議ノ事務ヲ統轄ス

第十四條 常務理事ハ財團法人東京市政調査會專務理事ニ之ヲ委嘱ス

常務理事ハ本會議ノ常務ヲ專決ス

第十五條 理事ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ中二名ハ内務省地方局長及國土局長ニ之ヲ委嘱ス

第十六條 選舉ニ依ル理事ノ任期ハ其ノ選舉セラレタル總會ノ次ノ總會ヲ終ル迄トス

第五章 事務局

第十七條 本會議ニ事務局ヲ設ケ東京市麹町區日比谷公園二番地市政會館内ニ之ヲ置ク

第十八條 事務局ニ必要ナル職員ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

第十九條 事務局ハ總會及理事會ニ提出スヘキ議案ヲ作成シ其ノ決議ヲ執行シ其ノ他本規約ニ依ル各般ノ事務ヲ措辨ス

第六章 經費

第二十條 本會議ノ經費ハ會費、寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第二十一條 正會員ノ會費ハ別表ニ依ル

第四條第一號及第二號ノ特別會員ノ會費ハ一口年額金二十圓同條第三號ノ特別會員ノ會費ハ一口年額金十圓トシ毎年度一口以上ヲ負擔ス

會費ハ毎年度始二月以内ニ之ヲ納入スルモノトス但シ新ニ會員ト爲リタル者ハ其ノ際之ヲ納入スルモノトス
第二十二條 總會ニ關シ費用ヲ徵收スル必要アルトキハ總會ノ都度理事會ノ議ヲ經テ之ヲ定ム

第七章 計

第二十三條 本會議ノ會計年度ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十日ニ終ル

第二十四條 事務局ハ毎年度開始以前ニ翌年度ノ收支豫算ヲ調製シ理事會ノ決議ヲ經ヘシ

第二十五條 事務局ハ會計閉鎖後決算ヲ調製シ理事會ノ承認ヲ求ムヘシ

第二十六條 理事會ノ決議シタル豫算及其ノ承認シタル決算ハ直ニ之ヲ會員ニ通告スヘシ

第八章 補

第二十七條 本規約ハ總會ニ於テ出席會員三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ改正スルコトヲ得ズ

附 則

本規約ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ實施ス

第八條及第十一條ノ口數ヲ次ノ如ク定ム

一、人口五萬未滿ノ市町村	一	口
一、人口五萬乃至一〇萬未滿ノ市町村	二	口
一、人口一〇萬乃至二〇萬未滿ノ市町村	三	口
一、人口二〇萬乃至三〇萬未滿ノ都市	五	口
一、人口三〇萬乃至五〇萬未滿ノ都市	八	口

第二十一條 別 表

一、人口五萬未滿ノ市町村	年額	二〇圓以上
一、人口五萬乃至一〇萬未滿ノ市町村	年額	三五圓以上
一、人口一〇萬乃至二〇萬未滿ノ都市	年額	六〇圓以上
一、人口二〇萬乃至三〇萬未滿ノ都市	年額	一〇〇圓以上
一、人口三〇萬乃至五〇萬未滿ノ都市	年額	一六〇圓以上
一、人口五〇萬乃至一〇〇萬未滿ノ都市	年額	三〇〇圓以上
一、人口一〇〇萬乃至五〇〇萬未滿ノ都市	年額	六〇〇圓以上
一、人口五〇〇萬以上ノ都市	年額	一〇〇〇圓以上

第八回全國都市問題會議總會參加者名簿

(府縣等の順位は普通の用例に據るも其區分内に於ける順序は不同なり)

(準参加
を含む)

本省關係

厚生省人口局技師

田村剛

内閣法制局參事官

入江俊郎

北海道

谷口成之

内務省地方局事務官

吉岡惠一

都市計畫北海道地方委員會事務官

高橋登一

同 省國土局理事官

文木勝美

都市計畫東京地方委員會事務官

田中清彦

同 同 局財政課

吉岡理夫

技師

石川榮耀

同 同 同 局計畫課

加納治郎

技師

太田謙吉

内務省防空局技師

石井泰義

技師

高橋登一

同 同 局技師

小宮賢一

企畫課

山下余四郎

同 同 省防空研究所長

木村英夫

都市計畫課長

吉田安三郎

同 省囑託

中澤誠一郎

都市計畫課事務官

増澤久一郎

遞信省電務局事務官

西村輝一

都市計畫課囑託

入江博

同 同 都市計畫課

萩原光彌

都市計畫課事務官

神原頼恵

同 同 都市計畫課

尾崎巖

都市計畫課事務官

高橋登一

東京市市長室豫算課調查掛長

梶原勝衛

大日本興亞同盟專門委員

松田雪堂

同 經理局收納課長

齋藤義家

慶應義塾大學教授

奥井復太郎

同 防衛局計畫課第二計畫掛

平林恒雄

中央大學、駒澤大學講師

山口忠夫

同 土木局庶務課計理掛長

粕川增雄

東洋大學講師

坪田正造

同 同 道路建設課工事掛長

小野基樹

秩父セメント株式會社常務取締役

杉本正幸

同 底務課計理掛長

金子吉衛

多摩川砂利木材鐵道株式會社

諸井貫一

同 東京市淺草區會議長

關口龍

財團法人東京市政調查會副會長

上山藤一

同 東京商工會議所企畫部長

日高理四郎

專務理事

後藤曠二

同 中野區會議長

市川守吉

財團法人東京市政調查會副會長

堀切善次郎

同 立川市市長代理助役

高瀬千波

多摩川砂利木材鐵道株式會社

田中廣太郎

同 住宅營團研究部調查課長

根岸情治

主事

上山太郎

同 研究部

西山卯三

書記

平野眞三

同 技師

龜井幸次郎

參事

村上太郎

同 財團法人中央社會事業協會員

重田信一

研究員兼參事

弓家七郎

同 社會事業研究所員

幸島禮吉

研究員兼參事

藤田武夫

同 研究員

龜井順生

研究員兼參事

浩

財團法人東京市政調查會研究員
同 同 研究員 小古間隆藏 水銅幸之助
司 書 關口松雄 田中賢造

京都市土木局庶務課長
同 同 都市計畫課長
同 水道局長(兼)
同 庶務課長

山口清吉

坂間棟治 中井光次 坂山正男
森下政一 安達銀市 松井精一
土井登 小川忠惠 上村種男
堀威夫 留並喜 福惠
高津俊久 本完平 本敬之
松浦三郎 吉次郎 申空橋本

河口 協介 本城 龍夫
北神 正 佐藤 利恭
宮内 義則 平 實
河盛 安之 介 穴 澤 好松
加藤 善吉 岡 本 通
辻 本 善七 高澤 正道
福 本 太郎 大 西重次郎
鳥羽 源四郎 北村 貞次郎
木村 源三郎

山口清吉 岩井芳通 三輪周藏 松浦晋二
關田友吉 靜間六郎 關田友吉 中根武夫
安田耕之助 北尾半兵衛 後藤彌太郎 桐山治一
汐見三郎 武居高四郎 關口瑛太郎

高崎市助役	天田瀧治	奈良市長
同 都市計畫技師	本多篤行	同 庶務課長
伊勢崎市長	板垣源四郎	三重縣土木部長
千葉市長	鹽澤弘	三重縣土木部都市計畫課長
同 主事	永井準一郎	鹽澤弘
茨城縣	小野幾治	大須賀巖
都市計畫茨城地方委員會技師	大須賀巖	堀川美哉
同 技手	小野好男	大原周治
栃木縣	小野田茂	黑瀬太一
都市計畫栃木地方委員會技師	岩倉正之	山本廣一
同 書記	目黒清雄	兼岩傳一
奈良縣	丸山利重郎	津市長
都市計畫奈良地方委員會技師	宇治山田市土木課長	堀川美哉
同	愛知縣	大原周治
名古屋市總務部企畫課	津市會議長	黑瀬太一
同 財務部長	愛知縣都市計畫課長	山本廣一
同 產業局長	名古屋市助役	兼岩傳一
同 同 財務課長	同 助役	津市長
同 同 廉務課主事	同 總務部長	三重縣土木部長
同 土木局長	同 同 企畫課長	三重縣土木部都市計畫課長
同 同 經理部廉務課長	同 同 企畫課主事	三重縣土木部都市計畫課長
同 同 工務課長	一宮市技師	三重縣土木部都市計畫課長
同 臨時東亞調查部長	瀬戸市長	三重縣土木部都市計畫課長
名古屋市會議長	靜岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 同 廉務課長	靜岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
岡崎市長	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 副議長	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 書記長	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 副議長	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 書記長	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 主事補	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
一宮市助役	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
同 都市計畫課長	静岡縣	三重縣土木部都市計畫課長
小野寺寶一	清水市長	三重縣土木部都市計畫課長
小野寺寶一	同 主事	三重縣土木部都市計畫課長
小川浅治郎	同 主事	三重縣土木部都市計畫課長
鈴木源七	同 書記	三重縣土木部都市計畫課長
菅野經三郎	濱松市長	三重縣土木部都市計畫課長
野本要逸	同 書記	三重縣土木部都市計畫課長
手島博章	同 祕書課	三重縣土木部都市計畫課長
山田進	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
塚本三輪包信	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
松本金吾	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
中村龍三	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
長島敏	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
中村龍三	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
松本金吾	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
中川貞三	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
岩瀬森次	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
小島錄太郎	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
野呂八東	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
岩瀬森次	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
中川貞三	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
加藤只	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
中村龍三	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
長島敏	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
中村龍三	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
松本金吾	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
塚本三輪包信	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
手島博章	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
山田進	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
菅野經三郎	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
野本要逸	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
鈴木源七	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
小川浅治郎	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
鈴木重輝	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
小山金作	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
山口千代吉	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
大石勝太郎	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
横光吉規	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
松本長十郎	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
山中冷一	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長
山田勝四郎	同 議員	三重縣土木部都市計畫課長

清水市都市計畫課長兼土木課長

富士宮市長

川勝忍
岐阜縣

大津市技手

堀内增藏

吉原町長

岡谷虎藏

岩松常次

燒津町長

佐野彌三郎

太田政德

山梨縣會議長

利波清一

赤羽九市

同

丸茂義藏

三井睦三

山梨縣

武田與十郎

林虎雄

同

同

上原榮

山梨縣土木課長

黑江末綱

國分浩

甲府市會議長

松本市助役

津田康吉

同

同

鈴木重兵衛

都市計畫山梨地方委員會技師

柴田一郎

守屋榮夫

同

同

木下彰

同

同

猿谷新太郎

同

同

由宇石治

同

同

小林龜久治

同

同

岡田秀勝

同

同

岡田秀勝

同

同

時實秋穗

同

同

岡崎英雄

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡村勇雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

時實秋穗

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

同

同

山崎義一

同

同

富安鑒助

同

同

岡崎英雄

福島縣

青森縣

山形縣

內藤勝

阿部貞雄

福内和介

鳥取縣

島根縣

高岡市技師

福島市助役

郡山市會議長

都市計畫青森地方委員會技師

同

都市計畫山形地方委員會技師

福井市助役

石川縣

富山縣

鳥取縣

島根縣

山口縣

松原正喜

島根縣土木課長

鳥取市會議長

同

書記

高岡市技師

福島市助役

郡山市會議長

都市計畫青森地方委員會技師

同

都市計畫山形地方委員會技師

福井市助役

石川縣

富山縣

山形縣

福島縣

宮崎縣

大津市

同

書記

高岡市

同

同

同

同

山形縣

福島縣

宮崎縣

大津市

同

書記

高岡市

同

同

同

同

四五六

廣島縣都市計畫課技師	同 助役
吳市庶務課長	同 財務部長
同 稅務課長	同 祕書課長
山口縣	山口縣
山口縣都市計畫課長	下關市土木課長
和歌山縣	和歌山市主事
和歌山縣	岩國市技師
大分縣	同 技師
小倉市	德 島 縣
小倉市會副議長	都市計畫德島地方委員會技師
大牟田市主事	都市計畫佐賀地方委員會書記
日田市長	熊本商工會議所會頭
佐賀縣	熊本市技師
熊本縣	都市計畫佐賀地方委員會書記
八代市會議長	荒尾市長
宮崎縣	延岡市長

西春雄	佐々木忠夫	藤田若水	中原英一	早田成雄	小林孫一	香川同	德島市土木課
三宅高二	角谷治郎一	高松市収入役	浦志重基	玉木寅彦	松山市書記	同土木課長	市會議員
早田成雄	貞瀧權治郎	同市會議長	同市會議長	同市會議長	同市會議長	同市會議長	同市會議員
中西讓平	樺阪由助	今治市長	高知市土木課長	福岡縣	高知縣	同縣	同縣
門司市長	中西讓平	福岡市都市計畫課長	福岡市都市計畫課長	同	同	同	同
門司市長	高知市土木課長	同	同	同	同	同	同
小倉市長	同	同	同	同	同	同	同
豊川紀雄	同	同	同	同	同	同	同

四十宮紋平 鈴木良員 京極粹吉
村井雅敬 村口常明 清水常明
阿部秀太郎 野口矯 田和幸盛
島田隆次郎 島田義次 末松茂治
市山嘉七 阿部嘉七 末松茂治
隈部正人 庭瀬信行 和田幸盛
大久保清和 大久保清和 今津重藏
星村宇德 吉村徹 千田專平
伴格夫 田中俊輔 千田專平
木島条太郎 岩崎尚俊 小林繁次
別木靜哉 石川倦造 小林繁次

京城府會議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

大梅健治	植田群治	大田修造
中村郁一	中村郁一	兒玉市朗
間島梅吉	咸鏡南道內務部土木課朝鮮土木主事	矢繼生次郎
上杉直三郎	臺灣總督府內務局土木課都市計畫係 技手	平壤府技師
野附勤一郎	臺灣總督府內務局地方課屬	咸鏡南道
國友尙謙	臺北市長	同 土木課技術係長
忠清南道	臺北市長	咸鏡北道土木課長
忠清南道土木主事	臺北州地方課長	臺北
同 土木書記	臺北市長	臺灣
釜山府理事官	臺北市長	臺灣
同 技師	臺北市長	臺灣
慶尚南道	臺北市長	臺灣
平安南道	臺北市長	臺灣
平壤府市計係長技師	臺北市會議員	臺灣
谷修二	臺北市會議員	臺灣
飯塚慶助	臺北市會議員	臺灣
高口英男	臺北市會議員	臺灣
井上武	臺北市會議員	臺灣
速水隆三	臺北市會議員	臺灣
福島賴明	臺北市會議員	臺灣
同 同	臺北市會議員	臺灣
同 主事	臺北市會議員	臺灣
同 衛生課長	臺北市會議員	臺灣
臺北市長	臺北市會議員	臺灣
臺灣總督府內務局地方課屬	臺北市會議員	臺灣
臺灣總督府內務局土木課都市計畫係 技手	臺北市會議員	臺灣
杉浦朝太郎	臺北市會議員	臺灣
杉山清一	臺北市會議員	臺灣
大山綱隆	臺北市會議員	臺灣
藤村寛太	臺北市會議員	臺灣
富永兼忠	臺北市會議員	臺灣
石田敏夫	臺北市會議員	臺灣
緒方武歲	臺北市會議員	臺灣
神村三郎	臺北市會議員	臺灣
田川春金	臺北市會議員	臺灣

關東州廳土木部計畫課技手	望月初太郎	川本澤一
大連市長	別宮秀夫	有馬一男
同 副市長	菊池璋三	山下若松
同 總務課長	篠田廣海	立石保福
滿洲國交通部都邑計畫司	菅原文哉	菅原文哉
奉天市官房庶務科長	渥美洋	渥美洋
牡丹江市長	園部光三	園部光三
同 工務科長	國部光三	國部光三

第八回總會掛員事務分擔表

(太字は各掛主任)

救護掛 項	議事掛	會場掛	新聞掛	來賓掛	掛名	
					分擔事項	掛員
一、參加者應急治療施設ニ關スル一切ノ事項	一、主報告者、議長、部會議長等連絡ニ關スル事項	一、會場及其ノ附屬設備施設ニ關スル事項	一、新聞記事、放送及記者接伴ニ關スル事項	一、來賓、主報告者、役員其他壇上人等送迎伴並挨拶廻ニ關スル事項	一、會議統轄、各掛連絡整備ニ關スル事項 一、他掛ニ屬セザル事項	久保、有岡、直原、小川 津田
武井 看護婦一名	安川、宮岡	阿波、植田、河本、福田 (兼務) 小川	山口	辻、(兼務) 小川 幸島、藤田、佐藤、西尾 (兼務) 直原	深水、山本、石橋、齊 (兼務) 津田	神戸市側
	弓家(總主任・總會) 幸島(第一部會)小古間 藤田(第二部會)後藤 小西、那波(記錄、資料、 速記、寫眞)	幸島、小古間、小西、 後藤	幸島	弓家、藤田、小古間、 小西	關口、田中	事務局側



昭和十八年十二月二十日 印刷
昭和十八年十二月廿八日 發行

全國都市問題會議會報特別號第八回總會要錄

(非賣品)

編輯兼發行者 東京都麹町區日比谷公園二番地

小西理三郎

印刷者 (東東元九) 川端德三

發行所 全國都市問題會議事務局

東京都日比谷公園二番地
市政會館內

配給元 日本出版配給株式會社

東京都神田區淡路町二丁目九番地

日本出版會會員番號二一四〇一二

光明社印刷所印行